

熱田驛門飾

熱田驛

門飾

まねつ
乃せく
申さる
門毎い
すん
け剣の
うらそ
浦浪の
ま
月
子



まみろと
正韶

ららと
全

連続れ
白鷗

代のらと
正次

片きか
清道

田舎のほま
龍屋

とろけれ
公彦

川の松系
七三彦

色り子
寄陽

れらら
英齋

みろれ
圖南

りきり
松月菴

星崎

絶は及藤はく
志和つちの藤はく
かしくとも又さめ

むく 朝ハ
も 川 林

宮田松

去るもあゝぬえ
民衆のたのむえ
せきつゝも多の川
豊いのも君も民
く 里の民の乳

星崎汐濱



そ 乃 も 子 孝 母 雀 浦 浪 子
京 赤 芳 正 嘉 野 而 正 壽 義
井 赤 雄 明 武 堂 后 枝 年 教
軒 御 膳

名古屋都市計画史

上卷

発刊の辞

今次の大戦で名古屋市民は相つぐ空爆による被害のため、未だかつてない悲惨事を経験させられたが、その苦悩と戦禍の中から、いち早く立ち上つた市民は協力一体の実を挙げ、鋭意復興事業に専念し、戦後僅か十年余にして新生面をひらき、市勢は著しく伸張するに至つた。それだけにどのような応急措置をとつたか。特に防空施策や戦争被害、或は応急復旧から目下実施中の都市計画復興状況などを、やがて出来得るだけ記録に残しておくことの必要は勿論いうまでもないのである。

ひるがえつて既往における本市の道路、橋梁、公園、運河等の記録、或は文献等については如何というに従来諸所に一部分が散在するのみにて、これが全貌を綜合して統一的に編述したるものは、何等備わるにいたらず関係者一同のひとしく遺憾としたところであつた。すでに建設局は土木局時代より深くこの点に留意し、名古屋都市計画史刊行の志あり、よつて終戦前後にいたつて、いよいよ交通の主流をなす本市道路を重点におき、それらの経過を探り、その由来をたずねて書き残すとともに、本市経営に資するところあらんと企画し、

あまねく都市計画に関する旧記録、公書等の輯集に力を致し、刻苦精励、編纂のうえ漸くにしてこの上巻上梓するの運びに至つたのである。

都市計画といえは比較的新しい言葉であるため、本書は今を距る三十数年前の市区改正事業、第一期都市計画事業以後の計画および事業施設のみに限られるもののごとく考えられるだろう。しかし都市計画の事實は豪勢な名古屋城築造によつて城下町としての名古屋が誕生し、市街割——町割の出来たことから始まり、民政の第一歩が実に道路改修、開墾、開田にあつた。

往昔の都市計画の根本原理がどこにあつたにせよ、城下町を建つること恐らく容易なわざではなかつたに違いないと思われる。それはわれわれが新たに住宅を建築せんとする際、地相を考え、その位置の選定上に種々苦心するのに徴しても想像し得らるのである。さればわれわれは現代の都市計画の躍進のみに眩惑せられて、遠くわれらの祖先が数百年にわたつてけみし來つた都市計画の基礎的事業の跡を忘却してはならないと思う。そこには徐々になれども今日の躍進を導く多くの基礎工事が営まれていたのである。

こうした意味において幕末維新前に遡つて過去と現在との繋がりを良く理解する必要がある。わけてもここ八、九十年以来の道路交通文化の發達躍

進は真に目覚ましいものあり、それ以前の変化を全く瞠若たらしめる観があるだけに、明治維新に入り大正末期に至る道路、橋梁、運河、公園等の事績は、じめ市街の発達過程等を叙述したのは、すなわち本書である。そして特に道路施設に重点をおいたのは道路系統こそ都市計画の基礎的事業であり、道路交通こそわれわれの祖先が最も古くから親しみを有つて来た所で、都市生活の動脈であつて、今日の計画および事業施設において過去にまかれた種子から萌芽したものが少なくない、故に本書は将来都市経営を分担する市民必携の史書ともなろう。

ここにいささか所懐を巻頭に誌し、あわせて本書編纂に寄せられた各方面の援助に対し、深厚の謝意を表す。本書はもとより蕪雑そして欠漏なきを保し難い、また叙述に幾分の不整はあろうも、この点大方の寛大な御宥恕を願いたいのである。

昭和三十三年三月

名古屋市助役

田 淵 壽 郎

賛 辞

海水の中にはほとんど無尽蔵ともいえる塩が含まれております。しかしこの塩を海水からとり出すためには、先ず太陽の熱と風の力で濃厚な塩水をつくり、更にこれを煮詰めねばなりません。

この名古屋都市計画史は各地に散在しておる数多い資料をさがし求めて、その一冊一冊について苦心の調査研究があつて始めてできあがつた書物であります。いわばこの一冊の書物は資料の大海を煮詰めて生れた貴重な結晶であります。

わが国には最近年間二万点以上の書物が出版されておりますが、都市計画に関する書物はきわめて少ないのであります。しかも名古屋の古い時代からの都市計画について詳細に書かれたものは、これがおそらく始めてであると思ひます。

名古屋市が大きく発展しようとしておる現在、この書物は名古屋市に関心を持たれる人は勿論のこと、広く都市問題に関心を持たれる人々にとつて、貴重な資料となり、得難い参考書となるものと確信いたします。

ここにこの書物の出版を喜ぶとともに広く皆様におすすめする次第であります。

昭和三十二年三月

名古屋市会議長

鈴木祝花

例言

一、本書は名古屋市の都市計画の事績と、その関連事項等を記述したものであるが、都市造営は名古屋城下町時代から盛んに行われていることは今日の都市計画と同様であつたので、市街の建設工事が始められた時代に遡つてその發達および變遷の概要を叙述した。

二、明治維新後より道路を中心として各事業施設等の事績を明かならしむるに止まらず、必要ある毎に關係法規、条例等の規定を加え、大正末年をもつて筆を擱いたが、耕地整理、土地區劃整理事業および大正末期に起工式を挙げた中川運河開鑿事業等については、次巻に譲ることとした。

三、叙述にあつて記事の正確を期したつもりであるが、筆者の浅学非才のために尽せぬ点を免れぬ。なお記述の体裁や、その項目の捉え方には或は當を得ないものがあるが、新史料の發見によつて隠れたる史実を顕わし、旧來の謬説を是正した箇所は尠くないつもりである。

四、記述は当用漢字や新仮名づかいなら、誰でも書ける、書く方も読む方も便利であろう。しかしそれでは表現しきれない場合も少なくないので、新旧混合して使用した。とりわけ本書には多くの史料原文の引用が多いのは、原文によつて、その時代の雰囲気や直接読者に感得せしむる方が生き生きとした史実を再現することが出来ると考えたからである。

五、史料の多くは殆んど片仮名であるが、読易くするために殆んど平仮名に直し、法規、条例、規程等を別行に列記する場合に限り原文のまま掲げたが、これも読み易くするため濁点、句点を施し、或は活字の都合上漢字を仮名に直した箇所もある。

一、道路の新設、改修、拡張、構築等は殆んど事業名をとつたが、中には便宜上一般にわかりやすい道路名をとつたのみならず、「道路」、「街路」、「新設」、「改修」、「拡張」、「歩詰め」等使い分けが統一を欠いている。しかも一事業の記事中においても不統一であるが、大正八年十二月六日内務省令、道路構造令、街路構造令公布施行せられるまで、道路と街路の区別がなかつたので、その資料においても統一を欠いているからである。そればかりではなく明治時代には今の市道を「里道」と称していたのである。

一、前記については特に本文記事中に記述しておいたが、街路とは通常市街地を構成する区域内の道路をいい、単に一般交通の用に供する地方道路と區別したものである。改修と開修の區別は大正十三年十一月八日内務省令(第二五号)名古屋都市計画事業道路広場新設構築受益者負担に関する規定によれば、その構築する部分の平均幅員が旧道路の平均幅員の三倍以上を道路新設とみなしている。開修は新設とみなされるのである。

一、そして都市計画街路とは都市計画法に基いて都市計画区域内において、又はその区域外にわたり都市計画として決定された道路を指している。しかし大正八年頃までの道路事業においては整然として前記のごとく使いわけせられていないことを断つておきたい。

一、書中に皇室関係を除き人物には一切敬称を省略したのは歴史的記述によつたのみならず、全く本文を簡明ならしめたい趣旨にして決して他意あるものではない。なお列記した場合は順序不同にして決して差別をつけたものでないことを断つておきたい。

一、本巻刊行の達成を要すること急なるものあり、従つて補筆整理の時間甚だ乏しく、記事の按排ややもすれば、その繁簡完きを得ず、行文の推敲また至らざるものある。また重複の箇所(中には相

互関連せる事項に重複の記述を余儀なくされた点もあるも、ひたすら時日の許す範囲においてその憑拠を逸せざるようにつとめた。それでも或は誤謬なしとは保し難い、また逸玉、拾瓦、不備不到の点もあるうが、都市計画史の上巻として、その大体をつくしたつもりであるとはいえ何分にも執筆者の不敏の致すところで、誤謬不備の点については幸いに読者の批正をまち後巻に補正したいと思う。

一、叙述の方針として個人的意見を加えず、資料を提示して、それ自身に物語らしめることはよからうが、事項によりては布衍解説を加える必要もあり、かたがた自然個人的解釈や、若干意見的のこゝとが加つたので、署名して文責を明らかにしておきたい。

一、年代の概念を的確ならしめんがために、第一篇においては年号の下に割註として西暦年数を示したが、なお巻末に慶長十五年より現代に至るまで、特に改元月日を附記せる年代表を作成してこれを掲げておいた。

一、索引を具備しない欠点を補うためと、事業施設等の推移を一目明瞭ならしむるため、別に編年表を作成して巻末に掲げた。なお本文記事に悉さざる所を補うためと、いささか行文の変化をと、いう趣旨から挿入記事を本文の下部に、或は余白の箇所に割付した。もしそれが本文の示表と紛れやすい場合には「参考」と附記したが、この挿入記事の枠には裏罫線を使用し、かつその見出しを必ず枠内につけることとした。

名古屋都市計画史 上巻 目次

題字	名古屋市長	小林橘川
発刊の辞	名古屋市助役	田淵寿郎
賛辞	名古屋市会議長	鈴木脇蔵
例言		

第一篇 総説

説

第一章 開発の歴史

第一節 緒言

言

戦前を凌ぐ復興名古屋……道路および街路こそ礎石

第二節 近世(江戸時代)の名古屋

都市としての起原……開府以前の那古野地方

第三節 江戸時代の交通路

当地方に通ずる主要街道……東海道の宿駅および七里の渡し……(道中の詩)……

迂回の陸路佐屋廻り：宮より越前海道：大井への道：美濃街道：佐屋街道：岡崎街道：伊勢参宮街道：(明治以前の駄賃)：乗物および通信機関：名古屋より諸方への飛脚賃銭：道路の修築および路面

第二章 城下町時代における街衢の変遷……………二五

第一節 名古屋市街の開発……………二五

第一着手は土木工事：城下の経営に町奉行：火災と城下町の道路：築城初期時代の町々

第二節 城下町時代の盛衰……………三〇

豪商の抬頭と庶民の難渋：天保の飢饉とその影響：名古屋城下町における人口および戸数の推移：道路橋梁の維持策

第三章 明治維新以後の政治と住民……………三七

第一節 行政の急転換……………三七

版籍奉還と藩知事任命：大小区制から名古屋区：名古屋区の誕生：名古屋区誕生当時の町々：区会議事の概目：本県施設は市中を主眼：地方自治とその実情

第二節 住民の生活……………四

変革に依る住民の生活変化…(人力車の樂觀時代)…海運の發展策挫折…産業振興と士族授産…名古屋区内の戸数人口

第三節 名古屋区から名古屋市へ……………五

明治維新と封建的権力…自治確立の声と自由民権…市制施行に依る独立と自治…地域拡張と戸口の増加…東西・中南の四区制…市制施行以後の普通經濟歳入出決算戸口数

第四章 郊外農村との関係道路……………五

第一節 明治初期時代の道路行政……………五

道路修理法および道路掃除…河港道路修繕方法改革…(内務省工師デレ－ク)…県吏員に実地伝習せしむ…町内毎に土工惣代設置…近郊農村との関係道路

第二節 国道前ヶ須街道等の改修……………六

佐屋街道と道換え…白鳥橋架設計画中止…神戸町千年間拡張

第三節 広小路通の改修……………七

長者町以西停車場まで改修…鉄道の開通とその影響…(広小路の夜店)…国

道十号線附属線：笹島街道と命名：久屋町以東を国道：橋梁および溝渠の修繕

第四節 明治初期以後の道路関係法規……………七

初期時代の一般土木行政：開路奨励の布告：明治八年の地方官会議：国道・県道・里道の幅員：土木費旧慣施行の布達：明治十三年の地方官会議：仮定県道と里道の分類：市内国・県道の外重要道路：本県の土木工事施行規則

第五章 名古屋の市街と道路……………三

第一節 市街の近代都市化へ……………二

電燈・電話・電車の影響：名古屋市内の戸口の変遷：明治末期頃の諸官庁：碁盤割区域および商店街の形勢

第二節 街路の掃除および取締……………一〇〇

車馬交通および街路掃除布達：道幅狭く人力車の疾駆：城内の通行差留および街路取締：名古屋の接続市街地：歩道と車道の区別：道標建設の布達：名古屋の道路元標：道程および人力車賃：堤塘道路並木敷等の使

用料

第三節 水運および渡船……………二四

鎮国令以後の水運：堀川(太夫堀)および黒川：本市の浚渫請願の顛末：江川の暗渠埋立：笈瀬川の暗渠埋立：水運の衰頽および渡船賃銭：渡船營業取締の実施：熱田発汽船の時間および賃金：(市内の諸車調査)

第六章 市制施行以後の土木事業……………三〇

第一節 土木関係の職制梗概……………三〇

土木課関係の分掌事項：県令および訓令の通達：里道橋梁の引継と県費補助

第二節 土木常設委員条例および規程……………三四

常設委員条例の創設：新たに常設委員規程設定：土木常設委員の改廢：修繕常設工夫規則設定：土木現場監督員服務規程：公債支弁臨時委員規程：臨時委員の事務概目

第三節 土木事業の執行機関……………三五

集議制の執行機関：事務課長から技術課長：土木事業執行の理事者および関係者

第四節 道路・橋梁・公園の概観……………三七

出来上つた施設の一斑：街路および公園の総面積：終戦前後の道路計画
：道路・街路改修開修の区別：(機械ローラー使用のはじめ)

第二篇 市区改正前後の道路および公園……………一七

第一章 重要道路の新設および拡築……………一七

第一節 緒説(目標計画から実施計画へ)……………一七

目標計画の一部が実施：本県の土木費支弁法の沿革：最初の支弁法の規定：国道外の橋梁溝渠も削除：本県の土木費支弁規則設定：県政における道路溝渠問題：軌道敷設と道路の関係：堀川凌濼費の市郡分割負担：民費道路の開設および市民の欲求：終に市区改正事業の具体化

第二節 東部道路(新栄町通)の改修……………一九

第一項 計画より実施決定まで……………一九

名古屋区時代の計画が発端：道路調査委員会設置：県庁敷地貫通線に確定：変転して迂回線に決定：貫通線に逆転して設計変更：県庁舎移転に絡む複雑な過程：協力的時任知事と県会：沖知事時代に漸く願望達成：更正予算額と工事の概要

第二項	着工から貫達完成までの経緯	二〇一
	千種駅設置同盟会と市会の熱意：県費補助の見込はずれ：関係千種村の抗議も解決：竣工承認の通牒：議決案と市会の動き：委員会停頓し翌年に持越：一部を残して貫達成る：用地買収見込額と鑑定額	
第三項	千種町道路(千種駅前通)の新設	二〇三
第三節	禰宜町(西部線)道路の改修	二〇四
	踏切を立体交叉とする道路：設計変更の建議および関係議案：市会は悉く原案可決：跨線陸橋の明治橋建設：決算額および敷地買収価格	
第四節	御旅所横町道路の改修	二〇三
	異論激しく審議の停頓：調査委員(前津小林と東陽館)	
第五節	広井町南北道路の改修	二〇五
	愛知駅開設に伴う計画：関西鉄道会社の申請書：市会は議論多く終に修正：工事屢々停頓して竣工：工事費ならびに用地の寄附	
第六節	水主町道路の新設	二〇三
第七節	大船町道路の改修	二〇三
第八節	県道熱田街道(南大津通)の改修	二〇五
第一項	その発端から実施計画決定へ	二〇五

その発端および準備工作：電鉄会社および熱田町の寄附金：計画ならびに予算案の概要：郡部参事会難航の末否認：郡部参事会の意見書

第二項 県会の再否決と原案執行……………二四二

連帯市部会とも原案通過：市部会に於て当局弁明：攻撃の郡部会は一括否決：交々論難の末再び否決：散々もみにもんで採決：快速的の原案執行の告示：南大津通街路市部所属に決定：意見書

第三項 本市の設計変更運動および寄附金……………二四八

十三間幅に設計変更の申請：結局市会は原案を議了：県会は本市の要請通り議決：工程および買収委員の努力

第九節 公園道路の改修問題……………二五二

第一項 第一次幹線道路改築計画の悲運……………二五三

大共進会と道路の關係：道路調査主査委員：市会は論議の揚句否決：市会希望の四路線計画：共進会計画決定の状況

第二項 加藤市長の措置と市会の論議……………二五八

市会の希望を容れた緊急案：主査調査委員：終に原案無視の大修正：再否決から逆転し緊急案議決：難局にたつた市長の早業

第三項 工事執行および沿道附近の形態……………二六三

実測調査から工事の進捗：道路改修計画の概要：愛知県への許可指令条件

…縮小した記念橋の開通

第十節 公園正門および北門道路の新設……………二七

附帯工事および用地買収価格…改修道路沿線における土地登記売買価格

…挫折せる大計画の意図

第十一節 南武平町および南久屋町道路改修……………二七

南武平町が南久屋町に変更…南久屋町線否決して建議…復活して御黒門

筋等追加…関係住民の促進陳情…関係地主等の用地寄附…南武平町道路

改修復活

第十二節 県道江川南線新設および熱田道路改修……………二七

市部会が八間幅に修正…熱心な路幅復活の陳情…熱田道路決定までの経

緯

第十三節 県道東北部(大曾根)線道路の改修……………二五

猛運動奏功して計画化へ…市部会の改修請求の建議…(大曾根口界限)…四

箇年度継続として実施

第十四節 東柳町通(西小路)拡張と納屋橋架換……………二七

手際のない東柳町通拡張…木橋から堅牢な納屋橋…盛大な渡橋式の景況

第十五節 長畝樋ノ口道路新設および拡張……………二九

第十六節 熱田方面の道路新設および改修……………二五二

熱田旗屋町道路の改修：熱田竹ノ鼻道路新設：熱田五本松道路の新設

第十七節 西区方面の道路新設および改修……………二五四

樋之口町道路の改修：堀端の水辺公園設置要請：菊井町電車通の道路新設：南押切・菊井町道路改修：(納屋橋々畔)

第二章 市区改正の先行的道路新設改修……………二五九

第一節 南外堀線外四路線改修計画の決定まで……………二五九

市会の建議および五路線実施案：所謂加藤市長の置土産：市会は渡り合
い一時緊張：阪本市長就任後に確定：分割実施の申請と許可指令：関係
住民から促進の請願

第二節 南外堀線始め五路線の竣成まで……………二七〇

寄附取消や不当の要求：南外堀線：東片端線：葵線：漸く公園線との接
続成る：江川線

第三節 御園門線外二路線の改修……………二七三

第一項 御園門線(行幸啓道路)の改修……………二七三

計画と帝室林野局の照会：八間幅を十間幅に変更：本町通拡築計画の抛

第二項 堀内町線山口町線改修の予算……………三二六

論議活発な市会の審議…採決の結果無修正通過

第三項 堀内町線道路の改修……………三一九

第四項 山口町線道路の改修……………三二〇

第四節 南外堀線始め七路線改修費の総予算並に決算……………三三二

第五節 堀川筋の道路改修および橋梁架設……………三三一

横三ツ蔵線の改修…江川の内屋敷橋架設…堀川の天王崎橋架設

第六節 西二葉町道路の改修……………三三三

第七節 局部的道路の新設改修……………三三三

裏門前町道路の新設…新出来町道路歩拡および改修…千早老松町道路の

新設…押切町線道路の新設…短区間の改修施行道路…(人口の分布と周辺

部の風景)

第三篇 運河開鑿および埋立……………三三九

第一章 精進川(新堀川)の開鑿事業……………三四一

第一節 精進川開鑿事業実施の決定

第一項 懸案の挫折から具体化へ

悪水路の旧精進川の沿革：市民有志の興東会の活動：市会は諮問案を同意：答申書

第二項 愈々開鑿事業案の決定

市会は五議案とも修正可決：修正議決に参事会の抗議

第二節 工事施行と竣成の概要

施行許可申請の内容：工事計画説明：快速的な施行許可指令：鉄道関係事項の承認指令：本川および支流等の施工順：工費の対照

第三節 着工から完成までの経過

盛大なる起工式挙行：第一次工事竣工の立会者：第二次第三次工事の着手：物価高に依る施行難の歎息：第二次第三区を分割請負：貨物搬入船の通船仮許可：市民歡喜に溢れる通水式：「新堀川」と改称の告示：残工事および用水路の改修：公共物揚場四十六箇所：用水掛樋の架設工事

第四節 兵器製造所構内および公園敷地盛土工事

軍当局と盛土売買契約成立：工事示方書：懇請も空しく残余分抛棄：公園敷地盛土運搬軌道

第五節 新堀川附属橋梁および災害復旧工事……………三七〇

第一項 本川に十七橋支川に五橋架設……………三七〇

第二項 甚大な災害ならびに復旧工事……………三七三

被害続きの復旧に疲労困憊：各所の堤防崩壊と積替：参事会員実地調査

の発表：完成後の河口補修計画

第六節 県営事業の中川運河開鑿計画……………三七七

松井知事の六計画の経緯：三区間の掘鑿延長および構造：幅員水深船溜

および荷揚場：十六箇年継続の総工費

第二章 完成後の精進川および泥砂の利用……………三八二

第一節 関係議決案および改修費決算……………三八二

第一項 市会議決案件の概要……………三八二

第二項 改修費の決算状況……………三八五

総支弁額百万円突破：役所費支弁高および建物移転料：接続熱田町の負

担金

第二節 諸条例規程および関係職員……………三九二

第一項 関係条例および規程の変遷……………三九二

最初の精進川改修委員規程：改修委員規程を廃止：河岸地使用規程の設
定：改修事務を土木課に移す：公債支弁事業委員設置

第二項 改修関係職員……………四〇一

市参事会員：精進川改修委員：公債支弁事業臨時委員：改修関係吏員：
改修関係市会議員

第三節 麴ヶ池(大池)の埋立……………四〇七

第四節 長畔および長畝の埋立……………四〇八

長畔(空濠)低湿地理立：長畝(惣河戸)の埋立

第五節 県税支弁の大小溝渠……………四一一

明治維新後の状態：大溝渠延長約一万六千五百間：名古屋市内の大小溝
渠箇所：(外小使の足から郵便へ)：細溝をのぞき漸次埋立：(大人気の名古
屋区役所の本建築)

第四篇 近代的路面舗装および都市的公園……………四二二

第一節 大須仁王門通の路面舗装……………四二三

近代的路面舗装の端緒：最近のアスファルト舗装：路面改良の主なる箇
所

第二節 都市的の公園施設……………四七

第一項 都市的公園の端緒……………四七

明治初期の太政官布達…県管理の浪越公園が嚆矢

第二項 浪越公園から那古野公園……………四九

前身は旧清寿院の後庭…譲受後に那古野公園と改称

第三節 和洋折衷式の鶴舞公園……………四三

公園設置委員会の要望…和洋折衷式の計画概要…敷地一部の貸与を決定

…敷地一部特売に活発な論議…市会議決案件…敷地の賠償金催告問題

第四節 鶴舞公園附属動物園設置……………四二

個人経営の今泉動物園…議論の末動物園併設確定

第五節 廻遊林泉式の中村公園……………四五

国貞県令の計画に基く…市域大拡張後本市に移管

第五篇 東京市区改正条例準用の市区改正……………四九

第一章 市区改正調査会の顛末……………四一

第一節 市区改正調査会設置計画……………四一

注目すべき市会への建議：市区改正調査会設置の建議：調査会の陣容とその異動：市区改正調査会々員

第二節 市区改正調査会の経過……………四七六

審議事項と市長の意見：市是の確定：膨脹すべき市の地境：交通要衝の連絡：市区改正に付ての希望：市区改正事業計画の方向：商工業の分布状態：商工業分布の将来：六大都市の人口密度：官設中央線移転の急務

第三節 市区改正の大体計画決定……………四七四

将来の地域と道路等級：南北線：東西線：橋梁および河川開鑿改修：公園設置および鉄道線路変更

第二章 市区改正の確立とその事業決定……………四七五

第一節 東京市区改正条例準用の指定……………四七五

本市の適切な運動見事奏功：東京市区改正条例の沿革：(理想的都市建設は道路から)：市区改正条例および関係法規

第二節 市区改良調査費(市区改正委員会費)の審議経過……………四七七

市区改正委員会費削減：調査委員：(外人の道路評)：市区改正条例準用指定意見書：市区改正条例準用市に指定：大正八年度市区改正費撤回：討

論の末新規案を議了

第三節 市区改正委員会の審議経過……………四九六

第一項 名古屋市区改正委員の異動……………四九六

第二項 本市作成の市区改正の原計画……………四九九

市区改正の原計画の大綱：急施計画五大幹線の概略

第三項 五大幹線道路開設拡張の確定……………五〇二

三日間連続審議で議了：五大幹線道路開設の公告：施行年度割：建物制限に関する告示：（道路改良の先覚者）

第四項 都市計画法適用の事業に切り替……………五〇六

施行前に都市計画に切り替：都市計画公告：起業者：事業の種類：起業地：東郊連絡線道路の追加

第四節 東郊連絡線追加および一部設計変更……………五〇八

交通遮断の不便を除く：追加申請に関する説明書：既定執行年度割の変更

第三章 事業および経費……………五〇六

第一節 事業実施の概要……………五一六

第一号線幅員十八間：第二号線幅員十一間：第三号線幅員十一間：第四

号線幅員十一間：第五号線幅員十三間：東郊連絡線幅員十三間：記念橋
始め橋梁の新改設：岩井橋の新設：(都市研究の恩人)

第二節 事業の着手から完成まで……………五二

第一号路線の執行経過：名古屋市論告：第二号路線の執行経過：第三号
路線の執行経過：第四号路線の執行経過：第五号路線の執行経過：東郊
連絡線の執行経過：五大幹線の全竣工実績：(枢要街路の交通量調査)

第三節 各路線の工事費……………五二

各路線別工事費の内訳：各道路築造費の内訳：橋梁工事費の内訳：路線
別用地買収の実績：附随事業の街角剪除面積

第四章 財源の調達……………五五

第一節 募 債 計 画……………五五

市債発行計画と利率の更正：公債条例設定の理由：許可指令および利率
変更理由：償還年次表更正の許可：市区改正事業公債条例公示：元利金
償還年次および借替：短期債および借替：(漸くバスの実用化)

第二節 道路および橋梁費に対する国庫補助……………五六

国庫補助の内牒と回答：道路国庫補助規程の制定：第一次の国庫補助交

付：第二次の国庫補助交付：第三次の国庫補助交付：第四次の国庫補助
交付：第五次の国庫補助交付：第六次の国庫補助交付：第七次の国庫補
助交付：国庫補助金の一覽

第三節 繰入金および特別税……………五五

第一項 電気軌道事業経済の繰入金……………五五

寄附金を分担金に組替：市街電車買収の市営実施：繰入金および分担金

第二項 都市計画特別税の賦課……………五二

特別税賦課年度別：(市民の諸税負担額)

第五章 予算および決算……………五九

第一節 路線別予算と年度割の変更……………五九

最初の路線別市区改正費：用地買収予算および土地価格調：路線別関係

土地価格調：屢次に亘る財政計画の更正：またまた年度割の変更：更正

予算表

第二節 事業費の決算……………六四

七箇年度の事業費決算：七箇年間の実行予算：剰余金の処理内容

第六章 特別負担金制度……………六二〇

第一節 受益者負担の規定……………六二〇

特別負担金制度の趣旨：指定の内務省令公布：負担方法・負担区劃指定の
経緯：五大幹線に負担金徴収：路面改良・運河事業にも実施

第二節 負担区地帯および負担率……………六二八

負担区地帯および負担率設定：徴収事務取扱の規程

第三節 負担金に関する重要調査……………六三八

負担金ならびにその計算の基礎：東郊連絡線の負担金：工事着手の認定
日：全路線の負担金調定額

第七章 負担金滞納および訴願……………六四〇

第一節 土地収用法適用に関する異議……………六四〇

第二節 受益者負担金滞納問題……………六四四

反対者の主張する要点：負担金に関する市長の声明：反対者市役所に殺
到騒ぎ：不納同盟会の猛活動：市長再び声明書を発表：納入を奨める注
意書配付：滞納処分執行の予告

第三節 訴願および裁決…………… 六五八

第一項 負担義務者の訴願大要…………… 六五八

第二項 名古屋市の弁明書…………… 六六二

第三項 愛知県知事の裁決…………… 六六八

第四項 愛知県知事の答弁書…………… 六七五

原告側の裁決取消請求訴状…名古屋市の参加に許可…五項目にわたるその理由…塚本市長時代に和解成立

第八章 都市計画事業および一般土木事業の経費…………… 六八九

第一節 都市計画事業の恒常的財源…………… 六八九

第二節 都市計画事業に依らざる土木事業の経費…………… 六九四

各年度の一般土木費額…三十八年間の普通経済歳出決算における土木費額調…(昔の物価表)

第九章 関係機関…………… 六九九

第一節 都市計画関係官制および職制…………… 六九九

都計地方委員会の改変…都市計画部から土木部へ

第二節 委員・議員および関係吏員……………七〇

都市計画愛知地方委員：都市経営調査臨時委員：市会議員

第三節 執行機関……………七三

第六篇 雑纂……………七五

第一章 予算市会における市長の予算説明演説……………七七

第一節 土木事業関係の説明要旨……………七七

第一項 明治および大正中期末までの傾向……………七七

市会開設以来の議事振：阪本市長の説明演説：大正六年度予算市会と職

務管掌：大正七年度予算説明演説：大正七年二月一日の市会において：

大正八年二月三日の市会において：大正九年二月二日の市会において：

大正十年二月五日の市会において：山崎助役の予算説明

第二項 大正中期以後における傾向……………七二

川崎市長の説明演説：大正十三年二月二十五日の市会において：田阪市

長の説明演説：大正十五年二月十二日の市会において

第二節 市政懇談会に土木事業の状況報告……………七六

川崎市長の創意とその意義：市域拡張前後の道路綫延長：路面改良を漸進的に施行：撒水不充分で紅塵万丈：街路橋梁の街灯及瓦斯灯：主なる新規計画事業：漸く市民の関心たかまる

第二章 市政界における諸問題の激化…………… 七〇

第一節 玉屋町道路拡張計画の否決…………… 七二

第二節 春庵横町道路設計変更問題…………… 七四

再改修申請逆戻の憂目：散々痛罵して議論沸騰：原設計実施請求の建議
：質問書と市長の答弁書：市長の素気ない再答弁書：終にS形道路となつた儘

第三節 大池土地事件の大波紋…………… 七五

土地思惑買の議長問責：佐藤市長の明快な言明：大岩議長辞任後の陳弁
：院外運動の大舌戦展開

第四節 大津町線道路の屈曲修正問題…………… 七六

意見書：再意見書

第五節 尾張電軌の千早線乗入問題…………… 七八

尾張電軌が特許権所持：議論沸騰の末委員附託：終に多数を以て修正可

決：意見書：名古屋電鉄側に有利な結果

第六節 市費の道路撒水……………七四

第七節 関係事項の建議および意見書……………七六

庄内川治水調査に関する建議：熱田須賀町道路改修に関する建議：本町
通改修に関する意見書：御黒門線道路改修に関する建議：街路灯設備に
関する意見書：北広見線および小林町線改修に関する意見書

第八節 参考の関係法令……………七〇

道路法制の沿革について：道路法：道路法施行期日の勅令：道路法施行
令：都市計画法：都市計画法施行令：市街地建築物法：市街地建築物法
施行令

編 纂 後 記……………	名古屋建設局長 松 本 金 吾……………(八三)
(附録)名古屋都市計画史上巻年表……………	……………(八五)
年 号 表……………	……………(八四)
文献および資料……………	……………(八四)

写真図版目次

見返し図版	見返し
熱田駅門飾(「名区小景」所載・嘉永元年夏)	一、表

- 二、〃 星崎沙浜（「名区小景之図」所載・弘化四年五月）
- 三、裏見返し 白鳥河岸（「名区小景」所載・嘉永元年夏）
- 四、〃 鳴尾松（「名区小景」所載・嘉永元年夏）

卷頭写真図版

- 一、（折込）愛知第一大区所属時代の名古屋・熱田市街とその附近の図（明治五年十月）
- 二、名古屋城下図（天明年間）
- 三、名古屋区役所正門（明治十七年頃）
- 四、明治末期時代の名古屋市役所庁舎配置図（明治四十年十月焼失前）
- 五、内務省雇傭工師レーケの報告文書（明治十二年頃）
- 六、明治二十年頃の熱田波戸場の景
- 七、明治二十一年時代の栄町通
- 八、明治三十二年時代の広小路角
- 九、大正元年時代の栄町通
- 一〇、明治末期頃の新栄町通
- 一一、東部道路（新栄町通）改修直線計画図
- 一二、熱田伝馬町道をしへ
- 一三、笠寺一里塚

- 一四、堀川筋の天王崎町（大正初年頃）
- 一五、県営中村公園（大正初年頃）
- 一六、千種停車場（大正二年頃）
- 一七、（折込）開鑿工事中の精進川（新堀川）東部方面の図（明治四十一年頃）

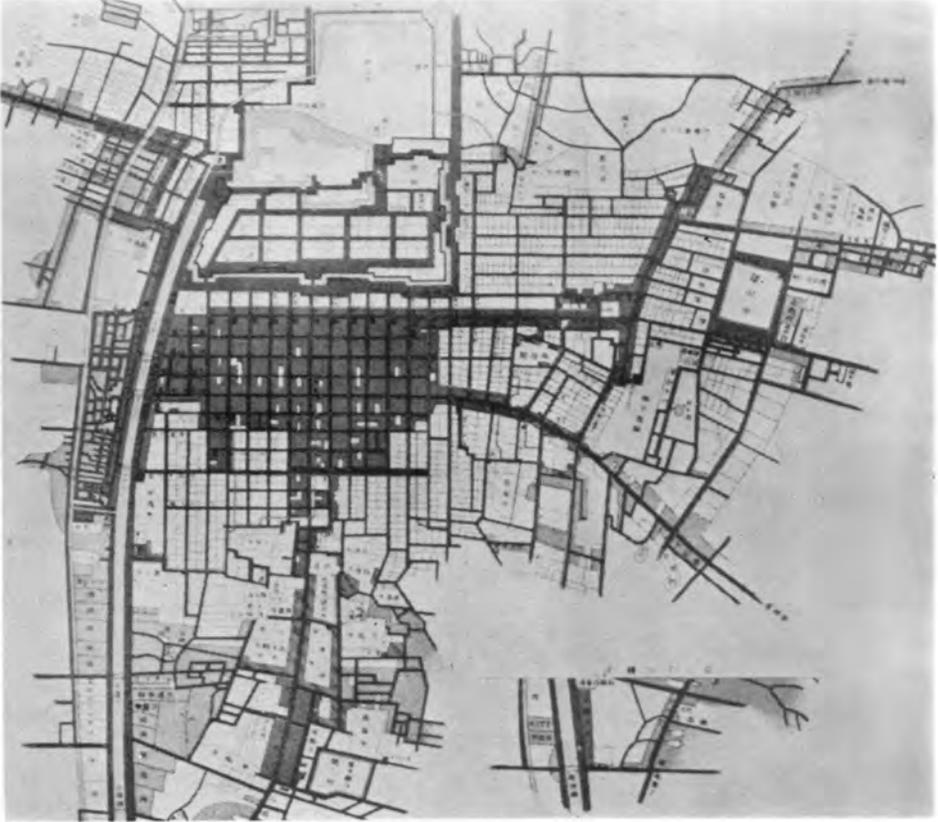
本文写真図版

一、宮の七里渡し（文化七年頃）	二頁
二、庄内川万場渡し of 古図	七
三、笹島停車場（名古屋駅）の図（明治二十五年頃）	七
四、跨線橋——明治橋（明治三十五年頃）	一〇
五、柳橋交叉点（大正三年の冬）	一九
六、納屋橋渡橋式（大正二年五月五日）	二〇
七、木橋時代の記念橋（明治四十三年頃）	三七
八、大正元年頃の大須仁王門通	四五
九、浪越公園（明治三十四年頃）	四〇
一〇、鶴舞公園附属動物園	四三
一一、大正時代の道路撒水車	七四

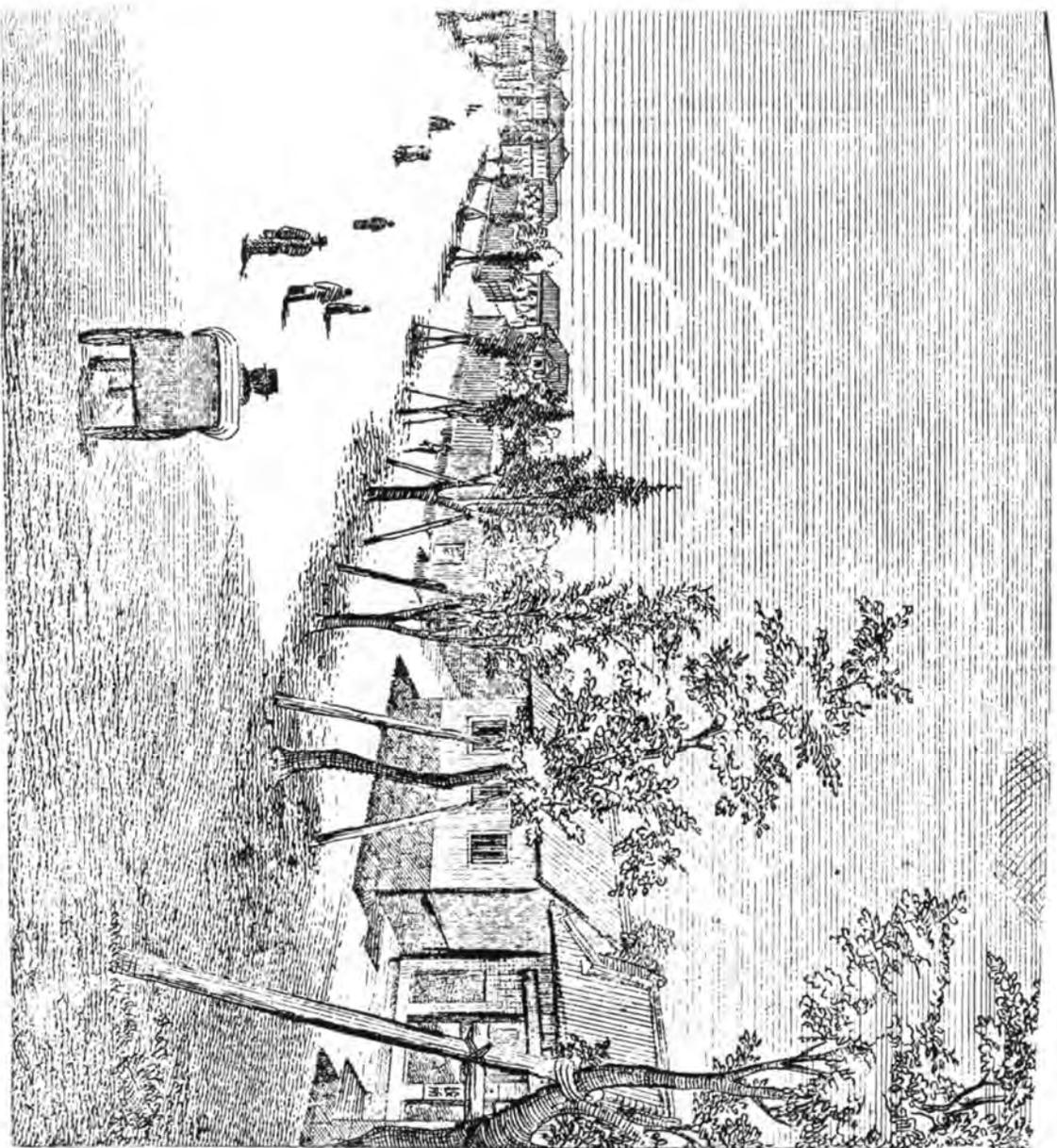


愛知県第一大区所属時代の名古屋・熱田市街とその附近
 (明治五年十月現在)

名古屋城下図（天明年間）

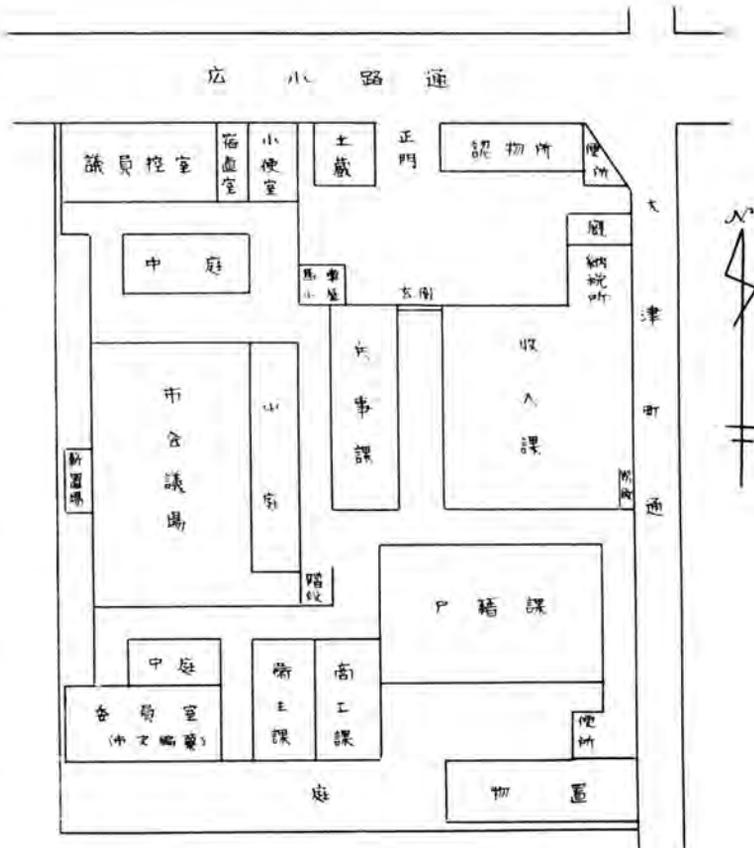


名古屋区役所正門（明治十七年頃）



久屋町の旧藩末時代の英語学校に旧住居の区役所（区役所）を建築して移転したのは、明治十二年頃であった。区事務の方の入口は別に玄関を設け、右手の方には公務の外に区民が公合して相談するために、わざわざ区側を立て殊更に入口を別にして公私を分けたものがある。明治二十二年十月市制施行と同時に「名古屋市区役所」と改称した。その後熱田橋道改修のために一部を取り壊れた。それが明治四十年十月二十四日夜、炎火のため馬車に焼した。

明治末期時代の名古屋市役所庁舎配置図



之レコトヲ云フ

此ノ川ハ南ニ行リ砂山ヨリ出テ菅原ノ砂ヲ流ルニ遊コ

トス此ノ川ハ為レハ木曾川ノ左岸ニ位置ス

此ノ砂河ハ鑿ルルニ難ク且チ水運出ニ對シ難

ニ室ヨリ為サレトニ因テ該河ノ流域ニ於テ土木曾川ノ流

域ニ甚シク節度ヲ施シ且チ鑿ルルニ難ク且チ水運出ニ對シ難

ク此ノ鑿ルルニ難ク且チ水運出ニ對シ難ク且チ水運出ニ對シ難

内務省雇備工師ヨハネス・デ・レーケの治水調査に関する報告文書（訳者 植林高之）

オランダ人のレーケは明治六年六月来朝、大阪在勤中明治十二年頃愛知県県の委嘱をうけ庄内川、木曾川流域の治水調査を遂げたる結果当時の報告文書中、庄内川の節度に関する一節を掲ぐ、なお当時彼は石井内務権大書記官宛に庄内川山丘土砂流送の件（伐採を禁止せざれば大規模の砂防工事を必要とする旨）を上申している。



明治二十年頃の熱田港波戸場の景



昔の栄町通を偲ぶ

(広小路通)

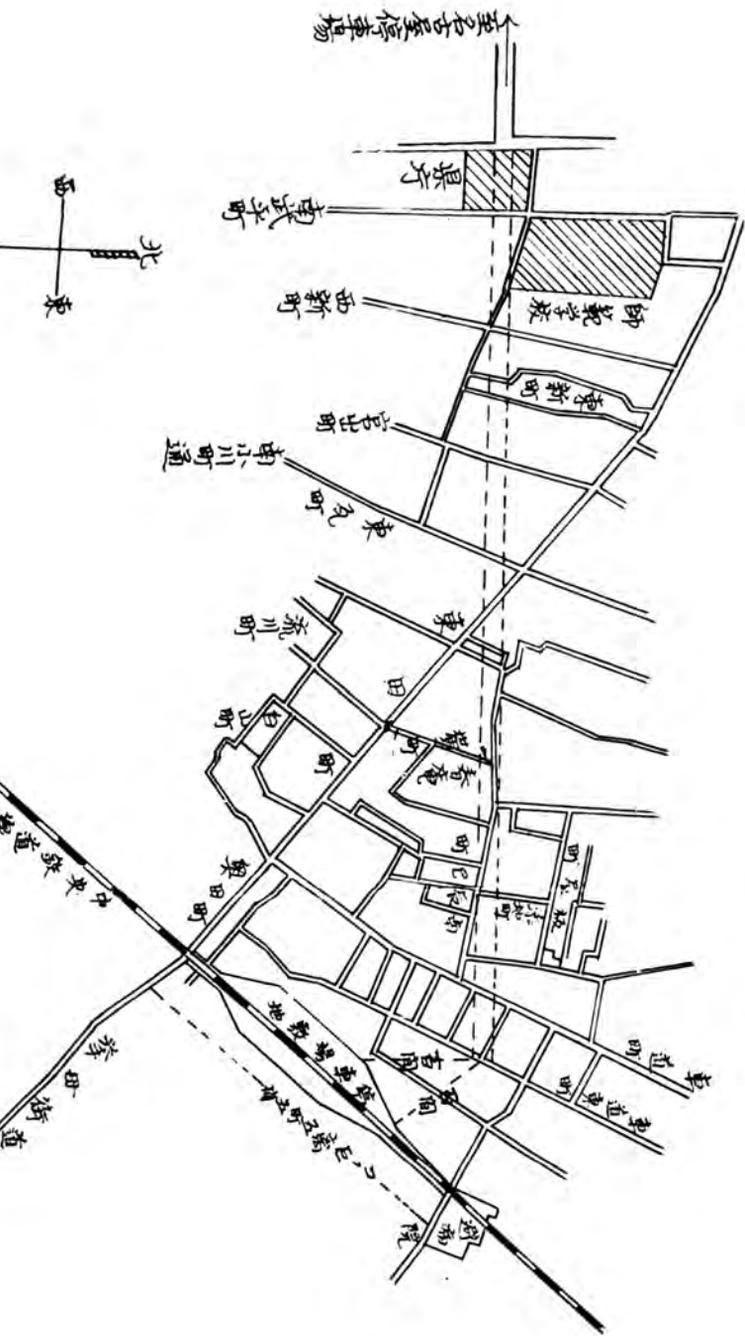
←
 明
 治
 の
 二
 十
 一
 通
 年



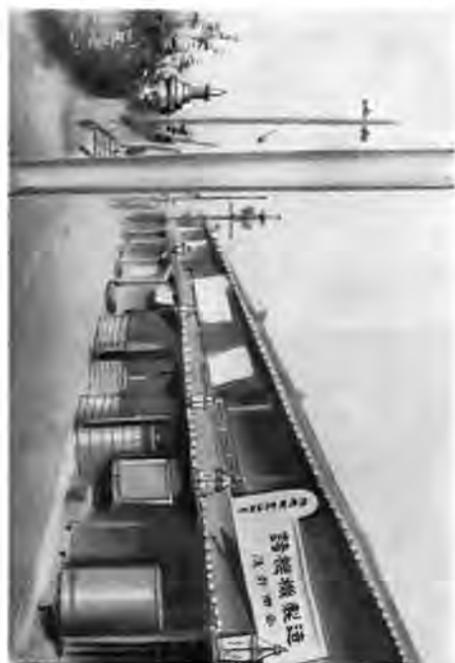
↑
 明
 治
 三
 十
 二
 年
 時
 代
 の
 広
 小
 路
 角

←
 大
 正
 元
 年
 時
 代
 の
 栄
 町
 通

東部道路（新栄町通）改修直線計画図



いわたのガス灯並ぶなりし
明治末期頃の野栄町通





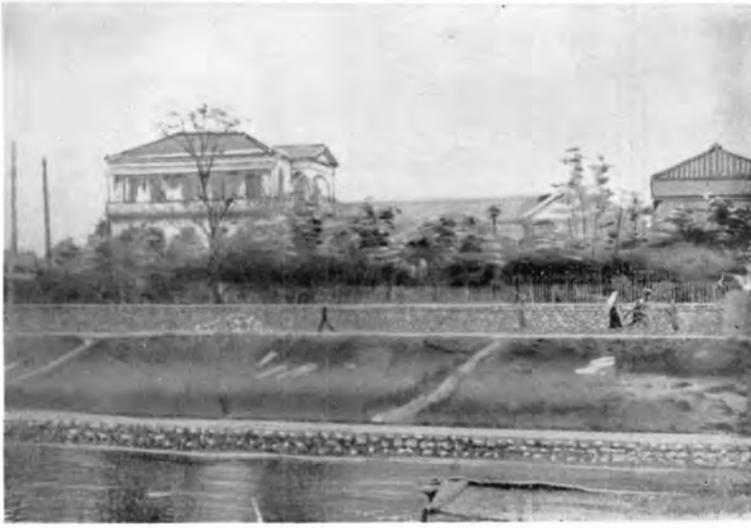
熱田伝馬町道をしへ (石柱の南面に寛政
二庚戌年と刻す)

笠
寺
一
里
塚

慶長九年に築造せられ頂上に榎の老木を存す



← 堀川筋の天王崎町（大正初年頃）



洋風建物は愛知県立医学専門学校



↑ 県営中村公園

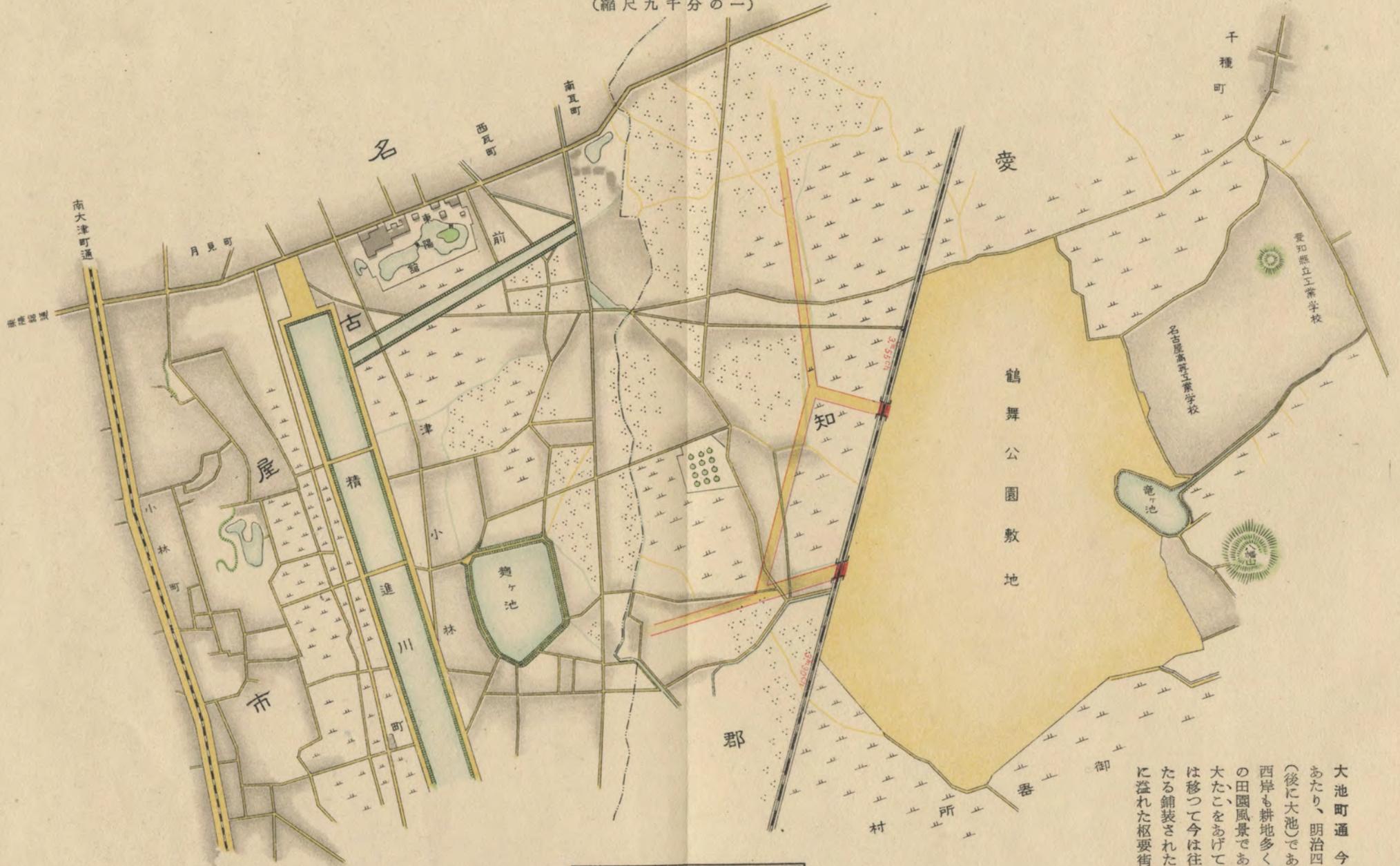
（大正二年頃）



↑ 千種停車場（大正二年頃）

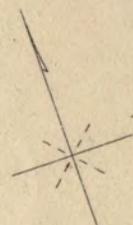
開鑿工事中の精進川(新堀川) 東部方面の図 (明治四十一年頃)

(縮尺九千分の一)



大池町通 今の名古屋商工会議所のあるあたり、明治四十一年頃には此処は廻ヶ池(後に大池)であり、附近はもとより精進川西岸も耕地多く、心を鎮めて眺めれば相当の田園風景であつた。廻ヶ池畔には子供が大たこをあげて楽しんだと言われる。時勢は移つて今は往年の姿を偲ぶ姿もなく坦々たる舗装された大池町通と銘打つての活気に溢れた枢要街路である。

例		凡													
果園	田畑	家屋	溝渠	河川	山	池沼	堤塘	道路	郡市界	通電氣線	鉄道線	設置箇所	踏切	踏切	踏切
●●●●	■●●●	✕	∕	⌒	☀	⌒	∕	∕	---						



第一篇

總

說

第一章 開發の歴史

第一節 緒言

戦前を凌ぐ復興名古屋

世界における人口百万以上の巨大都市は四十七ある。(日本都市年鑑、昭和三十年版) 東亞細亞大陸圏内に属するものは東京・大阪・名古屋・京都・京城・上海・北京・天津・広東・南京・瀋陽・重慶であり、印度ではボンベイ、マドラス・ハイデラバッド、パキスタンではカラチ、インドネシアではジャカルタがある。欧羅巴では十七、アメリカでは五、カナダには一ある。南半球では人口稀薄だが著しく人口が都市に集中しているため、ブエノスアイレス・サンチャゴ・リオデジャネイロ・サンパウロ・シドニー・メルボルンがある。

わが国史上すこぶる重要な地の利を占める濃尾平野の間に在つて、自から中部日本の覇都となり、東海に臨んでいるものは、すなわち名古屋であることは周知のとおりである。しかもその起原は甚だ古からざる都市であるが、今も昔も東海の儀表として、わが国を三分して、その一を保つ概あるは甚だ異としなければならぬ。けだし都市は経済的条件の伴はざる限り発展性乏しく多くは衰微し、発展するもの多くは旧態を著しく変改している。経済的に地の利を占める名古屋は昭和初期以後急角度の躍進を遂げ、さらに一段の飛躍を示しつつあつた。

なお少しく振りかえつてみれば、わが国は日華事変より太平洋戦争にまで発展し、それ以来名古屋市は、すなわち急角度的努力を払うに至つた防空都市計画の立場から、都市形態の改善策の充実に供用し得る諸施設の拡大強化、(四)工場および重要建築物、住宅の分散、(五)防護施設の充実に供用し得る諸施設の拡大強化、(六)その他重要施設の拡大強化等を取り上げられ、急速かつ顕著に変貌しつつあつた。

しかるに今次の悲惨な戦災により、広大な市域は焦土と化し、しかも敗戦という虚脱状態の内に瓦礫灰燼は空襲の生々しさを伝えて、ともすれば市民の復興氣運を絶望の状態におこらした。それだけにこの氣持の一掃とぼろ、大な灰燼を処理することが復興事業の第一歩としてとりあげられ、最も緊急なる事業の一つとなつた。道路といわず、河岸といわず、足のふみ場もないような到る処の灰燼は市民生活に多くの不便、不利益をもたらしたことはいうまでもなく明らかで、それは消防活動上の障害ならびに交通、衛生、保安、都市美の観点からしても、ゆるがせに出来ないのであつた。幸いにして焼失地区における灰燼処理、整地工事に伴つて復興都市計画事業が比較的はやく進められたことは、市民が元氣をとり戻すうえにも大きな役目をはたすものであつた。

道路および街路こそ礎石

戦後十年を経た今日、名古屋はようやく昔日の面目をとりもどしたかのように見える。とりわけ都心部繁華街の賑やかさは戦前をしのぐほどである。けれども復興事業は未だ貫達しないので、われわれはまだまだ苦難にみちた将来に向かつて行進をつゞけなければならぬであろう。さりながら昭和二十年八月十五日、東京の一角にたち、果てしなくつゞく焼野原を眺めた市民たち

のうちで、今日の復興を脳裡に描いた人は果して何人あつたらう。戦時中の酷使や戦災や老化などのため、路面は道路の役目を果たせないくらいに、あれはてていたものが、「復興は道路から」……努力をそそいだので、主なる路線は全面的に戦前の姿をとりもどした。なお復興事業の完成には、まだ多くのものを必要とするだろう。

そうして諸種の施設計画の中で何が最も仕事を急がなければならぬかといえ、程度の差があるとも、市民生活と密接の関係があり、また他の施設と最も深い関連を有するものは、すなわち道路ではあるまいか。復興計画は単に都市形態を回復するだけではなく、中京たるの地位ならびに国際的都市たるの性格を考慮し、理想的近代都市を建設するものとし、その再建目標は大體において、(一)文化都市の造成、(二)産業都市の造成、(三)観光都市の造成、(四)国際的都市の造成等にある。そして都市構築の領域において前記の目標を達成する基礎方針は数事項を挙げることが出来る、そのうちのひとつとして道路の整備を閉却することが出来ないのである。上水道といひ下水道といひみな道路中に施設される、学校、公園、緑地、工場等みな道路の連継が必要とするからである。河川、運河、港湾、住宅等みな道路との連絡がなければ全然価値はない、その他すべての施設が道路無しではその用をなさぬ。

われわれの最も身近な問題として、われわれが家の敷居を跨いで外へ一步出れば必ず道路を歩かねばならない、道路はつねに家庭の延長であるといわれる所以であり、道路こそ交通の主流をなしている。

実に道路は今日どの交通機関よりも深くわれわれの日常生活に喰い入っているにも拘らず、そ

の存在さえもほとんど忘れられんとするのは、まことに不思議といわねばならぬ。しかしそれは道路の存在が無視されたものではなくして、道路も鉄道、船舶、航空機と対立して独自の存在を主張しうるのである。道路がいかに都市的施設の礎石であり、動脈であることは贅言を要しないであろうが、道路こそ集団生活に対して必要欠くべからざる基本施設であつて、たとえば都市の位置を決定し、都市成長を培養する役割を演ずるのも道路である。はた、また国内における産業経済発展の基本をなすのも道路である。あらゆる商品の通路であるとともに思想の通路をなすのも、矢張りこの道路であつて、文化の進んだ高度の社会がその培養を撰取するのも、この道路を通じてである。とすれば、道路は実に人類の歴史を動かし、その動向を定める基本的施設である。さりながら今日の道路なるものは、単に土壌そのものにて成れる交通路にあらず、その土面を掩うところの何等かの設備を要するのである。

されば昔から「道路は一國文化の尺度である」とか、「道路はその地方の幸福を示すものである」ともいわれるのも、満更誇張ではあるまい。道路の良否こそ、その國の文化の程度、貧富の標準を表示する指針ともいわれている。もはや反復を要しないが、以上述べたごとく都市を經營せんとするものにして、道路を考えざるものはない。故に本市の躍進時代における都市計画ならびに都市計画事業はもちろん、これが前驅としての市区改正事業の跡をたずね、更にその昔に遡つて道路および街路、橋梁等を中心としたるその發達の徑路をかえりみて、世界の都市に比肩しうる陣容を整えるに至つた、わが名古屋市における将来の施策にも資したい、これは甚だ必要であり、意義あることと思ふ。

第二節 近世（江戸時代）の名古屋

都市としての起原

全名古屋人への精神的なうるおひでもあり、名古屋の象徴でもあつた天守閣が戦災のため、奪い去られて今は登る旭日に映えて輝く天守閣——金鯱の姿をみる事が出来ないが、昭和三十一年は名古屋城の竣工をみたる慶長十五年（一六〇〇年）を隔つこと三百四十五年である。今日の意味する名古屋が都市として、この世に現われたのは実にこのときである。そしてここに江戸時代というのは徳川家康が慶長五年（一六〇〇年）九月、美濃関ヶ原の役において勝利を得て天下の実権を握つた後のことをいうのである。老狡にして炯眼なる家康は慶長八年（一六〇三年）二月に征夷大將軍に補せられるや、清洲城における福島正則を安芸に移し、その跡に第四子松平忠吉を封じたのである。それは尾濃の地が西国を制するに必要なためであつたのみならず、清洲なるものは、既に中部日本における重要な都市となつていたのである。

ところが忠吉は在任僅か七年にして薨じたので、その弟徳川義直を甲府から清洲に移して東海の重鎮たらしめた。時に慶長十二年（一六〇七年）閏四月であつた。しかるにその清洲は低湿の地とあつて井水の便に乏しいのみならず、汎濫と水攻の虞があるといふので、遷府の議が起り、遂にこの名古屋に移ることとなつたのである。そうして諸大名に命じて築城の一大工事に着手したのは慶長十五年二月であつたが、これがため工役約二十万人を使役してこれを竣工したのは同年の八月末であつた。その残余の工事は美濃や伊勢の士に施行せしめたとあるが、いよいよこの名古屋

の都市を完成したのは、慶長十七年（一六二二年）であるが、築城の竣工をみたる慶長十五年をもつてすなわち名古屋の起原としている。そして盛大なる名古屋開府三百年記念祭を練兵場において執行了したのは、明治四十三年（一九一〇年）四月十二日である。それから既に四十数年の歳月が流れようとしている。

金鯉城成るや、家康はその家臣はもちろんのこと清洲に在つたものは、一小部分を残してあらゆるものを名古屋に移した。これを称して清洲越といつている。その中には神社もあり、仏閣もあり、職人もあり、商人もあつたのみならず、町名でも橋梁名でも大方清洲から持ち運んで来たのである。その最初の間は附家老が政治を代行していたが、元和二年（一六二六年）四月十七日家康が亡くなつたので、これまで側に居た義直は生母と共に名古屋に入城して自から政治をみることとなつた。そのとき駿河の家臣や御用商人なども、この地に移住したのであるが、これ等の人々を称して今なお駿河越といつている。こうしてこの名古屋は尾張外三州六十二万石の政治的中心となつたのであるが、名古屋は最初から小都市ではなかつた。それは幕府の御三家（三親藩）の一つとして建設せられたものである。御三家というのは家康の九男義直を祖とする尾張家と、十男頼宣を祖とする紀伊家と、十一男頼房を祖とする水戸家である。

都市としての名古屋の起原を慶長十五年とすることは既に述べたとおりであるが、これを米國についてみれば、世界最大の都市ニューヨークの起原は名古屋と同じくしている。すなわちヘンリー・ハドソンがハドソン河を遡航して足跡を印したる一六一〇年（慶長十五年）をもつてニューヨーク市の正史の起原としている。

高層建築を誇る大都市も今を距る三百五十数年前は荒涼たる名古屋と同じく渺たる一寒村にして、未だ銅色人種の棲む天地である。それこそ石塊一つ積まれていなかつた。そしてその後四十年間オランダ西印度会社に支配せられていた、その頃の戸数僅かに百二十戸余、人口約一千数百人にすぎなかつた。この名古屋の人口は詳かではないが、三、四千以上を示していたようである。有為天変という文字とおりニューヨークは、何時の間にか世界経済の中心となり、世界屈指の巨大都市となつてしまつた。とにかく一寒村の名古屋も世界的大都市となつたのは、真に異数といわねばならぬ。今他の大都市に比較するも史蹟に富む京都是平安朝以来一千余年の旧帝都であり、大阪は仁徳天皇の宮居以来の都市として早くから世に知られ、神戸は源平時代における福原遷都に源を發している。東京にありても太田道灌の居城から都市としての礎をなしている。横浜は安政六年（一八五九年）の開港以来九十数年を閲している。故に横浜を除けば名古屋は都市としての起原は決して古い方ではなく、青年都市といわれている所以である。

開府以前の那古野地方

さりながら今の名古屋はその昔の那古野だけではなく、奈留美良と歌われたところから、山田、春部と称せられたところまでふくまれているので、ざつと一千年以上の古い歴史や伝統を有つてゐるのである。しかも上古時代の名古屋を述べることは本書の目的ではないから、ただ簡単に少しく触れておこう。

桑田変じて海となるの比喻があるが、この反対に名古屋地方は滄海變じて田圃となつてゐるところが甚だ多いのである。それについて尾張古凶というものが伝えられているが、これは後世の

人の製作したものとしてみても、ほぼその地勢に合っている。濃尾平野の大部分がかつて海であつたことであろう。歴史あつて以来の変遷も多い。鳴海も鎌倉時代には街道のところまで海水が寄せていたことも事実であろう。彼の

遠くなり近くなるみの浜千鳥

啼く音に潮の満干をぞ知る

という歌に依つても鳴海潟は遠浅が遠方へ及んでいた場所ということが想像される。「十六夜日記」に阿仏尼が通つた記事があるが、それも明かに海辺を通つている。しかるにこの鳴海潟は如何であろうが、今は立派な耕地や宅地となつて大いに形勢が一変しているのである。南東の大喜の丘や、山崎や星崎や鳴尾辺が、その入海に突き出たので、呼統の浜、鳴尾の松などは、さぞ美しい画幅を描いていたであろう。「名に高くなる尾の松の古枝こそ朽残りても幾世絶めしめ」「いく千年なるをの松はさえなん尽せぬ君が御代のために」「名区小景(嘉永元年七月上梓)にある。

なお古いことをいえば、名古屋から熱田への地は半島のごとく長く南へ延びており、その東西の両方は海であつたらう。饒速日命の子孫が大和の高尾張よりも早くこの熱田地方に移住して尾張連として王事に奉仕してきたもので、いわゆる尾張家なるものは、皇室との因縁も極めて厚かつたことは古事記によつて明かである。景行天皇の御世には日本武尊の熊襲征討にあたり、美濃から弓術の名手弟彦公を召させたとき、その弟彦は尾張の田子之稻置や乳近之稻置を率いて御召に応じたということである。その田子というのは今の瑞穂区の田子であろうといわれ、その地の稻置が日本武尊に従つて熊襲の征討に向つたものと解せられている。そして日本武尊の東征のと

き尊き宝剣と美しき逸話を遺されたが、その宝剣を保護し奉つた宮酢姫が幾十年なるかは明かでないけれども、その身衰耄して宝剣保護の務に堪えられないようになりては恐入るといふので、宝剣を遷し奉るべき地を相して、そこに安置することになつたのは、すなわち熱田神宮の起原といわれている。

自来当地方は江戸時代に至るまでは熱田の社を中心として発達して来たものであることは争うべからざる事実であろう。神剣を安置した社を創設した年月については種々の説がある、たとえ「氷上社記」に従つて成務天皇の時代にあるとしても、今を距ること約一千七百年前のことであり、支那でいえば後漢時代であり、西洋でいえば羅馬の全盛時代であつたのである。

第三節 江戸時代の交通路

当地方に通ずる主要街道

江戸がまだ一寒村であつたり、鎌倉が関東の中心であつた頃は、名古屋の地域も那古野の一部落として未だ静かな眠りを続けていたに違いない。平安から鎌倉時代に入り、各地に武家の荘園ができた、鎌倉への往還がしげくなるにつれて、鎌倉へ通ずる街道が生じて来た。街道といつても、わずかに人々の往来があるくらいで、当時の中心鎌倉との結びつきに過ぎなかつた。名古屋地域の人々の生活が、長い間変ることなく多く自給自足の状態であつたらう。……従つて他地域の往来の必要性も乏しく交通の発達は得て望むことは出来なかつたが、既に述べたごとく名古屋に築城が成り、城下町として都市形成が著しく発展するにつれて、名古屋地域の様相が漸次変移を現わし、

従つて交通上にも変化が見られるようになった。そこで開府以後における東西の道路の交通状態を尋ねてみよう。なんとなれば道路の發達がその地方の開發に多大な影響があるからである。主要な道路を挙げてみるが、開府後の当地方には農村がポツポツふえて田畑が新たに開墾された。また地方的商業も市場や座の發達につれて勃興して、熱田や古渡や井戸田などでは市が立つていたようである。

東西の交通路の往來が繁くなりかけ、宿場宿場には宿屋があつた。江戸の日本橋を中心に各街道の里程を定め、一里毎に一里塚を設けられ、街道の両側には松を植えて並木とし、一里塚には榎とか樺を植えて目じるとした。当地方の東海道には今もその一里塚が保存されているので、ある程度江戸時代の様相を想わせることが出来る。現在の郊外道路が直線的であり、地形を克服して形成されていたり、幅員も広くなり量的にも多く、かつ道路面に舗装を施したり、極力平坦化されつつある近代的道路を思うとき、往昔の道路がまことに幼稚であつたことが不思議な位に思えるのである。

さて江戸との交渉がわずかずつ生じてくるに従つて最も往來が繁くなり、諸街道の中で最重要なのは、東海道(品川・川崎・神奈川等を経て京都に至る)中山道(板橋・浦和・大宮等から碓氷峠・木曾路を経て草津で東海道に合する)甲州道中(内藤新宿・下高井戸・府中・八王子等を経て甲府に至り、さらに下諏訪で中山道に連絡する)日光道中、奥州道中の五つで、これを五街道と称した。この五街道をもつて幕府の直轄とし、万治二年(一六五九年)より道中奉行を置いて街道の取締をなし、その最初の奉行を高木伊勢守という。この取締については相当の成績をあげた人であるとのことである。なお五街道



東海道——宮の七里の渡し（文化七年頃）

のほかに佐倉道とか日光御成通とか厚木道等があつたが当地方と直接の關係がないので省略する。そして主要な街道には峠や渡船場などを選んで関所が設けられていた。そこには役人を置き厳重に取締つた。「入る鉄砲に出る女」といわれ、鉄砲の持込みと女の外に出るのを特に厳重に取締つたとのことである。

江戸時代の陸上交通制度の發達を促進したのは、参観交替の制が最も大きな原因となつてゐる。参観交替で諸大名の往来する道筋は定つていた。もちろん時代により多少の變化はあるが、東海道が百五十九家、中山道が三十四家、奥州道中が三十七家その他を省筆するが、東海道を往来する大名数が最も多く、年々多数の従者を連れ行列を整え、泊りを重ねて街道を上下するのであるから、それに対する設備も整えられていたのである。なお東海道には朝鮮琉球オランダ等の外国使節の江戸参府の通行もあつたし、公卿や幕府の役人の往来も度々であり、一般民衆の旅行者も益々繁くなつてゆくのであつた。筆は前後するが東海道以前の鎌倉海道（街道）というのは先行の東海道とは異つて、京都から近江路を經

て不破の関を通り墨俣の辺から木曾川を渡り下津・萱津(海部郡)を経て古渡の宿を過ぎて、途のついでとはいえ、必ず熱田の宮に神剣を仰ぐというのが例となつていたのである。

それから笠寺を経て鳴海へは浪打際を通つて鎌倉へ行つた。満潮の折には古歌にも「鳴海潟汐みち時になりぬれば野並の里に人つとふなり」とあるように満潮のときには旅人は海士の家などで潮の干くのを待つか、または高田・井戸田から上野・野並の道を廻つて鳴海へ赴いたものである。「海道記」に「林の梢枝をたるる幡蓋、社頭の上をおほひ、金玉の檐端をうつ金色を神殿の面にみがく」といつている。社殿の壮嚴もさることながら、東関紀行の薄暮神苑にせまる光景を記してある。そこで海道とは今日の最重要なる国道に該当し、江戸より諸国を貫通して枢要地に到達する幹線交通路であつたことはいうまでもないであろう。

東海道の宿駅および七里の渡し

さて五街道の首位を占め大海道——東海道こそ幕府の最も重要視したる街道であるだけに、その沿道には多くの譜代大名を配置したものである。その経路は既記のごとくであるが、今を距る百五十年余前、文化時代における東海道五十三次の中、当地方の宿駅を掲載すれば左のとおりである。

東海道五十三次駄賃附(抄)

品	本 駄 賃	本 馬	軽 尻	人 足	備 考
日本橋 二 里	九十四文	六十一文	四十七文		
品 川 二 里 半	百十四文	七十三文	五十六文		最初の馬継は品川宿

宮 (熱田) 海上七里	鳴 海 一里半	池鯉鮒(知立) 二里卅丁	岡 崎 三里卅丁	藤 川 一里半	赤 坂 二里九丁	吉 田(豊橋) 二里半四丁	二 夕 川 一里半	白 須 賀 十一里半 十六丁	新 井 一里廿六丁	舞 坂 海上一里	浜 松 二里卅丁
百 九 文	六 十 九 文	百 廿 七 文	百 七 十 五 文	七 十 八 文	百 七 文	百 十 八 文	七 十 三 文	六 十 七 文	七 十 六 文	荷物一駄 三 十 五 文	百 廿 五 文
馬一疋口付共 百 十 三 文	四 十 五 文	八 十 二 文	百 十 六 文	五 十 一 文	六 十 八 文	七 十 五 文	四 十 七 文	四 十 五 文	五 十 文	馬一疋口付共 三 十 一 文	七 十 九 文
人足一人 四 十 五 文	三 十 五 文	六 十 一 文	八 十 六 文	三 十 九 文	五 十 一 文	五 十 七 文	三 十 六 文	三 十 三 文	三 十 九 文	人一人 十 二 文	六 十 一 文
定宿 〃〃 山城屋 吉右衛門	宿 〃〃 藤屋新三良	宿 〃 山吹屋新兵工	休体宿 〃 鶴野屋徳二良	〃	〃	〃	〃	〃	関 所	〃	〃
桔梗屋嘉七 紀国屋易右 山吹屋新兵工	大津屋茂十良 藤屋新兵工	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

桑名	三里八丁	百五十一文	九十五文	七十三文	定宿 京屋小工 綿屋孫右工 門
四日市	二里廿七丁	百廿七文	八十一文	六十一文	定宿 山田屋佐兵工 二見屋吉兵工 茶碗屋喜市 帯屋良兵工
石薬師	廿七丁	三十四文	二十三文	十八文	
庄野	二里	八十六文	五十八文	四十四文	
龜山	一里半	六十九文	四十五文	三十五文	
関	一里半	百十七文	七十三文	五十六文	
京都		凡里数合百廿四里半十五丁			

(文化七年庚午八月既望「旅行用心集」に拠り抄録したものである)

すなわち浜松等を経て三河の国に入り二夕川(今の二川)吉田(豊橋)岡崎、池鯉鮒(知立)から尾張の宮(熱田)に至り、ここから海上七里のいわゆる間遠の渡しを越えて桑名、龜山、坂下、土山水口、右部、草津、大津を経て京都へいたる。この間の宿駅は再言するまでもなく五十三次であるが、さらに京都—大阪間を追加して東海道の延長とみるのは至当であろう。かくして江戸—大阪間五十七宿駅、この道程百三十七里四丁余となるのである。

著名なる宮(熱田)から桑名へ七里渡しのために船役のものは熱田に三百六十人余住んでいた。

各平田船を所有して旅人を桑名へ渡すのを業としたが、朱印状を携帯し、あるいは藩の用命を帯びて通行するものや、大小名のためには無銭をもつて御馳走船、水主を出さねばならぬという義務があつたのである。

道中の詩

桑名

桑名富田間之宿欲食名物堪空腹掛腰而松笠焼中不為欠者蛤茶屋

宮

宮之神戸舟場通熱田明神鳥居紅自爰海上七里渡巡佐屋則無波風

鳴海

從端端迄丁場長見世奇廉皆持倉旅人大汗成海宿絞之浴衣見又涼

池鯉鮒

驗池鯉鮒明神宮因産神柄無毒虫反鼻御守有奇特一枚初穂十一銅

岡崎

城下町広曲曲行矢矧如虹橋又長嘗聞彈習三絃曲岡崎妓衆能女郎

(「五十三次道中詩選」所載・文政九年丙戌初夏)

陸路佐屋廻り 海上風波荒く航行難のとき、または舟行を嫌うものは、熱田から岩須賀(岩塚)万場・冠守(神守)佐屋を経て桑名へ至るので、この陸路道程を佐屋廻りと称したが、この間庄内川を越し万場渡しや、木曾川の下流を渡るのであつた。前掲の「旅行用心集」による佐屋廻りを掲ぐれば左のごとくであるが、一の間道として有名であつた。

迂回の陸路佐屋廻り

桑名	佐屋	冠守	万端	岩須賀	宮(熱田) 二里		
					本馬	軽尻	人足
	川舟三里	一里半九丁	一里半九丁	半里	八十六文	五十七文	四十七文
		六十九文	六十九文	二十二文			
		四十六文	四十六文	十五文			
		三十五文	三十五文	十二文			

上十五日は万端へ付越なり

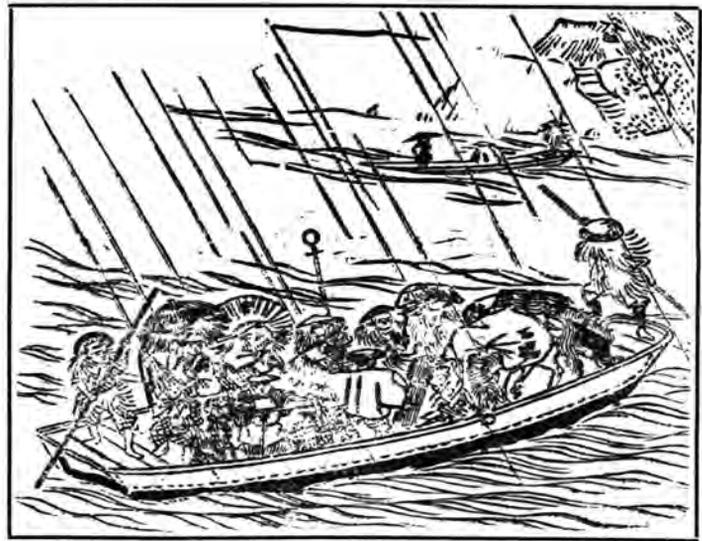
なお名古屋起点および通過する関係街道をとりあげるならば、およびを左に掲ぐる諸街道は主なるものであつた。

宮より越前海道 宮駅

(熱田)から名古屋(定宿近江屋清八)・清洲(定宿木屋伝右エ門・美濃屋清七)・稲葉(定宿丸屋長右エ門)・萩原(定宿油屋東作)・起(定宿燻燻屋彦右エ門)墨俣・大

垣(定宿木村屋庄兵衛)・垂井(定宿龜屋為八)・関ヶ原・淵原・木ノ本・柳瀬中河内今庄・脇本・鯖江等を経て越前の福井へ至る道程を「越前海道」といつた。ここより三國へあるいは加賀の大聖寺・小松等を経て金沢へいたる。

庄内川の万場渡し古図



大井への道 城下町の名古屋より梶川・内津池田・釜戸等を経て中山道大井へ至る路線であつて「善光寺街道」と称した。または「善光寺本街道」とも称したのである。

美濃街道 清洲より起を経て美濃大垣に通ずる街道を美濃路または近江路とも称した。しかし清洲は名古屋に遷府すると同時に名古屋の伝馬町を起点とした。京都より尾張に来るには美濃路を経るものと、伊勢を経るものと二つの路線があり、京都方面より当地方に来るには公私を問わず、旅人の多くは美濃路を経たと伝えられる。

佐屋街道 先行に記するところがあつたが、寛永年間（一六二四―一四三年）に三代將軍徳川家光が上洛の際、熱田宿駅から陸路佐屋に至り、ここから船をもつて桑名に至つたが、これより佐屋路を開いて万場佐屋の両宿駅を置き、寛永十三年（一六三六年）にいたり岩塚駅を設けた。明治二年（一八六九年）になつて佐屋街道を廃止し、熱田白鳥から福田・弥富を経て桑名に通ずることとなつたので、佐屋路の往来は漸く減ずるようになったとのことである。

岡崎街道 名古屋より平針に出で、碧海郡の堤村を経て宇頭村で東海道に合し、岡崎に至るを岡

崎街道または新道通と称した。名古屋築城後に名古屋―岡崎間の近道として、この道を開いた。それから尾三両国間の交通が重要であつただけに東海道の廻り路として、かなり利用されたといわれている。

伊勢参宮街道 関係道路としては、桑名から四

日市・神戸・白子・上野・津・雲津・松阪・小俣・山田・外宮・内宮に至る路線がある。六十一年目毎にあたる御蔭参りの、その年のごときは春より夏にかけては、当地方はもちろん関東・関西より大廟に参詣するもの実に夥しく野らに出て仕事をしている農家も俄かに思い立てば鎌を投げ捨てたまま飛び出し、機を織る工女も急に誘われて箒を放すと、すぐに走り恰かも狂気したような有様であつた。今を距る百二十七年前、文政十二年は御蔭参り年にあたり、この年巳丑の二月より八月頃までに諸国道者の参詣したるもの幾十万といふことを知らず桑名・四日市・津等の往還はその雑沓をきわめ、旅人

明治以前の駄賃

宮より桑名へ七里の船賃

定ふとん一枚かり切 四百廿四文

ふとん半枚分 二百十二文

荷物一駄 百六十二文

乗下荷物 九十二文

軽尻荷物 六十八文

のり物一挺 二百八十文

切棒一挺 二百十二文

両掛並に荷物(二荷に付) 六十八文

乗合一人前 六十八文

宮より鳴海への駄賃定

脚力 四十二文

本馬 八十三文

軽尻馬 五十四文

鳴海より池鯉鮒(知立)へ

の駄賃定

は道路に溢れて両側の田畑に転落、押合、圧合昼夜の別なく混雑を呈したとのことだから、熱田の宿駅のごときも定めし道者の往来で、たいへんな景況を呈したと察せられる。その次の六十一年目に当る明治二十三年も桑名よりの参宮道は参詣の旅人で賑いをみたとは古老の物語に聞くのである。

なおはるか東には秋葉山、鳳来寺参詣道があつた。これは東海道御油から新城を経て鳳来寺に通ずる路線で、文化時代の「旅行用心集」に掲載されている。

乗物および通信機関

乗物については藩府は色々の制限を加えていた。医者とか病人、老人等の許可を得たもののか駕籠に乗ることを禁じていたが、これが必ずしも守られたわけではない。そして享保(一七二六—一七五五)の中頃には町人の駕籠に乗ることを許されたようである。馬は荷物を運ぶのにも旅行にも用いられたが、一般人が馬に乗り歩くことは禁じられていた。馬車は使用されなかつたが、牛車は重量運搬に使用された。しかし築城当時は未だこれを使用されていない、天守閣の資材である角石の大きいのは五、六千の人力を要したが、石の上を燃ゆるような緋の毛氈にて包み青い大綱に

脚力	九十二文
本馬	百八十九文
軽尻馬	百二十七文

右は幕末時代の駄賃である、一文とは寛永銭一つの事にし、明治以後一銭を俗に百文と称するに至り、一文はまた十文となり、明治末期の一厘銭に相当した。馬は重量三十六貫を駄するものと定め、騎本馬は一人を十六貫と定め、また軽尻馬は重量二十四貫を駄するものとした。しかし駄賃は年代の久しき奔馳の勞と恰当しないので、遂に幕府に賃金の増加を乞い、その允許を受けた。これを割増と称した。幕末に至り諸侯の道中頻繁を極むるようになり、人馬足らず定助郷の増賃を受くるも、なお奔馳の激しきにたえざるを以て、更に幕府に乞い、定助郷の外の村々の人馬を出して援助せしめた、これを加助郷と称した。従つて駄賃はますます騰貴したという。

てからげ、その上に綾羅錦繡を飾らした二八ばかりの美しい児小姓を数多列ばせ、加藤清正自から片鎌鎗を片手に扇を拡げて、大声に木遣り節を歌い、家来の老若皆美々しく装いて元綱をひき、人夫声を合せ歌を合せ、やんや声して——そして飲食物を見物の間にまき散したので、商人も見物人も浮れ半分綱に取付き、知るも知らぬも、えいやら声して引いたので、さしもの大石も何の苦もなく名古屋に引寄せられたのである。

筆は岐路にわたつたが、江戸で牛車が用いられたのは、寛永年間（一六二四—四三年）江戸城の外堀工事のとき、石材を運ぶために京都四条車町の牛屋を呼んだのが最初であるというから、名古屋市中に使用されたのは、その後であるまいか。

通信機関としては飛脚があつたが、徒歩の飛脚は王朝のごとく脚力とも称した。文政年間（一八一—二九年）における名古屋より諸方への飛脚賃銭はおよそ左記のとおりであつた。

名古屋より諸方への飛脚賃銭（文政年間）

行先		種類	品目	賃銭
桑名	仕立	状一通	銀十二匁	早便
	早便	〃	〃六分	
四日市	仕立	状一通	銀十五匁	早便
	早便	荷物一貫目	〃九匁五分	
行先		種類	品目	賃銭
津	仕立	金百兩	銀十二匁	早便
	早便	状一通	〃一匁五分	
京都	仕立	荷物一貫目	銀十匁	早便
	早便	〃	〃二十匁	

道路の修築および路面

古代には道路は国内統一のため軍事より初まり、次に税物運搬用として発達し、さらに一般庶民の交通上および産業用として漸次発達して行くのであつたが、当地方の道路の開通は前述のごとくであつた。従つて修築のごときは極めて遅々たるを免れなかつた。ただ踏襲または士民の通行止差支なき程度の補修に止どまつた。要するに路面は踏み均されたる土砂道に満足し、それ以上に欲求の念もなかつたろう。おそらく泥濘が甚しかつたり、突起多く人馬歩行難渋となつて修理作業を行つたことが想像できるのである。

道路の開通と修築について大々的に行われたことのない理由にはもとより色々あるが、天保弘化生れで幕末時代多方面に活躍せる人士にして明治中期に誌した文書の中に「元来尾州藩の風儀は決して家臣を国外に出さぬ、只江戸に馬術修業に出づることを許さるることになつてゐた。モウ一つは伊勢参宮に七日間の暇うことが出来る。その外は私には国外に出られぬから江戸定

三州路			大		
並	便	早	並	便	早
荷物一貫目	金百兩	狀一通	荷物一貫目	狀一通	金百兩
二匁	五匁	一匁二分	二匁	一匁五分	銀十一匁
江戸			大		
並	便	早	並	便	早
荷物一貫目	狀一通	金百兩	荷物一貫目	狀一通	金百兩
五匁五分	一匁六分	銀二十五匁	二匁	一匁五分	銀二十五匁

府のものが他所詰めしたものの外は殆んど他国に出て修業をしたものも他国を見たものもないといつてよい。……さういう情態で他所の話しの聞きようもないし、旅人に遇つたこともない。しかし旅人は烈しく通る西国の諸侯の藩士等は皆通行するが其人に遇つて咄しを聞くなどということはもちろんない、トンと鎖国見たいようなものである」……敘述している。また藩は清洲越の人々には商業の独占の特権と商業に便利な土地とを与え、他所人の商売を禁じていた。

こうした封鎖的な事実が明治維新頃まで、かなり長く続いたので、全国各地で見聞をひろめ、文化の伝播者としても重要な役割を果たしたという人もなく、従つて地方交通路の施策にきわめて乏しかつたように察知せられる。従つて名古屋は自然環境にめぐまれた地域でありながら、経済的にも文化的にも恵まれにくかつたし、それだけ地域における人々の生活の発展がおくれたともいえる。

第二章 城下町時代における街衢の変遷

第一節 名古屋市街の開発

第一着手は土木工事

日本の都市は奈良朝時代から始つたので、その以前では殆んど京都だけであつた。尤も難波や博多が港町として栄えたであろうが、一般的に都市がふえたのは鎌倉時代以後で、諸大名の城下町が発達し、また港町の堺は町人勢力を中心として繁栄したものである。名古屋が都市として出現したのは、既に述べたとおり名古屋城の建設後であるが、この地は江戸と京とのほぼ中央で統治に有利であり、東海道に臨み、広大な尾濃平野を控えて城下町発展の可能性を有つという政治交通経済の枢要点に位した。まことに親藩の都府として申し分のない条件をそなえていた訳である。

築城と共に清洲在住の士民一同が残らず、名古屋に——新しい城下に移り住んだ人々は附近の農民たちと共に築城の人夫として狩り出されたことであろう。義直入城後の施政方針は大体において江戸幕府に則つて行つてゐるけれども名古屋は名古屋として別種の方向をたどつた場合もある。そして天守閣築造後、約四十年間は名古屋の創業時代であつて、人心が最も緊張していた時代であつた。従つてまた市街の建設工事は築城後もずっと続けられた。筆路はやや逆戻りするようだが、城下町は城の防禦地帯としての役割をも果さねばならない。この見地から普通城下町の構成は、城近くに大身侍を居住せしめ、市街の中心に商人町を置き、これを中級侍の屋敷町が囲

み、これらの外縁は足軽町や寺町などが護り、場合によつては濠がこれに廻らされるといふ形をとつた。名古屋城下もまたこの類型の例外ではない。今でもわかるとおり広大な名古屋城は諸大名を動員しての大土木建設——構築せしめただけに、その威容を天下に示し、その落成後には、ついに一度も実戦に役立てずに終つた。敵をむかえて籠城するなどは、既に無意味になつていた。徳川幕府のたのむとするところは譜代大名の配置、さらには諸大名を牽制する諸制度にあつたので、將軍親戚一家の住居とし、藩政庁とし、また威厳を保つ手段として役立てば、金鯱城の使命は十分果たさうである。幕末にはそのたのむ諸制度も人心も既に崩れていた。人心は離反して、いた。総玉砦とか焦土戦術もとられず、江戸城と共に名古屋も平和のうちに明け渡されたのちは、その本丸は離宮となつて一層神聖視しなければならぬこととなつたが、二の丸、三の丸はことごとく鎮台に占拠せられ、旧藩時代の由緒ある立派な庭園も、皆心なき軍靴の下に蹂躪し去られたのは、惜みても余りあることだが、これも亦時の勢に従つたものであろう。

城下の経営に町奉行 さて城下の経営に当るため、最初に町奉行のほか名主や町年寄を設けて町人を支配せしめることとなつた。次いで屋敷を割り与えること、集つて来る工商の町人のために市街地を設けることが急務であつたが、当時の名古屋は処々に悪水溜があつたので、堀を掘つて溜水を疎通し、掘り上げた土砂で低地を埋立ったり、堀や川に橋を架けるなどの土木工事が第一着手としてはじめられたのである。市街地を作つて町割をした次ぎには家を建てて町を開かなければならない。これには徳川氏の御用を勤めたものや、主立つた町人が土地を貰つて家を建て、次いでその人達が世話をして附近の町を開いたものは、名主や町年寄となつて代々その町を支配した。

同じ名主の中でも上下の格があり、途中断絶したものがあるが、明治維新の時まで続いたものもある。そして今日に至るも旧家として上げられるもの数家ある。

廢城となつた清洲の荒れることは、名古屋の榮えることを示した。築城工事のため二十大小名十数万の人夫が入り込み、沢山の金が動くから、清洲越の人には移転費位は儲かるというので、この費用を支出しない代りに屋敷をあたえられた。これは家康得意の糧を敵に頼るの法であるが、事実いかにも家康の觀察に相違なく、清洲の人々は全部を挙げて名古屋城下に集中するに至つた。こうして城下の人口集中に伴れて市街は、ポツポツ拡張せられたが、無論今日の市域のごとく広大なものではない。西北は築城当時の陣屋跡といわれている上宿幅下を限度とし、東北は清水口赤塚辺を境界とし、それから南に下れば地形に従つて漸次狭縮し、南は門前町附近を最南端として、ここから西南は千本松原と称する松原であつたとのことである。

その当時の名古屋という範圍がまだあいまいに残されている問題であるが、事実江戸幕府の時代に於いては城下町の地域を正確に設定する必要が余りなかつたのである。従つてその全面積を知り得る術もないが、およそ半方里位のものであつた。そして大部分は士卒の住宅地で、今日の御幸本町通(旧本町)を中心として市街を東西に分ち、縦横に阡陌を開き道路を通じたのである。これがいわゆる碁盤割であつて僅かにその名残をとめて、俗に上町うはまちと呼んでいる所である。故に名古屋の市井は古来から南北を縦とし、東西をもつて横とする制であつて、拾芥抄に「以東西為縦阡、以南北為横陌」とある。古制に反しているわけである。しかし名古屋の町名のうちにも、この縦横の区別がキチンとあてはまらないものがある。たとえば横塹の代官町のごときは他の多

くの横、縦の町名と相反しているのである。

先行において少し触れておいたが、今の広小路を境界線として、南の大部分は明治維新後の新築で、築城当時の市街の規模は広小路以北の整然とした碁盤目形の区域にとどまり、清洲越のほかには武家屋敷の新市街や、附近の村落から引越した新町名も少くなかつたようだが、今日の雄大な都市計画事業や街路網の規模から見ると、おそらく幾十分の一にも足らなかつただろう。ちなみに縦横に道路をつくり、碁盤目形としたのは京都、仙台、博多等の町割に準じたもので、迂余曲折巷戦に便する目的でなく、治世に威容を示すの築造法に依つたものだといわれている。

火災と城下町の道路

当時の郊外すなわち町続きと称するところや、農村は国奉行の管下にある代官や庄屋の支配に属していたのである。二代光友は慶安三年（一六五〇年）に封を継ぎ元禄六年（一六九三年）に隠居したのであるが、この間の治世に藩政の基礎がいよいよ堅くなつた。市街のごときも引続き膨脹して建中寺の東にも屋敷町が追加せられた。ところが万治三年（一六六〇年）正月、本町通杉ノ町角から出火せる大火災によつて目抜き場所——碁盤割はほとんど全滅したが、火災は名古屋に限つたことではなく、徳川時代各地に出来上つた木造建築都市がすべてこうむつた災害であつた。その原因としては当時の家屋が多く草ぶきであり、街路が狭い上に、消火設備が幼稚であつたことなど挙げられるが、これらの都市の殆んどが城下町で、もし烈風によつて一度市街に出火すれば、城下はほとんど壊滅に瀕しなければならなかつたわけである。

この復興にあたり、大火や地震等の惨害を慮つて道幅を拡張したり、防火の策を講じた。その一

つとして、広小路を開設したので、漸く市街という体裁を備うるようになった。要するに大火災の影響によつて、この名古屋は外面的に変貌した。広小路というのは、西は下長者町角附近から東は久屋町角までの両側を称したものである。その後も大火災は度々あつたけれども、影響の大きかつた点において、この万治の大火に比肩しうるものはない。

万治の大火災後、町屋として開拓された新しい町を拾つてみれば、新出来町、車道町、小川町、松山町等の附近、西部では替地町、水主町、沢井町等の附近、南部では橋町附近にして古渡に連絡した。こうして城下としての名古屋の輪廓は寛文より天和、元禄、宝永を経て享保（一七一六—一七三五年）に至るまでの時代において整つたと称せられている。従つて万治の大火災前においては道路についての関心が殆んどなかつたもののように想像されるのである。

やがて宝永七年（一七一〇年）、正徳元年（一七二二年）の交頃、各藩において多少道路について注意を加え改良されるようになり、五街道に当る各城下およびその領内における街道は幕吏往来のためとて、かなり積極的に修理を施した。ことに名古屋のごときは別に道奉行を置いて、つねに熱心に道路修理をしたので、その整備さは全国的に有名となつたことである。これにつき修験者行智の実験談（甲子夜話卷四十三）によれば、「名古屋本町通道路の平坦なること他国に比類なし、路奉行あり、その下役の者日々、蔦口、鉄様の物を持たして城下を廻はる。小石など高く出たるあれば、直に掘り出して其跡を平かに直し置き、暗夜と雖も躓仆の患なし。」と、賞讃に値するほど道路が整備され、受持監督が修路人夫を指揮して、路面のいわゆる大玉抜き作業を行つた状況は、さながら今日の道路修理のそれと異るところがなかつたのである。

築城初期時代の町々

そこで築城工事当時の清洲越の町といわれた町は果してどの位あつたらうか、史料乏しく明らかにすることができないが、僅かに堀詰町・納屋町・益屋町・車町・石町・作子町等の数箇町に過ぎない。また遷府に伴う清洲越の町といわれているのは左のごとく、およそ六十余箇町であるが、今日のごとく人家が稠密したものでないことはいうまでもない。

本町 本町一丁目(後に福井町) 本町四丁目(後に富沢町) 下本町(後に玉屋町) 鉄砲町 中須賀口町
 長長町(後に小椋町) 下長者町 長島町 田町 下町(後に島田町) 桑名町 鍛冶町(後に西鍛冶町) う
 とる浦町(後に伊倉町) 御園町(上・中・下) 御園片町 正万寺町 清洲材木町(後に元材木町) 東葭町
 (後に葭町) 船入葭町(後に入船町) 廻間葭町(後に大船町) 堀川片町(二丁目は後に塩町、三丁目は後に堀江町) 御園
 葭町 戸田町 七間町(上・下) 伝馬役七間町 呉服町 升屋町(後に常磐町) 針屋町 八重町
 (後に笹屋町) 伊勢町 鍛屋町 大津町 瀬戸物町 朝日町 関鍛冶町 下小牧町(後に吉田町) 北
 市場町(後に小市場町) 小塚町 千物町(後に久屋町) 名古屋町(後に上田町) 上島町西ノ切(後に五条町)
 上島町東ノ切(後に大和町) 両替町 京町 片町(後に諸町) 中市場町 小牧町 鍋屋町東一丁目
 (後に小田原町) 永安寺町 式町目町(後に万屋町) 伝馬町 宮町 駿河町 袋町 鶴重町等

従つて今を距る三百数十年前には、今の広小路は名古屋の南端であつたといえるだろ。

第二節 城下町時代の盛衰

豪商の抬頭と庶民の難澁

築城後の初期および中期時代の市街は以上のごとく色々の波をうつて発展したが、城下の発展と藩主の利害とは密接な関係をもつていた。従つて城下の盛衰は藩の財政を探ることによつて本當に理解されるわけであるが、ここでは少しく触れることとしよう。いうまでもなく藩および侍階級の主要財源は農民の年貢米であつたけれども、その財政が苦しく破綻は商人の「御手伝」によつてつくりわられた。年貢米の始め四公六民であつたけれども、その税率も高くなつて、五公五民或は七公三民の税率を行つた時代もある。彼等は窮乏がひどくなるにつれて、規定の税率をこえて「菜種油をしぼる」ように農民から年貢をしぼりとするようになる。これに耐えかねた農民は一揆をおこす。しかし尾張藩では他藩に比べて農民の一揆といふことは極めて少なかつた。六代の藩主継友の治世中は収支が相償つて窮民救恤の余裕もあつたように伝えられている。

しかるに継友の死後、その異母弟宗春が襲封するにおよび義直以来の嚴肅質朴な遺風を破つた。宗春自から逸樂を恣にせしのみならず、遊廓を数多設置したり、廢頽的遊芸を奨励したりして享樂主義を鼓吹したので、江戸の元禄時代のように士風は頓に凋落して、自來城下は廢頽気分がび、漫するようになつたと伝えられている。人に依りては宗春は膨脹的名古屋の恩主であるといつていゝるものもあるけれども——如何にも一時はその享樂気分が浮かれて繁榮に赴いたように見えたであらう。しかし彼はその基礎を築くべき何等の施設をも施さなかつたのである。さればその治世はつねに財政難に苦しめられていたことは、けだし當然の帰結でこれを救済するために町人や農民に上納金を課したけれども、町人は格別、農民はその上の重荷を忍ぶことは出来なかつた。九代の藩主となつた宗睦むつむも尾張藩の中興の明主といわれた位、藩政を振興せしめたことは事実

であるが、宗春時代から馴致したところの享樂主義の思想は次第次第に名古屋の上下を侵蝕しつつあつた。そして齊朝(十代の藩主)の時代には特に商人ひいきの世風が顕著となつて富豪に対し扶持さえも支給し、年頭および家督相続の場合には謁見を賜わり、他藩において見るべからざる優遇を与えたのである。されば商人間にはこの頃から一種の格式さえ出来て嚴然たる勢力となり、未だ海外貿易の自由を得ざるに先だち一種特別な重商主義が設定されることとなつたのである。

しかるにこれに引きかえ納税の大部分を負担して来た農村は益々疲弊するのやむなきに至り、宗睦の時代においてさえ既に衰頹の徴候を示して「村民年月に減じ散田、手余地と云うもの多くなり、五十年前に千軒の民家、今は大方五百軒はなく、馬は古は百匹ありし村、今は十匹もあるなし」という状態になり「一村三十八人の百姓の中蚊帳を釣り得るもの一人、紙蚊帳を釣り得るもの二人他の三十六人に至りては夏季全く蚊帳を釣る能はざるもの」であつたという。さればその後の財政窮迫時代は一層烈しかつたであらうと想像される。そして農本ということは最早名のみものとなつて、農民を愛撫するよりも、むしろ誅求することとなつたので、農園を捨てて名古屋に移住するもの漸く多きを加え、天保十年(一八三九年)には町触をもつて農民離村の不可なることを論じているけれども、このとき既に都市集中の形勢を馴致して天保十一年(一八四〇年)には名古屋の人口は左表のごとく土分を除きて七万五千七百余人であつたといわれている。

天保の飢饉とその影響

ところが天保七年(一八三六年)には、当地方は非常な凶作に襲われた。天明三年(一七八三年)の大飢饉は全国的で、ことに奥州地方のごときは飢饉による餓死者は三十万人を算えたという。しかるに

名古屋城下町における人口および戸数の推移

年号	西暦	人口	戸数	備考
承応三年	一六五四年	五四、九三二	(不詳)	人口、戸数とも土分を除く
寛文四年	一六六四年	二九、七六九	(不詳)	
寛文九年	一六六九年	五五、八四九	五、八二一	
延宝二年	一六七四年	五六、六三六	五、八三〇	
元禄五年	一六九二年	六三、七三四	六、〇六一	
享保六年	一七二一年	四二、一三五	(不詳)	
享保十一年	一七二六年	五〇、三七五	(不詳)	
天保十一年	一八四〇年	七五、七九九	(不詳)	
慶応元年	一八六五年	七三、九六三	一一、一九六	

よりは名古屋城下小路に施行小屋を設け粥を焚き出し、或いは米を施されたり。又市中の慈善家は夫々申合ひ金を集めて桜の町天神社の境内に於て銭を施し窮民を救ひたり。

天保七申年の凶荒は殊に甚しく餓孚所々に横われり、その時親しく見し人の話に吾尾張国愛知郡五女子村なる佐屋海道に旅人の斃れ、その連の者も餓つかれて土砂の乾たるを取り塵を吹き去りて食せしといへり哀れなる事どもなり。」

一般士民、農民の極度の窮乏、他方には城下豪商の抬頭、そして全体からみて城下の衰えである。

尾張藩では一人の餓孚をも出さなかつたと伝えられるが、天保の飢饉は天明のそれ以上であつたらしく、餓孚到处にみるといふ悲惨事が起つた。それについて「凶荒凶録」(明治十八年五月、愛知同好社蔵版)の記事を抄録すれば、

「天保七申年は甚しき凶歳にて翌酉年の春は下民の困窮いうばかりなく、何れの市街、村落にも餓死行斃れのあらざるはなかり。この時に当りて官

そして鎖国時代の都市には多数の市民を養うべき資源があるはずもなく、城下に集中せられた富なるものは、富豪のために死蔵せられて、市民を養うべく活用せらるるものでもなかつたので、人口が増加しても都市の繁栄は必ずしも増産するものでもなかつたのである。殊にその頃の藩は財政難に苦しめられていたのみならず、米札融通のため正金は姿をかくして、物価の変動いちぢるしかつた、ために産業は萎縮して振はず、有数の商家にして倒産するもの少なかつたとのことである。しかもこの米札を整理せんがために企てられた大規模の調達金賦課計画や、その後についた風水災は一層この形勢を顕著ならしめて未曾有の不景気を現出し、本町一丁目から桶町大木戸まで、空屋が三十八軒を算するに至つたとのことである。

日本全国を見わたすならば、徳川時代の中頃、享保年中（七一六―一三六年）に二百九十万町歩であつた水田は、維新期には四百四十万町歩と増加し、生糸の産額は享保から幕末文化年間（二八〇―四一八年）までに四倍に増大した。これに対して人口は享保十一年（一七二六年）を一〇〇とすれば、宝暦六年（一七五六年）九八、安永三年（一七七四年）九七、寛政四年（一七九二年）九三、文政十一年（一八二八年）一〇二、弘化三年（一八四六年）一〇一、と静止状態を続けて二千八百万から三千万人の間を上下していた。富の分配の不均等のために、富の総計としての増加にもかかわらず、人口は一時減少をたどりさえしたのである。「間引き」は全国的な風習であつた。尾張藩の城下に農村に間引きが多少おこなわれたのであるまいか。そして独善的封鎖的な伝統が幕末時代になつても、日本の大勢に目を蔽うという保守的日和見主義を生み、尾張藩終末史の様相を決定させて行くのであつた。

道路・橋梁の維持策

さて再び遡つて道路や下水、樋管の維持修理状況をみよう。もつともこれについて詳かにしたいが、城の廻りや、藩庁の役所のある所の道路や下水の維持修理は藩庁で行い、他は武家、寺院、町がその所在に従つて負担していた。また或はその附近の武家、寺院、町が組合をつくり、武家は石高の割、町は小間割で出金し、年番を定めて、その事を行つた。道路の管理には道奉行があつてこれに當つたが、普請奉行の管理とした時代もあつたようである。

道路には勿論舗装も無く、車馬の往来も少なかつた時代であるから、破損も少なく経費も比較的軽かつたが、多額の経費を要し重要な問題であつたのは橋梁の維持であつた。大阪は堀の多い町として名高い。江戸は下町になると大阪に劣らず、従つて橋も多かつた。しかるに名古屋には河川が少く、従つて橋梁も少くその修理に莫大な費用を要し、維持に苦しんだということを知るべきものがない。それに地元町民の維持に委せたようである。

様式の方面から見ると、下水の橋など小さな石橋を除き他は木造桁橋であつた。木橋の寿命は火災や水災等の被害が無くても、大体二十年とされ、その年限がたつと改築か大修理を必要としたが、とかく行届かず、傷んだまま放置されがちであつた。庄内川の大きな河は渡船であつて、通行者から渡銭を徴集した。維新前は出来るだけ、人や車をば通さないように苦心したものとえば、戯れ言も亦甚だしいとつぶやくであらうが、事実そうした時代もあつたのだから陸上、水上ともに交通不便である。

熱田の低地には度々洪水の被害をうけるので、水路を変更して水害を減少させていた。また所々に溝が多く水溜も多かつた。今から二百六十数年前、徳川五代將軍綱吉の頃、わが長崎の出島に

おける和蘭商館員として日本に滞在中前後二回、江戸に上り五代將軍に謁したる人——エンゲルブルト・ケムフェエルは、その道中二回宮宿(熱田)に宿泊或は休憩している。彼の著「日本史」は最も早く世界に日本を紹介したものの中、その最も権威なるものとして知られているので、彼の紀行「長崎より江戸まで」中から名古屋に関する部分だけを摘録することによつて、陸路の宿駅としての熱田がまた水駅であつて物貨の集散が行われたこと。神宮の背後の台地から目を遮ぎるものなく、遙か北方に聳える天守閣が見えた、その昔が想起される。

(元禄三年三月五日) 桑名にて飢食せしが、驟雨一過の後、天気朗晴なりしを以て、吾等は正午頃其処を出で、吾等の馬と荷物とを四艘の船に乗せて、桑名より七里半の地に在る宮に向つて出発せり。桑名より三里、佐屋の大河は同じ名の村近くにて海に注げり。尾張又はその他の所より出でたる夥しき材木は、この河流に泛んで下れり。河口は水浅くして所々に泥濘の堆積あり、乾潮の時には、四呎乃至六呎の高さを示せり。吾等は宮まで一時間許りの所まで進みしが、斯く海水浅くなれるを以て、余儀なく四艘の大船を棄てて其処より宮まで、吾等と吾等の荷物とを渡す可く、数艘の小舟を用ひたり。是等の小舟には一艘につき、その前後に二人の船頭ありて、竹の桿を以て曳き或は突き、以て泥多き砂洲の上を行くなり。斯かる奇異なる舟の光景は、これ慣れざる吾等の如き、旅人に取りて滑稽にして惟訝なるものなりと雖も、しかも舟を進むる方法としては甚だ巧みなるものと謂はざるを得ず。泥海の表面は甚だ柔かにして、かつ滑かにその底は固く、舟は小にして七、八人以上を載す可からず、他に荷物を載すれば、一層少数の人を載するに過ぎざるなり。吾等は斯くして日没前、二時間許りの時、宮に着きぬ。吾等は其処にて港内の水浅きがために、町より半里許りを隔てたる海上に、五十艘以上の小舟が停船せるを見たり。

宮の町には廊壁無し。ただ町の入口と出口とに見すばらしき溝渠あるのみ、町の大きは桑名に及ばざれども、人家二千許り屢眠なる土地にして、右手には城廓の姿を成せる方形の宮殿あり、皇帝が京都に赴く時、或は最大諸侯中の或者が参観の往復に於て宿泊する処なり。街路は地勢の許す限りに於て、正確に十字を成して相交はれり。一条の長き橋路、即ち屋並は宮より出て二里、名古屋とて此国の領主にして皇帝の血族に当れる一大名の居住地に至りて終れり。この大名の住む城は其広大なると堅固なる点に於て、全国中の第三に位するものとして数へられたり。彼が参観旅行の行列は壯麗無比のものにして、其前驅の同勢にして、或は馬を曳き、薙刀、槍、弓、矢其他の武器、籠、行李其他無數の品物の総て其定紋を附けたるものを、或は使用のために、或は威儀のために携へ行くもののみにて、其数輿に二千人の上に出でたり。途上關人が彼に会ふ時は一行悉く馬を降り、我居留民長は乗物より出で、この皇帝の血族に敬意を表さんがために、ただ沈黙して平身低頭し、以て其過ぎ去るを待たざる可からず。(註 この日熱田に宿泊す)

第三章 明治維新以後の政治と住民

第一節 行政の急転換

版籍奉還と藩知事任命

明治初期(かりに明治十年までとする)は、日本がそのあわただし近代化への粧いをこらしはじめた時に当る。従つてまた一切の封建制度の撤去が急がれたときに当る。封建制度によつて生まれ、そして育てられてきた各城下町がこの時期にその封建性排斥の旋風に吹き巻かれ、みじめな衰えをみせなければならなかつたのは当然のことである。この時期における名古屋の歴史もまたそれ自身の特殊性をもちつつも、城下町凋落史の一コマをなしている。まず簡単に行政面に触れてみよう。

慶応三年(一八六七年)徳川慶喜は太政を奉還し、翌四年幕府支配の土地を収納、同四年江戸開城となり、同月政体書が發布され、地方を府藩県の三種に分ち尾張国は名古屋藩と犬山県となり、徳川義宣(十五代)は名古屋藩主となつたものの、なお慶応四年(一八六八年)四月に發布された「太政官制」による藩であつて藩主は名目上一地方官となつている。そのくせ藩内部での君臣関係とか財政とかは中央の太政官から独立しているといつた変態政治であつた。同年九月「明治」に改元され、明治二年(一八六九年)六月版籍奉還の結果、義宣は「名古屋藩知事」を仰せつかり、同時に一門以下平士に至るまでの家臣等を、すべて旧来の称呼を廃して一般に士族と呼ぶようにとの行政官達があつて「藩知事の

士族に対する会釈は長官の心得たるべき」ことが定められた。ここに封建的な君臣関係は長官と部下との関係に改まり、名古屋藩は単なる一地方行政区劃となつたわけである。義宣は三年十二月にその職を辞し、その父慶勝が名古屋藩知事に任ぜられ、名古屋城を朝廷に献じ、翌五年陸軍省に属した。(更に明治二十六年廳宮となる)これよりさき四年七月名古屋藩は「名古屋県」と改称し、同年十一月に犬山県を併合した。越えて五年(一八七二年)四月に至り「愛知県」と改め、同年十一月三河国の額田県を併合し、ここにおいて愛知県は尾張、三河両国を管轄することとなつた。さきの藩庁を県庁と改称し、城内旧竹腰邸にあつたという。

廃藩置県によつて既に名古屋藩は終りを告げたので、慶勝はその職を退き、慶勝に代つて政務を執つていた松平義生権知事も退き、また大参事丹羽賢、参事間島冬道等も他県に転じ、四年十月宇和島県参事井関盛良(もりよめ)は権令に任ぜられ、事実上の県令(知事)としての政務をみることとなつた。

大小区制から名古屋区 以上のごとく名古屋県から愛知県とはなつたものの民政に関する旧制度は、明治五年(一八七二年)四月に「区制」が布かれるまでは昔ながらの庄屋、名主以下の町村役人が依然として名古屋の町々を支配していたのである。いよいよ区制が布かれて尾張国を六大区に分け、城下の愛知郡名古屋の市井一円と熱田とが「第一大区」となり、これが九小区に分けられ、大区には「区长」を設けて、主として警察事務を取扱い、小区に各々「戸長」「副戸長」を設けて一般行政に当らせたが、これらの身分はいずれも官吏又は準官吏で、手当は愛知県から支給された。第一大区の「区扱所」を名古屋市中に設置されたことは勿論である。

そのうち明治九年(一八七六年)八月に至り従来の大小区を廃止して県内を十八区に分けられた。

名古屋・熱田(従前の第一大区——一・二・三・四・五・六・七・八・九小区)ほか十六箇村(従前の第二大区のうち一・二・三・四・五小区)によつて第一区が編成された。そして区長がこれを総管し、その下に戸長(副戸長廃止)用係および組長を置いた。

なお、このとき従前の区扱所を「区会所」と改称した。しかるに翌十年五月七日に組長を廃止するに至つたのである。

「名古屋区」の誕生

越えて明治十一年(一八七八年)七月に太政官第十七号をもつて「郡区町村編成法」が布達、同年十一月毎郡に郡長を置き、愛知郡のうち名古屋の市街のみをもつて「名古屋区」が誕生したので、従来の区会所を「名古屋区役所」と改称して、庁舎を南外堀町(鍛冶屋町角)に置いた。新たに区長を任命し、なお全区内を八区に分ち第一区の名古屋城郭内を別行政扱いとして、これを除き各区毎に戸長を置いて行政の衝に当らしめ、区長が総管した。これらの身分は依然として官吏又は準官吏であつたことに変わりはない。名古屋市街を除いた熱田町に愛知郡役所を、小田井に春日井郡を設置せられ、それぞれ管轄することとなつた。なお同年八月に内務省令をもつて「戸長は其

名古屋区誕生当時の町々

和泉町	伊倉町	井桁町	六句町	花車
町	橋詰町	馬喰町	花ノ木町	西柳町
西万町	庭町	西菅原町	本町	堀詰町
奉公人町	泥町	茶屋町	千歳町	小田
原町	桶屋町	大船町	押切町	替地町
上仲町	上長者町	上園町	紙漉町	上
浅間町	玉屋町	堅三ッ蔵町	俵町	台
所町	園井町	外田町	仲ノ町	長島町

町人民に於て可成公選せしめ、必ず府知事、県令より辞令書相渡すべし。此旨相違候事」しかしこの省令は絶対的のものではなかつたので、名古屋の区長も戸長も官選であつたようだ。そして明治十二年五月十二日県会創設後には、区長が県側参与員として出席する場合をもあつたのである。

区会議事の概目 次いで明治十三年（一八八〇

年）四月に「町村会法」が制定されたが、これは市街の区および各町村はその地方の便宜に従い、町村会又は区会議を開くことは各区町村の任意であつた。しかし町村会、区会の章程規則は府知事、県令がその管内に施行すべきものを制定した。もとより各府県ともその内容は同様で

はないが、その議事の概目として筆頭に掲げている事項は道路、堤防、橋梁の修繕あるいは道路掃除およびその費用の事。一般協議費に関する用悪水路、溜池、堰樋類の諸修繕、溝浚、砂留等の事である。

本県施設は市中を主眼

越えて明治十七年（一八八四年）には区町村会法改正が行われた。それによれば、三府およびその他

上島町	裏塩町	車町	桑名町	簗下町
八坂町	柳町	山神町	前ノ川町	吹出
町	袋町	舟入町	伏見町	深井町
舟町	木挽町	小島町	五条町	五平蔵
町	江戸屋町	枝郷町	江川横町	江中
町	江川端町	江川町	伝馬町	手木町
明道町	沢井町	材木町	北駅町	北野
町	北鷹匠町	皆戸町	南駅町	南鷹匠
町	南外堀町	下長者町	下園町	島田
町	白堀町	新屋敷町	新道町	下浅間
町	塩町	東方町	東柳町	比米町
野町	泥江町	樋ノ口町	本重町	浅間
町	菅原町	数寄屋町	隅田町	等

市街の区および町村は、その地方の便宜に従つて町村会又は区会議を開き、地方税のほか人民協議の費用については地価割、戸数割、または小間割、間口割、歩合金等、その他慣習の旧法を用いることは任意とされた。

明治二十一年（一八八八年）四月十七日に至つて、市制町村制が公布され、ここにおいて始めて市町村自治に関する制度確立し、翌二十二年五月一日より実施することとなつたが、名古屋区に市制を施行されたのは、後述するがごとく早い方ではない、むしろ出足が遅く二十二年（一八九〇年）十月一日である。試みに今の市域から接続町村をとりあげてみれば、ざつと左のとおりである。

愛 知 郡

熱田町	古沢村	笈瀬村	那古野村	鷹場村	岩塚村
織豊村	柳森村	荒子村	御厨村	一柳村	松葉村
八幡村	明德村	宝田村	寛政村	御器所村	呼統村
笠寺村	星崎村	鳴尾村	島野村	猪子石村	高社村
西 春 日 井 郡					
枇杷島町	庄内村	金城村	六郷村	萩野村	川中村
山田村					

このとき愛知県の方針に従つて数村合併したり、組合を編成して組合役場の設置、次いで町村会議員の選挙、理事者の選任等を行つた。更に町村政の円滑な運営と、町村の繁栄を図るために、土木、学務、衛生等の常設委員会が構成されたのである。

地方自治とその実情

ここで知つて置きたいのは、市町村制の確立前における自治体といへば、どのようなものであつたろうか。旧幕末時代には府県郡というような自治体はなかつた。自治体としてはただ町と村があつたばかりである。単に「名古屋」といつても今日の名古屋という都市が一体としての自治体ではなく、その中の納屋町とか、七間町とか、宮町という町が自治体であつたにすぎない。されば自治体の区域は狭く、かつその規模は小さかつたけれどもある意味においては、今日以上の広い範囲において権利義務の主体であつた。名主、庄屋、年寄、戸長といつた役員は今日いうところの町村長であつて、その地位はいわば半官半民であつて、半は行政官の手先に属すると共に町村の理事者であつた。そしてどんな仕事の主なるものであつたろうか。

第一に道路橋梁その他用水々路維持修繕工事があげられる、その施工法に公費と民費の二つあり、後者はいわゆる村方請持の道路橋梁等は監督官庁の論達がなくとも、常時村方において營造し、もし粗造の箇所があれば監督官庁から科罰されるの例であつた。

名古屋区としての行政区域が認められたのちといへども、初代区長吉田禄在は県から任命せられた官吏にして、彼は明治十二年春日井郡長兼務を命ぜられ、越えて十六年十月に至つて太政官より名古屋区長任命の辞令をうけている。これよりさき名古屋区が第一大区に属することになつた際は、吉田禄在は第一大区々長心得を命ぜられ、間もなく区長に昇格を命ぜられたのは矢張り愛知県令(知事)よりその辞令を受けている事実を知るならば、一般の間に名古屋区長は公選区長とみていることが誤りであることが明かである。

されば名古屋市誕生前における道路橋梁の土木事業のみならず、めぼしき都市的施設は、愛知県によつて計画実施された。その時代における政治経済の動向は、実に市中(名古屋)を主眼として種々の計画も実施もされたものである。実に明治中期頃までに既に官吏の任に就く者は大部分七族であつた。維新変革の指導精神は四民平等であり、階級制度の撤廃だつたことは周知のごとくであつた。そして「人材登庸」といへば民間人材をも官吏として欲求することであつた。それにも拘らず実際には官吏たる者は殆んど華士族に限られていたのである。この事例は愛知県の官員および名古屋市創設当時の公吏族籍調査によつても明かに何人にも首肯されることと信ずる。しかも官僚が絶対的に幅を利かした。そうしてこの事例は国家の大本的、中樞的事態たる明治政府の成立と発展とが主として華士族によつて成し遂げられたことを示すものであり、地方における一切の革新政策や諸種の事業計画は為政者たる華士族が地方行政長官その他の官名において遂行したに外ならないことを物語るものである。

たとえば吉田禄在が今の広小路開設に異常の努力を傾け、これが完成を期したのは、世人は民選区長吉田と解せられているようだが、彼は政府から任命された官吏の名において——そして名古屋区道路改修調査委員を、さらに名古屋区道路改修事務委員長を命ぜられて遂行したに外ならないのである。後行に述べるだろうが、維新変革の影響をうけ最も深刻な苦悩をなめねばならなかつたのは、彼等の暗い半面であるが、任官した彼等の地位はまことに偉大にして——明治名古屋建設の輝かしい歴史的事例は、概ね実に彼等によつて展開されたものであることを見のがすことが出来ないと思う。

第二節 住民の生活

変革による住民の生活変化

行政の変貌については既に述べたごとくであるが、さてそれがため住民の生活はどのような変化をこうむつたであろうか。まず幕府ならびに諸藩の財政的破綻一般武士団の窮乏農民層の疲弊町人層の経済的抬頭等を算え得る。それらの事例は、いま一々ここに掲ぐるの暇がないが、前に述べたごとくまず士族の転落である。彼等は徳川時代の特権身分であつたが、御一新による最も痛烈な影響をうけた。明治五年（一八七二年）に布かれた徴兵令は士族らを完全にあぶれさせ、社会の厄介者とさせた。いまや「異人」「芸者」が第一等の身分をうたわれ、士族は乞食と共に最も劣等な地位の一つに落されたのである。政府は廃藩置県後も士族の生活保障として禄米を与えてはいたが、既に旧藩末時代から窮乏にあえいていた彼等は僅かな禄米で生活を続けてゆける筈はなく、精神的にも生活的にも深刻な苦悩は、平民がその社会的レベルを引上げられたのと、まさに正反対の方向をたどつてゆくのであつた。

明治四年（一八七一年）十二月に華士族の在官の者、以外に農工商を営むことが許されたので、いわゆる帰農や帰商がポツポツ始まつていたが、士族の多くは産業をおこす資金と能力とを共に欠いていたので窮民化の代表的事例である。いわんや「働くことも知らず、また働こうともしない」者たちをや、そしていつまでも放心状態をつづけるわけにはゆかない。いわゆる「士族授産」によつて漸く生業につき始めるのであるが、彼等における資金・能力・意欲の欠如は幕末期の手内職の「再版を

ここにくり展げることとなる。傘、提灯の製造に代つて養蚕や製糸業等が登場することとなり、明治九年（一八七六年）名古屋に桑園三千坪開設、翌十年四月東主税町に養蚕練習場設置、またこの年、七曲町に養蚕場（養蚕法と座繰製糸設置、東外堀町に桑園を設置された、これらはいずれも県営であつた。自己の生存を新たに自からの力によつて営むことを余儀なくされた士族の没落は、彼等を顧客としていた平民の商売を不況にさせる。これは自然のなりゆきであるが、このほかに久しきにおたつて領内に対して城下商人が壟断していた仕入、卸の特権がはく奪されたので、彼等は今や温室の外に投げ出され寒風にさらされて自分たちの実力をためさねばならなくなつた。しかも彼等の多くは資金に欠乏していた。明治四年といえは名古屋に思い切つた町割の改正を行つた、その内容を知ることが出来ないが、この年十二月頃現在における市中の商家を拾いあげてみよう。

生鯖上商 見田七右エ門（船入町） 清水太左エ門（船入町） 吉田佐助（船入町） 万糸物真綿類 三河屋彦兵衛（研屋町） 成岩屋弥助

（鍋屋町） 万鋳物師 水野太郎左エ門（鍋屋町） 一閑張塗物師 大鐘屋善七（玉屋町） 一閑張茶具類 音羽屋重兵衛

（鉄砲町） 舶来商会社（大伝馬町） 舶来物仕入所 紅葉屋重助（鉄砲町） 信濃屋友右エ門（大伝馬町） 布屋善右エ門（東方町）

松居十郎（本町） 笹屋喜兵衛（鉄砲町） 紙屋徳兵衛（東方町） 木綿屋治助（和泉町）

舶来酒仕入所 要屋衛治郎（本町） 舶来服類 藤屋善七（玉屋町） 菱屋伊右エ門（玉屋町） 秤所 守随彦作（広小路） 履物

小間物類 松永屋喜兵衛（門前町下ノ切） 塗箸仕入所 竹屋長助（萱屋町） 洋酒、小間物 球文舎（本町） 博覧会本局

（玉屋町）の物品取扱人 東鷺堂・不朽堂・晩香堂・洞天居・三友堂・慶雲堂 金銀箔売 箔屋治郎左衛門（七間町） 馬具類仕

入所 三河屋七兵衛（両替町） 中島屋磯三郎（本町） 干鰯上商 師崎屋長兵衛（船入町） 時田令右エ門（大船町） 干鰯商売 村瀬屋

仙治郎（船入町）

- 書物売買所 東壁堂東四郎(玉屋町) 慶製堂東平(鉄砲町) 静観堂伊六(石町) 東田堂和助(鉄砲町) 荷物問屋 古田佐左エ門(熱田白鳥町) 入船諸問屋 万屋文七(熱田須賀町) 生魚生鯖問屋 島本権左エ門(熱田浜) 石原三右エ門(熱田浜) 小貝甚三郎(熱田浜) 茶仕入所 升屋半三郎(大伝馬町) 大野屋政藏(下長者町) 金銭両替 丸和屋常五郎(門前町) 銭屋小兵衛(島田町) 疊表商会社(木挽町伝馬橋下ル) 綿商売 八木屋弥兵衛(中市場町) 万金物仕入所 笹屋惣助(鉄砲町) 道具屋惣十郎(玉屋町) 刀脇差小道具類 杉村屋大兵衛(玉屋町) 紙類商売 笹屋幸藏(鉄砲町)
- 万太物類 安田屋彦三郎(玉屋町) 笹屋勘七(鉄砲町) 八木屋平兵衛(鉄砲町) 呉服太物類 伊藤治郎左エ門(茶屋町) 大丸屋正之助(本町) 松前屋小八郎(本町) 十一屋庄兵衛(玉屋町) 駿河屋半七(橋町) 米穀上商 万屋弥八(船入町) 師崎屋定市(納屋町) 油屋勘左エ門(船入町) 延米商売 江川屋店(塩町) 米兵店(塩町) 砂糖上商 玉井屋宇兵衛(大伝馬町) 万屋善右エ門(富沢町)
- 酒造商売 笹屋利助(宮町) 井沢屋茂兵衛(針屋町) 知多屋庄次郎(皆戸町) 材木商売 材木屋惣兵衛(木挽町) 板屋与三治(橋町) 川名屋太藏(材木町) 味噌上商 佐野屋与右エ門(菅屋町) 永楽屋伝右エ門(相生町) 美濃屋佐兵衛(朝日町)
- 塩商売 古金屋弥平(木挽町) 知多屋新四郎(大船町) 塩屋仁右衛門(熱田藏前)
- 諸国飛脚問屋 小島権兵衛(熱田神戶町) 貝谷権左衛門(熱田神戶町)
- 木綿問屋 吹原九郎三郎(和泉町) 菱屋喜兵衛(大伝馬町) 瀬戸物上商

人力車の樂觀時代

大正末期頃から人力車夫の運命は電車の普及に、自動車の走る響きに胸を痛めた。それは昔の船着場の栄えが蒸気船に横廻されたのと軌を一にするが、明治時代の人力車夫は威勢のいゝ仕事だった。とりわけ芸妓を軽そくに挽く車は陽気で威勢がよい。どう考えても芸妓が自転車で廻る日は来ないから、その頃の人力車樂觀の未来はあったらう……。

「名越各業独案内」(明治四十年晩冬日発行)に見える当時における人力車会所と出張所を掲ぐれば左のごとく。

人力車会所 (明治四十年現在)

古渡山王前 美濃屋弥七

富沢町四丁目 松屋喜兵衛

人力出張所

本町両替町角 本町式町目丸伝

本町菅原町角 本町札ノ辻

宇佐美屋林蔵(中市場町) 山形屋庄三郎(大曾根坂下) 平子屋徳右エ門(玉屋町)

瀬戸物類商社(下広井町)……(『名越各業独案内』明治四年末版行)……

ざつと以上がめぼしき者とみられるが、やがて十五、六年後の明治二十一年末頃には、かなりの変遷を示している。

商家の分布も拡大せられ、新商売として靴製造所、洋服裁縫、洋傘製造、歐式帳簿製造、洋紙卸、西洋料理、珈琲糖製造、西洋鏡卸商等——等が抬頭していたのである。

海運の発展策挫折

眼を海面に転ずれば、名古屋港の前身たる熱田港は遺憾ながら湾底が浅く大船の出入に不可能であつたから、めぼしい貨物はとかく名古屋を素通がちであつた。なんとかして名古屋はみずからの産業と、交通運輸上の利便を開発して旧城下町の繁栄をとりもどさねばならなかつた。これに着眼して海運の発達を企図したのは、愛知県令安場保和であつた。明治十年(一八七七年)二月、西南の役起り、名古屋

鎮台兵卒と軍需品を熱田港より四日市へ輸送するに当り三菱会社の汽船二艘がこの事に當つたが、戦役平定し汽船の航海廃止せんとするや、安場県令は従来熱田・四日市間の航海が、ただ日本形小船のみを以て往復していた。それも風雨のとき荷物運搬等にも困難なるをみて、海運の便を図ら

本町袋町角	玉屋町元重町角
玉屋町蒲燒町角	鉄砲町広小路角
末広町花屋町下ル	門前町大須門前
橋町七面前	古渡町新橋通角
上長者町玉書宅	上長者町東方町角
上長者町大伝馬町角	下長者町元本町角
下長者町広小路角	長者町茶屋町角
長島町茶屋町角	長者町魚ノ棚角
桑名町大伝馬町角	伏見町菅原町角
上園町魚ノ棚角	塩町五条橋西詰
船入町納屋橋西詰	上園町小伝馬町角
七間町魚ノ棚角	富沢町大伝馬町角
富沢町三町目	富沢町広小路角
呉服町魚ノ棚角	伊勢町魚ノ棚角
伊勢町魚ノ棚東江入	伊勢町宮町角
久屋町魚ノ棚角	熱田伝馬町神戶角

奥に七十二箇所を示している。こゝでお客を待つという寸法で……今から見れば、すべてが違いく夢の又夢物語でしかない。

んとて自から駅通局と三重県庁にいたり協議し、三菱会社をして引続き汽船艘を運航せしむることに成功した。

しかるに会社は航路創設として雑費多く、加うるに熱田港の浚渫を要するので、損失少からずまことに中止せんとした。そこで損益相償うに至るまで駅通局より千五百円、三重県庁より二千円、愛知県より三千円、合計六千五百円を年々補助金を交付することによつて運航を継続したのである。

やがて明治十二年（一八七九年）五月県会開設後、右補助金を計上せる勸業費を提出するや、本県会は民力その負担にたえぬとか、その必要を認めぬとて否決し去つたため、前記運航は廢絶のやむなきに至り、安場県令の企図せる海運振興策も抛棄せざるを得なかつた。この事を皮切りとして従来県令の名において独断専行的に行われた諸種事業も——めぼしきものは殆んど県会において葬り出され、たまたま実施をみたるものは再議又は原案執行にかかるものである。その事例を列挙して論述することは本書の目的にはずれるので省略するが、明治年間の県会の行動をつぶさに調べてみれば、いかに本県会が消極的だつたことを知り得るであろう。そしてこれを逆にいえば、県首脳がその企図の実現を期するには、かなり苦惱を味ははねばならなかつただけに歴史的事実を作り上げてさえいるのである。

産業振興と士族授産

海運の振興にさきだち産業の振興はいわゆる士族授産として行われた。士族に対しては前記の施設、事業等によつて養蚕業の奨励策をとつて桑苗をあたえたり、子女を群馬富岡に製糸練習工女として派遣させたりなどした。ほかに養蚕場に伝習生を養成し、蚕種を製造してこれを配布

した。あるいは旧藩士海部正秀なるもの偶々大規模に養鶏業を試みるや、これを奨励したり、明治六年（一八七三年）五月太政官達により空地を選び養豚の申出あれば、これを誘掖奨励を加えたり、あるいは明治二年旧藩庁の設置にかかる七間町の国産役所によつて絞業の奨励等が行われた。

中にはその甲斐があつたものもあつたろうが概観するならば、明治初期および中期の名古屋の産業は当局の奨励にもかかわらず立直つて伸長するまでに至らなかつた。これがためとみればみられぬことはないが、利鞘をかせぎ歳入の増加をはかり住民の負担を軽減せんとて特定の人々に対して行つた地方税貸付金は国貞廉平県令によつて専行せられ、その不手際と不当な貸付は大部分回収不能状態に陥ち本県財政に計り知るべからざる実に甚大なる損害をこうむらしめたといわれる。この真相は今日に至るも明かにせられていないが、かかる状況のもとで城下町時代の特権商人たちを始め地主階級も衰退の極度にあつたことが知られる。

名古屋区内の戸数人口

（明治二十年一月調）

戸数 総計	人口 総計		士族 総計		平民 総計		不動産 持総計
三七、六五四戸	一三〇、五五七人		二六、七九一人		一〇三、七六六人		一一、八六五人
	男	女	男	女	男	女	地所持 家持 地家共有
	六五、〇〇八人	六五、五四九人	一三、四六四人	一三、三二七人	五一、三八二人	五二、三八四人	四六九人 一、九九五人 七、七八三人

試みに名古屋区内一覽概計表から明治二十年当時の戸口調査によれば、総人口十三万人余のうち地所、家屋の不動産持は上掲のごとく一万二千八百余人に過ぎないのである。しかし激しい時の流れは容赦なく、この都市の古い殻を破つてゆく。明

治十五年には名古屋銀行が出来、十八年には名古屋紡績会社や彩磁製造場なるものも出来、二十年には尾張紡績や時盛社時計工場が設立されたのみならず、各種の小工業が次第々々に発達することとなり、奥田正香のごとき活動家が産業経済界に登場して次第に優勢を示してゆくのであつたが、彼の企業振りが産業の開発にあたえた貢献には大きなものがあつた。一般住民の風俗も開明の時運に當つて朝変暮改してゆくのであつた。

第三節 名古屋区から名古屋市へ

明治維新と封建的権力

フランス革命は封建権力の一掃といわれ、貴族の領地は没収され競売によつて地主や小作農民たちのもとなつたが、日本の明治維新では封建領主は農民から年貢を吸収する土地所有権力者という身分から金融権力者に転化したのであつた。明治二年（一八六九年）政府は諸侯に正規の禄高の半ばを支給することを認め、その額は政府予算の四分の一から三分の一におよび政府にとつて甚しい財政上の妨となつていたので、九年（一八七六年）の強制的家禄奉還に対する金禄公債の発行によつて解決された。多額の公債を受けた大領主は、新しい富を銀行・土地などに投資して財閥の一員としておさまつたのである。これに反し武士階級は上述のごとく大部分がレベル以下の生活に沈淪してゆかねばならなかつた。ここに地方士族の叛乱が始まり、西南の役、鎮圧は近代裝備によつた徴兵の封建的士族に対する勝利であつた。同時にそれは明治政府の支配体制を確固として抜きがたくさせたものであつた。既記の郡区町村編成法は強化された中央集権の所産で

あり、さらにこれを牢固たらしめようとするものであつた。そして区町村会法によつて区会が設けられた。名古屋区内から選ばれた十人の代表者が区費の支出、徴収を議定したのであつた。区会末期時代の議員の顔触は、井上茂兵衛、奥田正香、片野東四郎、松下孟、白石半助、鈴木善六、伊藤忠左衛門、鈴木鑿蔵、堀部勝四郎、波谷良平以上にして、このほかに各町における町会議員千八百六十二人、商法会議員五十一人が選ばれていたのである。

前掲の区会議員はいずれも当時県会議員を兼職して、その活躍が著しい。しかしその職務の実際はどうかであつたかといへば、区長がこれを招集して発議議決を行い、議会の中止権をもち、県令がその停止解散権を握るなど、眞の地方自治からおよそ程遠いものであつた。県区会議員とも完全に名誉職で、僅かの日当の支給だつたので、殆んど手銭手弁当という活躍であつた。これはさき所述べた中央集権の強化と、郡区町村制施行との関係から当然結果されねばならなかつたことであつた。

明治六年に至つて政府の財政的基礎を確立させるため、地租改正が企てられ、遂にこれが実施されたが、近代的地租は封建的貢租と殆んど変らぬ負担を農民におわせた。名古屋に近接する東西両春日井郡には地租率緩和を叫び根強い農民の一揆が突発し、終に天皇陛下に直訴せんとする大騒ぎをもみるに至つた。あまつさえ米価の変動に応じて五年目毎に地価を改正して、税収を確保しようという施策をとつたのは、資本主義発展のための最も重要な前提であつた。

自治の確立の声と自由民権　やがて地方自治と民権の確立を叫ぶ声が全国に沸騰し、十三年（一八八〇年）国会期成同盟が結ばれ、名古屋地方では内藤魯一村、松愛蔵、荒川定英等が活躍した。三河の

内藤は自由民権運動の先駆者であつたが、名古屋人には過激なる民権運動家はなかつた。概して不得要領主義、中ぶらりん主義であつて、すべての調子はとかく緩慢で、すべての色彩は朦朧となつている。自由民権運動は各地方で官憲との紛争をひきおこし、名古屋地方では自由改進両党の争闘、飯田事件、秋琴楼事件等が起つたが、福島事件、高田事件、秩父事件のごときものでなかつた。

ほうはいたる自由民権の声が全国に高まるところ明治十四年（一八八二年）十月に至り、明治二十三年（一八九〇年）を期して国会を開く旨の「大詔」が渙発された。次いで地租条例改正、地方自治確立への途が開かれるようになった。

市制施行に依る独立と自治

こうして明治二十一年（一八八八年）四月十七日に、「地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進……隣保團結の旧慣を尊重して益々之を擴張し、更に法律を以て市および町村の義務を保護する」目的をもつて、すなわち市制、町村制が公布される。そして翌二十二年（一八八九年）十月一日を期して「名古屋市」が誕生した。ここにおいて名古屋の独立と自治とが認められたのである。同時に名古屋区は幕を閉じた、このときの第二区長は服部直衡であつた。市公民によつて選ばれた三十九人の議員で組織される名古屋市会は、市の一切の事件を議決し、市長候補を推薦して裁可を仰ぎ、助役、名誉職参事会員を選ぶことになつた。市長、助役、名誉職参事会員からなる市参事会は行政事務を担当した。市長は市政の一切の事務をつかさどり、県の行政事務をも担任した。

二十二年十一月十五日最初の市会が成立し、初代市長中村修が就職したのは、同年十二月十七日であるが、元区役所より事務引継を完了し、市役所開庁式を挙行したのは、二十三年（一八九〇年）三月十

九日であつた。庁舎は市の中央部の栄町五丁目の交又点西南角(今の松坂屋栄店)に在り目抜き場所であつた。分課組織によれば庶務・議事・戸籍・学務・衛生・土木・地理・収入の九課を創設し、各々事務を分掌せしめ、毎課に長一人を置き、市参事会の指図に従い、課務を処弁したが、収入課は収入役を以て長とした。

なお学務・土木・衛生事務に関しては常設委員九人を置いたが、当時の吏員総数は市長、助役、収入役の三役を除き、僅かに書記十六人、事務員四十三人に過ぎない。土木課の位置は二階の東側で、東側階段を上つた部屋であつた。市の面積東西幅十八町三十九間、南北幅一里十二町五十五間、国道十四箇所、県道十八箇所、里道六百十八箇所、国税はおよそ地租二万八千八百円、酒税五万一千円、煙草税六千七百五十円、訴訟用印紙四千四百円、証券六千六百十五円、車税四千八百九十円、売薬税二千二百八十円、牛馬売買免許税十二円、銃猟税四千九百円、地方税はおよそ地租割三千三百十円、戸数割二万五千九百五十円、營業税二万五千六百円、雜種税一万七千円を示している。

官衙の主なるものは、鎮台、県庁、市役所、控訴院、始審裁判所、治安裁判所、警察本部、県會議事堂、監獄、監獄支署、通信管理局、名古屋郵便電信局、警察署四、郵便局四、尋常師範学校一、尋常中学校一、公立病院一、医学校一、驅黴院一、博物館、土木工作場、栽培所、商業学校一であつた。次に銀行および諸会社としては、三井銀行支店、名古屋銀行、十一国立銀行、四十六国立銀行、百三十四国立銀行、百三十国立銀行、行支店、九十五国立銀行、米商会所、株式取引所、愛坂汽船会社、久屋土族就産所、郵船会社支店、度量衡製作所、物産組等、物産の主なるものとしては、

鷄卵陶器・楯箸・不二焼・製茶・絞木綿・刻煙草・小倉織・絹織物・七宝焼・縞木綿・木枕・実綿・足袋・竹箸・傘・扇・団扇・佐々飛白彫物・紡績糸・鋳物・木綿鼻緒・一閑張・綿フランネル・小麦・建具・麦藁紐・松物・元結・巻煙草・生糸・桶類・瀧吐水・味噌等

があげられたのである。

市域拡張と戸口の増加

何しろ名古屋市となり、熱田の諸町が一団となつて熱田町となり、その他附近の村落はそれぞれ合併せられて、町村制による村となり各々独立したときには、市内には未だ電灯も瓦斯もなくランプ時代であつて、始めて電灯十六燭光と二十燭光が四百余个点灯されて全市民が驚いたのは、明治二十二年十二月十五日の夜であつた。

さりながらこの名古屋も産業主義の潮流に棹して真に近代的都市發展の緒に就いたのは日清戦役以後のことである。この戦役に依りて日本は台湾を領有したので、当地方の綿布類や陶磁器や時計その他の雑貨の販路を拡張して市況を引立てたのみならず、戦後の事業勃興熱に依りて既設の事業を拡張するものや、新たに事業を起すものが続出して数多の大小工場が市の内外に勃興したのである。市内に松村硬質陶器や豊田織機や尾張時計の出来たのも金城村に帝國燃糸や三井物産組の出来たのも、熱田に日本車両製造の出来たのも、この時代であり、名古屋電鉄や瀬戸電の出来たのも、愛知銀行や明治銀行の創立をみたのもこの時代である。

かかる發展の氣勢は日露戦役に依りて、さらに助長せられたことは争うべからざる事実である。この戦役によりて日本は朝鮮や満洲の市場を開拓したので、名古屋の産物の販路も著しく増加し

たのみならず再び事業熱が勃興したのである。その結果として従来の産業は再び拡張せられたのみならず、新規に設立せられた工場も少くはなかつた。松風陶器工場や千種陶器や不二見焼や、名古屋瓦斯会社(今の東邦瓦斯の前身)や名古屋製材や、東海倉庫等の出来たのは実にこの時代であり、名古屋工廠の設置をみたのもこの時代である。

東・西・中・南の四区制 市域は明治二十九年三月二十三日、愛知郡御器所村の内大字前津、小林を、三十一年(一九〇八年)八月二十二日、同郡那古野村および古沢村の内大字東古渡を編入したが、築港を徹底的に完成する必要から四十年(一九〇八年)六月一日、熱田町全部を編入して熱田中瀬町に市役所出張所を設けた。さらに七月十六日愛知郡小碓村の内大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稲永新田を編入して、間もなく熱田港を「名古屋港」と改称し、公有水面埋立地二十八万二千三百六十坪余を市域に編入して、市域の大拡張を行ったのである。なお明治四十二年十月一日愛知郡千種町の一部および御器所町の一部を編入し、翌四十三年三月五日に千年町対岸公有水面埋立地二十四万九千六百坪を編入した。この間に明治四十一年四月一日から東西・中南の四区制を施行し、各区に区長を置いた。各区役所の位置左のごとし。

- 東区役所 東門前町二丁目善篤寺内
- 西区役所 上園町一丁目元鈴木病院跡
- 中区役所 裏門前町一丁目万松寺内
- 南区役所 熱田中瀬町元熱田町役場跡

なお市の人口、戸数の推移および財政は次のような変遷を示している。

市制施行以後の普通経済歳入出決算・戸口数

年 度	歳 入	歳 出		年 次	現住戸数	現住人口
		経 常 部	臨 時 部			
明治二十三年度	七七、三五三 ^四	五九、五六一 ^四	三八五 ^四	明治二十三年	四三、八七三	一六四、八四九
同 二十七年 度	一〇五、六四五	六五、二四二	二七、四四六	二十七年	五〇、三一六	二〇三、八一二
同 三十一年 度	三九六、九三五	二二九、三一五	九三、八一〇	三十一年	五六、六八〇	二四〇、五三四
同 三十五年 度	七八一、九二五	四六八、五三九	二〇七、四七七	三十五年	六六、五二五	二七五、三二九
同 三十九年 度	一、〇〇、七六一	六二五、八二一	三八一、六〇四	三十九年	七二、三二七	三〇七、六二四
同 四十三年 度	一、七一六、八三二	九四五、一七五	五三七、二七二	四十三年	八七、七四八	四〇五、六四六

さりながら最も諸工業の發達を促がして大都市的色彩を帯び町割は漸く近代的な市街にきりかえられていつたのは、明治四十三年（一九一〇年）三月十六日から六月十三日まで、鶴舞公園において開催された第十回関西府県連合共進会を契機として新堀川沿岸は顕著な發展を遂げ、自來次第次に膨脹の一途をたどることとなつたのである。この大共進会は輪番制により第十回を愛知県が主催せるものであり、計画予算の負担割が焦点となつて愛知県会は之を否決した。「他県対しなんの顔があるか」と烈火のごとく憤慨せる知事深野一三が敢然として再議に附し、その実現を図つたものであつた。そうして共進会々期中に名古屋市が四月十二日華々しく開府三百年記念祭を執行して共進会景氣に拍車をかけたのであつた。

第四章 郊外農村との関係道路

第一節 明治初期時代の道路行政

道路修理法および道路掃除

以上三章にわたつて開府より市制時代に入るまでの市域の変遷や行政、経済、市民の生活等を述べて来た。都市計画史としては岐路のようだが、藩政末期時代の名古屋は、その後の名古屋の発展の基礎をなすものであるから、あえて煩勞をいとわずこの名古屋がどのように開拓され発展してきたかをほほ明かにしたのである。そしてさらに名古屋の歴史の一部をなす道路交通関係についてみなければならぬ。

江戸時代においては道路の各所に関所、木戸、川関があつた。しかし明治新政によりて、これらの関門を撤去せられ、交通が漸く自由になさるるに至るや、庶民の往来はにわか増加した。加うるに人力車、乗合馬車等が出現し、車両の利用も日に月に盛なるに至つたので、在来の道路にては著しく狭隘と不便を感ずるようになった。加うるに殖産興業を進めしめ、国利民福を増すには、まず交通を便利にすることが急務なので、到るところに道路の改修、橋梁の施設の必要が起り、政府はしきりにこれを奨励することになつたのである。

明治元年（一八六八年）二月、太政官は従前の治水規則を廢し、土木司中に検査係を置き、諸国全川管理の方法を設け、ついで十一月従来公費に関する堤防、橋梁等修繕ならびに新規分水、川替、掘割施行手

統を定めた。また夫米等の名義をもつて該費を徴収する等、始めて土木支弁の方法を示した。従来道路の行政は各地方の慣例および地方庁の制定する規程に依らしめたが、当時地方の財政未だ定らず、しかも施設すべき事業がきわめて多かつたのみならず、万事草創時代として道路橋梁のごときは多くこれを地元民間にゆだね、関係町村民をしてこれを経営せしめた。特に本県のごときは、とかく道路の修理を怠つていたので、破損の程度は相当甚だしきものがあつた。

明治五年（一八七三年）に始めて道路取締および掃除規則を定められたので、本県は明治五年九月に各区戸長を県庁に集めて、道路修理を沿道関係町村に負担せしむることを述べ、修理法および費用の出所等について議せしめた。この結果は分明しがたきも娼妓諸車の徴税をもつて道路費に充当することになつたようである。なおこの年十一月に管下川川堤通りおよび用悪水路土手等保護のため、堤上または堤防法先等への作付を禁じた。翌六年七月と十月には、道路掃除丁場定め、水路清浄等を布達し、越えて七年九月に道路掃除を等閑に附してはならぬこと。次いで水利の便を開くよう奮起を促すなど、頻繁にいろいろ示達していることは左記によつて察知されるのである。

（愛知県無号）

堤防法先へ作付いたし無願歛入不相成事（明治五年十二月）

管下川々堤通村々之内堤上又は堤防法先等に作付いたし候者も有之哉に相聞以之外の事に候、向後川々堤通は勿論用悪水路小土手等に至る迄、願も不相立歛入いたし候輩有之に於ては急度可及沙汰候様、此旨可相心得事。

（愛知県無号）

道路掃除丁場可相定事（明治六年七月・各区长宛）

道路掃除之儀に付ては昨壬申十月中、太政官第三百二十五号御布告之趣も有之、受持場所
所は依旧掃除致し来候儀には候得共、中に往還近村にて受持場所無之、反て遠隔之村方にて右
御用相勤居難渋致し候向も多分有之趣相聞候、就ては追て道路の制可被相立候得共、夫迄之所
往還最寄村町へ公平に受持場所割渡可申筈に付、区内遠近村町受持場所所有無共概略別紙之通
取調早々可差出候。(別紙掲載省略)

(愛知県無号)

道路家裏之水路清浄すべき事(明治六年十月)

街頭路側家裏水道便所は勿論下水溜り腐敗物等清浄掃除し、水行之淹塞ならざる様、追々相
達置候処、間々等閑之向有之、其悪臭に触れ人身の健康を妨げ、遂に悪病等之暴疾し、頓一命を失
する者有之、元来悪病之流行する多くは臭氣に感ずるより其病因を醸成候条、便所下水廃物等
滯塞不成様掃除方一層注意可致、此旨相達候事。

愛知県第七三号

道路掃除等閑不相成様之事(明治七年九月)

道路掃除の儀に付、昨年来度々及布達置候処、近頃等閑に相成往来筋へ穢物を投棄し、或は軒
下へ塵芥を差置、或は川溝等へ土芥、瓦礫を捨妨害をなす者間々有之様相聞へ以の外の事に候、
区戸長に於て一層注意末々迄篤く可申渡候、若し自今心得違の者、於有之は其罪を糺し、違式註
の条例に充処分可致候、此旨相達候事。

愛知県第二五号

便宜水利を起候儀は相互に奮起すへき事(明治七年三月)

凡そ水利は農家第一の要素にして何れの村方と雖も年柄に寄水旱の患を受けざるはなし、依て何れの土地たりとも国益のため、新規に水利を起し産物盛大の法を量るは当然の事候得共間には心得違之者共有之、他村水利を起さんとするを無謂苦情を唱へ、終に示談も不行届夫が為国益を妨げ候、道理にしを兎角従前仕来之儘因循に打過候様相成候儀は実に歎くへきの次第に付、向後管内外を不論国益のため、便宜水利を起し候儀は相互に和熟し、俱々奮起し国家の美事たる見込相立其旨何出候様可致、此旨相達候事。

愛知県第九五号

河港等修繕願取調方之事(明治八年七月)

河港道路橋梁修繕之儀、是迄取調方区々にて粗漏に涉り不都合之次第も有之に付、爾来願出之節各区々戸長立会箇所毎詳論取調別紙雛形に照準目論見帳相添可差出候事(別紙掲載省略)

追加 春修繕は十一月限り、秋修繕は六月限り可願出、若し此季を後れ候はば後の季に編入候事。

但臨時修築は此限りにあらざる事。

愛知県第一五四号

自普請ケ所入費取調之事(明治八年十月二十八日)

海岸川々道路橋梁其他自普請箇所入費

明治七年十一月より当五月中途、当六月より同十月中途

各村別紙雛形に照準同様各通に

取調当十一月卅日限一火毎区に取纏め日限無相違可差出、此旨相達候事。(別紙掲載省略)

河港道路修繕方法改革

この間に大蔵省は明治六年（一八七三年）八月、太政官所定の土木施行手続を廃し、さらに河港、道路修築規則を定め、愛知県へ向う五箇年間の定額金七万六千余円交付する旨を示されたのである。しかるに越えて同八年（一八七五年）七月八日太政官達第二百十号、内務省達にもとずき、本県は河港道路修繕方法改革をなすこととなり、その規則を定めた条目を掲ぐれば左のごとし。

愛知県第一六九号

河港道路修繕方法改革之事（明治八年十一月二十三日）

別紙太政官第二百十号布達並内務省御達之趣も有之、本年七月より経費金減少相成候に付、可成丈節約之方法を設けされは實際不相当の廉も有之、殊に修路は其地元村受掃除は遠隔を不論各村丁場受持等の不公平有り、故に当分河港道路橋梁樋類等修繕方法左之通改革候事。

第一条 一、二等ノ堤防修繕費ハ組合村々ヨリ十丁歩七十五人宛ヲ出夫ノ外ハ皆官費之事。

但堤防組合村々ヲ定ムル事。

第二条 樋類之儀

長十間
三尺

以上ハ利害関涉ノ組合村々ヨリ出夫ノ外、木代、鉄物代、其外諸職人賃

金等ノ内六分官費、四分民費之事。

但石樋新築等ノ儀ハ民力難堪事情詳細申立候儀ハ此限ニ非ル事。

第三条 海川ノ無別高台耕地欠崩等ノ修築ハ民費当然ノ事。

但水心ヲ矯ル等ニテ修築ハ此限ニ非ル事。

第四条 本堤外二重堤等ノ儀、従前官費仕来候場所モ有之候得共、爾来其関涉ノ反別拾丁歩七十五人ツツ出夫ノ外ハ五分官費、五分民費ノ事。

但搔拳私堤ハ民費当然ノ事。

第五條 海岸新開堤防ハ第四條同断之事。

但歛下年季中ハ自費当然ノ事。

第六條 川々並海岸堤防法先ハ実地ニ就テ取調其法追テ可相達候事。

第七條 瀬戸其外兀山土砂止ノ儀ハ八分官費、二分其地元民費之事。

但川々洲浚等ノ儀ハ禍害ヲ冠ル沿川村々ヨリ課出可致事。

第八條 東海道前ケ須街道ノ修繕ハ皆官費ノ事。

第九條 二等道路ノ修繕ハ官費、県費折半ノ事。

第十條 橋梁ハ道路ノ種類ニ随フ事。

第十一條 東海道掃除ノ儀ハ一里一ケ月隔日ニシテ十五人宛一日金十五錢、二円二十五錢、一ケ年二十七円宛県費給与之事。

第十二條 前ケ須街道外二十三道ハ二里一ケ月隔日十五人宛一日金十五錢、二円二十五錢、一ケ年二十七円宛県費給与之事。

但掃除ハ渾テ不潔ナラザルハ勿論凸凹等ヲ修繕候事。

第十三條 里道三等ノ工事及掃除費用ハ該区内ニ賦課ス。

内務省工師 デ・レーケ

日本政府の招聘に応じ来朝せる和蘭人土木工師デ・レーケは大蔵省土木課の雇工師となり、多年大阪にありて、淀川改修、同砂防工および大阪築港の調査計画と施工の監督に当り、粗朶沈床を实地につき伝授し、河身改良に一斬法を導入した。またわが国の禿山に適応せる砂防工法を案出して、土砂防止方法を改革し功績顯著なものあり、明治三十六年勲二等瑞宝章を賜った。

彼が本邦在留中に關係せるものは、殆んど全国の水利土木にわたるが、その主なるものは、淀川修築(高水低水共)・大阪築港・福井県三国港・広島港・福岡港・仙台湾内の港湾計画・常願寺その他加賀・越中の諸河川港湾調査および計画、東京・横浜港の調査、日本治水砂防上にかかる意見書、利根運河計画訂正調査等にして、十二年より二十一年まで、木曾川の改修計画およびその平素の河川監督は大小となく、彼の指導的意見によつて行われた。その他水即港湾の調査はその数おびただしく一々枚挙にいとまないといわれている。この事を知るならば、名古屋地方の土木事

事。

但春修繕ハ六月、秋修繕ハ十一月限り、一小区毎出来形清算等帳可差出事。

第十四条 三等河ト雖モ洪水暴漲之災害ニ罹リ民力難堪場所ハ其利害関涉ノ反別拾町歩、七十五人ノ出夫ヲ賦課スルノ外ハ県費、民費折半之事。

第十五条 道路堤防ハ二、三里ヲ一組トシ、正副戸長兩三名宛取締可致事。

第十六条 官費箇所附ヲ取調ル事。

県吏員に実地伝習せしむ あたかもこの年(八年)内務省土木寮大阪分局において内務省土木工師ヨハネス・デ・レーケ(和蘭人・一八四二年二月生れ)は、淀川筋水理改修工事の実地指導中であつた。愛知県では名古屋附近を流れる庄内川・天白川その他の水源土砂粗塞のならびに海岸および木曾川・矢作川等、水刻、岸囲の類の試設を要する。この計画にせまられていたので、時の県令安場保和は県官吏数名を、わざわざ大阪に派遣せしめ、その治水および利水方法を実地に伝習せしめ、河川の粗朶工沈床の施工を図ることになつた。

愛知県第一七八号 土木に属する諸願地元区戸長奥印の事(明治九年八月十五日)

諸願何書式の儀は兼て例規も有之処、甲区之人民、乙区の地所及土木に属する諸願何等、地元区戸長之奥印無之、本籍区戸長奥印而已を以申立候而者調査の上、差支候条自今官民有地の別なく渾て土地或は土木に属する諸願何書へは必ず地元区戸長之奥印を要する儀と可相心得、

業とデ・レーケとは無関係とはいへぬだらう。さて安場本県令は県吏幾人をしてデ・レーケから伝授せしめたるか分明しないが、黒川治愿(後県土木課長)は、その一人であつたと思われる。黒川は県土木工事に偉功を樹てたのである。

此旨布達候事。

すなわちその修繕維持の費用負担および工事に関する地方の権限を定めたもので、このときから既記の東海道前ヶ須街道の修繕は官費持となつたのである。

町内毎に土工惣代設置

明治九年にいたり、土木に関する諸願何書には必ず関係区戸長の奥印を要することに定め、次いで町村毎に土工惣代を設けて、これに土木事務一切を取扱わしむることなど、次々と布達していることによつても、土木事業を如何に重視するに至つたことが察知されるのである。

愛知県乙第三四号

每町村に惣代を定め土木事務為取扱の事(明治九年十月十日)

本年三月当県第三十七号を以て、土木に属する願何届之儀は必ず惣代人の連印を要すべき旨相達置候処、尚亦令般太政官第三百三十号を以て土木起功金穀公借共有物取扱規則御頒布相成候に付、其時々不動産所有之者協議の上、可取扱は勿論に候得共、土木事務の如きは其時々町村内協連印の上、取計候ては急水防禦等の如き急務を要する者は之が為め、若干の時日を費し現場差支の廉不少候に付、兼て不動産所有の者共、協議人撰の上、町村毎に二人以上の惣代人を定め、之を土工惣代と名け、自今其町村に属する土木事務一切為取扱候様可致、尤惣代人撰定の上は不動産所有の者共連印を以て其旨届出させ区会所限聞置候可致、此旨相達候事。

但惣代人は素より人民の望に任せ候儀に付、村方之都合により、何時にても改撰勝手たるべき儀と可相心得事。

愛知県乙第七号

道路堤防修築中往来留建札の事(明治九年十月十三日)

道路堤防修築中往來留建札之儀は国道、県道旧一等、二等道路を云之部は工事中換路或は渡船場等の凶面及建札相添致村より出願致させ、里道旧三等道路の如きは換道又は時渡船を設るか往来差支無きに於ては区会所名の建札書下可致且堤防之儀は里道之例に可取計此旨相達候事。

但堤防と雖も国道を兼るものは時々出願候儀と可相心得事。

なお九年(一八七六年)三月には、明治八年十一月定めたる本県河港道路等修繕方法を取消し、追つて一般の方法を示達するまで、すべて従前のおり民費を課出することとした。また同年六月には後行において触れるが、太政官は道路を国道、県道、里道の三種に分ち、等級を設け、幅員を定め、道路行政の改善を図ることになつた。これに伴つて愛知県は同年十月に至つて従来の秋修繕は農繁期なるを慮つて前年十二月より、その年の四月までを限り施行すること。依つて該修繕はすべて前年十一月十五日限り出願すべきものと改め、この旨を布達している。

愛知県甲第八八号

工事変更時々出願施行の事(明治十年五月九日)

土木の事業たるや、水利に關涉するもの尠からざるを以て工事の変更は固より修繕と雖も其時々出願の上、施行可致旨兼て達の趣も有之、然るに独断専行独り其利を得て、他に其患害を蒙らしむる等の弊、間々有之、不都合の次第に付、瑣末工事の如きも自今渾て当県布達明治八年七月同九年八月第百二十五号
同九年三月第三十七号に照準し、目論見帖及該地の概形を模写したる凶面相副出願許可を経、施行候儀と可相心得此旨更に布達候事。

近郊農村との關係道路

かくして明治九年には尾張の北部、東濃、西濃等が名古屋を中心として出入すべき貨物の運輸および灌漑用水をかねる目的をもつて、堀川上流に新渠開鑿工事を起し、明治十年（一八七七年）十月に至つてこれを竣工せしめている。ここで冗長のきらいがあるが、当時における郊外農村との関係道路線を一応とりあげてみれば左のとおりである。

主なる国道

国道第二号線…東海道

自知立至熱田（四里三三三間）自熱田至福田（三里〇七五九間）自福田至前ヶ須（二里一四三八間）

国道第十号…名古屋街道

自熱田至名古屋（二里一四二四間）

国道第十七号…岐阜街道

自名古屋至清洲（二里一九三四間）自清洲至一宮（三里三二五二間）自一宮至岐阜県界（二里〇一五二間）

国道第十八号…美濃街道

自清洲至四ツ谷（二里二四一三間）自四ツ谷至稲沢（二里〇七七八間）自稲沢至萩原（二里一五三六間）自萩

原至岐阜県界（二里一〇〇七間）

県道

下々街道…名古屋より内津を経て多治見に至る。

百曲り街道…名古屋より熱田新田西組に出て明德橋に至り東海道に合す。

稲置街道…名古屋より稲置（犬山）に至る。

津島街道……名古屋古渡より津島に至る。

瀬戸街道……名古屋より瀬戸に至る。

岩倉街道……下小田井より小折に至る。

新街道……平針より三州碧海郡柿崎に出で東海道の連絡す。

飯田街道……平針より信州伊那郡界に出で飯田に至る。

挙母街道……平針より三州挙母に至る。

半田街道……名和より半田に至る。

常滑街道……鳴海より常滑に至る。

師崎街道……三州知立より師崎に至る。

大浜街道……大高より三州碧海郡大浜に至る。

上三街道……土器野新田より津島に至る。

敘述は煩雜となつたが、明治十年過ぎには、左のごとく街路取締規則が定められている。その施行期日をも分明を欠くが、市街地たる名古屋市中に実施されたものであることはいうまでもない
だろ。

街路取締規則（布達年月不詳）

第一条 凡テ下水外ニ招牌、標旗、物干等建設スルヲ許サズ。

第二条 街灯ヲ建設スルハ下水際ヨリ一尺迄ニ限ルベシ。

但人道、車道区別アル場所ハ此限ニアラズ。

第三条 日除ケ張出シ及ビ物品排列スルハ下水際(人道、車道区別アル場所ハ家屋土台際ヨリ)一尺迄ニ限ルベシ。

第四条 使用セザル荷車諸車ヲ置ク處下又ハ垣根等ニ寄セ往来ノ妨害ヲナスベカラズ。

第五条 街路ニ沿ワザル地ニ薪炭其他物品ヲ積置ク時ハ高サ九尺以下ニ限ルベシ。

但軒先へ積出スベカラズ。

第六条 左ノ諸件ニ於テハ其場ノ図面ヲ添ヘ該地所轄ノ警察分署へ願出スベシ。

一、一条ノ建設ナサントスル者

一、二条ノ建設ナサントスル者

一、三条、五条ノ場合ニ於テ已ムヲ得ズ制限外ニ及ブ者

一、街頭ニ於テ荷扱又木挽ヲナサントスル者

一、工事ノタメ材木、土石等ヲ街頭ニ置キ或ハ板間ヒ足場等ヲ設ケル者

一、家屋、土蔵等甲地ヨリ乙地へ引移メテ街路ヲ通過スル者

第七条 公衆ノタメ街路ニ便所ヲ建設セントスルトキハ其場ノ図面ヲ添ヘ該地所轄ノ分署へ同出スベシ。

第八条 樹木、土石等運搬ノ節不得止一夜以上街路ニ停メ置クトキハ其旨巡行ノ巡查へ申合スベシ。

但夜中ハ通行人ノ衝突セザルヤウ目ジルシヲ建置クベシ。

第九条 街路ニ沿フタル地ニ竹木ヲ貯フル者ハ必ズ鎖鎖又ハ繩索等ヲ以テ蔽ニシテ之ヲ纏繞シ、願付セザルヤウ注意スベシ。

第十条 家屋、垣根等朽腐蝕敗シ又ハ瓦石墜落セントスル危険ノ虞アルモノハ速ニ修理又ハ改造スベシ。

第十一条 屋上又ハ檐端等ニ物品積載スルトキハ墜落セザルヤウ防禦ヲ蔽ニスベシ。

第十二条 三条、四条、八条、九条、十条ノ場合ニ於テ通行ノ妨害トナル虞ノモノ、又ハ墜落ノ虞アル者ハ直ニ取除カシユルコトアルベシ。

第十三条 免許ヲ不得シテニ床店假置張ヲ建設シ、又ハ人寄ヲナシ通行ヲ妨グベカラズ。

第十四条 諸荷物ヲ負担シ休憩スルハ路傍ニ避ケ通行ノ妨ヲナスベカラズ。

第十五条 街路中央ニ佇立シ或ハ小兒ヲ放歩セシムベカラズ。

第十六条 紙齋ヲ揚ゲ羽子ヲツキ及ビ独乘、掛籠弄シテ通行ノ妨ケヲナスベカラズ。

第十七条 車馬、道匹画中ハ(仮馬車道ヲ除ク)車馬ノ外往来ヲナスベカラズ。

第二節 国道前ヶ須街道等の改修

佐屋街道と道換え

国道第二号線中、熱田宮駅より伊勢国桑名に達する海上七里の渡し、および陸路桑名にいたる佐屋街道については、既に触れたとおりであるが、この路幅狭隘にして迂回甚だしきをもつて、明治初年以来、海西郡弥富村住人、村田某が新たに前ヶ須街道を開き、佐屋街道に換えんことを謀り、このことを屢々名古屋藩庁またはその他の要路に陳述していた。明治に入り遂にその必要を認め、た名古屋県は、熱田駅字白鳥より堀川を渡り熱田新田を経て海西郡前ヶ須新田にいたる延長一万一千五百六十四間余、幅九尺乃至十二尺の設計をもつて佐屋街道と道換する儀を、その筋へ建白し、明治四年(一八七一年)の春、採用の許可を得たので、同年三月新道開修工事に着手することとなつた。

潰地となるべき田畑および差し障りとなるべき建物の移転等調査の上、着工したが、従来の佐屋街道並木は、不残入札をもつて、一千四百十三円四十三銭七厘三毛に売却処分し、明治五年(一八七三年)正月にいたり太政官第十一号達をもつて、東海道佐屋街道換、さらに福田前ヶ須兩駅を置かれた。工事は同年四月竣工をみたのである。当時における支弁の概況につき、記録するところを抄録すれば左のごとし。

道造り下金願出に付、凡そ積りを以て、其下金の儀申上候処、金二千二百八十九兩二分、永百五十文、辛未四年租税にて可支払旨を以て、赤紙切手御渡相成候処、其節同年租税は不残支払済に付、追て清勘定の上、御下金申上候積りを以て、調中追々人民より嘆願申出候に付、同六年五月繰替金一千五百七円七十銭を村々へ下渡せり。

明治八年十一月、河港道路修繕方法改革の際、この街道修繕費は既述のごとく官費負担となつたのである。

白鳥橋架設計画中止　しかし前ヶ須街道中、堀川渡船場が甚だ不便につき、地元熱田新田において新規橋梁懸渡し、これが建設費用償却のため、橋銭取立願があつたので、明治六年愛知県が許可をあたえたのに拘らず、実現をみずして終つた。

神戸町・千年間拡張　越えて明治十五年（一八八三年）に至り、熱田宮駅字白鳥附近の道幅が最も狭く、かつ湾曲して僅かに八・九尺の箇所あり、普通の往来すら不自由を覚え、たまたま多数の通行の際、甚だ混雑をきわめ、危険を感ずるので、これが拡張方を申請したところ、同年五月主務省の許可を得たので、県当局は熱田神戸町より千年村（後の宝田村更に小碓村に合併する）に至る道路を三間幅に改修した、以後この方面は著しく交通の便がひらかれたのである。

第三節 広小路通の改修

長者町以西停車場まで改修

市制施行三年前の明治十九年（一八八六年）三月一日官設武豊線名古屋（仮停車場）武豊間に鉄道が開通

した。ついで四月一日東海道線名古屋(仮停車場)清洲間が開通したので、笹島が名古屋の出入玄関として繁昌することになった。

これより

さき停車場を設置することになった笹島と市街中心部を結ぶルートをつくることが重要問題となった。これがいうまでもなく今の広小路であるが、元広小路と称したのは、蒲

笹島停車場図

〔明治二十五年頃〕



焼町の南、長者町通以東、久屋町までをいうのである。万治三年（一六六〇年）正月、市街大火後、町家を取払い道幅を広く設けたものと伝えられている。しかし長者町通以西は路幅甚だ狹隘にして、南側に幅六尺以上、水深い悪水路（堀切筋と呼ぶ）が納屋橋附近に流れていた。しかも排水が悪いため、たえず路面も悪く通行人をなやませていた。

ここにおいて名古屋区では市街の中心部より停車場に達する幹線道路として、堀川以東長者町に至る従来二間未満の道幅を十三間に、堀川以西、停車場前に至る市街宅地および耕地をいれて十間幅の道路開設する計画をたてることとなつた。これよりさき時の鉄道局長兼鉄道技監井上勝が実地視察のために来名の際、軍事上その他によつて名古屋に一大道路を開鑿しなければ、この地に停車場を設置したいと指示されたという関係があつたからである。

大体計画成るや、時の名古屋区長吉田禄在は、勝間田稔愛知県知事と議した結果、その財源を名古屋区民一般の寄附金を求めることになり、同事務に関する委員および監督を設け、区長が最初調査委員に任命、次いで道路改修事務委員長を命ぜられて陣頭指揮に當つた。かくして十九年十二月工事に着手したが、寄附金募集に困難をきわめ、所要地の

建物の張出し

剪除の布達（原文の儘）

去夏布達アリシ市街結髮床ヲ初
 往来エ出張タル建物併門前町若
 宮社前堀切筋広小路板葺小屋等
 二月限悉皆取払フベク 一魚町
 通家並全体ノ雨落ヨリ多ク張出
 シ建物スル者アリ道巾狭ク往来
 不都合ニ付漸々取払フベシ期限
 ハ追テ達スベク 一本町通熱田
 神宮一ニノ鳥居モ往来ノ障碍タ
 ルニヨリ追々取払フベキ旨等布
 令アリ（愛知週報）第四号所載・明治六年二月）

買収、建物等の移転がなかなか進捗しなかつたので、停車場前附近の水田埋立を開始し、各所の地均しおよび撤石工事のところ、二十年（一八八七年）二月二十一日天皇皇后両陛下には、京都より還幸の途次、名古屋東本願寺別院に御駐泊、二十二日名古屋鎮台において觀兵式を挙行せられる旨達せられたのである。ここにおいて広小路改修を急施工事として突貫作業の結果、殆んど大半を竣工せしむるに至つた。そして御通輦後、名古屋伝馬町通りと江川添道路の改修を併せて実施することに決定。広小路残工事と共に工程を急ぎ同年五月下旬をもつて全部の竣工をみるに至つた。その経費を尋ねてみれば、敷地買収金一万六千七百二十円余、建物等の移転金四万三千九百五十円余、工費六千四百三十円余、合計六万七千百餘円を要している。

鉄道の開通とその影響

明治始め以来、本町通とならんで重要街路の一つとして、長者町以西にはようやく商店が軒をならべていたが、改修と停車場が出来たのち、この広小路通は停車場と県庁市役所などを結ぶ代表的街路となり、往来が頻繁になつてから、商店が続々と開かれていつた。実に停車場の位置と汽車の便がこの都市にあたえた影響は大きなものであつた。維新後、藩政時代以来の特権商人が、その封建的特権を失つたことはさきに述べたところである。しかもなお彼らが小売商に対しては相対的に優越を保つていたのは何であつたらうか。一体問屋商の優越を維持させるものは、交通の不便……商品調達の困難である。藩政時代の商人特権成立の根拠の一つはここにあつたのであるが、その条件は維新後も大きな変化をみせなかつた。すなわち藩政時代の「伝馬」に代つたものは、駅から毎日出発する「駅馬車」にすぎなかつた。

ところが鉄道の開通は右のような条件を崩壊させた。中央からの直仕入や直取引が可能になるや、問屋商が衰退しかけ、小売商人が抬頭し、これに伴い伝馬町と広小路通の隆替である。宿駅の宿屋についてこんなことがいえるだろう。明治初期時代の道中記においても宮宿駅には桔梗屋喜七、紀国屋為右、門名古屋では近江屋清八が誌されていたが、いつしか店を閉じるようになった。藩政時代以来の商人であるが、明治以後めざましい発展をみせたものに「伊藤」がある。伊藤は古い問屋式経営法の危機に着目し、明治四十三年三月茶屋町から広小路通栄町に移り、卸よりもみずからの店舗での販売に重点を置く経営法をとり「正札主義」などの新販売法を採用し、今日の松坂屋デパートの基礎を築いたのであつた。とはいへ伊藤呉服店の繁昌はその経営法の所産だけではあるまい。没落せる他の老舗なんかと考えあわせると、これらの立地条件ということも見逃すことはできなかつたと思う。

広小路が発展の素地をもつていたにも拘らず、今日の繁栄を現出することになつたのには、吉田緑在の尽力が大きく貢献したことである。もちろん彼一個人の力だけではなく、そして官吏として地位にあつたればこそである。奇

広小路の夜店

単に山や海や、野や川のみが景色ではあるまい。市中には又市中だけの景色がある。広小路の夜店は是非名古屋風景の一つに数へねばならぬ。街幅の広いところへ柳の緑が存から夏へかけて靡く有様は、名古屋に少なからぬ風致と品位と衛生と愉快とを供給している。殊に夜、夏の夜は又一層の美観を呈して其賑ひは実に異常なものである。尾州の名物たる陶器は軒を列ねて、染附の皿、鉢、茶碗美しく、石造の人形、亀、小鳥など灯火に照らされて可愛らしい影を交換して居る。一杯五厘一杯五厘の売声は彼方此方から起つて涼しい意味を空に伝へ、植木店の葱ゆらゆら打水の響も光る、朝日神社の境内には何々流活花のいろいろさまざまを醸る事も出来る。

そして鹿爪らしい唐めいた売卜者が、薄暗い陰で人替頭に小百を傾けて居るのは、おのが懐合を占つて居ると見えて可笑しい。又隣には元替端と

附金勧誘にあたり、なかなか反対の聲がやかましく、彼が説得にあたり、「名古屋をして他の盛地と競つて繁栄するためには必ず商業を以てせねばならぬ。それには従前の名古屋の老店にては到底進む途がない。各商店大いにその景況を改めねばならない。それには第一着に大道路を開き各々店頭を裝飾し戸毎に繁昌する事にせば、これを拡充して名古屋一般の繁盛となり、各商工は利潤を蒙るのみならず、士農においても直接間接利を加えるだろう。貧富各その度に応じ少額でも共同一致して全市の繁栄を望む」とその趣意を縷述して昼夜改修工事遂行に専念し、反対者に屈服しなかつた。やがて街路開通後、沿道の地価沸騰し、その残地が高価に売却して多額の利を獲得すると、その心持たちまち一変して前区長は自家の大黒天だと称して厚く尊敬されるようになったといわれている。

国道十号線附属線 ちなみに明治七年十一月十日より東本願寺別院内を仮庁舎としていた愛知県庁は、明治十年（一八七七年）六月十日久屋町（位置は広小路栄町の突き当り）に新装成つた庁舎に移転したので、栄町以東、県庁舎前に至る区間七町五十八間を国道第十号線附属路線として編入せられたのである。

て仔細らしい割合には粗末さうな菓子売つて居る。是れは此土地に限つた菓子の名で、或人に取つては昔を追想する材料と成るであろう。其他古道具店に、なつめ、水注、建水など抹茶の器多きは是れも此土地の特色で、おのづから流行の風俗を知る事が出来る。

とにかく八百余の露店が灯火を列ねて普通の店と共に街を照らす光景は誠に華やかである。築山こそなければ、泉水こそなければ、此所は隨かに一箇の公園である。名古屋の市民が夕暮に行水の後、必ず「広小路」という語を口にするのも尤もで、彼等は此仮定の公園の夜店と群集に浮れて出て、風聞の苦熱を忘れようとする。若し此場所が無かつたならば、彼等が現今も浪越公園よりも、より大なる公園を要求する聲が一層喧ましいに相違ない、実に広小路は名古屋市民の心を和む場所である。（明治三五・一〇）『五交共俱集』第八卷第十四号

笹島街道と命名 明治二十二年（一八九九年）八月、愛知県告示第二百二十九号をもつて国道第十号線附属路線以西、名古屋（笹島）停車場に至る里道を、飯県道に編入して、これを笹島街道と称することとなつたのである。

久屋町以東を国道に 明治三十五年九月、愛知県告示第二百五十四号をもつて、前記国道第十号線附属路線久屋町終点以東、武平町県庁舎正門に至る里道を国道に編入されたのである。

橋梁および溝渠の修繕

橋梁および溝渠の修繕は旧藩領地木曾山の木材をもつて施行していた。しかるに維新後これを怠ること既に十年余におよび道路面は凸凹、橋梁、溝堰が一時に腐朽甚だしく、とりわけ裏門前町より前津郊に落ちる溝渠のごときは不潔言語に絶するものがあつたので、当時の吉田区長は乗馬、自から巡視した結果、大修繕をなすこととなつた。工事中は区長が現場指揮に當つたが、前記裏門前町方面の工事には非人を雇ひ区長が自ら橋下に入り、左走右馳して監督して充分の修理を行つた。この工事中にたまたま県令安場保和が散歩して、吉田区長の監督姿をみて、その努力に感激して県税より三千五百円を支出することとなつた。このとき道路修繕をも併せて行つたので、街路状況も改善し、その後も道路、橋梁、溝渠の修繕を継続的に行うこととなつた。

ちなみに吉田区長の熱心な努力を認めた安場県令は、これを吹聴したので到る処に話題となり、陸軍一等軍医正横井信之も感激の余り東京における衛生会において演説したため、吉田区長の名が広く知られ、その功労を賞せられたことあり、このとき内務省衛生局長長与専齊が特に来県、溝渠状況を視察した。その序をもつて飲用水のことにつき、歐洲諸都市の例をあげて注意があつたの

は、後年名古屋市に上下水道布設計画の動議となつたとのことである。

第四節 明治初期以後の道路関係法規

初期時代の一般土木行政

明治維新直後における一般土木行政は民部裁判所々轄であつたが、明治元年（一八六八年）五月租税司會計官に移り、さらに十月治河使に移り、その下に土木係あり、同二年四月民部官中に土木司を置かれた。七月民部官は民部省と改称し、土木司はその内に置かれたので、治河使は土木司に移つされたわけである。同四年（一八七一年）七月に至つて土木事務は工部省に移されたのち、間もなく十月また大蔵省に移り、土木司は「土木寮」と改称された。同六年（一八七三年）十一月十日民部省を廢して「内務省」新設せられ、大久保利通内務卿となつた。土木寮は同省内にあつて、土木寮頭は小野義真、林友幸の二人相繼いだ。越えて明治十年（一八七七年）一月各省の寮は「局」と改称されて「土木局」となつた。地方の土木事務は明治二年（一八六九年）七月、府県奉職規則を制定、各府県に土木課または土木係を置いた。愛知県においては土木係を置いた。その初期時代の地方官員録によれば、概して一等属を土木課長となし、土木課に限り特に副長を置いた。参考のため府県奉職規則の一部を抄録すれば、左のとおりで險阻迂回の道を開通して四海一家、万民交通の便を開いて国民福利の増進を計ることを念願していたことを察知するに難くないのである。

【参考】

府県奉職規則（明治二年七月二十七日）（抄）

一、堤防橋梁道路ノ修繕怠ルベカラズ、當ニ其得失ヲ検査シ、繪圖並積リ書ヲ以テ民部省ヘ伺出其決ヲ受ケ、於施行ハ府県ノ任トス、尤堀割分水新

タニ水利ヲ興シ、又ハ管轄所交互スル治河等ハ時宜ニヨリ当省ヨリ出張其地方官ト戮力施行スベキ事。

但天災非常ノ破損一日モ遷延シ難キハ此例ニ非ス、其以下増少ノ修繕等ハ総テ其府県ニ委任ス、追テ届出ベシ。

〔備考〕 県治条例布告ニ付、明治四年十二月十九日大政官布告ヲ以テ右府県奉職規則取消ス。

開路奨励の布告 次いで明治四年（一八七二年）に至つて太政官において左のごとき開路奨励の布告を出した。

布告第六四八号 開路奨励の件（明治四年十二月十四日）

治水修路の儀は地方の要務にして物産殷富の基本に付、府県下において有志の者共、自費あるいは会社を結び、水行を疏し、嶮路を開き、橋梁を架する等、諸般運輸を興し、候者は、落成の上功費の多寡に応じ年限を定め、税金取立方被差許候間、地方官に於て此旨相心得、右等の儀願出候者有之節は、其地の民情を詳察し、利害得失を考へ、入費税金の制限等篤と取調べ大蔵省へ、可申出事。但本文の趣、管内無洩可相違事。

その後六年（一八七三年）八月二日、大蔵省は港河道路修築規則（番外達）を定め、東海・中山・陸羽諸道のごとき全国の大経脈を通ずるものを一等道路とし、各部の経路を大経脈に接続する脇往還枝道を二等道路となし、村市の経路等を三等道路とした。しかるに明治九年（一八七六年）六月に至り、太政官は達第六十号をもつて道路の等級を廃止し、左のごとく定められた。この達第六十号こそ実に明治年間における道路法制の根本となつたものであることを記憶すべきである。

明治八年の地方官会議

前記布告にさきだち、八年六月二十日より召集された地方官会議に道路堤防橋梁に関する件が

御下問された、当時の傾向をみるため、内外明八史略^上（明治九年三月刻成）から一部を摘録して置くことも徒爾ではあるまいと思う。

六月二十七日天皇陛下臨幸、道路橋梁の儀を垂問せらる。議案第二条の大略は路線の起る処を定めんため、全国の道路を大別して国道、県道、里道の三道となし、又各道毎に之を小分して三等とす。其動議するもの或は小分す可からず、或は小分を前後改正すべしと云ふ、而して多くは原案に依り其文を少しく削正して可なりと云ふ説に決す。◎二十八日・二十九日道路橋梁の第三条以下を衆員審議す。

◎七月二日議長（木戸孝允）公言して曰く、河の利害は民生の休戚に係る最大なりとす。本邦治水の制、未だ其詳を得ず、去る明治六年八月大蔵省に於て河港道路改修築規則を頒布す、然れども之を施行するに方て實際枝梧する所なきを免れず、仍て更に施為の要領を掲て以て衆議に付す、堤防法案第一条河川に等級を施すは去る明治六年八月、大蔵省の布達を始めとす、尔来各府県庁の申牒を檢するに、幹川は一等とし、脈川は二等とし、支川は三等とするの体に帰す。此れ治理の方を得たりとするか、柳々河川の状たるや、山堅の傾斜面より雨水を流送し来り、平地に至り合流する者なり。而して地質に難易あり、水勢に強弱あり、是を以て砂土の流落に因する害は源流を良好に維持し、河床堆游の害を除かざる可らず、流力の速度に因する害は雨水の河床に帰するを遅滞せしめ、丁流衝激の因を減せざる可らず、河水の溜滞に因する害は更に流路を適度に開て海に放ち、横溢因を減せざる可らず。是等の諸え、概ね幹川に非ずして支派に属す、然る時は則ち幹派支の等別、要するに其当を得ず、今之を廃せざるを得ず。

第二条 河水は降雨の量に因て活動する者なれば、其治理の法に於けるも毎川差異なきを保たず、故に各地の實際に付き官民の協議を以て適応なる方法を設けざる可らず、然りと雖も事東地方の力に及び難き者は予防の工を内務省に負荷し、防禦の工を各地方庁に任すべし。予防の工は禍害の因を減ずるものにして、防禦の工は水の現に來るを防ぐ者とす。

第三条 工費の出る處、從來各区其制を異にし、村内に於ても、亦異同あるに至る。是蓋し封建の出て來る所久し、地租の改正に従て漸次之を改正せんと欲す。本邦の地勢を見るに流域の全国に跨る者ある事なく、其最大なる者と雖も僅に一局部を占るに過ぎざれば、其工費を負荷するも亦其局部の地方に於て適宜の割合を定むるを当然とす。唯河状の難なる民産の薄き奥力の堪へざる者は臨時困庫より助給せざるを得ざるべしと、書記官をして先本議の第一条を誦しむ。

楠本正隆第一動議に、幹派支三等の名号は此名によりて、防禦の費用を異にするに非らず、旧政府以來の名称を襲ひしのみ、從來官費は給す可からずして給し、給すべくして給せざる者あり、公平ならざる殊に甚し、今更に東境の利害に就き、資給の法を設く、東に有名無実の旧弊を看破するの美華なり、小官異議なし、原案を可とす。田中光儀以下衆議尽く畢るを俟ち、議長第一動議に従ふ者を起立せしむ。凡そ四十四人あり、因て此条は原案を改めざるに決す。

次に書記官第二条を読む。渡辺昇第一動議を起す。本文の意、天下の土木は皆民費に属し、力の及ばざるは、官これを助くると見へたり。然らば天災等に非ざる外は、人民の費に出づ、果して民費となるに於ては、流派に在るもの、水源の工費を弁するに至らん。大阪の如き、水源を河内に発し、或は山城に発す、阪民これが工費を出さば、何を以て堪んや。故に小民治、河の工費は尽く之を天下に課せんとす。

今天下の民口三千五百万とし、男女老幼を分ち、又牛馬五十万匹と見做して尽く課し、此を以て工費とせば巨功も為し得べく、課法必ず全篇の則ある可しと、柴原和、之を駁し、大に不可とす。衆議乃ち畢る。議長は渡辺氏初に議したるを以て、第一動議とし、其可否を衆に問はんとす、柴原氏は渡辺既に工事を費用と誤解す。第一動議とすべからずと争ふ衆員之に同する者多し、因て柴原氏が発言を第一動議とし、之に従う者を起立せしむ。凡七十四人あり、因て原案に異議なきに決す。

国道・県道・里道の幅員

その後、すなわち道路の制を制定したのである。

第六七号 道路の制(明治九年六月・大政官達)

府 県

明治六年八月大蔵省より相達候道路の等級を廃し、さらに別紙の通り相達候条右分類等級各管内限詳細取調内務省へ可伺出、此旨相達候事。

但費用の儀は追て一般布告候迄従前の通相心得へし。

【別紙】

国道

- 一 等 東京より各開港場に達するもの。
- 二 等 東京より伊勢の宗廟および各府各鎮台に達するもの。
- 三 等 東京より各県庁に達するものおよび各府各鎮台を拘聯するもの。

県道

- 一 等 各県を接続しおよび各鎮台より各分營に達するもの。
- 二 等 各府県本庁よりその支庁に達するもの。

里道

- 一 等 復興の數區を貫通しあるいは甲區より乙區に達するもの。
- 二 等 用水、堤防、牧畜、坑山製造所等のため該區人民の協議に依て別段に設くるもの。
- 三 等 神社、仏閣および田畑耕耘の為に設くるもの。

右の内一道にして各種を兼ねるものは、その類の重きものに従う。国道ならば県道の道幅その土地の景況に拠て各地各殊なるものなれば、今遽かにこれを一定し、實地に施行すべからずと雖も予め一般の法則なき時は道路より生ずる百般の事件その準拠を失うの患あり、仍て左の定を以て一般の法則と為し、かつ将来新設する所の道路はその土地の便宜によりこの道幅を保たしむべし。

国道

一	等	道	幅	七	間
二	等	道	幅	六	間
三	等	道	幅	五	間
県道		道	幅	四間乃至五間	

里道に至りては要するに該區の利便を達するに在てその關係する所、随て小なれば必ず

これを一定するを要せず。

橋梁はすなわち路線を互統するものなるを以て、道路の種類に随うを至当とす、しかれどもその幅の如きは必ずしも道幅に随うを要せず。

右は従来の一等道路を国道に、二等道路を府県道に、三等道路を里道に定めたものである。なお以上は道路制度の根本法であつて、一般交通の用に供する道路は、すべて前掲の規定に従うべきものであつたのである。

道路の種類および目的により級上のごとく規定せられたものであるから、国道および一等・二等の府県道は政治および軍事の目的を貫徹すべく設定したものである。従つてこれが改良維持の経費等いわゆる管理行為は当然国の負担に属する。二等府県道は主として地方の運輸交通を目的とする点において、これが管理および維持費は、その関係地方公共団体に帰すべく、里道にいたりては当然その関係区の負担となるべきは、設定の目的と用途にかんがみて明白な事理である。かかるに道路改築修理の経費は、なお旧慣によつたので、区町村人民の夫役によるほかなく、道路の改良発達にさほどみるべきものがなかつたのである。

土木費旧慣施行の布達

越えて明治十一年（一八七八年）七月、太政官無号達により道路費用の負担所属の区分に関する規定を公布し、翌十二年二月に左記のごとき土木費旧慣施行に関する件を布達する所があつた。

（無号）

土木費旧慣施行の件（明治十二年二月二十七日・太政官達）

河港、道路、堤防、橋梁費の義は明治十一年七月第十九号布告（地方税則）を以て相定め、右施行順序

の義は同年七月二十二日号外達第十二号の通り相達置候得共、自然各地方の慣行に依り右の準拠し難き分は、府県令の決議を以て暫く旧慣に因り施行し不苦候、此旨為心得相達候事。

この布告の前年には既に述べた土木費負担所屬区分の件の外、地方税則の発布せらるるにおよび国府県道は地方税より支弁し、里道はその町村または区内の負担と定められた。しかるに事實は旧慣によらざるを得なかつたのである。

明治十三年の地方官會議　しかし道路についての総ての事項に関して一貫したる規律がなかつたために、行政を実施するに不便があつたので、明治十三年土木規則を設け、国道は地方税をもつて修理保存をなし、その他の道路中仮定県道の修理は地方税より補助して、関係町村をして施行せしめ、里道の新築または改築をなすものは地方税より補助し、その他の工事は関係町村の負担と定めた。これを審議したる地方官會議(明治十三年二月二十日召集)の模様を抄録すれば左のごとくで、その當時においては脈絡した道路の貫達を期待することが出来なかつたことが窺知されるのである。

二十七番(北垣)　河港道路建築修繕の事は、素と大に改良すべきなれども、何分にも一朝一夕に行届く事ならぬ。去りとて其改良の日を待ちてはいつとも限りなければ去年二月太政官より姑く其地方の慣行によりて施行する事を得せしめられたり。この姑くの字は尤も看眼すべき字にて到底河港道路の事は改良して一定せざる可らざるの理なれど其を得つべきにあらねば其間だ。此達にて行ふべしとの趣旨なり。然るに之を法律に掲ぐる以上は為に改良の進路を妨げ、此法律に委して顧みざる事あらば、河港土木の制の一定は実に遅々として其改良を見るの日なかるべし。是本員が削除せんとする理由なり。

十七番(山田)　此条を掲げては河港道路の建築修繕費の区域を狭くするものにして、素と河港道路の費用はなかなか其関係ある人民の負担し得べきに非ず。故に成るだけ之が区域を広くすべきに今法律に掲ぐるときは其区域も狭少ならしめ、却つて実施上に支障を生ずべし。故に矢張り昨年二月太政官の達に基づき姑く慣行によるを以て適當の事なりとすべし。

十八番(森) 之を修正して河港道路堤防橋梁費の支弁は地方税協議費の別なく、府県会に附するの意味にて修正すべし。法律に掲げては土木の改良が因循苟且に流るべしと主張せしも一応尤なれども、其は一朝一夕に拂るべき事ならねば地方實際の便宜を謀るを可とすべし。

十九番(松田) 二十七番の説に同意し能はざる所以は元來「逓」は法律の趣意を行ふ事柄に付ての順序を示せしものである。ここに明らかに法律を掲げし以上は「逓」にて処分すべからず、此条は河港道路の支弁は地方税にて支弁すべきの性質なれ共、慣行ありて正則の如く支弁の出来ぬは旧慣に仍るべしとの変則なり。然るに地方税にて支弁すべき範圍外にて元來其建築修繕は一部又数郡の負担すべき事なれども、其土木たる直接により見る時は其一部又は数郡の利害に關すれど、之を捨て置く時は間接に一地方の利害に關すべき程の事は不得已者は之を議會に附し、その決議を以て補助するを得るとの趣意にて修正したし。

三十一番(安場・註愛知県令) 十九番に賛成す。

番外二番(西村) 議會に附し地方税にて支弁する時は却つて慣行を破り、去年二月二十七日の逓しを打くづす者なり。一々議會にて議決せしむれば其一部又は数郡のために地方税を負担せらるる側から苦情起るべし。

二十三番(渡辺) 十九番の説は一寸聞けば都合のよき様なる論旨なれども、其弊害に測られず、是濁醜を以て人を墮達せしむるものなり。又二十七番の削除説も大間違ひなり、昨年二月二十七日の傍外逓は県庁までの逓にて当局の心得までなり。人民は之を知らず、今天下公衆に知らしめんとて此法律を立てられしに削除して「逓」にて事足るとは甚だ謂れなし、姑くの字に意義ありなどは實に字義論にて書生の空談と云ふべし、原案にて毫も不可なし。

いかに縦横に論議されたかを推測されるのである。かくして明治十四年以後から改めてその修繕費等を府県の負担となし、ただ国道改修に限り、その費用の三分の一以内を國庫より支出されることになし、政府はようやく道路改修に意を注ぐようになった。

仮定県道と里道の分類

その後、明治十八年に至つて太政官第一号布達によりさきの等級を廢止し、新たに国道路線四十四路線を告示した。県道については一応の分類はせられたというものの、調査未了のまま県道として正式に認定せらるるに至らずして止み、ただ各地方々々がそれらに該当せし道路を府県費を

もつて支弁したというだけに止まつたのである。これがすなわち明治時代に「仮定県道」と称せられたものの存在せる理由なのである。

「里道」についても地方長官が決定をなす規定であつたけれども、これも決定をみなかつたのである。ただ国道は主務大臣が、仮定県道は地方長官が積極的にこれを決定し、その残余に属する従来の道路が里道として取扱れた。しかし里道の費用負担については、後に明治三十二年（一八九九年）三月十六日郡制改正に伴い、郡なる法人も郡全体の利益となるべき道路費用を負担することとなり、郡費支弁にかかる里道も生ずるに至つた。また一方には里道にして財政豊かなる上級団体たる府県が負担に任ずる府県費支弁の里道も生じた。結局費用負担からみれば里道は三種に分れ、府県費支弁里道、郡費支弁里道、市町村費支弁里道となつたわけである。

市内国道の外重要道路

これよりさき愛知県では土木費支弁法第八条に係る路線を臨時県会の議決を経て、明治二十六年九月八日県令第二十六号を以て、名古屋市内内国道の外重要道路および著名区より停車場に達する道路を定めた。この中から名古屋市内および関係道路を列記すれば左のとおりである。

- 一、栄町—新柳町—東柳町—笹島町—自玉屋町通至停車場
- 二、伝馬町—小鳥町—泥江町—自本町通至停車場
- 三、南外堀町—自久屋町至木挽町通
- 四、暨代官町—筒井町—自鍋屋町境至東矢場町境
- 五、車ノ町—小田原町—西魚町—東魚町

- 六、西万町—東万町—研屋町—梅枝町
- 七、西菅原町—菅原町—桜町—東桜町
- 八、袋町—東袋町—宝町·自木挽町通至南久屋町通
- 九、本重町—東本重町·自木挽町通至南久屋町通
- 一〇、園井町—蒲焼町·自下園町通至朝日町通
- 一一、南外堀町—木挽町—天王崎町—西洲崎町—上堀川町—下堀川町—正木町·自小塩橋至新橋
- 一二、材木町·自西万町通至伝馬町通
- 一三、堅三ッ蔵町·自本重町通至新柳町通
- 一四、皆戸町
- 一五、中ノ町·自本重町通至新柳町通
- 一六、上園町—下園町—南園町—常盤町—岩井町—金沢町—蛭子町·自南外堀町通至正木町通
- 一七、伏見町—伊倉町
- 一八、桑名町—桶屋町
- 一九、長島町—島田町
- 二〇、上長者町—下長者町
- 二一、七間町—富沢町
- 二二、吳服町—針屋町—南吳服町—矢場町—裏門前町—梅川町—東橋町—下茶屋町·自南外堀町通至橋町国道

二三、伊勢町—鶴重町

二四、大津町—朝日町

二五、関鍛冶町—小市場町

二六、萱屋町—小川町—南小川町—東瓦町—南瓦町—自鍋屋町通至愛知郡界

二七、長塚町—赤塚町—山口町—新出来町—古出来町—自長塚町県道東界至愛知郡界

二八、東外堀町—長塚町—自東片端町通至豎杉ノ町通

二九、塩町—大舟町—舟入町—納屋町—水主町—松重町—自大幸橋至日置橋

三〇、古渡町—正木町—自古渡町国道至古渡橋

三一、古渡町—正木町—下茶屋町—蛭子町—葛町—自古渡町国道至下堀川町通

三二、納屋町—禰宜町—自納屋町本通至鉄道線踏切

次に著名区より名古屋駅に達する線路を掲ぐれば左のごとし。

一、海東郡蟹江町より名古屋停車場に至るため同郡万須田村大字万場県道津島街道に達す。

二、愛知郡下之一色村より名古屋停車場に至るため同郡岩塚村県道津島街道に接し同郡柳森村大字烏森より分岐し名古屋市禰宜町鉄道線踏切に達す。

三、愛知郡平針村県道飯田街道より分岐し、同郡呼続村大字千竈にて国道第二号線に連続し熱田停車場に達す。

四、海東郡津島町より同郡蟹江町を経て県道百曲街道に連続し、同郡宝田村大字熱田新田東組にて同街道より分岐し同郡熱田町大字白鳥、田中を経、同町大字須賀にて国道第二号線に連

続し熱田停車場に達す。

五、東春日井郡瀬戸町より愛知郡山口村、幡野村大字菱野、本地、東春日井郡八白村大字稲葉、大森村大字森孝、愛知郡猪子石村大字猪子石、鍋屋上野村を經、名古屋市古出来町にて重要道路に連続し名古屋停車場に達す。

六、愛知郡岩作村より同郡長湫村を經、東春日井郡大森村大字森孝にて前項道路に連続し名古屋停車場に達す。

七、東春日井郡小牧町より西春日井郡尾張村、多気村、六ツ師村、訓原村、比良村、大野木村、庄内村、金城村、名古屋市江川端町、北野町、江川町、上浅間町、外田町、明道町、愛知郡広井村を經て名古屋市泥江町重要道路に連続す。

本県の土木工事施行規則

越えて明治二十八年四月二十五日に至つて、二十六年四月設定にかかる本県土木工事施行規則を全面的に改正し、この規則に抵触するものは總て廃止することになり訓令第四十五号を以て、郡市役所、町村役場に示達した。その一部を抄録すれば左のごとくであるが、道路橋梁費が重点に置かれるようになったことを充分物語つてゐる。

愛知県訓令第四五号 愛知県土木工事施行規則（明治二十八年四月二十五日）

第一条 土木費支弁法第二条ニ依り県税ヲ以テ支弁スベキ土木工事ハ県庁ニ於テ予算設計ヲ為シ県会ノ議決ニ付スベシ。

第二条 郡市役所、町村役場ニ於テ県税ヲ以テ支弁スベキ工事ノ必要ヲ認メタルトキハ翌年

度施工ノ分ヲ毎年六月三十日迄ニソノ事實ヲ詳記シ県庁ニ申告スルコトヲ得。

第三条 郡市役所、町村役場ヨリ土木工費県税補助ノ申告ヲナシタルトキハ県庁ハコレヲ審査シ、ソノ必要ト認ムルモノノ予算ヲ調製シ、県会ノ議決ニ付スベシ。

第四条 土木費支弁法第四条ノ工事ニシテ、県庁ソノ改修ヲ必要ト認ムルトキハ支弁ノ方法ヲ定メ、コレヲ県会ノ議決ニ付スベシ。

第五条 土木費支弁法第五条、第六条ノ工事ニ付、郡市役所、町村役場ヨリ申請ヲ受ケタルトキハ、県庁ハ工事ノ利害設計ノ当否ヲ審査シ、ソノ事業民力ニ堪エズ、マタハ公益ト認メタルトキハ補助ノ金額ヲ定メ、県会若シクハ県参事会ノ議定ニ付スルコトアルベシ。

第八条 県税補助工事ノ申請ハ、県参事会ノ議決ヲ経テ許可ス。前項補助ニ係ル郡市町村ノ土木工事ハ、県庁ノ指揮監督ヲ受ケ、一工事实施費額五十円未満ノモノオヨビ第六章急施工事ニシテ土木費支弁法第三条七ノ用水枋前工事ハ、所轄郡役所ノ指揮監督ヲ受クルモノトス。

第九条 郡市長ニオイテ施行スベキ第七章県税支弁工事ナラビニ第八章県税補助工事ノ内第五章小破修繕工事オヨビ第六章急施工事ヲ除クノ外ハ、総テ知事ニ稟申シタル後、コレヲ施行スベシ。

第十一条 第七条、第八条ノ工事施行ヲ稟申スルトキオヨビ竣工シタルトキハ、郡市役所ニオイテ左ノ事項ヲ県庁ヘ申報スベシ。但小破修繕工事及急施工事ハ第五章第六章ニ定ムル処ニ依ル。

一、工事ヲ必要トスル理由書、設計書
二、工事竣功帳証認書竣功期日

第十二条 此規則ニ於テ一工事ト称スルハ一ヶ所ニ各種ノ工事ヲ合施スルモノモ包括ス。

第十三条 県税補助工事(土木費支弁 法第三条)ニシテ翌年度施行ヲ要スベキモノハ予算設計ヲ為シ、郡市町

村会、町村組合ノ議定ヲ經、六月三十日迄ニ町村ハ所轄郡役所ヲ經由シ、郡市ハ直ニ県庁ニ申告スベシ。

第十四条 前条工事ヲ起工スベキ年度ニ至リタルトキハ実施設計ヲ為シ、各其會議ノ議決ヲ經、町村ハ所轄郡役所ヲ經由シ、郡市ハ直ニ県庁ニ申請スベシ。但一工事実施費額五十円未満ノモノハ所轄郡役所ヘ申請スベシ、申請ノ期限左ノ如シ。

一、道路暗渠橋梁枕前工事ハ毎年五月三十一日限り 二、堤防水制護岸植類工事ハ毎年九月三十日限り

第十五条 非常天災地変ノ為メ生ジタル工事ノ外、故ナク前条期限ヲ經過ジタル申請ハ総テ採用セサルモノトス。

第二十六条 工事ノ為メ土地家屋植物等ノ買収及移転ヲ要スルトキハ其坪数及代価ヲ取調ヘルベシ。

第二十八条 設計上ニ要スル数量ハ左ノ定率ニ從ヒ四捨五入ノ法ニ依ルベシ。

- 一、石垣、石猿尾、端取石ノ平坪、勺留
- 二、石、土、砂利ノ立坪、合留
- 三、才石、分留
- 四、人夫、職工、步留
- 五、蛇籠、分留
- 六、板坪、橋板ノ類合留、板柵ノ類合留、樋管類才留
- 七、金員、厘留
- 八、鹿朶ノ類、束留
- 九、鉄物、分留
- 十、繩、唐竹、空俵ノ類、一位留
- 十一、材木ノ尺、寸、毛留
- 十二、數量、勺留

第三十一条 監督ヲ分ケテ施行監督、工事監督ノ二種トス、其區別左ノ如シ。

一、施行監督ハ郡市町村ノ工事施行上、法律規則及命令等ニ背戾セサルヤ、其事務錯乱渋滞セサルヤ否ヤヲ実地ニ就キ監視スルモノトス。

二、工事監督ハ常ニ工事ノ現場ニ臨ミ受負人ニ於テ契約ノ条件、其他仕様等ヲ履行スルヤ否ヤヲ監視スルモノトス。

第六十五条 第七条、第八条ノ急施工事ハ非常天災ノ為メニ破壊シ須臾モ措クベカラザル場合ニ迫リ通常ノ手續ヲ遂クベキ違ナキトキニ限ル、其概目左ノ如シ。

一、県税補助ノ用水枋前埋没及導水堤破壊ノ為メニ数町村ノ用水ヲ遮断シ、田地ニ旱害ヲ受クルノ際、進水仮工事

二、県税支弁ノ道路急破又ハ橋梁ノ墜落ニ依リ一時人車馬ノ交通杜絶ノ際ニ於ケル仮道、仮橋工事

三、県税支弁ノ堤防滞留工事

第七十一条 暴風洪水ノ時ハ所轄郡市役所ニ於テ便宜主任書記ヲ派シ、橋梁保護及其他ノ防禦ニ従事セシムベシ、此場合ニ於テハ其状況ヲ県庁ニ急報スベシ。

第七十二条 此規則ハ明治二十八年五月一日ヨリ施行ス、但第十四条一項一ノ五月三十一日トアルヲ本年ニ限り六月三十日トス。

その後、間もなく六月十七日、訓令第六十五号により土木工費總計表様式を定め、郡市役所宛に示達し、従来の「達」を廃止している。なおその後若干規定の改正をみているが、大正八年（一九一九年）四月公布された道路法によつて始めて道路行政の統一をみたのである。

第五章 名古屋の市街と道路

第一節 市街の近代都市化へ

電灯・電話・電車の影響

明治二十年（一八八七年）十一月東京電灯会社の手でおこなわれた東京市内の点灯におくれること二年の二十二年（一八八九年）十二月十五日、名古屋電灯株式会社の火力発電によつて始めて名古屋市中に電灯がともつた。その点灯数は四百余个、植柱数三百九十一本、電線路の延長三里二十四町余にすぎなかつた。その点灯時間は毎日日没より僅かに三時間に過ぎず、当時これを「三時間灯」と称した。夜十一時までの「五時間灯」を供することになつたのは、翌二十三年（一八九〇年）二月一日以後であつたが、各地からの見物人で市街は大いに賑つた。植柱架線したる線路町名は左の四十一箇町にすぎなかつた。

本町	玉屋町	鉄砲町	末広町	門前町	橘町
中市場町	京町	茶屋町	和泉町	橋詰町	西魚町
小田原町	伝馬町	宮町	神楽町	東柳町	新柳町
栄町	七間町	富沢町	長者町	下長者町	塩町
大船町	船入町	竪三ツ蔵町	桶屋町	八百屋町	入江町
南長島町	南桑名町	日ノ出町	城代町	富岡町	東角町

音羽町 花園町 常盤町 若松町 吾妻町

点灯開始当時の全市の人口十五万七千四百九十六の戸数四万八千四十九戸に對する電灯数四百個は百二十戸強につき、ようやく平均一灯にして、さらに人口に割当ると、三百九十三人強につき平均一灯であつた。電灯事業は漸次拡大して停車場・郵便局遊廓・旅館などが続々と点灯を申込み、増加の一途をたどつてゆくのであるが、明治中期時代とて、老人のうちには「電灯とは何から火を出すのか。……水や石炭から火を出すのでは応ずることが出来ぬ」という謝絶も出るといつた有様であつた。日清戦争も終

名古屋市内の戸口の変遷

年次	現住戸数	現住人口	備考
明治四年(一八七二)	二四、五七八	七一、六八七	
" 一一年(一八七八)	三五、七一一	一一五、二八四	
" 一六年(一八八三)	三七、四三〇	一二五、二七五	
" 二二年(一八八九)	四八、〇四九 (四三、七三三)	一五七、四九六 (一四四、一四五)	括弧内の戸口は市制施行時、 十月一日現在の数
" 二六年(一八九三)	四七、八九一	一九一、〇一六	
" 三〇年(一八九七)	五六、四〇四	二四八、九一五	
" 三五年(一九〇二)	六六、五二五	二七五、三二九	
" 四〇年(一九〇七)	八一、二〇一 (七、二六七)	三五四、七三三 (三三、〇一六)	括弧内の戸口は市制施行時、 六月一日現在の数
" 四四年(一九一一)	九二、二四六	四二〇、六〇八	

つたのち、石油の市価一箱(二
 罐入)が五割余の騰貴を示し、
 これがため電灯需用家が著
 しく増加し、愛知電灯を合併
 せる名古屋電灯は明治二十
 九年(一八九六年)六月末現在に
 て点灯数八千五百九十八個
 に達し、供給区域は名古屋市
 内全部・愛知郡熱田町全部同
 郡瑞穂村の一部・御器所村・古
 沢村・千種村・八幡村・宝田村・西

春井郡枇杷島町・同郡杉村各全部その他数村の一部に拡張していたのである。

明治三十一年(一八九八年)になると、五月六日には市民の足である市街電車(名古屋電気鉄道株式会社経営)が名古屋停車場前から愛知県庁前の久屋町角まで始めて開通した。六月十三日には市街地の発展に伴って監獄は三ッ蔵町から郊外の千種村の馬走の方へ移転した。十月十一日には市民の耳である市内電話が、三十三年七月一日には東西各地との長距離電話が開始するに至つた。

その「光力、夜なお昼のごとし」とうたわれた電気の普及は、市民を薄暗いランプ生活から開放する一方、市内の景觀には電信柱、電信線、電車線の支柱という目あたらしい代物(しろもの)を加えた。既に隣接の御器所村大字前津小林那古野村古沢村大字東古渡を市域に編入し、市街地は拡大されていたのである。また鉄道では明治二十八年十一月七日関西鉄道株式会社線草津名古屋間全通した。

これよりさき、九月一日には東海道線に急行旅客列車が始めて運転し、同三十一年十一月十八日には関西線名古屋網島間全通したので、この日から名古屋・大阪間の交通は経路二途を生ずるに至つた。こうした明治後期の「開化」の進行は、「城下町」名古屋や「宮」駅の熱田の面影が次第々々にうすれてゆく過程であるが、道路、路面においては何等特筆すべき改良をみることが出来なかつたのである。

鐵路についてはたとえは関西線開通前の熱田と伊勢方面との海上交通は相当旅客で賑つたものだが、一たび関西線全通後は海上交通が漸次凋落に向つた。大阪の「伊勢道中細見記」(明治二十三年三月再行)によれば、大阪より諸国への通路汽車は湊町に柏原行、難波に堺行、梅田に神戸、西京行あり、淀川には昼夜川蒸汽ありて伏見へ行く、その外海路の蒸汽問屋川口に数多あつたが、「參宮するに日数を厭う人は大阪梅田より午後三時か六時三十六分の汽車にて尾州熱田まで行き一泊して翌日

午前八時、神社行の汽船に乗れば午後五時に着船す。神社港より山田までは凡そ五十丁なればその日に内宮に着すべし」と誌してあるとおり、おかげ詣の諸国道者でにぎわつた熱田もあわただしい変貌を示したのであつた。遡れば明治初期に早くもマーキャンティリズムによつて浜御殿をも悲しげもなく払下げられた、その跡が埋立られて民家が建ちつつあつたところ、左のごとく明治九年（一八七六年）四月十五日に内田町が出現していたのである。

愛知県第七九号

愛知郡熱田駅の内改称の事（明治九年四月十五日布達）

尾張国愛知郡熱田駅之内

字東浜屋敷並埋立地共

改 称 内 田 町

右之通地名改称候条此旨布達候事

明治末期頃の諸官庁

明治末期当時の調査によれば名古屋所在の官庁その他は次のとおりとなつてゐる。

第三師団司令部	城 廓 内	愛 知 県 庁	中 区 新 栄 町
名古屋市役所	中 区 新 栄 町	名古屋商業会議所	中区栄町七丁目
日本銀行名古屋支店	中区栄町六丁目	愛知県五二会	中区新柳町六丁目
名古屋停車場	西 区 笹 島 町	熱 田 停 車 場	南区熱田東町
千 種 停 車 場	愛 知 郡 千 種 町	名古屋高等工業学校	愛知郡御器所村
第八高等学校	愛 知 郡 呼 続 町	愛知県医学専門学校	中区天王崎町
市立名古屋商業学校	東 区 布 池 町	愛知県立工業学校	愛知郡御器所村
私立明倫中学校	東 区 主 税 町	県立愛知病院	中区天王崎町

熱田兵器製造所	南区熱田東町
愛知県測候所	東区南武平町
門前警察署	中区門前町
鍋屋町警察署	東区代官町
熱田水上警察署	南区熱田神戸町
名古屋陸軍兵器支廠	愛知郡東山村
名古屋憲兵隊本部	西区本町
名古屋控訴院	西区本町
名古屋稅務監督局	中区東古渡町
名古屋專賣支局	中区東古渡町
西区役所	西区上隅町
中区役所	中区裏門前町
鐵道院中部監理局	名古屋停車場構内
名古屋運輸事務所	
鐵道院中部監理局	
名古屋出納事務所	
鐵道院中部監理局	
名古屋保險事務所	
県立第一中学校	東区西二葉町
市立熱田高等女学校	南区熱田田中町
私立名古屋中学校	東区長久寺町
私立尾張中学校	中区東別院内
名古屋瓦斯株式会社	中区南大津町
三重紡績尾張愛知分工場	南区熱田尾頭町
愛知時計製造株式会社	中区下広井町
日本陶器合名会社	中区東橋町
	愛知郡中村大字則武

帝室林野管理局	東区武平町
名古屋支庁	東区武平町
名古屋警察署	中区新栄町
熱田警察署	南区熱田市場町
江川町警察署	西区江川町
名古屋郵便局	中区栄町
名古屋聯隊区司令部	城廓内
名古屋衛戍病院	城廓内
名古屋地方裁判所	東区東外堀町
名古屋稅務署	中区東古渡町
名古屋稅務署	南区熱田神戸町
名古屋稅關支署	東区布池町
東区役所	東区布池町
南区役所	南区熱田中瀬町
日本赤十字愛知支部	東区西新町
名古屋陸軍幼年学校	東区長辨町
県立第一師範学校	東区東芳野町
県立高等女学校	中区南武平町
私立東海中学校	東区車道町
市立名古屋高等女学校	中区兩鍛治屋町
名古屋電灯株式会社	中区水主町
日本車輛製造株式会社	南区熱田東町
愛知物産組	東区高岳町
鈴木グアイオリン工場	東区松山町
名古屋米穀取引所	西区米屋町

名古屋株式取引所	中区南伊勢町	伊藤呉服店	西区茶屋町
安藤七宝店	中区南大津町	愛知教育会事務所	中区南武平町
名古屋市教育会事務所	中区南久屋町	私立愛知淑徳高等女学校	東区東新町
私立名古屋女子商業学校	東区西新町	名古屋監獄	愛知郡千種町

碁盤割区域および商店街の形勢

明治中期時代の市街の形態を窺つてみれば、本町(今の御幸本町通)を中心とする一円を碁盤割と称し、徳川時代以来の稠密な地域には商店街を形成し振興振りを示していた。当時の碁盤割といえ、一体どの区域までを碁盤割と称したのだろうか。左の六十一箇町を純粹の碁盤割区域内としたいようである。(一印は縦町　▽印は横町　×印は縦横不規則町　▼印は国道に面する町　◎印は県道に面する町)

一▼本町	一▼玉屋町	一○上長者町	一一下長者町	一長島町
一島田町	一桑名町	一桶屋町	一伏見町	一伊倉町
一上園町	一↓下園町	一皆戸町	一材木町	一木挽町
一七間町	一富沢町	一呉服町	一針屋町	一伊勢町
一鶴重町	一↓大津町	一朝日町	一関鍛冶町	一↓小市場町
一○久屋町	一↓○南久屋町	×▼南外堀町	▼和泉町	▼茶屋町
○◎京町	▼◎中市場町	▼車町	▼小田原町	▼西魚町
▼東魚町	▼西万町	▼東方町	▼研屋町	▼梅枝町

▽西菅原町	▽菅原町	▽桜町	▽東桜町	▽伝馬町
▽◎宮町	▽◎神楽町	▽袋町	▽東袋町	▽宝町
▽本重町	▽東本重町	▽園井町	▽蒲焼町	▽新柳町
▽▼栄町	┆中ノ町	┆豎三蔵町	▽杉ノ町	┆▼鉄砲町
┆▼末広町				

なお商店街を發生的に考察してみると、いくつかの形に分けることが出来る。すなわち本町および広小路のごとく道路に沿うて形成されたもの、駅を中心にして形成されたもの、門前町として形成されたもの、その他などである。駅を中心にして形成されたものの例は名古屋駅附近、熱田駅附近、千種駅附近等はその好例であろう。道路に沿うて出来たものと思われるものは、昔から存在していたのが多い。しかもその中には旧態依然のものもあり、發展して現代化されてゆくものもあつた。反復するまでもなく交通頼繁となるにつれて従来の路幅が狹隘となり、物資の輸送、人馬の往来が頗る困難な場合が多くなるが、既に明治中期前に路幅の狹隘を感じている。しかも沿道の家屋の庇が道路に張出すなど交通に不都合なものが少なくなかつた。これについては愛知県は屢々たとえ、去夏布達ありし市街結髮床を初め往来へ出張たる建物ならび門前町若宮社前堀切筋、広小路板葺小屋等二月限、悉皆取払べく。一、魚町通家ならび全体の雨落より多く張出し建物する者あり、道幅狭く往来不都合に付、漸々取払うべし期限は追て達すべく。一、本通熱田神宮一、二の鳥居も往来の障碍たるにより追々取払うべき旨」等布令ありとあり、神宮の鳥居をも取払うといつた調子で、徹しく軒端の張出し剪除につとめたこともさることながら、この布令に徴しても

当時の街路はいわば生活の必要上、簡易なる通路に過ぎなかつたほど狹隘であつたことを知るべきであらう。

路面の状況につき分明しないが、その保全に格別注意が払われていなかつたようである。自然に手入が怠りがちになり易いからやむを得ないところだが、路面が軟かく悪いと、すぐ車軸まで没してしまつて、身動きが出来なくなる箇所が随所にあつた。今日のごとく舗装された道路と、砂利道路とを考へる場合に、同じ平坦道路であつても、馬が同じ荷を輓く場合に、非常に難易があり、今日のような舗装道路では遙かに楽に仕事が出来る。すなわち表面の軟い道路よりも表面の硬い道路の方が馬は楽に仕事が出来るといふが、これは道路の表面で車輪が廻転する際に、道路の表面と車輪の接触する面との間に、車輪の方は前方に廻転しようとする力があり、道路の表面では車輛から受ける重量に対し同じ力で對抗しようとする二つの力が互に摩擦を生じ、馬の輓く力に抵抗となつて現れて来る——道路の抗力系数を考へるならば、昔の街路は直接に輓馬車や商店の番頭や小僧の大八車や人力車の作業能力に大きな影響を与へたことが容易に察知される。後述に譲るが、東部道路および熱田街道等のごとく新設拡張によつて、その住宅街が發展していつたため、住宅街相手の商店が人通りの多い所に逐次形成されつつあるものもあつた。交通機関が現在のようになつて開けなかつた頃にも所々に住宅街相手の商店が日用品を商品として出来ていた。それが交通機関の開通、住宅の増加と共に急激な發達を見て、今日ではあたかも交通機関の開通に伴つて一つの連絡した商店街を形成し、商店の内容もより、高度のものへと變化して来たものと見えるのである。門前町として形成されたものの顯著な例は大須観音前であつて依然として賑いを呈している。

その頃の「尾張国名所独案内」には「宝生山真福寺と称えて南七ツ寺と隣り境内すこぶる広く多くの商家は軒を連ね、露店は路に充つ料理店、寄せ席、芝居小屋等色々の遊技場夥多ありて見る者、買者、遊ぶ者、一として足らざる所なし、実に当国第一の賑合場所にして昼夜の別ちなく雑踏する所なり。」繁昌を維持している。ともあれ前にも述べたところだが、これを人口および家屋の推移より見るも近代的都市化されてゆくことがわかる。この底には明治の末期から大正にかけての道路の新設拡築のほか、蒸汽機関や電動機などの導入による諸産業における機械化がポツポツ躍進しつつあつたのである。

第二節 街路の掃除および取締

車馬交通および街路掃除布達

明治期の初頭における交通上、特筆すべきは何といつても簡にして、便なる人力車の發明であるが、まず荷車の歴史をたずねてみよう。荷車は慶長十五年（一六二〇年）名古屋築城のとき、木材および上石を運搬するため、木工八右衛門なる者が始めて製作したもので、古来「大八車」と称し運搬用に使用したのであるが、その製作者は城下町と郊外を通じて十八戸を限り、その他には製作を許されなかつた。当時は羽板真棒とも檜材のみにて製作したが、維新後は製造業の制限が撤廃されたので、鉄輪、鉄真棒に改良して他地方にまで販出されることとなつた。人力車は秋葉大助（又は和泉要助ともいう）なる者が江戸築地居留地と横浜間の定期馬車からヒントを得て製作したのを嚆矢としてゐる。名古屋では明治三年（一八七〇年）頃、門前町一丁目沢井某（棚橋橋右衛門という説もある）続いて本町

要屋衛次郎等が人力車を東京より取寄せて販売したのが、その皮切りといわれているが、五、六年の頃に関鍛冶町堀田吉兵衛、岩津甚助等が取次販売すると共にその製作を開始した。明治十三、四年頃には国枝敏吉なる者が専ら製作の業を始めた。

当時既に人力車の背後に武者絵または俳優の肖顔等を金蒔絵にしたものが盛んに流行し、それが妄誕又は卑猥に流るもの、その他いろいろのものがあつたので、時の愛知県令安場保和は明治九年七月左のごとく禁令的の示達をなしたのである。

愛知県第一四六号 人力車裝飾に神像を描くべからざるの事(明治九年七月四日布達)

近時人力車へ神像を描き裝飾となす者有之哉に相聞候

右は不敬に涉り甚不都合に付、已來右体之儀無之様篤く注意可致事。

明治十六年に至つて取締規則によつて新調のものは無地蠟色塗に限ることとなり、従前の絵模様的人力車は僻陬の地方でなければ見られぬようになつた。明治四十三年の春、本県主催の関西府県連合共進会開催の際、ゴム輪人力車十台を東京より取寄せたところ、市民の需用勃興し、僅かに一箇年にして、市内人力車の八、九割はゴム輪となり、明治末期には市内に鉄輪人力車の隻影を認めざるに至つた。そしてゴム輪人力車製造業者が増加し、全国各地に供給するようになった。やや岐路に入るが、名古屋製的人力車は東京製より蹴込みの奥行深くして乗心地もよろしく、挽くに重心の狂い少なき長所があつた。しかし蹴込の内法巾は名古屋製は狭きに失し、大阪製は蹴込の内法は名古屋製に似たが車体の内部を蹄鉄形に製作するので、乗心地こそよかつたけれども蹴込の奥行は浅かつた。

とにかく木歯鉄輪の車が鋼鉄条の歯とゴム輪となつて鳴輪ナリワがニルに代つて、明治三十年後から自転車の流行から次第にその領域を奪はれてゆくのであつた。

これよりさき明治六年（一八七三年）十月、愛知県令鷲尾隆聚は道路掃除に關する布達を、翌七年九月に道路掃除を等閑に附すべからざる布達をもつて名古屋市中に注意を喚起している。これを名古屋区長吉田禄在が溝渠の徹底的修繕および衛生環境状況改善に乗り出した事実に鑑みれば、この頃既に道路溝渠掃除というものが全くかえみられず目に余るものがあつたであらう。

（愛知県無号）

道路掃除丁場可相定事（明治六年十月布達）

街頭路側家裏之水道便所ハ勿論下水溜リ腐敗物等清淨掃除シ、水行之淹塞ナラサル様追々相達置候処、間々等閑之向有之其惡臭ニ触レ人身ノ健康ヲ妨ケ遂ニ惡病等之暴疾相生シ頓一命ヲ失スル者有之、元來惡病之流行スル多クハ臭氣ニ感スルヨリ其病因テ釀成候条便所下水廢物等滯塞不成様掃除方一層注意可致此旨相達候事。

愛知県第七三号

道路掃除等閑不相成様之事（明治七年九月布達）

道路掃除等ノ儀ニ付、昨年来度々及布達置候処、近頃等閑ニ相成往来筋へ穢物ヲ投棄シ、或ハ軒下へ塵芥ヲ差置或ハ川溝等へ土芥瓦礫ヲ捨妨害ヲナス者間々有之様相聞へ以外ノ事ニ候、区戸長ニ於テ一層注意シ未々迄篤ク可申渡候、若シ自今心得違ノ者於有之ハ其罪ヲ糺シ違式註違ノ条例ニ充分可致条此旨相達候事。

(愛知県無号) 道路修繕両側同時並車留差許候事(明治八年四月・第一大区長布達)

市街道路修築之節両側同時ニ着手不致様壬申十月二日附ヲ以相達候処、市街道路即今大破之箇所不少依之修繕差急候ニ付、当分之内両側同時ニ着手之儀差許候条通行差支無之様可取計且往来二線路有之場所ハ工事之都合ニヨリ車留之儀モ差許候、尤右両条共願出ノ上、可取計此段為心得相達候事。

道幅狭く人力車の疾駆

明治早々人力車が流行すると、市中の枢要の辻々には人力車出張所が小旗をたてて辻待車を置いたり、客を奪い合つて幅の狭い街路をなかなか威勢よく疾駆したものである。明治の初期頃の状態をみると、人力車会所は占渡山王前美濃屋弥七・富沢町四丁目松屋喜兵衛の二箇所、辻待場は(当時出張所という)は、

本町、両替町角・本町三丁目九伝・本町、菅原町角・本町札ノ辻・本町、袋町角・玉屋町、本重町角・玉屋町、蒲焼町角・鉄砲町、広小路角・末広町、花屋町下ル・門前町大須門前・橋町七面前・古渡町新橋通角・上長者町玉喜宅・上長者町、東方町角・上長者町、大伝馬町角・下長者町、本重町角・下長者町、広小路角・長者町、茶屋町角・長島町魚ノ棚角・桑名町、大伝馬町角・伏見町、菅原町角・上園町魚ノ棚角・塩町五条橋西詰・船入町納屋橋西詰・上園町、小伝馬町角・七間町魚ノ棚角・富沢町、大伝馬町角・富沢町三丁目・富沢町広小路角・呉服町魚ノ棚角・伊勢町魚ノ棚角・伊勢町魚ノ棚東へ入・伊勢町、宮町角・久屋町、魚ノ棚角・熱田伝馬町神戸角等

その頃は広小路通が拡張されていなかつたせいもあるが、辻待車は名古屋の経済面を握る町家の密集せる碁盤割の中心に集中したのは、交通量の多い地帯をねらつたわけである。そうして客の争奪が激しく、しかも疾駆の度を加えてゆくので、明治九年(一八七六年)の十一月には県令安場保和は人力車業者に対し左の布達をもつて疾駆禁止を呼びかけている。やがて狭い小路が拡げら

れる機運も起つてくるようにもなつた。

愛知県申第二号 人力車挽夫猥に疾駆先行人に逐迫不相成の事(明治九年十一月二日布達)

人力車挽渡世之者往来筋に於て猥りに疾駆行人之妨害を為さざる様兼て注意は勿論、尤夜行之節は声を掛け先行人に逐迫致さざる様可相心得此旨布達候事。

砂利道に鉄輪の人力車をガラガラと鳴らして景気をつけたなど、今から考えてみると滑稽至極であつたが、人力車は贅沢なもので車曳は爪まで砥草で磨いたものだという。

城内の通行差留および街路取締

維新後に名古屋城廓内の建築物は取払はれる、城廓は取壊はされる、御深井の御庭と呼ばれた庭園さえも潰され、やがて明治六年(一八七三年)一月九日廓内に名古屋鎮台を置き第三軍管となつたが、廓内の諸人通行が自由に許されていた。しかるに通行が頻繁となるにおよんで、同八年(一八七五年)五月左のごとく一部通行禁止となつた。爾後久しきにわたつてこれが継続実施されたのみならず、これが常時通行禁止の最初のものであつたといわれる。

第六二号

名古屋城廓内朱引之外通行差留之事(明治八年五月布達)

名古屋城廓内諸人通行差許有之候処近来猥に所々間道を取り徘徊候者不少以之外之事に候、爾後左の絵図面朱引之外通行差留候、万一禁止の場所へ立入る者於有之は屹度処分可及候条心得違無之様可致此旨相達候事。(絵図掲載省略)

なお右にさきだち道路修繕に関する車留の布達が発せられたのである。

(無号)

道路修繕両側同時並車留差許候事(明治八年四月、第一大区长発)

市街道路修築之節、兩側同時に着手不致様壬申十月二日附を以て相達候処、市街道路即今大破之箇所不少依之修繕差急候に付、当分之内兩側同時に着手之儀差許候条通行差支無之様可取計且往来二線路有之場所は工事之都合により車留之儀も差許候、尤右兩条共願出の上、可取計此段為心得相達候事。

その後、明治二十年（一八八七年）七月には街路取締規則が設定せられ、名古屋・熱田・岡崎・豊橋およびその接続市街に限り、十月一日より実施された。煩雜ながら参考のため、その全文を掲ぐれば左のとおりである。

愛知県令第七四号 街路取締規則（明治二十年七月二十一日公布・明治二十年十月一日施行）

第一章 通 則

第一条 街路ト称スルハ道敷及道敷ニ沿フタル下水並ニ橋梁トス。

第二条 本則ハ名古屋、熱田、岡崎、豊橋及接続市街ニ限リ施行ス。

第三条 本則ニ於テ自費ヲ以テ為スベキ義務ヲ怠ルトキハ官ニ於テ執行シ、其費用ヲ徴收スルモノトス。

第二章 街路の安寧及保存

第四条 街路ニ建物軒檐、物干等ヲ設ケ或ハ出スベカラズ。

第五条 左ノ條件ニ保ルモノハ所轄警察署又ハ分署ノ検査ヲ受ケ街路ニ張出スコトヲ得。

一、釣看板ハ地盤ヲ距ル一丈以上ニ限リ二尺以内

二、日除ハ支柱ヲ用ヒズ地盤ヲ距ル七尺以上ニ限リ三尺以内

三、掲灯ハ地盤ヲ距ル六尺以上ニ限リ一尺以内

第六条 左ノ條件ハ其場ノ図面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ニ願出許可ヲ受タベシ。

但許可ノ後ト雖モ妨害又ハ危険ト認ムルトキハ撤去セシムルコトアルベシ。

一、街路ニ床店葺き張ヲ設ケタル事。

二、街路ニ樹木ヲ植ヘ又ハ街灯ヲ建ツル事。

三、街路ニ柵欄支柱ヲ設ケ又ハ圍止石ヲ置ク事。

四、街路ニ旗柱、招牌ヲ設ケタル事。

五、街路ニ華表、碑表及指道標其他公衆ノ用ニ供スル標識ヲ建設スル事。

六、街路ニ神仏開扉其他一時ノ廣告標ヲ建設スル事。

七、工事ノタメ一時街路ニ竹木土石類ヲ置キ或ハ板垣繩張足代ヲ設ケ其他街路ヲ使用スル事。

八、街路ヲ經テ建物ヲ移シ又ハ街路ヲ塞塞スベキ長大ノ物件ヲ運搬スル事。

九、一時街路ニ舞台小家掛及店飾ヲ設ケタル事。

十、街路ニ神輿、山車又ハ手踊屋台ヲ出ス事。

十一、神仏送迎ノタメ街路ニ飾物ヲ出シ又ハ奉納物ヲ車馬ニテ運搬スル事。

十二、街路ニ消防具其他公衆ノ用ニ供スル物件ヲ置ク事。

十三、工事ノタメ一時通行タル事。

十四、車馬通行停止ノ榜示アル場所ニ車馬ヲ出入スル事。

第十五条 街路ヲ使用シ之ヲ毀損シタルモノハ直チニ原形ニ復ルベシ。

第十六条 街路ニ沿フタル宅地ニシテ奥行九尺以上ノ空地アル場所ハ其模様ニ依リ道敷ノ境界ニ塙垣ヲ設ケシムルコトアルベシ。

第十七条 街路ニ沿フタル場所ニ竹木ヲ立置クトキハ鉄鎖其他強効ナル繩索ヲ以テ之ヲ纏束シ、又新築其他ノ物件ヲ堆積スルモノハ顯目セザル様堅牢ノ装置ヲナスベシ。

第十八条 街路ニ沿フタル建築物及樹木等別墮頭作ノ虞アルモノハ速力ニ修理撤却若クハ扶植伐採スベシ。

第十九条 街路ニ沿フタル場所ニ便所ヲ私設スベカラズ。

第二十条 街路ニ竹木、土石類ヲ置クトキハ標識ヲ設ケベシ。

第二十一条 運搬中ノ建物若クハ長大ノ物件ヲ夜中街路ニ停メ置クトキハ路傍ニ片寄セ標灯ヲ掲ケベシ。

第二十二条 道路、橋梁、溝渠、下水ヲ毀損塞塞シ、街路ノ樹木ヲ伐採シ、又ハ街灯ヲ破毀消滅スベカラズ。

第二十三条 制札指道標、便所及塙壁等ヲ毀損シ又ハ棄書貼紙ヲナスベカラズ。

第十六条 街路ニ家畜ヲ放置シ通行ノ妨害ヲナスベカラズ。

第十七条 街路ニ商品、薪炭、荷車其他ノ物件ヲ排列シ、又ハ出シ置クベカラズ。

第十八条 街路ニ於テ荷造、木挽其他ノ作業ヲナスベカラズ。

第十九条 街路ニ於テ火器ヲ弄シ又ハ焚火ヲナスベカラズ。

第二十条 街路ニ於テ濺リニ放歌シ若クハ喧嘩シ高声ヲ発シ又ハ便臥スベカラズ。

第二十一条 制止ヲ肯セズ通行妨害ノ場所露店又ハ屋台店ヲ出スベカラズ。

第三章 街路の清潔

第二十二条 街路ハ常ニ掃除ヲナシ塵芥雜草等ヲ存スベカラズ。

第二十三条 街路ノ積雪ハ掃除シテ堆積セシムベカラズ、其掃除シタル雪ハ往來妨害トナラザル場所ニ投棄スベシ。

第二十四条 炎天及風日ニハ時々街路ニ浄水ヲ洒クベシ。但十二月一日ヨリ二月二十八日迄ハ午前第九時前、午後第三時後ハ水ヲ洒クベカラズ。

第二十五条 街路ニ汚水ヲ洒注シ又ハ塵芥汚物等ヲ投棄若クハ積置クベカラズ。

第二十六条 下水ハ毎年二回^{十月}掃除スベシ、其浚ヒ揚ケタル淤泥塵芥等ハ街路ニ布キ又ハ路傍ニ積置クベカラズ。

第二十七条 土砂塵芥等ノ為メ流通ヲ妨ケ又ハ不潔ナルトキハ前条定期ニ拘ハラズ其時々浚溝スベシ。

第二十八条 前条々ノ掃除洒水浚溝等ハ左ノ區別ニ從ヒ其責ニ任ス、但從來ノ慣行アル者ハ其慣行ニ從フ。

一、家屋両側ニ在ル者ハ道ノ中央ヲ折半シ、又片側ナルモノハ全路ヲ各居住人ニテ負担スベシ。

二、人運、車馬道ノ設ケアル場所ニ於テハ其人道ノ全路ヲ各居住人ニ負担スベシ。

三、空屋、空地ニ添フタルモノハ其所有主ニ負担スベシ。

第二十九条 街路ニ於テ便所ニアラザル場所ニ大小便ヲナジ又ハナサシムベカラズ。

第三十条 街路ニ於テ敷物、畳、穀類其他ノ塵芥ヲ払ウベカラズ。

第三十一条 街路ヲ運搬スル物品ハ墜落、漏出又ハ飛散セシムベカラズ。

第三十二条 街路ニ臨ミタル屋根、物干又ハ窓手摺等ニ襪襪其他見苦敷物品ヲ置クベカラズ。

第三十三条 牛馬車及諸車ハ夜中灯火ナクシテ疾駆スベカラズ。

第四章 街路の通行

第三十四條 馬車及牛車ハ幅員二間以内ノ街路ヲ通行スベカラズ。但其街路ニ沿フタル家屋ニ出入スルモノハ此限ニアラズ。

第三十五條 車ハ小兒車ヲ除クノ外其種類ノ如何ヲ問ハズ跡押ノミニテ運搬スベカラズ。

第三十六條 末口ノ尖リタル竹木等ヲ運搬スルトキハ其末口ヲ纏束スベシ。

第三十七條 牛馬諸車ハ街路ノ中央ヲ通行スベシ。

第三十八條 牛馬諸車ヲ並べ轆キ又ハ濫リニ疾駆シテ通行ノ妨害ヲナスベカラズ。

第三十九條 車二輛以上ヲ連繋シテ轆クベカラズ。但長大ノ物件ヲ運搬スル為メ數車ヲ連絡スルハ此限ニアラズ。

第四十條 牛馬及諸車行逢フトキハ互ニ左ニ避ケ軍隊並ニ砲車、輻重車ニ対シテハ右ニ避クベシ。

第四十一條 実車ニ対シテハ空車之ヲ避ケ坂路ハ上リ車又ハ空車ニ於テ避讓スベシ。

第四十二條 前車徐行シ後車疾行セントスルトキハ後車ヨリ相当ノ合図ヲナシ、前車ハ左ニ避ケ後車ハ右ヲ通過スベシ。

第四十三條 郵便用、消防用ニ供スル車馬及灌水車又ハ葬送等ニ行逢フトキハ避讓スベシ。

第四十四條 往來雜沓又ハ狹隘ノ場所及街角橋上ヲ通行スル車馬ハ徐行スベシ。

第四十五條 車馬街角ヲ通行スルトキハ右ハ大廻リヲナシ、左ハ小廻リヲナスベシ。

第四十六條 牛馬車其他ノ物件ヲ道路ニ横タヘ通行ノ妨害ヲナスベカラズ。

第四十七條 制止ヲ背シセズシテ出火場其他雜沓ノ場所ニ牛馬諸車ヲ牽入ルベカラズ。

第四十八條 街角橋上其他往來ノ妨害トナルベキ場所ニ牛馬諸車ヲ駐止スベカラズ。

第四十九條 空車ヲ轆テ彷徨シ又ハ佇立シテ通行ノ妨害ヲナスベカラズ。

第五十條 頬冠リ、鉢巻其他不体裁ノ形装ヲナシテ通行スベカラズ。

第五十一條 街路ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘯シ又ハ驚逸セシメ若クハ殘廢ニ扱フベカラズ。

第五十二條 街路ニ看護人ナク五年未満ノ小兒ヲ遊歩セシムベカラズ。

第五十三條 街路ニ於テ紙苘ヲ揚ゲ又ハ独窠、羽子、手球等ヲ弄シ、若クバ其他ノ遊戲ヲナスベカラズ。

第五十四條 街路ニ於テ軍談、輕業其他人寄ヲナスベカラズ。

第五十五條 人道馬車馬道ノ區別アル場所ニアリテハ牛馬諸車ヲ人道ニ牽入レ、又ハ濫リニ車馬道ヲ步行通行ノ妨害ヲナスベカラズ。但人道ニ於テ

小兒車ヲ推シ又ハ居住者ニシテ牛馬及諸車ヲ其地内ニ出入スルハ此限ニアラズ。

第五章 罰 則

第五十六條 第四條、第五條、第六條、第十三條、第十四條、第十五條、第二十一條、第五十一條ヲ犯シ又ハ第七條、第九條、第十條ニ違イ官庁ノ督促ニ從ハザルモノハ、一日以上五日以下ノ拘留ニ処シ、又ハ五拾錢以上、一圓五拾錢以下ノ科料ニ処ス。

第五十七條 第十一條、第十六條、第十八條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十九條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條ヲ犯シ、又ハ第十七條、第二十條、第四十四條ニ違ヒ制止ヲ背セザルモノ及第八條ニ違ヒ官署ノ督促ニ從ハザルモノ、若クハ第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十五條ニ違ヒ罰金タルモノハ五錢以上一圓以下ノ科料ニ処ス。

第五十八條 本則ヲ犯シタルモノト雖モ刑法ニ明文アルモノハ各其正條ニ從フ。

右と同時に県令第七十五号「道路取締規則」(全文六十六号)を布達したのであるが、これは名古屋・熱田・岡崎・豊橋およびその接続市街地を除いた郡部町村に対し、実施されたものである。

名古屋の接続市街地 前記街路取締規則にいうところの名古屋接続市街とは、西春日井郡清水町・大曾根村・枇杷島町惣兵衛川以西新川橋以東をいう・下小田井村割註同上・土器野新田割註同上・愛知郡広井村以上の町村の中家屋連担の場所を指したのである。

歩道と車道の区別 その頃わが国の道路は一般に人道と車道とをハッキリ区別したところが無かつたので、その起原は詳かでないけれども、降雪の多い北国筋の高田市のごときは慶長十九年(一六一四年)高田村と称した時代より始まり漸次歩道として發達したものであるといわれている。明治に入り三年頃横浜市において海岸通その他十数箇所所に、同五年(一八七三年)東京市が銀座通に、いづれも歩車道の区別を設けたのが、実にその嚆矢である。名古屋市街地において始めて歩車道の区別を設けたのは、資料乏しく明記しがたいが、前掲街路取締規則に徴すれば既に明治二十年には

街路の一部に歩車道の区別を設けていたと推定される。もとより今日のごとき通行に適する構造を持つものではないとしても注目すべきであろう。

道標建設の布達

明治六年（一八七三年）十二月に太政官第四百十三号をもつて道標建設の件が左のとおり布達された。

太政官第四一三号 道標建設の件（明治六年十二月布達）

従前諸街道岐路里程計算の実ならず口碑流伝等に因襲来候、土地も有之、不都合に付、追ては全国実測確定の期も可有之候得共、差向き左の方法を以て精く取調目里程仮標を取建、之を圖凶に記入し、来る明治七年三月三十一日附大蔵省へ可差出、此旨相達候事、但北国深雪の場所に於て時季相後れ取調難出来分は相当の延期同省へ可申出事。

里程取調の方法

- 一、一里は三十六町、一町は六十間、一間は曲尺六尺と相定め可申事。
- 一、測量は分間用麻繩或は鎖を可用事、但麻繩は極めて伸縮せざるものを可用事。
- 一、麻繩及鎖共使用に相充候時は必ず尺度を以て綿密に照査可致事、但晴雨変更の都度麻繩の伸縮を照査可致事。

一、路幅の中央を測るを法とす、故に屈曲部分は最も注意可致事。

一、渡船場有之線路は時々変換可有之と雖も定渡船場有之分は其定所に拠り、又定所無之分は仮橋架設の地を貫て兩岸の道を取り、或は可変換地位の中央或は其平均を可定事、但現今一

定場所は現場に就て仮に之を取調其仔細大蔵省へ可具状事。

一、渡海の場所は当分の内従前の称呼に可据置然共格段不都合にて改正を可要分は適宜に取調、大蔵省へ何出の上相定可申事、但両管分境の海路は両県申合甲乙符合候様可致事。

一、三府其他大市において一駅に達する若干路あるは各路皆其里数を可取調と雖も其内一路線を以て本線と可定事。

里程表の位置及記載の法

一、東京は日本橋、京都は三条橋の中央を以て国内諸街道起程の元標となし、大阪府及各県は其本庁所在地に於て四達枢要の場所へ本標を建て之を管内諸道起定の元標と可定事、但東京・京都兩府は国内諸街の元標を以て管内諸道の元標と可致事。

一、各府県共其管轄地界へ本標を可取建事、但河海の中央或は涯岸等を以、境界となし標柱難取建分は両管轄申合図面上に之を細記可致事。

一、毎駅及郵便役所或は陸運会社有之村市は高札揭示場等其肝要にして便宜の地へ里程標可取建事。

一、前に掲ぐる元標及標柱は大蔵省より達の日を待て可取建事、但其迄の間は仮杭取建置可申事。

一、標柱の記載は全道の里程を取調地図完備の上、於駅通寮毎地と兩京の距離を通算し各地の里程表を造り之を大蔵省より達次第左の如可認事。（管轄境界標柱書式省略）

然るに大正八年（一九一九年）公布せられた道路法により道標は廢止をみるに至つたのである。

名古屋の道路元標 愛知県の道路元標を名古屋伝馬町から栄町通(鉄砲町の街角)に移したのは、いつ頃であるかを分明しないが、明治三十三年(一九〇〇年)には既に建られてあつた。そこは東西に栄町筋(広小路)の街路に通じ、南北には本町通あつて市内最盛の二大通路十字形をなす中心点であることは今も昔も変りはない。試みにこの名古屋元標を起点として当時の市内各所との間における道程および人力車賃を記すれば左のとおりであるが、歴史的に興味がある。

道程および人力車賃(起点名古屋道路元標)

行	先	道	車	行	先	道	車	行	先	道	車
		賃	賃			程	賃			程	賃
第三師団司令部	十三町	六	曳	愛知県庁	七町半	五	曳	名古屋控訴院	九町	五	曳
名古屋市役所	三町半	三	曳	笹島停車場	十七町	七	曳	千種停車場	廿七町	十五	曳
名古屋税務管理局	廿四町	十	曳	愛知病院	十一町	七	曳	東本願寺別院	二十町	八	曳
大須仁王門	十一町	五	曳	笠寺	二里半	卅五	曳	東本願寺別院	十三町	七	曳
熱田神宮	一里八町	二十	曳	熱田海岸	一里十八町	廿二	曳	大倉根出口	一里	十八	曳

堤塘道路並木敷等の使用料

当時は簡素を旨とし、実務の遂行に便なるを主眼としたせいか、名古屋市としては、県の布達に基づき明治二十六年(一八九三年)官有堤塘道路並木敷溝渠使用規則と使用料徴収規程を設けている、ほかにあまり見るべきものはないようである。

(名古屋市無号) 官有堤塘道路並木敷溝渠使用規則 (明治二十六年三月一日制定、二十六年十月二日実施)

第一条 市費ノ負担ニ係ル官有堤塘道路並木敷溝渠ヲ使用セントスルモノハ其場所、坪数使

用期限使用ノ目的ヲ詳記シ、市参事会ニ願出ベシ。

第二条 使用期限ハ十五年以内トス。

第三条 使用期限中使用者ノ都合ニ依リ返還セントスルモノハ市参事会ニ届出ベシ。

第四条 使用満期後継続使用セントスル者ハ期限前市参事会ニ願出ベシ。

第五条 本市ノ為メ必要ナル場合ニ於テハ使用期限中ト雖モ返還セシムルコトアルベシ、此

場合ニ於テハ三箇月前使用者ニ通知スベシ。

第六条 使用料ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

(名古屋市無号)

官有堤塘道路並木敷溝渠使用料徴収規程(明治二十六年三月二十六日(同二十六年十月一日)實施)

第一条 官有堤塘道路並木敷溝渠使用規則ニヨリ使用ノ許諾ヲ受ケタルモノニハ左ノ率ニ依リ使用料ヲ徴収ス。

一箇年使用料 一坪ニ付十錢以上一円以下

第二条 官有堤塘道路並木敷溝渠使用規則ニヨリ電柱建柱ノタメ其敷地使用ノ許諾ヲ受ケタルモノニハ左ノ率ニ依リ使用料ヲ徴収ス。

一箇年使用料 電柱一本ニ付十錢以上五十錢以下

第三条 左ニ掲クルモノハ使用料ヲ徴収セズ。

一、家屋營繕等ノタメ一時使用スルモノ。

一、露店營業ノタメ一時使用スルモノ。

一、居宅出入ノタメ溝上ヲ使用スルモノ。

第四条 本市ノ為メ必要ナル場合ニ於テ返還セシムルトキハ月割ヲ以テ使用料ヲ返付ス。

第五条 使用料ノ徴收期限左ノ如シ。

四月ヨリ九月マデノ分 其年四月十五日限

十月ヨリ翌年三月マデノ分 其年十月十五日限

附 則

第六条 電柱敷地使用料徴收ハ明治三十二年十月一日ヨリ実施ス。

愛知県訓令第二号 道路用悪水路溜池等興廢に關する願の件(明治三十年二月十一日 市役所各組)

皆町村税又は私費に属する道路用悪水路溜池等興廢に關する出願を許可したるときは、其興廢事由、許可月日、郡町村大字字名、地番、地目反別を直ちに當該稅務署へ通知すべし。

第三節 水運および渡船

鎖国令以後の水運

徳川三代將軍家光が鎖国令を布き、外国との交通と巨船の製造とを嚴禁するようになったから、わが国の水運事業は、とんに頓挫し萎靡衰退するのやむなきに至つたのであつたが、それは對外關係すなわち外洋航海のことをいうのであつて、對内的において貨物の輸送は依然水運によるをつねとし、従来にくらべて左程の退歩を見ないのであつた。いうまでもなく国内には山嶽重疊して

峻坂危路多く、その平坦なる地勢にある道路といえども、戦乱の後をうけて潰廃をきわめ、かつ各地の諸侯はいずれも国境に関所を設けて行人を誰何し、また河川にして往々橋梁を架設せぬ所があった。従つて陸路の交通は甚だ振わず、僅かに人肩、馬脊または小車をもつて、少量の小荷物を運送し得るにすぎなかつた。故に米麦その他の大量貨物は、依然水運によるのやむを得ざるの有様であつたが、鎖国令の結果その運送に用いる船舶が小型にして脆弱なものとなつた。かかる関係からして自然にその航路は短距離となり、沿海または河川を部分的に航行するに至つたのであつて、その最も長い距離のものといえども江戸と大阪との間、または大阪と長崎との間を越ゆるものが無かつた。

明治維新に至り各地に汽船会社が起り、汽船運送が盛んとなるにおよび、特定の荷主を持ち、特定の荷物を取扱う運送業者が出来た。この名古屋附近には木曾川あり、その他庄内川、日光川、矢田川、佐屋川、蟹江川、五条川、筏川、鍋田川、新川等の諸流あり、多くは田地の用水に供したが、このうち舟楫の便もあつて、熱田港との間に相当水運による交通の便が盛んであつた。ところが市街地の名古屋において、は東京のごとき隅田川や大阪の安治川や木津川に類した河流は無い。強いて市内を縦貫する河流を求むれば、堀川(旧太夫堀)、新堀川(旧精進川)位のものであつた。(昭和期に入つてから中川運河を加える)およそ水運交通はただに沿道の諸国ばかりでなく、舟楫の通ずる限りは如何なる河川湖沼にまでも行われていた往時のことを思えば、熱田港と前記諸川および伊勢沿岸、三河沿岸との間は今日われわれが想像する以上に、遙かに水運が発達していたのであつた。少し逆戻りするが、幕府が船積荷物に対する犯罪を取締るため、その犯行者に対して甚だ峻厳なる刑罰を科した

のであつて、その寛保二年（一七四三年）に制定した罰則は左のとおりであつた。

一、打荷或は破船と偽り荷物を横領致候者、船頭獄門、上乘同罪、水主入墨の上重敲。

但吟味の上浦証文は有之候とも、さして船いたみ不申候処打荷致候に於ては船頭科料十貫文、上乘三貫文、水主無構。

一、難風に逢ひ、打荷致候残荷物を盜取候、船頭と馴合ひ、浦証文差出配分取候、名主於其所獄門、同盜取荷物自分土蔵へ入預置、配分取候者死罪、同船頭の宿致し馴合ひ、村中の者へ申進め配分取候者遠島、百姓の内重玄持運び世話いたし配分取候者、重追放、同盜荷物配分取候、総百姓配分品取上げ村高に応じ重き過料。

一、廻船荷物出売出買致候者、売買主共に重き科料、但荷物代金共に取上げ、荷物は問屋へ相渡可申候。

さて名古屋の河流は前述のごとくであつたから、たとえ隆昌を極めたとしても、大阪や江戸の水運事業の盛大なると、日を同じうして語ることが出来ないのである。むしろ水運よりも水面の保存と浄化とを企て慰樂の中心として、甚だ股盛をきわめ、つねに沿岸に絃歌の音が流れがちにして、幾多の「ローマシス」を残している。やがて明治中期以後海上運送の發達に伴い堀川や新堀川は実利主義により大いに利用されるようになってから、漸次水面の完全利用が出来ぬようになってゆくのであつた。

堀川（太夫堀）および黒川

堀川は慶長十五年（一六〇〇年）徳川家康が名古屋築城の創業にあたり、材料運輸の便を図らな

め、広島藩主福島正則が普請奉行となり、幕府が諸大名知行千石につき、夫一人を出さしむることとなし、翌十六年六月六日、美濃・伊勢兩國の先方参着し、熱田港より白鳥を経て築城地にいたるまで、舟入を開鑿したのち堀川と称することとなつたが、その前身は「太夫堀」と称したものである。

開鑿成つた、その延長三千九百八十間、幅員十二間乃至四十八間、水深五尺九寸である。幅下郭の西ノ口にて城東大幸村より城北田幡村の南を流るる大幸川を注入し、市街の悪水放流と、舟楫の便をかねしめたとのことである。自来漸く名古屋の發展は堀川における舟筏の出入を盛ならしめ、殊に焼藩置県後、愛知県の当例工事として年々埋堆土砂の浚渫を行つた。

しかし尾張の北部および東濃、西信等から名古屋を中心として出入する諸貨物は木曾川を利用し、長程迂回のコースをとるか、もしくは不完全な道路を車馬により輸送するのはかなかつた。そこで明治九年（一八七六年）時の県令安場保和は十二等出仕黒川治愿（小字鎌之助）に命じて、その計画せしめた。彼は新たに一渠を開き、木津の流を導きて莊内川（庄内川）に注ぎ、更に莊内渠の導管に換え、矢田川の底を鑿りて、新たに一渠を開き、以て堀川に通せば堀川の水量必ずみちちて舟楫を通ずるに足らんと申出た。安場県令がそれに従つて黒川をして工を監督せしめ、明治九年十一月着工、十年十月に至つて竣工した。このとき愛知県令は左のごとく莊内川筋辻村地内関押等へ通船心得方を布達している。

愛知県甲第一九八号 莊内川筋辻村地内関押へ通船心得方揭示

の事……………（明治十年九月十五日布達）

尾張国名古屋堀川筋より莊内川通下水野村に至る運河開鑿工事此節粗落成に付、来る十月

一日より一般通船差許候条該川筋辻村地内の関棹等へ揭示の趣、篤と相心得通船可致此旨布達候事。

右開整の川は春日井郡高間村大字瀬古より名古屋塩町にいたる水路延長千百六十二間、すなわち木津の流末を八田川に会し、莊内川に注ぎ、瀬古村において同川より分流せしめ、矢田川の地下水道を設け、辻東志賀田幡上名古屋の諸村を過ぎ堀川に達せしめたもので、県税(県費)一万六千四百八十八円余、村費二万二千六百八十円余、合計三万九千六十八円余を投じている。そして工事の完成後、黒川の性にちなんで「黒川」と称することとなつた。あたかも死水に活きた生命を吹き込んだ黒川の功没すべからずである。

なお堀川管理に関する変遷をたずねてみれば、左のとおりである。

- 一、明治十五年八月三日、甲第一三三号愛知県費支弁河川に編入(旅行期日別段明示なし)旭橋以下古渡橋に至る。
- 一、明治三十二年九月二十五日、愛知県令第七四号堀川河岸地共同物揚場及河岸地取締規則、十月一日より施行。
- 一、明治三十七年三月三十日、愛知県令第二〇号県費支弁河川区域変更、四月一日より施行。名古屋市旭橋より熱田大瀬子町渡船場(海)に至る。
- 一、明治四十三年二月、愛知県令第九号堀川河岸地共同物揚場及河岸地取締規則改正施行。
- 一、大正六年三月二十二日告示、第九八号、準用河川に認定、四月一日より施行。左岸西区長畝町、右岸同区塩町旭橋以下海に至る。
- 一、大正九年七月十七日告示、第四一三号、河川附屬物認定、即日より施行。
- 一、大正十五年七月二十八日告示、第四七三号準用区域変更、即日より施行。(通称中島川の区域を削る)
- 一、大正十五年七月二十八日告示、第四七三号河川附屬物認定(変更)、即日より施行。
- 一、昭和十三年九月十三日告示、第一〇七号河川附屬物認定(変更)、即日より施行。

すなわち県費支弁の河川法準用河川に属し堀川に関する重要施設は総て愛知県知事の許可を要することとなつている。

本市の浚渫請願の顛末

さりながら事実においては、名古屋市と堀川との利害関係至大なるものあり、明治の中期沿岸住民有志より河幅の拡張および沿岸道路拡張方を屢々本市長宛に請願したことがあつた。名古屋市当局においてもその必要なることを認め、明治二十六年（一八九三年）の秋、官有地特別処分規則第一条第一項により河岸地貸下請願をなし、これが幸い容れられるならば、直接堀川の改良工事始め附属土木事業をなさんと、市長志水忠平の命令で土木当局がかなり思い切つた準備計画を進めたのである。

しかるに愛知県当局にとりあげられず明治二十八年（一八九五年）八月二十日付を以て、内務部長より詮議におよびがたいという旨の通牒をうけたので、切角の計画案も抛棄の余儀なきに終つた。

堀川岸官有地御貸下請願（明治二十六年十月六日 愛知県知事時任為基組）

堀川岸官有地御貸下の義に付奉請願候。抑も本市は近年自体の旺盛に随ひ本市が現在および将来に於て必須の新事業として、其施設の止む可からざるもの日に月に増加致候。今其重なるものを挙ぐるに黒川筋の改修、市内溝渠の改修、道路の改修、運河の開鑿、堀川筋船舶繫留所の設置等、何れも本市公共の利益として、既に之が計画を為さざる可からざるの必要に相迫り候。

しかるに此等数件の新事業を施設するには、其費額実に莫大にして本市が苦慮に堪へざる所のもの只此一点に有之候。現今本市一箇年の経費は八万余円の多きに上り、目下民力の負担に於て既に其堪否如何を恐るる場合に於て、此上新事業に係る莫大の費額を悉皆負担するは、

到底望むべきにあらず、顧みて他に費途を需むるも詢に財源の乏しきに苦しみ候。

然れども必要な事業は結局必要として、着々計画せざるを得ず、随ひて其費途も亦特別の方法に依り之を求めざるを得ず、則ち本市が爰に此費用を補充するに第一の企望する所のものは、此堀川岸官有地御貸下の義に有之候。尤も該川兩岸官有地の義は本市公共の用に供すべき場所にも有之候に付、何卒特別を以て該地全部を向ふ十箇年間、無料にて本市へ御貸下被成下度、御允許の上は相当の貸与料を定め一般人民に貸与し、一箇年凡そ三千円内外を徴収し、其収益を以て前記事業に対する費用の幾分を補充致度、然るときは公益事業頼つて以て起すべくして本市が無上の企望を達するの途を得べく候。

右本市会の決議を以て此段奉請願候也。

名古屋市長 志 水 忠 平

志水市長去つた後においても堀川に関する利水増進計画を市当局に進めたこともあつたが、何等具体化するに至らなかつた。越えて明治三十八年九月十一日、市会は左記の建議案を議決し、その実現を企図したのである。

堀川浚渫に関する建議(明治三十八年九月十一日
愛知県知事 深野一三類)

堀川筋航運の便否は我名古屋市の実業と至大の關係を有するは、茲に呶々を要せざる所なり。近時土砂の埋堆甚だしく満潮の時と雖も船舶の航行に困難を訴ふるのみならず、沿岸障害物の危険亦尠しとせず、若し之が浚渫をして忽緒に付せしめんか、敏活の水運を得る能はざるは勿論終に航通を断つての不幸を招き、市内の実業をして萎靡振ふ能はざらしめんも亦計り

難し、今や本県予算編成の時に会す。此際速かに市会の協賛を得て之が浚渫を請はんとし、別紙水深調査表を添へ、茲に建議候也。

名古屋市会議長 上 遠 野 富 之 助

(提出者 加藤重三郎外十二名)

浚渫設計概要

一、現在の水深より平均三尺の浚渫とし中心水路十間通り四尺以上浚渫すること。

但初年は下水溝より土石を放出し、水深最も浅き通船困難の場合より番手し、漸次中央水路を浚渫し両側の浚渫四年目以後の事業とし、両側の川櫃工事も實際併行するものとし、その材料を木材、石材、人造石等その何れをとるか、追つて調査の上実行するものとす。

一、最初浚渫船三隻を買入れ、各隻一日の浚渫を平均二十坪と見積一日六十坪づつとし、一箇月二十五日執行するものと認め、一箇月千五百坪、一箇年一万八千坪を浚渫し五十箇月にて竣工の見込みなり。

なお添付したる当時の設計概算書によれば、朝日橋・大瀬子渡船場間延長四千六十二間を幅員平均十九間二分六厘(裏面積七万七千八百八十五坪)を、五箇年度継続事業として浚渫実施を要望したものである。しかるにこのときも遺憾ながら実現をみられずして終つた。

今の堀川は流れるがごとく流れざるがごとく河川となつてゐるが、堀川を産業的に利用することになつて、その両沿岸が発展を遂げたことはいうまでもないが、徳川時代の堀川上流中畦の辺は一たび花の堀川春風の出所とうたわれ、幕末時代にも中流の日置橋の辺は再び花の堀川とうたわれたり、明治に入り二十六年頃の洲崎橋西岸には、『未だ桜樹の古木があつて風致を添え、春は花によろしく、夏は暑を避け、秋は紅葉を愛し、雪は冬日の奇観なり。』といわれ、市民の観賞的にも使用さ

れた施設もあつた。熱田内田町の河岸は明治戊辰以前までは名所の一つで、そこには海上からの眺望点として大きな鳥居なども建てられていたが、明治になると早々新田が出来て、その眺望を塞いでしまい、遂に鳥居さえも取去られてしまつたのである。

江川の暗渠埋立

江川は俗に辻井筋あるいは東井筋と呼んだ。西春日井郡庄内川大字稲生（今の西区稲生町）惣兵衛川に発し、光音寺村（今の北区光音寺町）方面の悪水や上宿の北にて御用水の捨水を合せて市内に入り幅下、広井、日置、平野、露橋、五女子等を経、堀川の西に並行して熱田前新田において中川に注ぐ河といえは江川であるが、用水路である。元禄六年（一六九三年）二月小船町の裏通にて江川より堀川への埋水道が出来た。明治五年七月頃までの江川には精霊流し、洗物のほかに塵芥を捨つるもの多く、遂に禁制の高札をたてるに至つた。また江川には鮎、鰻、河鹿等が産したともいわれるが、幅員僅か二間乃至四間、深度僅か数尺に過ぎず、水運の利益を増し、産業的にあまり利用する途がなかつた。

ここにおいてこの江川を埋立て道路敷となす計画を進め、昭和四年（一九二九年）三月十五日付、施工認可にかかる本市の西部下水道幹線築造継続工事附帯工事として、浄心より山王に至る間を暗渠用水路に埋立の築造を施工した。これが完成したのは昭和五年（一九三〇年）三月二十二日である。その後道路敷地に充当し、現今のとおり堂々たる舗装街路と化し、昔から永くうたわれた江川も大街路の下となり、昔を偲ぶよすがも見ることが出来ないのである。

笈瀬川の暗渠埋立

笈瀬川は西春日井郡庄内川大字名塚地内（今の名塚町）の悪水より発し、押切町五・六丁目の間を通り、

今は中村・中川両区の東方にあたるが、愛知郡愛知町の北部に至り八幡村と常盤村との間を南下して熱田前新田にて江川と合し、名古屋港内に注ぐ、昔は西部の主要河川であつたろう。しかし川幅僅か四間余、水深浅い用水路にして、前記の江川と共に元は庄内川普通水利組合の管理に置かれていた。それが大正十年（一九二一年）の市域大拡張の際、名古屋市の所管に移つたのち、維持修繕をつづけてきたが、水運には何等役たらず、先行において述べた西部下水道幹線築造継続工事の際、兎玉町―西日置町字広見（今の広見町）間を暗渠として埋立ることとなつた。昭和五年十月竣工後、道路敷化としたのち、一少部分を除き舗装街路となし、日々市民の交通に便宜を与えているのである。

水運の衰頹及渡船貨物 堀川と木津用水（木曾川・堀川間用水時間外に限る通運）のほかに通運に利用し得る河流をとりあげるならば、山崎川・山崎橋下流・庄内川・明德橋下流・新川・平田橋下流・蟹江川・須成下流・鍋田川・佐屋川・筏川等であるが、最も水運の便に富むのは古来より宿駅と知られる熱田であつて、名古屋の交通運輸の大半はこれを水運に委するの觀を呈した。しかし明治の中葉、東海道線および関西線全通以後に至つて交通はもとより貨物の運輸も主として鉄道に奪われ、水運の利用は一小部分に限られ、昔時のごとき繁榮をみざるに至るは時勢の然らしむるところである。実に明治二十一年頃でも官員の去來は多く水運によつたもので、その歡送迎の人々で熱田神戸の波戸場が時々賑いを呈したものである。

さて明治に入り九年（一八七六年）七月十二日、時の愛知県令安場保和は第五百五十四号をもつて「今般各港船改所相廢止候条、此旨布達候事」あり、これよりさき県令鷲尾隆聚は左のごとく管内渡船貨物之事を布達している。

愛知県令第八七号 渡船賃額之事 (明治八年六月布達)

諸川渡船之儀車駕其他之賃額不同有之候に付、是迄相定置候、人一人の額を目的し、別紙雛形に照準自來往來之者より賃錢可受取各渡船一ヶ所限り賃額取調書、右大区取纏七月十日限り土木係へ可差出此段相達候事。

渡船賃人一人之賃額を目的して車駕其他の賃錢を左の如く改定すべし。

一、人 一人に付 金 何程

但荷物共

一、人力車 一輛に付 轆夫乘客共 金 何程

但轆夫二人以上は一人宛の価を増す

一、荷車 一輛に付 轆夫共 金 何程

但荷物共尤轆夫二人以上は一人つつの価を増す

一、牛馬 一疋に付 口取共 金 何程

但荷物乘客共

一、駕籠 一挺に付 駕丁共 金 何程

但乘客共尤駕丁三人以上なれば一人宛の価を増す

一、長持 一棹に付 特大共 金 何程

但持大三人以上は一人一人つつの価を増す

一、両掛分持

一荷に付

金何程

(以上)

特大共

警察制度の整備をみざる明治の中葉頃までは、朦朧車夫なる新雲助が発生し、狹斜に出入する客曳にそれが多く、不当の賃金を請求したり、酒手を強請したりする例があつたがごとく、渡船賃金にかかる例があつたらしく、明治十年二月には左記の布達をしている。もつてその当時の取締に乗り出したことがわかるのである。

愛知県令乙第四二号 渡船場賃金雛形に倣ひ取調の事 (明治十年二月九日布達)

渡船場賃金定高札兼て書下け置候処、賃額不相当之分も有之よりして、類業出願之者多く苦情を唱へ歎願等致し候弊相生じ、自然衆人行旅之便利を欠き候ては不相濟事に付、一般賃金更正可致筈に候条、其他通行人之繁閑に応し船並に諸器械損料及船業之者勞力賃を概算し、公平之賃金を見積別紙雛形に倣ひ早々可申立候、夫々可相達且区戸長に於て実地詳細取調一覽表相添へ県庁へ可差出候、因て取調心得書を添へ、此旨相達候事。(雛形掲載省略)

渡船場賃額更正取調心得書

区内渡船箇所脱漏無きを要する事。

渡船業者之者より賃額改正の見込具状するとき、は實際当否を勘査し、至当之分は表面に登記すべし、不適之分は篤と告諭し、尙我意を主張するものは表面に適當之賃額を書すべし。

川筋により他区内の村落と連合する等の渡船場は両区之人民合議の上、一紙を以て具状せしむべし。

川筋上流の渡船場より順次に番号を付す、木曾、矢作、豊川の三河を初河流他区に跨るものは上流の区より番号を起算すべし。

渡船賃額更正の趣旨たるや、勉めて船賃至当に減殺するの目的を以てすべし。

渡船業の者、勞力賃及船諸具等の損料を概算し、通行人馬等の繁閑を量り一ヶ年平均を以て賃額を勘定すべし。

渡川各種の賃銭差等あるべきは勿論にして人一人賃銭の上、凡そ左に比較する如く増賃を区別すべし。

仮令は 人 一 錢 人力車 二 錢 牛荷車 三 錢

駕持 二錢五厘 兩掛 五 厘

但駕長持人足三人以上増賃を払はしむ

渡船賃は片道分を限とす、往復合併の賃銭を許さず、賃額は厘位に留む、若し毛以下の余塵合算し、若干金円に上り賃額公平を得ざるの如きは越し立の繁閑に應じ、各種の賃銭を増減すべし、假令は人一人の賃銭に余塵を生ずれば人力車、荷車等の賃額増減するの類、渡舟場に因り、氣節に應じ、假橋を架し来るの地は其賃銭兩条を予定すべし。

愛知縣令乙第四三號 渡船營業者より勘定書不及差出の事（明治十年二月十三日布達）

渡船營業の者より金銭出入勘定書月々差出来候處、以來不及其儀候、此旨同業の者へ可相違候事。

渡船營業取締の実施

やがて警察制度が整備されるようになるに、愛知県勝間田稔は渡船營業取締規則を設定し、これを公布した。橋梁も道路の一部であるが、橋梁が少なかつたので、海岸の熱田を除き堀川筋にも数箇所の渡船場があつたようである。鉄道開通前の庄内川には佐屋廻りの旅者のために渡船場があつたことは既に記したところである。

愛知県令第九八号 渡船營業取締規則（明治二十年九月二十九日公布）

第一条 渡船營業ヲ為サントスル者ハ

別記書式ニ拠リ県庁ニ願出許可ヲ受

クベシ。

但許可ノ上ハ所轄警察署又ハ分署

ニ届出ベシ。

第二条 前条營業出願ノトキハ左ノ各

項ヲ詳記シタル書面ニ其場所ノ図並

ニ地元及対岸地町村ノ承諾書ヲ添フ

ベシ。

一、貨錢ノ定額 仮令ハ人力車、荷車、籠一挺、牛馬一疋又ハ人一人ニ付何程ト記スルノ類

一、舟ノ構造 仮令ハ何形ニシテ縦横何間何尺、何年ノ製造等

一、渡守ノ人員 仮令ハ平素何人、出水ノトキハ何人ト記スルノ類

熱田発汽船の時間及賃金

行先	出帆時間	賃金
四日市行	午前九時・午後一時	上等三十五匁・中等二十五匁・下等二十匁
津行	午前九時	上等五十五匁・中等四十匁・下等三十匁
神社行	午前九時	上等七十匁・中等五十匁・下等四十匁
桑名行	午前八時・午後二時	中等二十五匁・下等二十匁
知多大野行	午前八時半	中等二十匁・下等十五匁
半田発 横濱行	午後三時	上等四四五十匁・中等三四・下等一四五十匁

一、川幅及深淺 仮令ハ平素何間何尺ト記スルノ類

一、川留制限 仮令ハ何合又ハ何尺以上出水ノトキハ出船ヲ留ムル等

第四条 旅人渡船ヲ需ムルトキハ一人タリトモ速カニ之ニ応ジ猥リニ延滞セシムベカラズ。

第五条 渡船場ニハ水量杭ヲ建テ川留ノ制限ヲ明示シ又別記第三号書記ノ通り記載シタル

建札ヲ設ケ旅人ノ見易キ場所ニ掲示スベシ。

第六条 左ニ記載スル者ニ対シ賃錢ヲ請求スルヲ得ズ。

一、隊伍ヲ組行進スル軍隊

一、近衛鎮台充員及後備軍召集令状所持ノ軍人

一、制服着用ノ警察官吏及囚人護送ノ看守押丁並ニ其囚人

一、電信配達人、郵便集配人及郵便遞送脚夫

特ニ配達人、集配人タルヲ証スル服ヲ着シタル時ニ限ル

第七条 出水等ニテ渡船場道筋ノ荒磯トナリタルトキハ旅人ヲシテ通行シ易カラシムルニ

注意スベシ。

第八条 此規則第一条ニ違背シタル者ハ一日以上、五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十錢以上、一

円五十錢以下ノ科料ニ処ス。(別紙誓式掲載省略)

占来より海運の隆盛であつた熱田港は明治の中葉には知多半島半田、横浜、両港運航汽船が不定期ながらも保田沖にて端船による名古屋よりの往復の客を乗せることになり、海上運輸の便が増進された。風帆船および日本形船、飛脚船の近海航行は相当活発であつた。明治二十二、三年頃における海上交通につき、まず汽船の発着時間および賃金は前掲のごとくであつた。

日本形船および飛脚船の營業許可を得て毎日および不定期発航する主なる行先は桑名四日市・若松・白子・津松阪・大港神社・知多八幡知多大野常滑・大谷野間・小鈴谷・横須賀・三州島等であつたが、時は京浜・阪神および鳥羽・紀州の諸港へ遠航するものもあつた。

以上のほかに新堀川その他の河流については別章において述べるであらう。

市内の諸車調査

現今の道路交通文化の特色は自転車、自動車のごとき機械的運搬具が、大小の道路上を自由に疾駆し輝かしい交通文化の発達を示しているが、今から五十数年前における諸車調査(当時の愛知県勸業年報)によれば、名古屋市内の諸車総数は、明治二十八年末現在一万三千三百二十五台・同三十三年末現在一万五千百五十二台を示している。

俗語に「チリンチリンと出て来るは自転車乗りの時間借、あつちに行つては危いよ。こつちに行つてはあぶないよ。あぶないよ」と唄われた頃とて、郡部で最も多い西春日井郡で自転車数百六台、北設楽郡のごときは僅かに一台に過ぎない有様であつた。それだけにハンドルの操縦とペダル踏方など颯爽たる所の風景は、その当時としては、すてがたい明治の交通文化であつた。(太字数は明治二十八年末、括弧内の数字は明治三十三年末である)

馬車	二頭立	二	一頭立	四四	九
人力車	二人乗	五八	一人乗	三、五五〇	(三、四五四)
荷馬車		七一		一一〇	
荷車	大車	二、八九二	中車	六、四六八	(八、〇〇二)
自転車		………		九四一	
合計		一三、三三五		(一五、一五二)	

第六章 市制施行以後の土木事業

第一節 土木関係の職制梗概

土木課関係の分掌事項

明治二十二年(二八八九年)十月一日に名古屋市が誕生し自治体としての第一歩を踏み出すや、早々諸般の整備にとりかかり、市会の成立(明治二十二年十一月十五日)をまつて、市条例および諸規程を設定した。市役所に庶務・議事・戸籍・学務・衛生・土木・地理・税務・収入の八課を設けて、各課の事務分掌事項を定めたのであるが、土木・地理・両課の分掌事項を抄録すれば左のごとし。

土木課の分掌事項

- 一 道路、橋梁、溝渠および庁舎、辻便所の新築、修繕に関する事。
- 二 市の土木費ならびに補助予算に関する事。
- 三 道路境界および里程標ならびに並木に関する事。
- 四 土木事業監督および土木器械保管の事。

地理課の分掌事項

- 一 道路台帳、建物台帳整理および其証明に関する事。
- 二 地籍整理ならびに地種目交換等に関する事。
- 三 市の面積、境界、各町区域および官有社寺地に関する事。

四 官有地一切に関する事及公園地、名所、古蹟に関する事。

五 河岸地借地検査の事。

六 気象警報および地震報告に関する事。

右はすなわち名古屋市における土木管掌機関の嚆矢である。その後行政事務および事業施設等の繁多を加ふるに至つたので、明治三十五年七月一日分課組織改正により臨時建築課を新設して土木関係機構のみを拡大されたのである。

その青山朗市長時代に精進川（今の新堀川）開鑿工事实施に伴い精進川改修事務所を開設したが、これについては後章に叙説するであらう。

次いで加藤重三郎市長時代において明治三十九年（一九〇六年）四月一日職制改正を行っているが、土木関係機構には何等の更改もなく従前のとおりであつたが、四十一年（一九〇八年）四月一日の職制改正によつて部制を創設し、土木課が第一部に属することとなつた。

名古屋市役所処務規程（明治四十一年四月一日施行）（抄録）

第一条 庁中ニ第一、第二、第三ノ三部ヲ置ク。

第二条 各部ニ部長ヲ置キ第一、第二ノ部長ハ助役ヲ、第三部長ハ収入役ヲ以テ之ニ充ツ。

第三条 第一部ニ庶務課、議事課、土木課 第二部ニ勸業課、学務課、衛生課、第三部ニ会計課、用度課ヲ置キ各其事務ヲ分掌セシム。

第四条 市長ノ下ニ専属ノ書記ヲ置キ機務ニ当ラシム。

第五条 各課ニ課長ヲ置ク課長故障アルトキハ次席者ヲシテ其事務ヲ代理セシム。

第六條 市長ハ各課分掌事務整理ノ為メ課ニ係ヲ設クルコトアルニシ。
地理課と臨時建築課とは廢止されているが、土木課の分掌事項は左のごとくであつて、従前に比し著しく拡張をみたのである。

土木課の分掌事項

一 道路、橋梁、河川、溝渠、用悪水路、運河の興廢維持等に関する件。

二 道路、橋梁、溝渠等市費に属する工事監督に関する件。

三 民有道路、橋梁、溝渠、堤塘に関する件。

四 道路、河岸、堤塘、溝渠等使用に関する件。

五 樹木植付ならびに手入に関する件。

六 軌道に関する件。

七 瓦斯管および電柱に関する件。

八 治水および水利に関する件。

九 公共物揚場に関する件。

十 水防に関する件。

十一 建築修繕の設計施工に関する件。

十二 土地および地上物件評価に関する件。

十三 官民有地境界に関する件。

十四 市の面積境界、各町区域変換等に関する件。

十五 地籍整理地種目交換および土地開墾等に関する件。

十六 土地台帳および地籍図整理に関する件。

十七 土地収用に関する件。

十八 不動産登記に関する件。

十九 土木工事の測量および製図に関する件。

二十 港湾に関する件。

二十一 公有水面埋立等に関する件。

以上のとおりであつて阪本鈺之助市長時代の大正元年（一九一二年）に至るまで、全然改正を行つていない。多岐複雑な今日の行政機構からみれば、明治期の機構および処務規程は簡略なもので過されてゐるのである。

県令および訓令の通達

この間に土木関係については左のごとく数多の愛知県令および訓令が通達されている。

愛知県訓令内第二三三号 町村費又は私費に属する土木工事許否

処分の件……………（明治二十三年十一月十三日通達）

町村費または私費に属する道路橋梁（国県道に架する
債却橋は除く）堤防、樋管、堰埭、溜池、溝渠等新設変更修繕
工事は自今第一次監督官庁に於て許否の処分を為すべし。但潰地を要するものおよび他郡
市に跨るものならびに将来地方税支弁に係るものは渾て申請または出願せしむべし。

愛知県令第二七号 皆町村費私費に属する土木工事は郡長の

許可を経て施行の件(明治二十四年四月十五日通達)

皆町村費私費に属する土木工事にして将来地方税の支弁に係らざるものおよび潰地を要せざるもの、又は他郡市の利害に関せざるものは自今所轄郡長へ申請または出願許可を経、施行すべし。

但明治十年^五月甲第八十八号布達中之に抵触する廉は消滅す。

愛知県訓令第三五号 私費開設の橋梁渡津等印鑑携帯の電報配達人

より賃銭請求相成さる件(明治二十四年五月十二日通達)

人民私費を以て開設したる橋梁渡津および道路等電報配達人より賃銭請求不相成旨、明治二十一年十二月乙第六十四号を以ておよび訓令置候処、左の雛形の印鑑携帯の者も同様賃銭請求不相成候条、右之趣更に免許人へ示達すべし。(印鑑雛形掲載省略)

愛知県訓令第五九号 県税又は市町村費支弁に係る堤塘、道路等の

処分及収入区分の件(明治二十四年十一月二十八日通達)

県税又は市町村費若くは市町村費と連帯支弁に係る堤塘、道路、並木敷、用悪水路等の処分および収入の区分は自今左項に準し取扱うべし。

但本令に抵触する従前の指令訓令は取消す。

- 一、地盤の官民有に拘らず其費用県税の負担に係る堤塘、道路、並木敷の使用は本庁に処分し、其使用料および堤塘、道路、用悪水路、土居敷等に属する竹木其他の収益は本庁之を徴収す。
- 二、前項費用の負担県税と市町村費と連帯に係る堤塘、道路、並木敷等の事項は本庁に於て処分し、其使用料および収益は県税負担の歩合に応じ之を本庁に徴収す。
- 三、地盤官有に属し市町村費の負担に係る堤塘、道路、並木敷の使用は自今本庁の認可を請け市町村に於て処分すべし。
- 四、前項の使用料および堤塘、道路、用悪水路、土居敷等に属する竹木其他の収益は其市町村の収入に属せしむ。
- 五、地盤の市町村有に属する堤塘の使用および堤塘より生ずる収益等は市町村の管理に帰せしむ。

愛知県令第八二号 郡市長分任条件(明治二十五年十二月二十八日通達)(抄録)

郡市長分任条件別紙の通相定む。但明治二十三年^{十一月}県令第五十七号は廃止す。

(別紙)

一、備荒儲蓄法施行規則に拠り被害窮民へ食料および小屋掛料、給与、避難所設置ならびに焚出救助に関する事項。

十、土地家屋船舶の所有権を官有又は民有に変換したるとき登記の事。

十二、山野火入願の事。

十四、工事実施費額五十円以上にして県費支弁の町村受土木工事(県庁より特に監督員を派用するものは之を除く)および県税補助に係る町村土木の工事監督ならびに諸材料検査の事。

十五、町村費または私費に属する道路、橋梁、用悪水路、樋管、溜池等(県税を以て補助すべき分は除く)興廢ならびに変更願の事。

但他郡市に属するものおよび将来県税支弁若くは県税補助の部分に属するものならびに他種の組替はこの限りにあらず。

十六、水車設置願の事。

十七、急水防禦の為め堤防の樹木を伐採する事。

十八、堤防溝渠並木敷使用貸下の名義変換ならびに料金徴収の事。

十九、道路、堤防、貸下地内障害樹、竹公売の事。

二十、道路堤防に生ずる果実、桑楮、薄皮公売の事。

二十一、土木工事の不用品および道路、堤防に在る障害樹、竹公売の事。

二十二、河川流域に係る山林作業願の事。

但木曾川流域に係るものはこの限りにあらず。

四十六、工事実施費額五十円未満の県税支弁および県税補助土木工事施行ならびに県税支弁の急施土木工事および県税補助の用水枳前急施土木工事施行の事。

その後明治二十九年十二月二十三日県令第六十八号をもつて一少部分の改正をみたが、前掲事項には関係がない。また翌三十年(一九一七年)十二月二十七日に至つて県令第六十九号をもつて、既

掲第十四項中五十円とあるを百円に改められたのである。

愛知県訓令第二号 市町村内字名改称変更等取扱方(明治三十六年一月二十八日通達)

従来公称する市町村内土地の字名は明治十四年第八十三号通達の趣旨に依り容易に改称変更すべきものにあらざるも、已むを得ざる事実ありて改称変更を必要とするものに限り、左の規程に依り取扱うべし。

一、町村内大字名および市内従来の町名を改称し、又は其区域の変更を要するときは、市町村会之を議決し、県庁の許可を受くべし。但町村に属するものは郡役所を経由し、郡長は意見を副申すべし。

二、市町村内の小字名市内従来の町名を除くを改称し、又は其区域の変更を要するときは、関係ある地主の意見を聞き、市町会之を議決し、県庁の許可を受くべし。但町村に属するものは郡役所を経由し、郡長は意見を副申すべし。

三、水面埋立地、其他新開地等、新に字名称を付するときは、第二項の例に依る。

四、市町村の境界に関する争論の裁決および民事訴訟の判決に依り、字名の訂正又は其区域を変更すべきときは、市参事会、町村長より市は県庁に、町村は郡役所に、申報せしむべし。

五、第四項に依り申報を受けたる郡役所は、即時県庁に報告すべし。

愛知県訓令第二号 道路用悪水路溜池等興廃に関する願の件(明治三十年一月十一日通達)

皆町村税または私費に属する道路用悪水路溜池等興廃に関する出願を許可したるときは、

其興廢事由許可月日郡町村大字字名地番、地目反別を直ちに当該稅務署へ通知すべし。

愛知縣訓令第七三號 町村費に係る堤塘道路の樹竹伐採の件(明治三十年十一月一日通達)

明治二十八年三月訓令第二十號左の通改正す。

町村費負担に係る堤塘、道路、並木敷、土居敷の樹竹を伐採せんとするときは左の事項を具し本庁の認可を受くべし。

一、堤塘、道路、並木敷、土居敷の種類名称および其地先町村大字字名。

二、樹竹の種類および員数各其目通寸尺長間数。

三、伐採を要する事由。

急水防禦の爲め堤防の樹竹使用を要するに当り前項の認可を経るの違なきものは、之を伐採使用したる後、左の事項を本庁に報告すべし。

一、堤塘の種類名称其他先町村大字字名。

二、樹竹の種類員数および其目通寸尺長間数。

三、使用に関する川名。

四、出水の月日。

以上はその悉くを尽したわけではないが、道路、橋梁等の土木關係に重点に置かれていたことを知り得るのである。

里道橋梁の引継と県費補助

いうまでもないだろうが、本市役所が開庁と同時に名古屋区時代における各種の事業施設の引継のほか従来愛知県費支弁にかかる里道・橋梁・浚渫等を引継ぎその経営の任に当ることになつたが、これらが当時の名古屋市経済上に注意すべきことであつた。当時の歳計は明治二十三年度（二八九〇年）五万九千九百四十余円、同二十四年度（二八九一年）六万九百余円に過ぎない。また本市の産業は明治二十二年度の重要工産品百五十一万円に過ぎなかつた情況においては、土木費に経費を投じて里道をいかにすべきか、或は橋梁をいかにすべきか、積極的な方針は望むべくもなかつた。道路、橋梁の修繕維持についても県費補助を仰ぐこととなり、明治二十三年三月十四日の市会は左のごとく決議をなし、県費補助申請の手續を執つたのである。

県費補助金申請（明治二十三年三月十四日・愛知県知事白根専一宛）

明治二十二年法律第七号に拠り同年度臨時県会の決議を経て土木費中従前市税地方税の支弁に属する里道および之に架する橋梁費、溝渠浚渫を本市に引継を受くる事に相成りしが、該費額は之を二十二年度市部会決議予算額に依るも実に一万千九百有余円の多額にして市税の負担軽しとせず、就ては二十三年度市部地方税より金八千円補助相成候様致度
此段請求候也

名古屋市会議長 堀 部 勝 四 郎

自来毎年度数千円の土木費県補助金の交付を受くることとなつた。これがために漸次土木工事の改良が進み、旧觀を改むるに至つた。しかしそれは僅かにその一部分に過ぎざる状態であつた。普通公道のほか田畑耕作の通路に充つるいわゆる「野道」なるものがあり、また用悪水路のう

ち専ら田地の灌漑に供するものがあつた。そしてこれらの道路および用悪水路は関係住民の自営自弁にまかせ、市費の支弁に属しなかつたので、その完きをみなかつたわけである。

第二節 土木常設委員条例および規程

常設委員条例の創設

市制施行後、市政の円滑なる運営と実効を期するため、市制第六十一条に基き市設委員を設置することとなつた。なお当時その筋より左記のごとき主旨の通牒あり、これに基いたのである。

委員を設くるは市町村人民をして自治制に習熟せしめむが為に最効益あり、委員あるときは多数の公民をして市町村の公益の為に尽すことを得せしめ、自治の効用を擧ぐることを得べし。何となれば市町村公民は特別会議又は参事会に加わるのみならず委員の列に入りて市町村の行政に参与し、之に依りて自ら実務の経験を積み能く施設の難多を知ること得べし。又地方の事情を表白するの機会を得て大に専務吏員の短所を補ふこと得べし。

まず左記の常設委員条例を設定されたが、その年月を詳かにすることが出来ないが、常設委員は名誉職にして、いわゆる名誉職なる者はその職を執るを以て名誉とし、その勞に當るを以て義務となすべきは今更喋々を要せぬだらう。

名古屋市常設委員条例（設定期月不詳）

第一条 市制第六十一条ニ依り学務、衛生、土木ノ事務ニ關シ常設委員ヲ置ク。

第二条 常設委員ハ名誉職市参事会員、選挙権ヲ有スル市公民ヲ以テ組織ス。

第三条 常設委員ノ任期ハ滿一年トシ、毎年四月全員ヲ改選ス、但退職ノ委員ハ再選セラルルコトヲ得。

第四条 常設委員退職シタル時ハ臨時ニ其補欠選挙ス、補欠委員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモトス。

第五条 常設委員ノ分掌、組織左ノ如シ。

学務委員	百五十九人
市参事会員	一 人
市會議員	四 人
市公民	百五十四人
内	
土木委員	五 十 人
市参事会員	一 人
市會議員	五 人
市公民	四 十 四 人

但市内ヲ二十二土木区ニ分テ各区二人ノ割。

第六条 常設委員ノ分掌処務規程ハ別ニ之ヲ定ム。

しかし右は実施することなくしても間もなく廃止された。そして明治二十四年（二八九一年）一月に至つて、左のごとく土木常設委員条例を設定、同年六月常設委員職務権限および処務規程を定められた。

名古屋市条例第五号 土木常設委員条例（明治二十四年一月許可）

第一条 市制第六十一条ニ依リ土木事務ニ関シ常設委員四名ヲ置ク。

第二条 常設委員ハ名誉職市参事会員一名、市會議員二名、市會議員選挙権ヲ有スル市公民一名

ヲ以テ組織ス。

第三条 常設委員ノ任期ハ滿二年トシ、隔年四月全員ヲ改選ス。

但退職ノ委員ハ再選セラルル事ヲ得。

第四条 常設委員退職又ハ其他ノ事故ニ依リ欠員ヲ生ジタルトキハ臨時補欠委員ヲ選挙ス、補欠選挙ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス。

常設委員職務権限及処務規程(明治二十四年三月二十七日市會議決
同二十四年六月十二日内務省認可)

第一条 常設委員ハ市参事会ノ監督ヲ受ケ市行政事務ヲ分掌シ及營造物ヲ管理スルモノトス。

第四条 土木ニ関スル事務ノ概目左ノ如シ。

一、道路、橋梁、溝渠ノ破損、通塞ヲ審査スル事。

二、道路樹木ノ保存培養等ヲ監視スル事。

三、土木事業ノ緩急ヲ審査スル事。

四、土木材料ノ善悪及価格ノ当否ヲ審査スル事。

五、諸工事目論見書ヲ審査スル事。

六、諸工事ヲ監視スル事。

七、土木ニ関スル一切ノ利害便否ヲ考量スル事。

第五条 常設委員ハ其専属ノ課務ニ於テ行政ノ一部ヲ分掌スルコトアルベシ。

第六条 常設委員ニシテ行政ノ一部ヲ分掌スルモノハ毎日出席シ執務スルモノトス。

第七條 常設委員ハ分掌ノ事務ノ利害便否ニ関シ必要ナル場合ニ於テ委員会ヲ開クモノトス。

第八條 委員会ヲ開クトキハ委員長ヨリ市長又ハ代理者ニ報告スベシ。

第九條 委員会ハ其課ノ全委員出席スルニ非ラザレバ議決ヲナスコトヲ得ズ。

但至急ヲ要スル事件ハ委員過半数ニテ決議スルコトヲ得。

第十條 委員会ニ於テ議決シタル条件ハ市參事會ニ提出スルモノトス。

第十一條 委員会ハ市參事會ノ諮問ニ対シ意見ヲ陳述スルモノトス。

その後間もなく委員の実費弁償ならびに報酬規則を定めたのである。

常設委員実費弁償並に報酬支給規則(明治三十四年七月推定)

第一條 常設委員事務ニ從事シタルトキハ実費弁償トシテ一日金三十錢ヲ支給ス。

第二條 前條ノ規定外ニ於テ実費ノ已ムベカラザルモノハ市參事會ノ決議ヲ以テ支給スルコ

トアルベシ。

第三條 常設委員ハ職務取扱ニ要スル実費弁償ノ外、一名ニ付一箇年金五十円以内ノ報酬ヲ給ス。

実費および報酬を給することになつたが、これらの支給の有無に依り毫も名誉職の輕重をなすに足らざるのみならず、かえつてその報酬なきをもつて委員その人について益々名誉職の光輝を發するところとされたのであつた。

新たに常設委員規程設定

その後、左のとおり土木常設委員処務規程を定めているが、遺憾ながらこの間の経緯をも知る得

るものを求められぬ。

土木常設委員処務規程（設定年月不詳）

第一条 土木常設委員ノ事務ハ総テ会議ヲ以テ之ヲ決ス。

第二条 土木常設委員会ハ定期開会ヲ除クノ外市参事会之ヲ招集ス。

但委員長ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ之ヲ招集スルコトヲ得。

第三条 土木常設委員会ノ定期開会ハ毎週火曜日午後一時ヨリトス。

第四条 土木常設委員会ニ於テ評決スル概目左ノ如シ。

一、予算ニ定メタル工事執行ノ時期方法及期限ニ関スルコト。

二、予算外工事ノ計画ニ関スルコト。

三、工事並ニ材料ノ変更ニ関スルコト。

四、予算編成ニ関スルコト。

五、工事入札受負ノ方法ニ関スルコト。

第五条 土木常設委員会ニ於テ必要ト認ムル時ハ工事受負入札ノ開札及其成工検査ニ立会ヲナスコトアルベシ。

第六条 土木常設委員ハ左ニ掲グル諸件ニ付、随時報告ヲ受クルモノトス。

一、工事着手ノ月日並ニ成工ノ日

二、成工検査ノ結果

第七条 土木常設委員ハ委員会ニ於テ必要ト認ムル時ハ工事現場ニ就キ監督ヲナスコトアルベシ。

第八条 土木常設委員会ハ其事務ニ関シ市参事会ノ諮問ニ応ジ又ハ其議決ニ依リ意見ヲ市参事会ニ開申スルモノトス。

第九条 土木常設委員ハ過半数出席スルニアシザレバ決議ヲナスコト得ズ。

但緊急ノ事件ハ此限リニアラス。

土木常設委員の改廢 その後明治三十三年（一九〇〇年）三月に至つて、市公民より選ぶ委員を二名とし、定数五名に改正を行い、なお第四条の次へ左の附則を加える改正を行つた。

第五条此改正条例ニ依リ増員ニ該委員ハ現ニ在職ノ委員満期退任ノトキ同時ニ退任スルモノトス越えて明治三十四年四月二十七日に既記の職務権限および処務規程を廢止し、三十六年（一九〇三年）三月二十四日に常設委員條例を廢止すると、同時に新たに土木常設委員設置規程を設定することとなつた。委員の職務権限には何等の変更もなく従來のとおりであつた。

土木常設委員設置規程（明治三十六年三月二十四日市會議決）

第一条 市制第六十一条ニ依リ土木事務ニ関シ常設委員三名ヲ置ク。

第二条 土木常設委員ハ名譽職市參事會員一名、市會議員一名、市公民一名ヲ以テ組織ス。

第三条 土木常設委員ノ任期ハ滿二年トシ隔年四月全員ヲ改選ス。

但退職ノ委員ハ再選セラルルコトヲ得。

第四条 土木常設委員退職又ハ其他ノ事故ニ依リ欠員ヲ生ジタルトキハ臨時委員ヲ選舉ス。

以上のごとき変遷をみているが、明治三十九年（一九〇六年）十二月十日の市會の建議により条件および処務規程等を全面的に廢止することとなり、ここに市制施行初期以來の土木常設委員（その他の委員も）の消滅をみるに至つたのである。

修繕常設工夫規則設定

土砂道を充分有効に活用するためには、維持修繕が大切にして、一層これに留意すべき必要を認めようになり、明治四十年（一九〇七年）四月一日より始めて道路修繕工夫を常設することとなつて、

左の規則を設定した。

道路修繕常設工夫規則（明治四十年三月市會議決）

第一条 市費支弁ニ屬スル道路及附属物保護ノタメ本市ヲ左ノ十五区ニ分チ各区に常設工夫一名置ク。

第一号区域 東界鍋屋上野村市界、西界東区大曾根町ヨリ相生町一丁目県道、南界東区堅代官町ヨリ富井町四丁目ニ至リ北界六郷村大曾根市界。

第二号区域 東界東区相生町ヨリ大曾根ニ至リ県道、西界東区東外畑町ヨリ上影杉ノ町六丁目、南界東区石町二丁目鍋屋町三丁目県道、北界東区土居下町ヨリ八軒町ニ至ル市界。

第三号区域 東界東区東矢場町ヨリ車道東町ニ至ル市界、西界東区下影杉ノ町二丁目、南界東区駿河町二丁目ヨリ中区奥田町ニ至ル県道、北界東区石町二丁目ヨリ東矢場町ニ至ル。

第四号区域 東界東区上影杉ノ町六丁目ヨリ下影杉ノ町ヲ經テ南武平町二丁目、南界中区榮町篤木町以東南久屋町、北界東区南外畑町七丁目ヨリ東片端町一丁目ニ至ル。

第五号区域 東界中区奥田町ヨリ前津小林ニ至ル市界、西界東区南武平町一丁目ヨリ中区前津小林大池、南界中区前津小林大池、北界東区駿河町一丁目ヨリ中区奥田町ニ至ル県道。

第六号区域 東界中区南武平町三丁目ヨリ前津小林大池、西界中区鉄砲町ヨリ門前町四丁目国道、南界中区門前町ヨリ萬松寺筋上前津春日町ヲ經テ大池、北界中区榮町二丁目ヨリ七丁目ニ至ル国道筋。

第七号区域 東界中区前津小林大池ヨリ東古渡市界、西界中区門前町五丁目ヨリ古渡町七丁目ニ至ル国道、南界中区東古渡、北界門前町ヨリ萬松寺筋東へ大池ニ至ル。

第八号区域 東界西区深井町ヨリ樋ノ口町三丁目、西界西区柳町花ノ木ヲ經テ惣兵衛川市界、南界西区江川町ヨリ八坂町ニ至ル、北界西区深井町ヨリ柳町ニ至ル市界。

第九号区域 東界西区塩町一丁目ヨリ大舟町二丁目ニ至ル、西界西区菊井町ヨリ八坂町ニ至ル、南界西区大舟町二丁目ヨリ菊井町ニ至ル、北界西区江川町一丁目ヨリ八坂町ニ至ル。

第十号区域 東界西区大舟町三丁目ヨリ南へ水主町ニ至ル、西界西区島崎町ヨリ中区下広井町市界、南界中区水主町ヨリ下界、北界西区大舟町三丁目ヨリ中樞筋西島崎町ニ至ル。

第十一号区域 東界西区本町一丁目ヨリ玉屋町四丁目ニ至ル国道、西界西区木挽町一丁目ヨリ五丁目ニ至ル、南界中区柴町一丁目ヨリ新柳町一丁目ニ至ル、北界西区南外堀町一丁目ヨリ六丁目ニ至ル。

第十二号区域 東界中区鉄砲町一丁目ヨリ門前町八丁目ニ至ル国道、西界中区天王崎町ヨリ上堀川町ニ至ル、南界中区旅籠町ヨリ前塚町ニ至ル、北界中区柴町一丁目ヨリ新柳町一丁目ニ至ル。

第十三号区域 東界中区樞筋町一丁目ヨリ古渡町七丁目、西界中区下堀川町、正木町、尾頭町ニ至ル、南界中区正木町、古渡町界、北界中区旅籠町前塚町筋。

第十四号区域 東界南区熱田東町市界、西界南区熱田新尾頭ヨリ南へ国道ヲ經テ同大瀬子渡船場マデ、南界熱田神戸町海岸ヨリ東熱田東町市界、北界南区熱田新尾頭町及熱田東町北界。

第十五号区域 東界南区熱田新尾頭町ヨリ南国道及頭船場ヲ經テ千年マデ、西界南区熱田前新田市界、南界南区千年及熱田前新田、稲永新田海岸、北界南区熱田新尾頭町、同熱田町西町及熱田東組、同前新田北界。

第十六号区域 元千種町ノ一部玄海川南ヨリ鉄道線路ニ沿ヒ公園地境ニ至ル、元御器所村ノ一部公園地ヨリ西へ旧精進川ニ至ル。

第十七号区域 旧精進川右岸全部。

第十八号区域 旧精進川左岸全部。

第八条 常設工夫ハ左ノ資格ヲ具備スルモノヨリ之ヲ採用ス、但第一項ノ資格ヲ欠クモ道路保護ノ業務ニ熟達シ第二項ノ要件適合スルモノハ特ニ採用スルコトアルベシ。

一、滿二十才以上五十才以下ノモノタルコト。
二、身体健全ニシテ品行方正ノモノタルコト。

土木現場監督員服務規程 その後明治四十五年（一九二二年）四月一日に土木現場監督員を置くこととなり、左のとおりその規程を定めたのである。

土木現場監督員服務規程（明治四十五年四月一日実施）

第一条 此規程ニ於テ現場監督員（以下単ニ監督ト称ス）ト称スル土木、建築工事監督ノタメ常時現場ニ出張スル吏員ヲ謂フ。監督員ハ一般服務規程ニ拠ルノ外本則ニ從フベシ。

第二条 監督員ノ執務時間ハ左ノ區別ニ拠ル。自四月一日至九月十日午前七時ヨリ午後六時。自九月十一日至三月三十一日午前八時ヨリ午後五時。

第三条 工事其他ノ状況ニ由リ前条ノ執務時間ニ拘ハラズ必要アリト認ムルトキハ市長ハ隨時之ガ伸縮ヲ命ズルコトアルベシ。

第四条 執務時間外ニ於テ天災地変其他不可抗力ノ為メ現場ニ臨檢ノ要アリト認ムル時ハ第三条ノ命令ナント雖モ遅滞ナク出張スベシ。

第五条 監督員ハ工事設計書、仕様書等ニ就キ其実施方法ガ之ニ適合スルヤ否ヲ監視シ、若シ之ニ適合セザルモノト認メタルトキハ、直當工事ニアリテハ服役工夫ニ、請負工事ニアリテハ請負人ニ遅滞ナク非違ヲ指摘シ矯正セシムベシ。

第六条 左ノ場合ニ於テハ監督員ハ遅滞ナク事件ノ顛末ヲ市長ニ具申シ指紙ヲ承クベシ。

- 一、天災地変其他ノ事情ニ起因シ工事ヲ予定ノ如ク進捗セザルトキ。
- 二、工事実施方法ガ設計書、仕様書等ニ照シテ適合セリト認ムルモ、若シ之ニ拠リ実施スルトキハ工事ノ将来ニ不利ヲ來シ又ハ危害アリト認ムルトキ。
- 三、請負人ガ監督員ノ指揮命令ヲ遵守セザルトキ。
- 四、請負人執務時間内ハ常ニ現場ニ出張シ仮ニ其地ヲ離ルルコトヲ得ズ。

但病氣其他ハムコトヲ得ザル事情ニ起因シ現場ヲ離ルルトキハ其旨市長ニ届出ベシ。

第九条 監督員ハ毎月三回（十日・二十日・末日）工事日程ヲ報告スベシ、但全工事期間十日ニ滿タザル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得。

第十一条 監督員風雨其他ノ理由ノ為メ出張不能ノ場合ニ於テハ登庁ノ上、分担事務ノ整理ニ從フベシ。

第十二条 本規程ハ土地測量調査其他作業ノ為メ常時出張スル吏員ニ準用ス。

公債支弁臨時委員會規程

明治四十二年（一九〇九年）六月、英貨八十萬磅の外債をもとめて、上水道布設工事を創始したが、これよりさき精進川（今の新堀川）開鑿工事あり、なお公園、墓地新設、下水道布設等の実施計画もあつたので、これらを一括しての公債支弁事業に関する規程を設定してその事業に関する収支を特別経済として、すなわち別途取扱をなすこととなつたのである。

公債に関する収支整理の件（明治四十一年二月十日・市會議決）

本市上水道布設費、下水道布設費、公園新設費、共同墓地新設費、精進川改修費及商工陳列館新設費負担、大津町道路改修費負担並に旧債弁済に充つべき公債に関する収支は別途計算を以つて整理す。

市公債支弁事業に関する臨時委員設置規程（明治四十二年七月二十
六日・市會修正議決）

第一条 市公債支弁事業ニ関シ臨時委員ヲ置キ左ノ人員ヲ以テ組織ス。

市參事會員 一名 市會議員 八名

第二条 委員ハ上水道布設、下水道布設、新堀川改修、共同墓地新設、公園新設ニ関スル事務ヲ処理ス。

第三条 委員ノ任期ハ一箇年トス、但再選セラルルコトヲ得。

第四条 委員退職又ハ其他ノ事故ニ因リ欠員ヲ生シタルトキハ臨時補欠委員ヲ選舉ス。

補欠委員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス。

第五条 委員執務ニ対スル実費弁償ハ名譽職員費用弁償ニ依リ支給ス。

臨時委員の事務概目 越えて同年十一月十一日の市参事会において臨時委員の処理事務の概目を定めて、これが発足をみたのである。概目を掲ぐれば左のごとし。

公債支弁事業に関する臨時委員事務概目 (明治四十二年十一月十一日・市参事会議決)

本市公債支弁事業に関する臨時委員の処理すべき事務の概目左の如し。

- 一、工事計画に関する件。
- 一、予算編成に関する件。
- 一、土地買収に関する件。
- 一、一廉百円以上の予算流用に関する件。
- 一、一廉千円以上の工事施行に関する件。
- 一、一廉千円以上の物品購入ならびに不用品売却の件。
- 一、一廉千円以上の物品修繕に関する件。
- 一、前項の外市参事会に於て必要と認むる事項。

公債資金管理規程 (明治四十三年六月二十八日・市会修正議決)

第一条 明治四十二年条令第一号名古屋市公債条例第一条ニ定ムル費金ニ充ツベキ總金額ハ公債支弁事業資金トシテ此規程ニ依リ管理ス。

第二条 公債支弁事業資金ハ市長ニ於テ確契ト認ムル銀行ヲシテ担保ヲ提供セシメ之ヲ預金ス。

但日本銀行ニ預金スル場合ハ無担保トス。

第六条 公債支弁事業資金ノ預金ニ対スル担保物件ハ日本銀行ニ保護預トシ其預リ証書ヲ保管スベシ。

第七条 市長へ市会ノ議決ヲ経テ定期預金ヲ国債証券ニ代フルコトヲ得。

第十条 公債支弁事業資金及前条収益ノ収支並ニ管理ノ状況ハ毎年度市予算提出ノ際、之ヲ市会ニ報告ス。

こうして公債支弁にかかる事業は大正十二年（一九三三年）に入り漸く完了をみるに至つたので、同年三月末日限り臨時委員規程・事業資金管理規程等を廃止されたのである。

第三節 土木事業の執行機関

集議制の執行機関

さきに述べた土木に関する職制のほかには執行機関としての市長および市参事会について述べなければならぬ。旧法による市長は集議制の執行機関たる市参事会の一員であつて、その権限は左のごとくであつた。

一、市政一切の事務を指揮監督すること。

一、市参事会を招集し、これが議長となること。

一、市参事会の名をもつて文書の往復をなし、およびこれに署名すること。

一、急施を要するときは専決し、市参事会に事後承諾を求めること。

一、法律命令により司法警察補助官たるの職務、浦役場の事務等を管掌すること。

すなわち外部に対しては市を代表し内にありては市政一切の事務を指揮監督して処務の渋滞なきを期する職責を有する。そして市長が市政機関として担任する事務はおよそ左のとおりであつた。

- 一、市会および市参事会の議決を経べきその議案を発しおよびその議決を執行すること。
 - 二、財産および營造物を管理すること、但特にこれが管理者を置いた場合はその事務を監督すること。
 - 三、収入支出を命じおよび会計を監督すること。
 - 四、証書および文書類を保管すること。
 - 五、法律、勅令又は議決により使用料、手数料、加入金、市税又は夫役用品を賦課徴収すること。
 - 六、その他法律勅令により市長の職務に属する事項を処理し、市会市参事会を招集開閉し、市吏員を指揮監督すること。(以下省略)
- 市参事会は市長、助役、名誉職参事会員六名をもつて組織され、旧法第六十四条市参事会はその市を統轄し、その行政事務を担当す」と規定された集議制の執行機関であつた。市役所開庁後、市参事会を設置したが、明治二十七年七月三日に至つて始めてその議事細則を定めて、同月九日より施行されるまでの間、議件ある毎に随時招集したもので定例日が無かつた。そうして明治四十四年(一九一一年)四月七日市制(法律第六八号)の全面的改正の実施をみるまで、市参事会は執行機関であつた。されば明治の末期頃までの市参事会なるものは、市役所機構および市条例、規程、規則等の作成は勿論、人事行政にも当つたのである。その間に市参事会より市長へ委任された事務左のごとし。

市参事会より市長へ委任事務の件(明治三十三年八月一日決議)(抄録)

- 一、土木工事にして予算編成の際、設計書を調製せず概算を以て市会の決議を経たるものにして一廉金額三十円未満のもの。
- 二、土木工事着手命令の件。
- 三、受負成工又は物品完納に付身元保証金一件金額百円未満還付の件。
- 四、市参事会員および市会議員実費弁償支払の件。

但臨時支出の場合はこの限りにあらず。

次いで明治四十一年(一九〇八年)四月一日に始めて東・西・中・南の四区制を設置せる際、市参事会は各区長に、その事務の一部を委任されたが、土木関係事項をとりあげるならば、(一)公園、名址、古蹟に関する件、(二)市有土地物件若くは市費支弁にかかる道路、堤塘等の使用料に関する件のみに過ぎなかつた。そしていうまでもないだろうが、明治時代の市長は市参事会の名において職務を執行し、市長、助役が欠員又は故障あるときは名誉職参事会員が代理したのである。

事務課長から技術課長

以上縷々述べたところによつて道路、橋梁等の土木事業が執行された。これはいうまでもなく先人努力の集積ならざるはなく、その労功を多とせざるを得ぬのである。しかし何分にも明治時代は諸般の制度は未だ整はざるに文化摂取の要にせまられながらも、学問技術を練習したる人材を是非ともとめねばならぬという程ではなかつた。明治三十九年(一九〇六年)水道創設事業のために技師二名を臨時任命した。これが名古屋市における技師設置の最初であつた。土木関係にありては明治四十五年(一九二三年)三月に道路、橋梁に関する技師を任命したのが、その最初であつて当時の技師給料額は年俸一級二千円以下、八級六百円までとなつてゐる。従つて明治時代の土木課長および地理課長は技師にあらずして事務課長であつた。そしてその頃には未だ主事制度も無く、課長といえども殆んど身分は書記であつたが、その調査および設計等に当り東西の大都市における長を採り、もつて短を補い克く実施に努力を払つたことは事実に徴するも明かに察知される。市制施行以後における初代土木課長・地理課長および臨時建築課長就職者については、資料

の欠乏著しく、かつ手懸りももとめられぬので、これを省略して、土木事業執行機関の理事者および主なる関係者を列挙すれば左のごとし。

土木事業執行の理事者及関係者（市制施行以後、明治末期まで）

市長

氏名	就任年月日	退任年月日	生年月日
中村修	明治三三・一二・七	明治三三・九・一一	天保一四・一一・二五
志水忠平	明治二三・一一・六	明治二七・二・一二	嘉永三・五・二五
柳本直太郎	明治二七・二・二八	明治三〇・六・二六	元・三・七
志水直	明治三〇・七・一九	明治三四・一二・二	二・四・二一
青山朗	明治三四・一二・二七	明治三九・四・一二	元・六・二九
加藤重三郎	明治三九・六・二七	明治四四・七・三	文久二・五・二九
阪本鈿之助	明治四四・七・四	大正六・一・二三	寛政四・六・二四

氏名	就任年月日	退任年月日	生年月日
中川 静	明治二三・一・一三	明治二三・一一・四	嘉永四・二・一六
高橋 頼造	〃 二三・一一・二〇	〃 二八・七・二三	〃 元・一一・二三
安藤 因蔭	〃 二八・九・七	〃 三〇・六・一一	天保一四・九・二三
佐藤 政辰	〃 三〇・八・二六	〃 三三・七・一一	嘉永二・一・一
岡部 善之助	〃 三三・七・二一	〃 三六・七・一三	万延元・八・一
高橋 克守	〃 三六・八・三一	〃 四二・八・三一	弘化四・一二・一
榎戸 利吉	〃 四〇・七・二七	大正二・七・二七	明治一一・二・二五

(備考) 明治三十九年五月四日より助役定員を二名とす。

土木・地理・臨時建築各課長

課長氏名	任命年月日	退任年月日	備考
初代 土木課長(不詳)			

初代地理課長(不詳)			
初代臨時建築課長(不詳)			
土木課長 山崎 礼三	明治三八・七・六	明治四一・七・	
土木課長 仁村 俊徳	明治四一・七・九	大正 四・七・	土木係長より昇格 元憲兵少佐

(備考) 初代課長より明治三十八年に至る間の就職者不詳。

市 会 議 長

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	生 年 月 日
堀 部 勝 四 郎	明治二二・一一・一五	明治二九・七・一〇	文政一〇・一二・六
鈴 木 惣 兵 衛	明治二九・七・一一	三三・一・九	安政三・二・二一
安 藤 清 次 郎	三三・一・一〇	三四・一・一〇	文久二・八・二九
太 田 鉄 吉	三四・一・一一	三五・二・一〇	安政二・八・二九
服 部 小 十 郎	三五・一・二一	三六・二・一〇	万延元・三・二一

市 参 事 会 員

鈴木 穂兵衛	明治三六・一・一二	明治三六・四・一一	(既 掲)
加藤 重三郎	三六・四・一一	三八・一・一〇	文久 二・五・二九
上遠野 富之助	三八・一・一〇	四二・一・一五	安政 六・一〇・一九
服部 小十郎	四二・一・一六	四四・一・一〇	(既 掲)
井上 茂兵衛	四四・一・一一	大正 六・一〇・二四	嘉永 六・七・一七

氏 名	資 格	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
花井 八郎左衛門	市会議員	明治二三・一・二七	明治二五・一・一八	
滝 兵右衛門	市公民	〃	〃	
井上 茂兵衛	市会議員	二三・一・二六	二七・二・四	
片野 東四郎	市会議員	〃	二五・一・一八	

小塩美之	市公民	明治三三・一・二六	明治二五・一・一八	
吉川義剛	市公民	〃	〃	
角淵宜	市会議員	二五・一・一九	二七・二・四	
国島博	市会議員	〃	〃	
小塩美之	市会議員	〃	二九・二・二六	
鈴木善六	市会議員	〃	〃	本職満期後市公民として 引継ぐ
蜂須賀武輔	市会議員	〃	〃	
角淵宜	市会議員	二七・二・五	三〇・六・一四	
国島博	市会議員	〃	〃	
井上茂兵衛	市公民	〃	〃	
太田鉄吉	市会議員	二九・二・二七	〃	

安藤清次郎	市會議員	〃	〃	〃	三〇・六・一四	
蜂須賀武輔	市會議員	〃	〃	〃	〃	
鈴木善六	市公民	〃	三〇・六・一五	〃	三三・一・一五	
森本善七	市會議員	〃	〃	〃	三五・一・二二	
祖父江道雄	市會議員	〃	〃	〃	三三・一・一五	
吉田禄在	市公民	〃	〃	〃	三五・一・二二	元名古屋区長
岡部善之助	市會議員	〃	〃	〃	三二・七・二一	
水野源助	市會議員	〃	〃	〃	三〇・九・二七	
天野景治	市會議員	〃	三〇・一〇・二二	〃	三三・一・一五	
加藤重三郎	市會議員	〃	三二・八・一一	〃	〃	
土井勝清	市會議員	〃	三三・二・八	〃	三七・三・一四	

天野景治	井上茂兵衛	天野景治	青山鉞四郎	土井勝清	安藤清次郎	服部兵助	井上茂兵衛	白石半助	加藤重三郎	布留川尚
市会議員	市公民	市会議員	市会議員	市会議員	市会議員	市会議員	市公民	市会議員	市会議員	市会議員
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三九・一・二三	三八・五・一〇	〃	〃	三七・三・一五	三六・五・二九	三五・一・二三	三三・三・二七	〃	明治三三・二・八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	四三・二・二四	三九・一・一五	〃	〃	四一・一・一九	三七・三・一四	三九・一・一五	三五・一・二二	三六・五・一五	明治三七・三・一四
		補 欠		引継ぐ 本職満期後市公民として						

白石半助	市参事会員	明治二四・九・	明治二五・一・二五
岡本甲夫	市公民	〃	〃 二五・八・
小塩美之	市参事会員	〃 二五・一・二五	(不詳)
白石半助	市会議員	〃 二五・一一・	(〃 〃 〃)
岡本甲夫	市公民	〃 二五・九・一五	(〃 〃 〃)
鈴木善六	市参事会員	〃 二六・五・	(〃 〃 〃)
岡本甲夫	市公民	〃	(〃 〃 〃)
岡部善之助	市会議員	〃 二六・七・二八	(〃 〃 〃)
谷口高忠	市公民	〃 二七・六・七	(〃 〃 〃)
鈴木善六	市参事会員	〃 二八・九・	(〃 〃 〃)
四谷藤吉	市公民	〃	(〃 〃 〃)

岡部善之助	市會議員	(不詳)	(不詳)
安藤清次郎	市會議員	明治二九・五・八	()
岡部善之助	市參事會員	三〇・六・三	()
四谷藤吉	市公民	三〇・七・一	()
鈴木善六	市參事會員	三二・五・一六	()
岡本甲夫	市公民		()
谷口高忠	市會議員		()
富田耕治	市會議員	三三・六・一	()
原野七右衛門	市公民	三三・六・二一	()
沢田吉兵衛	市會議員	三四・四・一〇	()
熊田喜平治	市會議員		()

岡本 甲夫	市公民	明治三四・五・九	(不詳)	
今井 仙三郎	市公民	〃	(〃)	
吉田 禄在	市参事会員	三四・五・一〇	(〃)	
松本 義敬	市公民	三四・一〇・	(〃)	
堀内 茂右衛門	市会議員	三四・一一・一	(〃)	
沢田 吉兵衛	市会議員	三六・五・一四	(〃)	
松本 義敬	市公民	〃	(〃)	
吉田 禄在	市参事会員	〃	(〃)	
石黒 磐	市会議員	三八・五・一〇	(〃)	
天野 景治	市会議員	〃	(〃)	
岡田 理馬吉	市公民	〃	(〃)	
天野 景治	市参事会員	三九・一・	(〃)	

公債支弁事業臨時委員

氏名	就職年月日	退職年月日	備考
今井 藤吉	明治四二・八・一三	明治四三・八・一二	
白石 半助	〃	〃	
三輪 喜兵衛	〃	〃	
蜂須賀 光次郎	〃	〃	
神戸 利兵衛	〃	〃	
熊谷 常光	〃	〃	
鈴木 政吉	〃	〃	
井上 茂兵衛	〃 四三・八・一五	〃 四四・一・	
渡辺 久三郎	〃	〃 四四・八・	
加藤 勘太郎	〃	〃 四三・一〇・	

富田彦吉	宮部鈴三郎	小山松寿	平子徳右衛門	加藤勘太郎	深田仙太郎	平子徳右衛門	水野寅吉	深田仙太郎	野村朗	田村観助
〃 四四・八・一五	〃 四四・一・二七	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 四三・一一・一〇	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	明治四三・八・一五
大正元・八・一三	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 四四・一〇・	〃 〃	〃 〃	〃 四三・一〇・	〃 〃	明治四四・一〇・

熊 沢 宗 三 郎	吉 村 喜 兵 衛	堀 田 幾 三 郎	加 藤 善 八	井 深 基 義	本 多 勇 雄	村 瀬 周 輔
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

斯様にして後に叙述するところの事業施設が執行せられたのである。もとより市会の表裏からの協力鞭撻によつて、その目的を果しているだろうが、前掲就任者のうち極めて少数であるが、今なお現存する者はその当時を想起し、転た感慨にたえざるものあるう。われわれは都市計画の先行事業に関与せる先人の労効を偲ばざるを得ぬのである。

第四節 道路・橋梁・公園の概観

出来上つた施設の一班

「復興は道路から」と努力をそそいで来た、今日の名古屋の道路は、著しく整つてきたので特筆大書すべきものがあるが、明治期における大規模の本市施工の道路工事といえ、大正七年（一九一八年）九月、内務省令第十七号をもつて東京市区改正条例準用都市に指定せられたのち、大正八年（一九一九年）八月四日にその筋の認可を得たる岩井町線はじめ五幹線街路新設拡築が規律的に実施されたのが、すなわちその始まりである。しかし明治三十一年（一八九八年）名古屋停車場（笹島停車場）より愛知県庁前まで市街電車（社線）が開通した。この前後が市内街路幅員の狭隘さを最も痛切に感ずるようになつて、従来ほとんど無関心のごとくみられていた一般市民から、ぼつぼつ道路の新設拡築が要望されるようになり、やがてこれが輿論化されるのであつた。

市当局においても既にその必要を認めていたので、ようやく息吹の曙光を見初めたものごとく道路新設改修に関する計画調査を進めた結果、実施せる東部道路（久屋町—千種停車場前）改修、これこそ明治名古屋における代表的道路工事であり、特筆すべき事業と見るべきもので別節にとりあげるが、同道路を軸として今次の第二次世界大戦の勃発前までに出来あがつた道路、橋梁および公園を概観すればおよそ左のとおりである。

（一）東部道路改修（愛知県庁前—東新町—千種停車場）明治三十一年八月着工 明治三十五年三月竣工

（二）彌宜町道路改修（彌宜町字下馬抗—牧野町）明治三十三年一月着工 明治三十四年三月竣工

(三) 御旅所横町道路開修 (末広町通—南鍛冶屋町東境界) 明治三十四年二月八日着工 明治三十四年四月二日竣工

(四) 広井町南北道路改修 (笹島町—関西線愛知停車場前) 明治三十四年三月着工 明治三十五年三月竣工

(五) 愛知県執行 熱田街道改修 (栄町角—上前津—熱田停車場前) 明治四十年三月着工 明治四十一年四月末日竣工

(六) 公園道路開修 (上前津—新堀川横断—鶴舞公園前) 明治四十二年四月着工 明治四十二年十一月竣工

(七) 愛知県執行 江川道路開修 (西柳町—水主町—熱田新田東組) 明治四十二年 月着工 明治四十四年三月竣工

(八) 愛知県執行 納屋橋架換 (堀川) 明治四十五年二月九日起工 大正二年五月五日竣工

(九) 精進川(新堀川)改修 (豊田町—東陽町三丁目) 明治三十八年十月六日着工 明治四十三年二月十二日竣工

(一〇) 南外堀町川西線始五線道路改修 (第二篇第二章第一節參照)

(1) 南外堀町川西線(景雲橋西詰—明道町)

(2) 南外堀町川東線(景雲橋東詰—南外堀町—高岳線)

(3) 江川線(志摩町—浄心)

(4) 葵町線(平田町—布池町東区役所)

(5) 東片端線(高岳線—平田町角)

(一) 愛知縣執行 東北部道路改修 (東新町—高岳町—長塚町—山口町—市外六郷村大曾根)

明治四十五年二月着工 大正三年三月竣工

(二) 御幸道路改修 (上笹島町—御園門) (着工年月不詳) 大正二年十月二十二日竣工

(三) 岩井町線道路新設拡張 (大池町七丁目—水主町) 大正十一年二月二日着工 大正十

三年八月十九日竣工

(四) 高岳線道路新設 (東新町—大池町鶴舞公園前) 大正十年五月末日着工 大正十三年

八月一日竣工

(五) 千早町線道路新設 (千早町二丁目—丸田町—矢場町) 大正十一年十二月二十一日着工

大正十三年十月二十二日竣工

(六) 明道町線道路新設 (明道町—菊井町) 大正九年十一月十七日着工 大正十三年七月

十三日竣工

(七) 大津町線道路新設 (栄町五丁目—南外堀町二丁目) 大正十二年十二月六日着工 大

正十三年七月二十六日竣工

(八) 東郊連絡線道路新設 (御器所町字小針—同町字島西浦) 大正十三年十一月十五日着

工 昭和二年三月末日竣工

(九) 覚王山線街路新設拡張 (新栄町九丁目—田代町字坂上) 大正十四年十月十二日着工

昭和二年十月十日竣工(後巻参照)

(二〇) 御幸本町線街路拡築 (御幸本町一丁目—広小路通角) 昭和三年三月着工 昭和三年十一月一日竣工 (以下三六まで後巻参照)

(二一) 笹島線街路新設 (笹島町二丁目—西日置町) 昭和六年十一月一日着工 昭和十二年三月竣工

(二二) 水主町線街路新設 (北一色町字京田—西日置町字山王) 昭和七年七月二十六日着工 昭和八年五月二十日竣工

(二三) 大曾根線街路新設 (大曾根町字神戸—大曾根町字野中)

(二四) 大津町延長線街路新設拡築 (大津町線終点—市役所庁舎前) 昭和八年四月二十日着工 昭和八年九月二十八日竣工

(二五) 鉄砲町線街路拡築 (広小路通角—岩井町線大須) 昭和八年十一月二日着工 一部昭和十年竣工

(二六) 中村線街路新設 (牧野町字出郷前—笹島町二丁目) 昭和七年三月二十四日着工 昭和十一年十二月二十八日竣工

(二七) 白鳥線街路新設 (熱田伝馬町—中野新町)

(二八) 八熊線街路新設 (篠原町字東井領—熱田東町)

(二九) 滝子線街路新設 (熱田東町字沢上—東郊通高辻)

(三〇) 佐屋街道線街路新設 (小碓町字南堤起—熱田新田東組)

(三一) 清水口線街路新設 (西志賀町字勘定寺前—長塚町三丁目)

(三二) 三輪町線街路拡築 (門前町—南大津町線) 昭和九年三月着工

(三三) 覚王山延長線街路新設 (田代町字月見坂—東山動植物園前) 昭和十一年一月着工

昭和十二年三月竣工

(三四) 桜町西線街路新設 (名古屋駅前—伏見町) 昭和十一年五月十一日着工 昭和十二年

三月竣工

(三五) 桜町東線街路新設 (伏見町—大津町四丁目) 昭和十一年六月九日着工 昭和十二年

三月竣工

(三六) 中川運河開鑿 (中川口—南平野町) 大正十五年十月一日着工 昭和五年十月二十五

日開通

(三七) 愛知県執行 白鳥橋架換 (堀川白鳥町及熱田新田東組) 大正五年二月着工 大正八年十

一月竣工

(三八) 伝馬橋架換 (堀川、伝馬町及小鳥町) 大正六年六月着工 大正九年三月竣工

(三九) 岩井橋創架 (堀川、水主町及松重町) 大正十年十月十五日着工 大正十二年九月十一

日竣工

(四〇) 記念橋架換 (新堀川、大池町) 大正十一年三月二十四日着工 大正十三年一月二十五

日竣工

(四一) 陸橋千種橋創架 (鉄道中央線、千種町字西裏) 大正十五年十月二日着工 昭和二年十

月十日竣工 (以下四八まで後巻参照)

(四二) 東海橋創架 (中川運河、小碓町) 大正十五年十月一日着工 昭和四年九月十五日竣工

(四三) 昭和橋創架 (中川運河、中野新町) 大正十五年十月一日着工 昭和四年九月十五日竣工

工

(四四) 長良橋創架 (中川運河、長良町) 大正十五年十月一日着工 昭和四年九月十五日竣工

(四五) 篠原橋創架 (中川運河、篠原町) 大正十五年十月一日着工 昭和四年九月十五日竣工

(四六) 小栗橋創架 (中川運河、露橋町) 昭和三年六月二十八日着工 昭和四年七月七日竣工

(四七) 中川橋創架 (中川運河口、熟田前新田中川口) 昭和四年三月四日着工 昭和五年九月

竣工

(四八) 陸橋大津橋創架 (名古屋城外濠、南外堀町) 昭和八年四月二十日着工 昭和八年九月

二十八日竣工

(四九) 鶴舞公園新設 (市外御器所村字木市、東鶴舞、小針) 明治四十年八月二十日整地埋立着

工 明治四十三年六月竣工 (第四篇第三節參照)

(五〇) 中村公園移管 (市外中村) 明治三十四年十月二十五日着工 大正十二年四月一日愛

知県より移管 (第四篇第五節參照)

(五一) 東山公園新設 (田代町字唐山、瓶杓、新池) 昭和九年十二月着工 昭和十年四月三日開

園 (以下後卷參照)

(五二) 港北公園新設 (熟田前新田) 昭和十六年五月着工 昭和十七年五月竣工

(五三) 道徳公園新設 (道徳新田) 昭和十四年六月着工 昭和十六年三月竣工

(五四) 松葉公園新設 (篠原町、四女子町) 昭和十三年八月着工 昭和十六年三月竣工

(五五) 稲永公園新設 (永徳新田) 昭和十五年四月着工 昭和十八年三月竣工

街路および公園の総面積

かくして本市域内における街路全延長三百六十七万一千七百二十六米のうち国道二万三千七百三十五米、県道九万七千八百八十一米、市道三百五十五万八千八百一十一米を示したのである。(昭和十七年三月末日現在)

次に街路総面積を尋ねてみれば、一千七百三十四万六千六百一十二平方米となり、このうち国道三十六万五千六百六十三平方米、県道百十六万八千九百八十一平方米、市道一千五百八十一万一千六十八平方米を示している。(昭和十七年三月末日現在)

後行の第六篇において述べるだろうが、大正八年(一九一九年)四月十一日道路法が制定公布以来、市道はもちろん国道、県道とも名古屋市長の管理する所となつたが、なお多数の耕地整理と土地区劃整理組合によつて新設および改修された多くの道路があつて、これは漸次名古屋市に引継が行われつつあつたのである。

公園総数は二十九箇所、面積四十二万四千二百三坪六九を示していたが、なお新設工事中の公園あり、また土地区劃整理組合および耕地整理組合において造成し、未だ本市に引継前の公園があつたので、公園面積の増加を予想されていたのである。

終戦前後の道路計画

太平洋戦争中には切角計画せられていた土木事業も決戦型に突入し、街路事業のごときは、実に

惨憺たる状態に行詰つて昭和十九年度をもつて、やむなく一旦終止符を打つこととなつたが、防衛施設の強化に伴い防空道路の建設、輸送対策に伴う急施街路が断行された。もしここにそれととりあげるならば量においても質においてもなかなか多事におよぶのである。そして終戦後には戦災土地の利用、灰燼処理事業、区劃整理事業等——等が大規模の復興計画のもとに、未だかつて見られざる大英断をもつて新なる形式により実行されつつあることは、まさに驚異に値するといえるだろう。

道路街路改修開修の區別

以上数章にわたつて都市計画史の總説を終り、いよいよ後篇において出来るだけ精細に記述することに努めるだろうが、ここに道路と街路および開修と改修等の分類について述べて置きたい。街路とは通常市街地を構成する区域内の道路をいい、単に一般交通の用に供する地方道路と區別しているが、大正八年（一九一九年）十二月六日、内務省令第二十四号道路構造令同第二十五号街路構造令公布の施行せられるまでは、道路と街路の區別なく単に道路と稱している。

都市計画街路とは都市計画法に基いて都市計画区域内において、または区域外にわたり都市計画として決定された道路を指すことはいふまでもない。

次に開修と改修の區別については、本書に使用するところの資料には明確に分明しないが、大正十三年（一九四三年）十一月八日内務省令第二十五号名古屋都市計画事業道路広場新設拡張受益者負担に関する件によれば、その拡張する部分の平均幅員が旧設道路の平均幅員の三倍以上を道路新設と看做しているので、開修は新設とみなされるのである。

以下街路と称する場合にも、原則として市当局における資料に従うこととする。しかし慣用として街路も、また道路である。たとえば美観道路、遊歩道路、消防道路と称せられる場合があるのである。なお道路名は原則として事業名をとりあげるが、単に番号のみに扱われている場合は、筆者において便宜上、一般にわかりやすい道路名となすものもある。なお補助道路といい、細道路網といい、消防道路といい、防衛道路と称するも、それらは便宜上の名称であることをあらかじめ断つておきたい。

機械ローラー 使用のはじめ

明治維新前のわが国土木事業は機械がなかつたため、ほとんど人力で施行した。しかしその技術は固有のものに外来の技術をたくみに採り入れ、漸然大成したものであつたので、今日多数の日本特有の事蹟が残されているのは、まことに驚嘆に値するものであるが、明治に入り中期を過ぎても未だ道路修繕には単に砂利を撒布するのみにして、通行の人馬車轡により踏固めしむる程度にて、ローラーを用うることがなかつた。「国民新聞」(明治三六・一・二〇発行)紙上に左のごとき記事を掲げている。

『東京市従来道路修繕用を使用せるローラーは石造のものにして、十人以上の人力が繩を付けて地盤を牽く様な旧幕時代の感があり、其鉄製にして重量あるものは、木橋が重量に堪へざるため、実用に適せざるより先般蒸気ローラーを購入することとなり、此程米國より到着したるを以て數日來市役所構内にて組立を為し、十九日午後三時過ぎ正門内広場を往復せるが、ローラーは中央に煙筒を有し、前後に大小のローラー各一個あり、前方の稍少なるローラーは露出し、後方は上部に蔽ひあり、ローラーの転ずる音は地響と共に轟ろき走りたる跡を見れば、砂利は堅く圧迫され成績好しかるべき模様なりと云ふ。』

この事実に徴するも、わが国の都市道路改良は他の事業に比して著しくおくれたるの觀を免れない。大正九年すぎに漸く機械ローラーを用うるようになった。それも教府県において試験的のものがあつたのに過ぎない。従つて當時は舗装道とは一もなく、本格的に道路改良が軌道に乗り出し、躍進を遂げるに至つたのは、大正十二年九月一日の関東大震災火災後のことである。

第二篇 市区改正前後の道路および公園

第一章 重要道路の新設および拡築

第一節 緒 説 (目標計画から実施計画へ)

目標計画の一部が実施

本市は古い城下町としての性格を保ちつつ近代的な都市としての面目を整えつつ今次の太平洋戦争中には決戦道路対策として緊要な道路や空地、緑地等を実施した。その間における着実な発展経過を鳥瞰的に略述してきたが、終戦後は「復興は道路から」……と補修および新設はじめ諸事業の整備拡充への飛躍を考えると、感慨一入深きものがある。けだし復興計画の諸事業を決定づけるものは、戦後の立法である「特別都市計画法」にまたねばならないが、本篇においては、大正七年内務省令第十七号をもつて東京市区改正条例準用都市に指定せられ、事業が計画的に実施される前後における道路、橋梁、運河、公園等が如何なる歩みを続けて整備および拡充されて来たかを尋ねてみよう。

明治二十七年柳本(直太郎)市長時代において、将来のため新設および改修を要すべき道路の調査研究を行い、それを大体五期に分け、第一期改修路線として十七路線を選定した。その先行すべきものとして実施されることになつたのは東部道路(新柴町線)で、これこそ本市制施行後における近代的道路実施の先駆をなしている。しかしこの第一期道路はただちに柳本市長在任中(明治二七・七一三〇・六)に実現しなかつたとしても、当時の統合的知識を重視しての計画は行く行くはその方向

に向いて実施計画せられるべきものであつた。後の志水(直)・青山(朗)両市長時代において継続実施された。そして加藤(重三郎)市長におよんで大いに道路事業に努力をかたむけ公園線はじめ数路線の貫達をみるに至つたのである。

次に阪本(彭之助)市長時代に至つては、加藤市長の退陣間際に計画決定にかかる南外堀町川東線・同川西線・江川線・東片端線等幾多の新設改修を実施して市民交通の便を開いた。さりながらその後交通量と質の変化および人口の増加などに伴つて明治時代のごとき道路では物産の繁盛や市民生活にそぐわないことを感じ根本的の市区改正の施策が漸く論題となつてきた。ここにおいて種々の角度から調査を行い目標計画をたてる意図のもとに臨時調査会を設置したが、遺憾ながら何等実施計画策定の段階に至らずして終つたのは、未だ自動車の疾駆をみざる頃として、或は実施計画として取り上げられなかつたのかも知れない。

道路交通に併行して必要な水運関係に触れてみれば、昔から運輸の便に堪え得る河川にあまりめぐまれざる土地柄として水運はむしろ退歩の傾向にあつた、名古屋区時代において吉田(緑在)区長によつて精進川(今の新堀川)を改修する運河計画が進められた事実もあつたが、目標計画のみに終つた。それから十数年を経て柳本市長におよんで再び精進川改修計画を企図せられたが、遺憾ながら細密計画を立案するに至らずして沙汰やみとなつた。しかしデタラメならざる目標計画なるものは容易に実現しないとしても、それは時代々々の実施計画をリードするものである。それより八、九年後を経て青山市長時代に至つて機運熟して実現の緒についた。吉田区長時代から数えれば実に二十数年を閲して、青山市長は明治三十九年四月、中途に退陣したので、後任の加藤市長

時代において精進川工事の完成を見たのである。

本県の土木費支弁法の沿革

由来道路新設改修にせよ河川改修にせよ、土地がその計画の主要部分をなすもので、その事業の行方は困難かちであつたのは既に触れたがごとく、道路行政の統一法規としてみるべきものが更になかつたことと、茲に知つて置くべきことは「土木費支弁法」である。この土木費支弁法なるものは明治四年（一八七二年）七月十四日断行された廃藩置県にさきだち太政官は同年二月、布告第八十八号をもつて、土木司中に検査係を置き諸国全川を分部して、

掛り官員常に分隸の川筋を巡視し、地方官と力を載せ治水の方法実施点検するに付、自今府藩県に於ける水利の關係は或は川筋紛亂なきを、堤外に水量杭を建て、堤内に番号杭を設け、或は水行を妨ぐる行爲を嚴禁し、或は堤の便害取締を管轄官に分任し、或は自普請と雖も土木司に施行し、或は堤上堤外の並木にして堤の根固めとなるべきものを存置し、或は堤防締役を最寄郷村より抜擢し、区域を定めて平日水行を点検し、或は普請、土取、石取、坪掛人足は在来りに拘はらず丁数により定期を以て積り立、目録見帳へ丁数遠近を記載する等の条目、総て土木司と合議し可否を決すべし。

と示し、これが置県以来の土木事業に関する法令および条例の基礎となつた。そして同年十一月布告第六百三十一号をもつて、始めて土木費支弁の法を定めた。同八年七月従来夫米夫錢堤銀各種の名称を以て特に治水修繕のため収入したもの、および類似の分を廃し、各府県限り適宜賦課法を立てることとし（達第二三〇号）、同年九月二十日、時の内務卿（伊藤博文）は愛知県へ対し「河港、道路経費目途金は明治六年八月大蔵省号外達書の次第も有是、方今国費多端の折柄に付、可成丈節約の方法を設け本年七月より来る九年六月迄、其県一周歳経費目途金四万二千百八十七円を以て可取賄、若し之に増費を要すべき工事ある時は許可を受くべき」旨を論達あり、愛知県は同年十月河岸、川々、道路、橋梁その他自普請箇所、入費を一大区毎に各通取調べ内務省へ送達し、同年十一月に太政官

達および内務省達の趣によつて当分愛知県河港道路、橋梁、樋管類等の修繕方法を改めたのである。最初の支弁法の規定　かくして明治十二年五月の初回県会に議決をもとめ、六月甲第九十七号をもつて「愛知県土木費支弁法」を七月一日以降施行する旨を布達した。その全文を掲ぐれば左のとおりであるが、これがおそらく最初の規定であろう。

愛知県土木費支弁法（明治十二年六月三十日・布達甲第九十七号）

河港道路、堤防、橋梁、樋管、用悪水路、溜池等揮て公共の利害に關する治水修路の工事は、国費、地方税より左の歩合を以て支弁するものとし、其他は地元町村若くは組合町村の協議費たるべし。

- 第一条　国道及之ニ架スル橋梁工事ハ皆土木費（土木費とは國費ニ對シテ地方税を云ふ）ヲ以テ支弁スルモノトス。但掃除費ハ地元町村ノ協議費タルベシ。
- 第二条　県道及之ニ架スル橋梁工事ハ土木費九分、協議費一分ヲ以テ支弁スルモノトス。但掃除費ハ地元町村ノ協議費タルベシ。
- 第三条　木曾川・鍋田川二川ノ工事ハ土木費九分、協議費一分ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第四条　佐屋川・筏川・日光川・庄内川・矢作川・矢作古川・乙川・豊川八川ノ工事ハ土木費八分、協議費二分ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第五条　音明川・梅田川・天白川・新川・五条川・矢田川・境川・内津川八川ノ工事ハ土木費七分、協議費三分ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第六条　第三条、第四条、第五条ニ掲載スル所ノ十八川ヲ除キ其他ノ川々ノ工事ハ總テ土木費五分、協議費五分ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第七条　前条ノ溜川及溜池悪水路ノ破堤、溝留工事ハ皆土木費ヲ以テ支弁スルモノトス。但出水防禦費ハ皆協議費タルベシ。
- 第八条　熱田港ノ工事ハ皆土木費ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第九条　水源土砂扞止ノ工事ハ土木費九分、協議費一分ヲ以テ支弁スルモノトス。
- 第十条　海岸汐除堤防工事ハ土木費八分、協議費二分ヲ以テ支弁スルモノトス。但新設及鎮下年季中ニ屬スルモノハ此限ニ非ス。
- 第十一条　樋類ノ工事ハ板坪四十坪以上ハ土木費九分、協議費一分、四十坪未満三十坪以上ハ土木費八分、協議費二分、三十坪未満二十坪以上ハ木材金物指立代金限り土木費、二十坪未満十坪以上ハ木材金物指立代金ノ内九分トシ、其他ハ協議費ヲ以テ支弁スルモノトス。

第十二条 里道ニ架スル橋梁平坪六坪以上ニ及ブモノハ架換工事ニ限リ土木費八分、協議費二分ヲ以テ支弁スルモノトス。

第十三条 市街ヲ為シタル道路ノ工事ハ国道ニ限リ土木費六分、協議費四分、其他ハ土木費三分、協議費七ヲ以テ支弁スルモノトス。

第十四条 前条項ノ如ク土木費支弁ノ方法ヲ立ルト雖モ、利害直接ニ関セサル從來受付町村ナキ工事ハ皆土木費トシ、又實際民力ニ堪ヘ難キ莫大

ノ協議費ヲ要スル工事ハ実地検査ノ上、更ニ土木費ノ内ヨリ幾分カ補助スルヲ得ルモノトス。

第十五条 前条々ノ工事ト雖モ新設及変更ニ屬スルモノハ此分合ノ限ニ非ズ。

国道外の橋梁溝渠も削除 その後、郡区経済分離（三部経済制度）に伴い明治十五年九月区部（市部）、

郡部土木費支弁法を設定したのち、区郡とも幾分の改正あつて、明治二十五年十月、本県に県制実施（全国一斉に施行されたものではない）されるや、土木支弁法は元市部、郡部に関する規定を各適用することとなつた。しかしこの土木費支弁法の規定は郡市の権衡よろしきを得ず、加うるに県税と町村費との連帯支弁に係るものあつて、その主担が明かならざるものがあつたのみならず、既に市町村制および県制施行後には、その区分をして明瞭ならしめる必要にせまられて二十六年四月一部改正し、その後翌二十七年四月に一部改正した。越えて三十一年四月一部改正の際、名古屋市内の各号工事に県費補助を与えられることになり、翌三十二年四月一日改正実施（県令第三号）の際、第二条第二項「名古屋市内国道の外重要道路および之に架する橋梁、大溝、暗渠ならびに並木植継」を削除せられてしまつた。

本県の土木費支弁規則設定 さらに翌三十三年三月、県令第三十三号を以て土木費支弁規則を設定公布、四月一日より施行し、この規則に抵触する従前の規定は総てこれを廃止された。その後の変遷については資料乏しく、他日の機会にゆづるが、以上の事実と後行における抄録によれば、大

小区時代に遡つて、それより明治三十二年前後に至るまでの間、郡中についてはイザ知らず市における主なる道路、河川および溝渠等の施設は概して県費(地方税)支弁にかかるものであつたといえよう。(市中とは名古屋市を指し名古屋市を除く郡部を郡中と言つたのである。)

県政における道路溝渠問題

明治二十七年一月十七日招集の臨時愛知県会(会期七日間)に土木費支弁法第二条第一項の五に該当する溝渠箇所として左のごとく指定する案件が提出されたのである。

栄町七丁目より伏見町を経て堀川東岸に至る延長一千二百七十六間。平均幅六尺以下百四十二箇所。

平均幅一尺の溝渠六箇所。同一尺五寸の溝渠二十九箇所。同二尺以上の溝渠三十八箇所。

同四尺以上の溝渠十三箇所。同五尺以上の溝渠二箇所。同六尺以上の溝渠三箇所。同七尺

以下の溝渠二箇所。

いずれ後に詳記するであろうが、市内到る処に溝渠が見られたのである。太田善四郎(幡豆郡選出議員)より「僅か幅一尺か一尺五寸のものにして三歳の童子でも片足にて飛越すことの出来るような溝までも大溝としたのはそこに何か根拠があるか。」の質問に対し、安井真淳属は「従来の慣行によつて市部会の頃から既に地方税をもつて浚渫せしものであつたのを本案に提出した次第である」と弁明したが、これは委員付託となつた。一月二十三日の最終本会議において太田特別委員長(報告どおり)「实地調査の暇がないので幅三尺以下のものを大溝渠となし三尺幅以下を削除する。」と修正可決している。このときの愛知県土木費支弁法第二条第五項には「名古屋市内國

県道の外重要道路および之に架する橋梁、大溝、暗渠ならびに並木植継」各種の工事は県税を以て支弁するものと明文があり、試みにその当時県税支弁にかかる溝渠を尋ねてみれば、幅三尺以上のもの三十六箇所の延長一万六千五百五十六間、幅三尺以下のもの百六箇所この延長一万八千五百四間を示している。また同年六月一日招集の臨時県会(会期七日間)に諮問案第二号の同意をもとめて南禰宜町愛知郡界に起り江川に合する平均幅五尺、延長二百三十二間の溝渠を県費支弁に追加指定したのである。

軌道敷設と道路の関係 越えて明治二十九年十一月二十四日招集の通常県会(会期三十日間)に諮問案第一号電気鉄道、馬車鉄道敷設の件を提出された。これは「明治二十三年法律第七十一号軌道敷設条例に基づき左記線路にかかる国道、県道、名古屋市重要道路に電気鉄道、馬車鉄道敷設せんとし出願したるに付、軌道敷設に関し予め県会の意見を問う。」とあり、それらは名古屋電気鉄道、尾西鉄道、豊川鉄道はじめ諸会社代表および発起人より出願のもので、一々その路線を掲ぐる煩をさげ名古屋市域および附近に関する一部分を掲ぐれば、南外堀町一丁目(末挽町通)より東へ東片端町二丁目に至る外数線、国道第二号線愛知郡熱田町大字伝馬、大字神戸角より額田郡岡崎町大字康生に至る外十数線である、これも委員付託となり審議の結果、十二月二十三日の本会議において岡本(藩三)特別委員長(海東郡選出)より「軌道敷設に関し法律第七十一号により内務省訓令第六百六十二号に明文あるがごとく、国道に敷設する場合は府県会の意見を聞き、里道は市町村会の意見を添へて知事より進達すべきものである。十一の線路には共用里道の一部に属するものに付、県会はこの部分に対し意見を述べる必要なし。」云々報告した。これに対し村井久道属は「一部につき県

会の議決すべきものにあらずというが、この重要里道は名古屋市内に限り、その道路の修築保存は皆県税をもつてする県道国道と同一であるから県会に諮問したのである。内務省令第四千六百二十五号に照すも道路の総ての処分については修築保存の義務を有する機関がこれに意見を加うることは明かに規定せられて居る。」と弁明したので意見が対立した。そこで時任(益善)知事はきわめて明瞭に「県庁は県費にて修繕する道路であるから諸君に諮問するのである。しかるに諸君が里道であるから修繕の入費を議するが、この諮問について議せずというならば名古屋市役所或は市会に諮問してもよろしい、しかし県庁は規則に遵い県会に諮問すべきものとして提出した。」と所信を表明して諮問に同意することを期待したのである。

加藤六蔵(宝飯郡選出議員)はじめ同意する発言があつたが、休憩して全員協議会を開いたのち本会議再開、採決によりて大多数をもつて諮問に異議なく同意の答申する旨を決定した。このとき鈴木穂兵衛(名古屋市内敷設に關するものは害多くして利が無いからこれを否とする。)と反対意見を開陳している。

堀川浚渫費の市郡分割負担 次に江木(千之)知事時代における堀川浚渫問題を取り上げてみよう。明治三十年十月二十五日招集の通常県会(会期三十日間)郡部会において三十一年度郡部歳入出予算歳出經常部堀川浚渫費、治水堤防費(土木費にふくまれる)が激しく論難の焦点となつて堀川浚渫費と同河川修繕費を連帯経済に移すべしと強く主張するところあつて委員付託となつた。十一月十八日の本会議に至つて岡本(清三)特別委員長は「堀川の予算を区分したから理事者と意見の衝突となつた。まことに不都合千万であるから、これを削除すると同時にこの予算を連帯経済

に移して提出せよという建議案を提出するつもりである。その負担歩合を定むる方法は特別負担条例を設定すれば差支へない。」と削減修正意見を強調した。これに対し村井久道属より「運輸交通上の土木費負担は一律に行かぬ、国道道の負担をいえば郡は郡区域について負担して居る、運河においてもしかりである。」と答え、さらに脇屋義純属より答えていわく「郡市各部が個々の権限を有するが故に否決したという、それは一応もつともものようだが、之では同一の河川に同一の土木工事をなす事が出来ぬ。県制実施以前における三部経済制度時代にさかのぼつて見るに堀川は郡市相俟つて効果をあげる工事であつて、かつて市部に可決し、郡部に否決したる事実は全くない、経済を分離せる今日でも毫も支障をみないので、今回も旧慣によつて分割決議あるものとして提案した次第である。」原案支持につとめた。このとき既に市部会では堀川浚渫および河岸修繕費を異議なく原案を可決確定を上げていたのみならず、会期末が切迫し、郡部予算から土木費の全部を撤回し改めて県参事会の議決を求めた上、県会に提出する余日もなく追いつめられていたけれども、郡部会は第二詠会において委員長報告どおり削除修正し、第三詠会を留保した。越えて十一月二十三日の最終本会議に至つて決定をなすべく第三詠会を開くや、理事者は起つて原案執行をなす旨の態度を表明したので、県会本会議はたちまち急旋回して原案を可決確定し、委員会の否決報告は全く顛覆したのは余儀なきなりゆきであつたであらう。

当時接続熱田町は未だ市域に被編入前にして尾頭橋附近から以南の下流浚渫および河岸修繕費は郡部経済所屬にあり、同橋以北の上流は市部経済所屬にあり、もしそれ郡部会において前記のとおり否決し去つたならば、尾頭橋以北の上流のみを浚渫し、下流を放擲して置くならば浚渫の効

果が無いという結果となることが見易き事実であつたから、強腰がちの県当局が敢然として原案執行の旨を言明したことがうなづかれる。けだし堀川に關する予算は明治三十三年度予算から連帶經濟負担に移されて郡部会の主張が貫徹されたのである。

以上のごとき事実を知り得るならば、明治三十数年頃までの名古屋市自体として施行したる道路施設の乏しきはあえて不思議とするに足らぬ。全くそれは県費支弁に屬したもので明治二十五年十二月鉄砲町通国道改修を企図し、通常県会において安藤清次郎(名古屋市選出議員)・森治郎(愛知郡選出議員)等をこの改修委員に選任したが、何等具体化するに至らずして消滅しているなど、そこに所要敷地問題がからんで実施困難に陥つたことを察知されるものがある。

施工については勿論これを公入札によつて請負業者に請負しめることはいうまでもないが、そのときの四圍の状況や、その他の事情を斟酌して市町村に請負しめた実例が乏しくない、ことに修繕工事のごときを市町村に請負しむるを常例としたようである。しかし市中の道路新設改修等については右の例は乏しいようである。

民費道路の開設及市民の欲求

斯様にして実施が追々と進められたといつても、その悉くが県費支弁をもつて出来あがつたものだと早合点してはならぬ。民費支出をもつて私業としての道路開鑿を企てた事実が少なくない。これを例によつて見れば、明治二十年九月創立にかかる名古屋電燈株式会社が水主町附近に火力発電所建設の際、そこに通ずる道路開設といひ愛知電燈株式会社が那古野村大字広井に火力発電所建設当時の明治二十七年頃は未だ畑地であつて、そこに矢張り道路が新設せられた。今の

東邦瓦斯の前身名古屋瓦斯株式会社が明治四十年に精進川西沿岸に工場、今の桜田工場建設當時は耕地だらけで材料運搬に利用する道路が無かつたので、古渡町より東へ一直線に精進川に至り途中分岐して工場前に至る幅三間、延長四百十三間五尺の道路を新設した。その道路が途中中央線を横断する踏切道の着工には帝國鐵道庁名古屋營業所經由出願し、鐵道庁總裁の承認指令を得るの手續き、所要敷地買収等の面倒を繰返して漸く道路が出来上つたものである。なお組合道路等を数えあげるならば、際限があるまいが、かかる私有道路がやがて本市へ寄附(移管)となり、名実共に公道となつて、清新な發達を遂げ今も昔も一般交通に供せられていることには何等の変わりはないが、田圃の細い畦道に車馬通行の道路が出来上つた四、五十年前には多大の便益を与えどんに喜ばれたことであろう。

以上のごとくであるが、道路についての總ての事項に關した規律がなかつたためか脈絡した道路の貫達を期待することが出来なかつたのみならず、道路施設に対し積極的要望がたかまりそれが輿論化して県政や市政に反映したという事実を知ることが出来ないのである。ところが県政についていえば、土木費支弁法廃止後、江木知事から沖(守岡)知事時代に移らんとする頃から、名古屋市政についていえば志水(直)市長時代からボツボツ道路開通および改良を要望する声が起り、道路の整備が渴望の的となつて来た。たとえば明治三十二年に至つて當時の市會議員、県會議員、元市會議員のうち、

長谷川大兵衛 服部兵助 堀部勝四郎 堀内茂右衛門 渡辺久三郎 加藤彦兵衛 川出榮太郎 谷口萬忠 祖父江道雄 野々垣直次郎 山内正義

山田平次郎 山内文助 近藤芳三郎 安藤清次郎 沢田吉兵衛 榊原榮藏

以上十七名発起のもとに有志の参加をもとめて「名古屋西部会」なるものを組織して積極的に道路改修の促進を要望するところとなつた。その趣意書を左に抄録する。

我名古屋市は其地勢全国の中枢に当るが故に漸次四方に膨脹し、將に繁榮なる一大都會たらんとす。この時に際会して道路、河川は商工業の隆盛を促すべき最要の好機閑たり。今本市西部の形勢を観るに道路、河川ありと雖も狹隘にして其利便を計るに足らざるは実に遺憾の至りならずや。而してこの道路、河川は果して将来運輸交通の機閑とするに足らざるか、若し然らずんば進んで之が開発を計るは吾人が奮励すべき任務ならずや。

今や本市の東部は中央鉄道停車場の設置あると共に、市街を貫通する一大道路開修の舉あり、將に数年を出ずして倍々繁榮の地域たらんとす。之に反して西部地方は利便の拠るべきものなく、而かも開發し得べきありて独り袖手傍觀するは吾人の堪ゆべき処ならんや。茲に於て大いに感ずる所あり、以て本会を創設し地方振興の策を講じ、併せて相互の交誼を厚うせん事を期す。……(下略)

道路整備に関する市民の欲求が強く動き出していたかを判断することが出来るのみならず、こうした欲求が市理事者の道路施策に拍車をかけたものであつたことが了解される。

終に市区改正事業の具体化

やがて明治末葉には市区改正の機運が漸く熟し、識者間に一定計画の下に都市改良を図るべき必要がさかんに唱えられるようになった。実に佐藤(孝三郎)市長時代に至つて都市改良調査会を設置し、本格的に大名古屋建設の理想に向つて第一歩を踏み出した。けだし「大名古屋建設」とい

言葉が始めて公式の席上において提唱されたのは、大正六年七月就任せる佐藤(孝)市長が入市後、間もなく愛知県立商品陳列館において催した市長就任披露の挨拶中に「大名古屋建設」云々と理想を披瀝したのはそもそも「大名古屋」の発端であつた。それから接頭語に大名古屋という言葉が使われたり、大名古屋建設と吹聴されるようになった。筆路はややそれかけたが、もうその頃は都市的改良發達に対する官民の熱意は決して薄いものではなかつた。

當時たまたま京都・大阪両市に東京市区改正条例を準用するの法律案が第四十議會に提出せられることになつた。ここにおいて俄然名古屋市は横浜・神戸両市と相呼応して政府に向つて機宜の陳情運動を続けた結果、終に大正七年(一九一八年)九月、すなわち本市も東京市区改正条例準用都市に指定せられることになつた。そこでいよいよ諸調査および手続を経て岩井町線はじめ五幹線街路ならびに広場新設拡築計画をすなわち市区改正事業として、これを大正八年度より四箇年継続事業として実施すべく市会に提出した。市会はそれを審議中に大正九年(一九二〇年)一月一日より都市計画法が実施せられることになつたので、前記の事業は都市計画法の適用によつて都市計画事業として施行せられることに確定したのである。それより本市において都市計画と都市計画事業が順次進められたわけであるが、沿革的にみれば本市制施行後から第一期都市計画事業と称する市区改正事業の成るまでは大体において、中京の發展膨脹の趨勢に即応したものと見えるだろう。

第二節 東部道路(新栄町通)の改修

第一項 計画より実施の決定まで

名古屋区時代の計画が発端

笹島停車場(後に名古屋駅)より柴町に至る間を東西に横貫する笹島街道(後に広小路通)の構築によつて、名古屋の貫録が示されたのであるが、既に名古屋区時代において柴町以東を接続愛知郡千種村との境界まで改修せんとする計画もあつた。計画のあるところ目標があつたであらうが殆んど看過されたようである。やがて市制施行となり、志水(忠平)市長(明治三三・一一―三七・二)時代に至つて積極的になつて高橋(順造)助役が主任となつて道路調査を行つた大体の計画案を参考として市会に提示された。その頃鉄道敷設法公布(明治二五・六・二二、法律第四号)せられ、同時に勅令第五十一号をもつて鉄道会議規則また公布せられ、今の中央線たるすなわち中央縦貫鉄道が名古屋の東部に來ることが予想された。これこそまさに好機会として本市会側は前記計画の実現を要望し委員を挙げて路線調査に乗り出した。その結果速かに実施計画に着手すべきものとなり、通信大臣(黒田清隆)に対し将来名古屋の東方に停車場を設置されることになれば、その所要敷地を寄附するのみならず、同時に停車場に達する交通の便を図るために大道路の開修も断行するにつき、停車場の位置を内示されたい旨を陳述し建議書を提出するに至つた。実に明治二十七年二月であつた、その間に二十六年二月十日、政府鉄道敷設法第一期線のうち中央線(八王子・名古屋間、資庫線経由)北越線、舞鶴線、和歌山線、山陰および山陽連絡線の比較線決定法律案ならびに同法中公債募集額の増加、年限の延長および年度変更の改正法律案を第四回国会に提出されたのち、この年に鉄道庁第一部の名古屋

建築事務所を設置、さらに名古屋保線事務所を設けられた。その頃には既に日清兩國の風雲やや急なるものがあつたが、わが国は未だ戦を宣すに至らなかつた。

道路調査委員会設置 中央線の停車場設置を囑望する本市会が前述のごとく陳情運動を行つた後、名古屋市民の鉄道に関する関心は頗る動き出したと、同時に政治家たるもの、この志望達成こそが一大使命と心得るに至つたのである。市理事者は市会側と協議の上、全市にわたつて道路調査を行うことになり、五月十日（明治二十七年）の市会は長谷川太兵衛議員の動議どおり異議なく、全議員（三十九名）が道路改修委員となつて、政府当局に対し停車場獲得運動を継続することとなつたのは四囲の状況は市會議員をして、到底傍觀的態度に終始せしめてはおかなかつたのである。

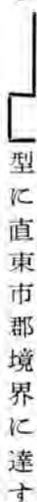
名古屋市会の道路改修調査委員

- | | | | |
|------------|-----------|------------|----------|
| (一) 東部方面担当 | 委員長 白石半助 | 副委員長 岡部善之助 | (委員氏名省略) |
| (二) 西部方面担当 | 委員長 祖父江道雄 | 副委員長 鈴木摠兵衛 | (委員氏名省略) |
| (三) 南部方面担当 | 委員長 渋谷良平 | 副委員長 山本新治郎 | (委員氏名省略) |

右のごとく三班に分けて調査攻究の上、委員總會を開いて都市化をめざす構想と道路線について審議の結果、改修予定路線を五種に分け、工事を五期に分割して漸進的に実現し完遂を期する方針を定めた。第一期計画十七路線につきその輕重を考え先行すべきものと、後廻しになすべきものとの差別をなし、その執行順序を定めたり、特別線として一線だけをとりあげ先行することに、なつたのは、すなわち東部道路で、この路線を中央縦貫鉄道建設工事着手前に一日も早く着工することになつたのである。

県庁敷地貫通線に確定

施工区間はいうまでもなく、既成栄町線の終端から直東市郡境界の千種村地内まで大改修して街路交通の至便を凶らんとするにあつた。ところが栄町線の突き当りに当時愛知県庁舎が在るので、L型とせざるを得ぬ関係上、道路改修調査委員会において果然異論が飛び出し、ここで直東線の比較線として前記の北方線新設と旧路線改修との両意見が対立したので、実測調査に着手することになつた。

北方線説とは県庁舎および県会議事堂の北側から、すなわち  型に直東市郡境界に達するもの、旧路線説とは県庁舎附近の愛知県尋常師範学校位置南新町一丁目一番地の南側を迂回して旧道路に沿うて郡境界に達せんとするもの、いずれも監督官庁たる県庁舎の移転を要求するがごとき難物に触れたくない。むしろこれを避ける計画であつたことは案説を要しないだろう。しかし両路線の利害得失についても再調査を行つて幾度となく審議を練り直した末、いわゆる名古屋の「百年の大計」から理想計画を基準として確定せられたものでなければならぬといふので、断然県庁舎の敷地を貫通したところの——栄町直東線を最善適切な案としての意見が完全に一致を見るに至つたのである。

変転して迂回線に決定　さりながら当時県市の関係円滑を欠いていたので、右を市会において正式議決すれば快よからぬ感情に刺戟を与え甚だ面白からざる支障を惹起するだろうと、その前途が甚だ危ぶまれ大事に大事をとる意見が抬頭して一応決定したものを抛棄し、結局県庁舎および県会議事堂迂回の北方線を採択することに確定した。こうした急変はまたとりもなおさず当

時の名古屋市民の心情でもあつた。

こうして市参事会において右事業予算案を作成して市会に提出されたのは、実に明治二十八年十一月十六日であつた。

この間に志水(忠)市長、高橋助役とも退職して柳本市長時代であつて、助役は安藤因蔭であつた。市会議長には異動なく堀部勝四郎初代議長であつた。予算案の概略を掲ぐれば左のごとし。

明治二十八年度
第三十二号議案 本市道路改修の件(明治二十八年十一月三日可決)

一、金九万七千八百四十八圓十八錢三厘

道路改修費

内 訳

金六万七千八百七十八圓四十七錢一厘

土地買上げ及建物取
毀切取並に移転料

金一万一千二百五圓七十一錢二厘

道路修築費

金二万圓

墓地及竹木移転費

右明治二十八、九兩年度継続工事として施行し、該費額の内金五万圓は県税の補助を請求し、金四万九千八百四十八圓十八錢三厘は市税徴収す。

総額約十萬圓であつたが、当時としては相當の巨額にして財源を市税のほか県費補助をもとめんとする劃期的事業であつただけに、道路開發の熱意が昂揚された。

市会は委員付託(氏名、員數とも不詳)としたが、果せるかな、異議なく原案を賛成し、市会本會議は委員会の報告どおり満場一致をもつてすなわち原案に可決確定した。市民の関心がこの一事に集中したてであることは想像に余りあるものがあつた。市参事会(當時の制度では執行機關)は、ただちに施工許可

申請の手續をとつた。

貫通線に逆転して設計変更 然るに「案ずるより産むが易く」時の愛知県知事時任為基より「折角巨資を投ずる道路改修に際し、直東線を採択せずして県庁の北側を迂回とする変形は甚だ遺憾とする。」という意味で市参事会に計画変更することを妥当とする内論があつた。そこで俄然当初の直東線計画の成立すべき見込が立つたので、雀躍せる市参事会は左記諮問案を市会に提出して同意を期待し、当初の確定——直東線に逆戻りすることとなつた。

明治二十八年度 諮問第四号案 東部道路改修に関する設計

一部変更の件……(明治二十九年三月二十六日同意)

嚮に市会の決議を経たる本市栄町七丁目より東へ千種村に至る改修道路は南久屋町角を北折し、本県会議事堂北横を経て直線村境に達する計画なり。然るに栄町七丁目東端より現今県庁所在地を貫き直線村境に達するときは市街の体面上、且つ此屈曲を避け通行上一層の便利となるべきのみならず、実施上に付多少容易なるものあり、依つて右の如く線を變更設計せんとす。

右市会の意見を踏う。

市会においても、もとより異議のあるべきはずなく、ただちに諮問に同意の答申をしたることはいうまでもない。

県庁舎移転に絡む複雑な過程

一方本県側の経緯ついて一瞥して見よう。協力的方向を示した時任知事は既に本県に在任足

掛け五年におよび盛りあがつた本市民の熱望を認めたものに外ならぬが、当時の県庁舎は壁が崩れがち、ガラス障子が破れたお粗末なものであつたので、いよいよ庁舎の移転新築を決意するに至つた知事は明治二十九年九月二十八日招集(会期七日間)の臨時県会に諮問案第二号をもつて県庁舎移転に関する件を提出した。県会は太田善四郎(礪波郡選出議員)の動議どおり委員付託とした。

〔参考〕 愛知県会の特別調査委員 (九名) ◎印委員長)

丸山時右衛門(南設楽郡選出) ◎三浦磐水(瀨美郡選出) 鈴木徳兵衛(名古屋市選出) 長谷川太兵衛(名古屋市選出) 磯貝浩(愛知郡選出)
近藤東右衛門(額田郡選出) 村瀬周五郎(丹羽郡選出) 日比野昇義(中島郡選出) 吉田甚平(海東郡選出)

十月四日の本会議において委員長より「名古屋市の東部道路改修に賛成したが、移転費用については災余の今日県民に賦課せず別に適當の方法と財源を見出し得ればよい。すなわち県庁舎移転跡地を売却すれば大体においてよいと思う。」と同意する旨を報告した。これに対し質疑の発言があり、委員長の弁明を綜合要約すれば次のごとくで当時の状況を窺知される。

現在の県庁舎敷地から道路となるべき分を引いた三千四百七坪余に対し坪平均三十円と見積れば十萬二千二百十五円となる。これを財源として他に四千坪を坪平均十円にて求むれば六万円余で移築することが出来る見込である。名古屋のどの辺に移すかつて……現在売却すれば坪十円位であるうが、道路を改修すれば地価は数倍となる見込で三十円に売れる。名古屋市内だつて相當の地所でも坪十円も出せばいつでも移転先を買い取るからである。採決の結果、委員長報告どおり同意する旨の答申を可決した。

〔附記〕

明治二十九年愛知県下の風水災害の概況

ここで災余について知つて置くべきは二十九年八月・九月本県下を襲つた風水災の被害である。(括弧内の数字は九月の被害)

死傷者八十六人(三十二人)住家流失、全潰、半潰四千二百六十二戸(一千六百七十戸)非住家四千二百六十八戸(一千六百三十二戸)九月の浸水家屋四万三千九百四十九、その他土木工作物において道路、堤防、橋梁、樋管類の決潰、破損、護岸及水溜の流亡、破損、船舶の流失及沈没、浸水田畑等の延長又は坪数等実に莫大に上り、焚出救助延人員三十一万三千九百十三人、救助小屋掛一万三千五百三十二戸を示し、その風水害概況において「避難人民は周章狼狽身を以て遁れ、衣食等は悉く流亡し、身を堤上に暴露し貧富を問はず、凍緩に迫るの有様にして、其後漸く漂着したる古木を以て堤上に小屋掛をなし辛じて雨露を凌ぐに至りたるも……寒衣襪色一家相顧みて凄然たり。」長々と記してある。県下を通じ特に被害極めて甚大であったのは、海東・海西・知多・愛知・東春日井・西春日井・碧海・の七郡にして、とりわけ河川沿岸の村落は実に慄慄言語に絶するものがあつたという。

その後右災害復旧に伴う県費の増大關係、その他偏狭な割拠主義などが織り込み県庁舎移転問題に遷余曲折をきわめ、終にその機の熟するのを待つほかなかつた。

協力的時任知事と県会 越えて明治三十年四月十五日開幕の臨時県会に県庁舎移転關係を盛つた追加予算(第一号議案)、県庁舎敷地中土地七百八十二坪九合六勺を、名古屋市起業の改修道路敷地用として無代価で市に譲渡するという第二号議案、その他を提出した時任知事は第一日の劈頭において次のごとく説明演説を行つてゐる。

提出案は道路改修のため県庁舎および博物館等——等の移転である。従来県庁を新築しては如何との説もあつたが、昨年来の風水災のため県民の負担増加し、今日新築することは誠に忍びざる所である。幸い師範学校舎は県庁に利用できるから師範学校、博物館も移転したい。……つらつら名古屋の前途を考ふるに笹島停車場と東の停車場との間に道路改修が実行せられ、両停車場間に大道路貫通するに至らば、その沿道は商業および交通上枢要地となることは疑を容れぬ。道路改修のため県庁舎を移転し、その敷地の一部を名古屋市に交付するは目下の急務であると思ふ。……願くば右趣旨のある所を諒せられ適當の御審議あらんことを……。

然るに質問、反対的意见続出し、全員委員付託に決定、更に全員委員会において投票によつて七名の特別委員選挙の結果、青樹英二始め郡部選出議員のみ当選決定した。特別委員会は審議の末、(一)県庁だけを移築すること。(二)議事堂を当分現在の儘に置くこと。(三)師範学校、博物館は移転の必要を感じた場合これを実行するを適當とする。(四)道路改修に必要な坪数だけを名古屋市に交付、その他を県有財産として存置すること。(五)財源については第一号議案修正のもとに新柳町の旧名古屋警察署跡地を売却すること。

以上のごとく意見がまとまつたが、四月二十一日の本会議における委員会報告に対し、修正賛成、原案賛成意見はじめ議論激しく沸騰した、ほか委員長に対する質問の発言、県当局の原案支持の発言など、なかなか多時におよんで、終に起立によつて採決をもとめたところ、委員長報告の修正説同意起立者二十三名にてすなわち原案に程遠い大修正可決確定をつげた。修正起立者中には名古屋選出議員は一名をもふくまれていないが、事案は名古屋市の枢要街路に直接の關係ある重要問題であつたが、この日市部議員二名欠席、出席四名とも終始沈黙を続け議場の活発な論議をただ傍観するがごとくみられたのは、いささか奇異に感じられる。

沖知事時代に漸く願望達成

その後同年六月一日招集の臨時県会は、さきの臨時県会決議にもとずき庁舎移転始め移転に関する費用支弁のため元名古屋警察署跡地等の土地建物売却の件はじめ三十年度歳入出予算追加更正等を全面的に否決し、県庁舎等移転計画は姑息策にして前途の長計に非らざるをもつて速かに適切の方法を攻究して提案せよとの建議を決議した。ここにおいて新規蒔直しとなり、従つて

本市の直東線道路の前途が危ぶまれるに至つた。次に矢継早に招集された六月十二日の臨時県会には新規案の庁舎移転の件ならびに関係案を原案可決されたが、その後も幾多の迂余曲折の限りを尽し、時任知事去り、後任江木(千之)知事が来たが、彼は在任一年余にして広島県へ転任、後任の沖(守園)知事時代に至つて県庁舎議事堂、師範学校等も移転新築、これらの財源を借入金によることになり、名実共に円満可決をみるに至つたのは、実に明治三十二年六月二十四日開幕の臨時県会であつた。従つて本市に無償譲渡された道路敷地も解決したることはいうまでもない。これよりさき同年四月一日招集の臨時県会においても征清記念碑(位置栄町通東突き当り)敷地——本市に二百四十八坪一合五勺無償譲渡するの件を異議なく原案可決し、本市の熱望が達成されたのである。

更正予算額と工事の概要 一方その間における本市側にはどんな経過をたどつたであらうか。直東線に逆転した結果、既決予算に増額を要することになり、左のとおり提案した。

明治二十八年度 本年度第三十二号議案訂正
第五十号議案
の件……………(明治二十八年三月十日可決)

本年度第三十二号議案決議に係る本市道路改修の件左の通り訂正す。

一、金十萬九千九十錢

道路改修費

内 訳

金六萬九千五百九十九圓九十七錢四厘

土地買上げ及建物取
毀切取並に移転料

金一萬四千九百三十二錢六厘

道路改修費

金二萬圓

墓地及竹木移転料

右明治二十九、三十兩年度継続工事として施行し、該費額の内、金五万九千三百錢は市費負担し、金五万円は県税の補助を請求す。

すなわち異議なく通過したので、明治三十一年七月二十五日付、改めて東部道路改修認可申請書を時の江木知事宛に提出した。実に市会議決後二箇年以上を経過したのは、敷地問題などが絡んで遷延の余儀なきに至つたものとみなされる。

(土甲第九号) 道路改修認可申請(明治三十一年八月十日・愛知県知事 江木千之宛)

愛知郡千種村に中央鉄道停車場設置の上は本市中央より該停車場に達する道路必要不可欠候。然るに従来の道路は迂回屈曲、且つ路面狭隘にして公共の不便不尠に付、栄町通県庁前より今回新設可相成、停車場へ向け別紙図面の如く新道開設致度、尤も工費は市会議決に付、道路新設の義至急認可相成度、実施測量並に設計書相添申請候也

名古屋市参事会、名古屋市長 志 水 直

工事計画による工法の大要

- (一) 路線の勾配は測点より西新町に至る八十八間は六十分の一を以て降り同町より愛知郡千種村郡界に至るまでは二百分の一以下の勾配を以て開築す。
- (二) 盛土最高は中心にて四尺に止り切土最深は五尺に止るものとす。
- (三) 道路の両側は石垣を施し溝渠を設く。
- (四) 下水放流のため橋梁五箇所、水貫二十九箇所を設け排水の便に供す。

(五) 道路の左右に柳を挿入して並木となす。
間もなく左のごとく許可指令をうけたのである。

愛知県指令二第三七〇八号

名古屋市役所

明治三十一年八月十日付、土甲第九号申請、名古屋市栄町通県庁門前より愛知郡千種村中央鉄道停車場に至る名古屋市内里道改修の件許可す。

但治水其他公共の利害に関し必要と認むるときは相当の予防若くは設計の変更を命ずることあるべし。

明治三十一年八月十八日

愛知県知事 江 木 千 之

かくしてようやく実施の第一歩を踏み出す段階に至つたが、市会が最初の案を議決以来実に二年八箇月余を経過していたのである。

第二項 着工から貫達完成までの経緯

千種駅設置同盟会と市会の熱意

以上述べたごとき過程でいよいよ着工の運びに至つたが、東部道路に関連する中央鉄道の停車場位置問題についても一瞥して見よう。県庁敷地無償譲渡が暗礁に乗りあげても、市民有志の間には鉄道の停車場獲得要望の声はやまなかつたので、東部停車場設置同盟会なるものが結成されて活発な活動が行われた。再説明するまでもなく東部停車場とは明治三十五年十一月十五日開設にかかる今の千種駅であるが、同盟会設置当時一方隣接西春日井郡民有志によつて予定線を本

市の東北部大曾根方面より遙か城北を通過せしめ、笹島停車場に達せしめようとする運動もあつた。これがやや熾烈化の形勢となり終に傍觀を許されぬことになるや、本市会は奮然と起ちあがつて東部停車場設置同盟会と連絡歩調を整え対策を練つた結果、市会は該停車場敷地を寄附する旨の出願と笹島停車場構内踏切の陸橋(昭和十二年三月開催の汎太平洋平和博覧会をめざしての)広小路延長線建設の際、撤去された禰宜町地内の明治橋架設のことを議決した。また時の時任知事も大いに本市に協力して上京、通信大臣および鉄道庁当局に前記の事情を具申するなど機宜の運動を怠らなかつた。これが奏効して千種停車場の位置および千種村界から停車場前に至る区間の道路敷地も決定をみるに至り、これに市民は凱歌をあげたのである。

しかしその間、二十八年十二月二十八日、柳本市長宛にうけた左の通牒が物語るがごとく、一時甚だ悲觀的状态に陥ち、全く名古屋人士をして焦慮せしめたことがあつた。さればそれから五年後に名古屋の東部にも始めて列車の汽笛を聞いたとき、どんなに喜んだであらうことは想像に余りあるものがあつた。

停車場位置に関する通牒(名古屋市長柳木直太郎宛)

中央鉄道敷設に付、名古屋市に設置する停車場位置の件に付、願書提出相成候処、右中央線は未だ工事着手に至らざる今日に付、該停車場の如きは目下出願に対し何分の詮議に難及旨通信省鉄道局長より申越の条此段及通牒候也。

明治二十八年十二月二十八日

愛知県内務部長

右は翌二十九年一月十日、市長から市会に報告されている。

県費補助の見込はずれ　しかし直東線道路に対する五万円の県費補助はほぼ確定的であつたにも拘らず、県会は三部制経済の復活問題（郡市経済分離）を繞つて郡部議員と市部議員（郡部議員の一部をふくむ）が抗争をつづけていたのみならず、既記の大風水害復旧に莫大な県費を要するの理由をもつて反対論が強く終にその見込なき薄運となつた。そのかわりという意味において県庁舎移転跡地のうち道路敷地に当る七百八十二坪九合六勺無償交付されることになつたわけであつた。

発第三九二号（明治三十年七月六日）

県庁敷地之内名古屋市の起業に係る改修道路

敷に該当する土地無代価譲与の件：（名古屋市長宛）

県会に付議せられたる処可決せしを以て内務大臣之許可を得候条、交付の議近く何分の訓令可相成義と存候得共予め此段及通報置候也。

愛知県内務部長　吉　田　弘　藏

関係千種村の抗議も解決　道路敷地問題に安堵した本市は工事を分割請負入札に附して着工した。工程は進捗をみたけれども千種村境界から南折して停車場前に至る区間の道路新路に関する千種村との交渉に相当の日数を要し澁滞のやむなきに至つた。もとより千種村当局とても道路開設に異議なく本市の計画に賛意を表したのである。しかし市会の調査委員が現場の实地視察の際、市村両当局協定による既定計画線が著しく変更をなすことになつたものごとく放送したことが、端なくも千種村当局をして甚だ不快ならしめ重大問題としてとりあげられた。左にその抗議文を掲げて置く。

〔上略〕

然るに意外にも調査委員に於て別に線路を遷定せらるるに於ては当村に重大なる影響を來たし、当村の不利不幸更に憂慮に不堪候。業より該道路は貴市の利便上開設せらるるものにして当村に於て彼是苦情を陳述する義には無之候得共、右は当村地内に係る道路に有之、殊に停車場以西五反田、西裏之両字は将来商業地と相成、人家日々増築し当村経済上に取りては大いに有利の見込を有するも、当村の不利を顧みず貴市之企望に応じ該両字は本村より分割し、市へ編入之義、村内異議なからしむる様、夫々諭示尽力致居候場合に有候得共、今回開設の線路に付、市会に於ても深く其事情を洞察せられ、強いて当村の企望を酌量せられ候様、市会へ対し特に御尽力相成度、此段御依頼旁々照会候也。

この文書に接したのは明治三十三年十月九日、千種村長は村井俊章であつた。この問題は幸いにして間もなく解決をつげたが、その他鉄道関係の折衝事項が多くして、なかなか容易に着工する運びに至らなかつた。やむなくその部分を後廻しとして県庁前千種村界間の改修工事は明治三十四年十二月十七日をもつて一応竣工をつげたので、市会の土木常設委員の検査をもとめ、同月二十二日、愛知県知事宛に竣工報告書を提出した。この年の一月愛知県庁舎は旧位置のやや東北方に南面しての庁舎が新装をこらして移転開庁し、武平町附近は全く形態一変していた。

しかし竣工承認を得るまでに何等かの手違いを生じたものらしく、その後竣工報告書のやり直しとなり、左記の承認通牒をうけたのは実に明治三十五年五月である。

乙第一九四七号（明治三十五年五月二十七日）

竣工承認の通牒（名古屋市長青山朗宛）

名古屋市長通南武平町以東道路改修工事竣工に關し現出来形承認方之件、去る十七日土甲第三十二号を以て申請之処、今回に限り承認相成候、此段及通牒候也。

愛知県内務部長 後藤 松吉 郎

沖知事が依頼免官、後任野村政明の着任前であつた。

この道路開通が柴町以東地域の開発に多大な影響を与えたことは比較的によく直線的になつてゐることは、それを物語つてゐるが、延長面積をみれば新県庁前から千種村境界まで延長九百一
間路幅十三間・面積一万九百六十六坪五合・両側溝渠延長千八百二間の面積七百五十坪八合三勺・平
均高二尺五寸・板橋長さ二間一尺・幅十三間・石橋四箇所を示してゐる。千種村境界・千種停車場前
の設計等に不備の点があつて若干の変更を要することになつたについては後行に説明するだろ
うが、迂余曲折して狭い旧い里道をもとにして改修整備した苦心を充分みとめることができよう。

議決案と市会の動き

なお道路完成をみるまで、市会の議決をもとめたる関係案件名と、その要点を列挙すれば左のと
おりである。(既記の議件名再記省略)

議案番号	件名	議決年月日
明治三十年度 第三十号	明治二十八年第五十号議案訂正の件(明治三十年二月全員委員付託)……………(不詳)	
明治三十一年度 第九号	東部停車場に至る道路改修の件……………	明治三十一年七月八日修正可決
明治三十一年度 第十号	名古屋市明治三十一年度歳入歳出予算追加……………	明治三十一年七月十日可決

歳入 一、金十万九千三百四十九圓四角五厘 歳入予算高追加

歳出 一、金十万九千三百四十九圓四角五厘 歳出予算高追加

右歳入中借入金に對する金一万八千六百六十五圓四角一錢二厘は明治三十二年度に於て市税徴収償還す。

歳入出追加予算額

歳出：第一款財産より生ずる収入 二八、九五〇圓二七・第四款前年度繰越金 一七、〇〇〇圓・第七款寄附金 一六、

六一五四九三〇・第八款市税 二七、七九九四六七六・第九款借入金 一八、六六五四一一二・合計 一〇九、〇三〇四九四五。

歳出：第一款市役所費 三五六四九〇〇・第二款土木費 一〇八、六七四四〇四五・合計 一〇九、〇三〇四九四五

明治三十一年度
第二十四号
改修路線変更の件(春庵横町以東の官有道路敷地利用)……………明治三十一年七月十日可決

明治三十一年度
第二十八号
基本財産公債証書売却の件(額面八千五百十四を時価売却し道路改修費に充当)……………

明治三十一年度
第二十九号
基本財産現金支払の件(積立金の内二万一千六百五十四二十三を道路改修費に充当)……………
明治三十一年八月十八日可決

明治三十一年度
第三十八号
寄附採納の件(東部道路改修敷地、井上幸左衛門始め三十名)……………明治三十一年八月十八日可決

明治三十一年度
第四十二号
寄附受納の件(東部道路改修敷地、豊島重政始め二名)……………明治三十一年九月六日可決

明治三十一年度
第四十八号
寄附採納の件(東部道路改修敷地、生田治信始め二十四名)……………明治三十一年十月十四日可決

明治三十一年度
諮問第六号
道路改修寄附金残金並に公益積立金を東部道路改修費に充当する件……………

明治三十一年度
第八十二号
道路改修費繰越の件(三十一年度道路改修費の残余金を三十二年度へ繰越す)……………
明治三十一年八月十八日同意

明治三十二年度
第百一号
東部道路改修費繰越の件……………明治三十二年三月二十八日可決

明治三十三年度
第三十三号
明治三十三年度歳入歳出追加……………明治三十二年三月二十三日可決
明治三十四年三月二十九日可決

歳入

一、金九千七百五十五四三十九九圓

歳入予算高追加(借入金)

歳 出

一、金九千七百五十五圓三十九錢九厘

歳出臨時費予算高追加(東部道路改修費)

歳入出差引過不足なし

明治三十三年度 借入金 の件 明治三十四年三月二十九日可決

明治三十四年度 項内流用の件(三十三年度一般会計歳出臨時費道路改修費中移転料より八百九十三圓を征清記念碑建設良有敷地買収費に流用) 明治三十三年十月二十四日修正可決

明治三十三年度 東部道路改修費繰越の件 明治三十四年三月十八日可決

明治三十四年度 県庁舎敷地と市有地交換の件 明治三十四年四月二十七日同意

現今県庁舎南面に沿ひたる市有地二百四十六坪四合四勺に元道路なりしを不用に帰せしを以て本市へ無代借讓を受けたりしが、這般県庁舎敷地拡張のため、其構内に介在する筈となりたるが、故に此際別紙略図の如く同敷地の西方側面二百五十一坪五合五勺と交換し道路となさんとす。

右市会の意見を讀ふ(略図掲載省略)

明治三十四年度 寄附採納の件(東部道路改修敷地、織田租保始め二名) 明治三十五年二月十日可決

明治三十四年度 東部道路改修費繰越の件(三十四年度の残余金) 明治三十五年三月二十七日可決

明治三十五年度 名古屋市明治三十五年歳入歳出予算追加(七千五百二十六圓四十八錢四厘、東部道路改修費) 明治三十五年四月十四日可決

明治三十五年度 寄附採納の件(五千圓、名古屋電気鉄道株式会社) 明治三十五年四月十四日可決

明治三十五年度 名古屋電気鉄道株式会社出願に係る軌道延長敷設の件(栄町より千種停車場前まで) 明治三十五年六月二十四日同意

委員会停頓し翌年に持越

以上のごとくにして議場を賑わすがごとき議論がほとんど伝えられていない。しかし少しとりあげるならば審議が著しく停頓したため、その年度末まで持越したことがある。明治三十三年度第三十三号第三十四号両議案を提出した三十三年八月六日の市会において沿線測量について山田才吉議員と岡部(善之助)助役の間に渡り合い、鈴木惣兵衛議員より事案が重大だとして委員付託の動議を提出した。これに賛成した太田鉄吉議員より七名の委員を選挙によるべしとて議長指名に反対を唱えた。続いて山田議員より委員選挙に反対し議長(安藤清次郎)の指名によるべしとの発言があつたのち、富田耕治議員より議事の繰延を希望して「議案に直接関係あるものにして、モシ委員となつた場合は制裁を加えたい。」と要求した。ついで鈴木青山、鉞四郎両議員と助役の間に質疑応答が交わされたのち、鈴木議員は委員付託説を再び唱え、国島博議員より全員協議会に移すことを主張するなど議場活況を呈し、起立採決の結果、過半数をもつて委員付託となつた。

調査委員 (七名 委員長不詳)

岡田理馬吉	堀部勝四郎	太田鉄吉	服部小十郎
沢田吉兵衛	榊原栄蔵	蜂須賀武輔	

どこが論議の焦点となつたかを詳かにすることが出来ぬが、議場の状況から推察して沿線の用地問題にあつたと考えられる。委員会は紛糾に紛糾をかさね、なかなか埒がつかぬまま翌三十四年に持越され、終に三月二十九日の市会に至つて結局あつさり原案どおり可決確定となつた。

一部を残して貫達成る

かくして別項において記述するごとく駅前通の一部分だけを後年にゆずり完成し、同時に広小路を走る市街電車もその区間まで延長開通した。ここで該道路改修に投ぜられた決算による費額を掲ぐれば左のごとし。

一、金十三万七千五百九円三十三銭八厘

支 払 総 額

内 訳

金七万二千九百九十三円五十二銭四厘

明治三十一年度

金二万一千二百九十七円四十銭九厘

明治三十二年度

金二万五千九百六十四円五十七銭五厘

明治三十三年度

金九千八百十二円三十五銭五厘

明治三十四年度

金七千四百四十一円四十七銭五厘

明治三十五年度

説明するまでもないが、道路新設拡築のごときは土地問題に多大の影響をおよぼすもので、簡単に片づかないのは用地買収および買収価格である。モシ買収にあたり関係地主が応じない場合は土地収用法を適用するのやむなきも絶対に反対の場合は実施計画に大なる支障をみることに慚くないので、敷地買収こそ道路事業の主要部分を占むるといわれ、関係当局が用地買収難に屢々嘆声をもらすことは、今も昔も変りはないが、本市最近の近代的街路構築の当時には土地区劃整理法のごとき方法もなくその貫達までに幾多の苦心があつたらうと察知される。さりながら前掲の敷地寄附はほとんど関係地主の自発的であつたと伝えられておりだつたとすれば、道路貫達後の将来の発展に大いに期待をかけたかも知れぬ。とにかく寄附採納坪数は二百四十四坪

六勺の陸田新吉郎二百二十九坪八合八勺の久保田半郎丸等を筆頭として最少一合六勺に過ぎざる者をふくみ総人数七十余名(地目及分筆件数による)に達したのである。

施工不能に陥るおそれのふくまれる買収不承諾のため、最後に土地収用法の適用申請の余儀なきに至つた坪数は約四百坪の四名を示したが、申請手続を了するや、間もなく買収を応諾したので、ただちに申請取消の手続をとつて、あとくさりのない解決をみたのである。

【参考】明治八年七月太政官達第一三二号公用土地買上規則制定。同二十三年法律第一九号

土地収用法制定公布。同二十三年土地収用協議会規則制定。同三十三年土地収用法改正。

用地買収見込額と鑑定額

なお敷地買収評価および地上物件移転料のうちから南武平町附近一区劃の事実を左に表示して後來の参考にする。

用地買収見込額と鑑定額

種別各数量	役所見込額		差額		役所見込額		差額	
	申立額	△印減額	鑑定額	△印減額	最後任意申立額	△印減額		
市街宅地三十八坪六合四勺	一、七三八・八〇〇 三、四七七・六〇〇	一、七三八・八〇〇	一、七三八・八〇〇 二、五五九・九〇〇	八二一・一三七	一、七三八・八〇〇 三、〇九一・二〇〇	一、三五二・四〇〇		
平家建四十坪九合七勺	三五四・五五四 六一四・六二五	二六〇・〇七一	三五四・五五四 一八二・一九〇	△一七二・三六四	三五四・五五四 五三二・六七五	一七八・一二一		
二階建十五坪	三三九・三二五 一、三五〇・〇〇〇	一、〇一〇・六七五	三三九・三二五 三二七・一一七	△一二・二〇八	三三九・三二五 一、二〇〇・〇〇〇	八六〇・六七五		

井戸及屋形一ヶ所	四五・〇〇〇	五五・〇〇〇	四五・〇〇〇	二四・六六七	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇	三五・〇〇〇
	一〇〇・〇〇〇		二〇・三三三	△	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	
厠一ヶ所(一坪)	一一・〇〇〇		一一・〇〇〇	△	二・五六七	一一・〇〇〇	
	一一・〇〇〇		八・四三三			一一・〇〇〇	
板囲延長二十三間三分五厘	二一・〇〇〇		二一・〇一五		一・三〇三	二一・〇一五	
	二一・〇〇〇		二二・三一七			二一・〇一五	
二階家一戸借料四ヶ月分 (一ヶ月六十円)	二四・〇〇〇	△	二四・〇〇〇	△	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	△
平家五戸借料四ヶ月分 (一ヶ月二十四七十五銭)	五五・〇〇〇	△	五五・〇〇〇	△	五五・〇〇〇	五五・〇〇〇	△
雑費 (移転=付補償)	三〇〇・〇〇〇	△	三〇〇・〇〇〇	△	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	△
計	三、一〇四・六九四 五、五七四・二四〇	二、四六九・五四六	三、一〇四・六九四 三、一二〇・二九〇	一五・五九六	三、一〇四・六九四 四、九三五・八九〇	一、八三一・一九六	
市街宅地三十八坪五合六勺	一、七三五・二〇〇 三、四七〇・四〇〇	一、七三五・二〇〇	一、七三五・二〇〇 二、三七七・八四一	六四二・六四一	一、七三五・二〇〇 三、〇八四・八〇〇	一、七三五・二〇〇	
板囲延長十四間八分六厘	一三・三七四 四四・五八〇	三一・二〇六	一三・三七四 一四・二〇三	・八二九	一三・三七四 一四・二〇三	一三・三七四	
計	一、七四八・五七四 三、五一四・九八〇	一、七六六・四〇六	一、七四八・五七四 二、三九二・〇四四	六四三・四七〇	一、七四八・五七四 三、九九九・〇〇三	一、七四八・五七四	

家屋移転料

移 転 料	土 地 買 上 費	合 計
一、三七九・二九八 二、一四一・二二〇	三、四七四・〇〇〇 六、九四九・〇〇〇	四、八五三・二九八 九、〇八九・二二〇
七六一・九二三	三、四七四・〇〇〇	四、二三五・九二二
一、三七九・二九八 五七四・五九三	三、四七四・〇〇〇 四、九三七・七四一	四、八五三・二九八 五、五一一・三三四
八〇四・七〇五	一、四六三・七四一	六五九・〇三六
一、三七九・二九八 一、四二〇・三〇〇	三、四七四・〇〇〇 六、一七六・〇〇〇	四、八五三・二九八 八、〇三四・八九三
四一・〇〇二	二、七〇二・〇〇〇	三、一八一・五九五

単に一班の表示であり、鑑定ならびに算出法の根拠について検討の限りではないが、当時最も経済的魅力を有する都心地帯——広小路通の長島町街角における評価坪五十円であつたが、全然買手なく、また長島町筋北へ約二十間の箇所で坪二十五円と称せられたが、これまた容易に買手がなく、いわゆる「売りもしない、貸しもしない。」という状況であつたとのことである。

第三項 千種町道路(千種駅前通)の新設

端なくも暗礁に乗りあげたまま一部未施工の千種村境界から千種停車場前まで、この区間が出来あがつた頃は既に千種村も「千種町」となつていたので千種町道路と称せられた。さて未了の箇所はようやく明治四十年九月に至つて実施の運びとなり、同月二十日付施行申請(主甲第一二二号)同年十一月十二日付、土第七千五十五号をもつて許可指令(知事深野二三)に接したので、直ちに工事を請負入札したるに請負額一千二百円で落札となつてゐる。施工区間は僅か五十九間、幅員十一間であつたが、許可指令の但書とおり明治四十一年一月三十日まで竣工出来ずしてこれが延期を願出で、二月二十五日に至つて出来あがつた。これですなわち名古屋停車場と千種停車場との間を結ぶ

東西貫通の幹線街路が文字どおり完成、市民の熱望が達せられた喜びが察せられ、名古屋の商業的利便を著しく増し繁栄を促進せしめたことはいうまでない。

その後、明治四十三年八月三十日付、土第三千三百七十号をもつて愛知県内務部長（高橋要治郎）より「開設したる道路修繕は現在および将来共貴市において負担せらるるはもちろんの義なれども為念」との通牒あり、千種町字五反田、西裏が愛知郡内であつたが、その修繕費を本市において負担した。なお同年十一月十七日に郡部に属する部分——道路を千種町役場に引継をなすことになつたので、同月二十八日の市会は市有土地の件（明治四十三年度第九七号議案）は異議なく原案に即決するをまつて右の手續を了した。

第三節 禰宜町（西部線）道路の改修

踏切を立体交叉とする道路

東海道線の鉄道開通について、明治二十八年十一月七日関西鉄道会社線桑名・弥富間開通したので、草津・名古屋間全通し、笹島停車場の西南に愛知停車場が出来たが、本市内と笹島停車場以西を結ぶ道路と鉄道との平面交叉は平然と行われていた。三十一年十一月十八日に至つて関西鉄道線加茂・新木津間および寝屋川・網島間開通に依り名古屋・網島間全通し名古屋・大阪間経路二途を生じた。そして中央西線名古屋・多治見間開通予想もいよいよ確実となつて来たので、笹島停車場前附近の禰宜町字下馬抗より愛知郡笠瀨村字牧野（今の中村区牧野町）に至る道路改修問題が論議されるようになった。この間に東海道線熱田・名古屋間複線が竣工（明治三十二年七月十三日）した。汽車の速度は

大であり、また数多の客車、貨車両を牽引するため、道路との交叉点において停車するは、もとより好ましくない。電車や荷馬車等は僅か一両が交通単位であるため、つねに従属的立場に置かれたのは今も昔も然り変りはなかつた。故に交叉点における踏切に門扉その他保安方法を施して鉄道列車の通過に際し、すなわち道路交通を閉鎖していたことはいうまでもない。踏切の閉鎖から来る損害が交通量が大きなるほど、その影響も大となり、経済的損失も相当の額に達するわけで、鉄道との立体交叉をなす道路新設によつて不利不便を除去する方法が講ぜられんとしたことは、けだし当然である。明治二十九年九月柳本（直太郎）市長は左の諮問案を市会に提出したが、市会は異議なく同意した。

明治二十九年度 西部道路改修の件（明治二十九年九月十日同意）
諮問第二号

中央鉄道停車場を本市東部に置き其帰着点を笹島町名古屋停車場附近に定められんことは本市の夙に熱望する所にして嚮に市会の建議に基因し、其筋に請願したりしが、其筋に於ても其希望を容れ、近頃企画調査せらるる所あり。而して其帰着点に接する禰宜町に於ける設計を聞くに別紙図面に示すが如く、同町を横ぎる従来の軌道に尚数条の軌道を増設し、現在の同町通路を遮断し、上に陸橋を架し、陸橋の東西に接して阪路を修築し往來を通ずるに在り。而して其阪路修築に係る総工費概算幾人と五万円内外を要す。

〔中略〕然るに本市がこの敷設を熱望する所以のものは、本市のため交通の便利を開き公共の利益を図るにあること固より論を俟たざる所なれば、今この敷地に随伴して必要とする道路の修築の如きは本市の負担として施設すべきは結局本市希望の結果に外ならず。依つてそ

の筋に於て愈々この敷設を実施せらるるの期に至らば、前記阪路修築に係る工事は本市の事業として市費を以て之を施設せんとす。その詳細の設計および経費予算は追つてその筋に於ける確定を待ち、更に案を具し提出すべし。今之が準備として先ずその方針に付、予め市会の意見を踏う。(別紙図面不詳に付掲載省略)

然るににわかには具体化するに至らずして三十年六月柳本市長去り、志水(真)市長時代におよんで成案を得て、三十年九月十日の市会に提出、委員付託となつたが原案どおり可決された。

明治三十二年
第四十二号 明治三十二年 歳入歳出予算

追加……………(明治三十二年九月十一日可決)

歳 入

一、金一万三百円十五錢三厘

歳 入 予 算 高 追 加 (繰越金、借入金)

歳 出

一、金一万三百円十五錢三厘

歳出臨時費予算高追加 (土木費、借入金)

歳入出差引過不足なし

調 査 委 員 (五名 委員長不詳)

白 石 半 助 服 部 小 十 郎 富 田 耕 治 岡 田 理 馬 吉 長 谷 川 糾 七

設計変更の建議および関係議案

然るにその後間もなく九月二十八日(?)の市会において該道路改修工事設計変更に関する建議案を提出、これを委員付託とした。

調査委員（五名 委員長不詳）

山田平次郎 富田耕治 長谷川太兵衛 平子徳右衛門 土井勝清

調査委員はその可否について調査の結果、市理事者に即ち設計変更要望する意見書を提出することになり市会はこれを決議した。右に基づき、道路を平均九尺高、両側法を堅牢な石垣とし、法敷において二百四十余坪を減少するの実施設計変更をなすことに決定、これが施工許可申請書を提出した。これに対し同年十二月二十日愛知県知事（沖守固）より左記のとおり許可指令があつたのである。

明治三十二年十月二十五日附申請、名古屋市禰宜町字下馬抗より愛知県安瀬村大字牧野に至る道路改修の件、左の条件を附して之を許可す。

一 該申請書に添附する設計書中、愛知郡安瀬村大字牧野字炭焼悪水路、人造石管径二尺二列の水管は経間五尺の石橋に変更し、更に設計の認可を経て施行すべし。

一 該工事は明治三十三年三月二十八日限り竣工すべし。

一 工事の着手および竣工の節は其都度本庁へ届出さずべし。

一 該工事の設計に關しては本庁出張員に於て直接指示することあるべし。

一 公共の利害に關し必要と認むるときは設計の変更を命ずることあるべし。

市会は悉く原案可決、これよりさき予算流用の件と既決案の件を十月十九日の市会に議決をもとめたと、異議なく原案に可決された。

明治三十二年度 項内流用の件（明治三十二年十月十九日可決）
第五十五号

本年度第一号議決歳出臨時費第二款第一項中、土地買上代より金四千二十八円三十九銭九厘を同項内建物切取および移転料ならびに工事費へ流用す。

明治三十二年度 既決本年度第四十二号議案修正
第五十六号

の件……………(明治三十二年十月十九日可決)

歳入

一、金四千八百六十九円九十六銭七厘 歳入予算高追加(前年度繰越金)

歳出

一、金四千八百六十九円九十六銭七厘 歳出臨時費予算高追加(土木費)

歳入出差引過不足なし

その後、市会に議決をもとめた議件名を掲ぐれば左のとおりである。

議案番号

件

名

議決年月日

明治三十二年度 第九十八号 寄附採納の件(百七十円、瀬宜町道路改修費に、恒川増太郎始め三名)：明治三十三年三月二十三日可決

明治三十二年度 第九十九号 名古屋市明治三十二年度歳入歳出予算追加(百七十円、瀬宜町道路改修費)……………

……………明治三十三年三月二十三日可決

明治三十二年度 第一百二号 瀬宜町道路改修費繰越の件……………明治三十三年三月二十三日可決

明治三十三年度 第三号 寄附採納の件(千四百五十二円九十七銭二厘、瀬宜町道路陸橋架設費に、関西鉄道株式会社)……………

……………明治三十三年十二月十日可決

明治三十三年度 借入金の件(四千七百六十五圓五十匁、土木費に充當)……………明治三十三年十月二十四日可決
 第四十八号
 明治三十三年度 禰宜町道路に架する陸橋延長八間に変更する件……………明治三十三年四月十六日同意
 諮問第一号
 明治三十三年度 寄附採納の件(二百圓、陸橋架設々計変更に伴う追加、関西鐵道株式会社)明治三十四年一月二十二日可決
 第七十二号
 明治三十三年度 名古屋市明治三十三年度歳入歳出予算追加(一千七百五十四圓一匁六厘、禰宜町道路および御旅所横町道
 第九十八号 路改修費)……………明治三十四年三月十八日可決

いづれも異論なく原案のとおり可決確定又は同意している。

跨線陸橋の明治橋建設

ざつと以上のごとき経過をたどつて、明治三十四年三月三十一日をもつて延長百八十八間五三、
 跨線陸橋 明治橋長さ二十四尺、幅員二十四尺の新道路が開通した。その後隣接愛知郡織豊、日比
 津、鷹場三箇村が合併して中村となり、四十三年三月の愛知県主催関西府県連合共進会の開催を機
 として豊国神社境内を拡張して社祠の修築を行つたが、名古屋市街との連絡線は則武郡道のみに
 はあきたらざるものありとて、明治橋より直通して西中村の公園(このとき既に豊国神社境内拡張
 成り土地を愛知県に寄附して県有公園となつた)前に至る東西線郡道が実施せられ、大正二年に開
 通し、果然笹島停車場以西と名古屋の都心部との交通が著しく便利となつた。

明治橋は何等の美観もない単に一個の跨線橋にすぎなかつた。しかし大正十二年四月一日、大
 須観音裏の旭遊廊(貸座敷)が現在の中村区に移転以来、久しくこの橋の交通が一層繁くして人によ
 く知られた。それも名古屋駅の移転改築に伴い線路が今みるような高架式となり、また街路の拡
 築によつて明治橋は撤去されてしまつた。同時にその附近の形態一変し、今日では全く昔を偲ぶ

すべもないことは、或意味において一沫の淋しさを感ぜしめるであろう。

決算額及敷地買収価格 禰宜

町道路改修に投じた決

算額は五万八千六百九十

六円六十六銭七厘となつ

ている。これは相当の金

額で市経済における土木

費の高いことを物語つて

いるが、竣工の過程におい

て『明治三十二年六月一

日から七月十八日まで

に十五日間の雨天あり、道

路は泥濘と化し、材料持込み

出来ぬ。』云々と、また神社※

を代使用することになつたなど、種々の支障を生じたために一時工事中止のやむなき破目に陥つたこともあつたとのことである。



(跨線橋) — 明 治 橋 (明治三十五年頃)

※と民家一戸の移転困難の事情あり』…と竣工延期の余儀なきに至つたと。これは決して誇張ではなく、その頃の道路の現状を物語つたものである。

一方工事請負者には橋梁原設計では明陰丸太長さ二十五尺、末径一尺二寸五分もの九本を使用することになつていたが、これを手に入れるべく百方手を尽したが容易に入手出来ず、直接産地に求めんとすれば、相当の日数を要するので、樺材尺二寸五分角

あたかも「」形に出来あがつた禰宜町道路関係は禰宜町五丁目、笹島町一・二丁目、広井町字塚本、笈瀬村大字牧野字炭焼、出郷前各一部にして、用地買収関係地主二十数名、地上物件移転関係者三十数名を示している。その悉くを尽す必要もあるまいから、参考のため当時の用地買収額と地上物件移転料の一部を抄録すれば左のごとくなつてゐる。

禰宜町道路改修敷地買収価格(抄)

町名地番	収用坪数	買収代価	坪当り	備考
笹島町一丁目一番	九〇・六八 ^坪	一、九九四・九六〇 ^円	二二・〇〇〇 ^円	
禰宜町五丁目二番	三二・九三	七二四・四六〇	二二・〇〇〇	
同町五丁目一七番	六三・九〇	七〇二・九八八	一四・三〇〇	
同町五丁目一五ノ二	二一・九二	三九七・八四八	一八・一五〇	
広井町字塚本九	一一・三七	二三七・六三三	二〇・九〇〇	
笈瀬村大字牧野字炭焼一ノ四	二一・〇〇	三、九二七・〇〇〇	一八・七〇〇	
同村大字牧野字出郷前一ノ二	二六・〇〇	三五〇・〇〇〇	一四・〇〇〇	

禰宜町道路改修家屋移転料(抄)

建物種類	建坪	移転料	坪当り	場所
瓦葺平家	三〇・五四 ^坪	二五九・五九〇 ^円	八・五〇〇 ^円	笹島町
瓦葺物置	四・七二	一八・八八〇	四・〇〇〇	笹島町
同裏屋敷	七・八八	四七・二八〇	六・〇〇〇	禰宜町

同	・二五	二・〇〇〇	八・〇〇〇	彌	宜	町
人	七・五九	三〇・三六〇	四・〇〇〇	笹	島	町
瓦	三三・九三	二二〇・五四五	六・五〇〇	笹	島	町
風呂船流	…	八〇・〇〇〇	…	彌	宜	町
板	二・五六	一一・八〇〇	五・〇〇〇	…	…	町
杉	二・〇七	三・一〇五	一・五〇〇	…	…	町
瓦	一〇・一五	二七・一〇一	二・六七〇	…	…	町
瓦	三・九五	二三・七〇〇	四・〇〇〇	…	…	町
瓦	一〇・二七	一、〇一二・七〇〇	一〇・〇〇〇	…	…	町

第四節 御旅所横町道路の改修

異論激しく審議の停頓

御旅所横町道路とは矢場町字御旅所横町より南鍛冶屋町東境界東陽館附近まで（若宮八幡社の北側より南大津通に出る街路）延長二百四十四間（路幅四間）を明治三十四年の春開設したものである。まずこれが関係議決案をとりあげてみよう。明治三十二年十月七日付市会に提案したのが最初のものとなつてゐる。

明治三十二年度
第四十九号 道路改修の件（明治三十三年十二月十一日可決）

本市矢場町字御旅所横町より前津小林に通ずる道路を改修せんとす。

明治三十二年度 第五十二号 明治三十二年度名古屋市歳入歳出

予算追加……………(明治三十二年十二月十一日可決)

歳入

一、金三万五千八百八十五円四十五銭五厘

歳入 予算 高 追 加 (市税、借入金、使用料及手数料)

歳出

一、金三万五千八百八十五円四十五銭五厘

歳出 經常、臨時両費 予算 高 追加 (役所費、土木費、教育費等)

歳入出差引過不足なし

(備考) 右歳出予算中に御旅所横町道路改修費一万七千四百十二円八十一銭一厘をふくむ。市会は十一月十日に至つて左のとおり委員付託とした。

調査委員 (五名 委員長不詳)

平子徳右衛門

山田才吉

澁谷良平

長谷川太兵衛

土井勝清

然るに委員会において異論が飛び出し、審議停頓し、漸く一箇月余にして終局原案に賛成することになつた。かくして十二月十一日の市会は委員会報告どおり原案に可決確定した。この間に市会を開くこと、十月十四日十月十九日十月二十八日十一月十日の四回におよんでいるが、本会議に上程する運びに至らなかつたのは市理事者と意見を異にしたものか、或は委員間に議論熾烈を極め冷却期間をおいたものか、いずれにせよ異論があつたとみられる。越えて三十三年一月十五日付、愛知県知事(沖守固)の施行許可指令を得て、工事を請負入札に附した。しかし予算超過のため再三度入札の結果、最低札の栗田武左衛門なる者に落札したが、同人はその見込なしとて退き、第二

札の早川新三郎が請負うことになつたのは同年十二月十五日のことで、実施の段階までにかなり渋滞をかさねている。

一方沿道の勝鬘寺の建物移転がなかなか埒があかず、その折衝に時日を空費することも多くして漸く着工したのは明治三十四年二月八日で、四月二日をもつて竣工した。附帯工事の北側雨落溝の嵩上げは、きわめて少額の請負にて出来あがり、ここにおいて既設東陽町通りとの接続がなり本町筋鉄砲町との交通の利便がひらかれたのであつた。これが今日いうところの東陽町通りの街路であつて御旅所横町道路改修に投じた決算額は左のとおりとなつている。

一、金一万六千五百三十五円五十三銭一厘

内 訳

金八千九十一円六十二銭

前津小林と東陽館

新しい御旅所横町道路が出来た頃の東南地域は前津小林と称し、その状態は自然発展を上げつつ郊村としての形態にあつた。都心に近いこの前津小林の一角に在つた「名古屋東陽館」(改題「明治三十二・三十三」)によれば、未だ閑雅な勝地であつて熱田の東郊からオット北方をかけて一面に眺望をほしいままにした。これをみてその後の変遷をたどつてみても、その地域における都市化の過程も大体推察することが出来る。

東陽館といへば名古屋の大集会、大遊宴の場所として指を屈せられたものである。明治三十二年六月、明治の元勳伊藤博文を迎えて官民連合大歓迎会を催したのも東陽館である。彼が三百九十六畳敷の一広間において政黨組織が必要という長広舌を揮つたものである。料理は兼業で普通の料理屋と異つた東陽館には入場料が定められてあるから、必ずしも酒を命ぜねばならぬこととはない。『広い庭園には山あり、池あり、亭あり、春は桜桃咲き散れば雲か霞にとまがひ夏は池中に舟を浮べて涼を納るべく、螢を狩るべし。秋は紅葉の色、月のかげあり、冬は一亭に居して東郊一帯の雪を賞すべし。』と人稱して入屋の楽園ともいつたらしい。観方によつては未だ公園を持たなかつた当時の名古屋人には純然たる遊園地であつたらうし、これによつても名古屋の都市化の系路も大体推察することが出来る。

総 額

土地買収費

金五千九百二十七円六十二銭六厘

建物移転費

金四百八十円

仮葬費

金二千三十六円二十八銭五厘

工事費

ちなみに当時南鍛冶屋町角、料理業東陽館附近より東へ千種村に至る道路幅四間、延長千六百間は私設道路にして、既に明治二十六年着工、翌二十七年竣工した里道であつた。

第五節 広井町南北道路の改修

愛知駅開設に伴う計画

今の名古屋駅前には飛躍的發展をとげ、現代都市としての要素を備え、中京都心の一部としてその機能を充分發揮しつつあるので、今を距る四、五十年前を偲ぶ筈すらもみられぬが、旧名古屋駅前(笹島停車場)笹島町二丁目北角より南へ関西線愛知停車場(今の名古屋貨物駅附近)にいたる広井町南北道路(里道)は、志水(直)時代の明治三十三年の計画にかかり、青山市長時代に着工し、三十五年十月出来あがつたのである。この里道改修計画の発端は関西鉄道社線愛知停車場開業後、同駅前より東へ洲崎橋に通ずる里道幅が狭隘のため、交通混雑をきわめ、関西鉄道株式会社および沿道関係地主数名が共同して経費九千百八十二円を投じて東新街道(延長六十間、幅員八間七分)を開設した。

関西鉄道会社の申請書 然るにその後、人馬の往来が急激に増加し、この街道だけでは到底交通の混雑緩和をはかることが出来なかつた。そこで広井町南北道路改修の必要を直接に痛感せる関西鉄道株式会社々長、田健治郎(明治初期時代は愛知県学務課勤務の史生、後に逓信大臣)から一般の道路交通の見地

からも該道路開設方を名古屋市に希望し、これを本市において実施せられる場合には建設費として金八千二百円を寄附する旨の文書に参考図面を添付して明治三十二年七月に申出があつた。当時関西鉄道本社は四日市市大字浜田五百八番屋敷に在つた。本市においても既に広井町道路開設の必要を認めていたので、右を機として実測調査をとげた結果、実施計画案を作成し、これを三十三年十一月六日市会に提出した。関西鉄道株式会社社長から志水(直)市長宛に提出して来た文面の一部を摘録して右の消息を知ることにする。

広井字南方ヶ島に係る道路は従来耕作専用の通路にして狭隘屈曲罷在候処、先般之に接統せる愛知停車場より洲崎橋に通ずる里道開鑿以來、頓に人馬の往来繁くし、随つて近傍田畑を宅地となし、家屋を新築するもの有之候に付、右狭隘屈曲なる曲道の儘にては不便に有之候〔中略〕弊社愛知停車場現今の乗降する旅客、大約千五百余名、荷物約二百噸その大半は該停車場より官線に沿う狭隘なる一小路に拠り、名古屋停車場前、広小路へ通ずるを以て唯一の通路とす。然るに右道路は幅員狭隘且つ迂曲甚しく出入の旅客及荷物の運搬非常の困難を感じ、且つ危険の虞有之候〔中略〕

とあり、路幅僅か一間五分乃至四間にすぎなかつた、当時の広井町里道の交通状況をも窺知されるのである。

明治三十三年度
第六十三号 広井道路改修の件(明治三十四年三月二十九日可決)

笹島町二丁目北角より広井字南方ヶ島に至る道路長二百十間六分を幅七間に改修す。

明治三十三年度 借入金の件(明治三十四年三月二十九日修正可決)
第六十六号

一、金五千円(修正額四千二百三十八円五十六銭九厘)本年度に借入を為す。

明治三十三年度 明治三十三年度名古屋市歳入歳出予算
第六十七号

追加……………(明治三十四年三月二十九日修正可決)

歳入

一、金二万 一千五百九円五銭九厘
二千二百七十円四十九銭

歳入予算高追加(繰越金、寄附金、借入金)

歳出

一、金二万 一千五百九円五銭九厘
二千二百七十円四十九銭

歳出臨時費予算高追加(役所費、広井道路改修費)

歳入出差引過不足なし

市理事者の予算説明から実施の要点のみを摘録すれば左のとおりであつた。

一 道路延長 二百十間六分 幅七間 この平積千四百七十四坪二合

二 土地買収 八百十五坪五合二勺 この価格一万四千五百七十五円七十三銭 坪平均十七円八十七銭余

七円八十七銭余

三 家屋その他建家切取移転料 四千六百四円七十銭七厘 坪平均十二円四十四銭三厘余

四 工事費 二千二百七十九円四十三銭一厘 坪平均一円五十四銭

市会は議論多く終に修正

十二月十日の市会は議案を一括上程した。若干の質疑応答がくりかえされたのち、左のごとく委員付託とした。

調査委員（五名）（印委員長）

◎岡田理馬吉 堀部勝四郎 沢田吉兵衛 富田耕治 熊田喜平治

委員会では異論激しく抬頭し、暗礁に乗りあげたまま翌三十四年に持越されたが、なお審議がまともならず漸く三十三年度末が迫つた三月二十九日の市会に至つて上程、祖父江道雄議員と市当局の間に幾度となく問答があつたのち、委員長報告どおり修正可決確定をつげた。実に四箇月振りに終局をみたので、市理事者は五月八日付、改修施工の件を申請、これに対し同月二十五日付、左のごとく条件付許可指令を得ている。

愛知県指令二、第一五三七号（明治三十四年五月二十五日）

名古屋市役所

明治三十四年五月八日付申請、名古屋市広井町道路改修の件、左の条件を附し許可す。

愛知県知事 冲 守 固

一、工事は明治三十四年十二月二十日までに竣工すべし。

一、工事は申請書に添付する図面及設計書の通り施行すべし。

一、本県出張吏員は工事施行の順序、工法につき直接することあるべし。

一、工事竣工の上は出来形設計書及図面添付其旨直ちに届出て検査を受くべし。

その後、市会に議決をもとめたる関係議件名を掲ぐれば左のごとし。

明治三十四年度 明治三十四年度名古屋市歳入歳出
第十三号

予算追加……………(明治三十四年五月十日可決)

歳入

一、金五万九千三百四円五十四銭八厘

歳入予算高追加(前年度繰越金)

一、金五万九千三百四円五十四銭八厘

歳出臨時費予算高追加(役所費、土木費、教育費)

右歳出のうち広井町道路改修費追加二万一千四百五十九円八十六銭八厘、新栄町通東部道路改修費追加一万一千百十六円十九銭二厘を示している。

明治三十四年度 明治三十四年度名古屋市歳入歳出
第三十九号

予算追加……………(明治三十四年十一月二十七日修正可決)

歳入

一、金三百四十四円二十銭

歳入予算高追加(前年度繰越金)

歳出

一、金三百四十四円二十銭
七百円六十五銭六厘

歳出臨時費予算高追加(広井町道路改修費)

歳入出差引過不足なし

第三十九号案は電柱移転費のみを追加要求したものであつたが、十一月十一日の市会は委員付託今井仙三郎・中村源蔵・谷口高忠三名委員長不詳となし、同月二十七日日本会議を開き委員会報告どおり削減修正可決した。次いで明治三十五年中に議決をもとめた案件名を列挙すれば左のとおり

りである。

明治三十四年度 道路改修費繰越の件(広井町南北道路改修費の残余金)…………… 明治三十五年三月二十七日可決
第八十号
明治三十五年度 明治三十五年度名古屋市歳入歳出予算追加(二万二千九百二十六円五十九銭八厘、広井町南北道路改修費
第六号

その他)…………… 明治三十五年四月十四日可決

右第六号案の歳出予算追加のうち広井町南北道路改修費のほか新栄町通東部道路改修費高岳富士塚組合道路新設費がふくまれている。

工事屢々停顿して竣工

工程を尋ねてみれば屢々停顿のやむなきに至つた。その事例は沿道の通信局用地(名古屋郵便電信局員派出所敷地)のうち道路敷として四十二坪七合の無償譲渡申請手続の煩瑣のため、これが遅れたこと。雨天日数が多かつたこと。資材入手難であつたこと等のため、一時工事中止するなど、著しく工程が狂い竣工期日延期申請をなすこと五、六回におよんだ。その都度延期許可指令をうけたことはいうまでもないが、最後の許可指令をうけたのは、明治三十五年八月六日付(愛知県指令二、第三、三、七四号)であつて、これに徴すれば三十五年十月三十一日に竣工、その目的を達することが出来たものと推定される。

このとき既に志水(真)市長は退職し、後任の青山市長就任約十一箇月後であり、県側では沖知事の後任野村(政明)知事卒去し、深野知事が前任地福岡県から着任したばかりであつた。

工事費並に用地の寄附 ここで新設広井町道路に投じた費額の決算額を掲げて参考としよう。

一、金二万二千三百六十六円二十五銭九厘

総 額

内 訳

金一万五千二百三十四円	土地買上代
金四千八百四円七銭八厘	建物切取及移転料
金二千二百七十九円四十三銭一厘	工 事 費
金四十八円七十五銭	役 所 費

道路工事費の財源はもとより市費支弁によることはいうまでもないが、広井町道路改修費に限り財源の重きをなしたものは寄附金と敷地の一部を寄附にもとめている。従つて経費の面からみれば、この新設道路はいわゆる寄附道路とも称せられた。さりながら寄附金は数回の分納であり、たとい少額の寄附金でも中には容易に納付せられず、漸く催促によつてまとまつたのである。寄附採納の件を整理して一覽的に掲ぐれば次のとおりである。

明治三十三年度 第六十四号	寄附採納の件(一万五千円、関西鉄道株式会社)……………	明治三十四年三月二十九日可決
明治三十三年度 第六十五号	寄附採納の件(二十円、白木周次郎)……………	明治三十四年三月二十九日可決
明治三十四年度 第四十四号	寄附採納の件(敷地二畝二十六歩、見積九百八十円、関西鉄道株式会社)……………	明治三十四年十一月十一日可決
明治三十四年度 第五十七号	寄附採納の件(十円、渡辺鐵二郎)……………	明治三十五年一月十日可決
明治三十四年度 第六十九号	寄附採納の件(土地一坪二勺、見積二十三圓四十六錢、森榮七)……………	明治三十五年三月八日可決
明治三十四年度 第七十六号	寄附採納の件(二百三十円、堀内茂右衛門)……………	明治三十五年三月十八日可決
明治三十九年度 第五号	寄附出願及寄附追願の件(一千三百円、堀内茂右衛門始め二十四名)……………	明治三十九年三月三十一日可決

明治三十九年度 寄附出願及寄附追願の件(百五十四、大倉和親・田二歩、見田祿輔外一名・百一十四五十五、恒川光太郎外一名)……

その後、明治三十九年十二月二十五日(加藤重三郎市長時代)の市会に該道路の一部を拡張するた
め明治三十九年度
第九十八号 明治三十九年度名古屋市歳入歳出予算追加(二百六十一円五十五錢)を提出、市会は
異議もなく原案を議了後、四十年に至つて施工した。この財源は前掲のうち三十九年度第五号、第
九十七号両案の寄附金をもつてその敷地を買収して拡張を行つたものとみられる。

ちなみに関西鉄道会社は明治二十一年三月一日免許状下附、資本金三百万円にして名古屋に延
長したる当時の全営業哩数約七十八哩。明治四十年十月一日国有鉄道に買収せられたのち、名古
屋駅と愛知駅との連絡工事が出来あがり、両駅間の徒歩連絡の不便が除去されたので、明治四十
二年五月三十一日に愛知停車場が廃止となつた。従つてその後道路交通量が名古屋駅前に集中す
るようになり、その附近は家屋をもつて埋めつくされて行くのであつた。

第六節 水主町道路の新設

広井町南北道路改修にひきつづき新設されたのは堀川洲崎橋以西、水主町までのすなわち水主
町道路新設であつた。この通路もまた路幅甚だ狹隘な私設道路であつたのみならず、路面凹凸に
して往來の人馬しばしば転覆するなど危険につき、かねて沿道住民は志水直市長時代から改修方
を陳情していたが、なかなかその運びに至らず漸く柳本市長時代になつて、明治三十六年度一般会
計歳入予算中、臨時土木費が計上されたのである。施工区間五十八間三分、幅員四間にして同三十

六年十二月九日付、土甲第九七号をもつて稟請、同月二十二日付、愛知県知事より許可指令(第六四〇二号)あり、翌三十七年三月十日までに竣工すべき予定で請負入札に附したが、種々の都合上、漸く着工したのは同三十七年五月十三日、同月二十三日竣工したので、二十七日午前九時より常設委員、土木委員の検査をうけたが、この間県当局に竣工延期の申請をなし、三月二十三日許可指令(第一二七号)を得た。時の知事は深野一三であつた。

予算面における土地買収費二千六百三十九円八十銭、工事費五百八十三円四十六銭、地上物件移転補償百十七円十三銭七厘、計三千三百四十円三十九銭七厘であつたが、工事請負額四百六十九円、用地寄附坪数五十四坪四合四勺、関係地主その他から求めたる寄附金額は関西鉄道株式会社(社長田中新七)の二百円、名古屋電燈株式会社(専務取締役三浦忠)の二十五円をはじめ総額五百五十円を示しているが、当時の関西鉄道会社は、さきの広井町南北道路改修その他に相当の寄附金を奮発したので、また水主町道路新設費に寄附することは会社の内情において甚だ迷惑を感ずると婉曲に拒絶されたが、結局前記のとほり寄附をうけるに至つたという。

本道路新設当時には洲崎橋附近に割烹業金城館という建物があり、この北横を起点としたので、洲崎橋筋道路とも称したらしいが、ここでは事業名をとつたのである。

第七節 大船町道路の改修

堀川西岸、大船町は藩政時代に御船役を勤むる町だつたので、天和二年(一六八二年)今の町名を附したと伝えられる、昔から車馬交通が頻繁な地帯であつた。然るに同町二丁目地内中橋筋西へ沢井

町筋にいたる横町道幅きわめて狹隘にして明治維新前そのままのごとき姿であつた。沿道関係住民は明治三十五年五月から青山市長時代に、しばしばこの改修方を陳情していたが、日露戦争勃発のため、新規事業一切休止状態に陥ち大船町道路改修計画は沙汰止みの余儀なきに至つた。やがて戦雲おさまり、本市の明治三十九年度予算編成期に入るや、沿道住民は三十八年十月三十日付をもつて市当局に道路改修急施の陳情書を提出、この促進運動を開始した。陳情書にはその事情を述べて実施の要望切なるものがある。一部を摘記して当時の状況を知る資料に供して置く。

昨年以來軍事輸送の繁劇なるため、伝馬・納屋・橋通過の繁劇は勿論、五条中橋・両橋筋共、或は乗馬兵或は荷馬車、荷車等軍用通路の頻繁なるため時々数十分間宛、普通荷車の通行停止は勿論時々人の通行迄も停止せらるるの場合少しとせず、唯々通行の停止而已ならず、或は通行人に危害を加うるの場合も少しとせず、日々この惨状を目撃する我々は戦時中も一日下秋の思いを以て期待致候。(下略)

市理事者も亦その実情を認め、明治三十九年度歳出当初予算に大船町道路改修費として一千九百余円を土木費に計上したのである。これを知つた関係住民中、地主等三十二名はあたかも闇に光をもとめたがごとき喜びで、総代伊藤由太郎始め七名連署して金一千円を寄附する旨の文書を差出して来た。

三十九年度歳出予算臨時部土木費に対し、三十九年三月三十一日の市会は若干の削減修正可決したが、大船町道路改修費には争論もなく原案を議了した。また寄附採納の件(明治三十九年案)が異議なく可決されたことはいうまでもない。この道路改修とはやや大袈裟のようだが、施工区間十九

間六分三厘、幅員平均四間二分一厘である。今からみればとりあげるに足らぬような小工事に過ぎないけれども、数年間におよぶ懸案であつたのみならず、道路交通上から重要事業であつて実施に瀕踏みすべきものではなかつた。

明治三十九年四月十四日付施工許可申請、同年五月四日付、愛知県許可指令(土第三〇三六号)あり、六月五日着工、一箇月を出ずして竣工したのは加藤市長就任の直前であつた。

第八節 県道熱田街道(南大津通)の改修

第一項 その発端から実施計画決定へ

その発端および準備工作

名古屋の南北縦貫大動脈として最重要街路といえは旧熱田街道の南大津通であることはいふまでもないが、この街路が構築されるまでには幾多の苦心と迂余曲折を経ている。現在でこそ都市化が著しく、交通量といい、速度といい、従前のままの道路では殆んど役立たない有様で多くの道路が整理拡張されて、周辺部でも一部をのぞき昔の片鱗すら求めるのに容易でないほど変形してしまつた。昔は道路の機能が現在とは異なり、わずかに人々が往来したり、馬またはかごの類が通れば事足りた道路であつてみれば、自から小規模であり、時間的の考慮も軽くてすむ筈であつた。故に江戸時代から明治の末葉頃までの名古屋における南北貫通幹線道路としては、既述のごとく路幅狭隘な本町通の国道線あるのみであつた。それでも大きな役割を果したのであるが、明治

中葉以後になつて名古屋の中心部と熱田との道路交通は逐年頻繁となり、市の将来にとりて交通上、商業上、別に新街道築造の必要を感じていながら輿論化すること乏しく、道路の發達は得て望むことは出来なかつた。しかし東部道路はじめ禰宜町道路、広井町南北道路等の連結竣成によつて、いよいよ名古屋熱田間の縦貫道路の新設を必要とすることが明白となつて来たので、それに力こぶを入れて一路急進したのであつた。

明治三十六年三月、青山本市長は時の愛知県知事深野一三に南武平町より（今の中区役所附近）熱田町に通ずる道路新設計画を具申してその実施方を懇望した。県当局においても既にその必要を認め、大体の設計を了し敷地買収について関係地主との交渉をも進めつつあつたが、その後また別は柴町角より熱田町に至る南大津町線をも調査して南武平町線と比較検討したる結果、南大津町線は前者に比し距離やや短かく工事も多少容易なるものがあつたので、南大津線を探ることを最も策を得たものとしてこれが実施の準備工作をなすことに決定したのである。

ところが明治三十七年に入るや、日露兩國の風雲急にして、二月十日わが国は露國に戦を宣し、翌三月二十四日わが第三師団の精兵が勇躍壯途に就くなど、いよいよ時局の重大化に鑑み道路改修計画も中止のやむなき状態に陥つた。しかし三十八年十月平和克復となるや、深野知事は翌十月市部選出の県會議員安東敏之、祖父江道雄、渡辺久三郎、長谷川亀一郎、谷口高忠等を招いて、再び南大津町線計画の促進について種々懇談をなすところがあつたと伝えられている。この間に熱田町地内に東京砲兵工廠熱田兵器製造所が設置された。また官立名古屋高等工業学校は隣接御器所村に設立、次いで呼続町に県立第五中学校が設立された。懸案の精進川（新堀川）開鑿工事も着手さ

れるなど、産業界も漸次活況を呈しつつあつたので、南大津通改修計画実施の好機として、大体の構想が決定しその準備工作が進められたわけである。

電鉄会社及熱田町の寄附金　これよりさき既に笹島停車場前——県庁前——千種停車場前間に電車を開通した名古屋電気鉄道株式会社では栄町——熱田伝馬町間の軌道建設計画があつたので、金十五万円を提供して該道路改修方を出願し、熱田町においても三万円を寄附する意向を表明した。成案をまつて深野知事は三十八年十一月一日招集（会期三十日間）の通常県会も会期末に緊急提出した。それは後行に述べるがごとく先議権の県参事会が難航したため遅れたのであつた。連帯会と市部会は原案を議了したが、郡部会は正面から反対して全面的に否決するなど曲折をきわめた。消極、積極両論の対立というよりも地域的偏狭な割拠主義の考え方を語るに充分であつたのみならず、終に知事をして原案執行せしむるに至つた。深野県政は切りつめた財政計画の下に徐々に事業を進める方向に傾いていたおきから、県道熱田街道改修は交通運輸の方面から見ても、産業の方面から見ても県会郡部会のきびしい反対に対し心ある政治家は黙してこれを甘諾する気にはなれなかつたであらう。

計画ならびに予算案の概要

通常県会に提案された案件を部会別に掲げるであらうが、該道路は明治三十八年度より同四十年度に至る三箇年継続事業として、国道第十号線附属路線中南大津町一丁目より分岐し同町二丁目、矢場五ノ切、三輪、小林、裏門前、上前津、春日、飴屋、不二見、下前津、伊勢山各町を経て東古渡を過ぎ南端愛知郡熱田町大字東熱田界に至り中央鉄道および東海道鉄道線路上、陸橋をもつて横断し、さらに

同大字金山、沢上、外土居、中田、高蔵、六野、横田、玉ノ井等を経て同森後、熱田停車場前に至る延長四千三百七十六分、幅員八間六分、また同所以南熱田町大字御田、田島および新宮坂を経て国道第二号線中、伝馬町三丁目に達する延長八百三十五間四分、幅員八間六分、すなわち総延長四千八百七十三間三分に対し、総工費金五十四万一千九百二十八円四十一銭を投ぜんとするものであつた。そして熱田町所屬地は郡部經濟の負担、名古屋市所屬地は市部經濟の負担支出とするものであつた。

(連帯会関係議決案)

第二号議案議決 県会の議決事件と市部会

郡部会の議決事件分別方法中改正

県会の議決すべき事件と市部会、郡部会の議決すべき事件との分別方法中左の通り改正するものとす。

第一条第二土木費に属する議決事件中「堀川ノ浚渫ニ関スル諸費」の下へ「熱田湾築港地ヨリ熱田町ヲ経テ名古屋市ニ達スル道路改修費」の二十七字を加う。第三条中左の一号を加へ第十三号を第十四号に改む。(以下郡部関係につき省略)

第三号議案議決 熱田湾築港地より名古屋

市に達する道路改修費負担割合

土木費中熱田湾築港地より熱田町を経、名古屋市へ達する道路改修費の市部、郡部負担の割合は市部は百分の四十二とし、郡部は百分の五十八とす。

〔市部会関係議決案〕

第四号議案議決 土木費継続年期及支出方法

一、金二十万二千六百八十八円六十九銭

土 木 費

内 訳

金千七百七十六円

明治三十八年度支出額

金十三万五千七百七十七円

明治三十九年度支出額

金六万五千六十五円六十九銭

明治四十年年度支出額

右土木費は明治三十八年度より明治四十年年度まで三箇年の継続とし、而して其費用は前記の如く各年度に割合之を支出するものとす。

〔説明〕名古屋市内道路改修のため工費を要するに由る。

〔郡部会関係議決案〕

第九号否決議案 土木費継続年期及支出方法

一、金十三万九百三十八円六十六銭五厘

土 木 費

内 訳

金 千 八 百 円

明治三十八年度支出額

金十万六千四百七十四円二十三銭五厘

明治三十九年度支出額

金二万四千四百五十六円四十三銭

明治四十年年度支出額

右土木費は明治三十八年度より明治四十年年度まで三箇年の継続とし、而して其費用は前記の如く各年度に割合之を支出するものとす。

〔説明〕愛知郡熱田町地内道路改修のため工費を要するに由る。

右のほか市部会には第一年度支出額を三十九年度歳入歳出追加予算に計上せる議案、郡部会には第一年度支出額を三十八年度歳入歳出追加予算(番外議案)に計上せる議案も同時に提出されてゐる。これに対し郡部会において果然轟々たる反対論がまき起つたのである。

郡部参事会難航の末否認

右にさきだち十一月二十日の県参事会に提出した、市部参事会では寄附金分配方法について市部所屬分配額四万五千円を寡少として郡部の分配額より分割を要求し、郡部参事会では本改修工事の負担を拒否して容易にまとまらず難航をつづけ、同月二十九日夜に至つて市部会は漸く原案に賛成することに決定した。然るに郡部参事会ではなおも難航を続け、翌同月三十日午前継続の会議においても依然として反対意見が強く、終に全面的に否決する結論をみるに至つた。その理由は「南大津町線は県の施行すべき事業にあらざるのみならず、同案よりもむしろ他に急施を要する道路改修事業が多い。しかるに南武平町線を採らずして国道本町線を距ること東へ三、四丁余ばかりの南大津町線をとつたのは了解しがたいのだ。かつ杜撰きわまる計画であるといわざるを得ぬ。」なかなか辛辣に論断して全面的に反対の砲火を浴せた。この議決を受けた深野知事が果して如何の感懐をいだいていたかは推測すべくもないが、憤懣の色を浮べたらしく県会郡部会の本会議において意見を述べる旨をつげたのみであつた。そして議案に添付せる意見書を掲

ぐれば左のごとくである。

(議案に添附)

郡部 参事会の意見書

第九号議案土木費継続年期及支出方法第十号議案明治三十九年度愛知県郡部歳入歳出追加予算・号外第九号議案明治三十八年度愛知県郡部歳入歳出追加予算に対する郡部参事会の意見要領左の如し。

本件名古屋市より愛知郡熱田町に通ずる道路の改修は専ら市の必要上、施工を要するものにして郡部に於て改修を為すの必要を認めず。且つ郡部に於ては本件以外の道路に在りて改修の必要を感じざるもの夥多あるに拘わらず、之が企画を為さずして必要ならざる道路の改修をなすが如きは緩急の度を失したるものと認む。故に右名古屋市より愛知郡熱田町に通ずる道路改修に関する土木費継続年期及支出方法及明治三十八年度愛知県郡部歳入歳出追加予算、明治三十九年度愛知県郡部歳入歳出追加予算は何れも否認を為すと云ふに在り。

右府県制第七十九条に依り提出す。

明治三十八年十一月三十日

愛知県知事 深 野 一 三

既に参事会の猛攻撃をうけた熱田街道改修問題の終局は知事の原案執行まで突つ込んだもので、それらの顛末は後述をもつて明かにしよう。

第二項 県会の再否決と原案執行

連帯市部会とも原案通過

以上のごとき発端と経過によつて通常県会に提出されたので、県会では活発なる論議を展開し

ている。熱田街道改修問題に関する議事を要約して採録すれば次のごとくである。

連帯会関係議案は十一月二日の本会議において関係議案とともに一括上程、鈴木(仙太郎)議長指名どおりの委員附託となつた。

調査委員(七名) ◎印委員長)

安藤一之助(名古屋市) 山田才吉(名古屋市) 小林倫祥(名古屋市) 磯貝浩(愛知郡) 大山鉦九郎(東加茂郡) 春田祐清(中島郡)

◎吉原祐太郎(渥美郡)

十一月三十日の本会議において委員長報告どおり原案に可決確定したが、後行に記するがごとく名古屋熱田間道路改修費は連帯会に議すべきものでないという否決説があつて採決によつて決せられたものである。

市部会に於て当局弁明 市部会は十一月三十日、午後二時五分、出席議員十一名(山田才吉欠席)にて開議、関係議案が議題に供せられるや、小林倫祥議員より「通常県会は本日をもつて閉会になる、その際に當つて二十万円もかかるような案を提出されては甚だ迷惑千万である。」と不満を述べた。これに対し坂(仲輔)事務官が次のごとく弁明して了解をもとめている。

名古屋市は東西に幹線として広小路大通路があるが、南北の道路といえは国道一つよりない。この国道は狭きは二間か三間の処があつて大都市の幹線として甚だ不完全である。ここに交通の便を開く必要が生じて県庁においても色々調査の結果、犬津町線をとつたわけである。しかし何分にも三十八、九万円もかかる、その費用を一時に県民の負担としてはどうであらう。如何なる立派な交通機関を開くといつても、それは到底なし得ぬことである。幸い熱田町より金

三万円、電鉄会社より金十五万円の寄附を約一週間前に受理したので、これによつて八間幅の大道路を開設したい。一つは戦時の記念としてこの事業を完成したい考えで、……本日突然出たように感ぜられるであろうが、ざつと斯様の次第であるから、何卒御賛成あらんことを希望してやまない。

しかるに小林議員はなお発言をつづけて「十八万円の寄附があるのに市部には僅かに四万何程の配分である。この割付方法はどんなものだろう。電鉄を敷くならば名古屋市の事業としてやりたい。普通市債を起して一割七、八分乃至二割の利益があれば市債を起してやつた方がよいと思う。よく調査の必要があるから本案の延期を希望する。」と主張したのち、加藤常次郎議員より「名古屋市にはまだ大問題がある。……上下水道の測量も済んでいゝ。……またこの頃毎夜のごとく火災があるので蒸気ポンプを買いたくとも財源がないという始末である。」財政難を苦ししたので、安藤一之助議員は、いわく

小林議員、加藤議員は市会と混交しておられるように見うけられる。県会の市部会は市部会の問題として賛否を決すべきものであると思う。本員は大体を可とするものである。

と原案に賛意を表すれば、続いて長谷川亀一郎議員より「理事者のやり方は郡部に厚く市部に暖かならぬものがある。しかしそれがために本案を覆えすほどのこともないから原案に賛成する。」すなわち原案賛成の発言があつたのち、小林議員の議事延期説について採決をしたところ、これに賛成者なく三議案とも原案どおり議了したのである

攻撃の郡部会は一括否決

以上のごとく連帯会、市部会とも大土木事業の道路改修が無修正通過成立をみるに至つたが、これに反し郡部会では激しく論難した末、否決した。十一月三十日の郡部会は出席議員三十八名(全員)にて開議、議題に供すると、ただちに大口(喜六)議長は書記をして前掲の郡部参事会の意見書を朗読せしめ、この終るをまつて吉田基治(参事会員)より意見書では要領を尽してないとして補足的説明に続いて「名古屋市将来のため完全な企画をするならば大津町線によらず、武平町線に依れば屈曲なく十間幅あるいは十二間幅という道路を造るがよい。」反対論を強調すれば、次いで徳倉六兵衛議員も「会期末に提出するのは理事者が議決を強いる嫌いがある。参事会においても到底充分な審査をなす余裕がなかつた。」と否決を唱えた。続いて磯貝浩議員(愛知郡)は左のごとく述べて原案を支持している。

本会から推選したる参事会員諸君は、ある場合には県行政を監督々励も出来る。他に必要な道路があるならば、前後緩急をはかつて県経済上の都合をもつて改修等を献言すべきである。今回の道路改修には、そう県費を仰がぬものであるのに拘わらず、否決するのは甚だその理由が乏しいじやないか。

次に坂事務官は発言をもとめて、いわく

不幸にして理事者と県参事会とは意見を異にした。その地域が名古屋市に属するとて県の事業として不適當といわれるが、現に名古屋市内にある国県道は常に県においてその工事をなしている、故に郡部に関係なしとの理由はないのである。家屋、屋敷等その売価は登記役場について事実を調べたものである。理事者においては寄附金から成立する見込である、従つて追加

予算をもとめぬつもりであるから郡部負担とはならぬ計画である。

と答えたのち、端山忠左衛門議員（知多郡）より「費用は人が出す、然るに殊更に否認するのは余つ程有害な道路でなければならぬ。この点に注意して議決すべきもので、参事会員はあまり深く立入り過ぎた感がありはせぬか。」参事会員の反省をもとめんとしたので、武田賢治（参事会員）は「それほど必要な道路ならば営利会社からの寄附金をまつ筈はないじやないか。寄附金がなくとも県でやるべきである。」反駁した。続いて舟橋茂十郎議員（西春日井郡）より「突嗟に提案するから参事会員の憤激をまねくのはもつともである。理事者においてよく実地調査せしめ充分審議する余地を与えるのが当然である。」と理事者をこき卸せば、吉原祐太郎議員（渥美郡）より「寄附金は予想である、もしその会社がつぶれたとき工事を止めるか。」と論難している。そこで坂事務官は左のごとく応酬した。

寄附金は明治三十八年度に五千円、明治三十九年度には十五万円で、いずれも銀行の供託書位を以て……とにかく寄附を確実になさしむる考えである。……

寄附金の確実性なることを説明して原案維持につとめ、次に吉田高朗議員（愛知郡）より郡部負担の大部分は寄附金で出来るのみならず、熱田築港を活用する上においても本案の道路は必要と思ふから大体を可とする。」との発言等があつたのち、起立によつて採決をもとめた結果、郡部参事会意見に賛成したる起立多数にして一括否決に決定した。

交々論難の末再び否決

しかし深野知事は否決の決定を受け容れなかつた。間もなくして左のごとく再議の通牒を発

して郡部会に猛省を促がした。

愛知県郡部会に対する再議通牒（議長大口喜六知）

愛 知 県 郡 部 会

明治三十八年十一月三十日第九号議案土木費継続年期及支出方法・第十号議案明治三十九年度愛知県郡部歳入歳出追加予算・号外第九号議案
明治三十八年度愛知県郡部歳入歳出追加予算に対する愛知県郡部会の議決は左の理由に依り公益に害ありと認むるを以て府県制第八十三條に依り之を再議に対す。

明治三十八年十一月三十日

愛知県知事 深 野 一 三

理由 県下名古屋市と愛知郡熱田町とは地勢上、密接の關係を有し、殊に近年世運の發展に伴い貨物の集散、車馬の往来年に倍加し、現在の国道のみにては交通の障害を来たし、不便尠なかざるのみならず、動もすれば往来の衆人に危害を与ふるの虞なしとせず。依つて之が危害を予防し、且つ貨物の集散に便利を与え、公益を増進せんがため、別に現時の状況に適應する道路を改修するは目下の急務なりと信ず。然るに郡部会に於ては要するに本件工事は市の経営として為すべき事業なるを以て県に於て之を經營するの必要を認めずとして之を否決したるは公益に害する議決なりとす。

敢々もみにもんで採決 あくまでも原案を維持する知事と、当初から知事の取扱に不満を感じたのみならず、一旦否決した以上は郡部会の名譽に賭けても、その決議を押し通すべしと決意した反対派とは折合う訳はなく再議案を上程するや、鈴木仙太郎（海東郡）大口喜六（渥美郡）議長であつたので、鷲野副議長と交替して議席につく議員等は「本町通で車馬のために人が死んだことを聞かぬ。電気鉄道創設以来死傷した者幾人かある、危険は電鉄にある。營利会社のために八間幅道路

を開くに至つては沙汰の限りだ。……公益に害するというのが十目のみるところ公益に害するものに非ずとせば如何……会社と隠然黙々の間において条件付の仕事をなすときは甚だ遺憾千万だ。」と交々痛撃を加え、磯貝議員は「反対派は詭弁を以て否決し去らんとするは県会のため、まことに歎かわしい、虚心平気で相当の面目を保つべきだ。」続いて端山忠左衛門議員より否決説を攻撃して原案支持に努力したけれども採決の結果、否決説同意の起立者多数にして再び否決し去つた。時に夜の十時五十分であつた。

快速的の原案執行の告示

再否決に屈しがたい態度を示した深野知事は、あくまで原案の遂行をはからんとして十二月三日栗本官房主幹を随え急遽上京、原案執行について内務大臣に具状指揮を仰いだところ、同月十六日原案執行の認可あつたので、同月二十二日県公報号外(告示第三五五号)をもつて原案執行の旨と共に左のとおり告示した。

名古屋市栄町国道第十号線より分岐、南大津町通、愛知郡熱田町大字伝馬国道第二号線に達する里道を仮定県道に編入し熱田街道と称す。

これよりさき十二月六日土地収用法第九条によつて右道路沿道民有地へ立入り測量する旨を県公報に公告したなど、県当局は着々実施準備を進めつつあつた。けだし深野知事の県政における熱田街道改修事業は特筆大書すべきものであつた。

南大津通街路市部所屬に決定 越えて明治三十九年十一月十日招集(閉会十二月九日)の通常県会十二月七日の連帯會議において左のごとく郡部議員より意見書の案を提出し、大口喜六議員よ

り「市部に直接の利害ある道路であるから市部経済に移す、これがため市部は費用を増すようだが市部会が議決権を得る。そして将来修繕費を負担する場合はモウ郡部会と衝突を起すことはない。」と趣旨の弁明を行つた。これに対し市部選出の伊藤勘兵衛議員より「名古屋市の大々の発展のため、一大雅量をもつて、この際黙止して賛成する。」発言があつて異議なく可決した。

意見書（愛知県知事 深野二三宛）

名古屋市南大津町より愛知郡熱田町に至る県道土木工事に關する諸費は全部市部会に於て議決すべき事件に属せしむるを以て相当なりと認め候に付、議決事件分別方法中改正相成候様発案致され度、意見書及提出候也。（提出者 大口喜六・加藤豊成）

この決議に基づき知事は即日、号外第五号議案をもつて「議決事件分別方法中改正の件」を提出したので、連帯会はただちに議題に供したが、満場異議なく原案どおり即決したことはいうまでもない。これで南大津通の街路工事および修繕に關する一切の条件は、すなわち市部会に附議されることになつたので、郡部議員と衝突するごときことはもとより有り得るはずがない訳である。

第三項 本市の設計変更運動および寄附金

十三間幅に設計変更の申請

熱田街道改修問題が解決をつけ、いよいよ着工準備に入らんとする頃には、本市政において青山市長は既に退職し、加藤市長時代に移つていた。加藤市長は名古屋の将来を遠視し、該道路設計による八間幅では遠き将来をまたずして必ずや狭隘不便を感ずるであらう。この際速かに十三間

幅に拡大すべきものとして、深野知事に対し設計変更方を要請し、これが容れられるならば、路幅変更更に要する経費を本市より寄附する旨を述べて懇談した。幸い知事が快よく希望を容れたので、明治三十九年十一月五日に至つて市会に提案、議決の上正式にその手続を了したのである。

議案番号

件

名

議決年月日

明治三十九年度
第八十一号

道路幅詰め申請の件(幅員八間を十三間に、愛知県知事宛)……… 明治三十九年十一月十七日可決

明治三十九年度
第八十二号

明治三十九年度名古屋市歳入歳出予算追加(路幅変更に伴う寄附金三十二万七千九百七十七円二匁)……… 明治三十九年十一月十七日可決

明治三十九年度
第八十二号

一時借入金金の件(二十七万七千九百七十七円二匁、寄附金に充当)……… 明治三十九年十一月十七日可決

十一月十七日の市会に上程、山田才吉議員より理事者に対し、説明要求の発言があつたので市長は次のごとく答えている。

熱田に通ずる県道は八間幅となつている、それに電車の複線を許可するという方針であるが、これでは不自由、不便を感じずることは申すまでもないと考えられる。後日に至つてまた改修するとしても、なかなか容易ならぬ事である。故に最初から拡めることが得策と思う。本市がその部分の費用を支出するならば県側は希望を容れるであらう。如何なるうとも取廻しのつくことであるから提案した次第である。もちろん程度問題であるけれども、幅十三間でもあるいは狭いかも知れぬと思う。(ついで財源問題に関する質問の弁明に移つてから)全体名古屋市に左様な金はない、金なしで事業計画をなすのは、無謀のごとく見えるかも知れないが、事實は市に要する金は市民より徴収する市税である。……市に要らない金を徴収することはないし、それは出

来ない。故に市財政としては金に余りあるところは何処にもござりませぬ。市に一文でも遊んでいる金といえは基本金の外はない、それも僅かばかりであるから、多大の経費を要する事業の財源は公債であるが、本事業には市民に賦課する所の税率に二割とか三割とか増徴する考えをもつてゐるのである。

と応酬した、その間弁駁的なものがあつたが、路幅拡張に対する熱意のほどが充分窺われた。

結局市会 は 原案 を 議 了

次いで鈴木摠兵衛・小塩美之・石黒磐沢田吉兵衛議員より交々反対的意见が続出したのを要約すれば十三間幅に拡大することは広すぎ県設計の八間幅で充分であるといふのである。これに対し市長は「諸君は広すぎるといふが、十三間幅でも狭く後悔することがある。」と強く応酬してゐるとおり終局は原案を可決確定してゐる。これまた本市にとりては特筆すべき機宜の処置をとつたものと見るべきである。実にその当時の名古屋市の経済力は未だ薄弱時代であつて、明治三十九年度予算審議の市会において総予算百四万三千六百余円を尅大なりとして、これを九十九万四千二百余円に削減修正した跡をみれば、臨時費のみならず、經常費に対しても削減の斧を揮つてゐる事実等に鑑みると、県会においても槍玉にあげられた道路拡張に二十万円余を提供するを甚だ不満としたるがごときは、この間の世情を物語るものであろう。それだけに都市としての名古屋を繁榮せしむるためには、相当の犠牲と準備とを必要としたのである。

なお市会議決の状況を通じて一見するに道路施設計画は交通、保安、衛生、経済各方面の計画事業の基本として、もしくは骨格として卒先考慮すべき近代的街路設備の必要が未だ一般的に確認せ

られていなかつたようである。今日と思いくらべて、まことに夢のような感がするが、

とりわけ一般商人にいたりては小売商業上から道路幅の狭き方がむしろ客足をひくに便である、それかあらぬか、電車が一度開通して街路が八間幅や十間幅以上に拡張されたら、それこそ小売商業が寂れたという嘆声すら發して、決して道路の大改修や拡張をよろこばなかつたという事実はあつた。南大津通の十三間幅拡張に対し市会が反対を浴びせたのは、まさに小売業者たちの声を反映したものとみられる。加藤市長のあざやかな善処と熱意もさることながら、幸いにして市会は原案を葬り去るほどの頑固一点張ではなかつた。

県会は本市の要請通り議決　本市の要請を容れた県会は既決予算に追加計上することになりこれが操作による議案はもちろん、土木費継続年期および支出方法中変更の件(号外第五号議案)を、同年十一月十日開幕の県会連帯会に提出した。前述のごとく議決事件分別方法中改正に関する意見書を議了した後のこととて、郡部議員を代表して鈴木仙太郎議員より原案に賛意を表する旨の発言があつたとおり異議なく原案を可決した。これで文字どおり熱田街道の路幅変更が確定した。この日は十二月八日の本会議であつた。

工程及買収委員の努力　次に改修工程について一瞥してみよう。敷地買収は三回に分け、第一回は南大津町・三輪町・小林町の東側を四十年三月四日までに、第二回はその西側および小林町以南熱田町との境界までを六月三十日まで、第三回は熱田停車場前として七月三十一日まで、それぞれ買収および収用すべく関係地主等と交渉を開始した。幸い着々と進捗したので、同年八月着工、明治四十一年四月末に至り工費総額五十万八千七百七十八圓七十八錢一厘をもつて全部の竣工をみて

いる。この新道路に走る電車は翌五月二日に開通(熱田駅まで)した。この間に三十九年六月以來、熱田街道改修土地買収委員を置き、内務部長が委員長を兼ね、委員には県吏員その他十五名を選任して、彼等は用地買収、地上物件移転および工事の進行に大膽となつて努力したと伝えられる。

第九節 公園道路の改修問題

第一項 第一次幹線道路改築計画の悲運

大共進会と道路の関係

明治四十三年三月十六日より六月十三日まで名古屋市中区鶴舞町において開催せる愛知県主催、第十回関西府県連合共進会は名古屋をして商工的に急激な發展させたものといわれる。この会期中に名古屋開府三百年記念大祭を執行した。尾張藩祖義直の名古屋城に入府せられしより明治四十三年は正に三百年に相当せるを以て市民有志発起の下に記念会(会長名古屋市長加藤重三郎)を組織し、四月十二日練兵場において盛大な記念大祭を挙行したのみならず、多大な経費を投じて各種の事業を施設し、同時に連合共進会の事業を協賛した。ふたを開けるにおよんで一般の関心を唆り、会期中は中部日本各地方の人氣を集めて殷賑をきわめ、この大共進会こそ名古屋の大都市化に拍車をかける原因となり、新しい名古屋への暁の祝鐘でもあつたのである。

共進会場は約十萬坪の鶴舞公園(明治四十二年十一月命名)であつたが、その当時は精進川開鑿にかかる土砂をもつて整地したばかりで、一帯の地域は実に郊村的静止時代を続けていたのである。

これに徴しても共進会開催と切り離すことの出来なかつたのは道路交通施設であつた。すなわち来るべき共進会を目指して路線調査を行つたが、まつさきに採りあげられたのは共進会々場に通ずる公園道路の改修であつた、これについて述べる前に加藤市政時代の道路新設改修計画に觸れてみよう。

彼は市長に就任早々従来の市内道路は交通運輸の便否を充分考慮して設けられたものとは考へられぬのみならず、人口の増加および商工業の發展の趨勢に鑑みるときは、道路の新設改修こそ一日も等閑に附すべからずとして、土木当局をしていくつかの道路調査を行わしめた結果、就任後一年を出ずして明治四十年五月十六日左のごとく幹線道路改修案を市会に提出して議決をもとめるに至つた。

明治四十年度 第二十五号 幹線道路改築の件(明治四十一年二月二十八日否決)

本市各方面を通じ延長一万三千五百五十四間の幹線道路(幅員十三間)改築の爲め明治四十年
度より向う三箇年度継続事業として之が工事を施行す。

五月二十七日の市会は全員委員附託として、十五名の主査委員を設けた、顔触左のごとし。

道路調査主査委員(十五名) ◎印委員長)

◎安 東 敏 之 安 藤 一 之 助 山 田 才 吉 服 部 小 十 郎 鈴 木 摠 兵 衛

平子徳右衛門 沢 田 吉 兵 衛 白 石 半 助 長 谷 川 糾 七 熊 田 喜 平 治

加藤勘太郎 野 村 朗 永 田 玉 太 郎 川 出 柴 太 郎

主査委員会をしぼしぼ開いたが、議論多くして容易にまとまらぬ儘に翌四十一年に持越された。

それでも容易に終結が出来ず、漸く二月下旬に至つて否決することに決定したが、終結の長びいたのは反対的意見が多く、急速に決定すべきにあらずとの意見が強く、これが支配したものとみられる。こうして二月二十八日開会の市会において安東委員長報告どおり否決し去つたのであるが、委員長は左のごとく報告している。

十回余にわたつて審議した本案施行は相当であらうが、経済界悲運のおりから市民は負担の増加を覚悟せねばならぬ。そこで理事者発案のごとく三百数十万円を要する仕事は到底不可能であるのである。しかし焦眉の急を救うために修正が適當であらうと協議の結果、駿河町筋を広小路通の交叉点附近を起点として公園へ至る第一線は幅員六間の道路にもし電車を敷設するならば単線で間に合うと思う。第二線は千種駅前から東陽館の方へ通ずる道路で幅員四間となつているが、これを五間幅とする希望である。次に第三線は縦の木横町という南部で、こを見透して大津町通以東直線に公園へ通ずる道路を造る、この幅員四間である。次は第四線で日置橋に当る所の大津町通を起点として公園に至る六間幅の道路を新設してもらいたい希望を附して本案を否決致した次第である。

市会は論議の揚句否決

しかし報告中に不明の点ありとて、小塩美之議員等と委員長の間に問答がくりかえされたのち、小塩議員は否決説に同意した。続いて小山松寿議員より希望条件を附加するならば、その裏面には氣遣れるような疑が起るとして単に希望のみにとどめよとの意味の発言があつた。これに対し北川乙治郎議員より「徹頭徹尾公益のため審議せるもので、かかる疑念こそ一掃すべきだ。」と論

述すれば、小山議員より弁明の発言があつた。この終るをまつて安東委員長より「小山議員の言われることがもし公職者中にあつたとすれば許すべからざる事で法律の制裁がある。また社会的の制裁があるべき筈であるから左様な疑念を去つてもらいたい。」と述べるなど議場を賑わしているが、結局委員長報告どおり否決した。

市会希望の四路線計画 市会において要望せる四路線実施計画を明瞭ならしむるため、あえて左に再記しておく。

第一路線(幅員六間) 駿河町筋の新栄町交叉点附近を起点として鶴舞公園に至るもの。

第二路線(幅員五間) 千種停車場附近から東陽町通に接続せしむるもの。

第三路線(幅員四間) 門前町字縦の木(註今の上前津交叉点附近)より南大津町通を出で鶴舞公園に至るもの。

第四路線(幅員六間) 堀川日置橋筋より南大津町通に出づる箇所を起点とし東へ進み鶴舞公園に至るいわゆるゆる日置線。

共進会計画決定の状況 序いでながらこの間に大共進会計画はどうであつたらうか、この推移を尋ねてみよう。第十回共進会経費継続年期および支出方法の件ならびに関係議案を審議するため、明治四十年十月十八日招集(十月二十四日閉会)の臨時愛知県会は、その経費支弁分別問題に端を發し県会は紛乱を極め、結局は反対派の郡部議員絶対多数のために葬り去つた。この見のがせない否決に対し深野知事は憤然として否決の非なる点をするとく指摘して、輿論の力を以て計画を實現せしむると決意の吐露演説をしているが、実に、生彩を放つものがあつた。そして翌十一月二十

日にはまた臨時県会を招集して再議に附した。

この間に名古屋商業会議所の建議運動、実業団体の復活要望運動が展開せられ、果然輿論がたかまつた。これがたちまち県会に反映し、市部、郡部、両議員も漸く妥協が円満に成立し、第十回関西府県連合共進会経費を盛つた復活案はすなわち原案どおり可決確定した。けだし関西府県連合共進会開催は輪番制によつて明治四十年三重県主催のもとに第九回を開催せる際、第十回を愛知県が主催することは既定の事実であつただけに、これを否認するがときは全く思いもよらぬことで、本市民有志が「面目にかけても」と憤激したのも当然のなりゆきであつたろう。

さて大共進会実施計画が正式に確定するや、県当局はもとより名古屋市側も協賛事業準備を進めなければならなかつただらうが、とりわけ実施を急がねばならないのは、なんといつても道路の整備問題であつた。

ちなみに第十回共進会の連合区域は三府二十八県におよび第一回を明治十六年大阪府主催以來最もこの区域が広く、会期九十日間の観覧人員二百六十三万二千七百四十八人、愛知県がこの主催に要した経費の決算額七十四万九千二百三十六円を示している。

第二項 加藤市長の措置と市会の論議

市会の希望を容れた緊急案

右のごとき市会の決議は加藤市長の大いに不満とする所であつたが、その希望決議を容れた市長は時日を遷延せしむることなく、間もなく三月九日(四十二年)の市会に左記の案件を緊急提出して

議決をもとめたのである。

明治四十年度 自明治四十一年度 道路改築費継続
 第三百三十七号 至 四十二年度

歳入歳出総計予算(明治四十一年三月二十日修正可決)
 年三月三十日再議否決

歳入

一、金 十八万九千七百七十三円六十五銭
 二十四万二百二十五円三十一銭

歳入 予算総額

歳出

一、金 十八万九千七百七十三円六十五銭
 二十四万二百二十五円三十一銭

歳出 予算総額

内 訳

金 十万五千六百円六十一銭

明治四十年年度支出予算額

金 十二万二千五百六円十五銭

明治四十一年度支出予算額

金 一万二千百十八円五十五銭

明治四十二年度支出予算額

歳入出差引過不足なし

明治四十年度 第百六十号 明治四十年年度名古屋市歳入歳出

予算追加……………(明治四十一年三月二十日可決)

歳入

一、金十萬五千六百円六十一銭

歳入予算高追加(市 税)

歳 出

一、金十萬五千六百円六十一銭

歳出臨時費予算高追加(道路改修費)

歳入出差引過不足なし

なおこのとき共進会関係のものとし、金二十二万六千三百八十二円三十四銭を計上せる第百三十八号議案待賓館および陸橋新築費(四十一年度・四十二年度継続)継続歳入歳出予算(明治四十一年三月三十日告示)があつたが、前掲両案を一括して全員委員附託とし、先例によつて左のごとく主査委員を設けることとなつた。

主査調査委員 (十五名) ◎印委員長)

◎藍川 清成	青山 鉞四郎	石 黒 磐	小山 松 寿	白石 半 助
山本 九八郎	磯 貝 浩	渡辺 久三郎	沢田 吉兵衛	三輪 喜兵衛
安 東 敏之	長谷川 糾七	熊 谷 常 光	神 戸 利 兵 衛	鈴 木 政 吉

主査委員が路線の実地視察を行つたところ異論百出の状態に陥つたが、漸く少数意見を認めて終結したので、三月二十日の市会において委員長より左のごとく報告している。

一 交叉線たる新柴町を起点とする線の幅員十間を八間幅に修正す。

二 縦の木線は大池南部を通過することになつてゐるが、これを北部通過とす、而してこの幅員をも八間に修正す。

三 以上の結果改修費において交叉線九万九千二十一円四十七銭に、縦の木線九万七百五十

二円十八銭に、合計十八万九千七百七十三円に削減修正する。

四別に本願寺東別院の東垂より精進川東岸に出で公園へ至る幅員四間のいわゆる垂線改修を建議したい、この線の改修費概算三万四十四円六十銭。

右要領の終結に対し少数意見留保の青山委員より白鳥線、日置線、西新町線の三路線改修こそ本市百年の計画基準となるべき道路であると主張した。これに安東、長谷川両委員より賛成の発言があるなど活況を呈した。やがて発言をもとめた加藤市長は「幅員六間位や八間位では将来必ず後悔するだろう。のみならずそれでは電車は単線しか敷設出来ない、ある場合には多数の人間が通行することもある。……後日また拡張するにしても大難儀するから、少なくとも八間幅を下らざる道路をつくつて置きたい、この際方針を誤るがごときことあつてはならぬと考える。」と所信を開陳して市会の熟慮を促したのである。

終に原案無視の大修正

然るに異論尽きず甲論乙駁多時におよんで終局は主査委員長報告の旗色甚だよろしからず果然二つの修正案が対立するに至つた。

第一修正説 南辰巳町より白山神社西を通過して公園に至る白山西線と、西新町を起点として斜に公園に至る西新町線と、日置線とすること。

以上三路線とも路幅六間、予算額二十八万七千四百四十九円三十九銭。

第二修正説 交叉線、縦の木線、垂線の三路線とし、垂線幅を四間、他の二路線を八間幅とす。この予算額二十二万八百十八円五十五銭。

一般に道路幅は交通量および質によつて定められる、交通の少ない地方では一車通るだけで満足するかも知れぬが、やや交通量が多くなれば二車並行して通行が出来る幅員を与えることにする。そして路幅の狭い道路は交通の集中によつて路面の磨滅が甚だしいから幅員の決定には維持費も考慮して経済的なものを決めねばならぬ。まことに路幅の決定がきわめて重要であつて、一步これを誤れば、いわゆる「帯に短し襷に長し」の喩え通りとなるだろう。しかるに両修正案とも消極的なものであつたもので、市長が慨然として修正理由を詰問するがごとき一場面も展開した。しかも両意見がはげしく対立したまま容易に決しかね一時休憩の余儀なきに至つた。

やがて再開したが、意見の一致点を見出しがたく終に起立によつて採決の結果、第一修正説同意者二十一名、第二修正説同意者二十名、すなわちわずか一名の差をもつて第一修正説に可決確定し、委員会の報告は無視されるに至つた。

再否決から逆転し緊急案議決

加藤市長は右議決に基ずき大要を具して愛知県知事宛に実施の認可申請の手續をとつた。ところが市会の修正議決は全然原案とかけ離れたものとして、その議決方法の誤れる点を指摘して再議に附すべき旨を命じて来たので市理事者は同月三十日の市会に再議に附した。しかるに安東敏之議員より発案権侵害ではないから再議に服従することが出来ないと否決を唱え、ついで磯貝浩議員より「愚者にも千慮の一得あり」……と否決説を反駁する発言あつたのち、長谷川糾七議員より委員を設けて妥協案を作成する旨を述べれば、山田才吉議員は否決説に賛成し、石黒磐議員より「耻の上に耻をかくだけのことだ」と否決意見を強調するところあつた。なお発言をもと

むる者尽きずして、青山鉞四郎、小山松寿、神戸利兵衛議員より交々否決を唱えたが、神戸議員は特に次に提出されるべき案には名古屋の将来を慮つて情実にとらわれず充分適當なる線を選定せよと言及するところあつた。由来土地に絡む道路築造は手取り早くいえば、うるさい問題であるが、市理者提出案は果して公益全体的主義から立案せられたものか、あるいは情実因縁の絡んだものであつたか、もとより知りうる術もなく、また速断することが出来ないが、終に再議案は大多数をもつて再び否決せられた。

難局にたつた市長の早業　その直後、発言をもとめて起つた加藤市長は適應の処置をとるべく、左のごとく述べて焦燥した氣持を表現している。

否決はわかつたが、それは希望であるか、或は意見といふのか、白山線および交叉線と称した間において八間幅一線と記念碑附近より精進川堀留に達する五間幅一線と、う、つぎ、だ、ら、より縦の本線と称したる間に八間幅一線という提案を理事者に求めるといふ事であつたかどうか、果して左様に承知してよろしいか。

と質した。これに対し異議なし、異議なしの声のみが起つた。そこで果敢敢行的の市長は隙を入れずして語を続けていわく「この意見に変わりはないか。然らば……と口頭をもつて即時緊急提出して、議案は追つて紫版をもつて配付することを附言した。緊急案とは左記のごとくである。

明治四十年度 自治四十一年度
第百八十三号 至 四十二年度 道路改築費継続歳入

歳出総計予算……………(明治四十一年三月三十一日可決)

歳入

一、金二十四万九千五百五十二円

歳入予算総額

歳出

一、金二十四万九千五百五十二円

歳出予算総額

内 訳

金十九万八千六百四十五円九十七銭

明治四十一年度支出予算額

金五万五百六円三銭

明治四十二年支出予算額

歳入出差引過不足なし

なお同時に市長は公人市長としての態度をここにおいて決しなければならぬと、胸中に重大決意のひそむことを暗にほめかしたのである。間もなくして紫版の緊急案が議場に配付された。議題に供するや、青山鉞四郎議員より委員附託の動議を提出、磯貝浩議員は反対して即決を唱えた。ついで石黒磐議員より「委員附託とすれば一般市民が疑惑をはさむ虞がある、この際即決すべきである。」委員附託説を駁したのち、小塩美之三、輪喜兵衛、沢田吉兵衛、小山松寿、長谷川糾七議員より交々即決説賛成の発言があつた。

極めて鮮かな手際をみせた緊急案に対し、市会としては即決の方針で臨むより施すべき策がなかつたものらしく、終に満場一致をもつて異議なく原案に可決確定、路線の実施その他については理事者に一任している。紛糾、紛乱をかさねた公園道路改修問題も以上のごとき経緯をもつて幕を閉じているが、その後における市会関係議決案を列記すれば左のごとし。

明治四十二年度
第十四号

寄附採納の件（前津小林字笠取地内道路敷十八坪、小原清吉・同字下手地内道路敷十坪、小原清吉・同字笠取地内道路敷十七

明治四十二年度
第十、十六号

坪五五、長松院住職並に權方総代・百五十円、道路改修費に、飯島増次郎)……明治四十二年五月二十一日可決

寄附採納の件(公園道路敷三百五十二坪五九、飯島増次郎始め二十六名・四千三百九十六円三匁三厘、河原千代始め三十三名)

明治四十二年度
第六十一号

字名改称の件(新設鶴舞町外十二箇町)……明治四十二年九月二十二日可決

第三項 工事施行及沿道附近の形態

実測調査から工事の進捗

その後、理事者は路線の実測調査の上、経済的その他の角度から比較研究をとげた結果、明治四十二年二月五日、発土第十九号を以つて愛知県知事(深野二三)宛に左に記するがごとく施行許可申請の手続をとつている。第十回関西西府県連合共進会開催があと一年後に迫つていたのである。

道路改修施行許可申請(明治四十二年二月五日・愛知県知事宛)

本市中区前津小林方面は曩に高等工業学校を建設せられ、統いて精進川改修ならびに公園設置に伴ひ形勢一変、家屋の新築激増し、随つて人馬の来往頻繁にして在来の道路にては不便不尠加うるに來る四十三年に挙行計画に係る関西西府県連合共進会場たる公園に達すべき道路に於ても現在幅員三尺乃至九尺のもの、わづかに数条あるに過ぎざれば、この際同方面に於て東部、南部および公園北門通の道路新設するの必要を認め、本市会に於て議決致候間、道路新設の義至急御許可相成度、実地測量絵図面ならびに設計書等相添へこの段申請候也。

但南線および東部線の内東陽館北は目下調査中に付追て申請致候。

道路改修計画の概要

- 一 設計する処の路線は中区新栄町六丁目道路の南側を起点とし、春庵横町、東田町、白山町を経て、愛知郡千種町の西南部を通過し、同郡御器所村大字御器所地内に至り分岐し、次項の新路線に連絡せしめ、一は東折公園北入口を指して中央鉄道の西腹に至る其幅員八間、延長八百九十間にして後者分岐点より幅員十間、延長三十七間とす。
- 一 鉄道線路には踏切を付し公園北入口に入らしむ其の工事は該管理庁に於てこれを為すことに商議済なり。
- 一 乙は大津町通上前津町道路の東側を起点とし前津小林、大池の南端を掠め、愛知郡御器所村大字御器所字東鶴舞に至り、前項路線と連絡を受け直線に公園南口を指して中央鉄道の西端に達せしむ。

構造説明

- 一 東線延長は起点新栄町六丁目より南線に連絡する八百九十間の内七百三十五間六分より分岐し、東折して三十七間に至り鉄道線路の西腹に達す。
- 一 起点より南線に連絡せしむる路線の敷地は八間幅にして、側溝敷に充つる幅を両側に各一尺二寸宛を除き実用幅七間六分となす。
- 一 公園に入るべき線は敷地に於て十間幅とし、二分勾配の土抱石垣を両側に築き実用幅は平均約九間六分八厘とす。

- 一 本線路の屈折における偏倚角は最大十四度にして最小は二度なり。
- 一 分岐点には切線カーブを付し通行に便利を与へ、その西側には交切角五度の切線カーブ二箇所を附して屈折点を緩和にす。
- 乙線上前津より公園に至る新路線に連絡する交差点にもまた切線カーブを付す。
- 一 路面縦勾配は起点より南線に連絡するもの平均七百三十分の一にして最急二百四十分の一に過ぎず、然れども分岐して公園に至る線は三十五分の一なりとす。市街道にして如此の急勾配となすは遺憾なりといえども之を減殺すれば現地盛土大となり、影響する所尠少なからざるを以てこの一部の急勾配は止むを得ざるものとす。
- 一 横断勾配は三十分の一とす。
- 一 盛土は砂利多き土砂を用い高さ三尺以上に在りては二尺乃至三尺毎に築固むるものとし、上装適當の砂利に土を切込充分築固めの上、小砂利を撒布するものとす。
- 一 石垣高三尺五寸以上は二分勾配とし、それ以下は概ね直立と為し、裏込には二分五厘乃至三分厚に栗石に目潰砂利を加へ堅牢に築造す。
- 一 起点より南線連絡までの間には電車軌道を敷設する計画に付、路面中央部に幅二間、深約五寸、土盛布砂利省略し軌道敷設と共に完了す。
- 一 線路の処々水抜暗渠又土管を布設して雨水排除若くは養水路の便に供す。
- 一 分岐する公園北門道には両側に人道各九尺を置き柳、桜二種の並木を約五間毎に植付るものとす。

- 一 本設計には四百一間一分以南八百九十間以北の部分のみを掲ぐ、その他は不日提出す。
- 一 本工事は本年二月二十日着手、六月十五日竣工の予定なり。

愛知県の許可指令条件 前記申請に対し同年三月十五日付、左記条件を附せられて愛知県知事の許可指令(第四五一号)があつた。

- 一 工事ハ申請書添付ノ設計図ノ通り施行スベシ。
- 二 工事着手ノ際ハ届出テ指揮ヲ受ケ来ル四十二年八月末日マデニ施行竣工スベシ。
- 三 工事竣工ノ上ハ直チニ届出検査ヲ受クベシ。
- 四 将来ニ於ケル維持修繕ハ総テ市ニ於テ負担スルモノトス。

その後、間もなく請負入札に附し工事に着手したのであるが、その残部たる東部線の一部と南部線の実測および設計を終えて前記に引続き許可申請書(堯士第四六号)を同年三月二十九日提出、これに対し六月十八日付(土堯第、八四六号)許可指令があつたが、このときの条件左のごとし。

- 一 工事ハ本年八月末日マデニ竣工スベシ。
- 二 工事着手ノ節ハ予メ日時ヲ定メテ届出テ指揮ヲ受ケテ施行スベシ。
- 三 工事竣工ノ節ハソノ旨直チニ届出テ検査ヲ受クベシ。
- 四 本道路ノ維持修繕ハ総テ市ニ於テ負担スベシ。

東部線には精進川開鑿の土砂を低地理立に利用して鋭意進捗につとめ、明治四十二年八月竣工をみている。

縮少した記念橋の開通 南部線は同年十二月三十日をもつて出来あがつているが、附帯工事と

して精進川(四十三年二月十二日開整完成、四十四年八月四日「新堀川」と改称)に架設した記念橋は経費の關係上、当初の八間幅を六間幅に設計変更した。そして明治四十三年八月に開通をみている。今の記念橋はその後の架設にかかるもので、昔日の姿をとどめるものは一つもないことはいうまでもない。その頃には既に新栄町一丁目に本市役所新庁舎落成を上げ(四十二年十月十一日移転開庁)市街電車公園線一部開通(四十三年二月)熱田停車場前より名古屋港に至る電車も開通(四十三年三月)し、熱田より東築地に至る電車もまさに開通せんとしていた。隣接千種町の一部と御器所村一部を市域に編入(四十二年九月)、公園敷地造成も終つて「鶴舞公園」と命名し、公園の西北部の形態はかなり変化を呈し、人通りの多い箇所にも多くの人々を対象として商店が出来た、続いてやがて商店が建て並んでゆく姿をみる事が出来た。しかし新設道路の両側裏にはまだまだ耕地があつて田園風景がみられたことは、当時の地図を披いても郊村的姿が想像されるのである。

第十節 公園正門および北門道路の新設

附帯工事および用地買収価格

前節において記述せる公園道路改修事業の一部として実施したのは鶴舞公園正門道路と同北門道路の両支線新設である。この施行申請書は明治四十二年十二月十日付提出後、間もなく同月二十三日付許可指令(土第六三六一号)をうけている。正門道路幅員九間六分―十間延長は中央鉄道架道橋より四十五間、十二月十三日請負工事入札に附したのち、早々着工し、翌四十三年一月八日をもつて出来あがつた。

次に北門道路とは既述の東部線より分岐して東へ中央鉄道架道橋下まで、延長僅かに三十七間、幅員十間の設計であつて、十二月二十三日請負入札に附し、これまたただちに着工、四十三年二月八日に竣工をみている。その両側に各一尺二寸幅の溝敷を設けたので、實用幅員九間六分の街路であつた。

正門架道橋下の踏切道は長さ十三間、幅員十間、北門架道橋下の踏切道の長さ九間六分、幅員六間にして、これが工事は前記道路工事と別個に取扱ひ、矢張り請負工事として四十三年二月上旬着工、翌三月七日に至つて竣工開通した。

以上をもつて公園道路改修事業の敍説を終らんとするが、その施行にあたり最大の障礙に直面して市当局の難渋せるは土地収用法の適用および土地収用補償金請求事件の応訴等によつても、それが察知されると共に適當の措置をとつたと思われるが、事務的に見て用地買収価格の跡を摘出して坪当り平均額を参考のために掲ぐれば左表のとおりとなつてゐる。

道路改修用地買収価格

町	字	地名	地番	地目	坪当単価	町	字	地名	地番	地目	坪当単価
新栄町	六丁目	市街宅地	一一二	東田町三丁目	四四	東田町	三丁目	市街宅地	一一二	東田町三丁目	四四
春庵横町	二	〃	一三〇〇〇	〃	四七	〃	〃	〃	〃	〃	一〇・〇〇〇
〃	〃	〃	九	白山町	四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東田町	二丁目	〃	二五	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	九・〇〇〇

白山町	八ノ一畑	七〇〇	前津小林、笠取	一ノ一	一三〇〇〇
"	七九市街宅地	"	下	一六ノ一	一四〇〇〇
"	一一一田	六〇〇〇	笠取	二八ノ一	八〇〇〇
千種村	九二ノ三宅地	六〇〇〇	下	六五ノ三	一四〇〇〇
"	二二畑	五七〇〇	下手	六五ノ五	一三〇〇〇
"	五三宅地	六七〇〇	北三反田	三ノ二	一三〇〇〇
"	一〇五ノ一田	五二〇〇	海	四ノ二	八〇〇〇
"	二三溜池	二八五〇	海	四ノ四	八〇〇〇
"	一〇六田	五七〇〇	海	六	七〇〇〇
御器所村	一二〇溜池	五二〇〇	御器所村	甲乙	六五〇〇
"	三七畑	五七〇〇	西鶴舞	二二ノ一	七〇〇〇
"	四六田	五二〇〇	西鶴舞	一九	六〇〇〇
"	一〇三畑	五七〇〇	西鶴舞	二九	六五〇〇
"	一〇三ノ一田	六〇〇〇	東鶴舞	一〇〇	七〇〇〇
"	一二三畑	二七三	東鶴舞	一〇三ノ二	七〇〇〇
上	二三ノ二市街宅地	四〇〇〇	東鶴舞	一一三	六〇〇〇
前	六四ノ一	二五〇〇	東鶴舞	一一三ノ一	六〇〇〇
"	七四	二〇〇〇	東鶴舞	甲一一七	六〇〇〇
"	八一	三〇〇〇	東鶴舞	田	六〇〇〇

沿道の土地売買価格 次に市土木当局が用地買収評価決定をなすにあたり、当時実際に売買せられた土地価格調査を厳密に行い、これを参考資料に供しているが、その調査のうちから摘記すれば、およそ当時の地価を知ることが出来るのである。

改修道路沿線における土地登記売買価格

町字名	地番	地目	坪当平	売買年月日	町字名	地番	地目	坪当平	売買年月日
上前津町	二市街宅地	七〇〇〇	明治四十年五月一日	前津小林、海前	一六市街宅地	四〇〇〇	明治十四年五月八日		
"	"	一〇〇〇〇	同年五月三十日	"	二六"	四〇〇〇	同年十月十九日		
"	"	九・九六〇	同年四月二十二日	"	三ノ一"	一〇・四〇〇	同年七月二十一日		
"	"	二七"	同年二月二十三日	小林町	五九"	一三・〇〇〇	同年四月二十八日		
"	"	二八ノ二"	同年九月三十日	上前津町	三九"	一五・三六〇	四十一年三月四日		
"	"	三一ノ四"	同年五月三十九日	"	一三"	一三・四五〇	四十一年四月二十八日		
"	"	四九"	同年五月二十七日	春日町	三〇ノ三"	五四・三五〇	四十年四月二十二日		
前津小林、海前	"	三"	同年九月十三日	"	三〇ノ一"	四〇・六一〇	同年四月二十九日		
"	"	四ノ一畑	同年九月十一日	"	二四ノ一"	三〇・〇〇〇	同年六月二十二日		
"	"	五"	同年九月十三日	"	四八"	一〇・〇〇〇	同年十月二十七日		
"	"	九ノ三"	同年五月八日	"	四七ノ一"	一〇・〇〇〇	同年十月二十七日		
"	"	一三"	同年十一月廿五日	"	五"	一〇・〇〇〇	同年十一月十三日		

買取交渉をとりまとめるまでに幾多の難関突破に実に苦心のあることは、今も昔も同様である。さりながら一方において関係地主中には用地あるいは金員の寄附申出があつたので、市会の議決を経て受納していることは既掲のとおりである。

挫折せる大計画の意図 敘述はやや前後するが、第九節第一項において触れた第一次道路改修計画について安東敏之議員が委員長の報告中に総工費三百数十万円を要するほう、大な計画のあつたことを指摘しているとおり、加藤市長の肚には事実雄大な道路建設計画の構想を練つていた。ただ断片的資料のみで不明の点がないが、彼は明治三十九年六月、市長に就任後、間もなく東京市区改正事業のごとき大抱負をもつて幹線道路として、まず実施せんとした路線は東部水筒先線、西部江川線、南部尾頭線、北部片端線、中部洲崎橋線の五大街路にして各線とも幅員十三間に新設拡張せんとする意図のもとに市会に諮つた。然るに市会における審議が実に八箇月余におよんで終に全面的に拒否せられるに至つたのである。

この間四十年十月市会議員の半数改選によつて主査調査委員中永田玉太郎、川出柴太郎両名は自然退職したので、田村観助、神戸利兵衛の両名が後任となつて、審議が振り出しに戻つたこともあつた。公園道路計画と全然別途の前記幹線計画こそ名古屋の各地域の開発を大いに誘發せしむるに足るものであつた。そこに彼の構想の遠大であつたことを充分みとめることができよう。そうしてこれも市民生活に深い道路施設の發達過程を知る意味でまた参考ともなるう。

第十一節 南武平町および南久屋町道路改修

南武平町が南久屋町に変更

既述の公園道路計画から切り離して実施すべく、明治四十一年三月市会に提案したのは、中区南武平町より精進川堀留に達する南武平町道路改修であつた。

明治四十年度 道路改築 自明治四十一年度 継続歳入歳
 第百八十三号 至明治四十二年度

出総計予算……………(明治四十一年三月三十日可決)

歳入

一、金二十四万九千五百二十二円

歳入予算総額

歳出

一、金二十四万九千五百二十二円

歳出予算総額

内 訳

金十九万八千六百四十五円九十七銭

明治四十一年度支出予算額

金五万五百六円三銭

明治四十二年度支出予算額

歳入出差引過不足なし

すなわち二箇年継続事業として運河連絡道路を開設しようといふので三月三十日可決をみたのである。その路幅五間であるが、路線の西側に愛知県知事官舎あり、東側に住家軒をならべ用地買収交渉に移るや、非常な難関にぶつかつたばかりでなく、買収費がぼろ、大な額に上ることになつた。財を投じて企業に邁進する気風に乏しい名古屋風を啓発せんとするがごとき意図をもつ加藤市長も心痛し、容易に実施に移しがたきまま全く停頓の余儀なきに至つた。(後に復活実施する、後行

參照)そこで南武平町線の西に並行する南久屋町線改修計画に変更することになり、翌四十二年二月六日の市会に左記のごとく提出した。市長としても既決の南武平町線実施には施すべき策がなかつたかも知れない。

明治四十一年度 道路改築線変更の件(明治四十二年九月二十二日否決)
第八十二号

明治四十年年度第八十三号議決に係る中区南武平町・新柴町以南精進川堀留に達する道路(幅五間)改築は中区南久屋町・栄町通以南精進川堀留に達する線路に変更す。

南久屋町線否決して建議 二月二十三日の市会は委員附託(五名)としたが、委員会では賛否の意見強く容易にまとまりがたく、全く予期しなかつた強硬なる否決論が起つた、それがため再三停頓を見るに至つた。夏も去りようやく九月に入つてから、否決に終結をみたので同月二十二日の市会に上程、青山(鉞四郎)委員長報告どおり否決したのち、委員長提出の建議をも満場一致をもつて原案どおり議決した。そこには県政において見るがごとき荒々しい正面衝突こそなかつた。しかし坦々として彼の思うごとき市政を執行せられなかつたわけである。

東陽館筋道路改修に関する建議(明治四十二年九月二十二日、加藤市長宛)

明治四十年年度第八十三号議案を以て議決相成候、南武平町線道路改修の件に対し、その後同四十一年度第八十二号議案を以て南武平町道路改修を変更し、南久屋町道路改修の議案附議の処、右原案否決に相成、勢い前四十年年度第八十三号議決の通り施行相成るべく、然るに右議決その儘にては斜に精進川埠頭に達する事と相成、多少の欠点あるを免かれざるものと思料す。

依つて理事者は右南武平町に就ては道幅五間にして、且つ直線を探り将来精進川東岸道路に接続すべき希望を以て、東陽館筋までの改修更正案及之と同時に南久屋町線に就ても道幅四間にして、且つ直線を探り将来精進川西岸に接続すべき希望を以て東陽館までの改修に関する議案提出相成度候。(提出者 青山鏡四郎始め七名)

復活して御黒門筋等追加

市会より鞭撻を加えられたような状態となつた市長は右建議の趣意に基づき新規に練り直した南久屋町線のほかに御黒門筋道路と野田道路改修計画を加えた左の議案を提出したのは、明治四十三年二月七日の市会である。

明治四十二年度 道路改修に関する件(明治四十三年二月十二日可決)
第百一十一号

本年度に左記道路を改修せんとす。

- 一 南久屋町道路(南久屋町五丁目より東陽館まで) 長さ百七十間、幅員三間、この改修費概算金一万七百五十四円
- 二 裏門前町御黒門筋道路(南大津町筋長松寺横より門前町六丁目まで) 長さ二百二十七間、幅員八間、この改修費概算金四万九千七百七十八円七十七銭
- 三 前津小林字野田道路(寺町通精進川支流より南へ東へ廻り板橋まで) 長さ八十間、幅員一間五五、この改修費概算金二千百十円

明治四十二年度 第百一十一号 明治四十二年度名古屋市歳入歳出

追加更正予算の件……………(明治四十三年二月十二日可決)

歳入

一、金一万五千八百四十八円九十五銭二厘

歳入追加予算高(寄附金)

歳出

一、金一万五千八百四十八円九十五銭二厘

歳出臨時費追加予算高(道路改修費)

歳入出差引過不足なし

〔説明〕 第百一号議案に伴う収支を了せんとするによる、而して家屋移転その他補償並に道路改修費にあつては既定予算額にて不足するを以て他費目の剰余金及寄附金を以て之に充てんとするにあり。

議題に供するや、加藤市長より急施を要するにつき即決を希望する発言があつたが、市会は両案を一括して委員附託(五名)とした。かくして同月十二日の市会は青山委員長の報告どおり異議なく原案を可決したが、このとき南久屋町道路幅が狭隘すぎると、拡大修正意見の発言があつたごとく、改修路幅は消極的なものであつた。

關係住民の促進陳情　しかも当時南久屋町線沿道關係住民有志から加藤市長・服部(小十郎)市会議長宛(各通)に再三度陳情書が提出されたがごとく、路幅の狭隘に、不満の声があがつていたが、このとき既に市会の大勢が決していたか、どうかは推断の限りではないが、結果はまことに狭隘な道路改修となつたのである。

(一) 道路改修に関する陳情書(大要)

南久屋町の優れるは識者を俟つて後、知る所にあらず、南久屋町及久屋町沿道關係地主協議の上、今回敷地全部を寄附し、栄町以北南久屋町及久屋町県道取括めの件を愛知県知事に

申請中に有之候。

右は南久屋町より第三師団偕行社に至り、更に東北部に通ずる名古屋市東北部唯一の要路にして交通頻繁なるに拘らず、幅員狹隘なるが為め、軍隊、砲車等通行に際し、一般交通の支障はもちろん往々変事を惹起するを以て、一は以て之を除き近くは瀬戸電鉄が外堀線電鉄敷設の計画あり、道路取扱めの結果、栄町を通ずる電鉄との連絡線敷設を図り、更に南久屋町改築に至らば熟田方面に一貫する好箇の道路ならしむ徴衷出たるものに外ならず候。(明治四十二年五月二十日、横井善吉外三十三名)

(二) 道路改修に関する陳情書(大要)

南久屋町線は利便なる道路なるを以て、栄町以北師団に通ずる道路幅を取扱め相成候事、小生等の懇望に堪えざる所に御座候。市費多端の際全部市費を以て費用に充てられん事は難事に有之候に付、小生等は一致協力し敷地を寄附致候間、何卒本市交通上御高察を煩し、小生等の志望相達候様御議定相成度候。(明治四十二年五月、鈴木安舫外三十二名)

関係地主等の用地寄附　かかる数多の陳情のうち八間幅に拡張するならば、二間半分を指定どおり用地を無償提供し、後日故障を申出ない。あるいは五間に拡張するならば幅一間分を寄附し、その他の部分は指定額どおり買収に應ずるといふ旨を文書による申出は二十数名あつたが、これが全体的にまとまつたものでなかつたせいにか、条件付陳情は採りあげられていないことは、小規模な原案に確定している事実に徴しても明かである。

以上を除き該道路改修に伴う寄附の件を掲ぐれば左のとおりである。

明治四十三年度
第二十五号 寄附採納の件(南武平町道路敷四十一坪一四、吉田禄在・二十八坪四九、名古屋電力株式会社・五坪四六、明治銀行・十三

四六十銭、松村九助)……………明治四十三年六月二十八日可決

明治四十三年度
第三十七号 寄附採納の件(南久屋町、南武平町道路敷百五十八坪一二、岩田武七始め五名)明治四十三年八月一日可決

明治四十三年度
第四十五号 寄附採納の件(南久屋町道路敷十九歩六五、永井ちやう)……………明治四十三年八月十五日可決

明治四十三年度
第四十七号 寄附採納の件(南武平町道路敷四十二坪、名古屋電力株式会社)……………明治四十三年八月十五日可決

明治四十三年度
第九十一号 寄附採納の件(南武平町道路敷五十坪、伊藤孝一)……………明治四十三年十一月十日可決

明治四十三年度
第一百三十三号 寄附採納の件(南久屋町道路敷二十坪、明治銀行)……………明治四十三年十二月十日可決

南久屋町道路施行申請に対し、四十三年三月二十七日付(愛知県指令第一五〇八号)をもつて許可指令あり、八月二十八日請負入札に附して着工、十月十九日に竣工している。起点南久屋町五丁目、終点前津小林字長総(後に東陽町通)となつてゐる。

南武平町道路改修復活 一旦放棄せる南武平町道路改修の経過を知るには資料乏しく、單純に確言出来がたいが、その後急速に用地問題が好転したので復活して実施されたことになつてゐる。(市会々議録に知ることが出来ないが)この延長四百三十七間、地上物件移転補償金一万八千四百九十三円八十九銭四厘、関係者七十四名を示している。竣工はおよそ四十三年五月頃と推定される。

第十二節 県道江川南線新設および熱田道路改修

市部会が八間幅に修正

愛知県執行にかかる江川南線道路は柳橋を起点とし、終点を船方とし、幅員を八間(原案六間半)に

新設、熱田道路は熱田停車場より船方に達する区間を改修されたものである。この計画は深野知事によつて進められ、明治四十二年二月二十六日招集（会期七日間）の臨時愛知県会に提案された。議題に供した市部会第一日において小林倫祥議員の質問に対し、鈴木内務部長は施工区間（約二千九百五十間）を述べ、財源には名古屋電鉄会社の寄附金四万円がふくまれていると答えている。この日は右の程度で議事を中止し、三月一日の本会議に継続会を開いて、小林倫祥・安藤一之助議員と平田土木課長の間質疑応答があつたのち、伊藤勘兵衛議員より左のごとく質問して不満の意を表明している。

江川南線の改修は市としても県としても多年の宿望であり、さきの坂仲輔事務官はわれわれ市部議員の意見を大いに賛成してくれた。その当時の計画では幅員十三間で、その測量費だけを議決した。そして測量後において理事者はこの計画案をやめて熱田街道改修案を提出したのである。この江川南線を本位とせず、熱田街道を改修したのは、江川南線を従属的とし、しかも六間半幅に過ぎないのは遺憾である。かくのごとき心機一転せる理由如何を承りたい。

これに対し平田土木課長より「県今日の財政では到底諸君の希望を容れがたい。やむを得ず本案を適当として提出した。」と弁明があつたが、即決は困難のことであつたために、沢田吉兵衛議員の動議どおり委員附託とした。

調査委員（七名）◎印委員長

安藤一之助

伊藤勘兵衛

山田房次郎

長屋鉦太郎

◎沢田吉兵衛

小林倫祥

杉山弥三郎

三月四日の議事継続会において沢田委員長より委員会において修正することになった結果を報告したが、その発言中左のごとく言明している。



柳橋交叉点（大正三年の冬）

洋風の建物は名古屋電気鉄道の柳橋駅で、一宮・大田・津島に達する郡部線電車の出発点であつた。

半を八間幅とするため、申出中の四万円のほかに十萬円の寄附金がある見込を得たからである。もつともこれは指定寄附であつて他に使用出来ぬもので表面書面はないけれども確實と認められるのである。」

そこで奥村哲次郎議員より「もし寄附金が成立せぬ場合、その補填を何をもつてするか。」と追究したので山本（武五郎）属より「委員会の修正として現われたもので、原案にはないので、茲に可決されても、その辺の見込は立たない。しかし可決すれば実行するよう考慮することは理事者の責任であると思う。」と応酬があつたのち、小林倫祥議員は委員会の報告を補足するとて、

「本案は柳橋より江川に沿つて築港に達する幹線道路であり、熱田線は中島を経て江川に至る枝線であるのに拘わらず、江川南線を六間半とし、枝線を八間幅とする点がわれわれの議論した要点である。然るにここに十萬円の寄附金を見出し、本線も八間幅に拡張する希望を主張したところ、理事者の承諾を得たので、工費予算において六

万円を増し、また売却代金で四万円を減じ、寄附金に十万円を増すことにして、理事者との間に円満に局を結んだのである。」

弁明があつて後、安藤一之助議員は修正説に賛成して、次のごとく希望を強く述べている。

名古屋には七曲町というところがある。以前に天津町線を改修した例によれば、多数の迂曲があるので、人呼んで「百曲町」とすべしという笑話さえある。故にこの道路については必ず出来るだけ迂曲を廢することを希望して置く。

ここで全会一致をもつて増額修正可決確定した。

熱心な路幅復活の陳情 該予算は第二号案明治四十一年度市部歳入歳出追加予算歳出臨時部第一款土木費（江川南線および熱田線道路改修費）三十六万八千六百円を四十二万八千六百円と修正している。その後電鉄会社は如何なる事情によつたものか、遺憾ながらこの点詳かにすることが出来ぬが、寄附金の申出を取消したので、実施は一時沙汰止みとなつた。

しかし都市交通上、適當の解決を要するので、県理事者は路幅八間を六間幅に縮少し、施工区間も船方を終点とすることに短縮するのやむなきに至つた。かくのごときは、実に姑息にして、かつ不親切極まる計画といわざるを得ぬと、既決計画の遂行を切望する声が盛り上つて、西部方面の関係住民有志より是非とも八間幅にせられたい旨の熱心な陳情があつた。これを受けた深野知事は如何に対処するかは市部議員瞳目の的であつた。果して知事は終に熱望を容れて歩武を進めることになり着工、明治四十四年三月末日船方まで竣工した。（電車は六月柳橋洲崎橋間開通す）船方以南は残念ながら打切りとなり、当初の目的が貫達されなかつた。しかし熱田停車場―白鳥橋―

船方間の熱田道路改修竣工との連絡成り、該道路の開設によつて交通上の大欠陥を救い西南部発展の機勢に順応したものと見えるだろう。

熱田道路決定までの経緯

江川南線道路と共に出来あがつた熱田道路改修についての経緯に触れて置かねばならぬ。筆は明治四十一年六月二十日招集(会期七日間)の臨時愛知県会に遡る。既に四十年六月一日接続熱田町を本市域に編入し、続いて七月十六日熱田新田東組、千年、稻永新田等を編入し、市域は著しく膨脹した。これに伴つて愛知県市部経済も膨脹、その権限も若干拡大せられていたことはいうまでもない。提案第一号明治四十一年度市部歳入歳出追加予算中、歳出臨時部第七款土木費に熱田旗屋町附近より白鳥橋經由、築港に達する道路改修費第一年度支出額十一万五千七百二十五円二十一銭五厘を盛られていた。関連議案(第三号)土木費継続年期および支出方法による総額十三万五千七百七十八円十一銭八厘(四十一年度支出額一一五、七二五円二一五、四十二年度支出額二〇、〇五二円九〇三)を示している。

これを六月二十三日の本会議において議題となるや、伊藤勘兵衛議員より「三十九年の通常県会において大瀬古橋を起点として小碓、宝田、寛政諸村を経て旧東海道堤防を利用して築港に達する道路改修を要望しているに拘わらず、熱田の人民に不利益な案を出したのは如何なる理由だ。」と攻めて反対意見を強調した。これに対し、竿田土木課長は「初め大瀬古橋を以て連絡する道路改修を得策としていたが、時勢の推移により熱田駅より連絡する方がよろしい。大瀬古橋は堀川の最も広い場で舟が幅輦するから、僅か上流の所(註今の白鳥橋の箇所)は橋梁架設するにもよいと

思う。」弁明につとめたが、次いで小林倫祥議員も大いに不満として、『三十九年度予算を議するとき、理事者は大瀬子橋の必要と、その連絡道路の必要を説いたにも拘わらず、今日までそれを進行せず、ウヤムヤに葬っているのは甚だ了解出来ぬ。』と痛論して否決を主張したのち、磯貝浩議員より『大瀬古には将来とも架橋せぬつもりか。熱田発展上から伝馬町より五号埋立地に延長する線が別に必要である。』と述べている。

続いて伊藤安藤一之助、沢田吉兵衛議員等より交々反対意見を述べ、『なんぞ県当局は無定見、無方針である。』と鋭どく難詰した。この間土木課長は原案維持の弁明につとめている。地元選出の磯貝議員より『多数で否決さるるは致し方ないが、ただちに否決するのは甚だ軽卒である。ただ一時の感情に絡らんで極端な議論をされては甚だ迷惑千万である。』と慎重論につづいて委員附託を唱えたが、開議の劈頭より辛辣な否決論が多く大勢既に定まつていたが、採決の結果、出席議員八名のうち否決同意の起立小林・山田房次郎・伊藤・安藤・沢田・杉山弥三郎六名、磯貝・奥村哲次郎の二名起立せず)にて否決し去つたのである。

県当局は当初の計画を放棄したるにつき、その見解をよく説き明かしていかない。否決論者のうちにも大瀬古の起点に固執せず、別に新道路開設を説くもあり、また磯貝議員の発言に徴しても否決は感情問題に起因するもので、後年をまつほかなかつた。

かくして熱田道路改修区間を熱田旗屋町附近より船方までとし、これを前述のごとく江川南線とつかみ合せて明治四十二年二月の臨時市部会に提出せられ、異議なく原案どおり議決されたわけである。この間に数回臨時会を招集しているが、あえて提出せず八箇月余の冷却期間をおいた

ことになる。

第十三節 県道東北部(大曾根)線道路の改修

猛運動奏功して計画化へ

愛知県執行にかかる東北部道路といえ、大曾根線のこと、東区東新町街角より高岳町—清水口—長塚町—山口町—大曾根口(西春日井郡六郷村)までを称したもので、この県道の出来あがつたのは、起点の東新町・高岳町間は、大正三年五月頃、高岳町・長塚町間は、大正三年十一月頃、長塚町・終端間は大正四年五月頃といわれているが、該道路実施計画決定までには種々の難航をかさねているだけに、いよいよ着工の運びとなつたときには、当時の市民は漸く東北部に開かれて行く新道路を闊歩する日を夢見つつ完成を期待したのである。

明治四十年六月熱田町編入によつて市域が拡張された頃、東北部方面の繁栄策の基礎として東新町・清水口間の道路新設拡張を熱望し、関係住民代表や有志が県、市両当局に請願運動を試みたが、その頃俄然既記の南久屋町道路問題が著しく進展して、これが久屋町を貫き偕行社前まで改修されるような形勢となつたので、高岳町線改修問題がかえりみられず、悄然として一時消滅化した。さりながら有志間には東北部の發展上、緊要な課題とし、早晚何等かの形式によつて実現をみるだろうと期待するものがあつた。果然局面は展開し、久屋町までの延長は消滅し、当初の南久屋町道路改修計画に決定をみる前後、時の県會議員杉山弥三郎(明治三十九年六月初選、三回連続當選)が中心となつて縦横熱心な運動に血眼となり、愛知県当局に高岳町線改修方を出願、明治四十二年九月頃実測の上

具体案作成までにこぎつけた。

そして彼は沿道関係住民に卒先して同年十月、東北部貫通道路期成同盟会を結成し、その立役者となつた。このとき既に当初の計画を拡大して東新町・長塚町間八百四十五間、長塚町より大曾根口に至る延長千四百四十間を八間幅に改修せんことを再陳情し終に実行委員を設けたのである。

市部会の改修請求の建議 一方熱心な運動に刺戟をうけた県当局では道路交通の便を開く必要を認め大体の調査を遂げ、計画をたてる機運となつたので、明治四十三年十二月開会中の通常県会を好機として杉山議員は同僚議員の賛成をもとめ、十二月二十日の市部会に左のとおり建議案を提出した。これには東北部道路のほか江川沿道の改修をも要望している。

東北部道路新設および江川沿道改修

に関する建議（明治四十三年十二月二十日議決）

名古屋市東区東新町より清水口にまた長塚町より大曾根口に達する幹線道路および西区内江川沿道を改修し幹線道路改修に關し本県知事に意見書提出致

大曾根口界限

大曾根線道路の着工前後の大曾根口界限は郡部であったが、明治十一年名古屋市街一円が「名古屋区」となつたとき、大曾根一帯は名古屋区に編入せられ第三小区に加えられた。ついで同十三年二月、春日井郡を東・西春日井の二郡に分割せられた際、大曾根界限は西春日井郡の所屬となつたが、この地は徳川時代名古屋四口の一に挙げられ、俗に「大曾根口」と称せられた。

信濃、美濃地方より名古屋城下に入る諸街道の咽喉を扼し、瀬戸、稲置（大山）の物産集散地として股盛を極めた。明治二十一年末、この町家百余戸が名古屋に編入するを適當として愛知県知事に申請、これを熱望したが容れられなかった。

さて前記県道計画が決定した当時の大曾根界限にも勇敢に活躍せる運動の甲斐あって、既に中央鉄道大曾根停車場が出来あがり瀬戸電鉄と接続していた。（明治四十四年四月九

度に付及建議候也。(提出者 杉山辨三郎・賛成者 山田房次郎始め五名)

議題に供せられると、伊藤勘兵衛議員より「すべて道路の必要なることは何人も認める所である。ただ経費の如何で躊躇するのである。しかし本建議の幹線道路のごときは経費においても最早考慮する必要はない。総計費二十七万円のうち十万円は、残りは地主およびその他が寄附することになつてゐる。まことに結構であるから本員のごときは双手をあげて賛成する。」と述べたのち、異議なく可決し、即日深野知事宛に意見書を提出したので、関係住民は奏功の實、寧らんことを期待したのである。

道路新設および改修に関する

意見書……(愛知県知事 深野一三宛)

名古屋市東区東新町を基点とし、北に向ひ清水町坂下境界線、一は長塚町を東に取り山口町を経て大曾根出口に至る幹線道路として改修の儀、沿道有志多年の希望の所、今回寄附金を取纏め、地方有志者は本県庁へ改修費として寄附の出願を致したりと聞く。また西区住民に於ても江川沿道改修の希望頗りなりと、右兩道は実に当市の繁榮上、最も必極なる線路なりと確信致候に付、御調査の上当局に於て至急御提案相成様致度、此

日開業)そのとき同停車場設置同志会は盛大な開設祝賀式を挙行した。

これよりさき、界隈住民有志が瀬戸町民と協力一致の下に創立せる瀬戸自動車社(瀬戸電気鉄道の前身)の軌道が明治三十九年三月開通した。その後四十四年八月に至つて、土居下、名古屋城外濠をめぐつて堀川まで全通したので乗客の利便は一段と加えられた。

道路、交通としては高蔵寺町に至るもの、瀬戸町に至るもの、清水方面に出るもの、三階橋に至るものがあつた。後者は大山をつなぐ稲置橋道の一部であるが、堀川の上流黒川の開鑿後、尾北の人々が、大曾根を經ずして直接清水方面に出るようになったので、大曾根界隈の有力者達は関係地の有力者を説いて大曾根より下飯田、上飯田を經て三階橋に至る二間半幅の新設道路を計画し、明治十七年その開設に成功したなど、新規事業の企図には主動的立場を以て勇敢であつたとみられる。

段本会の意見および提出候也。

明治四十三年十二月二十日

愛知県市部会議長 長谷川 亀一郎

四箇年度継続として実施

それから一年後、四十四年十二月九日、開会中の通常県会(明治四十四年十一月十五日開会)市部会に左のとおり提案された。これを十二月十三日上程、きわめて簡単な討議あつたのみで原案どおり議了しているが、当時の状況の一斑を知る資料であるから採録しよう。

磯 貝 浩議員……市会ではこの方面に道路を設定するはずであるから絶対必要とする道路ではない。県当局においては十分利害を攻究の上設定されるよう希望を付して賛成する。

伊 東 繁丸議員……県市が比較的人家の少ない東部に接近する平行線をつくることはどうか。しかも県財政の窮乏なときに認めることに考慮を要する、経費を負担するものは同じ市民で、かく重複した経費は避けたらという、希望を述べて賛成したい。

伊藤勘兵衛議員……名古屋市において果して道路を作る資格があるか、どうか疑っている。関西府県連合共進会に際し市会が道路の案を議決する際、百鬼夢行……あいまいりよりの有様はどうだったか、市会には道路を議すべからずという感を深くした。一方県では大湊町線、熱田線等どしどし出来たる道路を作っている、本員は満腔の熱誠をもって賛成するものである。

佐藤清三郎議員……名古屋市当局が無能であるといふなればそれは別問題である。なるべく市民の便宜を計るよりにやつてもらいたい。

号外第一号議案 土木費継続年期および支出方法(明治四十四年十二月十三日可決)

一、金二十九万八千九百九十九

土木費(東北部道路改修費)

内 訳

金千七百四十円

明治四十四年度支出額

金十二万三百八十二円

明治四十五年(大正元年)度支出額

金十三万四千七百五十八円

明治四十六年(大正二年)度支出額

金四万二千二十九円

明治四十七年(大正三年)度支出額

右土木工事は明治四十四年度より明治四十七年(大正三年)度まで四箇年度継続とし、而してその費用は前記の如く各年度に割合を以て支出するものとす。

【説明】名古屋市東区東新町より高岳町、長堤町、山口町、大曾根町を経て西春日井郡六郷村に至る間、仮定県道補置街道及下々街道(註山田街道のこと)道路改修費を要するによる。

【参考】四箇年度間の支出額……道路改修費三万二千二百二十六円、敷地買収及地上物件移転補償料二十五万五千九百六十一円以上を差引いた残額は職員俸給および雑給。

なお関係議案を同時に提出しているが、その歳入面における寄附金は四万円を示している。江川沿道改修の希望は全然採り容れられなかつた、また議事においても全然これを探りあげていないが、とにかく大曾根線の開設によつて東北部方面から都心地域の広小路に至る交通に多大の便宜を与えていることを見逃してはならないと思う。

第十四節 東柳町通(広小路西通)拡張と納屋橋架換

手際によい東柳町通拡張

笹島停車場より県庁前まで電車が初めて開通以来、すでに十年を経過しても、納屋橋以西柳橋までの道路は「」形で幅員九間のままに残されていた。これを甚だ遺憾とした市部県會議員は

協議の上、明治四十二年十一月二十七日の通常市部会(会期四十二年十一月一日開会)において山田才吉議員より即ち東柳町通拡張要求の緊急動議を提出し、彼は「納屋橋以東と柳橋以西とは幅十三間である。然るにひとり納屋橋と柳橋との間は九間幅である。御承知のとおり彼処の道路に至つては交通頻繁であるのみならず、坂となつてゐるから、電車と荷車や人力車が衝突する余程危険である。故に納屋橋の架換と同時に、この道路を十三間に拡張致したい。依つて本県知事に対し建議するが、本期内に建議の趣旨を容れて是非議案を提出せられんことを希望する、何卒諸君の賛成を願いたい。」と述べ終るをまつて全員一致をもつて決議、ただちに左記の意見書を理事者に提出してゐる。

東柳町拡張に関する意見書(愛知県知事 深野一三宛)

名古屋市西区東柳町納屋橋以西、柳橋に至る道路幅員九間なるは狭少なるを以て十三間道路に拡張改修相成様至急発案被致度、右本会の意見および提出候也。

明治四十二年十二月二十七日

愛知県市部会議長 長 谷川 亀 一 郎

いうまでもなく東柳町通は今の広小路西通(中村区内)の一部であり、幹線中の最高級街路であつたので、意見書を容れた知事は、二日後の十一月二十九日に次のごとく追加提案した。

第九号議決案 土木費継続年期および支出方法

一、金九万六千六百五十九円

土 木 費(東柳町通道路改修費)

金七万六千六百六十九円

明治四十三年度支出額

金一万九千六百七十八円

明治四十四年度支出額

右土木工事は明治四十三年度より明治四十四年度まで二箇年度の継続とし、而してその

費用は前記の如く各年度に割合之を支出するものとす。

なお関連議案(第八号)明治四十三年度歳入歳出追加予算に初年度支出額を計上して提出されたが、何等の弁論もなく、ただちに委員附託とした。そして翌十一月三十日の最終日において青山(銀四郎)委員長の報告どおり異議なく原案を可決確定している。手際の急速な裏には事前において理事者に対し充分の折衝がつづけられたことは勿論である。

木橋から堅牢な納屋橋

ここで堀川の納屋橋架換問題に触れなければならぬ。納屋橋創架の時代や、その後明治末期頃までに幾度架橋改築や、その保存年数を知ることが出来ないが、橋梁は無論木橋であつた。橋の材料たる木材は精良な樺の如鱗木質であつたとしても、電車軌道に乗せて十有余年間、急激な明治時代の繁雑多忙裡に修繕に修繕を加えて来たので、前記の市部会開幕されるや、すなわち納屋橋架換費に十二万五千余円を投ずる案件が提出されたのである。

第二号議決案 土木費継続年期および支出方法

一、金 十萬四千二百九十二円
十二萬五千六百十七円

土木費(納屋橋架換費)

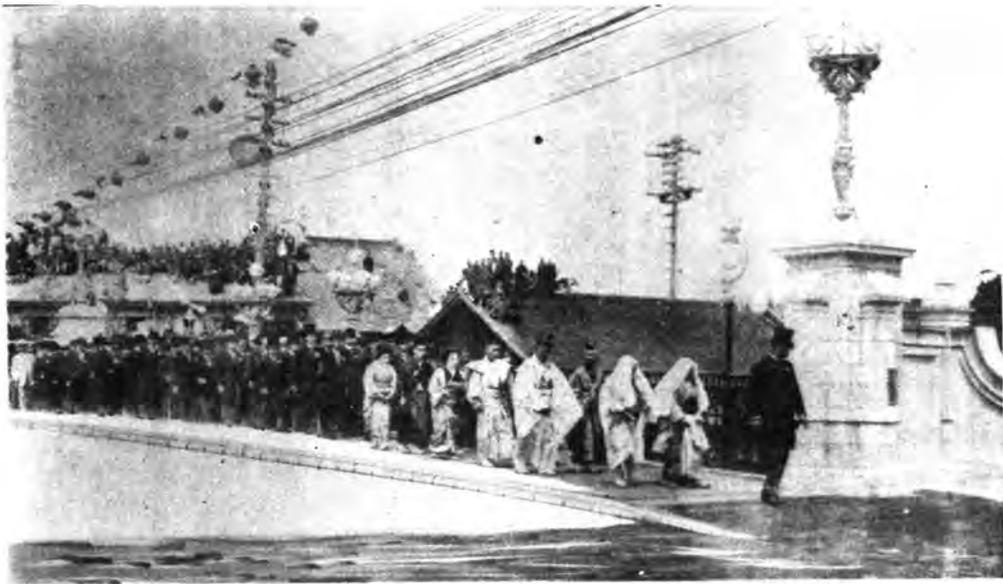
金 一、千六百四十六円
三萬二千九百七十一円

明治四十三年度支出額

金 十萬二千六百四十六円
九萬二千六百四十六円

明治四十四年度支出額

右土木費は明治四十三年度より明治四十四年度まで二箇年継続とし、而してその費用は



納屋橋渡橋式……………三和弁（大正二年五月五日）

前記の如く各年度毎に割合之を支出するものとす。（関連議案第一号議決案明治四十三年度市部歳

入歳出予算——歳出臨時部第五款土木費）

十一月九日議題に供し、山田才吉伊藤勘兵衛両議員の簡単な質疑に対し、山田才吉伊藤勘兵衛より『年々板をもつて修繕に修繕をしてきたので腐朽した。こん度は橋台に鉄材を使用するほかコンクリートや石をもつて堅牢永久的な橋とする。橋の長さ十六間、幅十間の予定である。』答弁があつたのみで委員附託とした。

十一月二十九日の本会議に至つて山田（才吉）委員長の報告どおり原案の路幅十間を十一間に、予算を前記のごとく異議なく修正可決した。このとき既に東柳町通拡張を要求することに議員の意見が一致し、この実現を容易ならしむる方針の下に削減修正した。すなわちその削減額を道路拡張費に廻さんとした事情の現われであつた。事の茲に至るに努力した市部議員の喜びは、けだ

し大なりというべく、市民交通の便益期して待つべき施設を約束し得た市民もまた満足感を覚えたとすべきである。果せるかな。修正額が道路拡張費の一部に充当されるなど、予算操作が急速に進められ既に説明したように文字どおり確定をみたのである。

盛大な渡橋式の景況　しかるに翌四十三年十一月二十一日開幕の通常市部会に左記の理由をもつて、既決継続年期を一箇年度延長する年期および支出方法変更の件（第二号議案）の提出あり、異議なく原案を、十二月二十日の本会議で即決している。

名古屋市納屋橋架換工事並に東柳町道路改修工事費は各別に継続費として支出方法を定めありしが、施工上合併するを便益ありと認め、且つ橋梁は設計調査のため、予定年度間に工事を終了し得られざるを以て一箇年延長せんとするに由る。

こうして明治四十四年度に入つてから納屋橋架換と東柳町道拡張工事に着手し、越えて大正二年五月五日に竣工渡橋式を挙げた。この式もいまから見れば別段盛んなものでもなく、会社の開業式位のことであつたかも知れないが、美麗壯観かつ堅牢な近代的橋の竣工であり、橋上高く万籟飾と小提灯を掲げ、人々は珍らしがつて屋根の上に山を築いて見物している景況をみれば、頗る盛大を極め界限の人々の心持が急に暗ればれして心強い明るい気分がみなぎつたであらう。

第十五節　長畝樋ノ口道路新設および拡張

瀬戸電鉄が堀川端景雲橋附近まで乗入れた明治末期頃には堀川東岸長畝附近の形態は一変したけれども、なお長畝を経て旧幅下門櫓形を通り樋ノ口町に至る道路といえは、醜悪な凸凹、しかも

楨形は道路敷にあらざして、ようやく陸軍用地を通行していた。なおこの附近は屈曲甚だしく荷車等の往来に困難をきわめていたところ、該地内の一部を陸軍省との交換が出来た。これを好機會として名古屋市では道路新設および拡張をなし一般交通の便をはかることになつた。

新設工事区間は樋ノ口町朝日橋東、陸軍用地との境界、石杭より幅下門北方同境界に至る延長六十間五分三厘、幅員六間五分強、この平均三百九十八坪。次に拡張工事区間は木挽町界より北へ樋ノ口町朝日橋東、陸軍用地との境界、石杭に至る三百十間を幅員四間（この坪千二百四十坪）に歩詰めんとするもので、これが施行申請書を明治四十一年十二月十日付提出した。これに対し四十二年一月二十三日付、愛知県許可指令（土第六〇二三号）あり、早々工事に着手している。

さきに路面不陸の箇所が埋立られ、ついで右里道が出来あがつたのは四十二年四月頃であり、十四年に堀川端停車場（瀬戸電鉄）が設けたのち、人馬の往来がいよいよ頓繁となつた。前記道路工事は予算において新設分二百五十五円二十五銭、歩拡費千四十九円七十二銭一厘を示している。

第十六節 熱田方面の道路新設および改修

熱田旗屋町道路の改修

筆を元に戻して明治末期時代における本市施行にかかる熱田方面の道路新設改修をみよう。

熱田旗屋町第二神門（三ノ鳥居）国道より熱田停車場前の熱田街道に接続する延長二百間五分三厘、幅員三間の旗屋町道路改修は熱田町併合後、間もなく計画されたものである。市街電車は栄町より熱田停車場まで開通していたものの、旗屋町道路路面は凹凸かつ屈曲急勾配しかも路幅極めて狭隘

のままに残されていた。これを三間幅に改修する工費五百七十四円六十銭五厘と決定するや、明治四十二年十月二日付施行申請(土第一八六号)したところ、同月二十二日付、愛知県許可指令(土第五三八六号)があつた。但書に四十二年十一月三十日まで竣工の上検査を受くべしとあるが、工程が狂つて翌四十三年一月竣工したようである。

熱田竹ノ鼻道路新設

次に明治四十五年度(大正元年)一般会計歳出予算中臨時土木費に計上された熱田東町字竹ノ鼻道路新設計画は、同地内陸軍兵器製造所の東北、新堀川東岸より隣接愛知郡呼続町字瑞穂地内に至る延長七十五間五分、幅員三間、この面積二百二十六坪五合と新堀川に架設する橋梁工事である。明治四十五年六月十一日付施行申請(土第一四三三号)に対し、同月二十九日付愛知県許可指令(土第二六五五号)を受け、同年八月二十八日に竣工している。

該道路は熱田東町高蔵方面から東へ第八高等学校(明治四十二年九月開校)に通ずるものであつたが、交通比較的頻繁であつた。然るに極めて狭隘屈曲がちの細道だったので、まず愛知郡において瑞穂町道路を新設し、これに接続する里道を名古屋市側において新設するならば、一般交通の便益を増すだろうと、時の郡長笹原辰太郎(後に市議員)より本市当局の意向を求めてきたので、両者協議の上、先行に叙したとおり実施されるに至つたものである。

当初の既決予算では道路新設費千二百九十四円二十九銭一厘、橋梁(板橋)架設費四百六円七十銭九厘に対し、請負額千五百六十円をもつて出来あがつたが、実施に際し沿道関係地主より若干の用地寄附があつたのみである。

熱田五本松道路の新設

熱田東町字五本松道路とは五本松所在の本市立第二高等女学校(明治四十年創立)通路(里道)にして同校門前より延長五十二間を三間半幅に新設したものである。明治四十五年度一般会計歳出予算のうち臨時土木費に計上された工事費二百六十七円八十五銭八厘(請負額二百五十円)に過ぎないのは、用地の大部分を関係地主の寄附にもとめたからである。

大正二年一月十五日付、里道新設施行申請(土第五号)に対し同月二十三日付、本県知事の許可指令(土第一五三号)を受け、同年六月三十日に竣工されている。当初の計画では路幅三間であつたが、三間半に設計変更し、なお同校北裏に三尺七寸幅の通路を作つた、これが工事費および地上物件移転補償に五百九十六円の追加を要している。

第十七節 西区方面の道路新設および改修

樋之口町道路の改修

西区樋之口町好生館病院横南より西春日井郡金城村大字上古屋濠端(今の堀端町)に至る延長二百四十五間幅員四間の里道改修は、明治四十三年度一般会計歳出予算中、土木費に計上せるもので、四十三年七月十六日付、右の施行申請書提出、同年十二月二十四日付、ようやく愛知県許可指令(土第三九六六号)あつたのち請負入札に附したが、予定額を超え不調となり再入札によりて決定、越えて四十四年一月工事に着手、二月二十二日に至つて竣工している。この道路は元樋之口町、外堀町組合道路で、市費による改修費約七百円にすぎない土木工事であつたが、竣工後は局部的交通に多大の

便宜を与えるようになったのである。

堀端の水辺公園設置要請

右道路改修に関連して都市美についての運動が西区の東北部住民有志によつて起され、その具
体化が強く要請されたのである。明治四十二年頃、堀端附近が水辺公園建設の最適地であること
に着眼する所となつて、地元の樋之口町から提唱し、六句八阪上浅間比米北駅俵馬喰南押切江川花
ノ木外田塩新道堀詰江川横前之川五条押切明道吹出深井泥敷寄屋隅田五平蔵北野小舟江川端
下菊井下柳北鷹匠枝郷台所浅間各町有志総代田舎方清兵衛始め百三名連署の下に大幸橋(黒川)を
中心としての水辺公園設置要望書および陳情書を加藤市長宛に提出するに至つた。そのうち明
治四十四年五月提出にかかる建議書には左のごとく述べている。

樋之口街は眼界廓清の地にして城濠の水色永へに碧々金鯨夕照に高く輝き行人をして、
俯仰低徊転た三百年の情に堪えざらしむと共に、離宮の尊嚴に接して覚えず襟を正ふせし
むる靈感的地点たるに拘わらず、鉸上の不体裁あるに於ては豈等閑に付すべきことならん
や。惟ふに長畝道路改修を機とし、明治四十三年第十回関西府県聯合共進会および開市三
百年に際し、多数外来人士の来遊あるに先だち大幸橋以東好生館文庫以南の人家を撤去し、
その地に竹樹を栽え公園設備を施さば啻に市街の美観を添ふるのみならず、金城の壯嚴を
して倍々高からしむるものである事を、而してその工事は協賛会の経営となせば、敢て至難
の業にあらざるべく我等有志又応分の寄附を辞せざらんとす。

右及建議候也。

なおその理由の一つとして濠端は金城觀覽の好位置であるが、附近の住家矮屋にして臭氣にたえない。馬車駐車場や、甚だしきは路傍に養鶏をなすものがあつて不快にたえない事實等を指摘している。当時の通路狹隘にして、かつ不衛生的であつたことが充分察知されるが、天下に誇るべき天守閣を望むには最も好位置の濠端一帯を綺麗にした公園を建設したならば、金鯉をみんとする外来の觀光客が集中するだろう。それには貧弱な建築物を取払うことを厭わぬとした運動に對し、市理事が乗り気になつたようにみられるが、終局は単に堀端道路改修のみに終り、熱望せる水辺公園目的の達成は後代に期待せねばならなかつたのである。

菊井町電車通の道路新設

名古屋電気鉄道株式会社の柳橋(西区西柳町)より押切町に至る線路は明治三十四年二月開通し、同社の郡部線客車はすべて柳橋まで乗り入れることになつたが、これよりさき同会社(社長岡本清三)ほか四十二名は郡古野町―菊井町―押切に至る延長七百四十六間、幅員六間の道路新設方を出願し、これが容れられるをまつて同三十二年四月十六日工事に着手、翌三十三年十一月二日に至つて竣成した。もとより名古屋電鉄が軌道建設のため、沿道関係地主等の協力をもとめ実施されたものであるが、街の開発として施設せる私設道路としておそらく顕著なものであつたろう。

事實該道路が出来あがつた後、名古屋の西北部と津島岩倉・犬山方面との交通がすなわち郡部線の延長に伴つて逐年頻繁となり、柳橋押切間の沿道における家屋も多くなり、明治四十一年三月三十日付で名古屋電鉄ほか四十二名連署にかかる該道路寄附方を本市に出願して来た。市理事者は寄附採納の件(明治四十三年度)第九十八号を同四十三年十一月七日市会に提案、市会は同月二十八日異議なく原

案を即決したので、里道に編入されて維持することになった。当時の原案によれば、寄附にかかる道路面積六百二十四坪三合八勺、この見積金四万二千五百五十四円八十七銭であつた。

南押切、菊井町道路改修

西区菊井町四、五丁目電車通以西笈瀬川端にいたる狭少な通路は南押切、菊井町組合道路であつた。この区間に屠牛場が設置以来、車馬の往来が漸次頻繁となり、痛切に路幅拡張の必要を感じるようになり、明治四十四年度一般会計歳出予算中、臨時土木費に該道路新設費一千二百五十六円六十銭三厘を計上せられるに至つた。施行区間二百六間幅員三間(内両側一尺宛排水溝敷地とす)にして、明治四十五年六月十三日施行申請(主第一四七号)、七月四日付、愛知県許可指令(主第三六八号)を受け、請負額一千五十円にて着工した。

同年十一月末日までに竣成の予定であつたが、笈瀬川端における関係地主中に用地買収に應ぜざる頑固地主のため、工程はまったく牛歩的とならざるを得なかつた。明治初期時代の鉄道建設は測量が済めば捧杭を打つて片端から、どしどし用地買収にかかつた。そこにお上の威勢はすばらしかつたと伝えられていたが、名古屋市の方は簡単には行かなかつた、手をかえ品をかえ根気よく地主と折衝を続けたが、終に不調に終つたのである。元来先祖伝来の土地や家屋の所有者には、その土地、家屋に対する無限の愛着がある。出来るだけこれを自分のものにしておきたいという考えは、道路施設というものの公共施設の性質のわからなかつた当時においては、一段と強かつたと見て差支えないだろう。かかる用地買収不能のため、終点において四十五間施工を打切るのやむなきに至り、大正二年七月二十日付、(主第二二二号)設計一部変更申請、八月九日付許可指令をうけ、打

切り区間を他日の機会に譲つたわけである。本道路新設にあたり用地寄附は加藤彦左衛門始め十一名の二十四件を示している。

菊井町はもと愛知郡下名古屋の一部であつたが、明治三十二年市域に編入、同三十五年三月菊井町」という町名をつけた。南押切町はもと愛知郡那古野村大字南押切の一部であつたが、明治三十一年八月二十二日市域に編入せられた、笈瀬川東は字下所と称せられたのである。

納屋橋が堅牢な橋に架換される以前の堀川は清澄な流れで、夏にでもなると浴衣がけなんかで屋根船に乗つて、納屋橋の下あたりを、ジャンジャカ、ジャンジャカやつて行くのが、二、三隻もあろうものなら、橋の上は見物人で一ぱいであつた。そして無聊のまま通行人をからかったり、犬をけしかける情景などは、さすがに泰平の世、納屋橋々畔の、のんびりした雰囲気が目に見えるようである。ところがこうした悠長な舟遊は、だんだん寂びれて行くところには、堀川の慰安および観賞的効用は失われ、いつしか水面の固有価値が忽にせられ、毀損せられつゝあつた。

名古屋商業会議所は総会の決議をもつて、流域の悪水の放流と土砂は堀川の舟行を妨ぐることを憂いて早くも明治三十八年九月十九日愛知県知事宛に渡漣と、その流域取締改正勸行方を建議した。それから納屋橋の架換までに、明治四十年八月五日・四十五年四月一日・大正元年八月二日と数回にわたつて、矢張り知事宛に堀川渡漣および改修に関する具申或は建議書を提出したが、あまりかえりみられなかつたようである。

また或ときは市民の間には堀川岸を遊歩地又は遊歩道を作つて市民の生命の洗濯場とせよという声もあつたが、それは単に声のみに終つた。それがモシ実現されたとすれば、既に堀川は「花の堀川」と称せられ水を掬んで花のトンネルとなつたことだらう。

渡漣改修は水面の産業的効用問題であり、遊歩道は水面の慰安観賞的効用問題であつた。そしてどちらもその目的は達せられず、幾変化を経て堀川は足をも洗えない泥濁水となり全く風景と縁を絶つた。かつては納屋橋々畔には愛知県営にかゝる七百五十坪という桃、無花果、ぶどう、豌豆、茄子等の試栽培場があつた。また監獄塲もあつたが、今は全く人口の密集地帯となつてしまつた。

畔々橋屋納

第二章 市区改正の先行的道路新設改修

第一節 南外堀線外四路線改修計画の決定まで

市会の建議および五路線実施案

明治四十三年の陽春、鶴舞公園を会場として第十回関西西府県連合共進会を開設せられた、裏にこれを契機として名古屋の都市的發展にめざましきものがあつた。この趨勢よりすれば従來のごとき姑息的な局部的道路の新設および改修のみを以ては到底市民交通の必要を充たすに足らざることを痛感するに至つた加藤市長は百尺竿頭一步を進め、道路問題の解決こそ本市にとりて焦眉の急なりとして具体的計画案を練り出すことになつた。おりから市会においても、その必要を認め、明治四十四年六月十日の市会において左記の建議案を議決し、市理事者の計画に拍車をかけるに至つたことは特筆すべきである。

道路改修に関する建議(名古屋市長 加藤重三郎宛)

都市の經營すべき事業多々ありといえども、交通機関を利便ならしむるは最も必要とする所なり。本市は曩に数百金を投じて熱田築港を開き多額の外資を入れて上下水道、公園、共同墓地等の事業を施設せんとす。しかるに交通機関に至りては精進川の改修、二、三道路の開通せられたるものありと雖も単り本市の南半部に企図せられたる耳にして北半部に至りては、徒らに旧藩時代の状態を固守するがごとき觀あるは甚だ遺憾に堪へざる所なり。

現に南半部の地価は驟々として騰貴するも、北半部は萎微として振はざるは一般の認むる所なり。況んや既成事業費の過半を負担するものは北半部の市民にして事業によりて受くる所の利益は南半部に多を占む、此の如き不均衡を治し、北半部の股賑を計らんとせばすべからく交通を便ならしむるべし。

茲に吾等は南外堀町を改修し、本市を東西に貫通する道路を開き、是に南北数線の道路を改修する方法を講ぜられんことを希望の至りに堪えざる所なり。

右建議候也（提出者 鈴木惣兵衛始め数名）

明治四十四年六月十日

名古屋市会議長 井上茂兵衛

当時の本市の交通地理ならびに社会状況に照し適切な要望であつたのみならず、これが後行において記述するところの市区改正事業の先行的計画ともなつたのである。

所謂加藤市長の置土産 然るにその後、一箇月を出ずして突然加藤市長は辞表を出して退陣した。それには政治的事情もあつたであろうが、既に道路改修計画なるものは殆んど具体化されたので、彼は退陣の直前においてその事業案を提出したのである。それは市会の要望を採りあげたものであり、計画は従来のにそれに比し、大がかりのもので見のがすことは出来ない。

明治四十四年度第五十一号道路改修継続事業に関する件

る件……………（明治四十四年十一月十三日可決）

自治四十四年度 至明治四十七年度 継続事業として左記の道路を改修す。

一、南外堀川西線 堀川以西江川線まで

- 二、南外堀川東線 堀川以東東片端まで
 - 三、江川線 志摩町—郡市境界浄心間
 - 四、菱線 平田町—布池町間
 - 五、東片端線 東片端町—平田町間
- 前項の継続事業は特別会計と為す。

明治四十四年度 自明治四十四年度 道路改修費継続歳入
 第五十二号 至明治四十七年度
 歳出総計予算………(明治四十四年十一月十三日修正可決)

歳入

一、金 五十五万二千五百七十七円
 五十七万九千八百十六円

歳入 予算高

歳出

一、金 五十五万二千五百七十七円
 五十七万九千八百十六円

歳出 予算高

内訳

金 二十万八千五百円
 二十万三千五百円
 九万四千七百四十七円
 十一万二千円
 十万三千四百八十七円
 十一万五千円

明治四十四年度支出予算額

明治四十五年度(大正元年)支出予算額

明治四十六年度(大正二年)支出予算額

金 十四万六千三百十三円
十五万七千八百十六円

明治四十七年度(大正三年)支出予算額

道路改修費継続歳入歳出予算表(括弧内の金額原案)

歳入……第一款土地売却代 二五六、五五三円(一二〇、〇〇〇円) 第二款寄附金 二二七、〇〇〇円(二三七、〇〇〇円) 第三款市費繰入金 六七、五〇五円(二二一、八一六円) 第四款雑収入 一、〇〇〇円 合計 五五二、〇五七円(五七九、八一六円)

歳出……第一款土木費 五五二、〇五七円(五七九、八一六円) 合計 五五二、〇五七円(五七九、八一六円)

明治四十四年度 第五十三号 道路改修費明治四十四年度歳入

歳出予算………(明治四十四年十一月十三日修正可決)

一、金 二十万八千五百円

歳入予算高(土木費)

一、金 二十万八千五百円

歳出予算高(用地買収費、土木費其他)

すなわち四箇年度継続事業として完成を期せんとするもので、当時の市民の注目をひいたことが窺い知られるわけである。

市会は渡り合い一時緊張

市会は八月十三日の本会議において一括議題に供し、委員附託としたが、その間に左のごとき活発な議論を展開している。尤も何時の時代でも賛成論よりも反対論は強く打ち出されるものである。

調査委員(十一名) (印委員長)

上遠野 富之助 三輪 喜兵衛 山本 九八郎 青 山 朗
宮部 鈴 三郎 今 井 藤 吉 鈴木 惣兵衛 石 黒 磐
竹 内 兼 吉 神 戸 利 兵衛 青 山 鉞 四郎

田村観助、青山(鉞)両議員より委員附託とすべき旨の動議あり、ついで小山松寿議員より原案撤回要求の発言があつた。これに対し三輪議員より市会の建議決議に基づき提出されたる案を撤回要求とは何事だ、甚だ怪しからぬと反駁し早くも意見の対立となり一時緊張の場面を表現した。続いて伊東繁丸議員より「提出案に対する理事者の説明もない。また質疑応答も尽くさずして、早々委員附託とするがごときは、市民の信頼に背くものだ。」と論難して不満の意をもらすところあつたのち、青山(鉞)議員より撤回要求説に対し反撃を加えたので、小山議員は憤然として「撤回要求は否決を意味するものではない。財源に家屋税の増徴を行わずして実行出来る案の提出を望むからである。」と弁明するなど、議員間の渡り合ひの幕があつた。

阪本市長就任後に確定 委員会は迂余曲折を経てようやく終結をつけ市会に報告されたのは十一月十三日である。委員会は実に三箇月を要しているから、時に足踏状態に陥つたことも考えられる。さて市会当日は道路改修問題が運命づけられる日として開幕前傍聴者が続々押し寄せ混雑を予想せられたので開議劈頭、井上議長より傍聴を許さぬ全員協議会とするか、あるいは本会議の儘第一読会の継続会とするか、この旨を諮つたところ全員協議会とする発言のみだつたので、ただちにその儘協議会に移つた。内容を詳かにすることが出来ないが、約二時間を要しているから、かなり議論が上下されたことは疑いないようである。やがて本会議を再開すると、上遠野委員長

の報告どおり原案可決および修正可決をみたことは前掲議決案のごとくであるが、提案以来四箇月以上を経過して市民注視の焦点となつた道路改修問題は幕を閉じた。

時の市長は阪本鈺之助であるから、世間では五路線道路を阪本市長の計画事業と称しているようであるが、事實は前述のごとく加藤市長が市政界を去るに臨んで提出したところのいわゆる置土産であつたわけである。

ここに実施計画確定当時における道路敷地、用地買収、地上物件移転補償費等を表示して当時の経済状況の一斑を窺い知る資料として置きたい。

南外堀線始め五路線改修に関する調査

路線名	敷地総数 坪	総工費 円	土地買収費			移転補償費 円	工事費 円	雑費 円
			坪数	単価 円	金額 円			
南外堀町川東線	九六〇	四二、九六三	四九三	二五、二九	一二、四七〇	二〇、五五九	九、〇九二	一八四二
南外堀町川西線	一、五〇二	八六、三〇一	一、四二八	一八、〇〇	二五、五五四	三三、八〇〇	二五、二八五	一、六九二
江川線	九、四六六	三七、一八七	五、三三八	一七、五〇	九三、二四〇	一一三、九五三	一五、五四一	四、四五四
東片端線	三、三三七	二六、〇七五	二、一七一	二三、〇〇	四七、七三	九九、二八九	九八七六	三、二三八
葵線	二、四四四	三五、五三二	六六二	四〇、〇〇	二六、五〇四	六、八〇〇	一、五三〇	六九七
計	一七、七四九	五五二、〇五七	一〇、〇七二		二〇五、五二〇	二七四、四〇〇	六、三三四	一〇、八三三

【備考】坪数は坪以下、金額は円以下切捨計上す。用地買収費、容附価額に対する単位は平均単価に依つたので算出上、幾分の相違ある。

分割実施の申請と許可指令

この改修計画にあたり市政界に強い反対論があつたことは事実だが、沿道関係住民から盛りあがつた熱心な請願や陳情が結合されて、道路改修期成同盟会の設置をみていることは見のがしてはならないと思う。施工を急いだ市当局は設計未了の分を除き、第一回分の施行申請（土第二七九号）手続をとつた。これに対し明治四十五年（大正元年）二月一日付をもつて愛知県知事の施行許可指令を受けた。その後間もなく江川筋の泥江町志摩町間を仮定県道に編入せられると同時に、同年四月県令第五十号を以て、土木費支弁規則改正によつて県費支弁道路となつた。こうした関係上、前記の区間を切り離して「仮定県道修築」として、大正元年十二月九日付（発土第二八三号）施行申請し、越えて同二年一月三十日付、許可指令（土第二二二二号）があつて着工の段階に移つた。

なおこれよりさき同年一月二十九日付、施行申請（発土第三五八ノ二号）にかかる明道橋—平田町間のうち東片端・平田町間はいかなる事情によつたものか、遺憾ながら留保せられて左記のごとく許可指令をうけたのである。

愛知県指令土第四八七号

名 古 屋 市

大正二年一月二十九日付、発土第二五八ノ二申請里道改修の件、東片端町四丁目より平田町終点に至る間を除き許可す。

但工事に着手せんとするときは其日時を定めて当庁に届出て指揮を受け、大正五年三月三十一日迄に竣工し其旨届出て検査を受くべし。

大正三年四月二十二日

愛知県知事 松 井 茂

深野知事（大正元年十二月二十八日）既に退任し、後任に石原健三赴任せるも後もなくにして（大正三年三月三日）休職となり、松井知事着任一箇月半後のことである。

関係住民から促進の請願 東片端町・平田町間の保留は全く市当局の既定計画を齟齬せしむる虞があつたのみならず、沿道関係住民精園邦三郎始め三百六十六名連署にかかる請願運動があつたほど、その促進を熱望してただけに関係住民をひどく失望せしめた。市政界においても甚だ遺憾として市理事者は急遽対策を練つた結果、その事情を具申し、許可を期待したところ間もなく左記のとおり許可指令があつたのである。

愛知県指令土第四八七号

名古屋屋市

大正二年一月二十九日付、発上第二五八号の二申請の内東片端町四丁目より平田町四丁目に至る里道改修の件許可す。

但工事に着手せんとするときはその日時を定めて当庁に届出て指揮を受け、大正五年三月三十一日迄に竣工し其旨届出て検査を受くべし。

大正二年五月八日

愛知県知事 松井茂

ちなみに該道路改修計画を議定せる当時の市会議員と市会参与員の氏名を列挙して先人の努力を偲ぶこととする。

本市会議員（議席順）

- | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|
| 堀田幾三郎 | 服部小十郎 | 白木周次郎 | 上遠野富之助 | 藤田鉞太郎 |
| 平子徳右衛門 | 井深基義 | 山田才吉 | 山本九八郎 | 青山鉞四郎 |

安東敏之	鈴木摠兵衛	野村朗	熊沢宗三郎	伊東繁丸
井上茂兵衛	深田仙太郎	北川乙治郎	磯貝浩	渡辺久三郎
小山松寿	今井藤吉	天野景治	富田彦吉	金森辰五郎
加藤善八	大喜多寅之助	神戸利兵衛	竹内兼吉	佐藤清三郎
熊谷常光	吉村喜兵衛	金森太七	三輪喜兵衛	吉田善平
大岩勇夫	江口理三郎	村瀬周輔	水野寅吉	青山朗
石黒磐	御宿正定	渡辺龍夫	田村觀助	宮部鈴三郎
加藤勘太郎	本多勇雄	伊藤由太郎	川口代次郎	
市長 阪本鈺之助	助役 榎戸利吉	土木課長 仁村俊徳		
庶務課長 磯部雄三郎(?)	議事課長 神谷吉五郎			

本市会 参与員

第二節 南外堀線始め五路線の竣成まで

寄附取消や不当の要求

五路線改修という一大事業をめぐつて、人さまさまの見方があつたらうが、いよいよ実施の準備段階に至つて江川線関係の用地寄附申出のうち後にこれが取消願出者数名あつた。とりわけ道路改修期成同盟会の發起人中にも寄附申出を取消したり、あるいは買収額に対し極めて不当な額を主張する者もあつた。また地上物件移転交渉において殆んど調停成立したる後において極

額に対し異議を唱える者があらわれ、当局を甚だ不快ならしめている。それだけに相手を納得せしむるに多大の苦心を要したとのことである。

当時の土木課長は仁村俊徳・測量ならびに設計担当技師は田辺良忠（後年水道局長）、その他拓植鉦太郎（後年千種区長）、矢崎敬次・伊藤（現場監督）、本多技手等、用地掛瀬川技手のほか馬場収治（後年水道部庶務課長）横井技術員、地上物件移転調査掛では神間技術員等が第一線に立つて大いに働いたという。そこで概略ながら各路線別について工程等を尋ねてみよう。

南 外 堀 線

（川東線延長七百六十五間・川西線延長百七十一間・幅員各八間、但一部十間）

川東線と川西線の二路線に分けたことは既記のとおりであるが、執行に当りこの区分をつけていない。沿道用地買収および地上物件移転交渉が最も早く解決をみたので、工程も大体において予定のごとく進捗し、大正三年十一月頃竣成した。この間に地上物件移転のうち名古屋控訴院附属建物検事官舎の移転につき明治四十五年三月三十日付、この旨を申請したところ、移築費千四百九十七円十銭と決定し、同年四月二十六日付、名古屋控訴院長（藤田隆三郎）より聴許の移牒があつた。それより約七年後に至つて名古屋控訴院、名古屋地方同区両裁判所敷地と市有地の交換を行い、主税町一丁目に移転新築されたが、これは南外堀線道路改修には直接関係のないことはいうまでもない。その後昭和に入り御幸本町一丁目角に建つた愛知県商工館の一角がすなわち元控訴院と両裁判所の跡地である。

さて該道路の用地買収件数および買収決定額等を参考のために、掲ぐれば左のごとくである。

用地買収：五十九件　用地買収決定額：二万七千三百二十円四十四銭

地上物件移転補償：百七十九件　地上物件移転補償決定額：三万四千八百六十円三十二
銭　工事費：六千九百二十二円七十三銭

用地(宅地)買収額坪当単価：上園町地内二十五円と三十円　南外堀町地内二十五円と三十
五円

ちなみに一部を幅員十間に変更したる区間を御園門線とも称する。

東片端線 (延長七百六十三間・幅員八間)

東片端町—平田町間を東片端線と称する。用地買収および地上物件移転交渉は、南外堀線についで進捗しているが、着工の運びに至る前に諸種の事情のため、一時混沌状態に陥ち、当局はつぶさに艱難をなめたが、沿道住民は期待はずれとなるのではあるまいかと、憂慮のあまり有志三百六十六名連署のもとに大正二年四月十六日付、阪本市長宛に改修促進の請願書を差出している。左にその要点を摘記する。

(一)沿道住民は本道路の改修を期待し、種々画策以て当市北部の発展に資せんことを期せり、然るに改修期を遅延せんか、或は他に居所を転ずるもの、或は転業もしくは廃業するもの、或は多きを加へ、北部の繁栄を阻害するの遺憾に陥るべき必然と奉存候。(二)当市東西南の三部に存する道路は既にその須要に応じ、改修整頓せられたるもの多しといえども、独り北部の道路は依然旧態を存し、改善せられたることなきは、東西南三部の道路に比較し、權衡を失するのみならず、当市の面目にも関係する儀と奉存候。(三)住民の大半は本改修費の幾分を負担することを承諾し居れり、該住民の本改修を希望する熱情の満々たること夫れ

此の如し、故にこの熱情の冷却せざる以前に於て速かに工事に着手せば改修上種々の便益あるべきも、もしこれを遷延せば工事進捗上不尠支障可有之儀と奉存候。

といつて改修施工の一日も遅緩を許さざるものだと大いに強調しているとおり、一時工事の前途如何が危ぶまれたことが窺い知られるが、市理事者はたとい如何なる政治的その他の障碍を受けても挫折しない、既にその緒についてからかかかる事などが到底考えられなかつたのである。

それから前記の請願書の署名は余ツ程慌ただしくとりまとめたらしく、そのトツブに住所を「市同区同町」と記して姓名を連ねてあつた。これを見た阪本市長は附箋に「ドコノ同市同区同町ナルヤ、不都合ノ署名ナリト考フ」とペンを走らせて捺印してあるのを資料中に発見した。関係住民の熱意の程もさることながら、阪本市長の感触にふれたのも挿話の一つである。

さりながらいよいよ工事に着手するや、突貫的に進め大正四年十月頃出来あがつた。用地(宅地)買収百五十二件の買収決定額三万二千六百十六円六錢。地上物件移転補償三百二十七件、この補償決定額四万九百二十七円四十五錢。工事費千三百二円を示しているが、関係各町地内の用地買収坪当単価を知ることが出来ないのである。

葵 線 (延長三百三間・幅員八間)

この施工区間は平田町—布池町間で用地買収および地上物件移転件数とも最も少なく、従つて関係者との交渉も他線に比し最も早く成立した。なお用地買収後の登記手続も最も早く結了をみている。

用地買収三十件、この買収決定額二万一千九百十四円六十錢。地上物件移転補償七十七件の補

償決定額一万六百十二円七十八銭。工事費一千八百三十円。用地(宅地)買収額坪当の単価：横代官町地内十七円と二十円、平田町地内十五円と二十円、整代官町地内二十円と二十五円、葵町地内二十五円、田三十四円。

漸く公園線との接続成る。茲にまた特筆すべきは葵線の延長といわれる布池町新栄町角間の道路改修である。当時この道路は私設道路に属していた実に狹隘な通路であつたが、前記道路改修を機として、是非とも拡張して公園線と結びつけることが誰にも氣のつくところで、その関係地主より用地の寄附を受けたのち、若干の歩詰めと修繕を行つた。ここにおいて既成の東部線(新栄町通)と公園線との接続が成り、一般交通上まことに著しい利便をもたらすに至つたことはいふまでもない。施工区間は短い、そこまで漕つけるには簡単に行かなかつたものがあるというから、道路工事の苦心の一端が窺われる。

関係議決案：寄附受納の件：(1)明治四十四年度第九十二号(明治四十四年十月二十日市會議決)、(2)大正五年第一百十八号(大正五年十月十四日市會議決)

江川線 (延長千七十間五・幅員八間、但一部十間)

志摩町地内江川西岸より市郡境界浄心に至る江川線改修は郡部岩倉・布袋方面に通ずる里道との連絡を凶らんがため実施したものである。然るにおよそ一つの仕事を完成するには必ず一つの峠というものがある。沿道所要用地買収、地上物件移転交渉とも最も難渋を極め、あわや工事中止の運命になるかと思わしむるほど、市当局は全く手を焼き嘆息をもらすこともあつた。終に土地収用法適用申請のやむなきに至つた。大正三年六月末に至つてようやく用地買収成立は六分

程度、地上物件移転は七分程度ではかばかしく行かなかつた。ここにも当時の当局苦闘の一端が察せられる。工事は大体上笹島町—明道町間・明道町—北駅町間・北駅町—浄心間の三区間に分けて着工、大正四年末か同五年一月頃出来あがつたようである。先行に倣つて用地買収状況を記せば左のごとし。

用地買収百五件の買収決定額五万二千六百三十九円七銭。地上物件移転補償三百七件、この補償決定額三万二千七百四十三円九十七銭。

用地(宅地)買収額坪当単価：明道町地内二十円～二十六円・志摩町地内二十八円～三十円
～四十二円・塩町地内二十円～二十五円～四十五円・北駅町地内二十三円～二十七円・下浅間町地内十七円～三十二円・台所町地内七円～十三円・南駅町地内十六円～二十円・枝郷町地内十五円・外田町地内二十円～二十二円・藪下町地内二十円～二十五円・北野町地内十三円・奉公人町地内十四円～十六円。

第三節 御園門線外二路線の改修

第一項 御園門線(行幸啓道路)の改修

計画と帝室林野局の照会

既に二節にわたつて記述せる南外堀線・東片端線・葵線等の改修継続事業の追加として実施した道路に御園門線・堀内町線・山口町線の改修があり、大正初期時代の道路誌において見のがすことが出来ない。まずここにいうところの御園門線とは西区泥江町より志摩町—隅田町—南外堀通御

園門に至る区間六百三十四間四厘の道路を便宜上附した道路名である。もつとわかり易くいえ、ば名古屋停車場より名古屋離宮に至る道筋なので、早くも行幸啓道路と敬称せられるようになった。この道路改修計画決定後、明治四十五年(大正元年)七月、その筋より、左記の照会をうけたのである。

名文第四百十一号

今般貴市々改正事業の一部として名古屋停車場、離宮間泥江町、江川端、隅田町を経て御園門に至る迄八間道路開設可相成御企画有之趣に候処、右は宮内省に於て最も必要之道筋に候へば其の幅員を更に十間に拡張し尚該線路に架設せらるへき橋梁等は之に応し、殊に堅牢を期し御経営相成候様致度此段及照会候也。

明治四十五年七月十六日

帝室林野管理局名古屋支庁長

帝室林野管理局主事

磯山広居

名古屋市長 阪本 鈿之助宛

八間幅を十間幅に変更　ここにおいて本市当局は原案による路幅八間を十間幅に変更するを適当と認め、調査を行うことになつたが、同時にほか一、二線の調査を行い比較研究の上、帝室林野管理局名古屋支庁長と数次打合の結果、師団廓内道路を除き路幅を十間に拡大するほか既定計画とおり施行することになつた。しかし既定予算において三千百八十七円七十五錢を増額することになつたのは、延長において四十四間四分を増し、なお道路敷潰地および地上物件移転坪数に若干の増加をみる結果であつた。

その後大正元年十一月十二日付、時の宮内次官河村金五郎より該工事費補助金として、金七万八

千八百三円五十四銭下付せられる旨の通牒を受けたので、急遽成案にとりかかり同月十四日左のごとく市会に提案した。市会は十二月三日の本会議において上程、満場一致をもつて拍手裡に原案即決議したことはない。

大正元年 道路改修費 自明治四十四年度 継続歳入
第二十七号 至大正三年度

歳出更正総計予算……………(大正元年十二月三日可決)

歳入

一、金六十三万八百六十円五十四銭(既決五十五万二千五十七円)

歳入予算総額

歳出

一、金六十三万八百六十円五十四銭(既決五十五万二千五十七円)

歳出予算総額

内訳

金三百二十二円四十七銭(既決二十万八千五百十円)

明治四十四年度支出予算額

金二十六万一千百六十三円十九銭(既決九万四千七百四十七円)

大正元年度支出予算額

金十九万四千四百三十二円八銭(既決十万二千四百八十七円)

大正二年度支出予算額

金十七万四千九百四十二円八十銭(既決十四万六千三百十三円)

大正三年度支出予算額

大正元年 第二十八号 大正元年度道路改修費歳入歳出

更正予算……………(大正元年十二月三日可決)

歳入

第一款 宮内省下付金 金七万八千八百三円五十四銭

第二款 土地売却代 (既決金四万八千三百五十七円)

第三款 寄附金 金十四万四千八百円 (既決金一万八千四百九十円)

第四款 繰越金 金九千六百七十七円五十三銭

合計金 二十六万一千百八十一円七銭 (既決金九万四千七百四十七円)

蔵 出

第一款 土 木 費 金二十六万一千百六十三円十九銭 (既決九万四千七百四十七円)

合計金 二十六万一千百六十三円十九銭 (既決金九万四千七百四十七円)

差引金十七円八十八銭

蔵入過金翌年度へ繰越

一、金七万八千八百三円五十四銭也

右金券及送附候条到着の上は三日以内に内蔵寮へ向け領収証書發送可有之候也

大正二年三月二十二日

内 蔵 寮

名古屋 市役所 宛

施工区間のうち泥江町—志摩町間は仮定県道の関係上、愛知県当局とも設計変更について打合せを行ったところ、ただちに了解が付き、その他についても行幸啓道路のこととて更に故障もなく工事が進められ、大正二年三月頃竣成をつげたのである。

本町通拡築計画の抛棄

本道路について附記を要する、その設計変更の際、本町門線(今の御幸本町通)拡築計画をとりあげ、行幸啓道路として研究し略これに変更することとなつた。当時の計画によれば名古屋停車場より笹島町を東に柳橋、納屋橋を渡り栄町、玉屋町街角を北折して、すなわち本町通を経て本町門に至り、更に師団廓内を北進し師団司令部前を経て同所西横を北に折れ離宮に至るものであつた。停車場—納屋橋—玉屋町角間一千四百六十一間二分は路幅十三間であるから拡張を要しないが、当時の玉屋町—本町門間六百一間というものは、都心地帯としてあまりに狹隘路である。これを十間幅に拡築するには著しく工事費が増大し、市民の負担が非常に嵩むといふので、計画は前進どころかさびしく抛棄するのやむなきに至つた。

それから二十余年の歳月が流れて、大岩市長時代に至つて明粧を誇る拡張ならびに舗装工事(昭和三年十月竣工)が断行せられたのち、行幸啓の御道筋を本町通にとらせらるることになつた。ついで昭和四年六月一日より形態一変せる本町通を「御幸本町通」と改称したのである。

第二項 堀内町線・山口町線改修の予算

論議活発な市会の審議

次に堀内線(西区内)・山口町線(東区内)両道路改修計画案は左記のとおり大正四年三月二十四日市会の議決をもとめたのである。

大正四年
第五十七号 明治四十四年度第五十一号議決継続事業

道路改修の件中更正の件………(大正四年三月三十日可決)

一、東片端線を左の通り更む

一、東片端線(葵町交又点を除く)

一、左の二線を追加す

一、山口町線 一、堀内町線

大正四年 第五十八号 道路改修費継続年期及支出方法更正

の件……………(大正四年三月三十日可決)

一、金七十万八千七百七十三円六十四銭(既決六十万五千八百六十四円五十四銭) 道路改修費

内 訳

一、金三百二十二円四十七銭(既決金三百二十二円四十七銭) 明治四十四年度支出額

一、金十三万六千八百四十円六十六銭(既決金十三万六千八百四十四円六十六銭) 大正元年度支出額

一、金十七万六千八百六十一円六銭(既決十七万六千八百六十一円六銭) 大正二年度支出額

一、金二十一万六千八百八十二円五十四銭六厘(既決金二十九万一千八百三十六円三十五銭) 大正三年度支出額

一、金十七万七千二百六十六円九十銭四厘 大正四年度支出額

大正四年 第五十九号 大正三年度道路改修費歳入歳出更正

予算……………(大正四年三月三十日可決)

一、金二十七万八千四百七十九円八十八銭(既決金二十九万一千八百三十六円三十五銭) 更正歳入予算高

一、金二十一万六千八百八十二円五十四銭六厘（既決金二十九万一千八百三十六円三十五銭）更正歳出予算高
更正歳入出差引残金 六万一千五百九十七円三十二銭（既決歳入出差引残金なし）

大正四年 大正四年度道路改修費歳入歳出
第六十号

予算……………（大正四年三月三十日可決）

一、金十七万七千二百六十六円九十銭四厘	歳入	予算	高
一、金十七万七千二百六十六円九十銭四厘	歳出	予算	高

歳入出差引残金なし

採決の結果無修正通過 市会は三月三十日右を一括議題に供した。桜木亀次郎議員より財源の窮乏を説いたのち中央部を抛つて一部に偏するがごとき計画案は甚だ妥当を欠くものだと論断して撤回を迫つた。これに対し阪本市長は次のごとく応酬して反駁を加える態度に出た。

建中寺と明倫中学校との間を拡張して徳川邸を経て大曾根に至る改修計画もあつた。しかしその両側は学校とお寺である所に電車の通る道路をつくることは、不利益であるから山口町線を選定したのである。堀内町線は停車場に連絡する重要道路であるから、今これを完成して置く方が得策であると深く信じて提案した次第である。

と原案を賛成するよう希望をも述べた。なお桜木議員・石黒磐議員より質問あり、岡崎（阜太郎）土木課長より答えたが、ややこれを不満としたので、市長より「建中寺境内を横断して東へ至る道路新設運動のあつたのは事実である。しかし本職の欲せざるところあつたのみならず、今日ではこ

の改修問題は消滅している。然るに一方葵線の布池町より建中寺まで新設する計画は成立していることを認めるけれども、この際更正案のごとくするを適當と思う。」と原案を維持し議決することを希望した。

ついで岡崎土木課長より「堀内線計画に対し沿道関係地主から六万円寄附する。別に名古屋電鉄から二万円寄附することになっている。山口町線に対し関係地主から寄附金があるが、この予算に計上されている額は、一万五千七百七十円電鉄会社の寄附金は六千五百四十三円で、これは新規に寄附するのである。」と財源について説明したが、なお論議は尽きずして、石黒磐、伊東繁丸両議員より交々発言あつたのち、藤田鉞太郎議員より原案即決を唱えたが、なお伊東議員は執権にも発言をつづけ土木課長より一々答えた。ようやく終るをまつて阪本市長は再び原案即決することを希望した。

当時は市政一般質問は今日のごとく発言人員を少なくし質疑応答の効率をたかめるように申合することがなかつたらしく、発言はなお続出し青山鉞四郎、安藤一之助、伊東、石黒、渡辺、龍夫等交々質問や反対論が強く主張されたので、土木課長、神谷(吉五郎)庶務課長、市長の順でそれぞれ応酬して了解を求めている。かかる論議多時におよんで、最後に起つた竹内兼吉議員より既決計画に順応する追加的事業であるとして即決論を述べたのち、採決を起立にもとめたところ原案説に賛成したるもの多数にして無修正通過成立し、否決派は敗北している。

第三項 堀内町線道路の改修

堀内町線道路は泥江町一丁目十五番地の二より北へ那古野町二丁目四十番地の一に至る区間三百四十四間一分を八間半幅に改修した、目的は名古屋停車場拡張に伴い貨物集散量が著しく増加し、菊井町および枇杷島方面への車馬往來の便益をはからんためにあつた。大正四年五月二十一日付、施行申請(発土第一〇号、翌六月一日付、知事の許可指令(土発第三八三八号))を受けたが、これに同年十月三十一日までに竣工すべしという但書が付いていた。然るに用地買収、土地交換等について暗礁に乗りあげ、交渉成立までに屢々難渋をきわめる苦勞をしている。だが結局は土地取用法適用の申請(一件)をみるなどで、工事は一時全く停頓のやむなきに至つたのである。

従つて屢々竣工延期の申請をなし、全く出来あがつたのは実に大正八年三月三十一日となつてゐる。かくして実行予算において土地買収費七万六千七百七十五錢、地上物件移転補償二万二千五百五十七円二十六錢六厘、工事費四千七百三十円、雜費二百円、合計十萬三千六百四十四円四十一錢六厘を示している。この間に阪本市長は退き(大正六年一月二十三日)また神谷(章男)助役は任期満了退職となつたが、市会は後任市長選挙難に陥ちたので、愛知県より市長職務管掌(山本武五郎)を派遣せられ、ようやく大正六年七月二日に至つて前福井県知事の佐藤孝三郎を市長に迎えたのである。

第四項 山口町線道路の改修

東片端線の終点、東区平田町一番地先より北へ山口町二十四番地の一地先に達する区間、延長二百六十八間八分を幅員八間半に拡張し、既成長堀町線(大曾根線の一部)と接続せしめたものである。これは東北部方面の開発を促さんがために施行したものに外ならぬが、その工程等については皆

目知ることが出来ないが、大正四年九月十五日沿道平田町・東横木町・東主税町・東白壁町・前ノ町・相生町(三丁目)・赤塚町(一丁目)の七箇町の各一部を敷地とする土地収用公告をなしている。竣工は大正六年十二月二十二日と想像される。

実行予算によれば用地買収費三万二千八百十八円八十五銭、地上物件移転補償費一万二千九百二十円十二銭、工事費二千七百五十円、雑費百円、計四万八千五百八十九円二十七銭を投じている。これよりさき該道路改修計画の当初沿道関係地主および住民は改修を非常に熱望し、しばしば当局に請願し、この目的貫達をはかるため、東北部道路期成同盟会を組織すると、大正四年三月一日に総代梅村吉次郎始め十名連署のもとに山口町線改修に対し、一万二百六十円七十五銭寄附する旨の申出があつた。また市当局は財源調達に苦慮したらしく、寄附金および用地寄附勧誘に當つた結果、ようやくその目的の一部を達することが出来たのである。

名古屋電気鉄道株式会社の六千五百四十三円を筆頭として、十三名から一万四百円三十五銭の寄附を求め得たので、これをすなわち財源に充当したのみならず、用地寄附者のうち土地代をそのまま寄附金に振替たる者十五名、その坪数は判然しがたいが見積二万六千六十一円九十二銭を示している。地上物件移転補償関係者三十八名、用地買収(宅地)坪当単価およそ左のとおりであつた。

平田町地内：二十円・東横木町地内：二十円と二十五円と三十円・東主税町地内：二十五円・

東白壁町地内：二十円と二十五円・山口町地内：二十円・前ノ町地内：二十円と二十五円・赤

塚町地内：二十円と二十五円。

第四節 南外堀線始め七路線改修費 の総予算並に決算

以上三節にわたつて敘述せる南外堀線はじめ七路線の新設改修を再びかえりみると、最初の工事に着手以來、年を閲すること八年余にしてようやく全路線の延長三千七百十六間六の完遂をみている。何れをとりあげて見るも、市会に不当決議と認むるものはないが、その工事施行に当り終始苦勞が伴つたものと考えられる。しかし一々尋ねる余裕もないので、全路線改修費に關する各年度の歳入歳出決算をみれば、総経費六十六万一千四十四円五錢二厘となつてゐる。すなわちこの経費をもつて南外堀線はじめ追加による道路事業の完成を期したわけである。財源のうち宮内省の交付金および指定寄附金三十七万一千五百十円三十九錢となり、總体の五割五分以上を占めているから、その残余を市費の支弁に求めたわけである。

元來道路事業は直接または間接の生産事業といわれ、道路の整備によつて市民は永く有形無形の利益を享受し、その負担力をも増進するので、いずれの計画実施にも關係地主等の寄附が伴つてゐるようである。そしてこゝに記述せる新設改修費の決算においては、寄附金は市費を遙かに超え重要な地位を占めることに氣がつくのである。

そして寄附金のうち筆頭たる名古屋電鉄の二十二万五千円を除けば、一般寄附金であつて、中には單純なる指定寄附金もあるうが、その多くは諸種の条件が伴う、たとえば土地寄附の場合將來もし廃道となつた場合は無償交付というもの、あるいは買取価額指定どおりならば寄附金を差出す

とか、その一々を掲げると煩瑣にたえない位である。なお異例であろうが、うるわしき寄附行為も後にこれを取消し、あるいは寄附出願者がその事なくして所有土地を売却したる結果、買主たる新所有者は寄附すべき負担付条件あることを全然関知しないとして納付を拒絶するものもある。それらはすでに市会に受納を議決後は公法上の収入として、ただその儘に棄て置けず整理にあたり當時の市当局は相当頭を悩ましたようである。

さて前記の道路新設改修費歳入歳出決算額を各年度別に掲ぐれば左のとおりである。

各年度道路改修費歳入歳出決算

明治四十四年度歳入歳出予算

科		目		予	決	比
款	項	目	目	算	算	較
額	額	額	額	額	額	△印減
		歳	出			
	一、寄附金	計		二〇八、五二〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	△一九八、五一〇、〇〇
		一、土木寄附金		二〇八、五二〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	△一九八、五一〇、〇〇
				二〇八、五二〇、〇〇 _円	一〇、〇〇〇、〇〇 _円	△一九八、五一〇、〇〇 _円

		大正元年度歳入歳出予算			
		歳入			
科	款	項目	予	決	比較 △印減
			算	算	
合		計	二〇八、五一〇、〇〇	三三二、四七	△二〇八、一八七、〇〇
一、土木費	一、土地買上費	二〇八、五一〇、〇〇	三三二、四七	△二〇八、一八七、〇〇	
		二、雑費	三、〇〇〇、〇〇	△二〇五、五一〇、〇〇	
二、受入金	一、市税より繰入	二七、九〇〇、〇〇	二七、九〇〇、〇〇	△二、六七七、五三	
		二七、九〇〇、〇〇	二七、九〇〇、〇〇	△二、六七七、五三	
三、寄附金	一、土木寄附金	一四四、八〇〇、〇〇	五五、七九六、〇〇	△八九、〇〇三、〇二	
		一四四、八〇〇、〇〇	五五、七九六、〇〇	△八九、〇〇三、〇二	
四、繰越金	一、前年度繰越金	九、六七七、五三	九、六七七、五三	△	
		九、六七七、五三	九、六七七、五三	△	
合	計	三六一、一八一、〇七	一七二、一七八、〇五	△八九、〇〇三、〇二	

歳出

科	目	予算額	決算額	比較
一、土木費	一、道路改修費	二六六、一六三、一九 _円	一三六、八四〇、六六 _円	△ 一二四、三二二、五三
		二六六、一六三、一九	一三六、八四〇、六六	△ 一二四、三二二、五三
合	計	二六六、一六三、一九	一三六、八四〇、六六	△ 一二四、三二二、五三

大正二年度歳入歳出予算
歳入

科	目	予算額	決算額	比較
一、寄附金	一、道路改修指定寄附金	七三、二〇〇、〇〇 _円	一〇五、〇七五、二二 _円	△ 三三、八七五、二二
		二七、九八七、〇〇	二七、九八七、〇〇	△ 三三、八七五、二二
		二七、九八七、〇〇	二七、九八七、〇〇	△ 三三、八七五、二二
		二七、九八七、〇〇	二七、九八七、〇〇	△ 三三、八七五、二二
二、繰入金	一、市税より繰入	九四、四五七、〇〇	九、八二八、〇〇	△ 八四、六二九、〇〇
		九四、四五七、〇〇	九、八二八、〇〇	△ 八四、六二九、〇〇
三、財産売払代	一、土地売払代	一七、八八	三五、三三七、三九	△ 一七、八八
		一七、八八	三五、三三七、三九	△ 一七、八八
四、繰越金	一、前年度繰越金	一七、八八	三五、三三七、三九	△ 一七、八八
		一七、八八	三五、三三七、三九	△ 一七、八八
合	計	一九四、六六一、八八	一七八、二二七、六一	△ 一六、四三四、二七

歳出

大正三年度歳入歳出予算

科		項目	予算額	決算額	比較	印減
一、土木費	歳出	一、道路改修費	三二八、七五四、六一	一七六、八六一、〇六	△	一四一、八九三、五五
		二、市税より繰入	七六、五八五、三五〇	七六、五八五、三五〇		
一、繰入金	歳入	一、土地売却代	一三五、〇五三、四六〇	一三二、一八八、二九五	△	二、八六五、一六五
		二、指定寄附金	六五、七六四、五一〇	三〇、七四四、一二〇	△	三五、〇二〇、三九〇
二、財産売却代	歳入	一、前年度繰越金	一、〇七六、五五〇	一、三六六、五五〇	△	二九〇、〇〇〇
		二、道路改修費	六五、七六四、五一〇	三〇、七四四、一二〇	△	三五、〇二〇、三九〇
合	計	計	三二八、七五四、六一	一七六、八六一、〇六	△	一四一、八九三、五五
合	計	計	二七八、四七九、八七〇	二四〇、八八四、三一五	△	三七、五九五、五五五

歳出

科 款	項目	予 算 額	決 算 額	比 較 △ 印 減
一、土 木 費	一、道路改修費	二一六、八八二、五四六 ^円	二〇四、四四七、八四一 ^円	△ 一二、四三四、七〇五
		二一六、八八二、五四六	二〇四、四四七、八四一	△ 一二、四三四、七〇五
合 計		二一六、八八二、五四六	二〇四、四四七、八四一	△ 一二、四三四、七〇五

大正四年度歳入歳出予算
歳入

科 款	項目	予 算 額	決 算 額	比 較 △ 印 減
一、財 産 売 払 代	一、土地売払代	一一、九七〇、九九〇 ^円	二、八二六、六一六 ^円	△ 一〇、一四四、三七四
		一一、九七〇、九九〇	二、八二六、六一六	△ 一〇、一四四、三七四
		一一〇、三三三、一〇〇	二六〇、八〇〇	△ 一〇二、〇五三、三〇〇
		一一〇、三三三、一〇〇	二六〇、八〇〇	△ 一〇二、〇五三、三〇〇
二、寄 附 金	一、道路改修費 指定寄附金	六一、五九七、三三四	三六、四三六、四七四	△ 二五、一六〇、八五〇
		六一、五九七、三三四	三六、四三六、四七四	△ 二五、一六〇、八五〇
三、繰 越 金	一、前年度繰越金	三八五、四九〇	三八五、四九〇	△ 三八五、四九〇
		三八五、四九〇	三八五、四九〇	△ 三八五、四九〇
四、雑 収 入	一、雑 入	三九五、四九〇	三九五、四九〇	△ 三九五、四九〇
合 計		一七七、二六六、九〇四	三九、五二三、八九〇	△ 一三七、七四三、〇一四

歳出

科	目	予算額	決算額	比較
土木費	一、道路改修費	一八九、七〇一、六〇九	一三三、五五〇、四〇〇 ^円	一七六、一五一、二〇九 ^円
		一八九、七〇一、六〇九	一三三、五五〇、四〇〇	一七六、一五一、二〇九
合	計	一八九、七〇一、六〇九	一三三、五五〇、四〇〇	一七六、一五一、二〇九

大正五年度歳入歳出予算

科	目	予算額	決算額	比較
財産売払代	一、土地売払代	一三、〇〇九、五三九 ^円	一三、〇〇九、五三九 ^円	一三、〇〇九、五三九 ^円
		一三、〇〇九、五三九	一三、〇〇九、五三九	一三、〇〇九、五三九
		一三六、七八三、六九〇	一三六、七八三、六九〇	一三六、七八三、六九〇
		一三六、七八三、六九〇	一三六、七八三、六九〇	一三六、七八三、六九〇
寄附金	一、指定寄附金	二五、七〇八、九四〇	二五、九七三、四九〇	二六四、五五〇
		二五、七〇八、九四〇	二五、九七三、四九〇	二六四、五五〇
繰入金	一、道路改修費	三八五、四九〇	三八五、四九〇	三八五、四九〇
		三八五、四九〇	三八五、四九〇	三八五、四九〇
雑収入	一、諸雑入	一七五、八八六、五五九	七九、九五五、七二〇	九五、九三〇、九三九
		一七五、八八六、五五九	七九、九五五、七二〇	九五、九三〇、九三九
合	計	一七五、八八六、五五九	七九、九五五、七二〇	九五、九三〇、九三九

歳出

科	目	予算額	決算額	比較	印減
一、土木費	一、道路改修費	一七五、八八六、六五九	六四、四三九、六八一	△	一一一、四四六、九七八
		一七五、八八六、六五九	六四、四三九、六八一	△	一一一、四四六、九七八
合	計	一七五、八八六、六五九	六四、四三九、六八一	△	一一一、四四六、九七八

大正六年度歳入歳出予算
入

科	目	予算額	決算額	比較	印減
一、財産売払代	一、土地売払代	一三、〇〇九、五三九	九、二五三、二七〇	△	三、七五六、二六九
		一三、〇〇九、五三九	九、二五三、二七〇	△	三、七五六、二六九
		五六、二一五、〇一三	三六、八三二、〇八〇	△	一九、三八三、九三三
		五六、二一五、〇一三	三六、八三二、〇八〇	△	一九、三八三、九三三
二、寄附金	一、指定寄附金	一五、五一五、八八九	一五、五一六、〇三九	△	一九、三八二、九三三
		一五、五一五、八八九	一五、五一六、〇三九	△	一九、三八二、九三三
三、繰越金	一、前年度繰越金	一一〇、九四〇	一一〇、九四〇	△	一一〇、九四〇
		一一〇、九四〇	一一〇、九四〇	△	一一〇、九四〇
四、雑収入	一、諸雑収入	一一〇、九四〇	一一〇、九四〇	△	一一〇、九四〇
		一一〇、九四〇	一一〇、九四〇	△	一一〇、九四〇
合	計	八四、八六一、三八一	六一、六〇一、三八九	△	二三、二五九、九九二

歳出

科		項目	予算額	決算額	比較	印減
科	款	一、土木費	予算額	決算額	比較	印減
		一、道路改修費	八四、八六一、三八一	五二、四一七、〇五〇 ^円	△	三三、四四四、三三一
合	計		八四、八六一、三八一	五二、四一七、〇五〇	△	三三、四四四、三三一
大正七年度歳入歳出予算						
歳入						
科	款	項目	予算額	決算額	比較	印減
		一、財産売却代	三、七五六、二六九	三、七五四、〇二〇 ^円	△	二、二四九
		二、寄附金	三、七五六、二六九	三、七五四、〇二〇	△	二、二四九
		三、繰越金	一九、三八三、九三三	一六、四〇〇	△	一九、三六六、五三三
		一、道路改修費	一九、三八三、九三三	一六、四〇〇	△	一九、三六六、五三三
		二、指定寄附金	一九、三八三、九三三	一六、四〇〇	△	一九、三六六、五三三
		一、前年度繰越金	九、一八四、一八九	九、一八四、一八九		
		四、雑収入	九、一八四、一八九	九、一八四、一八九		
		一、諸雑入	一二〇、九四〇	六八、〇四〇	△	五二、九〇〇
		一、諸雑入	一二〇、九四〇	六八、〇四〇	△	五二、九〇〇
合	計		三三、四四四、三三一	一三、〇二二、七九九	△	一九、四二一、五三二

歳 出

科 款	項 目	予 算 額	決 算 額	比 較	△ 印 減
一、土 木 費	一、道路改修費	三三、四四四、三三一 ^円	一一、一六三、八九〇 ^円	△	二〇、二八〇、四四一
		三三、四四四、三三一	一一、一六三、八九〇	△	二〇、二八〇、四四一
合	計	三三、四四四、三三一	一一、一六三、八九〇	△	二〇、二八〇、四四一

第五節 堀川筋の道路改修および橋梁架設

横三ツ蔵線の改修

大正元年度一般会計歳入歳出議決予算中、臨時費土木費道路改修費に計上された横三ツ蔵町線道路改修は、大正元年十二月二十日付施行申請（土第三九三号）、同二年五月十七日付、愛知県知事の許可指令（土第二四三三号）あつたのち、六月一日着工、同年九月末日出来あがつた。この改修は一般交通に便するため実施したことはいうまでもないが、もと納屋町内屋敷町組合道路の横三ツ蔵筋は堀川端において行止となり、西へ江川筋に至らんとするものは、上流の納屋橋または下流の洲崎橋を迂回しなければならぬ不便があつた。加うるに名古屋停車場へ直通する貨物の集散量が頗る激増してきたので、かねて沿道関係住民の熱心な改修要望があつた。また市当局においてもその必要を認めていたので、該区間百二間九分を四間幅に拡築したのである。工事費九百六十円四十六銭

四厘を示しているが、右と同時に江川（用水路）および堀川の架橋工事も行っている。

江川の内屋敷橋架設

内屋敷橋は木造人道橋にして径間三間二分、敷板渡り長さ二十一尺四寸、幅員は高欄の心に四間とし、橋台松丸太を梯子土台等据付、荒砂利をもつて充分搗固め、高七尺、全部間知石をもつてし、裏込は皆悉安田土配合石灰練をもつて築造、橋体は全部松材を使用し、九連の桁を投渡し、高欄は普通木造高欄とし、工事費（請負額）は道路工事をふくみ一千七百八十円を示している。

堀川の天王崎橋架設

天王崎橋架設工事は別途請負入札に附して着工、大正二年十一月二十三日竣工後、間もなく開通した。径間八十二尺五寸、幅員高欄心に三間、敷板渡り長さ八十四尺、同敷幅二十尺五寸、主要材料は全部I形鉄を以てし、副桁およびその上部は松材、橋脚は鋳鉄製円管三本建二連とし、高欄は普通木造高欄とした。工事費（請負額）八千九百八十円となつている。

なお架橋工事と同時に新設道路と旧道路と横断接続する個所は、本道路縦勾配に応じ左右へ三十分の一に盛立、両側々溝石垣は、これに準じて改築したのである。次に特筆すべきは所要道路敷地の一部を慣例にならつて関係地主の寄附に求めているが、寄附金は主として橋梁架設費に充当せるもので、寄附は東海倉庫株式会社（所在天王崎町四番地・社長森本善七）の一千九百円を筆頭として総数二十四名の総額四千七百八十一円九十一銭を示しているうち、東海倉庫と三井物産株式会社を除く二十二名はいずれも個人にして最低十円の寄附もあつたのである。用地（宅地）買収額坪当単価……納屋町地内五十円乃至六十円、内屋敷町地内十八円（寄附金を差引いた單価）となつている。

第六節 西二葉町道路の改修

隣接西春日井郡杉村における城東耕地整理施行に伴い名古屋に通ずる道路が出来あがつたので、これに連絡する道路の必要を感じるようになった。またその附近に愛知県蚕業取締所第一支所があつたけれども、同所に往来するに便なる公道がなかつたので、本市において改修することになり、大正五年度一般会計歳出議決予算臨時土木費によつて東区上堅杉ノ町一丁目地先より前記市郡境界に至る道路を改修されたのである。この施工区間四十七間五分、幅員三間五分、大正五年六月二十日(土第三三三号)付施行申請した。これに対し七月二十七日付をもつて愛知県より許可指令(土第八〇一四号)あり、ただちに着工した。

しかるにたまたま沿道地主より東側土留堰二十二間を石垣積に変更したい、この工事費を寄附する旨の請願を受けたので、既定工事費三百二十五円七十銭四厘に、寄附金百十八円七十銭を追加(大正五年十月十日市参事会第四号議決)して設計一部変更の上、施行したが、十一月五日に出来あがつた、この道路を西二葉町道路と称することとなつた。

第七節 局部的道路の新設改修

裏門前町道路の新設

本市における道路發達の變遷は数章にわたつて記述してきたところによつて、その大体を知るに足ると思ふが、市勢の發展向上につれて次から次へと施行された。換言すれば道路計画は都市

の将来を考察せる一貫した連絡ある計画とは言い得なかつたが、なお局部的に施工された道路新設改修をとりあげてみると、およそ左のごとくである。

中区裏門前町は昔から盛場の一部であるが、同町万松寺際より同町縦ノ木横町に通ずる明治中期時代の道路は、極めて狭隘な私設道路であつた。これを里道として新設の必要を認め、所要予算九百四十五円二十銭を、明治三十五年度一般会計歳入出予算に追加提案(明治三十五年度第八十二号案)した。三十六年三月十八日の市会は原案を議了したので、五月六日付施行申請(土第三七号)、同月二十七日付許可指令(第一九五号)をうけ、七月頃竣成している。この区間百八間四分五厘、幅員平均僅かに一間五分九厘という狭いものであるが、関係地主二十二名から用地百七十一坪二合七勺の寄附を求めている。

新出来町道路歩拡および改修

明治四十四年度一般会計歳入出議決予算中、歳出臨時土木費の支弁によりて歩拡と改修された東区新出来町道路を通称「才道」といつた。その附近の陸軍埋葬地および名古屋兵器支廠や郊外守山聯隊との連絡上や、遙か東部瀬戸街道との連絡をはかるため実施をみたものである。施工区間は新出来町五丁目先より西春日井郡六郷村の郡市境界まで延長本線二百十一間、幅員三間、支線九間二分、幅員五間(但し側幅一尺は排水溝敷地)、面積六百七十九坪にして工費五百七十二円八十二銭四厘を投じている。明治四十五年二月二十三日付施行申請(土第四五号)、翌三月十五日許可指令(土第九五三号)、同年五月十五日をもつて竣工を告げたのである。

千早・老松町道路の新設

中区老松町八丁目より千早町を経て官設鉄道中央線土居下に至る延長九十四間は、千早・老松兩

町組合道路であつたのを、明治四十四年度一般会計歳出議決予算中臨時土木費のうち六百三十三円を投じて該区間を三間幅に新設したものである。明治四十四年十月三日付施行申請(土第二〇六号)、同月二十六日付愛知県知事の許可指令(土第三三一九号)あり、翌十一月十八日着工、一箇月余にして竣工して、東陽町・鶴舞公園老松町間の連絡道路となつた。その敷地全部を寄附にもとめ、地上物件移転補償を支弁したのである。この沿道に昔の俵をしのぶ溜池二箇所あつたが、これを該道路新設によつて埋立られたのであつた。

押切町線道路の新設

隣接西春日井郡金城村地内に設置された愛知県立女子師範学校は、明治四十五年五月二十日開校式を挙行したが、同校舎設立と同時に市部より同校正門前に至る道路新設の必要を認め、市当局は金城村・西春日井郡両当局と協議をかさねた結果、本市において施行することになり、所要予算を明治四十四年度一般会計歳出追加予算に計上した。

施工区間はすなわち西区押切町五丁目角より女子師範校門前まで、延長七十八間、幅員三間(但兩側各幅一尺、排水溝敷地)にして、明治四十五年一月十八日付、計画書を添付して施行申請(土第八号)したるに、うやく五月十三日付、知事の許可指令(土第二九三号)に接した。しかし学校の開校式が切迫していたので、工程を急がんとしたが、用地寄附申出者のうち押切町五丁目二十八番地において田七坪七合三勺(実測)の所有主は提出済の寄附申込を反古にして買収を申出で、坪当り四十円を主張した。市当局はこれに対し十七円をもつて買収すべく折衝を幾度となく繰返したが頑として応じなかつた。余儀なく市当局は土地収用法適用の申請手続をとつた結果、同年(大正元年)十二月二十七日にいたり、

申請額より四円減じて坪十三円という裁決通牒に接した。

なお実施設計において架換を要する石橋は幅四間五分として、その儘利用することになり、設計変更の許可申請を要するなど、工事準備緩漫にして大正二年一月十八日着工。翌二月二十八日竣工をみたのである。これに投じた請負工事額四百八十円(設計変更により後に四百十三円に更正)に過ぎないが、敷地買収額四万六千一百六十三錢一厘、関係地主十九名、地上物件移転補償額九百七十四円二十錢五厘、関係者十七名にして、用地買収坪平均十七円五十錢であつたというが、当時民間に売買された附近の耕地は坪五円(登記値)であつたから、前記の買収価額は寄附金に一部振替えられた関係があつたかも知れぬ。

短区間の改修施行道路

以下短区間の改修施行道路を、とりまとめて表示すればおおよそ左のとおりである。

事業名	施行区域	幅員	延長	施行申請年月日	許可指令年月日	摘要
外田町、江川町	(一) 自江川通至上浅間町 (二) 自江川町至北野町	二間一尺 二間一尺				明治三十三年七月四日 工。事。請。負。額。二。四。二。四。五。〇。錢
高岳町、富士塚町	自高岳町二丁目至富士塚町	三間	五十七間	明治三十五年三月十四日	明治三十五年四月四日 第八四号	明治三十五年四月十六日 工。事。請。負。額。一。〇。七。坪。三。六。錢。寄。附。金。二。七。〇。四。五。〇。錢
矢場町	矢場町地内歩詰め					明治三十六年施行
前津小林	前津小林地内					明治三十七年施行

東陽館前通	前津小林地内東陽館前通				明治三十九年施行
島崎町	島崎町地内				明治四十年施行。敷地寄附二十三名
那古野町外二ヶ町	那古野、上笹島、島崎各町地内名古屋電鉄本社を起点として四線	二間半乃至三間			元組合道路。明治四十二年三月十日請負工事。同四十二年七月竣工
門前町	自門前町至裏門前町博物館横	二間	八十一間七分		明治四十二年七月二十四日竣工
台所町筋江川町	自江川町五丁目至台所町三丁目南端	三間	二十五間		明治四十四年二月十二日竣工。敷地寄附十一坪四角五分。寄附金三〇〇円
袋町	袋町地内歩詰め				明治四十四年施行
東瓦町	自流町通至新設小川小学校北裏	一間二分			
熱田須賀町	熱田須賀町、同神戸町組合道路改修				大正二年十一月着工。同二年十月竣工。市会の建議による。
板屋町	板屋町地内	一間五分	四間七分		大正六年十二月三十日竣工
熱田沢上	熱田沢上地内及附近				大正六年度所屬

人口の分布と
周辺部の風景

汽車や電車開通前の名古屋は落着いた単調なリズムの歩行者の足音ばかりの静けさであった。栄町や広小路の散歩をおどろかす自動車の速力もなかったし、警笛やベルやらモーターの騒音がやかましく空気を充たすこともなかった。ラッシュと、やかましさを知らなかった。こんな昔話の静けさであった、わづかの期間の例外はあつたにせよ、つねに左様だったのである。

里道が追々ひらかれ、また第一期都市計画街路網が実現し、関東大震災復興事業の遂行により大正十三年から大正十五年にかけて、いわゆる復興景気が現れ、名古屋市も膨脹し市内の戸数十六万三千八百四十戸・人口七十七万三千三十人（大正十四年末現在）を示した。道路のあるところ乗用自動車や貨物自動車が走る。そして人は行き交い物は動き、人々の生活は豊かとなる。……こう考えて来ればめざましい発展振りで、小売商店街が周辺方面にも形成されて行つたのは、漸次市街地化が拡がって行くことを物語るものであつた。人口の分布状況をその当時の記録にみると旧市部に稠密で新市部は稀薄である。その変遷は旧市部に境した内外が主として急激に発展し、かつその放射線に沿うて、旧市部より新市部へと次第に伸展した。概していまは旧市部は一帯一弛で特筆すべきもなく、新市部においてその著しい事実を見るのである。東部は千種から田代へ、北部は杉村から大曾根への二線がめだつて伸び、西部は則武から栄生へ、さらに日比津の線がめだつて伸び、また米野から西日置橋の曲線が著しい発展を遂げている。東南部は御器所から広路への線が著しく伸び、南部は瑞穂が特に著しく発展し、また豊田から呼統への線が伸び、八熊、西古渡、野立の一線が目覚しく発展している。

今仮に大正十年の隣接十六箇町村併合を一区劃として旧市部・新市部別の人口増加の趨勢を見ると、大正十年より同十五年（昭和元年）に至る五箇年間の人口増加は十九万三千九百六十八人であるが、そのうち旧市部は三万七千四百六十三人で一割九分の増加、新市部は十五万六千五百五十五人で八割一分の増加を示している。いかに新市部の発展が旺盛かつ急激であるかが察知せられる。モウその頃旧市部は増加の余地が乏しいのに比し、新市部には田五千九百十六町歩、畑二千二百三十三町歩、山林七百三十一町歩、原野百七十一町歩、池沼百三十二町歩、雑種地七十六町歩を有するという程で、春夏には色とりどりの野花が可憐な姿を競い、秋冬にはよもぎや桔梗花がぼうぼうと生い繁つて、行く雲を招きその昔の農村の面影を彷彿させていた。だがいうまでもなからうが、なお約百万の人口を抱擁しうるといふ余裕綽々たる大面積を有していたのである。

第三篇 運河開鑿および埋立

第一章 精進川(新堀川)の開鑿事業

第一節 精進川開鑿事業実施の決定

第一項 懸案の挫折から具体化へ

悪水路の旧精進川の沿革

精進川といえは今の新堀川のこと、この開鑿工事が完成して通水式を挙行したのは、去る明治四十三年二月二十二日である。堀川が名古屋の西部開発の先驅をなしたのと等しく精進川は名古屋の東部開発上欠くべからざる施設となつた。実にこの開鑿事業に投じた経費九十八万九千余円(決算額)にして、当時の名古屋市としては無類の大事業であつた事を充分に推察するに足るものがある。運河計画については古い沿革と幾多の迂余曲折を経ているだけに本事業を達成せしめたる先人の努力は長く市民に記憶さるべきであらう。

藩政以前のことは、しばらくさしおき天明年間(一七八一年—一七八八年)既に旧精進川開鑿の議がしばしば当路の間に上つたことがあり、文政十一年(一八二七年)に至つて、またその必要を認め企図するところあつた。次いで明治維新後、四五年の交、城北里許の地点から庄内川を分岐し、これを前津小林以南に導き、狭隘醜惡な精進川沿岸一帯の悪水排除と舟便とを図らんとする雄大な計画を唱導せられたこともあつたが、その機運熟せず机上の企図のみで消滅した。何故しばしば開鑿企図せられたかといえ、名古屋の東部村落を貫流する悪水路の旧精進川は河身蜿蜒多く、幅員もまた定ま

らず、一朝豪雨来れば、たちまち濁水氾濫するのみならず、つねに悪水渋滞し、害毒甚だしきものがあったからである。

従つて開鑿問題は全く立ち消えてしまふことはなかつた。明治十六年に至つて、元老院議員安場保和(明治八年十二月―同十三年三月、愛知県令として在任)、関口隆吉等が名古屋を巡視せる際、刺戟をうけた。時の吉田(緑在)名古屋区長は、遙か東北部の上流から旧精進川開鑿することは早晚断行せらるべき事を信念した先覚の士だけに、この旨を国貞(廉平)愛知県令に建議した。しかし遺憾ながらこれが認容されるものではなかつた。

市民有志の興東会の活動　その後明治十八年に本市東南部の住民有志相謀り興東会なるものを組織して、精進川開鑿の必要を唱え、実測までなし、苦心努力を試みたけれども輿論を喚起するまでに至らず、むしろ諸種の苦情のため妨げられたので、遺憾ながら中途にして挫折のやむなきに陥つた。従つて県政を動かす程、力の強いものでなかつたことはいふまでもない。さりながら流路屈曲甚だしくするために流速を緩ならしめ、沿岸住民が汚水停滞に困ることは依然として変ることなく、一朝豪雨に際しては忽ち雨水氾濫、濁流横溢して田圃を浸し、また道路および橋梁を壊ち、時に降雨続けば時ならぬ一大湖状を呈し、毎年その惨害を被ること一再に止どまらず、なんとしても精進川開鑿は前津小林以南住民の念願であつたことには変りはなかつた。

市会 は 諮 問 案 を 同 意

しかるところ明治三十七年に入り、たまたま政府は愛知郡熱田町に東京砲兵工廠熱田兵器製造所設置の計画をたてた。この敷地理立土量約九万坪を要するので、もし開鑿計画を放任すれば精

進川による本市東部半面の下水排除を妨げ、かつ将来の改修をして、いよいよ至難ならしむること必定であろう。かかるうちに熱田兵器製造所設置が確定したので、この際むしる製造所建設工事に伴い、精進川開鑿を断行し、掘鑿の土砂を砲兵工廠に売却すれば相互の利便となる。すなわち多年の宿題に曙光をみるに至つた。時の青山(勇)市長はこの好機に精進川を白山町に至るまで、幅員を二十間に改修し、これによりて悪水排除をかね舟楫の便を図らんとする決意をかため、明治三十八年一月十七日左記の諮問案を市会に提出することとなつた。

明治三十七年度
諮問第七号 精進川改修の件(明治三十八年一月二十四日同意)

本市東半面に属する下水排泄の改善は多年之が適當の方法を考慮しつつあり。しかるに這般熱田町に新設せらるべき兵器製造所は其面積約九万坪にして之に六尺の地上げを爲すの設計なり。此工事にして竣成を告ぐるに至らば、下水放流に一層の困難を醸すべきは当然の事なりと予想せらるるが故に、此際精進川を本市白山町に至るまで幅員二十間河身に開鑿し、一は以て悪水疏通の道を講じ、一は以て運輸の便を企図せんとす。

右市会の意見を諮ふ。

同月二十日の市会において上程し、左のとおり十五名の調査委員に附託した。

調査委員 (十五名) ◎印委員長)

◎山田才吉	安東敏之	小林倫祥	山本九八郎	天野景治
堀部勝四郎	服部小十郎	森本善蔵	祖父江道雄	犬喜多寅之助
野村朗	小塩美之	安藤一之助	鈴木惣兵衛	真野愛三郎

委員会の終結をまつて同月二十四日の市会において山田委員長の報告どおり希望を附して原案に同意したのである。

答 申 書 (名古屋市長 青山 朗 宛)

一本諮問の趣旨は大体に於て施設の必要ありと認む。

二河身の幅員、護岸工事其他を比較し水路の如きは財源に参酌し相当の調査設計を立てられたし。

三利害関係地域の町村に対し相当の費用分担を求むる方法を執られたし。

四東京砲兵工廠熱田兵器製造所設置のため、下水排泄に関し多大なる被害の虞あるに依り、其筋へ相当の補助請求の方法を執られたし。

右答申候也。

名古屋市会議長 上 遠野 富之助

かくして進歩的な精進川開鑿計画はいよいよ具体化の段階に入つた。以て当時の名古屋一般の趨勢が想察せらるるのである。おそらく青山市長の胸中には「断じて開鑿をやろう」という決意が脈々として流れたであらう。

第二項 愈々開鑿事業案の決定

市会は五議案とも修正可決

市会全員一致の同意に新たなる勇気づけられた、青山市長は矢継早やに間もなく明治三十八年二月一日に精進川測量費二百六十九円、予備費三十五円七十四銭を計上せる明治三十七年度一般

會計歳入歳出追加予算(明治三十七年度)を市会に提出した。市会は異議なく原案を即決したので、市長は山崎(礼三)土木課長を督励して実測調査を急がしめ、成案を了すると、同年四月二十一日、改修実施予算ならびに関係議案を提出して速決を希望した。その快速的であつたのは、市長が既に目論んでいたからであるが、議事は全議員の原案賛成という円満進行するものとは思われなかつた。議員の一部においても原案通過を危ぶんだのであつた。

明治三十八年度 精進川改修費継続年期及支出
第六号

方法の件………(明治三十八年六月二十六日修正可決)

一、金 四十五万三千二百八十一円三十九銭
四 十 万 七 十 一 円 六 銭

精進川改修費

内 訳

金 三十万九千五百十三円五十五銭
二十七万六千七百八十三円六十一銭

明治三十八年度支出額

金 十四万三千七百六十七円八十四銭
十二万三千三百八十七円四十五銭

明治三十九年度支出額

明治三十八年度 第七号 明治三十八年度名古屋市歳入

歳出予算追加………(明治三十八年六月二十六日修正可決)

歳 入

一、金 三十一万三千五百十三円五十五銭
二十八万七百八十三円六十一銭

歳入予算高追加(財産収入、雑収入、借入金)

歳出

一、金 一万二千四百七十七円八錢

歳出經常費予算高追加(役所費、需用費)

二、金 三十万三千二百六十六円四十七錢

歳出臨時費予算高追加(役所費、精進川改修費、借入金利子)

歳入出差引過不足なし

明治三十八年度 借入金 の件 …………… (明治三十八年六月二十六日修正可決)

一、金 四万五千三百三十八円五十六錢

精進川改修費第一年度支出額に充当

右本年度中必要に応じて借入を為し明治三十九年度乃至明治四十年年度市税を以て償還す、而して利子は借入を為すべき時の率による。

明治三十八年度 基本財産現金支出の件 (明治三十八年六月二十六日修正可決)

本市基本財産現金の内金 八千七百七十四円九十九錢 四千三百八十九円八十錢 を精進川改修費に充用し其必要に際して之を支出す。

以上のほか精進川改修委員設置規程の件 (明治三十八年度) …… (六月二十六日修正可決)があつた。同月二十四日の市会において右を一括議題に供し、委員附託とした。

調査委員 (十五名 委員長不詳)

加藤重三郎 鈴木惣兵衛 安藤一之助 沢田吉兵衛 大喜多寅之助

山本九八郎 安東敏之 蜂須賀光次郎 山田才吉 祖父江道雄

伊藤由太郎 藍川清成 平子徳右衛門 加藤勘太郎 真野愛三郎

委員一同は東京その他へ出張したのち、慎重審議をかさねた結果、設計において幹線を東陽町筋より南へ四十間を堀留とし、支線は堀留より東へ向い延長二百四十間、幅員六間、水深六尺の水路を掘鑿し、前津小林字野田地内の屈曲川身に達するところを、その終点とすることに修正、その他各件を前記のごとくそれぞれ修正することに終結をみたので、六月二十六日の市会は委員会報告どおり修正可決確定したが、予算は意外にも増額修正となり、ここにおいて精進川(新堀川)改修大事業は実行の第一歩を踏み出すことになり、積極的市会の空気を反映したのである。

修正議決に参事会の抗議

市会は無異裡に議了したが、間もなく同月二十八日に至つて先議権を有する市参事会の安藤清次郎より青山市長に対し不満の意を表して左記のごとく再議に附する取廻し方を要求している。

明治三十八年度第六号、第七号議案に対し市会は其権限を越えたる不法の決議なれば、本市参事会員は同意を表する能はざるのみならず、再議に附せられむことを望む。

【理由】当名古屋市会の決議は市制の明文に拠らず其権限を越えたり、市会は市参事会の提案に対し、可否若くば修正することを得べく、別に立案又は変更をなすを得ず。若し如斯場合あらば別に建議案として市会の決議を以て市参事会へ提出すべし。然るに本件は此法に拠らず市会自ら立案し、変更の決議をなし原案を更えたるに於てをや。

又委員会、市会に於て土地に關係を有するもの加わり居りたるの實あり、是又不法也、之此議を提出する所以也。

市会は正当なる議事により正当な決議をもつて決定した修正だつたか。それとも市參事會のいうがごとく越權行為は絶対的であつたか、これをここに詮議だてする必要があるのみならず、その結末について確知する資料を欠くが、相互の話し合いによつて円満に結末をつげたものごとくみられる。とにかくいよいよ開鑿一步前進ときまつた市會の熱意に青山市長の喜びまた思うべきであつた。

第二節 工事施行と竣成の概要

施行許可申請の内容

市會の議決によつて、全市民の注目を集めた精進川改修事業はどのようにして施行を進むることとなつたらうか、その大要をたずねてみよう。明治三十八年七月三日に工事施行申請の手續をとつた大要左のごとし。

土甲第三八号（明治三十八年七月三日）

精進川改修工事施行之儀に付申請（愛知県知事 深野一三類）

愛知郡呼統町より名古屋市前津小林に至る。

一、精進川改修工事延長三千百六十三間四分五厘。

但平均潮位幅十二間、敷幅八間四分五厘、此工費金四十五万三千二百八十一円三十九錢

右精進川は本市東半面を始め愛知郡鍋屋上野、千種、瑞穂、御器所、熱田等の各町村より排出する雨水の輻輳する悪水路に有之候処、其幅員狭少なるのみならず、流路又蜿蜒屈曲し流速遅緩なるが故に一朝豪雨に際しては忽ち堤塘を決潰し、人家田圃に浸水し、年々歳々其損害巨額に上り困憊一方ならざるにより、本市は関係町村と協議の上、市会の決議に依り別紙計画説明書の通り市費を以て該川改修工事を施行致度候条、特別の御詮議を以て至急御認可相成度一件書類相添へ此段及申請候也。(名古屋市参事会・市長青山 朗)

工事計画説明(大要)

改修線路……改修工事は愛知郡呼続町通称圖書新田に起り熱田町字伝馬町に於て国道を横ぎり東海道鉄道鉄橋を過ぎ現川に沿つて車輛会社南屈曲点に到り同所より新規に水路を開鑿して兵器製造所脇を經本市東古渡地内に入り中央鉄道を横ぎり武平町通り及久屋町通りの私設道路の中間を北方に向ひ、前津小林町字長総に至る以上の部分は運輸の便を得んが爲め下条に述ぶる如き断面状となす設計なり、而して又同所より東に向ひ字野田地内に於て現川の屈曲点に達するまでは五百分の一の勾配を以て上幅六間深六尺の水路を開鑿し雨水の疏通を謀らんとす斯の如く現川に依らず線路を西方に偏したのは従来水害の最も甚しき東陽館附近の漏水をも排除せんが爲め最も低卑なる天然地盤を選したるものなり。

河身の勾配及水深……起点より長総に至るまで船舶を通する部分の河底は水平に開鑿す、其掘鑿深い河の中心に於て熱田灣の最干潮位以下二尺とし平均干潮位に於て四尺七寸平均潮位に於て七尺三寸三分の水深を有せしむ。

河幅及断面状……河幅は平均潮位に於て十二門最干潮位に於て八間四分五厘とす而して中央に於て最干潮位以下二尺の深さに掘鑿する部分は上幅五間、底幅三間にして干潮時の航路に充つ而して河岸の傾斜は左右共に二割法とし呼続町及熱田町地内にあつては最干潮位以上十四尺の高さに於て馬踏幅二間の堤防兼道路を築き熱田町御器所村界より以北は天然の地盤に応じ高平均二尺幅二間の道路を設け東古渡町地内、大井戸道以北は道路幅を三間とす、右堤防又は道路の裏法は一割五分とし法下に幅六尺の用悪水路を設く。

用悪水路の關係……猫ヶ洞用水は現在精進川筋前津小林町字海前に於て立切を設け前津小林町及東古渡町地内に灌漑し来りたるものにして改修線路は右灌漑区域を兩断するにより新に水路を開き掛樋を設け用水を対岸へ流送する設計となさざる可らず又前津小林町字大の田及八反田の二ヶ所に於て下前津町又は三輪町附近の雨水を排除する暗渠あり其排出口は不完全なるを以て新に水路を設け改修線路に導き放流することとす。

鉄道の關係……熱田町地内に於て東海道鐵道を横ぎる個所は現に經六十呎の鉄橋あるを以て之を利用す又東古渡地内に於て中央鐵道を横断する個所には新に三十呎桁三聯の架設を要す。

右は鐵道作業局へ申請し工事を施行せんとす。

国道の改修……熱田町字伝馬町に於て改修線路は国道を横断す該所の高度に海潮との差少なきに依り舟掛を通せんには高さ八尺以上地揚をなし橋梁を架設するを要す。

(以上)

快速的な施行許可指令

前記申請に対し間もなく許可指令があつた、これは実に快速的なものであつたので、本市は七月十一日市會議事堂控室に「精進川改修仮事務所」の看板を掲げ、同時に事務員、技術員、雇員等十七名の任命を行つた。翌八月一日に仮事務所を南武平町いノ六十四番戸に移し、本事務所として陣容を漸次整えたのである。

愛知県指令土第一三〇二号

名古屋 市

明治三十八年七月三日付土甲第三八号申請市費を以て精進川改修工事の件左の条件を附し許可す。

明治三十八年七月四日

愛知県知事 深野 一三

一、工事は明治四十年三月までに竣工すべし。

一、工事着手の節は予め日時を定めて届出づべし。

一、工事施行の順序方法等に付ては総て当庁の指揮に従ふべし。

一、工事竣工の上は其旨直に届出て検査を受くべし。

一、被免許者は工事着手に先ち実施設計図書を提出して予め当庁の許可を受くべし。

一、公共の利害に関し当庁に於て必要と認むるときは水路及設計の変更を命ずることあるべし。

鉄道関係事項の承認指令　なお中央鉄道西線横断個所の鉄橋架設について同年八月八日逋信大臣宛に承認申請書を提出した、その主要事項を摘記すれば左のごとくである。

一、場　所　名古屋千種両停車場間二哩六十四鎖。

一、鉄　橋　三十呎ガーダー三連を新設し、その組桁(四十七尺)は現在の軌条面(四十九尺四寸七分)より二尺四寸七分下りに架設せられたし。

一、踏切道及用悪水路　精進川改修水路の両側に道路及用悪水路を設くるに付、鉄橋の前後に幅三間の踏切道及径一尺五寸の土管を埋設せられたし。

右に対し同年十二月六日付、平井(晴二郎)鉄道作業局長官より承認の指令があつたが、左記の条件を附せられている。

一、工事は総て当局に於て施行すべきに因り所要の材料は当局名古屋保険事務所長の指定に従ひ申請者より供給し、工費は同所長の証明に依り直接債主に払渡をなすべし、但該工作物は悉皆当局の所有とす。

二、仮線敷設に要する敷地は申請者より供給すべし。但仮線用の軌条及枕木は当局所有のものを使用す。

三、仮線及本線勾配変更用砂利運搬は当局に於て負担すべきも、其積込取卸の費用は申請者に於て負担すべし。

四、精進川両岸堤防に踏切道新設の上は、二哩六十七鎖九十節既設踏切道は之を廃すべし。

五、申請者に於て負担すべき費用は合計約三万圓とす。

(以上)

次に土地收用認可申請については、八月三日付(明治三十八年)内務大臣宛に手続をとつたとおり、同月三十日官報第六千六百五十一号をもつて公告せられた。

本川および支流等の施工順

かくして諸般の段取がついたので、後節に敘するだろうが、分割請負に附して施行を進めた。竣工をつげたところによれば、本川の延長三千百五十五間・上流支線延長二百十四間八分となつていゝる、施工順に掲ぐれば左のとおりである。

第一次工事

自測点九百六十間
至_レ二千五百間 長一千五百四十間

着手……明治三十八年十月六日 竣工……明治三十九年七月三十日

第二次工事

第一区 自測点零
至_レ四百七十二間六分 長四百七十一間六分

着手……明治三十九年十二月二十日 竣工……明治四十二年六月三十日

第二区 自測点四百七十二間六分
至_レ九百六十間 長四百八十八間四分

着手……明治三十八年七月二十五日 竣工……明治四十二年六月三十日

第三区 自測点九百六十間
至_レ二千五百六十間 長一千六百間

着手……明治三十九年七月二日 竣工……明治四十二年三月二十二日

第三次工事

第一区 (測点前掲に付省略)

着手……明治四十年五月十四日 竣工……明治四十二年六月三十日

第二区 (測点前掲に付省略)

着手……明治四十年五月十四日 竣工……明治四十二年六月三十日

第三区 (測点前掲に付省略)

着手……明治四十一年十一月三十日 竣工……明治四十三年二月十二日

第三四区接続箇所 自測点二千二百九十二間
至二千五百六十間

着手……明治四十一年十一月三十日 竣工……明治四十二年六月三十日

第四区 自測点二千五百六十間
至三千百五十五間

着手……明治四十一年二月二十日 竣工……明治四十二年六月三十日

掘鑿總立積 十二万四千九百九十五坪二合二勺六才

内 訳

二万四千八百八十二坪八合一勺 本川築堤及現川一時変更並に道路盛立

四万三千坪 兵器製造所構内盛立

三万九千四百三十四坪八合三勺八才 公園敷地盛立(鶴舞公園)

一万七千六百七十七坪五合七勺八才 砂利採取公園道路その他盛立

護岸石垣延長 三千五百八十六間二分 本川護岸兩側分

同 延長 四百二十九間六分 上流支川護岸兩側分

外 延長 二千六百六十間 第三区護岸法留工

買收地總坪 九万四千九百五十坪一合一勺

内 訳

九万一千五百九坪一合三勺

一千九百七十三坪五勺

一千七十二坪九合三勺

三百九十五坪

河 幅

第一区 零間(川口)

平均満潮位に於て

三十四間九厘

第一区

同

十三間二分五厘

第二区

同

十三間二分五厘

第三区

同

十三間七分五厘

第四区

同

十五間

橋 梁

木 橋

十六箇橋

本川分

木 橋

四箇橋

上流支川分

樋 管(木造陶管共)

二十七箇所

惡水落口

三箇所

掛樋

一箇所

道路改修

十 四 条

工費の対照

一、金九十八万八千七百七十九円二十六銭五厘
 一、金一百五万五千九百二十円八十五銭六厘

精進川改修費竣工額
 精進川改修費予算額

内 訳

金七十一万九千三百三十九円二十六銭七厘	工事費竣工額
金七十八万六千八十三円十二銭六厘	工事費予算額
金二十六万九千四百六十九銭八厘	敷地買収、建物移転料支弁額
金二十六万九千八百三十七円七十三銭	敷地買収、建物移転料予算額
差引残金 六万七千七百四十円八十九銭一厘	残 額

なお施工経過については後節において記述することとする。

第三節 着工から完成までの経過

盛大なる起工式挙行

施工はまず愛知郡熱田町大字東熱田字花表崎—前津小林町字大ノ田間一千六百八十間を急施を要する部分とした。この内訳は本川掘鑿坪五万五千八百八十五坪三合四勺、現川一時変更掘鑿坪百五十二均一合二勺七才、合計五万三千三十七坪四合六勺七才である。これが施行許可指令は、明治三十八年八月十八日付交付を受けたので、同月二十六日に請負指名入札を執行した。しかるに予

算超過のため、再入札を行ったが、なお落札にいたらず入札者十数名のうち最底額者千葉県船橋町遠藤君蔵と数回折衝をかきねた結果、九月六日同人と随意契約を締結した。この確定額十萬二千四百二十三円七十五錢七厘であつたとのことである。

これで準備時代を過ぎたので、明治三十八年十月六日午前十時より前津小林字大ノ田地内の右岸において盛大な起工式を挙行した。前日までの天気は晴天であつたが、当日はあいにく雨が降つたが、市會議員および各方面の代表者參列し、定刻若宮八幡社の神官伊藤弥彦の祭文朗読について青山市長は左の式辞を朗読している。

式 辞

茲に本日を下し精進川改修の起工式を挙ぐることを得るは本職の最も光榮とする所なり、夫れ本川の改修工事たるや夙に本市の宿望に属せり、今や幸にこの業に着手するを得たるは時運の然らしむる所と雖、もまた以て本市會議員諸君の見る所あるに由らざるばあらず、惟に本川工事成業の後にありては貨物運輸の便、悪水排除の利、永へに本市の發展を致す、其効益々洵に鮮少にあらざるなり、冀くは事に従うの諸氏慎重と励精とを以て成業を期し本市の意に背かざらんことを一言以て本日起工の式辞とす。

型のごとく式が進められたのち、請負人代理大戸喜代七の音頭のもとに人夫二十余名によつて鍬入が行われた。一家を挙げて手内職に勤む傍ら、宅地の一隅に畑を耕したりしていた人々にして、眼のあたりに破天荒な大事業の起工式の情景をみたものには大きな驚異であつたかも知れぬ。なおこの日愛知県知事宛に起工届をなし、請負人に対し着工命令を發したのである。

第一次工事竣工の立会者　それから間もなく現場に開墾の鍬がおろされ、躍起となつて工事が進められたが、その苦心の跡を仔細に語るべき記録は遺憾ながらもとめ得られぬ。しかし明治三十九年七月十三日をもつて第一次工事を終つたので、同月二十九日左記の人々の立会のもとに竣工検査を執行することとなつた。

市長　加藤重三郎　助役　高橋克守　参事委員　安藤清次郎

改修委員　青山鉞四郎　改修委員　土井勝清　改修委員　小林倫祥

改修委員　永田玉太郎　改修委員　蜂須賀光次郎　工事監督　上田敏郎

工事主任　山崎礼三　請負人代理　大戸喜代七　請負人代理　長谷川健吉

この間に青山市長は三十九年四月十二日退職し、六月二十七日加藤重三郎が後任市長に就職しているから、彼が市長となつて間もなく第一次工事が出来上つたわけである。

第二次・第三次工事の着手

第二次工事に属する第一区・第二区・第三区の工事請負は同年七月二日に至つて遠藤君蔵（第一次工事請負者）に決定し、第三区より着工することになり、同月九日付、実施設計認可申請、八月二十五日付、愛知県知事より盛土および掘鑿工事に限り認可せられ、九月十四日この指令に対する着手届を提出している。

第三次工事に属する第一区・第二区・第三区の工事請負は四十年五月三日矢張り遠藤君蔵に決定し、契約締結後、同月十四日に第一区と第二区の工事着手命令を發した。同年九月二十四日第四区工事については大倉桑馬ほか十三名に請見積書の提出方を求めたが、いずれも謝絶して来たの

で、矢張り遠藤君蔵と請負契約を締結したように推定される、そして明治四十一年二月二十四日に着工命令を發している。

物価高に依る施行難の歎息 同年九月二十二日第三次工事の第三区と第四区接続箇所の工事請負を前記請負者と契約を結び、十一月三十日工事着手命令を發した。翌四十二年一月二十日に至つて請負者(遠藤君蔵)より第三次工事中の第三区の請負解除方を願出て来た。その理由をみると大要次のごとく述べている。

第三次第三区工事にあたり排水その他準備が出来たけれども、請負契約後諸物価非常に昂騰し、第一・二両区第三・四両区接続箇所および第四区等の損害(臺雨によるもの)極めて多大に上り、第三区に属する部分のみでも、その不足額十二万余円に達し、微力到底堪え難きに至り、既に屢々陳情した。その都度種々談示もあつたけれども、前記不足額以内では成工の目的を達することが出来ない。第一、二の両区および第三、四両区接続箇所、第四区等工事は如何なる損害額に達するとも誓つて成工を期すべくにつき、第三次第三区に属する分の契約を解除して欲しい。それがため同区に対する保証金没収せられるとも、いささかも異議が無いのである。

と悲痛なものあり、また当時の物価昂騰の世情をも物語つてゐる。市理事者は調査を慎重に行つた結果、三月十五日をもつて左記の条件を附して契約の一部解除を認諾することとなつた。

一、解約工事に対する契約保証金は来る四月十五日限り納入のこと。

二、第二次第三区工事未成部分は来る六月三十日限り竣工のこと。

第二次第三区を分割請負 明治四十二年六月八日には第二次工事第三区請負事項中、左のと

り分割した。

分割の一

一、金一万二千九百八十四円九十一銭七厘

請 負 代 金

契約事項

精進川改修工事の内、熱田町熱田東町字牛巻測点九百六十間より東古渡字藪田測点二千二百九十二間に至る堤防築設、架橋、樋管土管工事、道路改修、用悪水路改修、悪水路落口工事等の通り

一、金一万一千五百五円十二銭六厘

請 負 代 金

契約事項

精進川改修工事の内、東古渡字藪田測点二千二百九十二間より前津小林字大ノ田測点二千五百六十間に至る堤防築設、架橋、土管工事、道路改修、用悪水路改修、悪水路落口工事等別冊設計書ならびに図面の通り（掲載省略）

なお同月二十八日第二次工事第三区解除の件は、第三次工事と相互関連を有するので、請負者遠藤君蔵の願出どおり認諾して契約保証金を没収したのである。

その後七月十六日、第三、四両区接続箇所工事が竣工したので、八月二十三日高橋助役・仁村土木課長・井上技術主任・長谷川請負代理者立会の上、竣工検査を行い、次に同月二十六日に榎戸（和吉）助役井上（信八）参事会員および市土木課当局等立会つて第四区の竣工検査を執行した。

次にさきに解約せる第三次工事の中の第三区工事については、八月二十七日小林金七ほか六名（真

上市内在住) および東京在住の關係業者を指名して請負入札を附したところ、最低額三万七千二百四十五円十銭の小林金七に落札決定したので、九月七日同人に対し工事着手命令を發している。

貨物搬入船の通船仮許可 その後間もなく同月二十五日に至つて第三次工事第一区工事竣工し、ついで第二区の一部と第三区工事を除き、各区間の仮締切の大半は取払を了し、通船に支障なき程度に達したので、貨物搬入の希望者に限り、左記条件のもとに特に入船を許すことになり、この旨を十二月十七日付(西十二年)沿岸各官署および諸会社に通知を發したのである。

入 船 条 件

- 一、運搬船は二百石積以下たること。
 - 一、運搬船にはその所屬を標示すべき小旗を舷頭に附せしむること。
 - 一、東海道線鉄橋以北へ入船せんとする時は一応現場出張本市吏員に届出づること。
 - 一、船渠および荷揚場の設備なき場合はその設備に対する設計書を添へ申出べきこと。
 - 一、船渠および荷揚場の外隈りに堤腹へ着船繫留荷物の積卸をなすことを許さず。
 - 一、本件認諾有効期間は明治四十三年三月二十五日までとす。
- 十二月二十三日第二区竣工検査を、四十三年二月二十一日第三区竣工検査を行つた、その都度市当局は参事会員の立会をもとめたことはいうまでもない。

市民歡喜に溢れる通水式

以上記述したようにして巨資を投じた精進川の開鑿もいよいよ明治四十三年二月十二日に全く竣工したので、同月二十二日午前十時、三発の号砲合図のもとに通水式の幕を切つた。式順は左

のとおりで挙行した。

- (1) 閉会の辭(助役櫻戸利吉) (2) 君ヶ代奉唱 (3) 工事経過報告(土木課長仁村俊徳) (4) 市長の式辭(加藤重三郎) (5) 愛知県知事の祝辭(深野一三) (6) 市会議長の祝辭(代議議長代理三輪喜兵衛) (7) 来賓の祝辭(市議員青山銳四郎始め) (8) 閉会の辭

これは明治時代の大事業として市政史上特筆大書さるるものであつて、幾多のエピソードを残しているだろうが、左に市長の式辭と知事祝辭の全文を採録して参考に供して置く。

式 辭

精進川改修工事竣成を告げ、本日その通水式を挙行するにあたり、閣下ならびに各位の貴臨を辱うしたるは本職の深く光榮とする所なり。

商工業的都市の發展を促進せんと欲せば、須らく市内における水利舟楫の便を増進せざるべからず。則ち都市経営上名古屋市に取りて運河開鑿の急務たるや多言を費やすの要なし、況んや之に由りて更に汚水停滞、豪雨汎濫の惨害を排除すべき衛生上至大の利益を併せ得るに於てをや、百万の巨費を投じて精進川改修工事を実行したる所以のもの蓋し茲に存す。

抑も旧精進川方面水路開鑿の議や、その縁由甚だ遠く往昔藩政時代より屢々当路の議に上り市民また深く熱望して唱導画策する所ありしも、而かも容易に実行の機運に接せず漸く今日に及んで積年の志業を達するに至りし也。然り積年の志業すでに達す、向後須らく本川利用の施設を完うし所期の効果を収めて、本市の發展に資する所なかるべけんや。一言以て式辭となす。

明治四十三年二月二十二日

名古屋市長 加藤重三郎

元 辭

精進川の改修その工を竣へ茲に本日をして通水の式典を挙ぐるは洵に慶賀に堪えざるなり。

顧うに本市の四周陸には鉄道相会し、海には名古屋港あり、各地交通の機関已に備はる、而して市内運輸の便に至りては独り西方堀川の一水路あるのみ、近歳商工業の業大に進み物貨輻輳して頗にその不便を訴ふ、是に於てか市民相謀り精進川改修の議を決し、経営六年資を投ずること百余万円、河身の屈曲を正し、その幅員を拡め、以て新に運輸の利を開く、自今東西の水路名古屋海口と相俟つて本市商工業の發展に資すること多大なるべし。

一言を序して祝辭とす。

明治四十三年二月二十二日

愛知県知事 深野 一 三

祝 辭

従来名古屋市内における舟楫の便は西部を流るる一条の堀川に待つ而已、これ豈に商工業的都市たる名古屋市の發展を完うするの途ならんや。更に東部に一運河を開鑿して運輸の便を増進すべきは都市経営上、一大急務たらずんばあらず、市会が精進川改修工事に対して協賛に吝ならざりし所以のもの、けだし茲に存す。本日通水式に列するの栄を得、その竣工を祝すると同時に将来本川利用の途において遺算なからんことを希望して止まず、い

ささか所感を述べて祝辞に代ふ。

明治四十三年二月二十二日

名古屋市長 服部小十郎

この日の天気は終日快晴にめぐまれ、来賓多くまた見物人も多く頗る盛況を呈した。市長や市議員がいつ運河を初舟上りをしたか、その日を知ることが出来ないが、ともあれ数年間苦心の連続がいよいよ熱田海岸より市中の前津小林に至る間を舟が自由に上下することになったのであるから、まことに感慨無量のものがある。同時に土木建設事業というものの力強さ、愉快さをしるじみと思わずにはいられぬ。

そして同月二十八日には「名古屋市歌」が制定せられた。

熱田の宮の神風に

叢雲はれて誰々しくも

豊栄のぼる天津日の

かがやく市の光かな

正しき民がまごころに

いそしむ業の花咲きて

黄金の城のとしへに

たかきは市の薺かな

その前後には市内電車は公園線および熱田駅前・名古屋港間を開通した。豪華な第十回関西府県連合共進会のふたあけは目捷にせまつていた、当時の市民の歓喜こそ大きく充分察知される。「新堀川」と改称の告示 越えて明治四十四年八月四日、精進川を「新堀川」と改称の告示をしているが、大正時代になつても古老はやわり精進川と称せられていたのである。

残工事および水路の改修

公共物揚場四十六箇所 兩岸における公共物揚場の大部分は、本川改修工事竣工後に施行して

いる。明治四十四年五月二十三日市参事会において物揚場新設費七千三百三十九円三十四銭を計上せる一般会計歳入歳出予算追加(明治四十四年度
第二百二十一号)の議決をもとめたのち、請負入札に附した結果、六千八百円をもつて施工することに決定した。

工 事 示 方 書 (大 要)

- 一、物揚場張石は人造石とし幅五間、厚一尺二寸に築造するものとす。
- 一、法先土留煉築は表面五分、法裏直立にして上幅一尺、敷幅二尺五寸として築立つべし。
- 一、土台木は生松丸太を用い継手は一尺とし、本末交互に使用し留杭は間に送り四本の割を以て千鳥打とす。
- 一、土台木を据付たるときは係員の検査を受け土台木面迄の間隙を填充し、然る後築立に着手すべし。
- 一、湿抜土管の位置は実地の状況により異なるを以て、その都度係員の指揮を受くべし。
- 一、煉台は内法長五尺、幅三尺、深五寸のものとし、一箇所毎に必ず六個を設備すべし。
- 一、種土は知多郡名和産の最良質のものを用ひ粘質あるもの、又は石塊の混入せしもの等使用すべからず。

一、石材は幡豆産の堅綴にして面八寸、控一尺以上のものを用い泥土若くば石粉の附着せしものは使用に先て必ず洗滌すべし。

七月七日着工、九月二十日をもつて竣工した。物揚場新設張石工事四十六箇所、同改築張石工事一箇所、同法先土留工事延長百四十間、二十八箇所、同標杭建設四十七本、同繫舟杭建設九十四本とな

つている。

用水掛樋の架設工事　なお富士見橋南における猫ヶ洞用水掛樋長さ三十六間六分幅内法二尺五寸深内法二尺の架設工事については明治四十四年五月十八日市参事会において所要予算九百四十六円四十二銭計上の歳入歳出追加予算(明治四十四年度
第二百一十一号)の議決を求め、請負入札の結果、八百五十円に落札決定すると、ただちに着工、七月十七日に竣工を上げている。

施工中にしばしば災害に悩まされた苦難を後行において記述するが、これで文字どおり関連工事とも完了を上げた。こうなつて見ると、建設には困難や障碍等が大きければ大きいほど、出来上つたものの値打は大きいものであるということを考えられる。

第四節　兵器製造所構内および公園

敷地盛土工事

軍当局と盛土売買契約成立

精進川開鑿に伴う熱田兵器製造所構内盛立土につき、本市理事者は東京砲兵工廠当局と、しばしば協議をかさねた結果、明治三十八年七月九日両者の間に全文七箇条項にわたる土売買契約の締結をみたのである。

土 売 買 契 約 書 (大 要)

一、盛 土 用 土　　五 万 坪 (立 坪)

此代金十万円也　但一坪に付金二円也

右表示の物件前記金額を以て東京砲兵工廠において名古屋市より購買をなすに付、東京砲兵工廠提理西村精一を買受人、名古屋市長青山朗を売込人とし、契約する条件左の如し。(一部省略)

第一条 売込人ニ於テ買受人へ物件ヲ納付スル期間左ノ如シ。

第一区域地 明治三十八年十月盡日

第二区域地 明治三十八年十一月盡日

第三区域地 明治三十八年十二月盡日

売込人ニ於テ買受人へ物件ヲ納付スル場所ハ東京砲兵工廠熱田兵器製造所構内附録図面ニ掲示スル区域内ニシテ買受人ノ指定スル場所トス。

第二条 物件ノ所有權ハ第一条ノ区域地内ニ持込授受完了シタル時、売込人ヨリ買受人ニ移ルモノトス。

第三条 物件ノ代金ハ其納済量ガ第一条分納數ニ滿ツル毎ニ売込人ノ請求ニ依リ部分ニ対スル代金ヲ支払フモノトス。

第七条 売買物件ノ數量ハ前ニ表示シタルガ如シト雖モ買受人ノ都合ニ依リ多少ノ増減ヲ為スコトアルベシ、此場合ニ於テ売込人ハ異議ヲ申出ヅルコトヲ得ズ。

そこで本市は精進川開鑿第一次工事に包括せしめて、遠藤君蔵に請負せしめたもので、その請負工事契約書中、兵器製造所敷地盛土関係条項を摘記すれば左のごとし。

第七条 第三条ノ掘鑿坪立四万三千九百九十四坪四合七勺七才ノ内、約立四万三千坪ハ東京砲兵工廠熱田兵器製造所構内へ運搬敷均ラシヲナシ、残坪ハ両側土手ノ築造ニ使用スベ

シ、若シ猶残余アラバ甲ノ指定スル所ニ積置クベシ、前項ノ如ク定ムト雖モ甲ノ都合ニ依リ変更スルコトアルベシ。

第八条 東京砲兵工廠熱田兵器製造所構内ノ埋立ニ供スル立四万三千坪ノ敷均シ区域及期限左ノ如シ。

第一区域 約立一万坪 明治三十八年十月盡日

第二区域 約立一万五千坪 明治三十八年十一月盡日

第三区域 約立一万八千坪 明治三十八年十二月盡日

但前記期限ニ付東京砲兵工廠ヨリ甲ガ期限ノ猶予ヲ受ケタル場合ニ於テハ乙モマタ其利益ヲ受ク、埋立各区域ハ別紙図面ノ如シ。

第九条 甲ノ都合ニ依リ工事模様替又ハ増減ヲ要スル場合ハ乙之ヲ拒ムヲ得ズ。

前記ノ場合若クハ請負代金ニ異動ヲ生ズルトキハ第十七条ノ標準若クハ請負単価ニ換リテ算出シ、又ハ之ニ換リ難キモノハ甲ニ於テ相当ト認ムル所ニヨリ差額ヲ増減スベシ。

なお請負人に対し左記のごとく工事示方書を交付している。

工 事 示 方 書 (全文)

第一条 工事ハ本示方書ニ依リ設計書並ニ図面ノ通り施行スベシ。

第二条 東京砲兵工廠熱田兵器製造所構内埋立ハ厚一尺毎ニ敷均シ一平面ヲ作製シテ後、次層ノ盛立ニ移リ上面ハ必ず平坦ナラシムベシ、又各区域内埋立順序ハ絵ヲ掛員ノ指揮ニ従フベシ。

第三条 熱田兵器製造所ニ出入スルモノハ同所ヨリ交付セラルル一定ノ門蓋ヲ携帶スベシ。

第四条 埋立土ノ運搬ハ掛員ノ指示スル時刻内ニ於テナスベシ。

第五条 埋立土ハ竹、木、草根、塵芥等腐朽シ易キモノ又ハ汚物ヲ混入スベカサズ。

第六条 掘鑿ノ箇所兩岸傾斜面ハ六寸四方芝ヲ以テ、立端ヨリ基線上三十八尺迄市松形ニ張立テ日申留トナスベシ。

第七条 掘鑿中砂利層ニ遭遇シタル時ハ掛員ハ届出テ所置方ノ指揮ヲ受ケベシ。

第八条 官設中央線鉄道横断箇所ノ掘鑿ハ係員ヨリ指定スル日限ニ着手竣工スベキコト。

第九条 本示方書ニ掲記セザル事項ハ総テ係員ノ指揮ニ従フベシ。

懇請も空しく残余分抛棄 盛土納入は契約期限内に遂行を期すべく鋭意努力をつづけた。しかし途中砂利層に遭遇し、これがため工事に並大抵でならぬ困難をきわめ、なお官設中央線仮線敷設工事遅延の關係上、工程に大狂いを生じ、請負人より埋立完了を明治三十九年五月末日まで延期されたい旨の陳情があつた。これについて市理事者は精進川改修委員会を招集、審議したが同年三月三十一日まで延期を認諾することに決定、ついで諸般の事情を具して砲兵工廠当局に右許可方を申請したが、当時の盛土状況を尋ねてみれば左のごとし。

第一区間 一万坪 (この金額二万円) 済

第二区間 一万五千坪 (この金額三万円) 済

第三区間 一万八千坪 (この金額三万六千円) 済

残余土積盛土 七千坪 (この金額一万四千元) 未了

軍当局から「三月末日マデニ契約全数ノ納入覚東ナシト思フ、万一完納ニ至ラズトモ三月三十

一日納入現在ヲモツテ打切り契約解除ヲナスカラ予メ承知シテ欲シイ。」と厳しい通牒を受けた。この上は市当局としては請負者を督励、昼夜兼行的に納入を急がしむるよりほかなかつた。請負者は必死となつて作業に馬力をかけたが、進捗せず終にやむを得ず、残土七千坪の納入延期につき再度詮議方を軍当局に懇請するに至つた。

しかし軍当局の都合上、認容するところとならずして、五月二十八日付の通牒どおり盛土四万三千坪をもつて打切り、残余七千坪を契約書第七条によりて売買契約を解除するの余儀なきに至つた。請負人はあるいは異様な感に打たれたであらうが、市理事者は改修委員会や市会の取廻し方については勿論、軍当局の要請どおり完了することの出来なかつたのを甚だ遺憾とし苦慮したところと想像される。

公園敷地盛土運搬軌道

精進川の掘鑿泥砂を鶴舞公園敷地の盛土に利用したことは前に述べたとおりであるが、熱田兵器製造所敷地埋立に使用した残土をも、公園敷地に利用することになつたので、右泥砂運搬を開始したのは、明治四十一年三月十五日である。そして同年末をもつて立坪約四万五千坪の盛土作業を一応完了した。

これよりさき泥砂運搬のため、官設中央西線横断の軽便軌道敷設を要するにつき、同年二月十九日付、帝國鉄道庁総裁（平井晴三郎）宛に申請、三月二十日付帝鉄工乙第三百三十九号をもつて極めて簡単な条件付で承認の通牒をうけている。それは名古屋停車場千種停車場間三哩三十一鎖、同哩四十三鎖八十鎖、同哩五十六鎖四十鎖の地点において線路横断して軽便軌道を敷設したのである。

第五節 新堀川附属桥梁および災害復旧工事

第一項 本川に十七橋・支川に五橋架設

新堀川運河に附属する桥梁は既述の官設鉄道関係の鉄橋を除き二十二橋の架設である。そのうち第二号橋は国道第二号線の関係上、愛知県によりて執行されたが、これが工事費として名古屋市から金一万五千四百八円五十八銭二厘を寄附の形式で負担している。そして前記の桥梁をのぞき二十一橋の架設にあたり、都合上第四号第七号第十一号第十五号の四橋を中止して十七橋を架設したのである。現今ならば橋梁工学の粹をあつめ堅牢なる設計を凝らしたかも知れないが、当時のこととて全橋とも木橋架設であつた。しかし荷重関係に留意し、構造に遺漏なきを期したとのことである。左に架設桥梁と橋名を列記することとする。

精進川改修線架設桥梁名

橋番号	架設道路名	新撰橋名	改正委員会 修正橋名	市参事会 修正橋名	事 由
一	県道常滑街道	浮島橋	豊田橋	浮島橋	字浮島
二	国道第二号線	蓬萊橋	蓬萊橋		工費を県へ寄附し県に於て熱田橋と命名す
三	作道	丸山橋	千鳥橋		字丸山、花表先、大新開

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
宇津木迪	小栗迪	御器所通	作道	法螺貝道	作道	作道	兵器製作所八間道	車輛会社南道	神宮東門道	作道
卯の花橋	東雲橋	大井戸橋	向田橋	法螺貝橋	境橋	四ツ谷橋	精進橋	牛巻橋	瑞穂橋	神東橋
卯の花橋	富士見橋	東雲橋	鶉橋	法螺貝橋	立石橋	夜寒橋	高座橋	牛巻橋	日の出橋	瑞穂橋
宇津木橋										
字笠取、大ノ田	字追堂	字古渡、藪田	字向田、鳥喰（架設中止）	字高繩手、向田	熱田町、御器所村界	字伊勢木、四ツ谷	（架設中止）	字牛巻	熱田より瑞穂に至る重要道路	字東起、丸山（架設中止）

精進川上流支川架設橋梁名 (明治四十二年四月十二日市参事会決裁)

無号	四	三	二	一	一七	一六	一五
上流落口	寺町通	作道	作道	武平町通	堂前道	大池道	笠下道
堀留橋	寺町橋	野田橋	松本橋	長総橋	岡部橋	大池橋	富士見橋
					鷗斉橋	鶉橋	鶴舞橋
岡部橋	小川橋	東陽橋	松元橋	長総橋	鶴舞橋		
字長総	字野田	字野田	字松元、下キロメキ境	字長総	字八反田	字八反田	字下手、笠取(架設中止)

その後若干橋名の変更または改称されているようであるが、その年月とも明かでない。大池橋はおそらく「記念橋」の架設とすれば第二篇第一章第九節において既述して置いたとおりである。

第二項 甚大な災害ならびに復旧工事

被害続きの復旧に疲労困憊

新鑿新堀川の完成をみるまでには、並々ならぬ市費と歳月とを要していることは、工事施行中にしばしば災害を被つていゝることによつても観察せられる。

木橋時代の記念橋（精進川）

（明治四十三年頃）

左に災害の主なるもとをとりあげてみるが、今を距る四十数年の昔、われわれは運河開設のために苦心慘憺された人々の靈に対し感謝を捧ぐるとともに、今さらのごとくその努力の大きいことを嘆賞せずにはいられぬ。

一、明治三十八年十二月

二十九日午後より天候

俄然險惡となり、夜十時

より約一時間降雨量き

わめて多く堤防、馬踏角

以下一尺五寸に達し、工※



※事中の個所悉く浸水し、これが排水に五日間を要している。

二、明治三十九年一月十日以後工事漸次進捗し、土運車日々百五十輛乃至二百輛余を運転し、運搬夫、押上夫、積込夫等五百人以上を算し、掘鑿程度の進むに伴い湧水甚だしくために昼夜を通して水替車七十台を使用したのである。

三、明治三十九年一月二十日排水用「セント

フイエガール式蒸気ポンプ三基の据付を終つたのち、昼夜間断なく運転して排水に懸命となつた。

四、明治三十九年七月十五日朝来降雨、正午頃より風強く夜に入り益々猛烈をきわめ翌十六日にいたり、暴風雨となり、この日午後一時旧川より溢れたる濁流は仮堤を乗越し、掘鑿の新川に流入し、遂に測点一千七百九十四間および外二箇所に決潰した。

五、明治四十年八月二十二日より五日間連日降雨のため第一区第二区域の仮締切破壊、仮橋墜落し、なお施行中の堤防をも決潰し牛巻方面は浸水害を被つた。これがため二十二日は現場附近に吏員一同がそれぞれ人夫を指揮し、土俵をもつて徹宵応急工事を施した。二十三日は仮留工事長さ約六間破壊したので、干潮時をまち午前九時より仮留工事を施したが、約七時間水中に没した。二十四日午後より雨量増加し、東南の風力頗る猛烈にして天候ますます險悪となり、遂に夜七時に至り上流より放下の雨水と、恰かも満潮時に際し潮位の嵩んだ結果、前日決潰箇所につづき北方へ向け堤防長さ約二十間決潰し、浸水を被つた田圃七、八町歩におよぶ。翌二十五日は天候の險悪やや減じ雨量減少したけれども、風力依然として衰えず水位の減退を待ついとまなく仮留工事に着手し、夜七時にいたりようやく作業を了した。その翌二十六日は前日に引続き工事掛員が徹宵防禦に従事し、決潰箇所のほか防禦力不充分と認むる個所に応急工事を施したが、二十三日以来現場付職員は連日連夜現場に詰切り、人夫等は労役のため、疲労甚しく殊にその人数乏しかつたので、市の職員も労働に従事し、半身を水中に浸して土俵積や石材運搬したので全く疲労困憊の極に達した。

六、そこで当時の満潮時の水位測定をみると、八月二十三日四十尺八寸四分。二十四日四十一尺三寸一分。二十五日四十一尺六寸六分。二十六日四十一尺三分。二十七日四十七尺一寸一分(いづれも当日午後の潮位)を示し、精進川設計は総て熱田湾築港量水表により最高潮位を三十九尺八寸とした。しかるに前記のごとく最高潮位は設計以上一尺八寸六分にのぼつたといふ。

各所の堤防崩壊と積替

以上採録のほか明治四十一年・二両年中に左記のごとく堤防崩壊し、その都度請負契約条項により、その積替費用全部を請負者に負担せしめたのである。

一、明治四十一年四月二十三日、第一区左岸測点において長さ二十間、同測点四百二十間において長さ二十間、右岸測点三百間において長さ十七間。四月三十日には左側測点三百二十間において二十四間。五月十八日に右岸測点において長さ十八間。十一月八日第二区左岸測点四百九十九間において長さ二十二間各崩壊した。

二、明治四十二年一月十九日第二区右岸測点において長さ十四間。同月二十日右岸測点五百二十五間において長さ二十間各崩壊している。

参事会員実地調査の発表　かかる幾多の災害ごとに市参事会員が現場に臨検実地調査を行つたから、市当局が急遽現場へかけつけ実地調査を行つたことはいうまでもない。当時発表せる文書からその理由を抄録すれば大工事に苦闘せる一端が察せられるのである。

当初設計に際し各区の一部に亘り地質の軟弱と認める兩岸に各五間間隔をもつて試錐

したのち、基礎に要する杭木数および所要長さ等を算定して設計書を調製した。護岸基礎の受くべき荷重および土圧力の計算は監督官庁へ提出して認許を得たもので公式上毫も間然する所がない。施工監督上においても杭木打込並に煉土配合方法およびその積上の形状等が設計に違背したる廉を発見したることがない。しかるにも拘わらず崩壊をきたしたる所因は砂層は波状をもつて高低あるも試錐は両岸共各五間の間隔を以て測定したが、この間隔間においてなお試錐表に顕れざる低部があつたがため、一、二杭木は荷重を支ふる能力を失し、加うるに地質軟弱なるにより終に土圧に堪えざる結果を生じたものと推定するほかない。

完成後の河口補修計画

新堀川開鑿完成によつて両沿岸における諸工業は著しく發展すると同時に、すなわち運河は産業的に利用せられるようになつた。当時は今日のごとく水は悪水と変化されることなく、名古屋の新興時代にふさわしい施設であつたことは疑う余地がなかつた。ところが新堀川と堀川との連絡点前後の状況不自然なるものあり、ここ数年後において河口の改修を施行しなければ、切角巨額の費用を投じた運河の効果を完全に發揮しがたい状態に陥るだろうといふので、土木課技師田辺良忠をして、その調査研究にあたらしめた。その結果一つの成案を得た、それに認められている要領を参考に供するため採録するが、この計画なるものは終に実施をみるに至らなかつたらしい。

本市の中枢部を北より南に縦貫せる背柱状の高地帯を分水嶺として堀川および新堀川流域を形成し、その備少なる部分は名古屋城を境として北方に傾斜している。そして中部の大半は地形概ね急傾斜しているので、雨水と汚水の疏通上、大なる支障がないけれども、堀川以西並に旧熱

田の南半およびその附近は最も低湿にして、雨水、汚水は屢々停滞し、たまたま降雨南東の強風と共に来りむか、毎回浸水の厄を免れることができぬ状態にある。大正元年九月の暴風雨における浸水区域は、新堀川流域南半の大部分にわたり、比較的高地部に属する熱田神宮坂町および伝馬町の大部分も床上浸水をみた。殊に羽城および浮島のごときはほとんど浸水の厄を被った。

次に大正二年九月の出水は再び熱田文斉の堤防を決潰し丸山、羽城、浮島の各一部に浸襲した。かゝる著しき罹災をみたるは等閑に附すべからざる事である。

新堀川に東海道鉄道本線の西側において、熱田運河を併せ、更に図書新田西北角において姥子川と合し、たゞちに北向堀川に連絡するが故に、あたかも南流せる堀川の出水を新堀川に誘導逆流せしむるような禍を呈するのである。

要するに屢々熱田東南部が水害の災に遭うのは、けだし不自然の地形に成る河身が累をなすものである。新堀川は大体を通じて低平地を占め、その底面は全く勾配を有せぬ。

これに反し堀川は水源を有し、かつその左岸分水嶺以西の地勢は概ね傾斜急にして、一朝強雨に際し、堀川の出水が新堀川の出水に先だちて河口附近に到達すべきは自然である。故に偶々強大なる風位と高圧なる逆潮の抵抗により水勢を阻碍せんか、新堀川に向つて逆流せざるを得ぬ。されば新堀川の河口改修は、単なる水災防禦の設備としても施行の必要を認めざるを得ぬ。水災防禦の方法として護岸工事の修築改善と、沿岸一帯の低湿地区の盛土の施行により、その目的を達せられるであらう。

というのである。もしそれ河口の改修を顧みないとすれば、果して運河の価値が減殺せられるならば、補修あるいは相当の方法を講じられたとも考えられるが、この点も不明である。

第六節 県営事業の中川運河開鑿計画

松井知事の大計画の経緯

名古屋市が一千九百三十数万円の巨資を投じた中川運河開鑿事業については、次巻に記述するだろうが、そもそもこの運河開鑿事業は明治三十四年沿岸関係地主において幅員約十五間内外のきわめて小規模な計画を樹立せるに端を発している。越えて三十九年実業家雨宮敬次郎によつて事業計画を企て幅員三十間程度のもを目論見たることがあるといわれているが、遺憾ながらその概要をも知ることが出来ない。自来中絶の状態であつたが、大正五年より六年にわたり時の愛知県知事松井茂（在任大正二年三月―同八年四月）は大阪・神戸・尼ヶ崎・宇品・三池・博多・若松・門司諸港を視察し、築港拡張および運河開鑿事業を志し、調査研究の結果、大正六年九月十一日、名古屋築港研究会席上において県治上施設すべきもの種々ありといへども、知事が心血を傾注して実現を欲するは名古屋港の拡張、第二にこれに連絡すべき中川運河開鑿であることを力説するところがあつた。

特に中川運河の開鑿は当時郡部に属する西愛知方面の水害防備を兼ねべき事業であつた。当時の県會議員、郡會議員も、また同方面に接続する多くの名古屋の有力者も等しく賛同の意を表したることと想像するが、数百万円の負担もこれを重しとせず拠出に応ずる覚悟にまで至らなかつたので、結局切角の計画もそのまま放置されるに至つた。県営事業として企図せる松井知事としては或は忍び難い悲運であつたかも知れないが、中川運河開鑿問題が公然論議されたのは、実にその頃であり、示唆する所があつたのみならず、後年に至つてその大規模は縮少せられたとはいへ、実に本市営事業として実現されたのである。

再びいうが、当時の県費は運河開鑿事業への投資は耐え得る所ではなかつたかも知れない。ま

た県民の熱意が乏しかったかも知れないが、大正十年本市域大拡張後、運河開鑿は本市政の重要課題となつて川崎市長に至つて中川運河開鑿事業の確定をみるに至つた。そして川崎市長去り、田阪市長を経て大岩市長時代にいたり、昭和九年度に完成をつげた今の中川運河の端緒となつてゐるのみならず、やがて臨港地帯の産業経済の發達を夢見つつ数年にわたる努力を継続しつづけた。この事業と深い関係があつたから以下松井知事の計画について略述してみよう。

三区間の掘鑿延長及構造 要するに松井知事時代には未だ該事業を実現する所まで進んでいなかったわけだが、運河の重要性を認識せる彼の計画案なるものは、当時としては実に雄大なもので、幅員五十間、延長は城北、金城村上名古屋に至る七千四百五十八間の計画であつた。全工事を三区に分ちて第一区工事は、すなわち名古屋港中川口の帆船溜を基点として名古屋停車場より西南約九百間、すなわち鉄道関西線に至るまでの区間、この延長約三千四百五十八間とし、別に支線を設け、堀川筋日置橋および山王橋の中間に当る地点において堀川と連絡する。この延長約九百七十五間である。第二区工事は第一区工事の終点より起つて関西線を横断し、枇杷島町附近名古屋鉄道、東海道線に至るまでの区間、この延長約二千間とし、終点において別に水路を開き、鉄道橋下流より庄内川の水を導き運河内の水を清浄ならしめんとするのであつた。

第三区工事はこれまた第二区工事の終点より起つて、東海道線を横断し、城北金城村上名古屋に至り、黒川の一部を改修して堀川の上流と連絡を計らんとするので、この延長二千間であり、ほか改修線路に属する分、延長約八百間である。運河の構造は荷役の便はもちろん背面地域の利用、悪水排除等を考慮して閘門式を採用した。そして本線は中川入口附近に長さ二百一十一尺、幅三十四尺

の閘門一箇所を設け、同時に三百石乃至五百石積の船舶六隻を入閘せしめる。また堀川上流および支線連絡口においては、長さ百三十七尺、幅三十四尺の閘門各一箇所を設けて前記船舶と同型のもの四隻を入閘せしめる。各閘門は五分間乃至十分間ごとに、一開閉をなさしむるという予定であつた。そして将来船舶の出入が激増する時機が来れば、その必要に応じて閘門の数を増加出来る余地を残して置く計画なのであつた。各運河の入口は閘門であるから外部よりの高潮を遮るのであるから、運河内の水位は殆んど一定して常に低水位に在るのである。

幅員・水深・船溜および荷揚場

水底における幅員は本線においては、第一区間は五十間、第二区間は三十間、第三区間は二十間、第一区支線および第三区堀川連絡線においては各十五間として、その水深は朔望干潮面以下、第一区間は六尺乃至九尺、その他はすべて六尺に掘鑿するのであつた。なおまた面積は一万五千坪乃至二万九千坪の船溜を、すなわち第一区に六箇所、第二区および第三区に各二箇所、合計十箇所を設ける。護岸は下部に人造石を用い、上部二割五分の勾配をもつて才土粘土張工を施して、第一区および第二区の天端の高さは名古屋港水量水標零点以上九尺高に定め、第三区は天然平均地盤に従うるので、低地部の背面には掘鑿より得たる泥砂をもつて護岸と同じ高さに埋立をなすのである。そしてこれに依り両側に生ずる埋立の幅員は本線は各七十間、支線は各三十間として、また埋立地背面法は一割五分であつて、その法先きに悪水路を設けて、後部田面より来る悪水をこれに導きたる上、各所に暗渠を設けて、これに運河内に排泄するという計画である。

その他要所、要所に荷役に便するため、五割以上の勾配をもつて物揚場を作り、橋梁を架設する。

用水路はあるいは付換え、あるいは「サイフォン」をもつて、その連絡を計るのみならず、道路は運河に添い幅十間の縦通道路と、約百五、六十間ごとに幅三間乃至八間半の横断道路とを設けるが、これらの新道路は従来の道路との連絡を完全ならしむるのである。

十六箇年継続の総工費 以上の工事は実に十六箇年継続事業として施行せんとするので、これに要する年限および総工費ならびに用地面積等を三区にわけて掲ぐれば左のごとくであつた。

継 続 年 期	第一区			第二区			第三区		
	六箇年	五箇年	五箇年	六箇年	五箇年	五箇年	六箇年	五箇年	五箇年
総 工 費	五百二十五万円	三百三万円	三百九十万円	六百二十五万円	四百三十五万円	四百三十五万円	六百二十五万円	四百三十五万円	四百三十五万円
用 地 総 面 積	八十六万九千坪	四十万坪	四十万八千坪	八十六万九千坪	四十万坪	四十万八千坪	八十六万九千坪	四十万坪	四十万八千坪
売 却 地 面 積	四十六万六千坪	二十三万七千坪	二十四万三千坪	四十六万六千坪	二十三万七千坪	二十四万三千坪	四十六万六千坪	二十三万七千坪	二十四万三千坪
売却地二坪に対する工費の割合	約十一円三十銭	約十二円八十銭	約十六円	約十一円三十銭	約十二円八十銭	約十六円	約十一円三十銭	約十二円八十銭	約十六円

後年に至つて都市計画としての中川運河開鑿計画がようやく軌道に乗ることになつたとき、空前の大事業だと驚異の叫びを挙げた事実を熟知するは本文の筆者ばかりでなく、松井知事の計画せる当時の議員の動向について伝えられる回顧談をきくまでもなく、前記の計画が如何に雄大にして如何に一般県民が驚愕の声をあげたかを推察するに難くはないのである。

第二章 完成後の精進川および泥砂の利用

第一節 関係議決案および改修費決算

第一項 市會議決案件の概要

精進川改修事業に関する諸議案については、その都度市会の議決を求めていることは説明を要しないが、その決算の状況を述べるにあたり、既掲の議決案を省き本項において関係議決件名をとりまとめて掲げることとする。(条例および規則設定案は後節を参照)

議案番号

件

名

議決年月日

明治三十八年度
第六十号

明治三十八年度第六号議決変更の件(三十八年・三十九両年度支出額予算に軽微な修正をなす)……………

明治三十八年度
第六十一号

明治三十八年度第七号議決変更の件(予算追加に軽微な修正をなす)……………

明治三十八年度
第六十二号

明治三十八年度第八号議決変更の件(借入金十四万五千三百三十八圓五十六錢に少額の減額修正をなす)……………

〔議決経過〕

以上三件を一月二十九日一括して五名の委員附託、委員長山田才吉報告どおり可決確定

明治三十九年度
第八十六号

名古屋市明治三十九年度歳入歳出予算追加(二十七万九千九百九十八圓一錢九厘、役所費、精進川改修費)……………

明治三十九年十二月十日可決

明治三十九年度
第八十八号

一時借入金の件（三十九万八千八百三十四圓七十六匁九厘、改修費、公園敷地買収費に充當）……………明治三十九年十二月十日可決

〔議決経過〕

十一月十七日右二件を一括委員附託（九名）安東敏之・真野愛三郎・長谷川糾七・鈴木摠兵衛・森本善藏・沢田吉兵衛・安藤一之助
伊藤由太郎・白石半助・安東委員長報告とおりに可決確定）……………明治三十九年十二月十日可決

明治三十八年度
第八十二号

役所費及土木費繰越の件（精進川改修費に関する未払金）……………明治三十九年三月二十八日可決

明治三十九年度
第二十九号

名古屋市明治三十九年度歳入歳出予算追加（二十二万二千三百五十六圓六十九匁八厘、改修費その他）……………明治三十九年四月十三日可決

明治三十九年度
第九十九号

名古屋市明治三十九年度歳入歳出予算追加（二十一万三千七百四十四圓四十七匁、精進川幅拡張工事費
その他）……………明治三十九年十二月二十五日可決

明治四十一年度
第八十七号

訴訟行為の件（精進川改修敷地収用に関する補償金請求事件、原告近藤為吉外七名）……………明治四十年九月十日可決

明治四十年度
第一百十三号

名古屋市明治四十年歳入歳出予算追加（九万七千七百七十一圓二十八匁八厘、改修費）……………明治四十一年一月十日可決

〔議決経過〕

四十年十二月二十七日委員附託（九名）のち山田才吉委員長報告とおりに可決確定
精進川改修工費分割の件（その一部を四十・四十一兩年度に分別施行）……………明治四十一年三月七日可決

明治四十年度
第一百五十五号

明治四十年度
第一百五十六号

精進川改修費明治四十年歳入歳出予算（四十万三千六百七十一圓二十七匁）……………明治四十一年三月七日可決

……………明治四十一年三月七日可決

明治四十二年度 第百七十二号 予算繰越の件（改修費の未払金繰越）……………明治四十一年三月三十日可決

明治四十五年度 第百八十五号 精進川改修費歳出予算中款内流用の件（七千八百八十九圓四十四錢九厘）……………明治四十一年三月三十日可決

明治四十一年度 第五号 精進川改修費明治四十一年度歳入歳出予算（三十八万七千七百九十四錢七厘）……………明治四十一年三月三十日可決

明治四十一年度 第二十五号 名古屋市明治四十一年度歳入歳出予算追加変更（改修費補充費追加一四三十七錢）……………明治四十一年六月十三日可決

明治四十一年度 第二十六号 精進川改修費明治四十一年度歳入歳出追加（十五万二千八百四十二錢七厘）……………明治四十一年六月十三日可決

明治四十二年度 第十八号 精進川改修費明治四十二年度歳入歳出予算（二十八万八千七百九十四圓四十六錢四厘）……………明治四十二年六月十四日可決

明治四十二年度 第二十七号 公債条例改正の件（七百八十一万六千圓、精進川改修費、上下水道布設費、公園新設費、共同墓地新設費その他）……………明治四十二年五月五日可決

明治四十二年度 第七十九号 精進川改修用地内に介在する官有地無償譲受の件（道路五百九十八坪五合二勺、溝渠百四十二坪五合五勺）……………明治四十二年十一月二十六日可決

明治四十三年度 諮問第一号 工事方法変更の件（精進川改修第三工区設計変更）……………明治四十二年八月十三日同意

明治四十三年度 第一号 精進川改修費明治四十三年度歳入歳出予算（七万七千二百二十四圓四十四錢六厘）……………

撤 回（月日不詳）

明治四十三年度
第二十七号

精進川改修地内に介在する官有地精進川改修用地として無償譲与申請の件(川敷及堤塘道路)……………明治四十三年六月二十八日可決

第二項 改修費の決算状況

総支弁額百万円突破

次に本節を終るに当り改修事業完成後における決算の状況を一見せんがため、左にその内容を項目にわけて表示することとするが、決算総額百四万五千二百二十七錢四厘にして予算総額に對し九万六千八百一十一円六十九錢四厘の残額を示している。このほか既述のごとく愛知県執行にかかる橋梁架設費に對する寄附金と役所費支弁にかかる見張番小屋新設費を示している。

精進川改修費支弁高調(明治四十三年三月一日現在)

科 目	明治三十八年度	明治四十年年度	明治四十二年年度	予 算 高	残 高
	明治三十九年度	明治四十一年年度	合 計		
第一款 精進川改修費	九二、六四二、三〇二 一五、四八九、六五五	二五一、六五二、八四三 二五〇、九三七、〇四〇	一九八、一〇八、七七〇 九四九、八三〇、五九〇	一、〇四〇、五三三、二七四	九〇、六六一、六九四
第一項 本川改修費	九二、六四二、三〇二 一五、四六八、九五五	二二二、七六六、〇〇九 二二六、五五四、九〇〇	一六八、八六三、三二〇 八四四、四四二、五三六	九五一、一八九、九六八	六七、七五五、四四二
一、土地買収費	四〇、四〇八、〇七六 四九、〇六〇、三九〇	二二六、一三三、七八〇 七、七七八、二〇〇	四九八、〇四〇 三三三、八七二、四九六	三三四、三六五、二五九	五七、七六三
二、建物移転料	九、六〇〇 五、三四六、九九〇	六、三四一、五三九	一一、六六六、三三九	一一、七四八、一三九	五〇、〇〇〇

三、樹木修頓料及耕作物買収代	二、三九二、八七三 一、一三三、二六八	二、四一五、四三〇	五、九五一、五七一	六、〇〇一、五七一	五、〇〇〇
四、掘鑿及築立費	四五八、八六一、八五三 七四、一三六、一九四	二七、三七三、三〇〇 一六三、五二七、五六〇	五七、三四、六五〇 三六七、二〇三、六三七	四四七、一一〇、一五〇	三九、九〇六、五二三
五、鉄道橋新設費	三、九六九、六九〇 三三、三五四、四九六	一、九六三、〇七〇 一一八、〇〇〇	九三九、六八〇 二九、三四五、二六〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	六五四、八八四
六、橋梁新設費	二、四九八、二二一	四、一〇二、五四〇 四、六九〇、六六〇	二六、三八、五〇〇 三九、六二九、九二一	四五、六八〇、三五五	六、〇五〇、四四
七、悪水落口工費		四〇二、五四〇 四〇九、〇〇〇	九、五四六、二五〇 二〇、三五七、七九〇	一〇、三五七、九四三	一五三
八、河口取払浚渫費		二、五五六、五六〇	二、五五六、五六〇	二、五五六、六一〇	〇五〇
九、仮道仮橋及仮水路費	九九、四〇六	六七二、〇五〇 九五八、七〇〇	一、三六九、五九〇 三、〇九九、七四六	三、一一〇、三六	一〇、四八〇
一〇、雑工事費		三七二、二七〇	一七、五〇〇 三八九、七七〇	四六八、一〇〇	七六、三三〇
二、護岸及物揚場工事費		三元、七九六、一四〇 五九、七四〇、五三三	七〇、八二八、二〇〇 一七〇、三六四、七九〇	一九〇、七九一、六四五	二〇、四六、八五五
第二項 道路改修費	三〇四、〇三三	七、九六六、七四〇 一、〇二四、二六〇	四、一五四、五五〇 二三、四六九、五七三	一四、一〇二、九一一	六三三、三三九
一、土地買収費	二九五、三七六	五、一三〇、六一〇	三七三、六七〇	五、九三〇、二九五	三〇〇、六三九
二、建物移転料		二、四七八、二三〇	二、四七八、二三〇	二、五〇六、六六〇	二六、七三〇

三、樹木移転料及 耕作物買収料代	八、六四六	一七、八二〇	二六、四四六	二六、四五六	
四、改修工費		三六〇、一九〇	三、七八〇、八八〇	五、六三九、三〇〇	四七三、九七〇
第三項 水路改修費	六三三、四九七	二〇四、二六〇	一、九三三、九六〇	四、九四四、五九七	一九八、一四〇
一、用水路改修費	四二、四九八	二四、八〇〇	四、七九六、四五七	二、〇〇八、五九五	九、三三七
二、悪水路改修費	五八一、九九九	一八〇、一八〇	八四七、六〇〇	二、〇〇八、五九五	
第四項 精進川上流改修費	一九六、七六六	九三〇、〇〇〇	一、九九九、三六〇	二、九六六、〇〇二	一八八、八七三
一、土地買収費	一九六、七六六	四、六三〇	一、〇七五、三四〇	二、九六六、〇〇二	
二、建物移転料		一、〇九五、一七〇	二、七九七、二九〇		
三、樹木移転料及 耕作物買収料代		七、九九六、二四〇	一七、六二三、六〇〇	二五、八七一、六六八	
四、改修工費		六、〇八六、〇二四	二五、八七一、六六〇	六、二八二、七六〇	
第五項 溝渠新設費	四〇四、七〇〇	一、八四四、一〇〇	六、二八二、七六〇	一、九〇七、五九〇	
一、土地買収費	四〇四、七〇〇	六三、三九〇	一、九〇七、五九〇	一、九〇七、五九〇	
		六五、〇〇〇	六七、七〇〇	六七、七〇〇	
		一、八八六、二二〇	一七、六三三、六一〇	一七、六三三、六一八	
		一七二、〇〇〇	一、九四四、九七〇	四、六五三、一三〇	二四八、二五〇
		四〇四、七〇〇	四、四〇六、八八〇	四、六五三、一三〇	
	四〇四、七〇〇	一、七二一、〇〇〇	一、〇〇一、一〇〇	一、〇〇一、一〇〇	

知ることが出来るだろう。

精進川改修に関する役所費支弁高調(明治四十三年三月四日現在)

科 目	明治三十八年度	明治四十年年度	明治四十二年年度	予 算 高	残 高
	明治三十九年度	明治四十一年年度	計		
第一款 市 役 所 費	七、五五八、〇四八 ^甲	八、六六八、二三〇 ^甲	七、六六八、二二〇 ^甲	五、三六一、六〇〇 ^甲	一〇、三三六、七三三 ^甲
第二項 雑 給	八、五七七、七九〇	八、八三四、〇九〇	四、一四四、八七九	四七、二四四、一八〇	九、三六八、五六五
第三項 需 用 費	六、二五七、〇二四	七、八九九、四二〇	七、三七二、二三〇	四、一三七、四〇〇	八四八、一六七
合 計	一、三〇一、〇三三	六四三、四二〇	三二〇、八九〇	五、三八一、六〇〇	一〇、三三六、七三三
	七、五五八、〇四八	八、六六八、二三〇	七、六六八、二二〇		
	八、五七七、七九〇	八、八三四、〇九〇	四、一四四、八七九		
	八、六四四、四七二	八、三三三、四九〇	三七、八五五、六二五		
	五三三、二二九	五〇〇、六〇〇	三二六、二六三		
	八、六四四、〇九〇	八、八三四、〇九〇	四、一四四、八七九		

〔備考〕明治四十年度において予備費から賄費二百二十五圓四十銭仕払。明治四十一年度において予備費から訴訟費用四百四十二圓六十七銭九厘仕払。明治四十二年度において予備費から訴訟費用四十五圓三十銭、退職手当三百四十圓仕払う。

精進川改修建物移転料数量価額調

大 字 名	前津小林		熱田東町		熱田伝馬町		御 器 所		計
	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	
住 家	七五四、九一 ^甲		三〇八、三三 ^甲		一〇〇、三六 ^甲		—		一、一七五、三九 ^甲
	一〇、〇四、五六		一、〇九、六八		三七、八六		—		一一、五〇二、二六 ^甲

住家の附属建物	板塀上塀	電柱	井戸	側馬力汽鐘	電(発)動機	浴場	土蔵庇附	精米機	雑計
四三、八三 一〇二、〇四九	五九〇、四三 一九九、六八九	—	一、〇七三、三二〇 八五 <small>精</small>	五七、四三六 一〇三	二七、一〇〇 —	四三、九〇〇 四	二五三、二六四 二	一四〇、〇〇〇 —	一四、二七五、七三
四四、三九〇 九一、九六四	八、五 <small>精</small> 一〇、八三八	—	一四七、八五〇 二二 <small>精</small>	三七、八二五 —	—	—	—	五、一〇〇 —	一、四三二、九八九
三〇、一〇 五三、二九五	五、二七 <small>精</small> 二、九二五	—	六三、七五〇 五 <small>精</small>	一六、九五〇 七	—	—	—	五、五〇〇 —	四七二、六六七
—	—	—	三、五〇〇 一 <small>精</small>	—	—	—	—	—	三、五〇〇
四八七、三三〇 一、二五六、三〇八	六〇四、一九 <small>精</small> 二二三、四五三	—	一、〇六七、四二〇 一〇三 <small>精</small>	二七、一〇〇 —	四三、九〇〇 四	二五三、二六四 二	一四〇、〇〇〇 —	一九六、一〇一 —	一六、〇八三、八五九

接続熱田町の負担金

その財源を一般市費にもとめたことは説明を要しないが、その一部に充当せるものに、愛知郡熱田町のいわゆる負担金としての寄附金があつた。屢述のごとく精進川新鑿による諸種の便益をうけるものは、ひとり施行者の名古屋市のみに限らぬ、沿岸の関係町村住民もまたひとしく便益をうけること疑いない。こうした見解のもとに本市は開鑿事業計画の当初において最も密接な関係によつて結ばれている接続熱田町当局の意向を打診するところあつたが、市会において諮問案議決の際、関係町村に対し相当の費用分担金を求むる方法を講ぜよという希望条件があつた。

青山市長は所要工費全額の二分を関係町村に分担をもとむべく時の愛知郡長津田顕孝にその斡旋方を懇談した。とりわけ熱田町長小塩幹宛に自分の寄附金を求むる理由を述べた文書を既に明治三十八年四月頃發した。その後においても郡当局および熱田町当局に回答をもとめ、あるいは協力を繰返した。郡当局熱田町当局とも運河開鑿事業の起興を認めて協力的態度を示したが、分担金乃至は寄附金については事実悲觀的な方向に進みつつあつた。もつとも愛知郡長は論示的に寄附金のまとまるよう骨折してくれたが、熱田町を除き他農村経済は寄附金を支出しかねるほど陰惨な空氣のうちに沈淪している。かかる状況では期待どころかおそらく不満足な結果に終るだらうといふので、熱田町から金三万円の分担をうけることに確定、その他の町村はすなわち交渉を打切るの余儀なきに至つたのである。

なお運河完成後における沿岸地域の地価昂騰を見越して、関係地主の寄附金をも求むべく、かなり動きかけたようだが、地主の多くはむしろ申合たごとく精進川開鑿を厭忌するといふ、まるで、

そのような驚くべき事実であつた。従つて地主の寄附金募集は全く夢のごとく終つてゐることを知るのである。

第二節 諸条例・規程および関係職員

第一項 関係条例および規程の変遷

最初の精進川改修委員規程

次に本節において関係諸条例、規程設定の経緯および関係職員等の異動を通じて事業実施を進めたるかを推測する資として置きたいと思う。改修施行の許可指令をまつて明治三十八年八月精進川改修事務所を開設したことは、すでに述べたとおりであるが、これよりさき最初に設定したのは精進川改修委員規程であつた。

明治三十八年度 精進川改修
委員設置規程の件
第十一号 臨時土木

（明治三十八年六月二十六日修正可決）

第一条 市制第六十一条ニヨリ精進川改修工事土木事務ニ関シ臨時土木委員五名ヲ置ク。

第二条 臨時土木委員ハ市参事會員一名、市會議員四一名、市公民一名ヲ以テ組織ス。

第三条 臨時土木委員ノ任期ハ精進川改修工事竣成ノ日ヲ以テ滿了ス。

第四条 臨時土木委員退職又ハツノ他ノ事故ニ由リ欠員ヲ生ジタツトキハ臨時補欠員ヲ置

ク。

附 則

第五條 臨時土木委員ノ実費弁償ニ対シテハ常設委員実費弁償規則ヲ準用ス。

その後、明治三十九年三月二十三日にいたつて、市会の議決をもとめ、左のごとく一部の改正を行つたのである。

明治三十八年度
第七十一号 精進川改修委員規程中削除の

件……………(明治三十九年三月二十三日可決)

一、精進川改修委員規程附則以下第五條を削除す。

簡単な案件であるが、二月二十三日委員附託(加藤重三郎・小塩美之・水野良助・山本九八郎・北川乙治郎・熊田喜平・治川出柴太郎・藍川清成・平子徳右衛門以上九名)としたが、結局加藤委員長の報告どおり異議なく原案を可決している。

改修委員規程を廃止 然るにその後二年を出ずして改修委員設置の必要を認めずとして、明治三十九年十一月十七日の市会において野村朗議員始め二十二名より各種委員廃止の建議提出、これを全員一致をもつて議決した。この通牒をうけた市理事者は同年十二月十日の市会に委員設置規程および商議員設置規程廃止の件(明治三十九年度第八十九号)を提出、これを市会が異議なく可決したことはいうまでもないが、これをもつて即ち精進川改修委員始め商業学校商議員、高等女学校商議員等の常設および臨時委員は自然消滅したのである。政治的事情を知る術もないが、未だ濫設の弊があつたと見られぬだけに、かなり思い切つた委員廃止といわれていた。

河岸地使用規程の設定 通水後また若干の残工事があつたが、沿岸一帯の産業的および商業的發展をはかるため、両河岸地の使用を許可することとなり、これが規程を設定し、明治四十五年（大正元年）六月二十四日に至つて用地買収当時の旧土地所有者との間に存する条件の趣旨を尊重して貸下の通知を發している。関係規則は、堀川河岸共同物揚場及ビ河岸地取締規則ヲ名古屋市新堀川筋、共同物揚場及ビ河岸地ニ準用ノ件と頗る長い件名で、これは明治四十三年二月十九日愛知県令第二号、同年二月二十二日より実施、同四十四年二月愛知県令第百七号をもつて若干改正せられたが、全文十五箇条であつた。

明治四十三年度 精進川河岸地使用規程設定の
第十九号

件……………（明治四十三年六月二十八日修正可決）

第一条 精進川河岸地以下単ニ河岸地ト書スヲ使用セントスルモノハ本則ノ規定ニ拠ルベシ。

但一時ノ使用ハコノ限りニアラズ。

第二条 河岸地使用許可年限ハ二十ヶ年以内トス。

但期間満了ノ後市ノ指定スル地^{使用料}料ヲ支払フ時ハ継続^{使用セシムル}貸与^料スルコトアルベシ。

第三条 河岸地ヲ使用セントスル者ハ使用ノ目的位置坪数ヲ記載シ造設物等ノ図面ヲ添ヘ保証人連署ノ上当庁ノ許可ヲ受クベシ。

第四条 使用者ハ使用許可アリタル日ヨリ一箇年内ニ使用ニ必要ナル設備ヲ完成スベシ。

但当庁ノ許可ヲ受ケタルモノハコノ限りニアラズ。

第五條 造設物ノ新築改築オヨビ増築ハ工事仕様明細書ニ凶面ヲ添ヘ保証人連署ノ上、当庁ノ許可ヲ受ケ工事落成ノ上ハ届出検査ヲ受クベシ。

使用ノ都合ニ因リ自費ヲ以テ岸マタハ地盤ニ工事ヲ施サントスルモノマタ同シ。

第六條 護岸等ノ改築修繕ヲ要スル場合ニ於ケル該地所在ノ物件維持ナラビニソノ費用ハ使用人ノ負担タルベシ。

第七條 使用地ハ他人ニ転貸スルコトヲ得ズ。

第八條 使用期限内ニソノ地所ヲ返却シ、マタハ使用ノ目的ヲ変更セントスルトキハ保証人連署ノ上、当庁ノ許可ヲ受クベシ。

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ保証人連署ノ上十日内ニ当庁ニ届出ヅベシ。

一、家督マタハ遺産相続ノトキニ改氏名及ビ転居ノトキ。

第十條 使用者本市ニ住所ヲ有セザルトキハソノ使用ニ関スル一切ノ行為ヲ代理スベキ代理人ヲ定メ、当庁ニ届出ヅベシ。

一、代理人ハ本市ニ住所ヲ有スル能力者タルコトヲ要ス。

第十一條 保証人ハ本市ニ住所ヲ有スル能力者ニシテ土地又ハ家屋ヲ有スル者ニ限ル。

一、保証人トハ使用者義務不履行ノ場合ニ於テ之ニ代リソノ義務履行ノ責ニ任ズベシ。

第十二條 保証人ヲ換ヘントスルトキハ当庁ノ許可ヲ受クベシ。

第十三條 保証人ハ当庁ノ見込ヲ以テ変更セシムルコトアルベシ。

第十四條 保証人左ノ各号ノ一ニ該当シタルトキハ使用人ハ更ニ保証人ヲ立テ、当庁ノ許可ヲ

受クベシ。

一、第十一条第一項ノ要件ヲ欠キタルトキ。

二、失踪ノ宣告アリタルトキ。

三、死亡シタルトキ。

第十五条 使用期限内中本市ノ使用ニ供スルカ、マタハ公共ノ用ニ供スルノ必要アルトキハ許可

ヲ取消シ期限ヲ指定シコレヲ返却セシムルコトアルベシ。

但コノ場合ニ於テ生ジタル損害ハ市ソノ責ニ任ゼズ。

第十六条 使用期限内中左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ。

一、本則ノ規定ニ違背シ又ハ規定ニ依ル指命ニ応ゼザルトキ。

二、使用料ヲ滞納シタルトキ。

三、使用地内ニアル造設物ノ所有權ヲ喪失シタルトキ。

第十七条 使用期限満了ノトキマタハソノ期限内ニ前二条ノ通告ヲ受ケタルトキハ、指定期日

内ニ土地ヲ原状ニ復スベシ。

第十八条 使用者前条ノ期限内ニ土地ヲ原状ニ復セザルトキハ当庁ニ於テコレヲ執行シソノ

費用ヲ徴収ス。

第十九条 使用者ハソノ代理人マタハ使用人ガ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザル

ノ故ヲ以テ責任ヲ免ルルコトヲ得ズ。

第二十条 本則施行ニ要スル細則ハ市参事会コレヲ定ム。

明治四十三年度 精進川河岸使用料条例設定の
第二十一号

件……………(明治四十三年六月二十八日修正可決)

第一条 使用料ハ左ノ金額ノ範圍内ニ於テ実地ヲ參酌シ市參事會コレヲ定ム。

但公益ト認ムル事業ノ為メ使用スルモノハコレヲ徴収セザルコトアルベシ。

一、年ヲ以テ定メタルモノハ一箇年一坪ニ付 金六^三 円

二、月ヲ以テ定メタルモノハ一箇月一坪ニ付 金六^三 十錢

三、日ヲ以テ定メタルモノハ一日一坪ニ付 金三^三 錢

第二条 使用料ノ計算方法左ノ如シ。

一、年ヲ以テ定メタルモノハ四月ヨリ翌年三月マデヲ年額ト、ソノ他八月割ヲ以テ計算ス。

二、月ヲ以テ定メタルモノハ初月終月ヲ間ハズ總テ全月額トス。

第三条 使用料ノ徴収期左ノ如シ。

一、年ヲ以テ定メタルモノハ會計年度ニ依リ一年度ヲ二期ニ分ケツノ第一期分ヲ四月中

ニ第二期分十月中ニ徴収ス。

但五月以後新ニ使用ヲ許可シタルモノハ当初ノ一期分ニ限り許可ノ日ヨリ十日以内

ニ徴収ス。

二、月又ハ日ヲ以テ定メタルモノハソノ許可ノ日ヨリ十日以内ニ全額ヲ徴収ス。

第四条 使用料ノ額ハ使用許可年限中ト雖モ滿三年ヲ経ル毎ニ増減スルコトアルベシ、コノ

場合ハ三月前ニコレヲ通告ス。

第五条 精進川使用規則第十五条ニ依リ使用ノ許可ヲ取消シタル場合ハソノ土地ヲ原状ニ復シタル旨ヲ届出タルトキヨリ月マタハ日割ヲ以テ使用料ヲ免除ス。

第六条 精進川使用規則第十六条第一号ニ依リ使用ノ許可ヲ取消シタルトキハ既納ニ係ル使用料ハ之ヲ還付セズ。

〔備考〕 明治四十三年十二月十六日愛知県知事許可。

改修事務を土木課に移す 明治四十一年七月九日精進川改修に関する事務を土木課に移すことになり、左記の訓令を発している。その後については知ることが出来ないが、漸次改修事務所を縮小したのである。

名古屋市訓令第三号(明治四十一年七月九日)

序 中 一 般

精進川改修に関する事務を自今土木課に移す。

右改修事務に係るの吏員(工事監督、技術主任を除く)は辞令を用ひず土木課勤務と心得べし。

公債支弁事業委員設置

さきに市会の建議にもとずき精進川改修委員をも廃止したところ、その後約二年二箇月にして常設委員再置の必要を認めた、市会は明治四十二年一月二十一日左記の建議書を提出した。

特別会計事業常設委員設置に関する建

議……………(名古屋市長 加藤重三郎宛)

名古屋市公債支弁に係る特別会計事業は常設委員を置きこれが監督をなすの緊要事なりと認む。依て理事者は速かにこれが案を具し市会に提出す可し。(提出者 三輪喜兵衛・賛成者水野寅

吉始め二十五名)

明治四十二年二月二十一日

名古屋市会議長 服 部 小 十 郎

三輪議員は「上下水道工事の成敗利鈍は本市財政の浮沈に関する断言するも憚らぬ。市理事者と議員一同は協力一致して事業を遂行したい。……本員等は決して平地に波乱を起し、徒らに理事者を掣肘する主意ではない。」とその理由を述べて、市長の発案を促している。然るに賛否の意見が飛び出し、加藤市長は起つて左のごとく見解を述べ、市会の再考を促している。

ただ今述べられた趣旨はわかたれども、市制の上では設けることが出来ない、故に市会において委員を設けられるならばよろしい。しかし条例によつてつくる委員は理事者となり、理事者が理事者を監督するがごときは手続上できない。研究を要する問題であると思う。

なお粉飾なき賛否の議論が続けられ、賛成派から即決論が強く唱えられたのち、採決の結果即決することとなつた。このとき市長は「勿論公債支弁事業全体の委員を設けるものであろうか。」と念には念を入れようとした。これに対し提出者より「そのとおりである。」と卒直に答へたのち、再び加藤市長は設置論者に対して卒直に「趣意はよくわかた、しかし理事者は理事者としての権能により或は御趣旨に反する場合があるかも知れない。」要請に応じかねる意向をあきらかにしている。さりながら討論終結し採決の結果、反対説は少数にして敗れ終に建議は原案に確定した。

常設委員を設けることを嫌つていた市長も市会多数の議決を尊重し、同年六月二十六日左のとおり提案するに至つた。

明治四十二年度
第三十八号 公債支弁事業に関する臨時委員

規程設定の件……(明治四十二年七月二十六日修正可決)

第一条 市公債支弁事業ニ関シ臨時委員ヲ置キ左ノ人員ヲ以テ組織ス。

市参事會員 一名

市會議員 八名
四名

第二条 委員ハ上水道布設、下水道布設、精進川改修、共同墓地新設、公園新設ニ関スル事務ヲ處理ス。

第三条 委員ノ任期ハ一箇年トス、但再選セラルルコトヲ得。

第四条 委員退職マタハソノ他ノ事故ニヨリ欠員ヲ生ジタルトキハ臨時補欠委員ヲ選舉ス、補欠委員ハソノ前任者ノ残任期間在職スルモノトス。

第五条 委員執務ニ対スル実費弁償ハ名譽職員実費弁償規程ニ依リ支給ス。

第六条 委員ノ執務順序ハ市参事會之ヲ定ム。

(備考) 明治四十二年八月二十一日告示第二十三号を以て施行。大正十二年三月末日廢止。

市會は委員附託として調査することとなつた。七名の委員左のごとし。

上遠野富之助 磯 貝 浩 青山鉞四郎 三輪喜兵衛 山田才吉

安東敏之 蜂須賀光次郎

七月二十六日日本會議を開き、磯貝委員長の報告どおり修正可決確定したが、などやかな空気の下に議了したものでない。このとき委員長長の報告をめぐつて賛否の意見が激しく対立し紛糾をきわめている。臨時委員の事務概目は次のごとくであつた。

公債支弁事業臨時委員事務概目（明治四十二年十一月十日、市参事會議決）

本市公債支弁事業に関する臨時委員の処理すべき事務の概目左の如し。

- 一、工事計画に関する件
- 一、予算編成に関する件
- 一、土地買収に関する件
- 一、一廉百円以上の予算流用に関する件
- 一、一廉千円以上の工事施行に関する件
- 一、一廉千円以上の物品購入ならびに不用品売却の件
- 一、一廉千円以上の物品修繕に関する件
- 一、前項の外、市参事会に於て必要と認むる事項

第二項 改修関係職員

精進川改修事業施行中は多事であつた。この間における執行機関の幹部をみれば、青山朗市長は明治三十九年四月十二日退職した。彼と交代して同年六月二十七日市長に就職せる加藤重三郎は在職五年二月余におよんだ。青山市長時代に岡部善之助助役の後任に就職せる高橋克守は

明治四十二年八月三十一日退職した。四十年七月二十七日就職せる榎戸利吉助役は大正二年七月二十七日退職している。青山市長は名古屋出身で陸軍少将、明治二十五年二月第二回衆議院議員選挙に当選の元代議士で、市長就職当時五十四歳、経歴から按ずるに一廉の人物であった。加藤市長は名古屋出身で長く司法官界にあり、三十年十一月退官後、郷里に弁護士中、市長に推された当時四十七歳、在職中の市の政情は必ずしも平穩ではなかつたが、積極市政を行うこと勇敢にして種々の画策、事業にみるべきものがある。要するに民意に従うよりも自己の所信を貫く風があつた。

精進川改修関係の市参事会員

氏名	選任年月日	退任年月日	備考
土井 勝清	明治三七・三・一五	明治四一・一・二一	市公民
青山 鉞四郎	〃	〃	〃
安藤 清次郎	〃	〃	〃
白石 半助	〃	三九・一・二二	〃
井上 茂兵衛	三九・一・二三	四三・一・一五	市公民
大喜多 寅之助	〃	〃	〃
天野 景治	〃	〃	〃
井上 信八	四一・一・二一	四四・一〇・三	市公民
花井 昌三郎	〃	〃	〃
森本 善七	〃	〃	〃

伊藤由太郎	四三・二・二五		
長谷川糾七			
藍川清成			

精進川改修委員

青山鉞四郎	明治三八・七・一	明治三九・一二・一〇	委員廢止
小林倫祥			
永田玉太郎			
安東敏之		三九・一・一	辭任
谷口高忠		三九・七・一	本職失格
蜂須賀光次郎		三九・一二・一〇	委員廢止

公債支弁事業臨時委員

今井藤吉	明治四二・八・一三	明治四三・八・一二	市會議員
白石半助			
鈴木政吉			
神戶利兵衛			
熊谷常光			

江口理三郎
三輪喜兵衛
蜂須賀光次郎
森本善七

明治四二・八・一三

明治四三・八・一二

市会議員

市参事会員

精進川改修関係吏員

職名	氏名	任命年月日	解職年月日	備考
工事監督技師	上田敏郎	明治三八・七・六	明治四〇・五・三	解職の翌日工事監督嘱託
工事主任	山崎礼三	〃	三九・八・一六	給料の外手当支給
〃	仁村俊徳	三九・八・一六	三九・一二・一四	手当支給
技術主任	井上喜二郎	三九・九・六	〃	〃
敷地買収事務取扱主任	豊田乙彦	三八・八・一	三九・九・三〇	〃
敷地買収事務取扱主任	仁村俊徳	三九・一二・二四	四一・七・七	〃
上木課長	丹羽中成	四一・七・九	〃	手当支給
敷地買収事務取扱	青木治郎	三八・八・一	三九・九・三〇	〃
〃	田中稔	三八・八・一	三八・八・三一	給料の外手当支給
技術員	野矢祐治	三八・七・二二	三九・七・一九	〃
〃	伊藤伊一	三八・七・一一	〃	〃
〃	溝口猪之助	三八・七・一一	〃	〃
〃	諸井一二	三八・七・一一	三八・八・二四	〃

技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員	技 術 員	事 務 員
增 田 静 樹	岩 田 定 吉	加 藤 保	菅 沼 一 寛	田 中 鉄 太 郎	吉 原 忠 恕	鍋 田 營 治 郎	玉 井 磨 嗟 彦	豊 田 末 吉	前 橋 啓 次 郎	高 林 暉	大 橋 宗 太 郎	豊 島 義 章	山 田 太 吉	河 本 梅 吉	箕 浦 大 宜	中 村 栄 貞	桐 井 金 次	渡 辺 文 夫	鈴 木 栄 助
明治三八・七・一一	明治三九・四・一六	明治三九・四・一三	明治三八・八・一〇	明治三八・七・一一	明治三八・七・一一	明治三八・七・一一	明治三八・七・一一	明治三八・一〇・一一	明治三八・七・一一	明治三九・二・五	明治三九・四・二七	明治三九・七・三	明治三九・一・一八	明治四〇・一・一六	明治四〇・一・一五	明治四一・二・二八	明治四〇・一・九	明治四〇・一・一九	明治三九・一・一八
給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給	給料の外手当支給								

技術員	卷本角太郎	明治四〇・四・九	明治四二・九・三〇	給料の外手当支給
事務員	松平主税	四〇・一〇・三一	四一・一〇・三	給料の外手当支給
事務員	伊藤錠太郎	四〇・一二・一七	四一・一〇・一四	書記に転ず
事務員	後藤常吉	四一・四・一三	四二・一〇・二六	給料の外手当支給
技術員	神谷吉五郎	四一・七・一六	四二・七・六	給料の外手当支給
技術員	大野亀朔	四〇・一・二五		
技術員	川本角一	四〇・一〇・三一		

なお改修工事施行当時から竣成に至る、その間在職せる市会議員氏名を列記すれば左の如し。

精進川改修関係市会議員(順不同)

氏名	氏名	氏名	氏名
青山 鋭四郎	服部 小十郎	熊沢 宗三郎	上速野 富之助
今井 藤吉	石黒 磐	白石 半助	山本 九八郎
小塩 美之	鈴木 惣兵衛	藍川 清成	北川 乙治郎
熊田 喜平治	渡辺 久三郎	磯 貝 浩	鈴木 政吉
平子 徳右衛門	富田 彦吉	金森 辰五郎	神戸 利兵衛
熊谷 常光	江口 理三郎	深田 仙太郎	山田 才吉
三輪 喜兵衛	島本 権左衛門	加藤 勘太郎	長谷川 糾七
井上 茂兵衛	上速野 富之助	石黒 磐	野村 朗

水野寅吉	村瀬周輔	伊藤由太郎	田村親助
竹内兼吉	吉田善平	林市兵衛	祖父江道雄
宮部鈴三郎	蜂須賀光次郎	安東敏之	水野良助
中村利恭	永田玉太郎	守随鐘三郎	森本善蔵
加藤重三郎	安藤清次郎	真野愛三郎	天野景治
谷口高忠	堀部勝四郎	佐橋健之助	小林倫祥
中村源蔵	鈴木幸右衛門	馬場又三郎	山田鉄次郎
安藤一之助	沢田吉兵衛	長谷川亀一郎	川出柴太郎
小山松寿	大喜多寅之助		

第三節 麴ヶ池(大池)の埋立

前津小林方面の麴ヶ池は「麴塵池」とも称した。既に寛保元年(一七四二年)時代から溜池としてあり、旧記によれば水田約十五町三反八畝二十六歩の灌漑用水であつた。それが明治に入り既に述べたとおり本市の公園道路南部線改修と同時に埋立を計画した。明治四十二年八月二十日埋立工事を請負入札に附し、翌九月中頃に埋立を終つてゐる。埋立前の該池をまた「大池」とも称せられ、當時その大きさは縦九十間、横六十八間、面積六千百坪あつたのを、請負工費三百三十九円二十五錢をもつて二百二十五坪だけ埋立した。これにも精進川の掘鑿泥砂を利用したのである。

その後、大正二年の「名古屋市事務報告」によれば「財団法人戴恩会の所有地、中区大池町地内通称麴ヶ池埋立に着手す。」とあり、前回未了の部分の埋立したのである。

かくしてその昔農村時代に灌漑用その他の目的に利用せられていた麴ヶ池は全くその影を減してしまい、市街地の拡大に伴い、そこに会社や商店が建込められるに至つたわけである。しかし明治三十五、六年頃の麴ヶ池といえ、御器所の八幡山とともに名古屋人に趣味と慰安とを与えたもので、麴ヶ池の岸に蓼花をたづねて、芦荻の秋風に耳を傾くるも風流といわれている。

水面の埋立についての詳述に資料が乏しいが、明治時代の名古屋およびその附近には溜池も小川もあり、時として人工的の用水路も、堀も所々にみられ、これらはある程度まで産業的に利用せられたのみならず、人間生活のために遊戯のためにも、慰安のためにも利用せられていたが、いつしか私有財産となつたり、あるいは人口の数に比例して昔は綺麗な流れであつたと思われる所も、廃物の放棄場となつて水は悪水と変化して衛生的にも頗る有害なものと化するに従つて漸次埋立られて行くのであつた。もつとも空地保存の手段として、その水面を残しているものもあるが、接統地が都市化につれて、叙上のごとき状態にて水面なるものは厄介視せられる傾向であつた。

第四節 長畔および長畝の埋立

長畔(空濠)低濕地埋立

陸軍用地と交換せる西区南外堀町字長畔の低濕地——空濠を埋立したのち、ここを上下水道布設の材料置場に利用することになつた。これよりさき左記のごとく市会の議決をもとめ、三千四百

二十二坪余の埋立を行つたのである。

明治四十一年度 市有地埋立の件（明治四十一年八月二十一日可決）
第三十三号

本市有地に係る長畔三千四百二十二坪八勺を埋立せんとす。

明治四十一年度 基本財産積立金を工事費に充當の件：
第三十四号

……………（明治四十一年八月二十一日可決）

基本財産積立金の内、金九千二百五十三円五十九銭を長畔埋立費に充てんとす。

明治四十一年度 基本財産明治四十一年度歳入歳出予算
第三十五号

追加……………（明治四十一年八月二十一日可決）

一、金九千四百円五十九銭 歳入予算高追加

一、金九千四百円五十九銭 歳出臨時費予算高追加

市会は明治四十一年八月十日、右を一括附議したが、五名の委員附託とした。委員会では種々論議を尽したのち、埋立予算を八千四百四十七円五十九銭に、埋立面積を三千五十三坪五合五勺に各削減修正することになった。同月二十一日の本会議において沢田（吉兵衛）委員長より「風致に富む老松を無造作に伐り倒すのはまことに惜しいものだ。これを永遠に保存すべきものである。」と削減修正理由を力説して賛成を求めている。

然るにこれを不満とする加藤市長は起つて委員会の決定のまま通過することになつてゐるのは理事者として甚だ遺憾千万とする旨を述べ原案を維持し議員の考慮をもとめたところ、果然議

場の空気が一変し原案賛成の声が起り無修正通過成立、委員会一致の決定が顛覆したのである。

工程については判然しないが、現場出張監督の鈴木小左衛門技手が仁村土木課長宛に提出せる報告中に「人夫一人平均一日得る処の労益金約四十銭乃至四十四銭位に止まり、不絶人夫等より値上げを要求している、といえども御内命のあるよう彼等の申込の都度、言下にこれを斥けている。」なお土砂運搬レール赤錆となり、車両回転の不円滑等を記して工程予定どおり進まざることを歎いている。かくして明治四十二年三月ごろ竣工した。そして大正二年六月十二日に至つて西区役所は上園町一丁目（鈴木病院跡）の庁舎から右埋立地に建築せる新庁舎に移転し事務を開始したのであるが、市会議事を通じて考えられる——修正説は敗北せるも風致を添える老松の観賞的効用を發揮せしめんと、現状確保にとめたことは全くそのとおりである。それが実利主義のために惜しげもなく伐殺せられ永久に由緒ある風致が失はれたことを、ひどく慨嘆したといわれている。

長畝（惣河戸）の埋立

次に長畝埋立工事については明瞭を欠くが、長畔埋立前後に計画された。これは南外堀町一丁目惣河戸（通称長畝）より堀川朝日橋に至る延長三百間は不陸の低湿地であつたのみならず幅二間余に過ぎなかつたので、幅員を四間に埋立をした。明治四十一年七月十五日付（主甲第七七号）施行申請、同月三十一日付、愛知県知事の許可指令（主第三四一六号）を受けているので、長畝樋之口道路拡張の際、同時に施工したものと見られる。

とにかく朝日橋・小塩橋間の液溼土砂九百坪を本県より無償交付をうけ、これを埋立に利用して明治四十二年二月ごろ埋立が出来上つている。その後間もなく「長畝町」という町名を附せられた。

第五節 県税支弁の大小溝渠

明治維新前後の状態

江戸時代は上下水道に關しては未だ緊切なる注意を喚起するの時期に達せず、悪疫流行に際してもまた適當なる画策をなすことがなかつた。汚水排除のごときは当時未だ主要なる公衆衛生上の意義をなすに至らず、初め瀧水の排除舟運および防備の目的をもつて漸次溝渠、運河の掘鑿疏通せらるるかたわら排水路たるの作用を成したのであるが、人煙次第に繁きにおよび下水および溜池を設けて漸次衛生学上の意義における下水道の目的に接近してきたものである。

すでに言及したごとくこの名古屋が都市として成立した当時の城下町の地は沮洳多く芦洲荻所々に点在し、沼沢地や溜池も多く地理上の状態を想像せしむるに余りある。それが城下町の経営にあたり地形の整理および市区の築造に伴い新渠を整修し、あるいは湿地の埋立は進行するに至つた。当時の汚水排除等に関し知る由もないが、享保以後市街の塵芥を濫りに河溝に放棄を禁ずるなど相當に衛生的になつたと推想するのである。

かくして明治維新に至りその中期以後より上下水道準備時代に入り、進んでその実行におよび大正三年九月一日に至り上水道が始めて給水し、ついで下水道が出来上つた。けだし下水道改良工事は道路の改善と共に漸次下水溝渠が築造せられ、これ等は大下水道の完成と共に両々相俟つて大いにその効用を發揮するのである。

さて明治時代における汚水排除状態はどうであつたらうか、これに顯著なる記録の存するもの

なく不充分ながら、維新当時は政治上の空前の大変革に伴う政治上の劃策に忙しく、未だ社会生活の衛生的施設に触るるに至らず、ただ当局において大小溝渠下水の浚方等を令するの程度に過ぎなかつた。こうした状態は各都市共通的であつたらしく左に掲ぐる明治五年十月の太政官布告に徴しても推想される。

太政官布告
第三二五号
道路掃除の件（明治五年十月二十八日布告）

近來道路掃除の儀多くは等閑に相成甚だ以て不相濟事に候冬各地方官に於て厚く注意し、追て道路の制被相立候迄は従前掃除請持有之道路は勿論持場無之場所は最寄町村へ公平に割渡左の条目之通掃除可為致事。

第一条 掃除請持場へ風雨等ノ障リ有無ニ不拘必ズ三ヶ月中ニ一度宛掃除可致事。

第二条 風雨ノ後ハ必ズ其持場ヲ掃除シ溜水ハ左右溝へ導キ水溜ノ場所相減候様可致事。

第三条 並木根返リ風折雪折等ハ追テ其ノ所ヨリ処分有之ト雖モ不取敢道路妨ナキ様取片付置可申事。

第四条 左右ニ溝渠無之道路ハ可成丈ケ路ノ両縁ヲ低下ニシ雨水ノ捌方宜様可致事。

第五条 掃除丁場杭柱等圍ニ致置候向モ有之、右ハ必ズ其請持丁場境ニ從基東西或ハ南北何百何十何何郡何村掃除丁場トシシ標立可相建事。

第六条 路舖往々田畑ニ切添候ヨリ並木根サシヨ失シ之カ為根返ニ及ヒ易ク以テ外ノ事ニ候以米決テ右等所業致ス間敷事。

右之通り堅ク可相守候、若等圍ニ差置ニ於テハ官員巡回ノ節乾度可申付事。

かかる状況がかなり長く続いたので住宅の裏を流れていた塵埃の捨場のごとき溝渠や、廃物の放棄場となつて水は悪水と変化して病気の運搬者となり見るだけに不快なものとなつた溝渠や夏季は一層汚くて悪臭紛々とする溝渠が市内到るところに見うけられた。そこには欄干のない板橋や石橋があつた。名古屋の巨商街といわれた本町筋や広小路附近にも幅五尺乃至六尺の溝渠があつたのである。

大溝渠延長約一万六千五百間

明治二十七年一月現在における愛知県税支弁に属する大溝渠の箇所は左のとおり三十七箇所、延長一万六千四百九十三間を示している。(平均巾三尺以上を大溝渠とした)

名古屋市内の大小溝渠箇所(明治二十七年一月現在)

- 一、栄町七丁目久屋町角に起り新柳町五丁目に至り南伏見町および南園町、東西洲崎町を経て堀川に至る。延長千二百七十六間 平均巾六尺。
- 二、桜町一丁目中央に起り本町および玉屋町を経て栄町溝渠に合す、富沢町一丁目中央に起り玉屋町溝渠に合す。延長三百八十九間 平均巾三尺。
- 三、菅原町二丁目中央に起り桶屋町を経て新柳町溝渠に合す。延長四百三十間 平均巾四尺。
- 四、園井町一丁目に起り新柳町通溝渠に合す。延長百十九間 平均巾三尺。
- 五、住吉町、鉄砲両町境に起り鉄砲町および八百屋町を経て南伏見町溝渠に至る。延長四百二十一間 平均巾三尺。
- 六、上園町二丁目に起り西菅原町および材木伝馬各町および八幡小路を経て堀川に至る、下園町および袋町境、伝馬町裏に起り八幡小路に至り前項溝渠に合す。延長五百十五間 平均巾四尺。
- 七、車ノ町一丁目中央に起り西万町に至り材木町溝渠に合す。延長五十間 平均巾三尺五寸。
- 八、伊勢町一丁目中央に起り京町および茶屋町を経て長島町に至り南外堀町惣河戸に至る。

延長六百十九間 平均巾五尺。

九、裏門前町、矢場町境より三輪神社境に至る。 延長七十七間 平均巾三尺。

一〇、三輪町、松島町伏越に起り小林町溝渠に合す。 延長二百八間 平均巾三尺。

二、前塚橋町兩境より下日置町を経て西脇町字顕性寺前伏越に至る。 延長二百八間 平均巾三尺。

三、西脇町字顕性寺前伏越より上日置町字狭間を経て堀川に至る、東橋町字栄国寺前に起り字菖蒲皮町に至り前項溝渠に合す。 延長三百十七間 平均巾七尺。

三、伊勢山町字南野外に起り字三町畑を経て正木町字九町堀通を堀川に至る。 延長三百七十五間 平均巾四尺。

四、笹島町江川杖際に起り花車、東柳、禰宜、内屋敷各町を経て納屋町南境字水車通に至る。 延長五百二十八間 平均巾四尺。

五、南鷹匠町一丁目西家裏に起り小舟町を経て塩町二丁目石橋際に至り堀川に入る、同町一丁目東家裏に起り小舟町北家裏通に至り溝渠に合す。 延長六百四十九間 平均巾三尺五寸。

六、隅田町通元日長家境に起り元五条町北境を経て比米町界、小舟町裏に至る。 延長百八十間 平均巾三尺。

七、橋詰町字金比羅社北裏に起り元五条町を経て隅田町板橋に至り溝渠に合す。 延長百二十九間 平均巾三尺。

一八、外田町字八雲通江川杵際に起り枝郷新道両町を経て郡村境に至る。延長百五十間
平均巾三尺。

一九、外田町字藪下江川杵際より西へ新道町を経て郡村境に至る。延長百五十七間 平均
巾四尺。

二〇、北鷹匠町字馬冷場筋黒川際に起り江川に至る。延長百八十九間 平均巾四尺。

二一、北野町字江川端通南境板橋に起り江川町を経て押切町四丁目に至り鮎藤橋を経て郡村
境に至る。延長五百三十六間 平均巾四尺。

二二、押切町一丁目石橋に起り四丁目に至り鮎藤橋に至り溝渠に合す。延長二百三十六間
平均巾四尺。

二三、深井町字三段橋西板橋下に起り深井町中土戸小橋山の神、五平蔵新屋敷各町を経て江川
に至る。延長五百二十七間 平均巾三尺五寸。

二四、手木町字南界に起り前ノ川下水路を経て江川に至る。延長三百九十九間 平均巾四
尺。

二五、南外堀京町両町境字伊勢町通石橋下に起り東鍋屋町大光寺境内ならびに東新道および
東門前・東新・宮出・西瓦・東瓦各町を経て郡村境に至る。延長千五百三十四間 平均巾五
尺。

二六、関鍛冶町二丁目石橋下に起り久屋町金比羅社裏に至る。延長百二間 平均巾三尺。

二七、久屋町字金比羅社裏に起り武平・駿河・西新・南新通の各町を経て宮出町長永寺北に至り溝

渠に合す。 延長八百九十二間 平均巾四尺五寸。

二六、山口東字神明社北裏に起り赤塚相生堂屋小川各町を経て東田町を過ぎ流川通を郡村境に至る。 延長千三百十二間 平均巾四尺五寸。

二七、坂上町字相応寺北裏に起り山口町通を過ぎ赤塚町に至り溝渠に合す。 延長二百七十二間 平均巾三尺五寸。

二八、平田町字平田院東に起り暨代官町を過ぎ水筒先町に至り溝渠に合す。 延長三百五十八間 平均巾四尺。

二九、筒井町字石橋際に起り水筒先通布池町に至り辰巳町通に出て前項溝渠に合す。 延長七百七十二間 平均巾六尺。

三〇、東黒門町字藪小路通東境に起り筒井東矢場両町境を経て石神堂筋車道通に至り溝渠に合す。 延長六百七十四間 平均巾三尺五寸。

三一、車道町字石神堂境に起り東田町通白山社南裏鷺野橋東に至る。 延長六百六十九間 平均巾六尺。

三二、西奥田町東境に起り車道通に至り溝渠に合す。 延長百三十三間 平均巾四尺。

三三、古出来町塩付街道千種村境に起り桶荷組を経て新出来町南の筋に至り建中寺北外堀に至る。 延長五百二十七間 平均巾三尺。

三四、新出来町五丁目天王社西横に起り塩付街道筋陸軍省埋葬地南東隅を経て郡村境に至る。 延長三百三十二間 平均巾三尺。

三、南禰宜町愛知郡界に起り江川に合す。延長二百

三十二間 平均巾五尺。

これに徴し市内到るところに大小の溝渠があつたことが推想することが出来る。それが何時頃から愛知県税(県費)支弁の修補維持されて来たか、これに關する顯著なる史料の伝うるものがない。従つてまた何時頃まで県税支弁が続いたものか詳記できないが、全面的に改正せられた府県制が明治三十二年七月一日より施行される、その頃まで県税支弁として補修維持されてきたものごとく考えられる。

細溝をのぞき漸次埋立

明治三十三年三月八日に至つて内務省令第五号をもつて汚物掃除法施行規則公布せられた結果、公共溝渠の汚泥浚渫は名古屋市の義務となつたので、毎年二回これを行うこととなつた。参考のため省令および市汚物掃除規則を摘記すれば左のごとし。

〔参考〕内務省令第五号

汚物掃除法施行規則

……(明治三十三年三月八日)

外小使の足から郵便へ

明治五年に呱呱の声をあげた官業郵便制度は、わが国開明の先登であるといわれた。「日本開化詩」(明治九年)にいわく、

八十余州各府県東西無地不郵伝
都鄙定額通常例渾自一棧至四棧
郵便便処利稍深似占脚夫若干金
此際不憂親戚隔三棧印税了郷音
しかるに明治十三年に至つても愛知県管内の官公署の往復文書は寂しい細道をテクする外小使の足に頼つていた。即ち各郡区役所では毎月日並を定め、外小使をして部内各戸長役場へ相廻し、人民より差出の諸願伺書等を取りまとめ、或は指令等を持参せしめていたのである。よりやく明治十三年八月末日限り右を廃止し郵便を利用することゝなつた。(明治十三年八月二十一日「官報附誌」第四九五号)

乙第一三二号(郡区役所規)

〔上略〕右は事の緩急を問はず総て外小使をして書面の往復を為さしめ候筋に相当り郵便事業に粉敷、殊に直夫差立の弊害除却の儀に付而は兼ねて駅通給官より照会の次第も有之候条、右等の向は本月三十一日限り相廃し並て郵便を以て往復可致此旨相達候事

但是迄本庁へ差出来候条外小使の儀も本文同様相廃し可申事

明治十三年八月十九日

愛知県令 国貞 廉平

第四条 溝渠ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スベシ。

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ拘ハラズ別段ノ施設ヲ許可スルコトヲ得。
地方長官ハ汚水ノ性質ニ依リ公共溝渠ニ排泄セシムベカラズト認ムルトキハ適當ノ施設ヲ為サシムベシ。

第六条 市ハ第四条ノ溝渠ノ汚水ヲ排泄スル為メ必要ナル公共溝渠ヲ築造修繕スベシ。
公共溝渠ノ汚水ハ之ヲ適當ノ場所ニ排泄スベシ。

第七条 公共溝渠ニ沿フタル土地ニ於テハ公共溝渠ニ害ヲ及ボスベキ虞アル行為ヲ為ス者ハ其害ヲ予防スル為必要ナル施設ヲ為スベシ。

第十七条 公共溝渠ニ塵芥土石ヲ投棄シタル者又ハ屎尿ヲ注流シタル者ハ十日以上ノ拘留又ハ一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス。

第十八条 下水道ヲ布設シタル地ニハ溝渠ニ関スル本則ノ規定ヲ施行セズ。

〔参考〕

名古屋市汚物掃除規則(明治三十三年十月一日より施行)

第一条 汚物ハ左ノ區別ニ依リ掃除ス。

一、掃除義務者ノ蒐集シタル塵芥ハ毎月五回、汚泥ハ毎月一回。

但土地ノ狀況其他ノ原由ニ依リ必要ナル場合ハ毎日若クハ隔日一回。

二、魚鳥オヨビ青物市場ハ毎日一回。

三、市ノ義務ニ属スル場所ハ隨時、公共溝渠ノ汚泥浚渫ハ毎年二回。

〔参考〕

名古屋市汚物掃除規則施行細目(明治三十三年三月八日)

第六條 市ノ義務ニ屬スル場所ノ掃除ハ左ノ方法ニ依ル。

一、公共溝渠ハ特ニ人夫ヲ使用シ毎年三月、十月ノ二回ニ浚渫シ尚不潔滯留物ハ隨時排除シ常ニ清潔ヲ保持ス。

二、(省 略)

三、車馬道ノ掃除オヨビ撒水ハ特ニ人夫ヲ使用シ毎日之ヲ為サシムルモノトス。

そしてこのとき名古屋市告諭第二十一号をもつて汚物掃除法施行について心得事項を示して市民の注意を喚起したのである。当時果して溝渠に塵芥を濫りに放棄することがなくなつたか、またたえず細密なる注意をもつて、それが行われたか甚だ疑問であるけれど、右の一定の制を布き、他方においては黴菌の養成場となつて衛生的にも有害なる溝渠は漸次埋立られ、或は道路敷に充当されるに至つたことは名古屋経営中重要な一時期を劃したものとといえるだろう。

かくして大正中期以後には人家稠密の市街地には僅かに細溝を遺すに過ぎず、ほとんど埋立られたのである。これまで県税(県費)支弁にかかる事業施設をとりあげてきたが、県税支弁の道路、河川、溝渠といつても、それは本市民が愛知県民の名において納められる県税——市部経費(又は連帯経費)によつて成されたことを説明するまでもないが、このことを知つておくべきである。

大人氣の名古屋

区役所の本建築

明治十一年七月「郡区町村編制法」発布後、間もなく吉田禄在が初代の名古屋区長に就任すると、旧藩時代の英語学校の長屋に仮住居の区会所では面目がないので初めて名古屋区役所建築が問題となった。そこに一、二の話柄がある。

時あたかも名古屋でも自由民権熱が盛りあがらんとしていたおりからとて、果然新区役所庁舎は区民有のものでなければならぬ。そして同時に議事場も建てねばならぬと、有志の代表がしばしば会合して建築費につき苦心したが、さきに吉田が明治政府から下渡しを受けた婦田金の半分が残っていた。これを投げ出すなどして漸く財源の調達が出来ることになった。

次に場所も詮議の末、栄町角（今の松坂屋栄町店の在る所）を選定した。ところが既に県庁が博物館前建築敷地として坪四四五十で買上げていたので、吉田区長が時の愛知県令安場保和を口説いて大書記官や会計係や庶務係と種々折衝をかさねた結果、時値の半分値一坪二四二十五で払下げられることにまとまつた。

その次に建築材の詮議に及ぶと、これも吉田区長がわざわざ御料局へ赴き七千四の材木払下方を願出た。御料局ではそんな事は未だ例がなかったが、熱心の余り宮内省へ伺をたてた。やがて指令が下って御料材を払い下げられることになった。

しかしその仕事はお上ではない、人民の仕事だからそのつもりになれというえらい意気込みで、頭梁には伊藤平左衛門はじめ鈴木幸右衛門・青木平兵衛の顔揃いで建築に着手したのは、明治十一年の冬で、翌十二年までかゝってスツカリ出来あがった。この建物は勿論民有でなくてはいけないというので伊藤次郎左衛門を共有総代として年額二百円で区へ貸付ることになった。

何しろ根が自由民権思想から出発しているので、出来上った新区役所建物にもそれが現れて区役所事務の方の入口は別に玄関を設けて、右手の方は公務の外に区民がときどき会合して相談するために区画を立て、殊更に入口を別にして公私を分けたものである。

それが後に名古屋市役所庁舎となり、やがて熱田街道改修の際、建物の一部が取壊しとなった。その後すでに述べたとおり明治四十年十月一夜の火災のため烏有に帰したが、肝心な自由民権の精神を現した建物といえ、なかなか大人氣があつたもので、その当時生れていなかったものには遠く想像が及ばないことである。

第四篇

近代的路面鋪裝および都市的公園

第一節 大須仁王門通の路面舗装

近代式路面舗装の端緒

明治三十年以後における道路施設は漸次改善されるようになったことは事実である。しかし今日の眼をもつてしては、ただちに都市の道路とは認定しがたきものであつた。従つて路面は醜悪をきわめ、乾いては濛々たる砂塵の雪、雨となれば泥濘真に踵を没するの状態であつて、なおかつ改良に志すところがなかつたと疑うものがあつたのである。然るに明治四十年六月接統熱田町併合以来、人口の激増および交通量の増加とともに大小の車が盛んに通行するようになったのは当然であるが、これがために在来の道路の損傷うくることも亦甚しく随つて修すれば、随つて損傷するという状態であつた。ここにおいて本市は道路改良対策を練り出すようになった、これについては後巻において詳記するであらうが、いよいよ本市の路面舗装時代となつたのは、実に昭和三年以後のことである。

ただその端緒を開いたのは、明治四十五年に試みの事業として中区門前町五丁目大須、仁王門通を選びてアスファルト舗道計画を実施した。これこそ本市における最初の路面舗装であつた。それだけに門前町界隈の人々は大須が興行物の活動写真館（映画館）の最初であり、小規模ながらも水族館の出来たのも名古屋の元祖であると、自慢話の種としていたところ、最新の舗装道路が出来あがつたので、大須こそ新施設の先駆地と称せられたという。

東京市が明治三十二年には五箇年継続事業として在来の重要路線に割栗舗道工事を実施し、ま

た明治四十四年より三箇年間に於いて京橋須田町間、本郷六丁目帝国大学前および神田錦町・佐柄木町間に舗石、瀝青、混凝土等の舗装工事を施した。これがおそらくわが国最初の路面舗装といわれているから、本市における舗装工事は決して遅い方ではないわけである。さりながら仁王門通の工事は極めて短区間の歩道に限られ、しかも極めて貧弱であつた。ただそれだけの事で区域内の局部的道路の改修にも、なかなか手が届かず周辺部においては耕地のままの程度であつたことが想像される。なおまたその当時は舗装の工法は発達せず、実施上の熟練をも全然経ていなかったので、舗装が長く普及しなかつたのは遺憾ながらやむを得なかつたのである。

最初のアスファルト舗装 最初の路面舗装を都心の広小路に施さずして、どうして仁王門通を選定したのであるうか。またどんな風に施工されたかを一瞥しよう。門前町は寛文四年（一六六四年）開発後、幾多の変遷があるうが、明治維新後、大衆的歡樂の中心として繁栄をつづけ、交通量の多い地帯である理由から、特に大須入口から仁王門前に至る八十六間六分、幅員平均三間に舗装を施すことになり、所用費二千七百円を明治四十四年度一般会計歳出予算臨時土木費に計上した。これが異議なく市会の議決を了したが、既決予算に不足をみるおそれがあつたので、実施に当りまず両側の商家に呼びかけ寄附金を求めたところ、後藤利兵衛始め五十名より金一千元を工事費として寄附をうけることに決定をみたのは四十四年十二月一日であつた。そこで施工を競争入札に附した結果、最底札二千六百円の村岡商会（東京市京橋区南紺屋町）なる者が請負ことに確定したのである。

当時における舗装工事の舗材としては大体石塊、木挽、アスファルト、マカダムの四種であつたが、

本市ではアスファルトを適当とした。その工法として鋪床アスファルト面には道路中心線に四十五度の偏角をなし、全表面に涉り一尺五寸毎に正方形の目地を施し、ただし該目地は幅二尺深二分のものとした。そして明治四十五年五月十二日工事に着手、作業は盛場の関係上、昼夜兼行的に急いだので、翌六月十五日をもつて出来あがつた。これよりさき、こうした通行に快感を与えるところの路面が出来あがつてみると、両側に建つ木柱電燈がなんとなく目障りとなる。ついでにこれをも改良をなすことになり、同年二月二日付、文書をもつて名古屋電燈株式会社に右の旨を懇願した。会社当局はただちに快諾すると、間もなく鉄柱に取換るなど、照明施設に改善を施したので、仁王門通は全く新装を凝した美觀的通路となつたのである。

大正元年の名古屋市事務報告書には「市民は勿論外人の常に群集する繁華の地点に当るを以て「コンクリート」を用いて地盤を固め地表に「アスファルト」を布き完全なる改修をなしたり。」と記しているとおり仁王門通の鋪装は特筆大書に値するものであつた。



大正元年頃の大須仁王門通

路面改良の主なる箇所

大須仁王門通の路面舗装後、大正の末頃まで特に舗装道路と認められるべきものはなかつたが、すでに明治三十五年頃から、ぼつぼつ路面改良の行われた主なる箇所をとりあげてみれば、

平野町・住吉町・西新町・新道町・西角町・笹島町・上園町・西柳町・禰宜町各地内および深井町より北練兵場に至る区間や梅園町・鷺谷町・松ヶ枝町・泥町・研屋町・天王崎町・広井町・前ノ川町・根津町等各地、明治橋際・精進川記念橋面等

である。しかしそれは近代式舗装が施されたものではない。路面の凹凸甚だしく車、牛馬の通行難儀を見るに忍びず路面固めの程度であつたらしい。深井町より北練兵場に達する道路は、大正二年十一月十三日より四日間、本県下に挙行された陸軍特別大演習の際、軍隊通過のために路面に砂利を敷き多少念入に固めたり、側溝の勾配を整理している。

明治時代における道路路面修繕について「国民新聞」(明治三十六年十一月二十日発行)に次のごとき記事を掲げている。

東京市従来道路修繕用は使用せるルラーは石造のものにして十人以上の工夫が継を付けて地盤をひく様は旧幕時代の感があり、其鉄製にして重量あるものは木桶が重量に堪へざるため実用に適せざるより、先般蒸気ルラーを購入することとなり、此程米国より到着したるを以て数日来市役所欄内にて組立を爲し、十九日午後三時過ぎ正門内の広場を往復せるが、ルラーは中央に煙筒を有し、前後に大小のルラー各一個あり、前方の稍少なるルラーは露出し、後方は上部に蔽ひあり、ルラーの転ずる音は地響と共に轟ろき走りたる跡を見れば砂利は堅く圧迫され成績好しかるべき模様なり。

東京の貫録において漸く明治三十六年末頃から近代式ルラーが始めて使用されたのだから、本市における明治および大正時代の路面改良なるものは、およそ以上のごとき状態であつて、その施工法は極めて簡単にして砂礫をもつて道路路面を掩うに過ぎない。故に却つて歩行者をして不快

を感じしむることが多かつたろう。なにしろその頃はまだ自動車の疾駆もなかつたにせよ。坂道を重荷を曳いて進む労働者の労苦見るに忍びざらしめ、胸を刺すがごとく感ぜしむるのであつたといわれるのは決して誇張ではなく、明治から大正初期にかけての道路面の現状を物語つたものである。

第二節 都市的の公園施設

第一項 都市的公園の端緒

明治初期の本政官布達　公園は人体の肺臓のごとき職分を有し、鬱蒼と繁茂せる樹木または植物は有害なる炭酸ガスを分解し、酸素をさかんに発散して不浄な空気を緩和し、あるいは寒温を調節し、都市の保健に貢献するとともに美観を維持し、あるいは市民の慰安場となる。一朝天災や火災に遭遇せば市民大衆の避難場であり、また防火壁ともなるのである。市民各自が適当な庭園を所有していた時代、または容易に郊外の自然に接し、これを樂しみうる都市にあつては、あるいはその数も多きを要せぬが、都市の大部分が今日のごとく商店と工場等をもつて充たされている状態にあつては数多の公園や自由空地を要する。そしてまた都市がますます膨脹し、建築物をもつて充たされ、郊外に接近する機会が少くなればなるほど、市民は自然に親しむ機会を失い、公園の必要を一層強く感ずるのである。

公園は羅馬に淵源したと伝えられるが、おそらく私園程度の利用しかなかつたであらう。わが

国でも公園に相当する機関は古くからあつたようである。すなわち後代の氏神や鎮守は一面それに相当し、部落の社会的生活の調和に資していたものである。今日でもなお当時の風習が遺されている農村もあるが、名古屋のごとき大都市では全く見られない筈である。しかし都市的公園はその歴史が新しく、わが国における公園については、明治六年一月十五日太政官布告第十六号をもつて各府県に対し左のごとく達示されている。

太政官の布達

三府を始人民輻輳の地にして古来の勝区名人の旧跡等は迄群集遊覧の場所(東京に於ては金龍山、浅草寺、東叡山、寛永寺境内の類、京都に於ては八坂社、清水の境内、嵐山の類、総て社寺境内除地、或は公有地の類)従前高外除地に属せる分は永く万人偕楽の地として公園と可被相定に付、府県に於て右地所を扱ひ其景況巨細取調、図面相添え大蔵省へ伺出事。

当時全国各地に設置せられた公園は右の布告の指示する所によりて設けられたものであるが、その数少くして園内設備が甚だ幼稚なものであつた。

県管理の浪越公園が嚆矢、名古屋市における公園としては明治十二年愛知県管理の下に門前町地内に「浪越公園」と称し市民遊歩の地たらしめたのが、その嚆矢とするもので、やはり太政官布告によりて設置されたものという。ついで明治四十二年十一月十九日鶴舞公園の開設をみるに至つた。これこそ本市管理にかかる最初の公園である。自大正十五年一月に既設公園の拡張と、十二箇所の公園新設を都市計画として決定するに至るまで公園の発達をみる事が出来なかつた。かかる事實に徴すれば公園および緑地觀念が乏しかつた憾があつたが、いかなる土地を選定

して公園敷地となすべきかは、公園分布についても最も大切なことであり、都市における公園敷地の買収は市街々廓の消滅および家屋の移転を要するなど巨額の費用を避けがたい。東京・横浜両都市が、大正十二年九月一日の関東大震災にあたり数十万の家屋焼失したるに拘らず、公園計画は予期のごとく実施せられなかつた。

いわんや平時においては公園は、とかく裝飾物のごとく考えられ、本市設公園施設の貧弱であつたといわれるのもやむを得ないものと認めなければなるまい。さりながら今日われわれが眼のあたりに見る堂々たる近代的綜合的運動公園、自然公園をはじめ幾多の大小公園が著しく増設されているが、さらに新しい構想のもとに公園と緑地をつくりつつある。昔のように空地や野原を控えていた時代は、市民もこれらの施設を欲求しなかつたであろうが、今日のごとき状態では子供は、その天真に従つて遊ぶことすら出来ず、ただその附近の公園的施設の一部に限定されると、多くの児童は鬱勃たる活動力を押えて暮さなければならぬ有様で、人口の増殖に伴い、公園および緑地が益々欲求されるのは当然であろう。

第二項 浪越公園から那古野公園

前身は旧清寿院の後庭 いまは見る影だになく失われてしまつたが、中区門前町四丁目にあつた浪越公園は市民に共楽の機会を与ふる施設として設置されたものである。この公園は明治維新前は古木老幹生い茂り苔逕怪石の幽邃閑雅な風景と持てははやされた旧清寿院(官有地)の後庭であつたという。公園は二種の異つたものから変化して來ている説によれば、すなわちその一は庭園からきたもので、いまもつてガーデンと呼ばれ、他は英語のパーク、仏語のバルクから由來し猶

場が変化したものである。浪越公園の前身は前述のごとくその前身は庭園であつたのである。

明治九年七月に至つて門前町住民の有志総代高瀬呆之助・原正庶の両名は未だ一の小公園だに持たなかつた、名古屋区民の遊歩の場所とする計画を、時の愛知県令安場保和に上願したところ、同十二年許可あり、この年三月よ

り開園した。その面積僅に六百余坪に過ぎなかつたので、いまからいえば公園類似のもので、小公園とか界限公園とも称せられたかも知れぬ。しかし園内の小丘に一箇の四阿を設け、麓に小さな泉水がめぐらされて、老樹数株の蔭に花卉を植付てあつた。また泉水の傍に桜樹が十数株あつて陽春の花見時には夜桜の洞燈が飾ら



浪越公園（明治三十四年頃）

されたのである。しかし何分にもこの地域が狹隘なるのみならず、大須観音や七ツ寺や遊廓に接近している関係上、あまりに雑沓甚しく、明治四十年四月一日に至つて公園廃止の告示をなしている。

明治十三年十一月二十四日、名古屋蹟保存の理由をもつて本県より山の一部分のみを名古屋区に無償払下られ、今日におよんでいる。この間名古屋区長吉田禄在より公園拡張計画を上申したこともあつたが、実現せられず、愛知県は毎年度予算に若干の土地貸付料と維持費を計上していたのにすぎなかつた。

譲受後に那古野公園と改称、その後明治四十三年に至つて敷地の残部中一部だけを本市にさ

らに無償譲渡せられることとなつたので、左記の案件を市会に提出して議決をもとめたのである。

明治四十三年度 土地無償譲与受領の件（明治四十三年十二月二十六日可決）
第四百十三号

旧浪越公園敷地中二百七十一坪五勺の土地は古来那古野山の称ある地なるに依り、旧跡保存の爲其筋より本市無償譲与せられたるを以て之を受領す。（十二月十七日提出）

次いで阪本市長時代に至つて「那古野公園」と改称することになり、市会にこれが議決をもとめている。故にこのとき「那古野公園」が誕生したわけである。

大正三年 那古野公園設置の件……………（大正三年一月十日可決）
第一号

場所 中区門前町四丁目七番地ノ一 公園地 八畝十三歩。

中区門前町四丁目七番地ノ三 公園地 七歩。

このとき阪本市長は「近傍には雑駁な見せ物小屋などが出来ている間に介在している。従つて公園というのはどうかと思われるが、市民が古蹟たることを疑はぬようにした方がよいと考へて公園とした方が適當であると思ふ。」と説明している。いかにも公園としての値打が乏しいので、一月十日の市会において委員附託の発言もあつたが、市長は「公園として早く解放したい。」と即決を希望したとおり満場異議なく原案を議了した。

しかし公園設置には全然追加予算の要求も伴わず、ただ現状維持するほか何等の施設の計画がなかつた。それ以後今日に至るも那古野公園なる名称あるも、公園としての形体を有していないのみならず、その面積きわめて狭隘である。ただ中央に高さ約一間半の丘埠の周囲に木柵を設けて老樹を保護している。その間大正十三年二月十四日、愛知県よりその全部を本市に移管せられ

ると同時に正式に「那古野公園」と命名したのである。

第三節 和洋折衷式の鶴舞公園

公園設置委員会の要望

本市における公園創設計画は志水(忠孚)市長時代にとりあげられ、明治二十六年に至つて公園設置臨時委員をもうけた。これに推された委員は水野源助・白石半助・岡部善之助・祖父江道雄・津金宮鉾の五名であるが、その経過ならびに結末について知ることが出来ない。しかし当時の市会は官設中央鉄道敷設馬車鉄道敷設に関する両委員を設けて促進運動をしている事実に徴すれば、公園設置臨時委員会においても市理事者に対し公園設置を要望し、これを期待したと推察される。さりながら市長を鼓舞して大いに公園を開き創めしむるほど積極的ではなかつたらしい。

かくして十箇年余を経過したのち、既に触れたがごとく第十回関西府県連合共進会開設および精進川開鑿を機として鶴舞公園を造成することになり、多年の懸案解決に向つて第一歩をふみ出したのは、実に明治三十九年十一月十三日であつた。

明治三十九年度 明治三十九年度名古屋市歳入歳出
第八十七号

予算追加……………(明治三十九年十二月十日修正可決)

歳入

一、金
六万三千五百十五円
十二万七千八百三十六円七十五銭

歳入予算高追加(公債)

歳出

一、金 六万三千五百十五円

歳出臨時費予算高追加(公園敷地買収費)

〔備考〕 関連議決案第八十八号「一時借入金」の件(公園敷地買収費、上下水道布設費に充當)

調査委員(七名・委員長不詳) 北川乙治郎 山本八九郎 服部小十郎 平子徳右衛門 山田才吉

小塩美之 鈴木幸右衛門

十二月十日の本会議において委員会の報告どおり敷地買収予算は大削減修正に可決確定したが、一時借入金の件は原案を可決確定となつた。

和洋折衷式の計画概要 市当局は書類の調製を急ぎ翌明治四十年一月二十六日付をもつて公園設置の申請手続をとつたが、書類に不備の点ありとて、数回照会をうけるなど停頓をかさね、ようやく八月二十一日付、愛知県より許可指令(兵第三〇五号)を受けた。時の知事は深野一三、市長は加藤重三郎であつた。敷地は市外御器所村字木市、東古井田、中古井田、西古井田、東鶴舞、小針、竹戸、山崎、東寺各一部に跨つた。ここが後に鶴舞町となつたが、公園設置となるや、明治四十二年公園敷地だけを本区域に編入したのである。公園敷地買収予定面積九万八千六百二十四坪五合、園内の構造物として奏楽堂・監視所六、事務所一、休憩所五十、噴水三、橋梁十六、正門一箇所にして、本県ならびに内務省に提出せる申請書の一部を抄録すれば左のごとし。

然るに本市に未だ公園設備なく之が設置の企望を有すること多年なりしも、市内に於て之に充つべき適當の地所なきがため、荏苒今日に至りしといえども社会の趨勢に鑑みれば日一日を経る毎にその設置を難からしむるの虞なしとせず。而して目下工事中に係る精

進川改修より生ずる不用土砂約五万坪の処分を要するに際会せり、之寔に公園設置の好機にして此機を逸せず早晩本市に合併せざる可からざる状態を示しつつある愛知郡御器所村地内に於て土地を買収し前陳不用土砂を以て、之を埋立て本市多年の宿望たりし公園を設置致度候。

当時の事情を明瞭に物語つてゐる。なお該計画説明書によれば、園内を五区に分ち、第一区と第二区とを英国式遊園とし、第三区と第四区とを日本庭園とし、第五区を和洋折衷式と定めてゐる、その大要を摘記すれば次のとおりである。

五区庭園の名称はその区劃の方位乾坤巽艮に方るを以て、易の天地風山水の五字をかり園の寿を紀し、以て名づく即ち左の如し。

第一区	天	寿	園
第二区	地	寿	庭
第三区	風	寿	庭
第四区	山	寿	園
第五区	水	寿	庭

天寿園 はその面積一万七千六百八坪を有す、園内 NAGOYA と英字形の道路を造り、又浪形に水路を開き浪越川と云い川に沿いて、千鳥池を穿ち世界の珍樹奇草を蒐め四季の観を好配し、且つ禽獸、魚虫を放飼し以て視覧を広からしむ。

地寿庭 は面積二万一千三百八十坪の内に一大運動場を劃す。南境一帯の部分は数種

の樹林を配設し清泉を繞らし小池を穿ち、又西に鶴舞門を造り、風寿庭の龜遊門に對せしむ。

風寿庭 は面積二万四千二百二十坪なり、庭は巨松、老杉、古塊限りを尽し、丘山を起し峯巒を模し、怪石奇巖を鳩めて泉水飛瀑を造り、幽雅、遼致仙囊に入るが如く盤施又その妙を極ならしむ、庭内聚楽台、桜ヶ岡等の勝地あり。庭亦他日公会堂、奏楽堂建設の設画あり。

山寿園 は面積二万四千百坪を有す、數個の丘山を築くその崎嶇羊腸として潺湲々流を繞らすは浪越山にして一泉を隔て龍ヶ池に面するを虎嘯山と云う、西に府字池あり、北に運動場あり、而して東に高台を築く、台高く一眸園の勝地を集む、泉を起雲泉と云い台を望府台と云う。

水寿庭 は面積九千二百五十坪あり、全庭芝生にして中字形の道路を造り二池を穿つ、十字池、鳳凰池と云う、清水清く腸を溜うべし、庭西に朱雀門を設け、東に白虎門を造る、この庭、他日一大建築の余地を存す。

敷地一部の貸与を決定 それより敷地買収に着手したが、容易に予定どおり進まず、ようやく明治四十一年度をもつてこれを終つた。その面積三十町一反五畝一步(官有道路、溝渠を除く)にして、土地補償価格につき本市の査定額に服せざるものあり、土地収用審査会の裁定を申請している。その実例の一つとしては、明治四十年十月二十四日の市役所庁舎焼失の際、不幸にも測量図、地上物件移転調査、用地買収調査など殆んど灰燼に歸した。従つて再調査のため関係地主吉田禄在、村瀬周輔始め數名の立会をもとめ、現地調査を行つたのである。ともかく敷地買収や盛土の地均しを一通り終るをまつて公園の名称を鶴舞公園と決定し、この旨を明治四十二年十一月十九日告示(第

四二号)した。それは市役所を中区新栄町一丁目の新庁舎(今の中区役所)に移転した約一箇月後であつた。公園敷地を第十四回関西府県連合共進会々場として貸与するあたり、左記のごとく明治四十一年二月七日市会に諮問案を提出している。同月十日の市会において無条件貸与について若干の議論があつたが、結局共進会会場の敷地に要する部分のみを貸与するという意味をもつて同意したのである。

敷地一部特売に活発な論議

精進川の掘鑿泥砂をもつて敷地を埋立する工事は、明治四十年八月二十日着手以来これをつづけて来たが、四十二年に入り敷地の一部を愛知県の申出により特売せんとする問題が起つた。愛知県立医学専門学校と病院とがいまの市公会堂の北裏に移転新築したのは、大正三年三月であるが、この敷地こそ鶴舞公園敷地の一部であつて、市参事会は右の申出を承諾することになつた。然るに同四十二年二月十日付をもつて市会に提出すると、端なくも反対の声が起つたのである。

明治四十一年度
第八十三号公園敷地の一部を県へ特売の件(明治四十三年十月十四日撤回)

本市所有に係る愛知郡御器所村地内公園敷地の内、実測一万九千六百三十坪(内道路六百四坪四合をふくむ)を愛知県へ公債額四万九千九百四十円を以て売却す。

同月二十三日の市会には反対意見のほか質疑が続出した。これに対し高橋(克守)助役と仁村(俊徳)土木課長より坪平均一円五十銭であるが、道路沿いは坪一円五十五銭をもつて買取したる敷地を、坪平均二円四十四銭をもつて売却に應ずる予定であることを、いろいろ陳弁につとめた。しかし市会は理事者の説明や弁明などを充分聴取せずして打切り、同月二十五日の市会において委員

附託とした。委員会においても強い反対意見が多く、なかなかまとまらぬまま、翌四十三年に持越され、いつ終結をみるか全く見透しがつかざるほど混沌たる状態に陥つた。そして十月十四日に至つて議案を撤回するのやむなきに至つた。間もなく同月二十七日付左の案件を提出した。

明治四十三年度
第九十一号 収用土地補償金応諾の件(明治四十三年十一月二十一日可決)

本市鶴舞公園内左記の土地愛知県の起業に係る病院並に学校建設敷地として収用公告せられたるにより収用補償金四万八千二百八十二円十二銭六厘を以て之が協議に応ず。

中区鶴舞町六一ノ二 公園地三町一反八畝二十歩

同 六五 公園地二町八反十五歩

同 七四 公園地一反四畝十一歩

合計反別 六町一反三畝十六歩

〔参考〕 土地収用公告(明治四十三年十月十日官報第八一九二号登載)

左の事業は土地収用法に依り土地を収用することを得るものと認定す。

起業者 愛知県

起業の種類 病院並に学校建設

起業地 愛知県名古屋市中区鶴舞町地内

右公告す

明治四十三年十月十日

内閣総理大臣

桂

太

郎

土地収用（明治四十三年十月十八日愛知県公報号外登載）

明治四十三年十月十日官報第八千九十二号を以て内閣に於て認定相成たる愛知県の起業に係る病院並に学校建設敷地として収用すべき土地の細目左の如し。

右公告す。

明治四十三年十月十八日

愛知県知事 深野 一三

翌十一月十日の市会において収用土地補償金応諾の件を議題に供した。鈴木摠兵衛・天野景治両議員と加藤市長・榎戸（和吉）助役との間に質疑応答があつたのち、青山鉞四郎議員より委員付託の動機あり、次いで小山松寿より原案即決の発言、磯貝浩議員より原案否決の発言があつた。続いて藤田鉞太郎議員より否決賛成意見があつたが、委員付託となつたのである。

かくして同月二十一日の本会議において青山（創）委員長より「幾多の意見があつたけれども結局市内または接近地に病院および学校を建設して置く方が本市にとりて永遠の利益であるというので原案を認めることになつた。」と報告があつた。これよりさき開議の劈頭において天野景治議員より病院位置反対の建議案を提出して「垣一重を隔てたる公園の接続地に病人を収容する。殊に伝染病患者をも収容すれば、公園通りにあるいは患者を運搬したり、また屍体をも運搬することもあるだろう。……これでは全く公園目的に副わぬから病院敷地は他に位置を選ぶべきである。」と激しい語調で趣旨弁明につとめた。終るやこれを繞つて賛否の意見が活発に飛び出したあげく採決するや、建議賛成の起立者少数にして敗北したが、かかる一幕もあつたほど当時の風

潮として、公園接続地に病院を建設することを非常に迷惑千万としたのである。

公園関係の市会議決案件

やがて関西府県連合共進会が終つて跡地の整理をまつて逐年園内の設備にとりかかり、およそ大正八年頃まで一応の整備をみるに至つた。その間の状況を主なる市会議決案を通してみることにする。

明治四十年 度 第百十七号	公園設備支出の件(明治四十一年度より同四十二年まで継続費十万円支出)	明治四十一年一月二十日可決
明治四十年 度 第百八十二号	予算繰越の件(四十年の公園新設費その他の繰越)	明治四十一年三月三十日可決
明治四十一年 度 第五十号	明治四十年第百十七号議決更正の件(年度割支出額の更正)	明治四十一年三月三十日可決
明治四十一年 度 第五十一号	名古屋市明治四十一年度歳入歳出予算追加(十万円、公園費)	明治四十一年十一月十日可決
明治四十一年 度 第百号	御器所村大字御器所地内本市編入変更の件(公園敷地)	明治四十二年三月二十七日可決
明治四十二年 度 第七十八号	鶴舞公園内に介在する官有地無償譲受の件(道路及溝渠六反三畝一歩)	明治四十二年十一月二十六日可決
明治四十三年 度 第三十九号	公園敷地内に介在する官有道路を公園敷地として無償譲与申請の件(一反四畝十一歩六合)	明治四十三年八月一日可決
明治四十三年 度 第百四十三号	名古屋市明治四十三年度歳入歳出予算追加(三万六千二百六十三円六十七銭七厘、臨時費公園敷地買増費)	明治四十四年四月一日撤回

明治四十四年度
第八十三号 名古屋市明治四十四年度歳入歳出予算追加(三千三百五十三円、開天閣の修繕)..... 明治四十四年九月二十二日修正可決

大正二年
第四十二号 事業繰越の件(公園設備に関する残工事)..... 大正二年三月三十一日可決

大正二年
第五十九号 名古屋市大正二年度歳入歳出予算追加(一千三百二十一円五十二銭六厘、公園敷地収用追補償金及追補償金利息)..... 大正二年四月二十一日可決

大正四年
第二百二十七号 名古屋市大正四年度歳入歳出予算追加(四千七百三十四円八十七銭一厘、公園敷地買増査定価格引直し追認)..... 大正四年十二月二十二日可決

大正五年
第三十五号 公園敷地買増否認の件(対山田松太郎外四名)..... 大正五年二月二十九日撤回

大正五年
第六十一号 大正五年度名古屋市歳入歳出予算追加(三千九百九十四円九十一銭、公園敷地買増査定価格引直し追認)..... 大正五年四月十九日可決

大正六年
證問第一号 公園敷地元所有者奥田正香外八名より買増又は賠償金請求催告に関する件(催告否認)..... 大正六年二月十七日同意

大正七年
第八十三号 大正七年度名古屋市歳入歳出予算追加(一千六百五十一円、敷地買増に関する訴訟和解による買増金等)..... 大正七年六月二十四日可決

大正八年
第二十六号 大正七年度名古屋市歳入歳出予算追加(一万一千二百三十五円、公園接続地の八幡山一部買収)..... 大正八年二月十二日可決

大正八年
第六十五号 大正八年度名古屋市歳入歳出予算追加(四千八百四十四円八十銭、敷地買収に関する訴訟和解による買増金)..... 大正八年六月二十九日可決

大正八年 第九十六号 大正八年度名古屋市歳入歳出予算追加（二百七十六回九十号、公園常設工夫雇人料増額）……………

大正八年九月二十日可決

大正八年 見 鶴舞公園敷地拡張の件（八幡山周囲買収して公園敷地に編入）…………… 大正八年二月二十六日可決

敷地の賠償金催告問題 前掲のうち市長職務管掌（山本武五郎）時代に緊急提出された、大正六年諮

問第一号の内容は、

鶴舞公園敷地元所有者中奥田正香外八名より別紙の通り買増金又は賠償金請求の催告ありたるも、催告人等に対しては該敷地買収に際し、若し地位同等なる他の敷地を市予定価格以上に買増を為す場合は之と同一に買増すべき約定書を交付したることなし、因て本件催告には応ずべきものに非ずと認む。（別紙掲載省略）

右に対し安藤一之助議員より法律家と相談の上、しかるべき答弁書を作成せよとの発言あり、次いで伊東繁丸議員より「相当の地位と名望家が市行政機関の欠けている際、かかる態度に出るのは非難すべきものだ。市参事会と協議をして災難の被らぬように取廻しされたい。」と希望すれば、山本職務管掌は「自分一人の意見で決めるのは穩当を欠くと思ひ、各位の意見を煩すが、市会の意見により取計えといえればその辺に力を尽すつもりである。」と答え、石黒警議員より「催告に應ずることの出来ない……情においてもつとも聞えるが、やむを得ないだろう。」なお質疑の発言者あつて神谷（吉五郎）庶務課長より「約定書等の交付あれば、その謄本の提出をもとめたが、口頭による約定である。」とその交渉経過を説明したのも、異議なく原案を議了したのである。

ちなみに奥田正香の請求金額四万六千二百四十五号にして、若し催促に同意する場合は催告書受領の日より三週間以内に四千三百五十九回六号を支

扱せよといふのであつた。なお奥田以外の買増差額請求者は浅見ふさ三千三百六十圓、村瀬庫次一万七千五百九十六圓、山田松太郎一千八百八十一圓七十五錢、山田幸太郎六千四百七十四圓九十四錢五厘、角田半兵衛一万一千二十五圓七十四錢五厘、大光寺五千四百四十圓三十錢、尾崎知猷一千七百一十四圓七十五錢、村瀬周輔二万八千三百六十二圓二十五錢にして遂に訴訟沙汰となつたが、その結末は不明である。

なお毎年度の当初予算中、經常土木費、臨時土木費公園費の支弁によりて設備の充実および改良工事を施行していることはいうまでもない。聞天閣、奏樂堂、噴水塔等の施設は共進会をめぐして、真つ先にこれを建設したものであり、園内の主要道路は里道新設の許可指令をうけて施行したのである。

第四節 鶴舞公園附属動物園設置

個人經營の今泉動物園 明治三十九年善篤寺境内に今泉七五郎という人が種々の動物を飼養して今泉動物園と称し(後に「教育動物園」と称す)入園料二錢にて独力經營していたが、その以前には七本松附近(後に元田町)にあつたのを善篤寺境内に移したものともしられる。これを無償譲受けて大正七年四月二十日開園した鶴舞公園附属動物園は今の東山動物園の前身であり、市民に親しまれ馴染み深い施設であつた。鶴舞公園がある程度までの整形が出来ると、慰安設備として動物園併設の必要を感じ、大正四年二月二十七日市会は左記の意見書を満場一致をもつて議決し、これを阪本市長に要望したのである。

動物園設置の意見書(名古屋市長 阪本鈺之助宛)

鶴舞公園は我市に於ける唯一の公園なるに動物園の設備なきを遺憾とす。依つて大正四年度以後に於ける該公園設備費を以て至急設置せられんことを、市制第四十六條により

右意見書提出候也。(提出者 桜木龜次郎始め七名)

大正四年二月二十七日

名古屋市會議長 井上茂兵衛

右要望に基ずき市理事者は大正五年度一般会計歳出予算臨時部に五万二千円の動物園新設費を新規計上した。これが予算市会において委員附託となつた。委員は桜木龜次郎、伊藤金太郎、大喜多寅之助、大口勝次郎、平子徳右衛門の五名にて、委員会は審議の結果、三万三千六百八十五円に減額修正することになり、本会議において桜木委員長より報告したのち討論に入つた。石黒磐加藤※



鶴舞公園附属動物園

※ 鎌五郎、渡辺龍夫、伊東繁丸議員より動物園設置の尚早論あるいは市財政窮迫の理由による否決論および公園内の併設を不適當とする反対論が交々発せられたのち、市参事会員の三輪喜兵衛議員は起つて、

動物園設置の建議は昨年二月の市会において大多数をもつて議決したものである。然るにその舌根未だ乾かざるに、この案に対し、まるで芸者か娼妓の精神が変るがごとき有様である。三府五港動物園の無い所がどこにあるか。諸君のごとき因循姑息の考えをもつていたならば、この名古屋はまるで乾燥してしまふ、本市の生命は幾百幾千年を通じて生きてゐる。市財政は年々歳々伸びる、諸君は一個の生命、一個の財産を標準にして市財政を料

理せんとするは憐れ至極である。

反対論を駁して原案に賛意を表した。続いて渡辺議員より「動物園設置そのものに増税こそしない、しかし結果において増税ということになる。家屋税につき家主会はすでにやかましくいつている、これらの声に耳をかさずして動物園を設ける必要が何処にあるのか。」と再び否決論を強調して原案を葬らんとした。

議論の末動物園併設確定　こうして否決賛成の両議論を闘わしたのち、採決の結果、多数をもつて委員長報告どおり可決確定、いよいよ動物園が併設される運びにこぎつけられたのである。

翌大正六年度一般会計歳出予算中、臨時部に二万九千三百四十四円五十銭を計上された動物園費が原案どおり可決、同年四月二十四日の市会において原案を議了された大正六年度歳入歳出追加予算(第七十五号案)歳出に追加された一万二千百八十八円三十六銭は動物園新設の追加である。かくして既記のごとく大正七年四月に至つて開園した。初代の園長は飼養動物を寄附せる今泉七五郎であつた。彼に奇行多く或時駱駝に鞍を置き、猩々緋の陣羽織に太刀を帯び、甲冑を被つて門前町の祭礼を供奉したり、また南洋の土人風俗して駱駝に乗り旗を立て動物園の広告に市内を廻つたこともあると伝えられている。

その後大正十年度の予算市会において動物園拡張を要望する建議案を可決しているが、これは時勢の変遷を反映するものである。もつともさきに動物園設置に強く反対した事由は主として本市財政の膨脹に伴う増税を非常に苦しめたもので、当時は歳出の増大を極力おさえんとする風潮が漲つて、こうした意見が露骨に表現される傾向を知るに足るものがあつたのである。

動物園拡張に関する建議（名古屋市長 佐藤孝三郎宛）

本市動物園は地域狹隘の感あり、南に接続する耕地の一辺を買収し之を園内に加えんには容易に拡張の目的を達することを得てその便宜少なからざるべし。蓋し同所耕地を縦貫せる通称八間道路は電気鉄道の予定線路に当り、近くその敷設を見る場合、園外の地は人家の増加を促進し、将来土地の買収に臨み益困難を加えんとせり、苟も本市唯一の動物園を以て現在の規模に甘んずるを得ざれば、今の時之が方法を講ずるは最も緊要の事項なりと信ず、宜しく同園の爲め適切なる計画を選み速かに相当拡張を施されんことを望む。

右市会の決議に依り建議候也。（提出者 大正十年度予算土木委員長 藤田鉞太郎始め七名）

大正十年二月二十五日

名古屋市会議長 大 喜 多 寅 之 助

動物園の位置は鶴舞公園の西南隅にして、開園以來漸次諸動物の購入および設備の改良を行つて多くの市民を楽しませて来たが、昭和十二年三月二十四日、新設東山動物園の開園と同時に鶴舞公園附属動物園を廃止したのである。（昭和十二年三月十九日 名古屋市告示第八十九号）

第五節 廻遊林泉式の中村公園

国貞県令の計画に基く 豊臣秀吉誕生の地を記念せむため、豊国神社を中心に設立せられた歴史的廻遊林泉たる中村公園は元愛知郡中村（今は本市中村区中村町地内）に在る、この沿革をたずねてみよう。明治維新後、秀吉の誕生地が荒廢遺棄せられているを慨して、時の愛知県令国貞廉平が明治十六年三月二十五日篠つく雨を冒して、わざわざ中村に至り、地方有志木村喜代二・山森茂寿・吉

田熊三郎・木村伊兵衛・鈴木弥平等の案内で秀吉の誕生地を実見し、深刻なる感に打たれた彼は木村家に至り前記の人々と謀つて同所に豊国神社を建設することとなつた。そしてこの日国貞県令はただちに榜柱に「豊公誕生之地」と記してこれを樹てたのである。その後前記の人々が発起人となつて神社建設願、寄附金募集を願出、ただちに県令の許可をうけ、実行に入つた。しかるに明治十八年一月十八日県令が卒去したため、正殿だけを竣工せしめたのみで、事業は一時挫折のやむなきに至つた。

明治三十一年四月十七日、中村において執行せる豊太閤三百年祭の際、時の侯爵黒田長成来名を機として本県当局の斡旋によつて地元選出県會議員吉田高朗等が中心となつて中村旧跡保存会を設立し、その経営に當つた。その後豊国神社と同境内とを全部公園となすべきを至当とし、この旨を県理事者に懇請の結果、これを容れた沖(守岡)知事は明治三十三年十二月二十五日招集の通常県会(会期一箇月間)運帯会に諮問第一号をもつて土地寄附採納、公園として保存の件を提出した。これはいうまでもなく当時の中村莊保存会より愛知郡織豊村地内土地一町一反一畝二十六歩を寄附、豊太閤遺蹟保存公園とするもので、越えて三十四年一月二十一日の本会議において上程の際、質疑に対し福間章甫属は次のごとく説明している。

さきに豊国会が京都の阿弥陀ヶ原の遺蹟改築のため、本県においても寄附金を募り、その中四千円を中村莊遺蹟保存のため遺蹟土地を買入れて中村莊保存会の所有としたが、今回同会が公園という名儀で県有地として永遠に保存したいとて寄附を申入れて来たので採納する次第である。

公園としては面積が狭く如何かとも考えられるが、遺蹟保存を目的とするものであるならば、公園とする必要がある。すでに岡崎城趾や犬山城を公園とした先例もあるからとて、満場異議なく原案に同意したのである。

次いで三十四年十一月十六日より一週間開かれた臨時県会の連帯会において、中村公園に関する歳入出予算およびこれに関連付帯の件を郡部会議決事件とする第四号議案を原案どおり可決している。その後間もなく同月二十七日招集の通常県会郡部会に中村公園拡張敷地として五反二畝二十七歩を買受けんとする号外第一号案を提出、十二月二十五日原案どおり議決を経、敷地拡張工事を施行して「中村公園」と称し一般県民に開放した、これがすなわち今の中村公園の初産児であつた。自来愛知県は毎年郡部経済から維持費を支出してきたが、笹島停車場を距ること約一里、交通機関とてなく来訪する遊客遊人が少なかつた。

市域大拡張後本市に移管 しかるに明治四十三年三月開設の第十回関西府県連合共進会を好機として地元有志によつて豊国組合を結成して、その地方村民および名古屋市内有力家の加盟をもとめ、その資金にて土地約一万坪買収したうち五千坪を公園拡張敷地に寄附し、残余の五千坪を公園外に置いて園芸場として利益を収め、これをもつて諸設備をなす計画をたてた。なお深野知事の熱意によつて明治四十三年度県予算中から拡張工事が進められて中村公園の敷地は従前の二倍余に拡大せられ、記念館、料理店、茶店等の設備もようやく完成して公園の体裁を成したので、加藤清正を豊国神社に合祀して公園拡張の報告ならびに記念祭を挙行したのである。

一方豊国組合は明治四十四年に至つて公園外の土地五千坪ならびに園内の料理店、茶店等およ

び園内土地使用権(三十箇年間)をあげて、名古屋土地株式会社に価格三万三千余円をもつて売却して組合を解散したが、このときの総会の協議にもとづいて利益金をもつて大治街道より中村公園に達する延長三百間の道路を新設したという。

こうして大正十年八月二十二日に本市が隣接十六箇町村を編入して市域の大拡張を実施するや、中村公園を本市に移管せられることとなり、大正十一年諮問第十一号案「中村公園移管の件」は同年十一月二十二日に市会が異議なく同意したので、翌大正十二年四月一日より正式に移管せられたのである。当時の面積九千八百六十坪にして、昭和に入ってから積極的に年々改良工事を施すとともに敷地の拡張を行つて近代都市公園としての諸設備が出来上つたのである。

地形は全く平坦で神苑、運動場、花壇の三つに別れ、豊国神社、記念館をめぐりて瓢箪池、蓮池あり、植込を配し日本式庭園をつくり、豊公誕生藪の北方に接して花壇あり、その東北方に児童遊園地、運動場等の設備がある。豊国神社境内百八十坪あり、正門を入りて太鼓橋を渡り行くこと数十歩にして達することが出来る。

第五篇 東京市区改正条例準用の市区改正

第一章 市区改正調査会の顛末

第一節 市区改正調査会設置計画

注目すべき市会 of 建議

この名古屋を中京にふさわしい都市につくりあげるために、道路施設を中心として種々努力が払われてきた。しかしさらに一歩進めて近代的産業経済都市としての機能を發揮しようとする計画し、建設するを目的とする基本構想から実施されたのは、東京市区改正条例準用による市区改正事業である。まず順序として市区改正調査会について叙述しなければならぬ。

元來わが国の都市道路は今から四、五十年前の昔にありては、市街地道路なるものは、都市形態の整備についての基準を設定したるところによる一貫した計画とはいい得なかつた。単に市勢の発展に伴い東に西に耕地が漸進的に市街地化されて、市街地が大きくなり、いわゆる「不完全な寄せ集め」の市街道路となつたので、交通運輸上にも一都市としても大きな欠陥が見出されるようになった。名古屋市もその例にもれず、そこに気がつきはじめ市区改正調査会を創設して市区の改正方針および計画についての諸般の調査研究に乗り出すに至つたのは、実に阪本市長時代であつた。彼は市長に就任するや、何は措いても先ず第一に行かねばならぬと考へたことはいふまでもなく市区改正で、二、三箇月後にその具体化を図らんと決心したのである。

もとより加藤市長時代には彼の意図による西部江川線、南部尾頭線、中央部洲崎線等の幹線街路

計画があつたが、それはすでに述べたごとく惜しくも挫折した。そして彼の置土産といわれる南外堀町線はじめ数路線は阪本市長におよんで実施せられ、市区改正事業の先駆であつたことは事實である。さりながらそれは未だ名古屋市の全般にわたる市区改正方案なるものは全然樹立されていながつたので、明治四十四年二月四日の市会において、上遠野富之助議員より口頭をもつて建議案を提出された。

市区改正調査会設置の建議（要領）

本市は非常なる勢いをもつて膨脹し、この儘不規則なる發達に任せば他日大變にして、すべての計画に不利益でないとも限らぬ。よろしく都市の基礎をたてねばならない。そして今日こそは最も必要であるうと思ふ。委員会の組織は市會議員をもつてするに限らず、あるいは市の実勢を知る長老もしくは美術家、學者にもなつて貰う。丁度東京府が設けた市区改正委員のごときものを組織することがよからうと思ふ。……かかる先例もあるようだから然るべく案を具して市長に提出されんことを希望する次第である。

右の發議に更に異議を唱えるものなく、文字どおり満場一致をもつて議決した。この進歩的建議は全市會議員のみならず、何人も等しく肯定する所であつたから、議長井上茂兵衛の手許において文書を作成して、時の市長加藤重三郎宛に提出して速かに市区改正調査会委員の設置を要請した。然るに早急にその運びに至らなかつたのみならず、この年七月に加藤市長は退職したので、自然見送りとなつたのである。

調査会費とその規程設定　そこで後任の阪本市長が就職するや、大きい仕事となる市区改正問

題は既に輿論的になつてゐる事實を確知すると共に前述のごとく決意するに至つたことがうなづかれるわけである。そしてまず発案されたのは、市区改正調査会費として金五百円を計上せる明治四十四年度歳入歳出追加予算(第九十号議案)で、これを同年九月二十六日付提出した。同月二十九日の市会において異議なく原案を即決したが、委員設置方法についての若干の質問に対し、阪本市長は「市長がその議長の椅子を保ち、委員には官公吏、市會議員および学識経験者中から選んで委嘱するつもりである。本市百年の長計を定めるために何卒御援助を願いたい。」と答えている。

調査会の陣容とその異動

こうして會員選任の段階に入つたが、これより少し先きに市參事会において、市区改正調査会規程を議決して、これを發表した全文を採録すれば左のごとし。

明治四十四年度
市參事会第七百七十三号
名古屋市区改正調査会

規程……………(明治四十四年九月二十五日可決)

第一条 名古屋市区ノ營業・交通・衛生・防火等ノ永久ノ利便ヲ図ルノ目的ヲ以テ名古屋市役所内ニ市区改正調査会ヲ置ク。

第二条 市区改正調査会ハ會員若干人ヲ以テ之ヲ組織シ市長ソノ會議ヲ統理ス。

會員ハ官公吏、市名譽職員オヨビ学識経験アル者ノ中ヨリ市長之ヲ命ジ若クハ囑託ス。

第三条 調査会ハ名古屋市区ノ改正方針オヨビ計画ニ関スル事項ヲ調査審議ス。

第四条 調査会ニ幹事一人、書記若干人ヲ置キ市吏員ノ中ヨリ市長之ヲ命ズ。

幹事ハ市長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ、書記ハ市長、幹事ノ指揮ヲ承ケ議事ノ筆記オヨビ

庶務ニ従事ス。

次いで十月二十三日に至つて会員の顔触れが決定し、いよいよ軌道に乗り出したという感がある。その氏名を掲ぐれば左のごとく二十三名のうち市会議員は八名であつた。

市区改正調査会々員

杉 精 三(名古屋通信管理局長) 伊藤 常 夫(鉄道院技師) 土井 助 三 郎(名古屋高等工業学校校長)

鈴木 禎 二(名古屋高等工業学校教授) 深町 鍊 太郎(愛知県事務官) 東 園 基 光(愛知県事務官)

竿 田 秀 静(愛知県技師長) 熊谷 幸 之 輔(愛知県立医学専門学校校長) 井上 茂 兵 衛(市会議長)

伊藤 由 太 郎(市会議員) 磯 貝 浩(市会議員) 上 遠 野 富 之 助(市会議員)

山 田 才 吉(市会議員) 青 山 朗(元本市長) 青 山 鉞 四 郎(市会議員)

北川 乙 治 郎(市会議員) 鈴木 摠 兵 衛(市会議員) 伊 藤 守 松(会社重役)

榎 戸 利 吉(本市助役) 茂 庭 忠 二 郎(本市水道技師) 井 上 喜 二 郎(不詳)

加藤 重 三 郎(元本市長) 滝 定 助(会社重役)

幹事：榎戸利吉(本市助役) 書記：小出 夙 三 書記：仁村 俊 徳(本市土木課長) 書記：馬 場

収治(本市土木課書記)

その後明治四十五年六月以後において左のごとく会員の追加をなしている。

竹 内 兼 吉(市会議員) 神 戸 利 兵 衛(市会議員) 大 岩 勇 夫(市会議員)

田 辺 良 忠(本市土木課技師) 世 間 瀬 千 代 吉(不詳) 磯 山 広 居(帝室林野管理局名古屋支庁長)

神 谷 卓 男(本市助役)

調査会の経過については後行にゆづることとするが、その後調査会費につき明治四十五年度一般会計歳出予算臨時部に七百円を計上した。市会は二月二十三日（明治四十五年）の本会議において異議なく原案を議了した際、渡辺竜夫議員より調査会設置後の経過報告をもとめたので、阪本市長は調査会を三回開催したが、未だ具体案の作成するまでに至らぬが、三月中には案を提出して会議を統行する予定である旨を答えた。然るに渡辺議員より腹案の幾分でも報告せよと再要求したので、市長は次のごとく応酬している。

市区改正調査が出来れば理想的の方針を基礎として大いにやる。そうなれば到底普通の財源では足らぬから公債によるか、何等か非常なる方法を講じて財源をもとめる、その場合には市会に諮ることは勿論である。左様決定した場合は大いに事業をやるうと云う原案になるのである。しかし事業を一時に起すをやめて、ぼつぼつやつて行くから財源の許す限り進んで行く方針が決定すれば、それが基礎となるのである。従つて甲の道を開こう、乙の道を開こう、之も必要であると云う議論も出るであらうが、何年間に実行するとの確なる事を発表するはよろしくなかろうと思う。

計画路線に触れることを避けた。統いて水野寅吉議員より調査会員の顔触を發表せよとの発言あり、市長はすでに新聞紙上に報道されたとおりだと簡単に応酬している。これを不満とせる水野議員が執権にもその氏名を示せよと迫つたので、市長は各方面にわたつて会員を委嘱したる旨を答えている。

市区改正調査会費予算は大正二年度予算面からその費目をみられないので、大正元年度をもつ

て打切られたものと推定されるが、ただちに調査会が消滅したものだとも考えられないのである。

第二節 市区改正調査会の経過

審議事項と市長の意見

本節において市区改正調査会の審議経過を一瞥することとする。明治四十四年十一月一日初顔合せの初回を開いたのち、同四十五年(大正元年)中には開会回数六回を示している、この間に左記各項につき調査審議を行つてゐる。

調査完了事項

- 一、本市の将来拡大せむとする地域の件。
 - 二、道路の等級および幅員の件。
 - 三、第二項道路を市の仮定地域内に配置するの件。
 - 四、橋梁の等級および幅員の件。
 - 五、河川の新鑿又は改修の件。
 - 六、公園ならびに街園設置の件。
 - 七、鉄道線路変更の件。
- 調査未了に終つたものとみられる事項
- 一、道路植樹の種類および植樹すべき道路の等級を決定すること。
 - 二、軌道を敷設すべき道路の幅員を決定すること。

三、市内を商業地区、工業地区、住宅地区に分別する要否を決定すること。

四、市内の寺院、墓地を市の区域外に移転するの可否を決定すること。

五、名古屋港の陸上連絡および設備の方法を決定すること。

附六号以下東方埋立地竣工の既をも顧慮するの要否を調査すること。

六、市の外観の美を改善する方法を決定すること。

七、市内に点在せる貧民居住地移転の要否を決定すること。

八、市場の新設要否を決定すること。

これよりさき阪本市長は調査会が第一歩を踏み出した当時、市是の確立を期する必要があるとして、本市の将来を遠観しての意見書を調査会をはじめ一般に発表している、その中に彼が所信を披瀝しているので、全文を参考のために掲げるが、当時の時流に迎えられたように思われる。

意見書

新進勃興の気運に遭遇する都市が早晩市区改正の大業を企画せざるべからざるは先進都市の実例に徴し些の疑を容れず。わが名古屋市のときは輓近十数年来、進展向上の一路に上り、今や東西両京、浜神二港の中間に介在して中京の名を擅にするもの偶々異常の膨脹發展を事実証明するものにあらずして何ぞ。宜なるかな、大勢の帰嚮するところ、今やわが市民にして本市百年の後を遠観する具眼の士、口を開けば市区改正を云為し之を聞く者翕然として水の低きに就くが如し。按ずるに市勢の現状は市区改正の大業を樹立せざるべからざるの気運に到達せるものと言ふことを得べし。

一、市是の確定

市区改正の根本方針は市百年の大計に属するを以て軽忽に之を論議する能わずと雖も、思うに市是の確立を前提とせざるべからず。而して市是の確立はわが名古屋市が工主商従とすべきや、將た商主工従とすべきやを決定せば市是の確立は自ら氷解することを得べし、卑見に拠ればわが市勢は工主商従を以て市是とすべきを相当と信ず。何となればあるいは他都市と対比して物価比較的低廉なるを以て生産費を著しく減下し得べく、従つて之が製品は価格に於て優に他と相拮抗するの余地綽々たるものあり。加うるに周囲沃野連なり、かつ農村の過剩人口を巧に利用し得べき好適の地位にあればなり、記してここに至り暫く工主商従の市是に拠るべきものと仮定せむと欲す。然り如何なる地点を以て工業地とし將た商業地として最も適合せるやは頗る重要にして、かつ興味ある問題に属す、今試みに之を現地域に求むれば駿河町の以南、大曾根以西、笈瀬川附近および築港方面の概して低地にして水陸運の便ある地点を以て工業地とし、爾余の高地即ち栄町、大津町の十字街頭を中心として、大円形を画きたる地域を以て商業地とすべきは、蓋し甚しき錯誤なからむか。

二、膨脹すべき市の地境

前示の如く市は急激なる膨脹發展の途に上りつつありといえども、その地境拡大の程度たる周囲の地形に鑑み無限大に拡張さるべきものと思惟すれば、少しく早計に失するものと謂わざるべからず。首都東京数百年の歴史を以てするも、尚かつ地形の關係上、無限に拡大せざるに看ても首肯し得べきことと信ず。然れば遠き将来に於て市が極度に地境を拡

張する場合ありと仮定せば、その極度の境界は果して那辺に波及すべきや、これまた極めて捕捉すべからざる題目にして、しかも市区改正方針確立上、等閑に附し去るべきものにあらずして、実は改正事業の真髓なりと云わざるべからず。今試みに拡大すべき境界を想定せば、東南部は愛知郡東山村、千種町、御器所村、笠寺村、呼続町を程度とし、西北部は庄内川流域を以て限らるるものと見るは大差なからむ乎。而して笈瀬川、堀川(上流)山崎川に一大改修を加え、人工の極致を發揮するに非ざれば、急激の發展は得て望むべからずと認む。猶中央線および築地の盛衰消長に因り現状に如何の変化を来すべきやは頗る考慮を要すべき事項に属す。

三、交通要衝の連絡

膨脹すべき地境の想定は大要右の如しとし、市外枢要町村との連絡は最も適実設計せざるべからず。即ち大曾根、枇杷島、小牧、犬山、岡崎、桑名方面に通ずる連絡の適否は商工業の盛衰興隆に重大の關係を有するを以て、慎重熟慮の後に俟たざるべからず。

四、市区改正に付ての希望

市区改正事業は大要前示の方針に拠り企画するを肯綮に当れりと信ず、然りといえども前記方針は改正に要する財源を何れに求むるやは全然度外に措きたる計画なるを以て之が実行の一段に至りては、現在市の財政状態より推考して果して如何あるべき如斯財源の伴わざる抽象的計画美は則ち美なりといえども宛然死馬に均しく何等活動のみるべきものなし。股鑑遠からず去る二十八、九年の候、市会の予定せる十八線路中その多くは現今徒

に筐底を賑わすに過ぎずして、何等実行の機運に到らざるをすなわち知る、その声を大にしてその実を伴はざる計画は唯々地価を暴騰せしめ、その間利を見るに敏き不正投機者の口餌となり、ひいて将来の実行上、経費を増大せしむるに過ぎず、之を要するに改正事業は一気呵勢に驀進せむよりは徐ろに財源を査定し、かつ具体的計画の下にその喫緊の局部を完成する漸進的方策に憑るを機宜の処置たるべきを信ぜむとす。

市区改正事業計画の方向

市区改正は勿論公共の安寧福祉を増進するにあり、これを中途の一にしていたことはいうまでもないが、なおその理由ともみられるのは、市当局記述の「市区改正に就いて」がある。これを一読すれば市区改正の目安としたのは、商工業の将来にあつたことも本市の性格として、まさに当然であつたが、右の要領を採録し、市理事者の熱心を想起する資に供したい。

名古屋市の面積（明治四十四年）

区名	面積	周	囲
東区	・四一二 <small>市</small>	三、〇八、〇〇 <small>市</small>	〇 <small>市</small>
西区	・二九六	三、〇六、〇〇	
中区	・四四三	三、〇九、〇〇	
南区	・一、三二〇	六、〇九、〇〇	
全市	一、四七一	一一、二八、三五	

商工業の分布状態 商業については堀川沿岸

一帯は水陸運輸の便を有し、従つて運送業および問屋業は主として、この方面に存在し、貨物の集散地点である。而して貨物の多くは伝馬町、鉄砲町等の卸売商の手を経て漸次小売人の手に移るのである。小売商人は市内随所に集合して各区の繁栄区域を形成するが、その最も重要な地帯は本町通および栄町通で銀行会社等の主なる商業機

関は卸売業および小売店舗附近に介在して敏活なる取引を容易ならしむるのである。次に工業をみるに従来の工場は原料石炭および製品運搬の便宜上、主として堀川附近に設置せられたが、明治末期ごろから設立された工場は前津小林および千種町等に最も多く、陶器工場は瀬戸・多治見地方との特種関係を有するので東区の東北部に集中する。

最も多数を占むる各種の家内工業は市内至る処に散在するが、大体において中区堀川以西東海道線以東、中区前津小林附近。東区高岳町および東横木町沿道。西区江川町附近。南区熱田東町附近の五地帯にして、この方面には職工および労働者の居住するもの多く、わが名古屋の製産工業の原動力地点となつてゐる。

名古屋市の広袤 (明治四十四年)

区名	極東地名	極西地名	距離	極南地名	極北地名	距離
全市	古出来町	稻永新田	二、〇八、〇〇 _M	稻永新田	深井町	三、〇七、〇〇 _M
東区	古出来町	京町	三五、〇〇	南小川町	大曾根町	二二、〇〇
西区	本町	八坂町	二二、〇〇	木挽町	深井町	二五、〇〇
中区	鶴舞町	笹島町	一、〇〇、〇〇	古渡町	笹島町	二六、〇〇
南区	熱田東町	稻永新田	一、二三、〇〇	稻永新田	新尾頭町	一、二五、〇〇

商工業分布の将来 人口増加の趨勢は今後三十年を出ずして優に百万を超過し、現時に二倍する地域を要するに至るだろう。果して然らば市区改正にあたり、これを標準として

画策するは決して誇大であるまい。而して今後三十年間に現在市内商工業上の重要地点は他に勢力の移転にみることなく、益々發展その数を増加するであろう。更に商業にありては、大津町通およびその他の新設幹線道路に沿う小売店を最も好望とし、工業にありては、精進川（新堀川）沿岸と千種町、金城村等を主とし、将来名古屋築港に幾千万円の巨資を投じ、完全なる商港としない限り、堀川以西、笈瀬川以東の地は商業地帯に適せず、必ずや工業地点となるべき運命を有するのである。

故に市区改正計画の立案にあたりては、商工業の重要地域を連結する完全なる道路を整え交通の便をはかるを以て主眼とせねばならぬ。

然るに当時の道路配置をみるに、納屋橋附近を中心とし、柴町線、江川線および押切線あり、未成線として設計中のものは片端線にありては、西部と東部、北部と南部との連絡あり、その他熱田線および未成線、葵町線および公園線、築港線によりて東部と南部との交通を遺憾ならしめんとしている。また各幹線道路を連絡する数個の枝線を設けんとしているが、これらを以て名古屋百年の大計を樹立したものとはいえぬ。

市の膨脹力はますます近郊に及ぼし、その停止するところを知らず、これに対する施設の方針を決定するは刻下の急務である。最も理想に近き計画は各幹線の終点を延長し、これを連絡して市を一周する線路、例えば中央線の位置にて遙かに東において中央線に並行し、大曾根、杉村、金城村を経て、笈瀬川堤防を南行し、津島街道附近より東に向つて復歸する一線を設けて近郊の發展を助長し、城北一帯の土地を本市経済範囲に収める。なお師団の移転

を促がし、そこに公園を設けることが出来れば、さらに市民の幸福を増進するものといわねばならぬ。

六大都市の人口密度（明治四十二年末現在）

都市名	広袤	方里を坪数に換算したものに	現在人口	一人当坪数
名古屋市	二、四七 ^{方里}	一一、五二八、六九八 ^坪	三八九、七六一 ^人	二九、五七 ^坪
東京都	四、八九	二二、八一四、七八四	二、一六八、一五一	一〇、五二
京都市	二、二八	一〇、六三七、五六八	四五三、〇四六	二三、四八
大阪市	三、七〇	一七、二六二、七二〇	一、二〇四、五七七	一四、三三
横浜	一、六一	七、五一一、五一六	四〇七、四三二	一八、四三
神戸	二、四〇	一一、一九七、四四〇	三八七、九一五	二八、八六

官設中央線移転の急務 更に一步を進めて瀬戸電鉄および愛知電鉄のほかに近郊鉄道として例えば犬山線、一宮線、津島線を敷設し、沿道に大工場の勃興を促し、職工、労働者の散在をはかると共に、新鮮なる食料品の供給を容易ならしめ、勢力の拡張を企図せねばならない。十数年後において東部および東南部発展のために中央線は市の主要工場地域を貫通することとなり、千種停車場に集散する一部の貨物がその利便をうけるにとどまり、市の交通機関として一顧の価値なく、却て敏活なる交通を妨げ、この方面の開発を阻害する憂なしとせぬ。故に中央線を大曾根附近より城北を通過して枇杷島方面より名古屋停車場に連絡せ

しむる計画をたてることは、あえて時機尚早ならざるを信ずるのである。
 以上のごとくで、これまた建設に向つた名古屋市の方向を示すものでもあつた。

第三節 市区改正の大体計画決定

将来の地域と道路等級

叙上のごとき経過で設置された市区改正調査会において審議された事項につき一々の解説を省略して決定せる計画を項目別に掲げて、その審議状況の一端を窺つておくこととする。

一、市が将来せむとする地域左のごとし。

東南部 愛知郡東山村・千種町・御器所村・呼続町の一部。

西北部 西春日郡六郷村・杉村・金城村・萩野村・庄内村・枇杷島町・愛知郡中村・愛知町・八幡村・常盤

村・小碓村の全部若くば一部。

市は現時の状態において地域拡大の必要を認めざるも将来市勢の向上発展に伴い拡張を要すべき場合ありとせばこの区域に拠る。

二、道路の等級および幅員左のごとし。

第一等	幅員	十五間以上	(中央車馬道十間以上 左右歩道各二間以上)
第二等	幅員	十三間以上	(中央車馬道八間以上 左右歩道各一間半以上)
第三等	幅員	十間以上	(中央車馬道七間以上 左右歩道各一間以上)
第四等	幅員	八間以上	(人車馬道の区別を設けず)

第五等 幅員 六間以上（人車馬道の区別を設けず）

第六等 幅員 三間以上（人車馬道の区別を設けず）

第七等 幅員 三間未満（人車馬道の区別を設けず）

歩道は土地の状況に応じ前項の幅員に拠らざることを得。

中央車馬道および左右歩道は土地の状況に応じ道路の一方を車馬道に他の一方を歩道に区別することあるべし。

右各等の道路を市の仮定地域に配設すること左のごとし。

南 北 線

第一等 道路（幅員十五間以上） 三 路 線

西柳町・笹島町の交叉点より江川に沿うて築港第一号埋立地に至るの路線。

幅員 十五間

師団本町門より直接に栄町に至るの路線。

幅員 十五間

六郷村下飯田地内より殆んど直線に赤塚町二丁目に出で相生・萱屋町・東裏を経て新栄町六丁目に合し、現在公園東線に沿うて鶴舞公園の一部を横断し、熱田兵器製造所附近において新堀川東岸に出で呼続町内浜地内に至るの路線。

幅員 十五間

第二等 道路（幅員十三間以上） 三 路 線

江川端北端より北上して庄内村稻生地内に至るの路線。

幅員

十三間

南外堀町十丁目・十一丁目境より直線に南下して栄町五丁目・六丁目境に出で現在大津町線に合するの路線。

幅員

十三間

東古渡金山において現在大津町線より分岐し、沢上五本松を経て旗屋町・第九高等小学校を貫通して熱田内田町より新堀川河口を横ぎり呼続町・豊田地内水産養魚所東に至るの路線。

幅員

十三間

第三等道路 (幅員十間以上)

七路線

庄内川中の島東堤防(名古屋電鉄枇杷島終点)より枇杷島通を横断し、南下して築港第三号埋立地に至るの路線。

幅員

十間

第一等道路第(二)線の終点を承けて鉄砲末広・門前橋・古渡の各町を経て下茶屋町に至るの路線。

幅員

十間

熱田旗屋町全隆寺附近より現在名古屋電鉄築港線に沿うて西南に延び築港第一号埋立第三号埋立地の北端に沿うて中川荒子川の河口を過ぎ稻生新田北端に至るの路線。

幅員

十間

呼統町・豊田地内二等道路(三線)の終点より山崎川の北堤に至るの路線。

幅員

十間

萩野村辻より金城村東志賀地内を経て犬山街道に沿うて長塚町・東片端町を横ぎり高岳町を経て新栄町二丁目角に出て直線に大池町五丁目に至るの路線。

幅員

十間

六郷村大曾根地内現在中央西線に沿うて千種町陸軍兵器支廠西に出て千種町今池の一部を貫通し、名古屋監獄西側を経て広見池の西を過ぎ呼統町第五中学校の一部を横断して同町地内東海道に合するの路線。

幅員

十間

南外堀町・上園町角より直線に伝馬町二丁目角に至るの路線。

幅員

十間

第四等道路 (幅員八間以上)

六路線

小碓村甚兵衛後新田境より南東に進み稲永新田遊廓に至るの路線。

幅員

八間

第三等道路(七線)の終点を承けて新柳町を横断し常盤岩井・旅籠・古渡の各町を経て下茶屋に至るの路線。

幅員

八間

庄内村字堀越地内より起りてやや直線に南下し、中川東岸を経て築港第一号埋立地に至るの路線。

幅員

八間

第三等道路第(二)線の終点を承けて古渡町を経て新尾頭町六角堂前に至るの路線。

幅員

八間

六郷村上飯田地内より同村大曾根に出て西に折れて森下町を南に建中寺西横に至り水筒先町を直線に白山神社東側を経て御器所村天池に至るの路線。

幅員

八間

六郷村大幸地内より東山村鍋屋上野覚王山西麓を迂回して学母街道を過ぎ御器所村石仏・藤成を経て呼統町字井戸田、山崎川北堤防に至るの路線。

幅員

八間

東西線

第一等路線 (幅員十五間以上)

二 路線

第二等道路の第(二)線路点より名古屋駅前を直線に東柳町に至るの路線。

幅員

十 五 間

小碓村仮定郡市界より直線に中川および臨港線名古屋築港線並に堀川の河口を横断して呼統町豊田内浜地内東海道線に至るの路線。

幅員

十 五 間

第一等道路（幅員十三間以上）

六路線

枇杷島町清音寺地内を直線に城北黒川北線に出て、上名古屋地内より犬山街道（清水町通）を横ぎり六郷村大幸地内に至るの路線。

幅員

十三間

中村下中仮定郡市界あり愛知町牧野を経て名古屋停車場に至るの路線。

幅員

十三間

車道東町現在郡市界より殆ど直線に中央西線および名古屋電鉄覚王山線を横断して覚王山麓に至るの路線。

幅員

十三間

常盤村高須賀仮定郡市界より同村長良を経て愛知町地内に入り中川東海道線および堀川を横ぎり下茶屋町に出て伊勢山・大井・向田・長岡の各町を経て堀川を越え御器所村天池の一部を貫通し、仮定郡市界において県道挙母街道に合するの路線。

幅員

十三間

常盤村仮定郡市界より起り同村篠原を経て中川を越えて八幡村地内に入り白鳥貯木場の南側に出て、県道東築地街道（大津町線）および東海道線を横ぎり兵器製造所北側より新堀川を越え呼統町地内仮定郡市界に至るの路線。

幅員

十三間

第一等道路第二線終点を承け東して山崎川の北岸を迂回し、呼統町井戸田地内仮定郡市

界に至るの路線。

幅員 十三間

第三等道路 (幅員十間以上) 三路線

泥江町泥江橋より東に伝馬橋を経て同町二丁目に至るの路線。

幅員 十間

中区老松町と板橋町との交又点より起り愛知病院新築敷地の北側を過ぎ、名古屋監獄を
中断して挙母街道を横ぎり広路村川名仮定郡市界に至るの路線。

幅員 十間

小碓村仮定郡市界より百曲街道に沿うて東し、熱田新田東組地内を経て中島に入りやや
直線に堀川・熱田運河新堀川の三川を横ぎり呼統町仮定郡市界に至るの路線。

幅員 十間

第四等道路 (幅員八間) 九路線 (掲載省略)

橋梁および河川開鑿改修

三、橋梁の等級およびその幅員左のごとし。

第一等 幅員 十間以上 第一等・第二等道路に架す

第二等 幅員 八間以上 第三等・第四等道路に架す

第三等 幅員 六間以上 第四等道路に架す

第四等 幅員 三間以上 第五等・第六等道路に架す

第五等 幅員 三間 未満 第七等道路に架す

イ、第三等道路以上に架するものは鉄橋・石橋・鉄筋混凝土および木鉄混用とす。

ロ、交通頻繁ならざる橋梁の幅員は四間の事情を斟酌し交通上支障なき限度において幾分縮少することを得。

四、河川の新鑿又は改修の方案左のごとし。

萩野村安中地内即ち木津用水(黒川の上流)を六郷村下飯田地内仮定大曾根停車場附近において分岐南下し、杉村地内より稍直線に東芳野町を横断して長堀・白壁・主税・楳木・飯田・鍋屋の各町を横ぎり新栄町四丁目に出て(東田町との交叉点附近)流川に沿うて東川端町一、二丁目において現在新堀川堀留に接続せしむ。

幅員 十五間

庄内村稻生地内において新に水路を掘鑿し、之に矢田・庄内両川の水量を導き南に流れて金城村に出て西流して、庄内村稻生地内より来る現在江川の上流を貫通して北押切に出て女子師範学校の東部より江川町四丁目を横ぎり現在笈瀬川の流域を伝うて愛知町米野より笈瀬川と分流して津島街道を横断し、常盤村四女子・篠原を経て百曲街道を貫き熱田前新田において現在中川河口に至る。

幅員 十八間

金城村東志賀地内木津用水より新に水路を掘鑿して殆んど直線に西に流れ同村上名古屋地内において(二)線に合流連絡せしむ。

幅員

十八間

(二) (三)線の合流地点即ち金城村上名古屋地内よりやや直線に南下して市内山神泥吹出の各町貫通し、樋ノ口町に沿うて上宿小学校および俵小学校の東側を経て好生館の一部を横断し現在の堀川大幸橋附近に合せしむ。

幅員

十八間

(二)線を常盤村四女子地内より東に分水し、尾頭橋上流において堀川と接続せしめ、更に東に奔り東古渡金山宿龜波寄桜田を経て名古屋瓦斯株式会社工場北側に出て新堀川との連絡を保ち、なお東に延びて御器所村常盤地内広見池に至る、而して広見池と本川との接続地点には適當なる水閘を設置して灌漑用水の緩急要否に適應せしむ。

幅員

十八間

(二)線を小碓村地内において東に分岐し、熱田新田東組を直線に堀川河口(大瀬子地先)に合し、熱田内田・熱田羽城・熱田伝馬町を経て熱田東町字文齊に出て之より殆んど直線に呼統町井戸田地内仮定郡市界に至る。

幅員

十八間

新堀川は水源なき人工的運河なり、唯水源と認め得べきものは千種町御器所村及東北部名古屋より排出する雨水悪水あるのみ、若しそれ新堀川改修の縁由か東部名古屋悪水排泄の一事ならば則ち止む、苟も中途工法を変更して交通運輸の利便を助長し悪水排泄と相俟て市勢東漸に貢献せしめんとの理由の存するあらば、水源の欠如せること前陳の如

きに放置すべきに非らず、現状に於ては水流極めて遅緩にして干潮時に際しては悪水溜溜し夏季に在りては異臭を發するの常態を免れず、この欠陥を除去し、現今の面目を一新せしめんとせば、勢い一大英断を以て百年後の長計を画せざるべからず。由来郡市の冷熱は一に繋りて市内を貫通する河川の便否如何に依るものと云うを得べく、この意味においてわが名古屋市は甚しく不利の地位に在り、如上(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)はすなわち之が匡救上幾分の効あるものたるべし。

公園設置および鉄道線路変更

五、公園並に街園設置の方案左のごとし。

現在鶴舞公園に理想的の新設備を加え中央公園の実を全からしむること。

市の仮定地域内に小公園十九箇所を適当に配置す、その位置左のごとし。

西区押切町二、三丁目界。西区南外堀町本町門附近。東区筒井町建中寺境内。中区新栄町四丁目東田町交叉点。中区門前町那古野山。南区高倉神社境内。南区八剣宮境内。南区熱田前新田臨港線東。堀川新堀川合流河口。熱田前新田、熱田新田東組荒子川上流。庄内村名塚地内。金城村西志賀地内。六郷村下飯田地内。中村稲葉地現在中村公園。常盤村高須賀地内。八幡村野立地内。呼続町大喜地内。同町豊田地内。東山村覚王山境内。

街園は四等道路以上の交叉点に設置す。

六、鉄道線路変更の希望左のごとし。

中央西線を六郷村山田地区において西に折れ同村下飯田に至り、ここに大曾根駅を移転せしめ、金城村東志賀、庄内村稻生地区に入り西南に進み金城村北押切女子師範学校の西側を過ぎ、押切町八丁目および名古屋電鉄枇杷島線を横断して中村則武地区内笈瀬川橋梁において東海道線に合せしむ。そして本市の東郊を迂回せる現在中央西線は廃線となすこと。

以上は大体計画であつて、細密計画は別に決定せらるべきであつた、しかしその実施計画策定するに至らずして阪本市長はその職を去つたのである。

これを今日の雄大な計画から見れば、いかにもその規模の狭少なるを感ぜざるを得ぬが、都市計画の黎明期において既に区域の大拡張および官設鉄道中央線の北方移転を予想したところの相当思い切つた構想の下に予め一定計画を樹立し、その計画に従つて仕事を進めなければならぬという行方を物語つてゐる。されば後年にいたり策定せられたる街路計画なるものは前記の計画に準拠してゐることは争われぬ事実である。換言すればその計画の礎石を築き得たものともいふべきであらう。

第二章 市区改正の確立とその事業決定

第一節 東京市区改正条例準用の指定

本市の適切な運動見事奏功

本市において市区改正計画が公議として、表われたのは、叙上のとおり大正二年一月二十二日に市會議決として市区改正調査委員設置に関する建議が時の阪本市長に提出されたのに始まるのである。そしてこれがまた即ち都市計画の起因ともみられるわけである。大正三年八月第一次世界大戦の勃発以来、わが国の大都市は各種製造工業の急激なる發展、物資移動の増大、人口の加速度的激増等近代都市の特徴をいちじるしく發揮し、交通、衛生、保安、經濟等に関し合理的計画確立の必要が痛感せらるるに至つた。すなわち政府はかかる時勢の進運にかんがみ、東京市区改正条例を京都・大阪両都市の市区改正に準用すべき法律案を、第四十議會に提出せられると、その法律案は貴衆兩議院を通過し、大正七年四月十六日に左記のとおり發布せられ、同年六月一日より施行を見たのである。

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル京都市、大阪市其他ノ市区改正ニ関シ東京市区改正条例及東京市区土地建物処分規則ヲ準用シ得ルノ法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名 御璽

大正七年四月十六日

内閣總理大臣 副署

東京市区改正条例及東京市区土地建物処分規則ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ京都市、大阪市及内務大臣ニ於テ指定シタル市ノ市区改正ニ関シ之ヲ準用スルコトヲ得。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(大正七年五月二十八日勅令第一七三号ヲ以テ同年六月一日ヨリ之ヲ施行)

これよりさき名古屋市に都市改良調査会を起す議あり、佐藤(孝三郎)市長はこの議を採り上げ、いわゆる「大名古屋建設」の理想を振りかざして、まさに該調査会組織の準備ほぼ成つたとき、あたかも前記法律案の国会に提出されることとなつたので、本市では東京市区改正条例準用を受けるのは、この秋を措いてまたもとむべからずとなし、市会全員協議会を開いた。機運まさに熟していたので、協議会において一人の異議を唱えるものなく、満場一致拍手をもつて速かに適當の方策を講じその必成を期することを決議し、活気の溢れた情景を呈した。いうまでもなく全員協議会も市民の総意を代表する

理想的都市建設は道路から

元名古屋市長 佐藤孝三郎(著)

私は福井県知事を退官すると、東京に移り住んでいたとき、図らずも名古屋市長に選ばれ、時の井上市会議長が迎えに来てくれた。なんとという旅籠だったか覚えていないが、そこに会談したとき市会は党派を越えて協力するから大いに仕事をやってもいいと言われ、特に道路の新設拡築事業をとりあげて要請せられたのみならず、阪本前市長よりの引継にもそれがふくまれていたのである。

実に道路事業が名古屋市の懸案であることを知った私はこれが眞遂に邁進する決意をし、さらながら大道路事業のごときは法律に上らなければ思い切った仕事が出来ない。そこで私が内務省に勤めていた関係上、当局をたすね右の次第を打ちあげ懇談したところ、東京市区改正条例の準用が出来ると私を鼓舞してくれたので、私は推進力と基盤を得たも

もので、その運動は清新な魅力をもつて名古屋の人心を刺戟するところあつた。佐藤市長はじめ市会議員代表数名は協議会の終つたのち、ただちに上京、各関係要路を歴訪陳述したが、幸い政府当局ならびに貴衆両議院の了解を得るに至つた。

後行において記述するだろうが、大正七年一月二十八日、大正六年度一般会計歳入出追加予算議決によつて都市改良調査費の決定をみるや、工学士井上秀二を顧問として着々と先行的準備を進めつつ、速かに法律第三十六号による指定をうけることを必期すべく後に掲げる内務大臣宛の意見書を議決し、横浜・神戸両都市と相呼応して実行運動をおし進めて行つた。その前途に悲觀すべきものはなかつた、ついに同七年九月十一日に至つて内務省令第十七号をもつて、本市は横浜・神戸両市とともに前掲法律第三十六号による都市に指定せられ、東京市区改正条例の準用を受けた。ここにおいて名古屋市の要望が達せられたので、いよいよ重要な計画の実施態勢に切りかえられたのである。

東京市区改正条例の沿革

筆はやや逆戻りするが、なお京都市・大阪市その他の市区改正委員会の組織権限に関しては、東京

のごとく、理想的都市建設は立派な道路から前進しよ、これに苦闘する気で赴任したのであつた。

今日からみれば左程でもあるまいが、その当時としては五大幹線は雄大な計画であつた。それが果して終に実現を見るに至つたのは、全く東京市区改正条例準用に指定せられた法律の力であつた。もしこの背景を欠いたならば、あの仕事が出来るものじやないと思う。それから私の企図は大名古屋の建設であつて、赴任の事中、新聞記者の訪問をうけ「前市長は市格の向上とかいつたが、新市長の抱負は……」と問われたので、私は大名古屋建設を企圖とすることを答へたとおり、この精神で企図したつもりである。とにかく五大幹線計画の実現が私の使命の一つでもあつたと言い得るだろうし、その成果をみたる今を距る三十数年前を回想して忘れ得ぬものが沢山ある。

(昭和三・三八、東京都杉並区高円寺町の自邸において)

市区改正委員会規程を準用するの法令が公布せられて、これは大正七年六月一日より施行を見たのであつた。されば本市における東京市区改正条例準用の市区改正時代といえ、大正三年を経て同七年に至る間であつて、これによりて明治時代の既成市街地は——もつとも後に都市計画事業に切り替えられたが、相当に修正せられたので、今次の大戦争勃発前までの道路事業は、大正八年決定にかかる名古屋市区改正計画ならびに設計に端を発する。然らば期待を大にしていた市区改正事業はどんな風に施行せられたか、これについて説述する前に東京市区改正条例の沿革を知つておく必要があるので左に略述する。

明治五年（一八七三年）二月二十六日、東京丸之内および銀座、築地方面の大火の際、市区改正の機会として大蔵省に建築局を設け、銀座通を十五間幅に拡張し、煉瓦家屋を建築し、街路の両側に洋式の下水道を設けた。これが即ち市区改正事業の皮切りである。さらに同九年十二月東京府は委員を設けて市区改正および水道改良の計画を調査せしむるに至つた。次いで同十二年十二月二十六日發生の日本橋の大火を機として市区改正案を作成したが、その財源難に悩み計画の実行不可能に陥つた。

しかしその後、明治十五年七月内務少輔芳川顕正が東京府知事を兼職するにおよび市区改正に関する根本計画案を練り上げ、これに意見書その他を添えて同十七年十一月十四日内務卿山県有朋に提出したところ、内務卿これを容れて内務省に「東京市区改正審査会」を設置し、作成せる「市区改正案」「東京市区改正局設置建議書」等を同十八年十月八日および同月十二日内務卿に提出した。政府は審査会案を容れたが、財政上ただちに実施するに至らずして沙汰やみとなつた。

しかし時勢の要求にせまられて、終に明治二十一年三月十七日「東京市区改正条例案」を元老院に提出した。

しかるに元老院では、これをもつて不急事業あるいは杜撰の計画として、反対意見続出したので、当時の急進論者山県内務大臣と松方(正義)大蔵大臣は連署して再び東京市区改正条例案を閣議に提出したが、その意見書中に元老院の非難に対し「是皆孟浪杜撰の言なり」云々と弁駁したという。とにかく当局の意思牢固不拔なるものあつて、閣議は遂に両大臣の請議を容れ、元老院の否決を無視して明治二十一年八月十六日、勅令第六十二号をもつて東京市区改正条例を公布し、翌二十二年一月一日よりこれを施行せられた。多年の懸案であつた東京市区改正事業は、ここにおいて始めてその基礎が確立せられたのである。

市区改正条例および関係法規

なお本市の市区改正事業に關係のあつた東京市区改正条例および関係法規を掲げて後来研究の資に供しておく。

〔参考〕 東京市区改正条例(明治二十一年八月十六日・勅令第六十二号)

〔沿革〕 明治二十三年八月勅令第六十九号・同三十五年三月法律第二

十八号・同四十三年三月同第二十八号・同四十四年三月同第二十五号・

大正七年四月同第三十五号改正

朕東京市区ノ營業、衛生、防火及通運等永久ノ利便ヲ凶ルタメ東京市区改正条例ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム。

東京市区改正条例

第一条 東京市区改正ノ設計オヨビ毎年度ニ於テ施行スベキ事業ヲ議決スルタメ東京市区改正委員会ヲ置キ内務大臣ノ監督ニ属セシム、ソノ組織権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

東京市区改正委員会ハ市区改正ノ設計オヨビ毎年度ノ施行スベキ事業ヲ東京市ノ区域外ニ亘リ議定スルコトヲ得。

東京市区改正委員会ノ費用ハ市区改正費用ヲ以テ之ヲ支弁ス。

第二条 東京市区改正委員会ニ於テ市区改正ノ設計ヲ議定シタルトキハ内務大臣ニ具申スベシ、内務大臣ハ審査ノ上、内閣ノ認可ヲ受ケ東京市長ニ対シ之ヲ公告セシムベシ。

第三条 市区改正ノ費用ニ充ツル為メ東京市ニ於テ左ノ特別税ヲ賦課ス。

一、地 租 割 地租百分ノ十二半以内 但耕地ヲ除ク

一、營業税並雜種税 府税ノ十分ノ四以内

一、家 屋 税 府税ノ十分ノ四以内

一、ソノ他勅令ヲ以テ指定シタルモノ。

府費ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テ營業税、雜種税又ハ家屋税ヲ賦課セムトスルトキハ内務大臣、大藏大臣ノ許可ヲ得テソノ税率ヲ定ムベシ。

市ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ他ノ市費ノ中ヨリ市区改正ノ費用ヲ補充スルコトヲ得。

第四条 特別税滞納者ハ国税滞納処分ノ例ニ依テ処分ス。

第五条 市区改正ノ費用ヲ補助スル為メ、東京市ノ基本財産トシテ即令官用ニ供セザル東京

市ノ官有河岸地ハ総テ之ヲ下附ス。

コノ河岸地ヨリ収入スル金額ハ市区改正事業ノ終ルマデ他ニ之ヲ支出スルコトヲ得ズ。

コノ河岸地ハ市区改正事業ノ終ルマデソノ地租ヲ免除ス。

コノ河岸地ハ売却譲与スルコトヲ許サズ、但已ムヲ得ザル場合ニ於テハ東京市長東京市会ノ議決ヲ取り内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ売却譲与スルコトヲ得。

第六条 市区改正ノ経費オヨビ特別税賦課徴収ノ方法ハ東京市長東京市会ニ付シ之ヲ議定セシムベシ。

第七条 第三条オヨビ第五条ノ収入合計ハ毎年度百万円ヨリ少カラズ二百万円ヨリ多カラザルモノトス。但毎年度雑収入オヨビ前年度繰越金ハ本条ノ収入額ニ合算スルコトヲ得ズ。

第八条 (削 除)

第九条 東京市長ハ毎年四月ヨリ翌三月マデ一周年度トナシ前年十月マデニ東京市区改正委員会ニ於テ議定シタル市区改正事業ニ属スル收支予算ヲ立テ東京市会ノ議決ヲ取り内務大臣、大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スベシ。

東京市長前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ東京市区改正委員会ニ報告スベシ。

第十条 東京市長ハ一周年度ノ出納ヲ計査シ、ソノ決算ヲ東京市会ニ報告シ、然ル後内務大臣、大蔵大臣オヨビ東京市区改正委員会ニ報告スベシ。

第十二条 年度中ニ於テ予知スベカラザル事情ニ由リ既定ノ事業ヲ変更セザルヲ得ザルトキハ東京市長ハ東京市区改正委員会ノ議定ヲ取り内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スルコトヲ得。但次回ノ東京市会ニ之ヲ報告スベシ。

第十三条 市区改正ノ為メ、一時巨額ノ支出ヲ要スルトキハ東京市ハ毎年収入スベキ特別税ヲ目的トシ五十箇年以内ノ期限ヲ以テ公債ヲ募集スルコトヲ得。ソノ金額オヨビ起債ノ方法ハ東京市長之ヲ定メ東京市会ノ議決ヲ取り内務大臣、大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ。

第十三条 市区改正ニ属スル会計ハ東京市長特別ニ整理スベシ。

第十四条 市区改正ノ事業ハ東京市長之ヲ執行スベシ。

第一条第二項ノ規定ニ依ル事業ニシテ東京市ノ区域外ニ施行スベキ部分ハ前項ノ規定ニ拘ラズソノ他ノ町村之ヲ執行スベシ。但勅令ノ定ムル所ニ依リ町村長ソノ執行ヲ東京市長ニ委託シ又ハ内務大臣、東京市長ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得。

市区改正事業ニ依リ生シタル营造物ノ管理ニ付テハ前二項ノ例ニ依シ。

第十四条ノ二 前条第一項マタハ第二項ノ規定ニ依リ要スル費用ハ東京市マタハ東京市オヨビ事業地ノ町村ノ負担トス。

前項ノ負担ニ付テハ關係市町村ノ意見ヲ聞キ東京市区改正委員会ノ議定ヲ取り内務大臣之ヲ定ム。

前二項ノ規定ニ依ル費用ニ関シテハ市区改正ノ費用ニ依フ。

第十五条 市区改正ニ係ル土地建物処分方法ハ別ニ之ヲ定ム。

東京市区改正土地建物処分規則(明治二十二年一月二十九日勅令第五号)

〔沿革〕 明治三十八年三月法律第六十五号改正

朕東京市区改正土地建物処分規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム。

東京市区改正土地建物規則

第一条 市区改正ニ要スル官有地ハ無料ニテ供用セシメ、ソノ他ニ属スル官有ノ建物、植物等ハ無料ニテ交付スベシ。但地方税ノ經濟ニ属スルモノハ民有ニ準ス民有地オヨビソノ他ニ属スル民有ノ建物、植物マタハ官有地ニ在ル民有ノ建物、植物等ハ東京府知事ソノ所有者ト協議ノ上相当ノ代価マタハ移転料ヲ償却スベシ。

若シ協議整ハザルトキハ双方ヨリ評個人各一人ヲ出シ評価セシメ、東京府知事之ニ意見ヲ付シ内務大臣ノ決ヲ請ヒ之ヲ定ムベシ。

第二項ノ協議整ヒタル後マタハ内務大臣ニ於テ決定シタル後、建物、植物等ノ所有者ニ於テ所定ノ期間内ニソノ所有物件ノ移転若ハ引渡ヲ為サザルトキハ東京市参事会ハ之ヲ強制スルコトヲ得、コノ場合ニ於テハ行政執行法第五条オヨビ第六条ノ規定ヲ準用ス。

第二条 市区改正ノ為メ民有地買上ノ場合ニ於テ一宅地ヲ為スニ足ラザル残余ヲ生ズルモノハ併セテ之ヲ買上グベシ。

第三条 市区改正ニ関シ不用ニ帰シタル土地一宅地ヲ為スニ足ルモノニシテ曩ニ公用土地買上規則マタハ本則第一条ニ依リ買上タルモノハ原価ヲ以テ特ニ旧所有者ニ払下シ、若

シ旧所有者之ヲ買受クルコトヲ欲セザルカ、マタハ旧所有者ナキモノハ直チニ公売ニ付スベシ。

前項ノ土地一宅地ヲ為スニ足ラザルモノハソノ接統地ノ所有者之ヲ買受クベキモノトス。若シソノ所有者之ヲ買受ルコトヲ欲セザルトキハ東京府知事ハ第一条ニ依リソノ接統地オヨビ建物、植物等ヲ買上グベシ。

前条オヨビ本条ニ一宅地ト称スルモノハ市街ノ状況ニ依リ東京府知事之ヲ定ム。

第四条 東京府知事ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ市区改正ニ要スル土地ニ属スル建物新增改築ノ制限ヲ規定シ之ヲ告示スベシ。

ソノ制限内ト雖モ新增改築セント欲スル者ハ予メ東京府知事ノ認可ヲ受クベシ、東京府知事ハ設計着手ノ都合ニ依リ之ヲ認可セザルコトヲ得。

若シ之ヲ認可セザルトキハ新增改築者ハソノ土地オヨビソノ地ニ属スル建物、植物等ノ代価マタハ移転料ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テソノ土地自己ノ所有ニアラザルトキハ通知ヲ以テソノ土地貸借ノ契約ヲ解クコトヲ得、若シ制限ニ違ヒ又ハ東京府知事ノ認可ヲ受ケズシテ新增改築ヲナシタル者ハ、土地買上ノ際ソノ新增改築ニ係ル建物ノ代価マタハ移転料ヲ請求スルコトヲ得ズ。

第五条 土地、建物、植物等ノ売却代金ハ市区改正ノ費用ニ充ツベシ。

東京市区改正条例第十四条ノ規定ニ依ル事業執行

オヨビ營造物管理ニ関スル件……………(大正七年六月一日
勅令第百八十一号)

朕東京市区改正条例第十四条ノ規定ニ依ル事務執行オヨビ營造物管理ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。

第一条 内務大臣東京市ノ区域外ニ於テ執行スベキ市区改正事業左記各号ノ一ニ該当スト認ムルトキハ東京市長ヲシテソノ全部又ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得。

一、分割シテ執行シ難キモノナルトキ。

二、分割シテ執行スルコト不利益ナルトキ。

三、東京市長ヲシテ執行セシムルコト利益ナルトキ。

四、前各号ノ外特ニ必要ナルトキ。

第二条 前条ノ規定ニ依リ東京市長ノ執行スル事業ニ付テハ費用ヲ負担スベキ町村ソノ負担金額ヲ東京市ニ交付スベシ。

第三条 東京市長第一条ノ規定ニ依ル事業ノ執行ヲ完了シタルトキハ内務大臣ノ認定ヲ受クベシ。

第四条 前条ノ規定ニ依リ認定ヲ受クル場合ニ於テ事業ニ付残余金マタハ残余材料アルトキハ内務大臣ノ処分方法ヲ定ム。

第五条 前二条ノ規定ハ東京市長第一条ノ規定ニ依ル事業ノ執行ヲ廃止シタル場合ニ之ヲ準用ス。

第六条 前数条ノ規定ハ市区改正事業ニ依リ生シタル营造物ニシテ東京市ノ区域外ニ在ルモノノ管理ニ付之ヲ準用ス。

第七条 町村長東京市区改正条例第十四条第二項ノ規定ニ依ル事業ノ執行マタハ同条第三項ノ規定ニ依ル营造物ノ管理ヲ東京市長ニ委託スル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

京都市・大阪市ソノ他ノ市区改正委員会ノ組織権限

ニ関スル件……………(大正七年五月三十一日・勅令第百八十三号)

朕京都市、大阪市ソノ他ノ市区改正委員会ノ組織権限ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。

第一条 京都市、大阪市ソノ他東京市区改正条例オヨビ東京市区改正土地建物処分規則ヲ準用スル市ノ市区改正委員会ノ組織権限ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除ク外、東京市区改正委員会組織権限規程ニ依ル。

第二条 委員会ハ委員長オヨビ委員ヲ以テ之ヲ組織ス。
委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ。

一、関係各庁高等官

十五人以内

二、地方長官

三、市長

四、市會議員 十人以内

五、学識経験アル者 三人以内

第三条 幹事ヲ内務省高等官オヨビ地方庁高等官ノ中ヨリ之ヲ命ズ。

附 則

本会ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

第一節 市区改良調査費(市区改正委員会費)の審議経過

市区改正委員会費削減

本市の市区改正委員会費予算は、最初市区改良調査会費予算として設定されたものであるからこれが市会審議の経過を一瞥して市区改正委員会の活動状況を窺うこととする。都市改良会設置要望の市会議決を容れた佐藤(孝三郎)市長は大正七年一月四日付、左記のとおり前記調査費計上の大正六年一般会計追加予算案を市会に提案したのである。

大正六年度 大正六年度名古屋市歳入歳出追加
第三号

予算……………(大正七年一月二十八日修正可決)

- 一、金九百十三円三十四銭(修正額七百六十三円三十四銭) 歳入追加予算高(雑収入)
- 一、金九百十三円三十四銭(修正額七百六十三円三十四銭) 歳出臨時部追加予算高(市区改良調査会費)

合計金九百十三円三十四銭(修正額七百六十三円三十四銭)

歳入歳出差引残金なし

一月十五日の本会議に上程、委員附記の動議を提出し、これに賛成をもとめた青山鉞四郎議員は左のごとく述べている。

本市北部の発展は控訴院や憲兵屯所の移転にとどまらず、大々的に第三師団の移転を陸軍に交渉し、本市において彼の土地を市街地か官公署建設地にすることが従来からの問題であるが、市当局は如何なる考えを有するか。また千種停車場と笹島停車場とを移転して、その跡地に市街地をつくることも久しい問題であり、名古屋港の陸上設備は今日において適當であるか。また中川運河のごときをどう開鑿することが出来るか。

なおその財源調達について質しているが、市理事者の答弁もなく、長谷川糾七・加藤重三郎・村手健次郎議員より委員付託説に賛成する発言があつたのち、大岩(勇夫)議長の指名どおり委員が設けられた。

調査委員(九名)◎印委員長

今堀辰三郎 伊藤義平 ◎長谷川糾七

外人の道路評

道路施設に見るべきものがなかつた例を、しばしばとりあげて来たが、これは名古屋市および愛知県の場合のみではない、かゝる趨勢は全国を通じての状況であつた。大正八、九年頃わが国に來遊した外国人の觸目せる、その道路評の一節を抜記してみよう。

日本における道路改良の要は言をまたぬ。もし日本にして道路の改良に意を致さば、ただに商業上の發達を援くるのみならず、また社会人文の進歩を援け、世界に冠絶すと稱せらる自然美を世界に紹介するに至らん。今日の日本には文明国において稱するがごとき道路なるものは一哩もなしというも過言でない。道路なるものは単に土壌そのものにて成れる交通路に非ず。その土面を掩ふ所の何等かの設備を要す、そしてかくのごときものは日本には一哩もないのである。……日本に上陸して第一に失望するは都会ならびに村落における道路極めて不備粗悪なることである。もし雨雪一たび到らんか歩行

加藤重三郎 増本敏三郎 下出民義

青山鉞四郎 青木録次郎 青木兵二郎

同月二十八日の本会議に至つて、委員長より市区改良調査会委員数四十名を三十名に減じ、その選定を市會議員に重きを置くこと。開会予定度数を一回としたので予算を減額修正したる旨の報告があつたのち、伊藤勘兵衛議員と委員長との間に簡単な問答あり、尾崎才市議員の問いに対し、市長は「その調査事項は都市的施設をはじめ商工業地帯の設定方針である。」云々と答えている。これが終るをまつて伊藤（勘）議員より委員委嘱を市會議員以外にもとむる場合は新進有為の人物を選定することを希望する発言等あつて委員長報告どおり異議なく修正可決している。これが即ち市区改正調査費の第一次予算であつた。

市区改正条例準用指定意見書 同年八月八日の市会において加藤重三郎始め四議員提出にかかる左記の意見書を議題に供し、これを満場一致をもつて議決したるのち、時の内務大臣床次竹二郎宛に提出した。

者も殆んど通行し得ないのである。殊に吾人外国人の目に奇とする所は日本人が木にて造られし、竹馬のごとき履物を穿ち居ることである。この履物を穿き居るは中流以上の階級に属するものにして、更に人力車夫、労働者、農夫等に至りては跣足もしくは僅に足を掩う藁製のものを以てし、この泥濘海のごとき道路を渉るのである。

この泥濘海のごとき道路を修築せんとするや、その法極めて簡単にして砂礫を以て道路面を掩うに過ぎない。故に却て歩行者をして不快を感じしむること一通りでないのである。かつ歩道と車道の区別なきを以て愉快に自動車を疾駆せしむることを得ざるのみならず、河川に架したる橋梁たるや、脆弱にして自動車の馳駆にたえざるものあるを以て、一たび勝地を外に探らんとするも不可能である。また勾配の坂道も到る処にこれあるを以て自動車を駆ることが出来ないのである。現にかか急坂を重荷を曳いて進む労働者ある

市区改正条例準用指定促進に関する。

意見書……………(内務大臣床次竹二郎宛)

本年勅令第八十四号を以て東京市区改正条例、東京市区改正土地建物処分規則ならびに大正七年勅令第八十一号を京都市、大阪市および内務大臣の指定する市の市区改正に関し準用する件公布相成候に就ては右御指定に関し夫々御詮議中のことと存候得共、当名古屋市の如きはその必要を感ずること最も痛切なるもの有之候に付、この際速かに御指定あらむことを切望す。

右市制第四十六条に依り意見書提出候也。

大正七年八月八日

名古屋市会議長 大 岩 勇 夫

市区改正条例準用市に指定

その後、九月に入り既記のごとく市区改正条例準用市に指定せられ、続いて同月十八日付をもつて内務大臣官房都市計画課長より市区改正委員会設置予算等に関する通牒あり、これに基づき同年十月二十五日左の議案を市会に提出した。この日の市会は四議案を一括議題に供し、浅山(正名)助役の簡単な説明あつたのち異議なく原案を可決している。

大正七年 特別税の賦課をなさず市費繰入金を
第百三十号

以て充当の件……………(大正七年十月二十五日可決)

に至りては吾人外人をしてその劳苦見るに忍びざらしめ、胸を刺すごとく感ぜしむるのである。
この評論は決して誇張ではなく、大正八年頃の道路の現状を物語ったものである。しかも道路費用を負担する地方においては、斯様な惨憺たる道路を維持改良するにさき、その負担にたえざることを嘆き、かつ議会議論に花を咲かせて居った時のことである。

【理由】 市区改正費の費用に対しては特別税を賦課するを原則となすも本年度における経費は多からざるに依り、市区改正条例第三十条末項に依り其筋の許可を得、普通市費の内より之か補充を為さんとす。

大正七年 大正七年度名古屋市区歳入歳出追加
 第百三十一号

予算……………(大正七年十月二十五日可決)

一、金 一万 三百 六 円

歳入追加予算高(市税附加所得税)

一、金 一万 三百 六 円

歳出臨時部追加予算高(市区改正費補充金)

歳入歳出差引残金なし

大正七年 市区改正費中調査費継続年期およ
 第百三十二号

び支出方法……………(大正七年十月二十五日可決)

一、金 四 千 七 百 円

市区改正委員会費中調査費

内 訳

金 三 千 三 百 円

大正七年度支出額

金 一 千 四 百 円

大正八年度支出額

右の年度割を以て調査施行す

大正七年 大正七年度名古屋市区改正費歳入
 第百三十三号

歳出予算……………(大正七年十月二十五日可決)

歳 入

一、金 一万三千六百円

歳 入 予 算 高 (普通経路より補充金)

歳 出

一、金 一万三百六円

歳 出 予 算 高 (市区改正費)

歳入歳出差引残金なし

大正八年度市区改正費撤回 ころして市区改正委員会の組織全く成るをまつて、大正八年三月大正八年度の市区改正費予算ならびに関係議案を整えて提出したが、端なくも財源問題に猛烈な反対論が起り、やむなく撤回して、提案の遣り直しとなつてゐる。市区改正条例準用指定を要望頻りにして、これに熱をあげたのに、折角作成せる予算案を認め難いとは、理事者としては全く不快なことであつたらう。

大正八年 特別税賦課徴収の件(大正八年三月三十一日撤回)
第四十六号

市区改正費支弁のため大正八年度に於て左の通り特別税を同年營業稅納稅義務者に賦課し、その徴収期は本稅第一期徴収期限に於て一時に之を徴収す。

一、国 税 營 業 割 營業稅百分の二

大正八年 第四十七号 大正八年度名古屋市区改正費歳入歳出

予算……………(大正八年三月三十一日撤回)

一、金 一万六千二百六十円十銭 歳 入 予 算 高 (繰越金、特別税)

一、金 一万六千二百六十円十銭 歳 出 予 算 高 (市区改正費)

歳入歳出差引残金なし

もとよりその目的には賛意を表するが、経費の負担を營業税にもとめんとしたことは、市民の負担力の堪えざるとしたものが大部分であつたわけであろうが、その経過をたずねて市政界の状況を窺う一端とする。

三月二十八日の市会に右議案を一括議題に供するや、浅山助役よりその筋の通牒にもとずき提出せるもので、その経費は国税營業税本税一円につき、二銭の附加税を徴収する旨を説明して議了を希望した。これを不満とした宮部鈴三郎議員より「繰越金のみにとめよ、又は家屋税に賦課するのが先決問題である。」反対を唱え委員付託を主張した。これに対し加藤重三郎議員より即決すべしとの発言あり、続いて伊藤勘兵衛議員より委員付託に賛成する発言あつたので、意見が対立している。佐藤市長起つて「都市計画法が公布となつても課税は營業税割か、或は所得税割等であつて変更はない。やがて事業をなす場合は所得税と營業税との間に均衡をはかるよう斟酌する予定である。」と弁明して即決を希望したのである。然るに反対する消極派の発言が多く、「もし予算に急を要する場合は予備費から支出する方法があるじやないか。」と委員付託を唱えてやまない。続いて種野弘道議員よりまた委員付託とすべしとの発言あつたのち、積極派の加藤(重)議員より「もし委員付託となつた場合は大正七年度内において議決したい。」と、この意見に賛意を表した三輪喜兵衛議員は「催促して出来あがつた予算案ではないか。然るに大正七年度内に議決しなければ市会の名誉に関することではないか、もし修正するならば修正もよい即決すべきである。」……こうした白熱的論議があつて左のとおり委員付託となつたが、消極積極兩派の対立の考え方を語るに充分であつた。

調査委員 (七名) (印委員長)

- 伊藤勘兵衛
- 渡辺竜夫
- ◎加藤重三郎
- 増本敏三郎
- 江口理三郎
- 水野專之助
- 宮部鈴三郎

討論の末新規案を議了

委員会は同月二十九日第一回を開いたが、營業稅課稅の可否につき白熱的論議が多時におよんだが、反對意見はなかなか強く到底まとまりがたく、二議案とも同月三十一日撤回すると同時に左のとおり新規の案を緊急提出したので、委員会は自然消滅となつてゐる。

大正八年 特別稅の賦課をなさず市費補充金
 第五十七号 を以て充當の件……………(大正八年四月一日可決)

大正八年度における大正八年第十九号議案に屬する本市區改正費は特別稅の賦課をなさず普通市費を以て補充す。

大正八年 第五十八号 大正八年度名古屋市歳入歳出追加
 予算……………(大正八年四月一日可決)

歳入

一、金一万一千五百十六円

歳入追加予算高(前年度繰越金)

歳出

一、金一万一千五百十六円

歳出臨時部追加予算高(市區改正費)

歳入歳出差引殘金なし

大正八年 大正八年度名古屋市区改正費歳入
第五十九号

歳出予算……………(大正八年四月一日可決)

歳入

一、金一万六千二百六十円十銭

歳入予算 高(前年度繰越金)
普通経済補充金)

歳出

一、金一万六千二百六十円十銭

歳出予算 高(市区改正費)

歳入歳出差引残金なし

この日大岩議長、清水(百雄)副議長とも欠席したので、最年長の伊藤義平議員が仮議長となつて開議に入らんとしたが、出席議員二十一名に過ぎず、即ち定数を欠いたので流会のやむなきに至つた。

翌四月一日の市会において開議の劈頭、藤田鉞太郎議員よりその財源を特別税の課税に求めずして一般経済の市費にもとむることは適當の処置であるまいと、不満の点を指摘したのち「こんな調子で市区改正調査委員となり、東京の本舞台に乗り出す場合、肩身が狭い。いわんやもし補充案が認可とならなかつたそのときこそ、全く耻入るじやないか。また理事者として委員会の反対意見に驚いて撤回して、遣り直すとは、断乎たる意思がなく全く見苦しいことだ。理事者の態度はあまりにも弱すぎると思う。」と積極論を吐き市長を鞭撻するごとく答弁を要求したが、これに対し市長の答えなく参事会員の青山鉞四郎議員より「実は昨日の参事会において私は藤田君と同一意見を提出したが、白木・竹内・藍川三君の同一意見によつて通過してしまつた、これが参事会の内

容である。」とその審議経過を発表すれば、次いで関係法規の見解について村瀬健次郎・加藤(重)・藍川清成議員間に押問答のほか宮部渡辺(應)議員より種々の発言があつたが、その提案が違法ではあるまいかとなり、佐藤市長より他日事業を起した場合には特別税の課税を避けがたいが、この際特別税の徴収を欲しないという委員会の希望を容れて撤回して新規案を提出せる旨を弁明するところあり、この終るをまつて全会一致をもつて三件とも原案どおり議了している。

第三節 市区改正委員会の審議経過

第一項 名古屋市区改正委員の異動

名古屋市区改正委員会を組織する段階に移るや、佐藤市長はこれが組織を内務大臣宛に稟請し、前述のごとく第一次の市区改正委員会費予算の確定をまつて、大正八年一月に技師吉田俊三以下職員を任命した。ついで翌二月六日内務省警保局長川村竹治ほか二十六名を委員に、愛知県会議員鈴木岩次郎ほか七名を臨時委員に、愛知県内務部長堀田義次郎を幹事に、それぞれ任命を見て、すなわち名古屋市区改正委員会の組織が全く出来あがつた。委員長はじめ役員の名氏ならびに在職期間を掲ぐれば左のごとし。

名古屋市区改正委員就職者

職名	就職年月日	退職年月日	官職	氏名
委員長	大正八・二・六	大正八・二・三一	内務次官	小橋一太

委員																			
八・二・六																			
八・二・三二	八・二・三一	八・四・一二	八・二・三一	八・二・三一	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二	八・六・二二		
内務省警保局長	内務省地方局長	内務省土木局長	内務省衛生局長	内務書記官	宮内事務官	鉄道院理事	名古屋稅務監督局長	大藏書記官	陸軍砲兵中佐	海軍大佐	農商務省山林局長	逓信省電氣局長	逓信省通信局長	愛知県知事	名古屋市長	名古屋市會議員			
川村竹治	添田敬一	堀田貢	杉山四五郎	池田宏	杉琢磨	木下淑夫	磯野定次郎	勝正憲	岡野耕一	金丸清緝	鶴見左雄	肥後八次	中川健藏	宮尾舜治	佐藤孝三郎	鈴木惣兵衛	磯貝浩	大岩勇	加藤重三郎

臨時委員															委員						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大正八・二・六					
〃	〃	八・二・六	〃	〃	〃	〃	〃	八・二・六	八・二・二	八・六・二	八・七・一七	八・七・一一	八・六・一七	〃	〃	〃					
〃	〃	〃	〃	八・二・三一	〃	〃	〃	八・九・二四	〃	〃	〃	〃	〃	八・七・二〇	八・二・三一	大正八・二・三一					
〃	愛知県会議員	山崎正薫	三輪市太郎	工学博士	武田逸藏	高田	青山鉞四郎	鈴村岩次郎	関田駒吉	村井二郎吉	米田奈良吉	潮田惠之助	工藤藤豪吉	佐野利器	近藤虎五郎	緒方正規	長谷川糾七	大喜多寅之助	下出民義	三輪喜兵衛	名古屋市会議員

幹事	八・二・六	八・四・一八	愛知県内務部長	堀田義次郎
	八・五・二二	八・一三・三一		小幡豊治

しかるに大正九年一月一日より都市計画法施行と、同時にその市区改正委員制度は廃止せられたのである。

第二項 本自作成の市区改正の原計画

市区改正の原計画の大綱 市区改正委員会における調査計画案作成に至る経過についての正確な資料を欠くので詳述出来ないが、名古屋市の実況ならびに将来の発展を遠視して、すなわちあらゆる角度から都市構築の必要なる諸般の施設に関する調査検討を行ったもので、その結果大正七年十二月六日付、内務大臣官房都市計画課長宛に市区改正設計ならびに事業施行に関する左の書類と共に、市区改正委員会の議定取計い方を進達したのである。

- 一、名古屋市区改正施行区域の件。
 - 二、名古屋市区第一期市区改正設計書。
 - 三、名古屋市区第一期市区改正設計中、大正七年度において施行すべき事業の件。
 - 四、名古屋市区第一期市区改正設計中、大正八年度において施行すべき事業の件。
- これこそ市区改正の原計画であつて、市区改正委員会はこの原案を慎重審議を行つたものである。そして当時事業計画に関する大綱としては、
- 一、施行区域地区は大正八年中にこれを完成し、縮尺二万分の一、一万二千分の一、六千分の一

の三種となし、参謀本部陸地測量部作製にかかる縮尺二万分の一、地図を基礎とし、これを現状と照合し、かつ特殊の目的のために調製したる図面(築港、上下水道、耕地整理等)を参酌し、更に必要な測量調査を行い現状に最も近似したる地形図を調製す。

二、地形図の調製と同時に参謀本部陸地測量部の水準基標を基礎とし、更に必要な測量を行い名古屋築港計画において定めたる零位水準標高を基線とし、図上に適當なる同高線を記入す。

三、一般的市区改正の調査および設計は、前記地図の調製と相俟つて之を行い、地図完成後少なくとも一箇年以内に編成す。

以上のごとくであつた。

急施計画五大幹線の概略　そして最も急施を要するものとした道路の開設拡築は左の五大幹線道路であつて、これを大正八年度より同十一年度まで、四箇年継続事業として実施を完成せんとしたのである。

第一号路線　中区大池町より愛知郡愛知町大字日置字山王に於て仮定県道西築地に接続する路線、延長千四十三間、幅員十八間(電車通、車馬道、歩道並木敷併有)の道路を開設す。

第二号路線　仮定県道稲置街道を東区東新町より南に延伸し、中区大池町七丁目市郡境界に至る延長九百二十七間、幅員十一間(車馬道、歩道併有)の道路を開設す。この路線は更に鉄道中央線の下部を通過し、東郊耕地整理組合地区内所在里道鶴舞街道に接続する予定。

第三号路線　愛知郡千種町所在尾張電気軌道株式会社の軌道千早終点を受け、鉄道中央

本線の西側より中区矢場町五ノ切に於て仮定県道東築地街道に接続する延長七百三十五間、幅員十一間(車馬道、歩道併有)の道路を開設す。

第四号路線 西区明道町明道橋より既設南外堀町筋を西に向つて延伸し、同区菊井町に於て仮定県道西築地街道に接続する延長百七十四間、幅員十一間(車馬道、歩道併有)の道路を開設す。

第五号路線 中区栄町五丁目より東区南外堀町十一丁目に至る大津町筋延長五百七十間、幅員十三間(車馬道、歩道併有)の道路に拡張改修す。

以上の事業施行に要する財源は、東京市区改正条例第三条による特別税および公債その他市街鉄道経営者の負担金にもとめ、これが事業費收支計算は左のとおりである。

収入の部

- 一、特別税及公債 三百十七万一千二百八十三円
 - 一、名古屋鉄道株式会社負担金 八十五万七千四十五円
 - 一、尾張電気軌道株式会社負担金 十二万七千七百九十四円
- 計 四百十五万六千二百二十二円

支出の部

- 一、第一号線工事費 二百三万四千五百八十二円
- 一、第二号線工事費 六十三万一千六十八円
- 一、第三号線工事費 三十五万一千七百二十七円

一、第四号線工事費	九万七千八百一円
一、第五号線工事費	五十八万九千九百二十五円
一、給料その他の経費	四十五万一千十九円
計	四百十五万六千二百二十二円

次に継続年度支出割合は左記区分によることになつてゐる。

大正八年度	二割四分六厘(百二万四千三百二十四円)
大正九年度	二割四分七厘(百二万五千七百八十六円)
大正十年度	二割六分(百七万九千二百四十四円)
大正十一年度	二割四分七厘(百二万六千七百六十八円)

以上の計画は委員会においてただちに確定の運びに至らなかつたことは後に述べるだらうが、この原案作成当時佐藤市長は大正七年十月二十八日、名古屋電気鉄道尾張電気軌道両会社の事業費分担の件につき、各社長と協議するところあり、翌八年五月二十日事業費中に国庫補助をもとむべくその筋へ稟請する等事業の具体化に力瘤を入れた。けだしこの事業こそ後にいたり都市計画事業に切り替はれて施行することとなり、「第一期都市計画事業」と称するのは、すなわちここに挙げた市区改正事業なのである。

第三項 五大幹線道路開設拡張の確定

三日間連続審議して議了。さて前記五大幹線道路開設の件を審議する市区改正委員会はいつ頃

招集されたであろうか。大正八年五月二十六日より同月二十八日まで、三日間招集、連続審議をか
 さねた結果、第五号路線の一部―広小路線との接続点において東北街角にあたる日本銀行名古屋
 支店(旧建物)建物の一部を僅少削除し、喇叭口を設けることに若干の修正をしたのみで、殆んど本市
 提出の設計案どおり議了したのである。この会議の出席者三十名の氏名を掲ぐれば左のごとし。

小橋 一太	小幡 豊治	添田 敬一郎	加藤 重三郎	中川 健藏	伊藤 光彦
金丸 清組	青山 鉞四郎	佐藤 孝三郎	杉 琢磨	畑 田 貢	磯 貝 浩
佐野 利器	宮尾 舜治	下出 民義	鈴木 岩次郎	山崎 正薫	大喜多 寅之助
武田 五一	長谷川 糾七	三輪 喜兵衛	鶴見 左右雄	近藤 虎五郎	藍川 清成
高田 逸感	川村 竹治	三輪 市太郎	磯野 定次郎	鈴木 徳兵衛	池 田 宏

以上のうち本市側と市会側の出席は佐藤市長ほか十名である。

五大幹線道路開設の公告 こうして約二箇月後―八月八日付、内務大臣より内閣の認可指令と
 同時にこれを公告すべき訓令に接したので、市長は同月十三日東京市区改正条例第二条に依りそ
 の旨を公告(告示第六十四号)したのである。

名発第一六号

名古屋市区改正設計に係る第一号乃至第五号各路線の道路改正事業は大正八年度より同十
 一年度に至る四箇年度に於て施行するものとし、その年度割左の通議定候条、別紙相添及通牒候
 也。

追て本件に係る市区改正設計の儀内務大臣の認可具申中に付御了知相成度申添候。

大正八年五月二十九日 名古屋市区改正委員長 小 橋 一 太

名古屋市長 佐藤孝三郎宛

〔備考〕 別紙内容は後行において採録するものと同一につき掲載省略。

内務省訓令第五百二十三号

名古屋市区改正設計左記及別紙図面の通内閣の認可を得たるに付、之を公告すべし。

大正八年八月八日

内務大臣 床次竹二郎

記

第一号線（註通称岩井線） 幅員 十八間

中区大池町七丁目郡市境界より同区上前津、裏門前町、岩井町、下堀川町等を経て水主町を貫き愛知郡愛知町大字日置字山王に至るの路線。

但大池町七丁目地先第二号線に接続する箇所にて面積凡千五百九十五坪の広場を設く。

第二号線（註通称高岳線） 幅員 十一間

東区東新町より中区東瓦町、東陽町、板橋町、西松枝町等を貫き大池町第一号線に接続するの路線。

但東区東新町地先に於て面積凡四百二十八坪の広場を設く。

第三号線（註通称千早線） 幅員 十一間

中区千早町二丁目より養老町、丸田町、東川端町、南鍛

愛知県名古屋市長

道路改良の先覚者

世界の道路改良家といわれるサミュエル・ヒルの来遊したのは、大正七年十一月であつた。ヒルは朝野の諸名士に道路改良の急務を勸説して大いに刺戟を与えただけに本邦道路改良の先覚者といわれたが、ヒルはこの年十二月二十九日、東京商業会議所において、米国より携えて来た大幻灯により道路改良の効果を反復丁寧の説明した。彼は話中諧謔を交え、日本の街路の原始的にして泥濘深きを嘆き稱作をしたならば、豊作となるだろうとか、携えてきたバケツをかえりみて、自動車を進めるには、まずこれをもって水溜りの水を替へ出すの要ありしか、諷刺甚だ多かつた。

そして同夜サミュエル・ヒルの講演終つたのも、わが国の道路改良会（事務所内務省内）

治屋町四丁目を貫き同区矢場町五の切に至るの路線。

第四号線(註通称明道線) 幅員 十一間

西区明道町明道橋より千歳町、上島町を貫き同区菊井町に至るの路線。

第五号線(註通称大津町線) 幅員 十一間

中区栄町五丁目より宝町一丁目、梅枝町一丁目、京町四丁目等を経て東区南外堀町十一丁目に至るの路線。

但東区南外堀町十一丁目地先において面積凡二百三十四坪の広場を設く。

名義第十六号 施行年度割

名古屋市区改正設計に係る第一号乃至第五号各路線の道路改正事業は大正八年度より同十一年度に至る四箇年度に於て施行するものとしその年度割左の通議定。

大正八年度	約二割三分	大正九年度	約二割四分
大正十年度	約二割七分	大正十一年度	約二割六分

名古屋市区告示第六十四号

名古屋市区改正設計内閣の認可を経、左記の通定めらる。

但凶面は本市役所に備置く。

設立を協議した結果、着々諸準備を進め、大正八年三月一日に発起人会を開く運びとなつた。一方政府では熱心に調査攻究を進め道路法制定の議を決し、同八年四月十一日道路法の発布となつた。

更にヒルの刺戟を機会として道路改良会は設けられ、ついで道路法の発布となつたもので、こゝに初めてわが国は本格的に道路改良事業発達の途に就くことになつた。当時のヒルは米国の大北鉄道会社の副社長をつとめ、名実ともに世界の道路改良家をもつて自ら任じ、他も許せる道路界の王者であつた。彼はその後大正九年と同十一年に来朝した際、彼の本邦に対する功績を嘉せられ、勳三等瑞宝章を贈与せられた。

右明治二十一年訓令第六十二号第二条に拠り告示す。

大正八年八月十二日

名古屋市長 佐藤 孝三 郎

〔備考〕 告示路線は前記内務大臣訓令通りにつき掲載省略。

以上のごとくして本市懸案の五大幹線道路事業の確定をみるに至つたわけである。

建物制限に関する告示 なお建物制限に関する認可を要するので、八月十四日付(発士第四五四号)床次内務大臣宛に右の申請をなし、同日二十七日付(内務省都第二五〇号)をもつて申請どおり認可となつたので左記のごとく告示をしている。

名古屋市告示第七十号 建物制限に関する件

明治二十二年勅令第五号第四条に依り建物の制限を定むること左の如し。

一、市区改正の設計に係る道路の敷地たるべき土地において建物の新築、増築又は改築を為すものは木造その他移転し易き構造に限る。

大正八年九月六日

名古屋市長 佐藤 孝三 郎

これと同時に建物の認可を受くべき場合の書式を定め、この事を告示第七十一号をもつて公告したのであつた。

第四項 都市計画法適用の事業に切り替

施行前に都計事業に切り替 ここにおいていよいよ前記道路開設拡築事業に要する予算等を市会に要求し、実施の段取りなつた経過については後述に譲るが、ようやくその実施にとりかから

んとする頃には、既にわが国は都市計画時代に移つていたので、大正八年四月五日に至つて法律第三十六号をもつて都市計画法が公布せられ、翌九年一月一日より施行を見て、わが国に初めて都市計画時代を現出したのである。そして右と同時に東京市区改正条例は廃止せられ、従来同条例を適用または準用し来たれる六大都市に都市計画法を適用された。また同条例または大正七年法律第三十六号により内閣の認可をうけたる設計または議定したる事業は各都市計画法により内閣の認可を受けたる都市計画または都市計画事業とみなされるに至つた。これで市区改正事業を第一期都市計画事業と称した所以は自ずから明瞭となつたわけである。

次いで大正十年七月九日、官報第二千六百八十二号をもつて都市計画法および土地収用法によつて左のごとく公告されている。

都 市 計 画 公 告

大正八年八月四日、大正七年法律第三十六号に依り認可したる名古屋市政改正設計に關し都市計画法及土地収用法に依り左の通公告す。

大正十年七月九日

内閣総理大臣 原

敬

一、起 業 者 愛知県名古屋市長

一、事業の種類 名古屋市政都市計画事業として道路開設及拡張

一、起 業 地 愛知県名古屋市中区鶴舞町・大池町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁

目・同六丁目・同七丁目・上前津町・春日町・裏門前町三丁目・門前町五丁目・同七丁目・金沢町・岩井町・常盤町・西角町・上日置町・西脇町・鷺谷町・上堀川町・下堀川町・水主町三丁目・松重町・新栄町三

丁目・南新町三丁目・宮出町・東瓦町・西瓦町・南瓦町・東陽町三丁目・同五丁目・同六丁目・西境町三丁目・同四丁目・丸田町一丁目・同二丁目・板橋町一丁目・松枝町一丁目・同二丁目・同三丁目・西松枝町千早町二丁目・同三丁目・老松町七丁目・同八丁目・養老町二丁目・同三丁目・松元町一丁目・東川端町一丁目・西川端町一丁目・南鍛冶屋町四丁目・矢場町五ノ切・宮前町四丁目・栄町五丁目・同六丁目・同市東区東新町・蒲焼町四丁目・朝日町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・東本重町四丁目・宝町一丁目・宮町四丁目・大津町二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・東桜町一丁目・梅枝町一丁目・東魚町一丁目・京町四丁目・南外堀町十丁目・同十一丁目・神楽町一丁目・同市西区明道町・新道町六丁目・千歳町・上島町・菊井町八丁目・愛知郡愛知町地内

東郊連絡線道路の追加 第一期事業として実施をみたのは、前記五大幹線道路であることは再言を要しないが、該工事施行の結果、既定工費に幾分の剰余金を生ずる見込が確実となつたのみならず、当時新設の必要にせまつていた東郊連絡線道路事業計画を、第一期事業に追加することとなり、当初の計画を変更するに至つた。これが理由等については後に述べることにする。

第四節 東郊連絡線追加および一部設計変更

交通遮断の不便を除く

大正八年八月八日付、内閣の認可を得たる五大幹線道路開設拡張事業は、いよいよ大正十三年度をもつて完成を期すべき筈であつた。しかるに第二号路線——高岳線を延長して東郊耕地整理組合において新設すべき十三間半幅の道路に連絡せしむる道路新設も甚だ必要と認めざるを得ぬ

こととなつた。もつとも当時第二号路線が出来あがり市電車も開通していたが、右耕地整理組合によつて改修施行すべき路幅は八間であつた、これにすでに電車軌道を建設したので交通上甚だ危険であるのみならず、前記電車との連絡は鉄道中央線によつて遮断されている。故に交通上第一号路線に接続連絡せしむる計画を速かに実施しなければならぬ。そしてその成案を了するや、大正十三年七月二十八日付をもつて内務大臣宛に第一期名古屋都市計画事業追加および一部設計変更申請書を提出したのである。既にこの年六月十一日川崎(章吉)市長去つたまま九月二十五日まで後任市長定まらず、第一助役田阪千助は市長代理であつた。左に採録する追加申請要旨と説明書によつて当時の道路交通の状況が充分窺知されるのである。

追加申請要旨(内務大臣 若槻札次郎宛)

一、追加事業道路の開設及其の位置幅員を左に掲ぐ。

一等大路第三類第四号路線の一部

中区御器所町字小針一番地ノ二より同区御器所町字島西浦三十七番地に至る区間

幅員 十三間半 総延長百六十九間

新設 四十九間五分五厘
拡築 百十九間五厘

追加申請に関する説明書

抑も当市中央線以東東部一帯の地たるや、土地高燥にして景致に富み近く覚王山等の勝地を控ゆるを以て、住居地域として実に屈竟の適地として指定の期に到達せむとするものなり。従つて従来一望の耕地たりしもの今や殆んど住宅地と変じ家屋の建造日に多きを致す、殊に同方面には第八高等学校、高等商業学校、県立中学校、同商業学校、高等女学校等の設

けあるを以て、交通繁くその發展實に驚異すべきものあり。この実状に鑑み前年電車を敷設したるも、同方面と旧市街とは数町の間、僅かに一小径を辿りて徒歩の連絡を為すに止まり、その間車馬の往來自動車の急走する等交通上の不便と、その危険とはまことに忍び難きものあり。而して前記二号線を延長して該鐵路を横貫し、東郊方面への通路を開設することは、之を第二期事業として施設すべき予定計画に属するも叙上の如く同方面の發展に伴いその交通状態は永く現状に委するを許さざるものあるを以て、兩路線間に電車連絡による旅客の運送のみを以て満足すべきにあらず。之を車馬交通の実状に照し、その雑沓と危険とを緩和すべき一大通路を開設することは實に焦眉の急を要するものなり。

時あたかも第一期都市計画事業は殆んど完成の域に達し、しかもその経費において前記追加事業の経費を処弁して、いささかも支障を生ぜざる実状に在り、依てこの機会において叙上のごとく交通上の不便と危険とに対する刻下の急に対応すると共に一面において、その作業上、經濟上亦有利なるものあるを以て、之を第一期事業に追加し、その仮定予算の範囲内を以て施行せんとするものなり。

既定執行年度割の変更

この事業費として第一期事業費の残余見込額二十七万八千円余を充当し、総事業費九百四十四万九千八百五十三円に変更した結果、当然その継続年度割をも変更したのであるが、いずれも同年十月六日に至つて左のごとく内閣の許可指令を得たのである。

左記名古屋市都市計画事業追加並に執行年度割変更の件認可す。

記

一、名古屋市都市計画街路の新設拡築並にその位置左の通追加す。

一等大路第三類第四号路線

幅員十三間半

中区御器所町字小針一番地の二より同字島西浦三十七番地に至る区間。

一、設計は別紙図面の通とす。但事業の実施に方り設計に些少の異動を生ずる場合は都市計画愛知地方委員会限り之を変更することを得。

一、名古屋市都市計画街路の新設及拡築事業執行年度左の通定む。

大正九年度 約一割六分 大正十年度 約二割三分

大正十一年度 約一割三分 大正十二年度 約二割六分

大正十三年度 約二割二分

右公告す。

大正十三年十月六日

内閣総理大臣 加藤高明

東郊線連絡街路計画は右のごとく決定をみているが、これよりさき五大幹線の実施にわたり第四号路線(通称明道線)を除くほか各路線に些少の設計変更を要し、大正十一年七月二十八日付、該事業設計中に左記の一項を追加されたのである。

官報第二千九百九十七号(大正十一年七月二十八日)

一、事業の実施に方り設計に些少の異動を生ずる場合には都市計画愛知地方委員会の議を

経て変更したるものを以て本設計と看做す。

右公告す。

大正十一年七月二十八日

内閣総理大臣 加藤 友三 郎

その後、また左のごとく大正十一年十一月七日・同十二年四月七日・同十三年五月一日・同十三年十一月十一日の四回にわたり設計をしているが、それは大体設計図上の変更にとどまり、第四回目の第一号路線の変更だけ、やや著しいものであつた。

官報第三千八十一号（大正十一年十一月七日）

名古屋市都市計画街路改正事業中設計二に依り都市計画地方委員会の議定を経て変更したるもの左の如し。

記

第一号線（幅員十八間）

中区大池町七丁目郡市境界より同区上前津、裏門前町、岩井町、下堀川町等を経て水主町を貫き愛知郡愛知町大字日置字山王に至るの路線。

但中区大池町七丁目地先第二号線に接続する箇所にて面積凡千五百九十五坪の広場を設くる設計中別紙図面朱線の通変更す。（図面略）

第二号線（幅員十一間）

東区東新町より中区東瓦町、東陽町、板橋町、西松枝町等を貫き大池町第一号線に接続するの路線。

但東区東新町地先に於て面積凡四百二十八坪の広場を設くる設計中別紙図面朱線の通変更。(図面略)

第三号線 (幅員十一間)

中区千早町二丁目より養老町、丸田町、東川端町、南鍛冶屋町四丁目等を貫き同区矢場町五ノ切に至るの路線設計中。

別紙図面朱線の通変更。(図面略)

右公告す。

大正十一年十一月七日

内閣総理大臣 加藤友三郎

官報第三千二百三十三号(大正十二年四月七日)

名古屋都市計画街路改正事業中設計二に依り都市計画受知地方委員会の議を経て変更したるもの左の如し。

記

第五号線 (幅員十三間)

中区栄町五丁目宝町一丁目、梅枝町一丁目、京町四丁目等を経て東区南外堀町十一丁目に至るの路線。

但東区南外堀町十一丁目地先に於て凡二百三十四坪の広場を設く。
右設計中別紙図面朱線の通変更(図面略)

右公告す。

大正十二年四月七日

内閣総理大臣 加藤友三郎

官報第三千五百四号(大正十三年五月一日)

名古屋都市計画街路改正事業中設計二に依り都市計画愛知地方委員会の議を経て変更したるもの左の如し。

第一号線 (幅員十八間)

中区大池町七丁目郡市境界より同区上前津町、裏門前町、岩井町、下堀川町等を経て水主町を貫き愛知郡愛知町大字日置字山王に至るの路線。

但中区大池町七丁目地先第二号線に接続する箇所にて面積凡千五百九十五坪の広場を設く。

右設計中広場面積を凡千九百六十坪に且別紙図面朱線の通変更し中区大池町七丁目の下及水主町を貫きの下に「元」の一字を加う。(図面略)

第五号線 (幅員十三間)

中区栄町五丁目より宝町一丁目、梅枝町一丁目、京町四丁目等を経て東区南外堀町十一丁目に至るの路線。

但東区南外堀町十一丁目地先に於て面積凡二百三十四坪の広場を設く。

右設計中別紙図面朱線の通変更。(図面略)

右公告す。

大正十三年五月一日

内閣総理大臣 清 浦 奎 吾

官報第三千六百六十六号(大正十三年十一月十一日)

名古屋都市計画街路改正事業中設計二に依り都市計画愛知地方委員会の議を経て変更したるもの左の如し。

第一号線 (幅員十八間)

中区大池町七丁目元郡市境界より同区上前津町、裏門前町、岩井町、下堀川町等を経て元愛知郡愛知町大字日置字山王に至るの路線。

但中区大池町七丁目地先第二号線に接続する箇所にて面積凡千九百六十坪の広場を設く。

右設計中広場面積を凡千八百十坪に且別紙図面朱線の通変更し、附帯事業として市道松ヶ枝町線道路と第一号線との連絡のため、中区大池町六丁目十五番地々先に於て幅員三間の道路を設く。(図面略)

右公告す。

大正十三年十一月十一日

内閣総理大臣 加 藤 高 明

第三章 事業および経費

第一節 事業実施の概要

第一期都市計画街路事業(旧市区改正事業)と称する五大幹線道路および東郊線連絡道路事業計画が前章に叙上したが、ごとき経過をたどつてその確定をみるや、これが実施に要する経費を市会の議決をもとめたのち、工事に着手し、市当局は一段の努力を傾け、大正十五年(昭和元年)三月、すなわち田阪市長時代に至つて全部の工を終り、既決事業を遂行している。まず事業実施の概要についてみることにする。

第一号線 幅員十八間

中区大池町七丁目より同区本町通(今の御幸本町通)までを拡築、本町通以西は中区西日置町字山王において江川線道路に接続するまで新設にして延長一千三百二十七間の街路である。当初中区大池町七丁目地先第二号線に接続する箇所より鶴舞公園入口の間において約千五百九十五坪の広場を設けることになつていた。ところが東郊連絡線の開設に当りて広場設計の一部に二回の変更を加え、面積千八百十坪に拡大したのである。(既掲大正十三年五月一日官報第三五〇四号同年十一月十一日官報第三六六六号の公告はそれである。)道路は中央を車道とし、歩道は両側に設け各三間幅とした。なお歩車道の境界に幅一尺八寸のレ形側溝を設け、約十五間毎に雨水樹およびその取付管を設けて雨水の処分をし、また路幅にコンクリートブロックを布設して官民有地の

境界とした。そして横断勾配車道中央軌道式幅三間を水平となし、両側は境界側溝に向い、二十五分の一拋物線形勾配を附し、歩道は又同側溝に向い、四十分の一勾配を附したのである。

本町通、西脇町間および本町、上前津町間の雨水枳およびその取付管の間隔を約二十間とし、また車道の横断勾配を三十分の一拋物線形勾配としたが、その後内務省の方針に基き本区間はある時期をみて改設することとした。次に本線の南大津通と交叉する個所の街角剪除は、各々新道幅員の二分の一とし、又本線の江川線通と接続する個所の街角剪除は、その大きさ本線に面する辺は北側十六間、南側十五間、江川通に面する分北側十間、南側十五間としたのである。

なお本線に属する記念橋、岩井橋、水主橋の架設については、後に叙するであらう。

第二号線 幅員十一間

本路線は中区新栄町三丁目と栄町線との接点に始まり、中区大池町六丁目において第一号線と接続する新設街路である。その延長八百二十間四分を示しているが、新栄町三丁目地先高岳線および栄町線との交叉個所に約四百二十坪の広場を設けた。街道は歩車道の区界なく中央軌道敷三間を水平とし、左右三十分の一拋物線形勾配を付し、両側に幅一尺の側溝を設けた。なお十五間毎に雨水枳を布設したのは即ち雨水の処分をなすため、路面は砂利敷仕上げであつたが、前記の側溝は下水道課の布設にかかるもので、該設計にふくまれていなかつたのである。

第三号線 幅員十一間

本路線は中区千早町(当時尾張電鉄八事線終点)を起点とし、丸田町地内において前記第二号線と交叉し、中区矢場町において大津町線に接続する新設道路にして延長七百六十三間一分である。

しかし道路は歩車道の区分なく中央軌道敷三間を水平とし、左右三十分の一抛物線形勾配を付し最初これを施行したが、当時軌道敷設の見込たらず、工事中既に中央軌道敷は泥濘化し、交通甚だ困難であつたため中途にして設計を変更するの余儀なきに至り、全路面に亘り三十分の一抛物線形の横断勾配を附し、両側幅一尺の側溝を設け、約十五間毎に雨水枒を布設したが、下水管は下水道課に委託施行したものである。路面の横断勾配は車道において三十分の一を標準とし、丸田町・矢場町間はこの方針により二十五分の一抛物線形横断勾配とした。路面は砂利敷仕上げであるが、丸田町地内において下水開渠上を通過せしむるため暗渠とした概略左のごとし。

暗渠長百三尺五寸。暗渠断面馬蹄形経間八尺。高六尺。

円形内径六尺五寸。鉄筋コンクリート造。

第四号線 幅員十一間

本路線は西区明道町より同区菊井町八丁目に至る延長百九十三間一、路面は砂利敷仕上げであつたが新設街路である。路面は歩車道の区分なく中央軌道敷三間、水平左右三十分の一抛物線形勾配を附し、両側に幅員八寸の側溝を設けたが、本線には下水管を布設しなかつたので、横断道路の箇所雨水枒を設け下水管との連絡をなし雨水を処分する。

都市研究の恩人

本邦都市研究（市政・都市計画等）の恩人
チャールズ・ニー・ピアード博士（米国人）
が東京市政調査会顧問として来朝したのは、
大正十一年九月十四日である。彼は滯日満六
箇月間に三十余回の講演のほか文書等をもつ
て、あらゆる努力を都市問題に傾注し、わが
官民の注意喚起に努めたものである。

名古屋市においても同年十一月十九日講演
をなし、多数の人々に有益な教訓と啓発とを
与えるところあつた。同日鶴舞公園開天閣に
おいて午餐を饗したのである。博士は東京を
去るに臨み後藤新平東京市長（東京市政調査
会長）に対し活潑な報告書を提出したうち

第五号線 幅員十三間

中区栄町より東区南外堀町十一丁目に至り片端線に接続する、この延長五百八十間四分四厘の拡築街路である。そして南外堀町十一丁目地内終点北方において約二百三十坪の広場を設けた。なお道路は歩車道の区分をなし、中央を車道とし、両側に幅十三尺の歩道を設け、歩車道の境界に巾一尺二寸の「」形溝渠を設け、約十五間毎に雨水枮およびその取付管を設けた。横断勾配は車道中央三間を水平とし、両側は「」形側溝に向い四十分の一勾配とし、全路面を砂利敷仕上げとしたが、路幅にはコンクリートブロックを敷設し、官民有地との境界とし、下水管は東側の旧道に布設してあつたので、西側のみに歩道中央に内径一尺の下水管を布設したのである。

東郊連絡線 幅員十三間

本路線は第二号線の終端すなわち中区大池町七丁目第一号線広場より同区御器所町東郊通に連絡するもので、延長百六十九間、幅員十三間五分、歩車道の区別をなし、その境界線に「」形側溝を設け、約十五間毎に雨水枮およびその取付管を設けたのである。車道幅九間にして中央軌道敷幅三間は水平とし、両側は「」形側溝に向い二十五分の一拋物線形勾配を付した。車道の両側歩道幅員各二間二分五厘、「」形側溝に向い四十分の一勾配を付し、路面はすべて砂利敷仕上げであるが、本線

に、東京市の道路にも言及し、よろしく道路試験所を設けて研究すべきことを提言し、さらに舗装技術上にも言及して技術向上にも資すところあつた。

ピーアード博士こそ人格高潔なる都市計画指導者である。たとえば一先の謝金も受けず、また他に何等の方法をもつてするもお礼を受けなかつた。帰宅後、彼は誤解されるを恐るといふ、いたく後藤市長を感激せしめ「怒のない人間にも困るなあ……」と嘆せしめたが、また彼勲、下賜品の議あるを聞き、これ又一切辞退したのであつた。

しかも彼は滯京中、市政調査会に東京市公債額面二千円を寄附した。実に彼は高邁熱烈な識見と気魄を有していたのである。

の鉄道中央線と交叉する箇所には架道橋を設け、鶴舞公園西側およびその正面南側を通ずる二個の水路は暗渠として付替整理をしたのである。

記念橋始め橋梁の新改設 記念橋・岩井橋・水主橋

第一号路線に属する新堀川と交叉する個所において改築せる記念橋は旧道の拡築とともに新堀川開鑿当時架設にかかる旧木橋はとり払はれ、本市代表的橋梁となつたものである。この工事は鉄筋コンクリート抛物線形無鉸拱で経間八十九尺九寸二分、全幅員九十九尺、有効幅員九十六尺、橋台袖擁壁はコンクリート造表面張石をなし、橋梁中央電車軌道敷幅三間は水平、歩車道境界側溝に向い六十分の一抛物線形勾配を付し、人道は同じく境界側溝に向い八十分の一勾配を付し、境界側溝幅一尺。人道および車道は「ターピヤコンクリート」軌道敷は張石舗装。高欄は花崗石造、高欄の両側親柱の位置に台石を積み、青銅製飾燈を据付、また歩車道境界下水歩道側縁石に片側二基宛青銅製飾燈柱を据付け、その橋名は書家永坂石埭の揮毫にかかる。

その他附帯工事として側溝の布設替、護岸の整理等をなし、また記念橋の前後橋詰において、新堀川に併行する道路と、本線と交叉する個所において街角剪除をなす、その大きさ道路の中心線の方角は各々六間にして、横断の方向には右岸上流および左岸下流のものは各四間、外残る二隅は各五間としたのである。

岩井橋（堀川）の新設 次に堀川と交叉する個所に新設した岩井橋は、銅鉄製抛物線形二鉸拱にして、経間（栓樁中心より中心まで）九十一呎、全幅員百呎八、有効幅員九十七呎である。橋台はコンクリート造栓樁受以下前面に張石を施した。その附帯工事として側溝の布設替、護岸の整理および擁壁の側

に物揚用石階段を設け、橋床は鉄筋コンクリート。橋面の勾配および舗装はすべて記念橋に同じく高欄は花崗石造にして、その両端は親柱の位置に台石を積上げ、青銅製飾燈を据付。また高欄上において片側三基宛の青銅製飾柱を据付、その橋名は矢張り永坂石埭の揮毫にかかり、同橋を明治時代のものと比較するときは、実に隔世の感があり、記念橋と共に本市の代表的橋梁となつてゐる。

水主橋(江川)の新設　また江川と交叉する位置に水主橋を新設した。経間十七尺四寸五分、全幅員十八間、有効幅員百四尺三寸、桁は工形鋼を用い、橋床は鉄筋コンクリートにして横断勾配は一般の道路と同じく橋面の構造もまた同じくすなわち土橋であるが、橋面両側に花崗石造の高欄を設けたのである。しかし後年にいたり下水道築造工事に伴う江川埋設の結果、水主橋は廢橋となつて、今はその跡片すら見られないばかりでなく、水のある江川をもみられぬのである。

第二節 事業の着手から完成まで

五大幹線街路事業の概要を通観したが、なおその実施の経過を尋ねてみれば、まず着手されたのは、いうまでもなく用地の取得である。しかもこの事業は既成市街地の改装と取り組まねばならぬは、地上物件の移転および家屋居住者の立退を必要とすることが多かつた。従つて土地台帳調査に始まり、地上物件の移転に絡まる用地事務は、その進行上、種々の難件障碍に逢着したのである。土地所有者の中には本市当局の査定額に易々として買収を応諾するものもないではなかつたけれど、公共事業に必要とする土地買収は、一般民間に行われている不動産取引のごとく売値、買値を接近せしめて、その妥協点を見出さんとする方法によらずして、すべて、本市において客観的妥当性

ありと認むるものを査定し、これを買収価格として土地所有者の承諾を求めんとしたのである。従つて査定者によりて異見の生じ易いものであるが、そこは多年の経験と諸種の資料に基いて査定したものと見ることが出来る。

第一号路線の執行経過

第一号路線の実測は大正九年八月終つたのち、同年十一月二日用地買収ならびに地上物件移転の交渉を開始し、同十年五月二十二日に至る、この間交渉をかさねること、実に六回におよんで関係者のうち六名をのぞき応諾している。しかしこの間に既買収地から土砂その他を無断で搬出して売却するなど、まことに遺憾な事実が発生したので、同年五月四日佐藤(孝)市長は左記の論告を發して注意を喚起すると共に市民の協力を得て事業の進行を凶らんとしたのである。

名古屋都市論告第一号(大正十年五月四日)

本市都市計画事業として目下実施中に係る五大幹線道路の敷地として買収したる土地は、その買収の条件に明示しあるが如く土地と一体をなす土留、石垣その他盤を構成する土砂等は何れも土地として本市に買収せるものなるに不拘、往々これ等土留、石垣または地盤表面の土砂を鋤取り他に搬出し、若くば売却する向あり、如斯はただに買収の約款を無視したる不徳の行為たるに止まらず、惹いて刑事上の事犯を構成する儀なれば将来土留、石垣土砂等は絶対に搬出または売却せざると共に一面これ等の者に於て万一売却せんとするも、買受くが如きことなき様、相互細心の留意を払い不測の刑事事犯に附せらるるがごとき不祥事を未然に阻止せられ度。

次に買取物件の取払も一部を除き、その終つた部分から順次左のとおり工事に着手している。然るに鶴舞公園前広場において長く工事未完了の個所があつたのは、土地収用関係と広場区域の変更のためであつた。そしてこれにかなり手古摺など、難渋をきわめて漸く大正十五年三月に至つて全部の工事が完成している。未承諾にかかるものに対しては、余儀なく内務大臣の裁定ならびに収用審査会の裁決を仰ぎ該部分に対する工事も全く竣工をみたのである。

門前町—西脇町間道路築造	着手大正十一年二月二日	竣工大正十一年八月二日
西脇町—西日置町間道路築造	着手大正十二年九月二十二日	竣工大正十三年二月十四日
門前町—上前津町間道路築造	着手大正十二年二月二十二日	竣工大正十三年四月十一日
大津町三丁目・大池町四丁目 上前津町・大池町七丁目間道路築造	着手大正十二年十一月三日	竣工大正十三年三月二十九日
大池町二丁目間道路築造	着手大正十二年十一月二十六日	竣工大正十三年二月二十九日
大池町四丁目間道路築造	着手大正十二年八月二十七日	竣工大正十三年九月二十二日
岩井町地内道路築造	着手大正十年十月十五日	竣工大正十二年七月十六日
岩井橋架設	着手大正十一年十月七日	竣工大正十三年三月三十一日
記念橋架設	着手大正十一年十月七日	竣工大正十三年三月三十一日
水主橋架設	着手大正十二年二月二十二日	竣工大正十二年八月二十五日

第二号路線の執行経過

大正九年八月実測を終り、用地買取と地上物件移転については同年十一月四日、翌十年一月十七日の二回にわたつて交渉を行つたが、不応者四名を除き他は承諾したので、物件の取払の終つた部分から工事を進めたのである。交渉に応じなかつた者に対し、やむを得ず内務大臣の裁定ならび

に収用審査会の裁決をもとめた。工事経過は左のごとくで、大正十三年八月一日をもつて竣工を上げている。

東新町—東陽町間道路築造	着手大正十年五月三十一日	竣工大正十年九月十一日
東陽町—大池町間道路築造	着手大正十年十月十四日	竣工大正十一年四月二十九日
松枝町地内道路築造	着手大正十二年八月二十一日	竣工大正十二年九月二十一日
広場築造	着手大正十三年六月十九日	竣工大正十三年八月一日

第三号路線の執行経過

次に第三号路線の実測は大正十年五月に入つてこれを終り、ただちに同月二十一日と六月二十七日の両日用地買収ならびに地上物件移転の交渉を行つたのみで、関係者は全部快諾したので、物件の移転をまつて着工したのである。

老松町—丸田町間道路築造	着手大正十一年十二月二十一日	竣工大正十二年三月七日
千早町—老松町間道路築造	着手大正十二年三月十二日	竣工大正十二年六月四日
丸田町—矢場町間道路築造	着手大正十二年九月十七日	竣工大正十三年二月二十三日
丸田町地内道路築造	着手大正十二年十二月六日	竣工大正十三年七月十三日

こうして即ち大正十三年七月中旬をもつて完成を見ている。

第四号路線の執行経過

この路線の実測は大正九年六月に終つたのち、八月五日関係者に対し用地買収ならびに地上物件移転交渉を行つたところ、僅に一名をのぞき応諾したので、同九年十一月七日に工事を開始し翌

十年三月三十日に至つて竣工を示している。前記不承諾者に対しては裁定と収用審査会の裁決をもとめた。この部分に対する工事は大正十年九月二十日着手、同年十月九日竣工したのである。

第五号路線の執行経過

次に第五号線の実測は大正十二年二月に終り、同年三月二十八日・五月二十六日・七月二十三日の三回にわたつて用地買収と地上物件移転の交渉を行った結果、関係者のうち四名を除き応諾を示した。工事は栄町・南外堀町間大正十二年十二月六日着手し、同十三年五月六日をもつて竣工最後に残された朝日町地内の工事は同十三年七月十一日着手、同年の七月二十六日に竣工を見るに至つた。前記四名の不承諾に対しては裁定と裁決をもとめたことはいうまでもないが、この手続もまことにやむを得ないのであつた。

東郊連絡線の執行経過

この連絡線の実測は最も遅く大正十三年二月にこれを終つて、この年十二月上旬に用地買収と地上物件の交渉を開始したが、同年末までに一・二名をのぞきほとんど承諾を得、持越となつた一・二名は同十四年に入つてから解決をつけ、工事は同十五年三月に至つて完成をつけている。

五大幹線の全竣工実績

以上のごとく大正十五年三月に全路線の完成を示している、その頃には各路線ともそこには電車も開通して各沿道および附近の形態一変し、中には全く旧態をみられぬ箇所もあつたので、都市計画事業の結実を想はせるのであつた。左に各路線別に竣工実績を示すが、その新設、拡張箇所は既記のとおりであるから再記の煩雑を避ける。

五大幹線の竣工実績

路線名	延長	路幅	摘要	備考
第一号線	一、三二・七 ^間	一八・〇 ^間	新築設 八〇〇・六 五二・一 ^間	鶴舞公園前に面積千八百十坪の広場あり
第二号線	八〇・四	二・〇	新設	東新町地先に面積四百二十八坪の広場あり
第三号線	七三・一〇	二・〇	"	広場なし
第四号線	一九三・〇	二・〇	"	広場なし
第五号線	五八〇・四	三・〇	"	南外堀町十一丁目地先に面積二百三十四坪の広場あり
東郊連絡線	一六九・〇〇	一三・五	"	広場なし

各路線別道路敷面積内訳

路線名	在来道路敷	新設道路敷	産道路敷	備考
第一号線	九八三・九 ^{面坪} 八三	一五、八〇一 ^{面坪} 三七	五三 ^{面坪} 七四	在来道路敷内訳：水道敷一千四百五十九坪五、官有地九百七十八坪八八、下水敷二十五坪二〇、道路敷七千三百七十六坪二三
第二号線	四四二・六	八、八九四 八四		在来道路敷内訳：水路敷三十八坪五四、道路敷九百二十坪〇五
第三号線	九五六・五九	七、四〇〇 九四		
第四号線	四八二・三	一、九九七 七五		
第五号線	一、五三三・三	六、一一〇 四		
東郊連絡線	一、二六一・七九	一、一五三 二〇		在来道路敷内訳：鉄道敷百八十六坪九八、水路敷二百六十四坪三二、旧道路敷七百十坪四九
計	一三、九六五 九三	四一、三五九 一四	五三 七四	新設道路敷内訳：買収分六百五坪二三、耕地整理分五百四十七坪九八

竣成幹線道路における電車開通

路線名	区分	開通年月日	備考
第一号線	鶴舞公園—上前津 上前津町—門前町 門前町—岩井町 岩井町—水主町	大正一二・一一・二〇 一二・六・一二 一二・一一・一三 一二・一二・二二	この区間道路拡築にして軌道敷設改良を行ったもので竣工年月日を示す
第二号線	全線	一二・九・二〇	
第四号線	全線	一二・一・一六	
第五号線	全線	一三・七・二〇	
東郊連絡線	全線	一四・一二・二五	

(参考) 枢要街路の
交通量調査

今の名古屋の都心地帯はラッシュの途絶えるひまとてなく街路はゴツタ返した。めまぐるしくも神経的な往来は他人の動きは邪魔するけれど、他人に邪魔されまいと血眼のありさまであるが、さて昔の交通量はどうかであったらうか。今を距る五十九年前の明治三十二年八月十六日午前七時より午後七時まで、門前町地内、本町通を通行したる諸車の交通量なるものを見ると左のとおりである。「門前町誌」明治三四・一一・一五)

人力車 一、五二八
 荷 車 一、四八六
 自転車 一五七
 馬 車 一〇二
 荷馬車 八五
 子守車 二一
 合 計 三、三三四

右はそれから二十五年後、大正十二年の本町通行の自転車交通量にも達しないものであった。しかもそこは大須の盛り場をひかまた繁華は繁華ながら天下泰平、交通安全、日の巡りよりも遅々としていた明治時代の往来が想いだされる。

次に大正十二年と同十五年（昭和元年）との概要街路交通量を左に掲げるが、僅か三年の間にも交通変遷に著しいものがあることが窺われる。もとより恐るべき喧、こうと擾乱に急進的発展の昨今の交通量に比較すべくもないが、混雑の交通整理が緊急の要となつて、大正十二年三月二十八日に始めて柳橋交叉点に「止れ進め」の標識機を立て、これを交通調査が操作したのである。

系 統	調 査 場 所	人 力 車				自 転 車			
		調 査 時 間 中 総 数	平 一 時 間 均 間	最 大 一 時 間	調 査 時 間 中 総 数	平 一 時 間 均 間	最 大 一 時 間	調 査 時 間 中 総 数	平 一 時 間 均 間
広 小 路 線 通	名古屋駅東	2	1	2	1	2	1	2	1
		三九	二六・六	一〇〇	三九	二六・六	一〇〇	三九	二六・六
本 町 線 通	本町通西	2	1	2	1	2	1	2	1
		二九六	二四・七	五〇	二九六	二四・七	五〇	二九六	二四・七
本 町 線 通	大津町西	2	1	2	1	2	1	2	1
		三〇八	二七・八	四四	三〇八	二七・八	四四	三〇八	二七・八
本 町 線 通	本町南御	2	1	2	1	2	1	2	1
		二四	五・三	一三	二四	五・三	一三	二四	五・三
南 大 津 町 線 通	広通北路	2	1	2	1	2	1	2	1
		一七	一四・八	元	一七	一四・八	元	一七	一四・八
南 大 津 町 線 通	広通北路	2	1	2	1	2	1	2	1
		六	五・七	一八	六	五・七	一八	六	五・七
南 大 津 町 線 通	広通南路	2	1	2	1	2	1	2	1
		六	六・五	三	六	六・五	三	六	六・五

牛			馬			手			車			自				
時最大	均間一	時最大	均間一	時最大	均間一	時最大	均間一	時最大	均間一	時最大	均間一	時最大	均間一			
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1			
...	一四〇	...	八三・二	...	九九八	...	三	...	〇・三	...	四	...	一、五六〇	...	五二	
一三	...	七・五	...	九〇四	...	二八	...	二八	...	三	...	三〇九	...	二七・六	...	一、四三六
六四	九三	四・四	四三・七	四九七	五四	二	一三	一・三	一・三	五	一五	一八一	三五三	一八・〇	一三・八	一、二九六
二四	四七	二・八	一七・五	一四三	二一〇	三	八	〇・三	一・三	三	一六	四五	四八	三・五	三〇・三	一、二九六
八五	九三	三・七	三〇・六	四六四	三六七	二〇	六	二・三	〇・九	二八	一一	六九	二四四	三六・六	七・一	一、二九六
四	...	一・三	...	一五	...	六	...	二・八	...	三	...	四	...	三三・八	...	一、二九六
一四	三六	七・二	一四	八六	一四九	二	二	〇・二	〇・六	二	七	七八	九八	四〇・九	六〇・八	四九二
																九二
																五五四

電 車					自 動 車										
時最大間一		平一時間		中調査時間 中総数	乘		用		貨		物		車		
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
九七	九七	七六・六	七六・六	九二九	一五	七・四	七・四	八九	八九	二四	二四	一一・〇	一一・〇	一四三	一四三
九四	九四	八一・三	八一・三	九七六	三六	三四	三四	二八八	二八八	九九	九九	五六・三	五六・三	六七六	六七六
九五	一〇五	八二・四	七六・八	九四六	三五	一四・一	九・一	一四〇	一〇九	八九	三三	五・六	一六・七	六九	一〇一
：	：	：	：	：	一三	七・九	一・九	九五	三三	一〇	一一	四・九	三・三	若	天
：	：	：	：	：	二五	二・七	三・三	一五三	四〇	四〇	五四	二〇・六	四・七	二四七	五六
三六	：	二九・一	：	三五三	一九	八・六	：	一〇四	：	二八	：	三三・六	：	二八三	：
九三	七二	七三・四	五八・二	六七四	二二	一三・三	七・二	一六〇	八六	六七	三九	四・七	一三・三	四九四	一六〇

【備考】 1は大正十二年三月より四月に至る一箇月中の二日間をとりて平均したもので、午前六時より午後六時まで十二時間。
2は大正十五年十一月四日一日間午前六時より午後六時まで十二時間。(名古屋市土木部調査)

第三節 各路線の工事費

各路線別工事費の内訳

叙上のごとき経過をもつて全く竣成をみたる五大幹線事業に投じたる工費は果してどの位に達したであろうか。本節において各路線別に示すこととするが、実にその総額七百七万五千余円の巨費に上るのである。各路線とも用地買収を最も必要としただけに、その経費の大部分はすなわち用地取得に関連する支出であり、かつ最も困難としたのは、とりもなおさず用地買収の交渉であつた。実に該事業の核心をなすものは用地買収であり、次いで困難としたのは地上物件移転交渉であつたことを充分窺い知るのである。

五大幹線別工事費調

区 分	第 一 号 線						計
	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	
土 地 代	五九、三三〇・二四〇 ^円	九〇、一七九・九三〇 ^円	九八、八八〇・八〇〇 ^円	一四、〇四四・八三〇 ^円	三四、一六五・七五〇 ^円	八、四九〇・〇〇〇 ^円	一、九四八、六四八・八三〇 ^円
物 件 移 転 費	三三、九四一・四四〇	六四、八八八・八八〇	一一四、五五九・八四〇	六三、五九一・三〇〇	六六、五七三・三〇〇	一、四三三・四三〇	七六六、七六八・三〇〇
道 路 築 造 費	—	—	三〇、八五九・六七〇	一一三、三三三・六六〇	九、三五〇・五五〇	四、一三三・〇六〇	一七五、六七〇・〇〇〇
下 水 道 工 事 費	—	—	六、五〇三・三三〇	二六、二五三・五〇〇	—	—	三三、七五六・八三〇

第二号線

橋	梁	費	—	一、八二〇・五〇	四〇〇、七七七・〇〇	三、四九五、〇七七・七〇	三五、六〇一・三〇	—	七、七〇〇、〇〇〇
計	—	—	七八三、八七・六〇	一、五〇六、五九七・六〇	五六六、四八五・三〇	五三、四八、九七〇	三九三、八九五・七〇	一三、六四四・三九〇	三、六九四、三六三・五五〇
土地	代	—	四五二、四三八・四〇〇	三五、八三三・七〇〇	—	一七、四八六・六〇〇	二九、六八一・八〇〇	—	六三四、四二五・〇五〇
物件	移	費	七、九〇〇・六五〇	一八〇、〇三三・五〇〇	一、五五〇・七五〇	三、六四七・九〇〇	五、四〇三・二〇〇	—	三、〇〇一、九七三・〇〇〇
道路	築	費	—	一九七〇・二四〇〇	—	一、二〇〇、〇〇〇	五、一九六・八〇〇	—	三六、〇九八・五〇〇
計	—	—	五三三、九二二・四九〇	三三五、五四七・五四〇	一、五五〇・七五〇	三、三三五・八五〇	一、四〇〇、二八二・四〇〇	—	九、〇七〇、二〇八・七〇〇

第三号線

土地	代	—	—	八三、四〇〇・〇七〇	二五三、六五〇・七九〇	五、一八四・四四〇	—	—	三、七二五・三三〇
物件	移	費	—	二七、九〇〇・〇六〇	九〇、四六二・五七〇	二九、二六〇・六四〇	六六六・六六〇	—	一、四八、二九一・九六〇
道路	築	費	—	—	七、四〇〇・〇〇〇	三、八九〇・二一〇	九、七四〇・七三〇	—	五、六〇二・四八〇
計	—	—	—	一一一、二四二・一三〇	三五〇、五三三・三六〇	一一九、九九二・九六〇	一〇、七四一・四七〇	—	五、九〇〇、一〇八・七四〇
土地	費	—	九七、一四六・六九〇	二九五・九三〇	一、四九六・一七〇	—	—	—	九、八九六・七八〇

第四号線

第五号線

物件移転費	四五三五・九二〇	三六四・八二〇	一、七七五・四〇〇	—	—	—	—	五〇、四七・一六〇
道路築造費	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

東郊連絡線

土地代	—	—	—	九〇、九九・三八〇	一四四、三六八・九〇	八五四・四二〇	—	一、二六、三七・六九〇
物件移転費	—	—	—	二九一、七〇・三六〇	二八九九・四九〇	二四八〇・〇〇〇	—	三四五、五三・八五〇
道路築造費	—	—	—	九、一九・〇九〇	三四四、七九・一九〇	—	—	四三、九七・二八〇
下水道工事費	—	—	—	四、四六・一四〇	四、五〇・三三〇	—	—	九、四六・四七〇
計	—	—	—	一、三六、三五・九七〇	三三、三四・九〇〇	—	—	一、五五、四五・二九〇

土地代	—	—	—	八六、七七・四六〇	二四、六三〇・三〇〇	—	—	一一、三七・六六〇
物件移転費	—	—	—	一〇、七四・〇六〇	三七、八三五・八〇〇	—	—	四八、五七九・八八〇
道路築造費	—	—	—	八、七四・五六〇	一三〇、八九・四三〇	—	—	一四、八〇・五〇〇
計	—	—	—	一〇、三〇・七五〇	二六、八五五・四九〇	—	—	二七、四七・二六〇

		全		線					
雑	工	320,000	127,000	130,000	120,100	93,800	—	1,658,850	
計	事	120,000	127,000	130,000	120,100	93,800	—	1,658,850	
合 計									
土	地	1,278,370	1,029,580	330,030	1,013,940	601,310	33,566,630	4,381,569	330,000
物	件	150,350	86,340	206,950	339,700	52,700	64,263	1,260,000	—
移	転	—	—	—	—	—	—	—	—
費	費	—	—	—	—	—	—	—	—
道	路	6,730	19,700	38,760	12,660	67,940	110,800	40,000	—
築	造	—	—	—	—	—	—	—	—
費	費	—	—	—	—	—	—	—	—
下	水	—	—	6,490	31,160	4,900	—	—	—
道	工	—	—	—	—	—	—	—	—
工	事	—	—	—	—	—	—	—	—
費	費	—	—	—	—	—	—	—	—
橋	梁	—	1,600	4,760	3,070	5,000	—	—	—
築	造	—	—	—	—	—	—	—	—
費	費	—	—	—	—	—	—	—	—
雑	工	220,000	127,000	130,000	120,100	93,800	—	1,658,850	
工	事	—	—	—	—	—	—	—	—
事	費	—	—	—	—	—	—	—	—
計	計	1,278,370	1,029,580	330,030	1,013,940	601,310	33,566,630	4,381,569	330,000

各道路築造費の内訳

なお前掲のうち各路線の道路築造費の内訳および架設橋梁費を施工区間別、着工竣工状況を一覽的に供すれば左のごとくであるが、その大部分を請負入札に附して施行したのである。

各路線の築造費

第一号線

工 事 名	請負金額	契約方法	契約年月日	工 事 年 月 日			請負人氏名
				着 手	竣	工	
本町通・西脇町間道路築造	三〇、一七、三〇〇 ^円	指名入札	大正二・三・二	大正二・三・二	大正二・八・三	渡辺宗左衛門	
本町通・上前津町間道路築造	一八、四〇、四〇〇	〃	〃 二・三・三	〃 二・三・三	〃 二・四・一	同 人	
記念橋西詰取付道路修繕用砂利購入	九・五〇〇	随意	〃 二・二・三	〃 二・二・三	〃 二・三・五	岡地嘉十郎	
岩井町地内側点一四四―二五一号道路築造	三、〇五・四九〇	指名入札	〃 二・八・七	〃 二・八・七	〃 二・九・三	渡辺宗左衛門	
西脇町・西日置町間道路築造	二八、九七三・六〇〇	〃	〃 二・九・三	〃 二・九・三	〃 二・三・二	同 人	
下水管敷設替下水工事	二六、八五五・五〇〇	―	―	―	〃 二・一・六	下水漬課へ委託	
上前津町・大池町二丁目間・大池町四丁目・同町七丁目間道路築造	四六、九二・四四〇	指名入札	〃 二・二・三	〃 二・二・三	〃 二・三・九	杉浦角次郎	
大池町二丁目・同町四丁目間道路築造	一八、八〇、〇〇〇	随意	〃 二・二・六	〃 二・二・六	〃 二・三・九	株式会社大林組	
街 路 樹 植 栽	六九〇、〇〇〇	〃	〃 二・五・九	〃 二・五・九	〃 二・六・六	岩間銀次郎	
街 路 樹 根 囲	一、三六〇、〇〇〇	指名入札	〃 二・三・三	〃 二・三・三	〃 二・七・三	名古屋鉄筋プロッタ株式会社	
第一号線乃至第四号線道路補習	三、三三三・九〇〇	〃	〃 二・三・四	〃 二・三・四	〃 二・七・三	丹羽松次郎	
同全線並木灌水人夫	五、六〇〇	―	―	〃 二・三・八・二	〃 二・三・八・九	下水課へ委託	

計 第一八三、七二〇

第二号線

東新町・東陽町間道路築造	九、六三、六〇	指名入札	大正二〇・五・三	大正二〇・五・三	大正二〇・九・二	杉浦伊三郎
東陽町以南道路築造	一〇、二九、六〇	〃	〃	〃	〃	合資会社中川組
松枝町・西松枝町間道路築造	一、〇〇、〇〇〇	隨意	〃	〃	〃	桑原新吉
第一号線乃至第四号線道路補修	七六、一八〇	指名入札	〃	〃	〃	丹羽松次郎
広場築造	四、〇四、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	渡辺宗左衛門
計	二六、〇九八、五二〇					

第三号線

老松町・丸田町間道路築造	七、〇〇、〇〇〇	指名入札	大正二・三・三	大正二・三・三	大正三・三・七	渡辺宗左衛門
起点・老松町間道路築造	六、四四、六〇〇	隨意	〃	〃	〃	株式会社大林組
第一回盛土用土砂運搬	一、三六、五〇〇	〃	〃	〃	〃	渡辺宗左衛門
第二回盛土用土砂運搬	八四、一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	桑原新吉
矢場町・丸田町間道路築造	二〇、五九、四〇〇	指名入札	〃	〃	〃	栗田末松

									九田町地内道路築造(溝渠工事を 含む)	1,433,710	随意	大正二・二・六	大正二・二・六	大正一・四・三〇	同	人
									第一号線乃至第四号線道路補修	550,490	指名入札	大正三・六・四	大正三・六・四	大正一・七・三	丹羽松次郎	
									第三号線道路側溝底叩き	1,540,000	—	—	大正二・七・六	大正一・三・〇三	下水道課へ委託	
									計	5,601,148.0						
第 四 号 線																
									菊井町より東三十三間第一回道路築造	1,760,000	指名入札	大正九・二・六	大正九・二・七	大正九・三・六	岡田太全	
									第一回に引続き九十三間二分第二回道路築造	1,032,100	〃	大正九・三・四	大正九・三・四	大正一〇・三・一	大矢伊治郎	
									第二回に引続き明道町迄五十四間第三回道路築造	1,920,000	〃	大正一〇・三・二	大正一〇・三・三	大正一〇・三・〇	桑原新吉	
									第三回に引続き明道町南角第四回道路築造	501,000	〃	大正二・九・〇	大正二・九・〇	大正二・九・六	岡田太全	
									第一号線乃至第四号線道路補修	399,440	〃	大正三・六・四	大正三・六・四	大正二・七・三	丹羽松次郎	
									計	7,539,630.0						
第 五 号 線																
	道 路 築 造															
	八事小学校前道路築造	59,000	随意	大正三・三・六	大正三・三・六	大正三・三・六	大正三・三・六	大正三・三・六	同	人						

計		五三、四〇三・七五〇					
東 郊 連 絡 線							
第二号線東郊連絡線道路築造	三七、四〇〇・二〇〇	指名入札	〃	一三、三・三八	〃	一三、三・三八	〃
東郊線架道橋桁製作工事	三、四九〇・五〇〇	〃	〃	一三、二・一五	〃	一三、二・一五	〃
元七本松橋踏切鉄桁製作工事	八五〇・〇〇〇	〃	〃	一四、〇・三	〃	一四、〇・三	〃
鉄道局委託工事	九五、〇七・八〇〇	―	―	―	〃	一三、九・三〇	〃
計	一一四、八〇五・〇六〇						同 社

橋梁工事費の内訳

次に橋梁工事費とその坪当平均工事費を尋ねてみれば左のとおりである。

橋 梁 工 事 費

工 事 名	請負金額	契約方法	契約年月日	工 事 年 月 日		請負人氏名
				着 手	竣 工	
地質調査ボーリング堀川及新堀川川床(岩井橋架橋分)	八〇三・六〇〇	随 意	大正二〇・四・九	大正二〇・四・九	大正二〇・五・八	森川 脩 尔
岩井橋々台築造工事	三九九九・八〇〇	指名入札	〃	一〇・一〇・一五	〃	株式会社増田組 (〃一三・九・三 〃二二・七・六手当)
岩井橋鋼材横桁製作	一九七四・七〇〇	〃	〃	一〇・一〇・一五	〃	日本橋梁株式会社

岩井橋青銅高欄製作	二、七〇〇〇	〃	〃	二、三二六	〃	二、三二六	〃	二、三二六	〃	三、七〇四	今村久兵衛
岩井橋々台基礎抗支持力試験	一、三六五〇〇	〃	〃	一、三六五	〃	二、五二三	〃	二、六六七	〃	二、六六七	直營
岩井橋高欄飾灯電気引込	九七、〇〇〇	隨意	〃	二、三、四、六	〃	二、三、四、六	〃	二、三、六三〇	〃	二、三、六三〇	東邦電力株式会社関西支社
岩井橋名其他揮毫	一五〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、六三四	〃	二、六三四	永坂周二
計	四三三、九〇一、 八八〇										
記念橋仮橋架設工事	八、六九九、五〇〇	指名入札	〃	二、一、三、四	〃	二、一、三、四	〃	二、一、七三二	〃	二、一、七三二	大矢脩治
記念橋仮橋架設換	三六、四六九、七〇〇	〃	〃	二、一〇、〇七	〃	二、一〇、〇七	〃	二、三、三三二	〃	二、三、三三二	株式会社大林組
記念橋仮橋危険除柵	一六三、〇〇〇	隨意	〃	二、一、二、七	〃	二、一、二、七	〃	二、一、三二六	〃	二、一、三二六	青山金次郎
記念橋仮橋一部修繕	一七六、五五〇	〃	〃	二、一、四、二四	〃	二、一、四、二四	〃	二、一、四、〇〇	〃	二、一、四、〇〇	株式会社大林組
記念橋青銅灯其他製作及取付	八、五〇〇、〇〇〇	指名入札	〃	二、一、七、五	〃	二、一、七、五	〃	二、三、一三五	〃	二、三、一三五	岡谷合資会社
記念橋仮橋修繕	一、〇四五、〇〇〇	〃	〃	二、二、八、二	〃	二、二、八、二	〃	二、二、八、三五	〃	二、二、八、三五	服部増次郎
記念橋飾灯電気引込	一、五九九、八六〇	指名入札 後隨意	〃	二、二、三、五	〃	二、二、三、五	〃	二、三、一三五	〃	二、三、一三五	北野茅全
記念橋名其他揮毫	一五〇、〇〇〇	隨意	〃	〃	〃	〃	〃	二、三、三、四	〃	二、三、三、四	永坂周二
記念橋仮橋修繕用釘購入	四〇〇、〇〇〇	〃	〃	二、一、二、三五	〃	二、一、二、三五	〃	二、一、三、三八	〃	二、一、三、三八	中野留治郎
記念橋用測定木杭石杭購入	一七、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	調度係に購入

地質調査ボーリング記念橋架設 換分	坪数	金額	坪当工費	摘要
計	八五・七〇	〃 一〇、四・九	〃 一〇、四・九	〃 一〇、五・八 森川尚尔
水主橋架設	一七、三六・九〇	〃 一三・三三	〃 一三・三三	〃 一三・八・五 株式会社増田組
計	三三七、八八九・ 二四〇			
合計	七八七、〇〇八・ 〇五〇			

橋梁費の坪当工費

橋名	坪数	金額	坪当工費	摘要
岩井橋	二六四・四〇	四三一、九〇一・八八〇	一、六三三・五一七	
記念橋	三〇八・〇〇	三三七、八八九・二四〇	一、〇九七・〇四七	
水主橋	六四・五〇	一七、二一六・九三〇	二六六・九二九	
計	六三六・九〇	七八七、〇〇八・〇五〇	一、二三五・六八五	

路線別用地買収の実績

なお既掲の用地買収について各路線別にその実績ならびに坪当平均額を明細に表示すれば、左のごとくであるが、買収時期の差異その他の事由によりて必ずしも各町均衡を得たものといえないのである。

各路線の用地費(その一)

		第一号線					
町名	筆数	坪数	価格	一坪当価格	摘要		
金沢町	四	二五・八四 ^坪	一七、一六七・三 ^円	一四八・〇	第一負担区 自江川 至金沢町線		
松重町	四	九一・三四	一三、〇九五・二〇	一四三・三〇			
水主町	三	七三・二一	一〇、二四九・三〇	一三三・八〇			
上堀川町	一〇	二四・八一	一三、〇八六・六九	一三三・九〇			
下堀川町	一五	六六・一九	六四、一七三・〇五	一〇二・四〇			
西日置町	三	四二・六五	三六、三九・〇〇	八八・七〇			
西角町	二	九・〇六	六六九・七九	七三・九〇			
常磐町	二	五三・二四	三、六九五・一五	六九・四〇			
岩井町	三一	二、〇四九・四四	一三六、二五八・二六	六六・五〇			
上日置町	九	五四三・六三	二九、〇六〇・二五	五三・四〇			
西脇町	一八	九九七・八五	四六、三七二・六七	四六・四〇			
鷺谷町	二	二・六三	八七九・〇五	四〇・六〇			
計	一〇三	五、八七・七六	四六四、二五・七二	七九・七〇	〃		

門前町	金沢町	計	門前町	春日町	上津町	裏門前町	計	春日町	上津町	大池町	東川端町	計	御器所(小針、竹戸)町	大池町	鶴舞町	計
三五	二	三七	一三	一	一〇	三三	四六	一	三	一一九	一	二四	八	三三	八	三九
二、〇三四・二九	四一・三	二、〇七五・五一	三六七・〇九	五・二八	一九〇・九八	一、三三六・三六	一、八九九・六一	二・六四	二二八・五三	四、三〇〇・四〇	六・三五	四、四五七・九三	二八四・六三	一、一八六・九〇	二三四・六二	一、七〇六・一五
三三、二八・三五	五、七四一・二〇	三七、九五・四五	八二、四七・八八	九九七・九二	三三、一〇五・三九	一九〇、九五・〇四	三〇七、五二・三三	一、三〇〇・〇〇	九八、九〇・二五	五二六、三四・三四	七八一・〇五	六七、三五・六四	四八、一四九・三〇	一七、九六・四七	三三、五四・五六	一四八、六二・三三
一五・三〇	三九・二〇	一五八・〇〇	二四・六	一八九・〇〇	一七三・三〇	一四二・八〇	一六一・八〇	五〇〇・〇〇	四五二・五〇	二四・四〇	一三三・〇〇	一四〇・七	一六九・一〇	一四九・九〇	九五・九〇	一四七・七〇
第二負担区 自金沢町通	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第四負担区 自南大津町線	〃	〃	〃	〃	広場負担区	〃	〃	〃

合 計
第 二 号 線

大 池 町	板 橋 町	西 境 町	松 枝 町	丸 田 町	西 松 枝 町	計	新 米 町	東 陽 町	宮 出 町	南 新 町	東 新 町	東 瓦 町	丸 田 町
三	八	六	三	二	二	六	五	七	八	五	二	三	九
一七〇・四八 ^甲	二六五・五〇	一三二・八五	一、九六九・八七	六八八・〇九	一五三・八八	三、三七八・六七	一六二・三三	二五六・〇六	四三〇・八七	四二二・九九	一八六・五七	四三七・六三	六〇三・八五
一六、八四〇・二六 ^甲	一三、三九六・五九	五、九六六・六六	八三、二六六・三三	二八、二九二・二〇	五、六五六・二六	一五三、三五七・四〇	三〇、〇九九・三五	二七、八三三・三七	二九、四四四・四一	二六、七四四・三五	一一、八八〇・〇〇	二七、五八七・八四	三六、〇四四・六六
九六・七〇 ^甲	五〇・四〇	四五・二〇	四二・二〇	四一・〇〇	三七・〇〇	四五・三〇	一八五・四〇	二〇八・六〇	六八・三〇	六四・六〇	六三・六〇	六三・〇〇	五九・七〇
至 第一負担区 自 第三号線	〃	〃	〃	〃	〃	〃	至 第二負担区 自 第三号線 至 広小路通	〃	〃	〃	〃	〃	第二負担区

三四九
一五、九五六・九七
一、九五五、六五・三七
二三・八〇

第三号線

老松町	矢場町	計	千早町	宮前町	老松町	合計	東新町	東新町	新栄町	計	南瓦町	西瓦町
五	六	六	五	三	五	一四七	三	三	四	一	三	二七
三八〇・五七	三七四・七六	一、四八九・四一	一、〇七七・六五	三二七・〇五	九四・七一	八、六七五・八九	二五五・三八	二五六・五〇	七三・二五	七三・二五	三六・〇二	二、〇四九・〇二
二五、九二〇・九二	五三、八九六・四七	五九、六四一・四	三六、三〇・六二	一三、五七六・一〇	九、四一七・四二	五九七、九二四・二五	三六、七五・一〇	九三、三七・七五	一六、一五・〇〇	一六、一五・〇〇	二二、七九・七二	一一一、三二一・三〇
六八・一〇	一四一・一〇	四〇・〇〇	三三・九〇	四二・八〇	九九・四〇	六八・九〇	一四三・七〇	一四三・七〇	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	六五・八〇	五四・七〇
//	第二負担区 自老松町 至南大津町	//	//	//	第一負担区 自中央 至老松町	//	//	広場第二負担区(北部)	//	広場第一負担区(南部)	//	//

					第 四 号 線									
菊井町	明道町	新道町	千歳町	上皇町	東川端町	丸田町	南鍛冶屋町	西川端町	松元町	養老町	西境町	東陽町	合計	
二	九	三	三	二	六	一五	六	九	三	二四	一〇	二	九六	一七四
七二・六七 ^甲	四〇六・五四	四一・八七	六五・九六	四九〇・七一	四〇一・七六	七五二・二五	六四・二八	一、三三・〇〇	六七二・二四	七〇五・二〇	二九・三六	五、九八・三二	七、四七・七三	
六、六一・六〇 ^甲	二八、六七〇・三三	二五、四二・九九	三三、三七・五八	一五、九〇・七二	二四、四四・五〇	四五、四八・四六	三三、六四・五八	四九、三九四・二一	二五、五六・八〇	二六、二六六・二四	九、三〇一・六八	三八、〇九一・二六	三八七、七五・三〇	
九〇・九〇 ^甲	七〇・五〇	六二・七〇	三六・二〇	三三・四〇	六〇・七〇	六〇・四〇	五四・七〇	四〇・四〇	三七・九〇	三七・二〇	三六・〇〇	五五・三〇	五三・二〇	
至江切川線	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

第五号 線

計

五

一、九七七・五

九八、九六・七

四九・五〇

米 蒲 朝 蒲 朝 蒲 米

焼 町 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

計 日 町 焼 町

二

一

三

一

一

一

二

三

七五^年・六二

三一・六六

三六・二八

四六九・五六

三四・七六

四七〇・六八

五五・八九

二〇八・二二

一一〇、九四〇・〇〇^甲

九、四九八・〇〇

二九七、四九三・〇〇

四一七、九四四・〇〇

九、〇三七・六〇

八八、七二・一四

一〇、三三九・六五

二〇八、二八・三九

一、四六七・七〇^甲

三〇〇・〇〇

八二・二〇

八九〇・二〇

二六〇・〇〇

一八八・五〇

一八五・〇〇

一九二・六〇

第一負担区
自米小路通
至蒲焼町

第二負担区
自蒲焼町
至東本重町

第三負担区
自東本重町
至東本重町

〃

〃

〃

〃

〃

東 本 重 町	門 前 町	宝 町	金 沢 町	松 重 町	裏 門 前 町	矢 場 町	水 主 町	梅 枝 町	大 池 町	東 新 町	東 桜 町	南 外 堀 町	上 堀 川 町	大 津 町	東 魚 町	下 堀 川 町
二	四七	二	六	四	三三	六	三	二	一四六	六	一	六	一〇	四五	二	一五
一三二・九〇	二、四〇一・三八	四五・六四	一五七・〇六	九一・三四	一、三三六・二六	三七四・七六	七三三・一一	一四〇・二九	五、六六九・〇七	五二五・二〇	八・三三	七四四・七二	一一四・八一	一、八五四・七六	一三三・一五	六二六・一九
二四、四〇一・五〇	四〇四、六九八・二三	七、五三〇・六〇	二二、九〇八・四三	一三、〇九五・二〇	一九〇、九五五・〇四	五二、八九六・四七	一〇一、三四九・三〇	一八、三三七・七〇	七三二、八七七・二五	六四、七〇〇・一〇	一、〇二七・五〇	九一、一八六・六五	一三、〇八六・六九	二〇二、二九九・九六	一四、四八八・四〇	六四、一七三・〇五
一八五・〇〇	一六八・五〇	一六五・〇〇	一四五・八〇	一四三・三〇	一四二・八〇	一四一・二〇	一三二・八〇	一三〇・〇〇	二九・〇〇	二五・五〇	二五・〇〇	二九・二〇	二二・九〇	一九・〇〇	一〇八・八〇	一〇二・四〇

鶴	菊	西	老	西	東	明	常	宮	岩	東	南	東	新	南	西	西
舞	井	日	松	角	陽	道	磐	出	井	川	新	瓦	道	鍛	瓦	川
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	冶	瓦	端
八	二	三	一〇	二	九	九	二	八	三	七	五	三	三	六	二七	九
二三四・六一	七二・六七	四三・六五	四七五・二八	九〇六	五二四・四四	四〇六・五四	五三・二四	四三〇・八七	二、〇四九・四四	五五三・三二	四二・九九	四三七・六三	四二・八七	七五二・二五	二、〇四九・〇一	六二四・二八
二三、五四・五六	六、六一・六〇	三八、三九・〇〇	三五、三八・三四	六六九・七八	三七、二四・〇五	二八、六七・三三	三、六九五・一五	二九、四四・四一	一三六、三五・二六	三六、二八・四五	二六、七四・三五	二七、五八七・八四	二五、四二・九九	四五、四八・四六	一一、三三・三〇	三三、六四・五八
九五・九〇	九〇・九〇	八八・七〇	七四・三〇	七三・九〇	七二・一〇	七〇・五〇	六九・四〇	六八・二〇	六六・五〇	六五・二〇	六四・六〇	六三・〇〇	六一・七〇	六〇・四〇	五四・七〇	五四・七〇

南	上	丸	板	西	宮	松	鷲	松	西	養	西	松	千	千	上	計
瓦	日	田	橋	脇	前	枝	谷	元	境	老	松	早	早	早	島	
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	
三	九	三五	八	一八	三三	三三	二	二	二六	二四	二	三	五	二	二	八六〇
二、三六・〇三	五、四三・六三	一、六九三・七〇	二、六五・五〇	九、九七・八五	三、一七・〇五	一、九六九・八七	二、二・六二	一、一三三・〇〇	八、三七・〇五	六、七二・二四	一、五二・八八	六、一五・九六	一、〇七七・六五	四、九〇・七二	四〇〇、二二四・六一	四〇〇、二二四・六一
二、七一九・七一	二、九〇六・二五	八、六八八・二六	一、三、三九六・五九	四、三七二・六七	一、三、五七六・一〇	八、二七六・三三	八、七九・〇五	四、九、三九四・二	三、二、三四・八〇	二、五、五六・八〇	五、六、五六・五六	三、三、三七・五八	三、六、三三〇・六二	一、五、九〇七・二九	四、一、三八、五、六九・三三	四、一、三八、五、六九・三三
五、三、八〇	五、三、四〇	五、三、三〇	五、〇、四〇	四、六、四〇	四、二、八〇	四、二、〇〇	四、〇、六〇	四、〇、四〇	三、八、五〇	三、七、九〇	三、七、〇〇	三、六、二〇	三、三、九〇	三、三、四〇	一、〇七、三〇	一、〇七、三〇

附随事業の街角剪除面積

道路の新設拡築に附随事業として主要街角を剪除している。これはいうまでもなく交通整理および空地利用等の目的をかねたものである。しかし当時の街角剪除には緑地帯施設を全然考慮に容れられなかつたらしく、その箇所は僅に九箇所を示しているに過ぎない。しかもその面積も狭少をまぬがれず、今からみればその効果は予期以上の好成绩を示したものは考えられがたいのである。

さりながら大都市の枢要地帯に広い空地や緑地を要求するがごときは、贅沢の沙汰だと罵つたという時代としては、あるいはそれはまことにやむを得なかつた、なりゆきであつたかも知れない。

街角剪除箇所面積並に価格(その一)

線別区分	場所	街角剪除面積	同上価格	同上一坪当価格
第一号線	江川線に連絡する東北角	三九・八六 ^坪	三、一八・八〇	八〇・〇〇〇 ^坪
	東南角	九七・二〇	七、七二・一〇〇	八〇・二〇〇
	上前津交叉点 西北角	六・五四	一、三六・三三〇	二〇八・〇〇〇
	西南角	三四・〇〇	四、〇四九・五〇〇	一一九・一〇〇
	東北角	三七・七〇	五、〇八九・五〇〇	一六一・五〇〇
	東南角	四〇・六〇	一〇、三〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇

第五号線	第四号線	第三号線	第二号線
片端線に連絡する東南角 " 東北角 広小路に連絡する西北角 " 東北角	江川線に連絡する西北角 " 西南角 押切線に連絡する東北角 " 東南角 江川線に連絡する西北角 " 西南角	老松線交叉点 西北角 " 西南角 " 東北角 " 東南角 老松線交叉点 西北角 " 西南角 " 東北角 " 東南角	広小路に連絡する東南角 " 西南角 大津町線に連絡する東北角 " 東南角
二・二三 八・二 二二・一一	一四・八〇 一四・六三 一四・五二 一四・四五	一五・〇〇 一五・一七 一四・七二 一四・九六 一五・三三 一五・二二	一七・一九 一六・九〇
二、四〇〇・三〇〇 九、七四〇・〇〇〇 三二、六五〇・〇〇〇	二、一三一・二〇〇 二、一〇六・七〇 一、四五二・〇〇〇 一、一五五・〇〇〇	一、一八七・六四〇 一、八〇五・三三〇 六三三・六八〇 一、五二五・六八〇 三、〇二〇・四九九〇 二、三六八・九九〇	三、二六一・三七〇 三、八三三・九五〇
一、一五〇・〇〇〇 一、二〇〇・〇〇〇 一、一五〇・〇〇〇	一四・〇〇〇 一四・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇 八〇・〇〇〇	七九・一〇〇 一八・九〇〇 五、六〇〇 一〇一・三〇〇 一九七・〇〇〇 一五八・〇〇〇	三六・〇〇〇 三六・〇〇〇

街角剪除個所面積並に価格(その二)

計	〃	西南角	二・三九	二、〇九・五〇	三三・〇〇〇
			五二〇・四三	一一二、九五二・二二	三三三・四〇〇

区 分	在 来 の 面 積	新 設 の 面 積
鶴舞公園における仮定道路敷	五九一坪六〇	五〇一坪〇〇
広場植樹敷地	—	五〇〇坪〇〇
河岸地荷揚場	—	一一一坪一四

第四章 財源の調達

第一節 募債計画

市債発行計画と利率の更正

前章において敍上したとき経過で五大幹線道路が出来あがつたわけだが、その財源が如何にして調達せられたであろうか、これについて説明しなければならぬ。その財源のうち最も重要な地位を占むるものは市債であつた。次いで重要なものは国庫補助金その他に電気軌道事業費の繰入金、特別税を示している。まず市債についていえば、大正八年十二月八日、第二百十号議案をもつて公債条例設定の件を提出、翌九年二月二十一日に至つて議決を得るや、三月三日付内務大臣（床次竹二郎）・大蔵大臣（高橋是清）宛（各通）に許可稟請の手續をとつた、これに添付せる公債条例設定理由の概要を採録すれば左のごとくである。

本市は内務大臣の訓令に基き大正八年度以降四箇年度間において五大幹線道路の開設を為さんとするに当り、その財源を公債特別税及寄附金に求めたり。然るに特別税は都市計画法において、その範囲を制定せられ寄附金もまた自から限りあるを以て他は悉く之を公債に俟たざる可からず、即ち事業年度間総費額約八百三十万円の内、寄附金特別税各約百二十二万円余、他は公債に依る。而してその償還は特別税を以て、之に充つることとし本条例の設定を稟申するものなり。

尚特別税を五箇年目毎に百分の二、五宛累加し、償還額等を定めたりといえども将来国庫補助及土地増加税、閑地税等都市計画費充当の特別税施行の上は、その收支に依りて償還の期を短縮するは勿論なるも今適確の数字を計上する能わず。(下略)

許可指令及利率変更理由　しかるに当初公債の利率は年七朱以内の予定となつていたが、後に至つてこの歩合をもつては応募すこぶる至難となつたので、大正九年五月二十九日付、左記のごとく利率更正に関する件を主務大臣に稟請したのである。

大正九年三月三日付、発庶第二十五号を以て本市市区改正事業公債条例設定の儀、稟請致置候処、その後財界の状勢著しく変調を呈し、該条例第三条所定の七朱以内の利率を以ては或は予期の応募を得ること至難ならんかと思料候条、若し七朱以内において応募し難きときは市会の議決に依り八朱以内の利率を以て募集し得る旨の条件を附し、御許可相成度別紙利率八朱に関する書類相添此段稟請候也。(別紙掲載省略)

漸くバスの実用化

市民が汽車や電車の文明に驚異の眼をみはつたのも今では昔語りとなつた。今日都大路にはスビード謳歌ならぬ交通地獄を呪う声が起りつゝあるが、都市計画五大幹線街路が全く竣工した大正末期時代には漸く十二人乗と二十五人乗を合せて約三十輛の青バス(民営)のみが走っていた。(本市を起点として郊外道路を走るバスを除く)けれどこれが市内乗合自動車の最初の姿であつて、乗用自動車のうち最も多数の人に利用された。

また運賃のごときも殆んど市電車賃に近い安価な十匁均一で中村線・本町線・名駅熱田線・大津町線等を疾駆していたもののバスが漸く実用化さるようになったという程度であつた。従つてタクシー・ハイヤーの利用は未だ民衆化するに至らず、市内には営業人力車(一人乗、長三尺三寸、巾一尺六寸五分)は、ざつと千輛以上あり、名古屋・熱田・千種・大曾根各駅構内にはその姿が見られたのである。

都市計画区域内には官営あり、公営あり、民営ありと、交通機関の乱立競争状態もななく、またその事業の経営として二重又は過剰の投資もなかつた。しかし交通機関網が都市計画と没交渉に計画されたので、やがて凄惨な競争時代に移つてゆくのである。

右事由は相当と認められたが、ようやく同年九月二十一日付をもつて左のとおり許可指令を受けている。

内務省愛地第九十一号

愛知県名古屋市

大正九年三月三日発庶第二五号稟請市区改正事業公債条例の件左の通更正し許可す。但償還年次表は変更議決の上報告すべし。

大正九年九月二十一日

内務大臣 床次竹二郎
大藏大臣 高橋是清

記

一、第五条中「大正八年度を」大正九年度に「大正十一年度を」大正十二年度に更む。

一、第十四条中「大正十二年度を」大正十三年度に「同四十一年度を」同四十二年度に更む。

一、第十四条中「其弁済額を定め」を「別紙償還年次表の通り」に更む。

そして右に対する処理方については、大正九年九月二十七日付、左のとおり愛知県内務部長（小幡豊治）より通牒があつたのである。

市区改正事業公債条例之件依命通牒

貴市稟請標記の件は今回許可相成候処左記の通処理すべきものとして詮議相成たる次第に有之候条御了知相成度。

記

一、現今の経済界に於て市債を年利七厘以内の額面発行の方法に依り、果して所期の結果を

得へきかは疑問とする所なるを以て、市会の議決を経て年利八朱以内にて募集する場合は特に内務、大蔵両大臣の許可を要せず単に報告に止むること。

一、本市債は大正八年度よりの起債として稟請しあるも詮議中期間を経過したるを以て大正九年度よりの起債となし、据置期間及償還期間は之を順次繰延するものと認め許可相成たる次第に付、償還年次表は変更議決の上報告すること。

一、第四条に依り定たる事項を報告すること。

一、第七条に依り公債の引受を為さしめたるときは契約書写を添え報告すること。

一、募債成績を報告すること。

一、募集の時機に付ては内務、大蔵両大臣の承認を経ること。

償還年次表更正の許可　そこで本市では同年十一月十一日、左の議案を市会に提出し議決をもとめたのである。

大正九年
第百三十七号案　名古屋市市区改正事業公債条例中

改正条例の件……………(大正九年十一月二十日可決)

第三条中「年率七朱」を「年率八朱」と改む。

第二十六条の次に附則として左の一箇条を加う。

第二十七条　市長は経済界の状況本公債を募集するに適せずと認めたるときは当該年度予定募集額を限度とし、償還期限五年以内の短期債を起し、又は年率八朱以内の借入金を為すことを得此場合に於ては第五条の募集期間は短起債又は借入金の償還終期まで之を延長す。

短期債又は借入金は本公債募集金を以て償還す。

短期債の募集并済証書に関しては本条例第二章、第三章、第四章を準用す。

なお同時に第三百三十八号案をもつて「市区改正事業公債償還年次表改正の件」を提出したのである。

十一月二十日の市会は両議案とも異議なく原案どおり議了したので、ただちに主務大臣宛に許可申請書を差し出したところ、間もなく同月二十九日付左のとおり許可指令を受けたのである。

内務省愛地第三百九号

愛知県名古屋市

大正九年十一月二十日發庶第一五〇号稟請市区改正事業公債条例中改正条例に関する件左の通更正し許可す。

大正九年十一月二十日

内務大臣 床次竹二郎
大藏大臣 高橋是清

記

一、第二十七条中「予定募集額」の下に「及予定利率を加う。」

このときも同年十一月二十三日付、愛知県内務部長（小幡豊治）より左に掲ぐる通牒があつたのである。

公債募集に関する件依命通牒

貴市市区改正事業公債募集の件、其筋に於て許可相成候条御了知相成度。

追て短期債発行の爲め長期債の償還年次表に異動を生ずるときは、直ちに報告相成度。

尚短期債発行の爲め長期債の償還年次限には何等異動なき儀には併せて御了知相成度。

市区改正事業公債条例公示

以上のごとくにして、いよいよ市債発行の段階に入つたので、大正九年十一月三十日公債条例を公示している。このときの市長は佐藤孝三郎であつたことはいうまでもない。

名古屋市条例第七号 名古屋市市区改正事業公債条例

第一章 総 則

第一条 本公債ニ依ル収入ハ市区改正事業費ニ充ツ。

第二条 本公債ハ券面金額五百八十四万円以内（実収額五百八十四万円）トス。

第三条 本公債ノ利息ハ年率八厘以内トシ募集ノ際之ヲ定ム。

第四条 本条例ノ施行ニ関スル事項ハ市長之ヲ定ム。

第二章 募 集

第五条 本公債ノ募集ハ大正九年度ヨリ大正十二年度ニ至ル期間内資金ノ必要ニ応ジ其募集額ヲ定メ之ヲ募集ス。

第六条 本公債発行ノ価格ハ券面金額百圓ニ付金百圓以上トス。

第七条 本公債ヲ募集スルトキハ其旨ヲ公告シ応募者ヲ求メ申込価格ノ高キモノヨリ之ヲ募入ス。

但価格同等ノモノハ申込金額ニ比例シテ募入金額ヲ定ム、此ノ場合ニ於テ募入金額第六條ノ券面金額に適當セザルトキハ抽籤又ハ其他ノ方法ニ依リ適宜募入者ヲ定ム。

前項ノ方法ニ依ラズ公共団体又ハ銀行其他ノ者ヲシテ本公債ノ全部若クハ一部ヲ引受けシムルコトヲ得。

第八条 本公債ノ応募者ニハ申込ノ際、保証金ヲ納付セシム。

但保証金ニ対シテハ利息ヲ附セズ。

保証金ハ元金払込ノ際、之ヲ元金ニ算入シ第十條第二項ノ場合ニハ之ヲ還付セズ。

公共団体若クハ銀行ヲシテ公債ノ全部又ハ一部ヲ引受けシメタルトキハ保証金ヲ徴收セザルコトヲ得。

第九條 保証金ハ券面金額ノ百分ノ二以上トシ募集ノ際之ヲ定ム。

第十條 本公債ノ元金払込ヲ怠リタルモノハ券面金額百圓ニ付、一日金三匁ノ遅滞利息ヲ仕払フコトヲ要ス。

応募者ニ屬スル權利ハ元金払込期日ヨリ三十日を経過スルニ因リテ消滅ス、応募者払込未済ニシテ死亡シタルトキハ其引受人ニ於テ引受ノ旨ヲ届出ヅベシ。

第三章 弁 済

第十一條 本公債ノ元金及利息ハ特別稅其他ノ收入ニ依リ之ヲ弁済ス。

第十二條 本公債ノ利息ハ毎年三月一日及九月一日ノ二期ニ分テ前六月分額ヲ仕払フ。本公債募入ノ初期ニ於ケル一期未滿ノ利息ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス。

第十四條但書ニ依リテ元金を弁済スル場合ハ其元金ニ対スル利息ヲ仕払フ。

第十三條 第十五條ニ依リ當籤ハ弁済ノ旨ヲ公告シタル公債ノ元金ニ対シテハ弁済スベキ期日以後ノ利息ヲ付セズ。

第十四條 本公債ノ元金ハ大正十三年度ヨリ同四十二年度ニ至ル期間内ニ於テ別紙償還年次表ノ通、毎年三月一日抽籤ノ方法ヲ以テ之ヲ償還ス。

但市財政運用ノ都合上據置若クハ弁済期間中ト雖モ隨時之カ償還又ハ買入銷却ヲ為シ、若クハ利債ニ借換ヲ為スコトヲ得。

第十五條 當籤シタル公債証書ノ種額記号及番号ハ之ヲ公告ス。

前条但書ニ依リ償還セントスルトキハ三十日前ソノ期日ヲ公告ス。

第四章 証 書

第十六條 本公債証書ノ様式ハ無記名利札付トシ五拾圓、百圓、五百圓、千圓及五千圓ノ五種トス。

但応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ニ為スコトヲ得。

第十七條 記名証書ノ売買譲渡ヲ為シタルモノハ双方連署ノ請求書ニ証書ヲ添ヘ記名ヲ請求スベシ。

第十八條 記名証書ヲ相続シタルトキハソノ相続人ハ請求書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ記名換ノ請求ヲ為スベシ。

但隱居若クハ女戸主ノ入夫婚姻ニ依リ相続シタルトキハ本文請求書ニ前戸主ノ連署ヲ要ス。

第十九條 記名証書所有者ノ遺言ニ依リ相続ニ非ズシテ証書ヲ讓受ケタルトキハ其相続人ヲ以テ保証人ト為シ記名換ノ請求ヲ為スベシ。

但相続人ナキ場合ニ於テハ前所有者ノ親族二名以上ノ保証人ヲ要ス。

第二十條 本公債証書ハ全額払込ノ際之ヲ交付ス。

第二十一条 本公債ノ所有者ハソノ証書ノ紛失又ハ滅失ノ場合ニソノ種別記号及番号ヲ附記シテ新証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得。但弁済期日ノ確定シタル証書ハ此限ニ在ラズ。

前項但書ハ元金弁済ノ請求ヲ妨ゲズ。

前二項ニ依リ新証書ノ交付又ハ元金ノ弁済ヲ請求セムトスルモノハ、市長ノ適当ト認メタル保証人二名以上ノ連署ヲ以テ該証書ニ對シ除権判決アリタル証明ヲ為スコトヲ要ス。但公共団体ノ請求ニ依ルモノ若クハ市長ニ於テ特ニ必要ナシト認メタル者ハ保証人ヲ要セズ。

前項ノ保証人ハ除権判決ノ取消アリタル場合ニ本人ニ連帯シテ其損害ヲ賠償スベキ義務ヲ負フ。

第二十二条 本公債ノ所有者ニ証書ノ汚損ソノ他正當ノ事由アル場合其種類、記号及番号ヲ附記シテ新旧証書ノ交換ヲ請求スルコトヲ得。

第二十三条 記名証書ノ変更ヲ受クルトキ記名証書ノ記名換ヲ受クルトキ及前二条ニ依リ証書ノ交付若クハ交換ヲ請求スルトキハ手数料トシテ証書一通ニ付金參拾弍ヲ徴收ス。

第二十四条 本公債証書ハ元金払渡ノ際之ヲ回収ス。

第二十五条 第三十一条第二二条及前条ハ本公債ノ利札保証金額取証書ニ對シテ之ヲ準用ス。

第二十六条 本公債証書元金払渡ノ際、現存スベキ利札ノ枚数ニ不足アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ払渡金額ヨリ控除ス。

前項ニ依リ控除シタル金額ハ該利札持参人又ハ該利札ニ對スル除権判決ノ申立人ニ仕払ウ。

前項ノ申立人ニ仕払ウ場合ハ第二十一条第三項及第四項ヲ準用ス。

附 則

第二十七条 市長ハ経済界ノ状況本公債ヲ募集スルニ適セズト認メタルトキハ、当該年度予定募集額及予定利率ヲ限度トシ、償還期限五年以内ノ

短期債ヲ起シ、又ハ年率八厘以内ノ借入金ヲ為スコトヲ得、此場合ニ於テ第五条ノ募集期間公債又ハ借入金ノ償還終期マデ之ヲ延長ス。

短期債又ハ借入金ハ本公債募集金ヲ以テ償還ス。

短期債ノ募集弁済証書ニ関シテハ本条例第二章・第三章・第四章ヲ準用ス。

元利金償還年次および借替

次に公債償還年次表を掲ぐれば、左のごとく三十四箇年をもつて元利金とも償還を完了することになつていたのである。

公債償還年次表

年次	年 度	元 金 額	償 還 元 金	利 子	計
一	大正九年	二、八四〇、〇〇〇 _円		二七、〇六九 _円	二七、〇六九 _円
二	十年	四、三九〇、〇〇〇		二八九、二〇〇	二八九、二〇〇
三	十一年	五、八四〇、〇〇〇		四〇九、二〇〇	四〇九、二〇〇
四	十二年	五、八四〇、〇〇〇		四六七、二〇〇	四六七、二〇〇
五	十三年	五、八四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四六七、二〇〇	五〇七、二〇〇
六	十四年	五、八〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四六四、〇〇〇	五〇四、〇〇〇
七	十五年	五、七六〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四六〇、八〇〇	五〇五、八〇〇
八	十六年	五、七一五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五七、二〇〇	五〇二、二〇〇
九	十七年	五、六七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四五三、六〇〇	五一三、六〇〇
一〇	十八年	五、六一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四四八、八〇〇	五〇八、八〇〇
一一	十九年	五、五五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	四四四、〇〇〇	五〇九、〇〇〇
一二	二十年	五、四八五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四三八、八〇〇	五〇八、八〇〇
一三	二十一年	五、四一五、〇〇〇	九五、〇〇〇	四三三、二〇〇	五二八、二〇〇
一四	二十二年	五、三二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四二五、六〇〇	五二五、六〇〇
一五	二十三年	五、二二〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇	四一七、六〇〇	五三二、六〇〇
一六	二十四年	五、一〇五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	四〇八、四〇〇	五二八、四〇〇
一七	二十五年	四、九八五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三九八、八〇〇	五二三、八〇〇

一八	大正二十六年	四、八六〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	三八八、八〇〇	五二八、八〇〇
一九	二十七年	四、七二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三七七、六〇〇	五二七、六〇〇
二〇	二十八年	四、五七〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇	三六五、六〇〇	五三〇、六〇〇
二一	二十九年	四、四〇五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	三五二、四〇〇	五二七、四〇〇
二二	三十年	四、二三〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	三三八、四〇〇	五二八、四〇〇
二三	三十一年	四、〇四〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	三二三、二〇〇	五四八、一〇〇
二四	三十二年	三、八一五、〇〇〇	二四五、〇〇〇	三〇五、二〇〇	五五〇、二〇〇
二五	三十三年	三、五七〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二八五、六〇〇	五四五、六〇〇
二六	三十四年	三、三一〇、〇〇〇	二八五、〇〇〇	二六四、八〇〇	五四九、八〇〇
二七	三十五年	三、〇二五、〇〇〇	三〇五、〇〇〇	二四二、〇〇〇	五四七、〇〇〇
二八	三十六年	二、七二〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二一七、六〇〇	五四七、六〇〇
二九	三十七年	二、三九〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一九一、二〇〇	五五一、二〇〇
三〇	三十八年	二、〇三〇、〇〇〇	三八五、〇〇〇	一六二、四〇〇	五四七、四〇〇
三一	三十九年	一、六四五、〇〇〇	四一五、〇〇〇	一三一、六〇〇	五四六、六〇〇
三二	四十年	一、二三〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	九八、四〇〇	五四八、四〇〇
三三	四十一年	七八〇、〇〇〇	四八五、〇〇〇	六二、四〇〇	五四七、四〇〇
三四	四十二年	二九五、〇〇〇	二九五、〇〇〇	二二、六〇〇	三一八、六〇〇
計			五、八四〇、〇〇〇	一一、〇四一、四六九	一六、八八一、四六九

【備考】本表は四位未満を切捨とす。

市区改正事業公債募集年度間利子調査

年度	前年度より 募債額累計	同年度 同年度利子上	その年募集額	募集時期	年度内利子	利子二口合計
大正八年度	円	円	1,000,000.00	十二月一日	36,666.66	36,666.66
九年度	2,840,000.00	円	1,840,000.00	三月末日	400.00	400.00
十年度	4,260,000.00	37,100.00	1,550,000.00	十月一日	32,000.00	39,900.00
十一年度	5,780,000.00	35,100.00	2,420,000.00	十月一日	78,000.00	117,900.00
計		578,400.00	5,840,000.00		147,069.94	75,469.94

【備考】(1)公債募集時期は公債所要時期に同じ (2)公債利率は年率八厘とす。

公債償還收支調書 (単位円)

年次年度	公債			入			支			差引残			
	総額	毎 年 募集額	負担金	繰越金	雑収入	特別税	計	事業費	元金償還		利子 支出額	公債 雑費	計
一大正八年						61,485	61,485	474				474	61,011
二 九 年		2,840,000	650,000	61,011	1,930	43,577	37,957,533	37,260,655		27,009	3,560	37,666,694	28,888
三 一 〇 年		1,550,000	310,000	28,888	6,644	29,344	3,340,733	1,968,291		369,300	1,363	2,271,244	3,599
四 一 一 年		1,420,000	267,447	33,599	1,027	480,581	2,33,333	1,638,666		491,300	1,000	2,206,099	26,553
五 一 二 年		5,840,000		36,553	796	477,800	477,800			477,300	1,000	478,300	6,948
六 一 三 年		5,840,000		6,948	308	55,710	55,710		40,000	477,300	1,540	478,740	4,177
七 一 四 年		5,840,000		4,177	124	51,710	51,710		40,000	478,000	1,536	479,536	4,408

八〇	一五年	五、七六〇、〇〇〇	四、四〇六	一三三	五、一〇七、一〇七	五、一〇三、三九	四、五〇〇	一、五七六	五、〇七、三三六	二、九〇〇
九〇	一六年	五、七五〇、〇〇〇	二、九〇三	八七	五、〇六、七一一	五、〇六、六九一	四、五〇〇	一、五七〇	五、〇七、七〇〇	四、九六一
一〇〇	一七年	五、六七〇、〇〇〇	四、九六一	一四八	五、二〇、八〇四	五、二〇、九三	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、八〇〇	四、九六一
一一〇	一八年	五、六一〇、〇〇〇	七七三	二二	五、二〇、八〇四	五、二〇、〇〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、八〇〇	四、九六一
一二〇	一九年	五、五五〇、〇〇〇	一、二六七	三五	五、二〇、八〇四	五、二〇、〇〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、八〇〇	四、九六一
一三〇	二〇年	五、四八五、〇〇〇	一、五七五	四七	五、二〇、八〇四	五、二〇、〇〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、八〇〇	四、九六一
一四〇	二一年	五、四一五、〇〇〇	二、〇九八	六三	五、二〇、七二五	五、二〇、八七五	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
一五〇	二二年	五、三三〇、〇〇〇	二、一三三	六三	五、二〇、七二五	五、二〇、九一九	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
一六〇	二三年	五、二三〇、〇〇〇	四、七七七	一四三	五、二〇、七二五	五、二〇、六九	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
一七〇	二四年	五、一五〇、〇〇〇	四、八六	一四	五、二〇、七二五	五、二〇、二七	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
一八〇	二五年	四、九九五、〇〇〇	三、六五	八	五、二〇、七二五	五、二〇、〇〇八	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
一九〇	二六年	四、八六〇、〇〇〇	四、六六五	一四〇	五、二〇、七二五	五、二〇、四〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
二〇〇	二七年	四、七三〇、〇〇〇	四、二二七	一二六	五、二〇、七二五	五、二〇、〇五六	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
二一〇	二八年	四、五七〇、〇〇〇	四、九四三	一四八	五、二〇、七二五	五、二〇、八〇五	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
二二〇	二九年	四、四四〇、〇〇〇	二、六九二	八〇	五、二〇、七二五	五、二〇、四八七	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
二三〇	三〇年	四、三三〇、〇〇〇	三、五五	一〇七	五、二〇、七二五	五、二〇、四〇六	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、七二五	四、九六一
二四〇	三一年	四、二四〇、〇〇〇	三、五九	一〇五	五、二〇、五五六	五、二〇、三〇	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、五五六	四、九六一
二五〇	三二年	三、八八五、〇〇〇	三、四二二	一〇〇	五、二〇、五五六	五、二〇、〇三九	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、五五六	四、九六一
二六〇	三三年	三、五七〇、〇〇〇	一、三三七	四〇	五、二〇、五五六	五、二〇、八九三	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、五五六	四、九六一
二七〇	三四年	三、三〇〇、〇〇〇	三、八八五	一四	五、二〇、五五六	五、二〇、四三五	四、五〇〇	一、五〇〇	五、二〇、五五六	四、九六一

金融恐慌から経済の大勢は不況への一途にあり、金利低下した、これを好機として昭和三年二月二十八日に市区改正事業公債は、に号「六百三十一万円を發行して第一期事業債の借替を行うと同時に第二期事業費に充当したる借入金を償還したのである。

第二節 道路および橋梁費に対する国庫補助

国庫補助の内牒と回答

市区改正事業（都市計画事業）の財源を市債にもとめたことは既記のごとく重要な財源であつたが、これについて見逃すことの出来ないのは国庫補助であつた。この第一回の交付されたのは、大正十年三月三十日で、数回にわたり総額百二十六万三千百円（覚王山線の配分二千七百三十九円をふくむ）を示している。さりながら当初の財政計画において国庫補助金なるものを計上していないのは、当時わが国における国庫補助は都市計画事業に關しては、ただ道路法第三十五条、河川法第二十四条において事業費の一部を国庫補助すべき旨の規定ある以外には何等法制上の保証を与えられていなかった。しかしその事業費に対し若干の補助金交付あるだろうと予期していたのである。しかるところその筋より大正八年五月七日付をもつて左記のごとく本市の意向を照会して来た。

発第四十四号（大正八年五月七日）

内務大臣官房都市計画課長 池

田

宏

名古屋市長 佐藤孝三郎宛

拜啓都市計画事業(市区改正事業も含む)として明年度以降国庫の補助を必要とするもの
 有之候はば明年度予算編成上の都合も有之候条事業の種類毎に事業費並に補助見込額等
 御見込にても差支無之候に付、本月二十日迄に無相違必ず御回報相成度此段内牒候也。
 追て御回答の場合は県知事御經由相成度。

そこで本市では同月十七日付、左記のごとく答申の手続をとつて国庫補助を期待したのである。

発第四十四号(大正八年五月十七日)

都市計画事業費中国庫補助の件(内務大臣官房都市計画課長宛)

本月七日発第四十四号を以て御内牒に係る本件は本年度より四箇年の継続事業として
 施行せむとする市区改正事業に属する道路の拡張及開設に対し、左記の通り国庫補助を申
 請する筈に候条予め御承知相成度候。

左記

一、第一期市区改正費総額 四百十五万六千二百二十二円

内訳

所屬年度	事業費総額	内訳		
		市街鉄道経営者負担	市費支弁	国庫補助申請
大正八年度	一、〇二四、三三四 <small>円</small>	二六〇、〇〇〇 <small>円</small>	三八二、一六二 <small>円</small>	三八二、一六二 <small>円</small>
九年度	一、〇二五、七八六	二五〇、〇〇〇	三八七、八九三	三八七、八九三
十年年度	一、〇七九、二四四	二五〇、〇〇〇	四一四、六二二	四一四、六二二

十一年度	一、〇二六、七六八	二二四、八三九	四〇〇、九六五	四〇〇、九六四
計	四、一五六、二二二	九八四、八三九	一、五八五、六四二	一、五八五、六四一

発秘第二十九号（大正八年五月十七日）

都市計画事業費中国庫補助に関する件（愛知県知事宮尾舜治宛）

本件に関し内務大臣官房都市計画課長より別紙写の通内牒有之候に付、今回市区改正委員会に附議せらるべき道路改正費に付、今日市会の議決を経て申請致すべく候得共、右内牒の趣旨に拠り不取政別紙の通内願致置度候条可然至急御取計相成度此段上申候也。

しかるに大正八年度において期待はずれとなり、翌大正九年度に至つてようやく好望の機運熟して来たので、同九年十月二日再び左のごとく上申したのである。

国庫補助に関する上申（内務大臣官房都市計画課長 池田宏宛）

【上略】本市都市計画事業は這回公債の認可を得候に付、着々進行せしめ居候。就ては該事業に対する国庫補助金は臨時議会に於て協賛済の趣及聞候につき、特に本年度より下付相成候様御高配相煩度、尚目下経済界の關係上、市財政の最も困難の場合に付、土地増価税並に内務省令第二十八号都市計画沿道有租地所有者に対する負担指定等に関し、大正十年年度予算歳入に計上し得る様至急御運び希上度

右得貴意候。

敬 具

いうまでもないが、時の市長佐藤孝三郎であつて、国庫補助のほか受益者負担金および土地増加税問題が採りあげられている、これについては後に触れるだろう。

道路国庫補助規程の制定

そして後年実施をみたる受益者負担金問題が、このとき初めて施政上に表われたのである。さて再申請の国庫補助金については、大正九年十一月二十七日に左の内通牒により、かねての期待がいよいよ確実となり市理事者は喜悅するに至つた。

土第六千六十六号(大正九年十月二十七日)

愛知県内務部長

道路費補助の件に関し通牒(名古屋市長佐藤孝三郎宛)

標記の件に付今回道路会議に諮問の結果、貴市内街路改良費に対しては左記年度割に依り補助可相成見込の旨、其筋より通牒有之候条御了知相成度。

補助歩合	工事総額	国庫補助	補 助 年 度						
			大正九年	大正十一年	大正十三年	大正十五年	大正十七年	大正十九年	
1/3	八、六六、三〇〇 円	三、六六、三〇〇 円	一、〇〇〇、〇〇〇 円						

越えて大正十年一月二十九日にいたつて「道路国庫補助規程」なるものが、内務省令第一号をもつて公布せられ、ここにおいてすなわち国庫補助金の交付をみることとなつたわけである。

さりながら冒頭に掲げたる国庫補助を仰ぐまでに前後七回にわたつて申請している。以下申請と許可指令書を採録して、その関係を明かにして置きたいと思う。

第一次の国庫補助交付 (申請額不詳) については、大正十年三月十九日付、国庫補助規程第八条の明文により大正八・九両年度における街路改良費実支出額表・工事計画書・函面収支予算調書を添えて

内務大臣(床次竹二郎)宛に申請した結果、金十六万三千円の補助を受けた、これがすなわち初回の国庫補助金である。

内務省土第四十七号(大正十年三月三十日)

愛知県内務部長

大正十年三月十九日発庶第三十三号申請、街路改築費国庫補助の件、本年度所属道路橋梁費中四十八万九千円に対し金十六万三千円を補助す。

内務大臣 床次竹二郎

第二次の国庫補助交付 第二次の国庫補助の申請額も不詳に属するが、大正十年度街路改築費に対し、同十年七月二十五日付をもつて申請した、このとき佐藤(孝)市長は任期満了退職し、後任大喜多寅之助の就職直後であつた。

内務省一〇愛土第百三十四号(大正十一年三月三十一日)

愛知県名古屋市長

大正十年七月二十五日名経第七十五号申請街路改築費国庫補助の件、聴届け本年度支出金中金四十三万八千三百円に対し本年度に於て金十四万六千円を補助す。

内務大臣 床次竹二郎

これで三十万九千百円の補助を受けたわけである。

第三次の国庫補助交付 次に川崎(章)市長時代にいたり、大正十二年三月十四日付、大正十一年度道路費に対する補助申請(金額二十二万円)手続をとつたが、これは第三次にして同月末日左のとおりに接し、初回以来の補助額五十二万九千百円に達したのである。

内務省愛土第六十三号(大正十二年三月三十一日)

愛知県名古屋市長

大正十二年三月十四日付、名経発土第三十三号申請道路費国庫補助の件、聴届け工費六十六万円に対し本年度に於て金二十二万円を補助す。

内務大臣 水野 鍊 太郎

第四次の国庫補助交付 第四次の申請額は二十五万円にして、大正十二年度施行分に対し補助申請を同十二年九月十八日付手続を了したところ、越えて十三年二月二十八日に左のとおり許可指令をうけ、これで補助額七十六万九千百円を示したのである。

内務省一二、土第四号（大正十三年二月二十八日）

愛 知 県 名 古 屋 市

大正十二年九月十八日名経第三百五十四号申請、街路改良費国庫補助の件、本年度に於て工事費金七十二万円に対し金二十四万円を補助す。

内務大臣 水野 鍊 太郎

第五次の国庫補助交付 大正十三年三月二十五日に第五次の補助申請をしたが、既支出工事費に対する既補助額は予定額に達しなかつたので、このとき相当増額交付方の詮議を申請したのであつた。幸いにして左のごとく三十一万円の補助をうけ、これで既補助額百七万九千百円に達したのである。

内務省愛土第六十二号（大正十三年三月三十一日）

愛 知 県 名 古 屋 市

大正十三年三月二十五日付、名経発第三百五十四号の四申請、街路改良費国庫補助の件、聴届け大正十二年度に於て工費金九十三万円に対し金三十一万円を補助す。

内務大臣 水野 鍊 太郎

第六次の国庫補助交付 次いで大正十三年四月十九日付、大正十三年度分として十五万円の補助申請をなし、翌十四年三月十八日にいたつて申請額どおり交付される吉報に接したのである。

内務省一三、愛土第九十一号（大正十四年三月十八日）

愛知県名古屋市長

大正十三年四月十九日、名経発第四十三号申請街路改良費国庫補助の件、聴届け本年度に於て工費金四十五万円に対し金十五万円を補助す。

内務大臣 若槻礼次郎

第七次の国庫補助交付 第七次の申請は大正十四年度における工事費に対する分であつて、同十四年九月十日付申請した。このとき既に川崎市長は任期半にして去り、助役から昇格せる田阪（千助）市長時代であつて、五大幹線道路継続事業も最終年度に属し、一部の残工事のみとなつていた。しかるに政府財政の都合により申請全額が認容せられざる薄運に遭遇し、ようやく三万四千円の補助を受けている。

土第二千六百二十九号（大正十五年一月九日）

愛知県内務部長

国庫補助打切るの通牒（名古屋市長宛）

貴市街路改良事業に対する国庫補助に關しては従来通牒の次第も有之候処、政府財政の都合に依り本年度以降に於て左記工費に對してのみ補助を為し、爾後の工事に付ては補助せられざることに相成候趣を以て、伝達方内務省土木局長より通牒有之候条御了知相成度。

記

一、起工以來大正十四年度までの工費支出額五、〇九五、二〇二円。

内 訳

第一期事業の起工以来大正十三年度までの工費支出額七、三二一、三八〇円の内軌道工費及受益者負担額二、八五八、〇七八円を控除したる四、四六三、三〇二円と大正十四年度工費支出見込額六三一、九〇〇円とを合せたる五、〇九五、二〇二円。

三、右に対する本年度補助額 三四、〇〇〇円

内務省一四、愛土第九十四号(大正十五年一月十九日)

愛知県名古屋市

大正十四年五月八日名経発第三十九号及大正十四年九月十日名経発第九六九号申請街道改良費国庫補助の件、本年度に於て工費金十萬二千円に対し金三萬四千円を補助す。

内務大臣 若槻礼次郎

【備考】大正十四年五月八日名経発第三十九号とは覚王山線街路拡築工事費に対する国庫補助申請である。

以上のごとくして国庫補助を終つたので、これを総括してみればすなわち百二十六萬三千百円となる。なお年度別に詳記すれば左表のとおりである。

国庫補助金の一覽

年 度	支出決算額	国庫補助金交付の基礎たる工事費予算額	国庫補助金	備 考
大正八年度	四七四・二二〇			
九年度	一、五二三、九二四・三〇〇			
十年 度	二、一四〇、四八一・四四〇	四八九、〇〇〇・〇〇〇	一六三、〇〇〇・〇〇〇	

大正十一年度	一、二六五、一五八・五五〇	四三八、三〇〇・〇〇〇	一四六、一〇〇・〇〇〇	大正十二年度は三回を以て交付せらる。 二十二万四、二十四万四、三十一万四。 内第一期事業分三万一千二百六十一円、覚王山線配分二千七百三十九円。
十二年度	二、四二九、二八五・三〇〇	二、三一一、〇〇〇・〇〇〇	七七〇、〇〇〇・〇〇〇	
十三年度	一、三五八、六一五・八八〇	四五〇、〇〇〇・〇〇〇	一五〇、〇〇〇・〇〇〇	
十四年度	二一一、八一八・一四〇	一〇二、〇〇〇・〇〇〇	三四、〇〇〇・〇〇〇	
計	八、九二九、七五七・八三〇	三、六八九、三〇〇・〇〇〇	一、二六三、一〇〇・〇〇〇	

第三節 繰入金および特別税

第一項 電気軌道事業経済の繰入金

寄附金を分担金に組替

市区改正事業費の財源は既記の市債、国庫補助金ばかりではなく、このほかに電気軌道費からの繰入金および特別税の徴収がある。まずその充当額をまとめてみれば、電気軌道事業経済よりの繰入金九十四万三千二百七十一円・都市計画特別税金百十八万五千五百七十七円二十一銭（予算額）を示している。

繰入金とはすなわち特別経済に属する電気局（現在の交通局）より繰入れたる資金である。当初の歳入予算面には電気軌道事業経営者寄附金として百二十二万七千四百七十三銭を計上したが、後にいたつて分担金に組替えたものである。しからばどうして組替を要することになったのであるか、一応これについて経緯を明かにしておきたい。

誰も知るがごとく市区改正事業計画当時における本市内電車事業は民営の名古屋電気鉄道株式会社経営にかかり、本市と同会社との間に報償契約を締結していた。これによりて名古屋電気鉄道をして本市管理にかかる道路上に軌道を建設せしむるの義務があつたのみならず、会社としても軌道建設拡張の計画があつた。そこで五大幹線道路新設拡張計画に乗り出すや、市理事者は大正七年十月二十八日付、文書をもつて予め同会社に対し、第一号、第二号、第四号、第五号の四路線に關する工事費分担の件を交渉した。また同時に当時郡部線に属する八事線および今池線経営、尾張電気軌道株式会社に対し、第三号線に關する工事費分担の件を交渉したのであつた。その結果同七年十一月二十七日付および同年十一月十二日付をもつて、それぞれ承諾する旨の回答に接したけれど、尾張電気軌道会社の回答内容は後述のごとく条件付であつた。

しかるにその後、計画当初の第一号線乃至第五号線の総予算四百五十五万五千八百七十二円のところ、物価暴騰のため、既決予算をもつてしては到底計画の貫達を期しがたき状況に陥つたのである。そこで既決予算の編成替をなすの余儀なきに至ると、同時に再度前記両会社に対し、いわゆる寄附金の増額を求めることとなり、これが交渉を継続した。その間たまたま尾張電気軌道の市内乗入の件（千早線）は本市対名古屋電気鉄道会社の報償契約の条項に違反するといふなど、複雑な政治的問題にまで発展した。そのあげく大正九年二月二十一日の市会本会議において、市区改正費継続年期および支出方法（大正九年第一一九号案）議決に際し、名古屋電気鉄道にかかる寄附金のみを認めたるも、尾張電気軌道の寄附金二十六万数千円を削除修正すると、同時に名古屋電気鉄道寄附金なるものを百二十二万七千余円と修正した。後者の寄附金を削減したのは再言するまでもない。

が、名古屋電気鉄道との報償契約を尊重したからである。

市街電車買収の市営実施　こうしていわゆる寄附金を工事費の財源に繰入れたところ、時代の推移と市民の輿論の勢は電気軌道買収の市営断行問題が澎湃として盛りあがり、遂にその年七月三十日に至つて市会は電車市営断行に関する意見書を満場一致をもつて議決して佐藤(孝)市長の決意に拍車をかけた。けだしこれよりいよいよ市営問題が市政の重大課題となり、大正十年十月八日の市会において名古屋電気鉄道市内線およびその営業設備ならびに物件等を譲受ける案を議決、翌十一年八月一日より市営電車として事業の開始をみるに至つたことを、序いでながら知つておくべきである。

電鉄市営に関する意見書

(大正九年七月十三日議決
本市長佐藤孝三郎宛)

電鉄市営は方今世界一般の趨勢にして其公有公營の可否に就きては既に議論の余地を存せず、試みに我名古屋市の人口状態、地理的、経済的若くば社会的關係に鑑み将来を慮る時は市街電鉄の経営は之を一營利会社に一任すべきものにあらずして、速に名古屋市に移転すべきものと謂わざる可からず。是を財政上の見地より考慮するも本市財政の基礎を冒さざるは容易に推断し得るところにして寸毫の危険を認めず、若しそれ運輸上從來の不足を改善し、市民の幸福を増加するの点に於ては公私優劣の差、同日の論に非ざるなり。仍て適當の調査を遂げ名古屋電気鉄道株式会社軌道部を買収し、市営を實行せられんことを望む。右市制第四十六条に依り意見書提出候也。(提出者 清水貞雄外不詳)

電気局の繰入金および分担金

さて前記寄附金に逆戻つてみよう。大正十年第四百十八号議案(自大正十年度至十四年度)名古屋市電気軌道事業建設費および貯蔵品買収費継続年期および支出方法中(大正十年十月十三日提出)都市計画費繰入金八十一万八千二百七十一円(内訳 大正十年度六四〇、〇〇〇円、十一年度一七八、二七一円四)を計上し、また大正十二年第二十九号議案名古屋都市計画費継続年期および支出方法中に右同額を計上している。これがすなわち電気軌道事業費よりの繰入金なるものを生じた所以である。しかしその寄附金全額の相当額を繰入金に整理しなかつたのは国庫補助金を受けることになつたためである。(当初の予算には国庫補助の計上し)また大正十三年第三十一号議案において右繰入金を九十四万三千二百七十一円に増額計上している、これは工事費において十二万五千円を増加した、これに伴つて電気局経済における負担も増加したのである。

筆はやや前後するが、参考のため左に名古屋電気鉄道尾張電気軌道両会社に対する交渉経過を明かにしておきたい。

号外第一号(大正七年十月二十八日)

名古屋電気鉄道株式会社取締役社長 富田 重 助宛

名古屋市長 佐藤 孝 三 郎

本市市区改正事業は市の内外に亘る大計画の成案に基き施行せらるべき筈に候得共、目下焦眉の急に應ずるため、右計画の如何に依り影響を蒙るべき虞なき道路線を完成し、現在貴会社の車輛運転系統を調整し、兼て商工の振興発達に資する目的を以て、不日設置相成るべき市区改正委員会に別紙調書の通り事業施行案を提出致度候条、該費用負担方御承諾相成候様御取計相成度候。

第一期市区改正事業費分担調書

一、中区門前町五丁目より愛知郡愛知町大字日置において仮定県道西築地街道に接続する路線延長五百五十間を幅員十一間に改修す、この費用金五十二万九千五百七十七円也。

一、東区東新町より中区大池町七丁目（鶴舞公園前）に至る間延長九百二十七間、幅員十一間の道路を開設す。この費用金六十三万一千六十八円五十銭也。

一、西区明道町明道橋より同区菊井町に至りて仮定県道西築地街道に接続する間、延長百七十四間、幅員十一間の道路を開設す。この費用金九万七千八百一円也。

一、中区栄町五丁目より東区東外堀町十一丁目に至る大津町筋延長五百七十間を幅員十三間に改修す、この費用金五十八万九千九百三十五円也。

一、総係費金十六万六千三百五十二円五十銭也。

合計金二百一万四千七百三十四円也

此三分の一 金六十八万一千五百七十八円也 費会社分担額

右負担年度割左の如し。

一、金十九万同也

六 正 八 年 度

一、金二十五万同也

一、金二十万八千同也

六 正 十 年 度

一、金二万三千五百七十八円也

六 正 十 一 年 度

会社側よりの回答（名古屋市長 佐藤孝三郎宛）

本年十月二十八日付号外第一号を以て照会を蒙り候不日設置相成るべき市区改正委員会へ御提出の道路改修施行案に付、該費用の一部を弊社に於て負担の儀敬承仕候、右道路完成の暁は本市商工業の振興発達に資するのみならず、電車運転系統の調整をなし交通上の至便を得る事と存候間、御計画の趣旨を賛し弊社の負担額寄附の儀承諾仕候。

右回答申上候也

名古屋電気鉄道株式会社取締役社長 富 田 重 助

号外第二号(大正七年十月二十八日)

名古屋市長 佐藤孝三郎

尾張電気軌道株式会社取締役社長 江口理三郎宛

本市区改正事業は市の内外に亘る大計画の成案に基き施行せらるべき筈に候得共、目下焦眉の急に應ずるため左記道路線を完成し、現在貴会社の車輛運転に便し、併せて交通の利便に資する必要ありと存候に付、不日設置相成るべき市区改正委員会に左記の通り事業施行案を提出致度候条、費用負担方御承諾相成候様御取計相成度候。

一、中区千早町四丁目(官設鉄道中央本線西側)より同区矢場町五ノ切に於て仮定県道東築地街道に接続する間延長七百三十五間、幅員十一間の道路を開設す。

右工事三十五万七千七百三十四圓五十匁也。

一、総係費三万一千六百五十四圓五十匁也。

合計三十八万三千三百八十二圓也

此三分の一 金十二万七千七百九十四圓也 貴会社分担額

但大正八年度内に納付を要す。

会社側よりの回答(大正七年十一月十二日)
名古屋市長 佐藤孝三郎宛)

本年十月二十八日付号外第二号を以て御照会を蒙り候、中区千早町四丁目(官設中央線西側)より同区矢場町五ノ切に於て仮定県道東築地街道に接続する区間延長七百三十五間、幅員十一間の道路開設工費金三十八万三千三百八十二圓の内、十二万七千七百九十四圓を当会社分担(複線電気鉄道敷設のため)の儀は、謹で承諾仕候も右は場所柄往々は東部の発展に伴ひ乗客一時に殺倒する場合多々有之、道路上に於て其整理を為すこととは事実困難なるのみならず、時に一種の危険相伴ひ其筋に於ても取締上困却致し居られ候事は市内大津町線に於て炳かなる事例有之、殊に葬儀の輸送等際会致候場合に於ては一層の困難を來たし、到底其整理不可能なる儀と被存候間、右の備に應ずるため、矢場町五ノ切なる終点に於て幅十間以上、長三十五間以上の線路引込用地を本件道路設計中に計上相成度右御答旁々得貴意候。

敬具

尾張電気軌道株式会社取締役社長 江口理三郎

第二項 都市計画特別税の賦課

次に都市計画特別税総額についてみれば、当初予算において百二十二万六千二百六十七円七十銭を計上されている、これが算出基礎は、およそ左記の内容によつて明かである。

特別税賦課調査

税目	標準額	大正八年度		大正十年度	
		課率	税額	課率	税額
地租割(宅地)	三、五七、三二二・〇〇〇	一、九九厘	六、七五九・〇〇〇	十、七五厘	三、七、〇六・一八〇
国税營業税割	八、六八、五〇〇・〇〇〇 九年度以降 七、二、四五六・九〇〇	二、五六厘	三三、三六三・〇〇〇	十四、五五厘	一、〇八、一〇三・一〇〇
家屋税	三、三三、八三三・〇〇〇	六、三二厘	一七、〇九五・六〇〇	三十四、四七厘	九六、四九九・八三〇
營業税	九、四三、〇〇〇	六、三二厘	九〇、八三三・六〇〇	四十、四七厘	一、三三、三九三・〇〇〇
雜種税	一、六、四、七三〇 九年度以降 三、〇〇、四三〇・五三〇	六、三二厘	五、七五五・六〇〇	三十四、四七厘	三三、四六六・六〇〇
計	一		三、五〇、一六六・九四〇		一、三三、七三三・六八〇

〔備考〕 (1) 国税營業税割の標準は大正八年度に限り自然増収追加標準額を包含す。(2) 雜種税の標準額は、大正八年度に限り三月一日以降を掲ぐ。

しかし右はあくまで予算編成当時における大体の見込額であつて、実際賦課徴収したる実績は左の示表どおり、その総額二百万八千余円である、このうち大正十四年度分は五大幹線道路事業費のみに要したものでない。矢張り都市計画事業覚王山線街路拡築費や、中川運河開鑿事業費等にも充当せる分をふくまれているのである。

特別税賦課年度別

税目	大正八年度	大正十年度	大正十二年度	大正十四年度
	同九年度	同十一年度	同十三年度	計
地租割(宅地)	六、七六、六四〇 三三、九七、七一〇	一九、〇四、四四〇 一	二、一六、八五〇 一	五、二六、〇八〇 一三、三三、七〇〇
国税營業税	三、九六五、八四〇 一六、五四二、八〇〇	九、二九八、三三〇 一	六、三六、六六〇 一	三〇七、一九、六二〇 六、九八、八九三、六六〇
家屋税	一七、三三、六六〇 七九、三〇、三〇〇	五、四七、八八〇 四、九九、四四〇	三〇、四、九一〇 一	一六、〇九、七一〇 三六、一八、九、六六〇
營業税	六、七、七、四九〇 三六、四〇、七九〇	二五、九、五、四四〇 一七、三、七、五〇〇	七、六六、三三〇 一	三六、一、五、六六〇 一一、九、五、〇三〇
雑種税	八、三〇、六一〇 二九、三三、八〇〇	一三、五、六、二八〇 八六、〇九、三三〇	一 六、四、三六、八〇〇	三、九四、七、〇、四四〇 七六、四、四、二一〇
計	六、一、四、五、三、四四〇 四、四、七、〇、三、三三〇	一一〇、一、七、五、五〇 二、三、三、四、〇、〇、七〇	一八、三、四、三、三、五〇 一	八、一〇、七、七、元〇 二、〇〇、四、六、〇、〇〇

前掲各税に対する賦課率を順次掲ぐれば左のとおりである。

大正八年 市改正費に充當特別税賦課
第百二十三号

徴収の件………(大正九年二月二十一日市会修正可決)

一、地租割 宅地々租 一円に付 金七錢五厘

大正九年三月一日現在に賦課し、その徴収期限は同年三月五日より同月三十一日限とす。

一、国税營業割 国税營業税 一円に付 金十錢二厘

大正八年国税營業税納税義務者に賦課し、その徴収期限は大正九年三月五日より同月三十一日限とす。

一、家屋税 県税家屋税 一円に付(追加に係る) 金二十四錢

大正九年三月一日現在の家屋所有者に賦課し、その徴収期限は同年三月五日より同月三十一日限とす。

一、營業税 県税營業税 一円に付 金二十四錢

大正九年三月一日現在に賦課し、その徴収期限は同年三月五日より同月三十一日限とす。但三月一日以降に於ける県税の隨時賦課に対しては

本税賦課期毎に賦課し、その徴収期限は本税の徴収期限に同じ。

一、雜種税 県税雜種税 一円に付 金二十四錢

大正九年三月一日現在に賦課し、その徴収期限は同年三月五日より同月三十一日限とす。但三月一日以降に於ける県税の隨時賦課に対しては

本税徴収期毎に賦課し、その徴収期限は本税の徴収期限に同じ。

大正九年 大正九年度都市計画費充當特
第五十七号

別税賦課徴収の件………(大正九年三月三十日
市会可決)

一、地租割 地租 一円に付 金九錢

大正九年七月一日及大正十年一月一日を賦課期日とし同日現在の地租額に賦課率の半額宛を賦課す、その徴収期限は地租賦課税に同じ。

一、国税營業稅割 国税營業稅 一円に付 金十二錢三厘

大正九年国稅營業稅納稅義務者に賦課し、その徵收期限は本稅に同じ。

一、家屋稅 県稅家屋稅 一円に付 金二十九錢二厘

本稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

一、營業稅 県稅營業稅 一円に付 金二十九錢二厘

本稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

一、雜種稅 県稅雜種稅 一円に付 金二十九錢二厘

本稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

大正十年 大正十年度都市計畫特別稅賦
第二十四号 課徵收の件……………(大正十年二月二十五日
市会可決)

一、家屋稅 県稅家屋稅 一円に付 金十四錢二厘

県稅家屋稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

一、營業稅 県稅營業稅 一円に付 金十九錢七厘

県稅營業稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

一、雜種稅 県稅雜種稅 一円に付 金十九錢七厘

県稅雜種稅納稅義務者に賦課す、その賦課期日及徵收期限は本稅に同じ。

大正十一年 都市計畫特別稅賦課徵收
第二十四号 の件……………(大正十年二月二十八日
市会可決)

一、地租割 地 租 一円に付 金三銭三厘

大正十一年七月一日及大正十二年一月一日を賦課期日とし、同日現在の地租額に賦課率の半額宛を賦課す、その徴収期限は地租附加税に同じ。

一、国税営業税割 国税営業税 一円に付 金四銭五厘

大正十一年国税営業税納税義務者に賦課す、その徴収期限の国税営業税附加税に同じ。

一、家屋税 県税家屋税 一円に付 金十銭五厘

県税家屋税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、営業税 県税営業税 一円に付 金十銭五厘

県税営業税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、雑種税 県税雑種税 一円に付 金十銭五厘

県税雑種税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

大正十三年 都市計画費特別税賦課徴
第三十四号

取の件……………(大正十三年三月十四日
市会可決)

一、地租割 地 租 一円に付 金二銭一厘

地租税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は地租附加税に同じ。

一、国税営業税 国税営業税 一円に付 金三銭八厘

国税営業税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、家屋税 県税家屋税 一円に付 金六銭八厘

県税家屋税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、營業 税 県税營業税 一円に付 金六錢八厘

県税營業税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、雜 種 税 県税雜種税 一円に付 金六錢八厘

県税雜種税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

大正十四年都市計画費特別税賦課徴
收の件……………
(大正十四年三月二十三日
市会可決)

一、地 租 劃 地 租 一円に付 金九錢二厘

地租納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は地租附加税に同じ。

一、国 税 營業 税 劃 国 税 營業 税 一円に付 金十六錢三厘

国稅營業税納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、家 屋 税 県 税 家 屋 税 一円に付 金二十九錢六厘

県稅家屋稅納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、營 業 税 県 税 營 業 税 一円に付 金二十九錢六厘

県稅營業稅納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

一、雜 種 税 県 税 雜 種 税 一円に付 金二十九錢六厘

県稅雜種稅納税義務者に賦課す、その賦課期日及徴収期限は本税に同じ。

以上のごとく賦課徴収したのであるが、大正十二年度には特別税の賦課徴収なく、また大正十年八月二十二日に本市域に編入せる隣接十六箇町村の新市部に対し、大正十年度に限り特別税を免

税することになり、左のとおり市会の議決をもとめたのである。

大正十年都市計画費特別税を市の一部
 第百二十号

に対し賦課せざるの件：(大正十年八月二十日
 市会可決)

大正十年度名古屋都市計画費に充当すべき特別税は、大正十年八月二十二日より編入せらるべき町村に対し之を賦課せず。

ちなみに被編入町村左のごとし。

愛知郡中村・愛知町・八幡村・常磐村・荒子村・小碓村・呼続町・笠寺村・御器所村・千種町・東山村・西春日井郡清水町・杉村・六郷村・金城村・枇杷島町(以上十六箇町村)

市民の諸税負担額

名古屋市政の膨脹に伴い、市民の負担額がしばしば問題となつたが、当時市当局調査による名古屋市内住民の負担する諸税負担総額をみよう。

大正元年度は国税二百五十八万四千八百九十圓・県税五十四万七千三百四十一圓・市税百三万一千三百七十九圓・計四百六十六万三千六百十六圓であつたが、大正六年度は国税五百六十五万七千九百九十圓・県税八十万一千九百七十七圓・市税百三十六万二千二百二十四圓・計七百八十一万四千七百八十九圓に上り、更に大正十年度に至つて国税一千五百二十七万五千七百三十四圓・県税二百八十七万六千五百二十四圓・市税三百七十七万五千九百四十四圓・計二千五百九十二万八千二百二十四圓を算し、これを戸口に対する平均額について見るに、国税は一戸当平均百十六圓七錢・一人当平均二十四圓四錢・県税は一戸当平均二十一圓八錢五錢・一人当平均四圓五錢・市税は一戸当平均二十八圓六錢九錢・一人当平均五圓九錢六錢となり、大正元年度に比し、国税は一戸平均八十八圓八十三錢・一人平均十三圓四錢五錢、大正六年度に比し、国税は一戸平均五十七圓四十一錢・一人平均十圓六錢六錢、県税は一戸平均十三圓五錢三錢・市税は一戸平均十四圓五十六錢・一人平均三圓七十二錢の各増加を示している。

第五章 予算および決算

第一節 路線別予算と年度割の変更

最初の路線別市区改正費

巨費を投じた市区改正事業の五大幹線道路は既述の財源によつて出来あがつた訳であるが、本事業に関する予算についても触れなければならぬ。ここにいうところの予算とは、その継続年期および支出方法のことである。まず順序として当初予算を尋ねてみるが、諸種の事情により屢々財政計画の変更に伴い数次の更正や年度割変更を行つてゐる。最初における経費総額四百十五万六千二百二十二円を計上したが、市区改正委員会において四百五十五万五千余円に増額修正した。しかるにその後財界の変動は激しく諸物価昂騰のため、既定予算をもつてしては到底事業の遂行至難となつたので、八百二十三万四千八百三十四円八十八銭に更正することになり、大正八年十二月八日の市会に提案した。市会は大正九年二月二十一日に至つて八百二十八万六千九百十四円三銭に増額修正議決したのが、本決まりの五大幹線事業の確定予算であつた。この概要を抄録すれば左のごとくである。

最初の市区改正費概要

第一号線改正費 金二百七万八千四百二十二円（道路延長千九十八間・幅員十八間）

内 訳

金百七万四千四百五十円 土地買収代(用地約一万六千三百四十二坪・坪平均六十五円五十

銭余)

金五十万五千四百円 物件移転料(用地坪平均三十円九十二銭余)

金八万七千七百五十一円 道路築造費(面積一万九千七百六十四坪・面坪平均四円四十三

銭余)

金二万八千三十三円 下水工事費

金三十八万五千七百八十八円 橋梁費三箇所

第二号線改正費 金五十八万七千二百二十八円(道路延長八百七十二間・幅員十一間)

内 訳

金三十六万六千七百二十円 土地買収代(用地約九千六十八坪・坪平均四十円)

金十九万五千十六円 物件移転料(用地平均二十一円二十七銭余)

金二万五千四百九十二円 道路築造費(面積九千五百九十二坪・面坪平均二円六十銭余)

第三号線改正費 金三十五万七千七百二十七円(道路延長七百三十五間・幅員十一間)

内 訳

金二十四万五千四百四十円 土地買収代(用地約七千六百七十坪・坪平均三十二円)

金七万六千七百円 物件移転料(用地坪平均十円)

金二万二百十二円 道路築造費(面積八千八十五坪・面坪平均二円五十銭)

金九千三百七十五円 橋梁費一箇所

第四号線改正費 金九万七千八百一円(道路延長百七十四間・幅員十二間)

内 訳

金五万九千九百九十二円 土地買収代(用地約二千百十四坪・坪平均二十八円)

金三万三千八百二十四円 物件移転料(用地坪平均十六円)

金四千七百八十五円 道路築造費(面積千九百十四坪・面坪平均二円五十銭)

第五号線改正費 金五十八万九千九百二十五円(道路延長五百七十間・幅員十三間)

内 訳

金三十三万六千円 土地買収代(用地約五千六百坪・坪平均四十円)

金二十二万四千円 物件移転料(用地坪平均四十円)

金一万八千五百二十五円 道路築造費(面積七千四百十坪・面坪平均二円五十銭)

金一万一千四百円 下水工事費

事業費概要

一金八百二十八万六千九百十四円三銭

内 訳

金三百八十五万七千三十二円

金二百六万七千三百八円

金十九万八千六百六十四円五十銭

金五万一千二百六十三円

土地買収費

地上物件移転料

道路築造費

下水道工事費

金五十九万二千七百四十四円五十銭

橋 梁 費

金百五十二万四百二円三銭

諸 費 及 予 備 費

用地買収予算および土地価格調

市会決議額が市区改正委員会議定額に比し、約三百七十三万円の増差を示しているのは、主として土地買収費および地上物件移転補償見込額の増加であつた。

試みに大正七年十月本事業予算編成を了し、これを市区改正委員会に提出せる各路線ごとの関係土地の売買価格と、同八年十一月予算再調当時のそれとを名古屋区裁判所における登記価格について比較調査すれば、その平均増加率は左のとおりである。

第一号線において十割四分一厘、第二号線において八割二分四厘、第三号線において十割五分六厘、第四号線において六割五分七厘、第五号線において六割四分五厘、五路総平均において実に八割四分八厘という増加率を示している。

もつとも登記済価格と実際の市価との間に大きな相違あることは世間周知の事実とされていゝる。さりながらその当時登記価格において幾分時価に接近せしむる方針をとつていたといわれていたが、なお時価の七掛を多く支出せざるを得ぬ状況であつたという。されば実際の市価の昂騰はこの程度以上であつたので、本市が当該予算更正に平均単価を引上げざるを得なかつた結果、前記のごとく予算の増額を示したことが充分窺知される。そしてその増額の著しき地上物件移転費において土地価格の増率を斟酌して、約十割弱を高めて採算している。参考資料として土地価格増加歩合、各路線別土地価格等を掲ぐれば左のとおりである。

土地価格増加歩合表

区 分	算 単		増 歩 合	登記簿の増歩合	摘 要
	大正七年十月 (予算編成当時)	大正八年十一月 (予算編成当時)			
第一号線	六五 _円	一一八 _円	八、一〇	一〇、四一	
第二号線	四〇	七二	八、〇〇	八、二四	
第三号線	三二	六四	一〇、〇〇	一〇、五六	
第四号線	二八	五〇	七、八五	六、五七	
第五号線	六〇	一二〇	一〇、〇〇	六、四五	
平均	—	—	八、七九	八、四四	

路線別関係町土地価格調

区 分	町 名	大正七年十月現在		大正八年十一月現在		差引坪当増価格	坪当増加歩合
		—	—	—	—		
第一号線	裏門前町	八〇 _円	—	一八〇 _円	—	一〇〇 _円	一二、五〇
	門前町	八〇	—	一五〇	—	七〇	八、七五
	西脇町	二五	—	五〇	—	二五	一〇、〇〇
	平均	—	—	—	—	—	一〇、四一
	—	—	—	—	—	—	—

第三号線							第二号線								
平	松	老	千	西	宮	矢	平	新	松	東	鶴	東	丸	西	大
均	元	松	早	川	前	場	均	栄	枝	陽	舞	瓦	田	瓦	池
	町	町	町	端	町	町		町	町	町	町	町	町	町	町
	三三	二六	一六	二二	一八	三二		六〇	五〇	四〇	二四	二四	四五	二八	三三
	三五	六〇	三五	三七	三五	一〇〇		九〇	四〇	五〇	八〇	五〇	六〇	四〇	五五
	三	三四	一九	一五	一七	六八		三〇	二〇	一〇	五六	二六	一五	一二	一二
一〇、五六	、九三	一三、〇七	一一、八七	六、八一	九、四四	二一、二五	八、二四	五、〇〇	一〇、〇〇	二、五〇	一三、三三	一〇、八三	三、三三	四、二八	六、六六

第五号線						第四号線			
神	宮	大	梅	朝	平	上	千	菊	平
葉	町	津	核	日	均	島	歳	井	均
町	町	町	町	町		町	町	町	
五八	一〇〇	八〇	四五	八〇		一八	一八	一八	
一〇〇	一五〇	一二八	八〇	一三〇		二一	二三	三〇	
四二	五〇	四八	三五	五〇		三五	一五	一五	
七、二四	五、〇〇	六、〇〇	七、七七	六、二五	六、四五	六、五七	一、四〇	八、三三	一〇、〇〇

〔備考〕 本表は名古屋区裁判所における登記簿価格によつたものである。

大正八年 自大正八年度市区改正費継続年期
 第百十九号 至 十一年度
 支出方法……………(大正九年二月二十一日
 市会修正可決)

一、金八百二十三万四千八百三十四円八十八銭(修正額八百二十八万六千九百四十四円三銭)

内 訳

金百八十九万四千十三円十七銭(修正額百九十万五千八百四十四円五十八銭)

大正八年度支出額

金百九十七万六千三百六十一円五十七銭（修正額百九十八万九千九百九十四円二十一銭） 大正九年度支出額
 金二百二十二万三千四百一円七十六銭（修正額二百二十三万五千八百二十一円八十六銭） 大正十年度支出額
 金二百十四万一千五十八円三十八銭（修正額二百十五万五千二百五十三円三十八銭） 大正十一年度支出額

右市区改正費は四箇年度継続として前記のごとく各年度に割合い之を支出するものとす。

屢次に亘る財政計画の更正

次に更正予算をみれば大正十二年二月の予算市会に第一次更正予算の議決をもとめたのは、当初予算の決議が遅延したなどで、その年度内に着工出来ず、一箇年延長のやむなきに至つたのである。他方政府において道路公債を発行し、これによつて本市の市区改正事業費（審附額を除く）に対し三分の一、二百七十六万二千三百四円の補助を、大正九年度より同二十年（昭和六年度）にわたり交付せられることとなつた。従つて事業執行年度に交付せられる国庫補助を本事業費財源に組入れをなす必要を生じた。また既述のごとく本市において名古屋電気鉄道株式会社より市内線を買収してこれを市営としたる結果、該会社よりのいわゆる寄附金（分担金）が自然消滅の欠陥となつたかわり本市特別経済電気軌道事業経済より相当額繰入れるの必要を生じたからである。その更正財政計画を掲ぐれば左のとおりであつた。

(一) 財政計画の更正
 収入

年次	国庫補助	市債	繰入金	雑収入	特別税	計
自大正八年度 至大正十二年度	五、三三〇、〇〇〇 円	五、六四〇、〇〇〇 円	六、八六六、二五〇 円	九、一八一、〇〇〇 円	九、七六三、五〇〇 円	八、八六八、八五〇 円

支出

年次	道路橋梁費	公債費	雑支出	諸費	予備費	計
自大正八年度 至大正十二年度	六、七六六、五二〇.〇〇〇 円	八、七三三、三五〇.〇〇〇 円	五、三七八.八六〇 円	六、三、七四四、六六〇 円	三、三二一、八〇〇.〇〇〇 円	八、三六六、七四四、〇〇〇 円

次に事業執行年度割変更に関する内閣の公告を掲ぐれば左のごとし。

官報第三千百五十二号（大正十二年二月五日公告）

左記名古屋都市計画事業執行年度割変更の件認可す。

大正十二年二月五日

内閣総理大臣 加藤友三郎

記

名古屋都市計画事業街路新設及拡築は大正八年度より同十二年度に至る五箇年度に継続執行することに更め、其年度割左の通り改む。

大正九年度……一割八分 大正十年度……二割六分

大正十一年度……二割五分 大正十二年度……二割一分

しかるに事業は第四号線をのぞき各路線とも用地買収や地上物件移転問題が屢々暗礁に乗りあげるなど、工程進捗せず意外な狂いを生じ、大正十三年三月再び財政計画を左のとおり変更をなすに至つたのである。

(二) 財政計画の更正

収入

年次	国庫補助	市債	繰入金	雑収入	特別税	計
自大正八年度 至大正十三年度	722,100.000 ^円	5,480,000.000 ^円	2,520,000.000 ^円	1,020,000.000 ^円	1,100,500.000 ^円	8,843,600.000 ^円

支出

年次	道路橋梁費	公債費	雑支出	諸費	予備費	計
自大正八年度 至大正十三年度	6,918,050.000 ^円	1,350,550.000 ^円	5,370.000 ^円	36,800.000 ^円	32,100.000 ^円	8,843,650.000 ^円

右事業執行年度割変更に対する内閣の認可は左のとおり公告されたのである。

官報第三千四百七十八号(大正十三年三月三十一日公告)

左記名古屋都市計画事業執行年度割変更の件認可す。

大正十三年三月三十一日

内閣総理大臣 清 浦 奎 吾

記

- 大正九年度……一割七分
- 大正十年度……一割四分
- 大正十一年度……一割四分
- 大正十二年度……三割四分
- 大正十三年度……一割一分

こうして大正十三年度において全部の竣工をみるべき筈であつたが、屢記の東郊連絡線街路新設を追加したため、またまた財政計画を左のごとく変更をみたのである。

収入

年次	国庫補助	市債	繰入金	雑収入	特別税	計
自大正八年度 至大正十三年度	一、三九、一〇〇・〇〇〇 ^円	五、八四〇、〇〇〇・〇〇〇 ^円	九四三、二七〇・〇〇〇 ^円	一、五八、六六四・八三〇 ^円	一、八〇、七五七・二一〇 ^円	九、四四九、八五四・〇〇〇 ^円

支出

年次	道路橋梁費	公債費	雑支出	諸費	予備費	計
自大正八年度 至大正十三年度	七、二九、四九七・八一〇 ^円	一、八四〇、四三七・〇〇〇 ^円	四、五五七・九一〇 ^円	三、六六三・九一〇 ^円	一、〇六七、三三八〇 ^円	九、四四九、八五四・〇〇〇 ^円

そしてこの事業執行年度割変更に対する内閣の公告は左のごとし。

官報第三千六百三十七号(大正十三年十月六日公告)

名古屋都市計画街路の新設及拡張事業執行年度割左の通り更む。

大正十三年十月六日

内閣総理大臣 加藤 高明

- 大正九年度……約一割六分
- 大正十年度……約二割三分
- 大正十一年度……約一割三分
- 大正十二年度……約二割六分
- 大正十三年度……約二割二分

またまた年度割の変更

しかるに追加事業の東郊連絡線街路の用地買収難に陥ち、到底その年度内において工事完了の見込なきに至った。そこで継続年期を大正十四年度まで、一箇年延長することとなり、同十四年三

月二十七日年度割を変更し、申請どおり内閣の認可を得たのであるが、財政計画による総額九百四十四万九千八百五十二円にして、前計画による総額と同一であつたのである。

官報第三千七百七十九号（大正十四年三月三十一日公告）

名古屋都市計画事業執行年度割変更の件認可す。

大正十四年三月三十一日

内閣総理大臣 加藤高明

記

大正九年度……約一割七分	大正十年度……約二割四分
大正十一年度……約一割四分	大正十二年度……約二割七分
大正十三年度……約一割六分	大正十四年度……約二分

以上のごとく予算更正をなすこと三回におよんでいる。これが市会関係をみれば第一次更正予算は大正十二年二月二十八日可決（前二十九年号）し、年度割を大正十二年度までに変更。第二次更正予算は同十三年三月十四日可決（前三十一年号）年度割を大正十三年度までに変更。第三次更正予算は同十四年三月二十五日可決（前三十六号）し、大正十四年度までに変更した。この変更を一括表示すれば左のとおり明瞭にその経過を知ることが出来る。

更正予算表

収入

科	目(教目)	一	当初分	第一次更正分	第二次更正分	第三次更正分	摘要
---	-------	---	-----	--------	--------	--------	----

一、繰入金	一、三、七、四、〇、三、〇 ^甲	八、八、三、七、一、〇、〇	九、四、三、七、一、〇、〇 ^甲	九、四、三、七、一、〇、〇 ^甲	当初分は民営の電気軌道経営者密附金として整理せしむるの後科目更正す
一、電気軌道事業費より繰入	一、三、七、四、〇、三、〇	八、八、三、七、一、〇、〇	九、四、三、七、一、〇、〇	九、四、三、七、一、〇、〇	
二、繰越金	二、四、四、九、五、〇	—	—	—	
一、繰越金	二、四、四、九、五、〇	—	—	—	
三、雑収入	七、四、八、三、〇	九、〇、六、一、四、三、〇	三、〇、六、四、八、三、〇	一、六、六、四、八、三、〇	
一、雑入	—	六、三、五、三、三、〇	九、六、三、五、三、三、〇	三、一、二、七、七、〇	
二、過年度収入	七、四、八、三、〇	三、六、二、六、〇、〇	三、四、二、六、六、三、〇	三、五、三、八、七、三、〇	
四、市債	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	
一、市債	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	五、八、四、〇、〇、〇、〇	
五、特別税	一、三、〇、六、六、三、〇、〇	九、七、二、三、三、〇、〇	一、八、〇、五、七、三、一、〇	一、八、〇、五、七、三、一、〇	
一、特別税	一、三、〇、六、六、三、〇、〇	九、七、二、三、三、〇、〇	一、八、〇、五、七、三、一、〇	一、八、〇、五、七、三、一、〇	
六、国庫補助金	—	五、三、〇、〇、〇、〇、〇	七、七、一、〇、〇、〇、〇	一、三、三、二、〇、〇、〇、〇	
一、国庫補助金	—	五、三、〇、〇、〇、〇、〇	七、七、一、〇、〇、〇、〇	一、三、三、二、〇、〇、〇、〇	
合計	八、三、〇、〇、二、七、三、一、〇	八、三、八、八、八、三、六、〇	八、六、七、八、八、三、〇、〇	九、〇、四、九、八、五、三、〇、〇	

支出

科目(款目)	当初分	第一次更正分	第二次更正分	第三次更正分	摘要
一、都市計画費	七、四六八、六六九、四七〇 ^甲	七、四〇九、〇六六、三三〇 ^甲	七、六六八、八六六、九六〇 ^甲	七、五三三、六七七、七七〇 ^甲	当初分は市区改正費なり
一、給料	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一八、一九四、五七〇	一六〇、〇四五、九〇〇	一五九、三九一、三七〇	
二、雑給	一九四、三〇六、七九〇	九七、七六六、六八〇	一三五、四四三、二一〇	一四四、八八二、三三〇	
三、需用費	五三、九九九、六六〇	三六、三〇三、三六〇	六二、六三六、六六〇	六一、八七八、九八〇	
四、庁舎補修費	—	三、〇〇〇、〇〇〇	一九、九九四、九一〇	一九、九九四、九一〇	
五、道路橋梁費	六、六六五、二〇〇〇	六、七六六、五二一、〇〇〇	六、九一八、〇〇〇、七九〇	七、一四七、一九九、七七〇	
六、自動車庫及運転手詰所新築費	—	—	八〇〇、〇〇〇	七三、七七〇	
一、公債費	八八、三五五、五〇〇	八七三、三三三、五〇〇	一、三五四、五五二、五〇〇	一、三九六、六六八、〇七〇	
一、元金償還	—	—	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	
二、利子	七、五五五、四七、三三〇	八、三六七、〇〇〇	一、三六六、六六一、〇〇〇	一、三二九、三二九、五五〇	
三、諸雑費	五二、六八六、三〇〇	五九、六六八、五〇〇	三七、九一五、五〇〇	三七、五八六、五〇〇	
三、雑支出	—	—	—	—	
一、過年度支出及還付金	—	—	五、三三七、八六〇	四、五五七、九八〇	
四、予備費	三五五、〇〇〇、〇〇〇	三六一、〇〇〇、〇〇〇	三二九、〇〇〇、七〇〇	八四、六五九、三三〇	当初は市区改正費中の事項に属す
一、予備費	三五五、〇〇〇、〇〇〇	三六一、〇〇〇、〇〇〇	三二九、〇〇〇、七〇〇	八四、六五九、三三〇	
合 計	八、二六六、九四一、三三〇	八、二八八、六四四、〇三〇	八、八七三、八五三、〇三〇	八、九九九、八五三、〇三〇	

大正十年二月二十八日継続年期延長並に支出方法変更の際増		一、八五〇、〇〇〇				一、八五〇、〇〇〇
大正十三年三月十四日継続年期延長並に支出方法変更の際増				五五〇、〇〇〇		五五〇、〇〇〇
大正十四年三月二十五日継続年期延長並に支出方法変更の際増					一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
計	八、三六六、二四〇・〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇		八、九六六、二四〇・〇〇〇

【備考】 (1)千八百五十円の増加は特別税に対する過年度過設納金の予算追加したるによる。(2)五十八万五千八百九十円の増加は工事費において十二万五千円、公債関係において四十六万八千九百九十円を要するに至つたのによる。(3)十二万六千円の増加は土地収用審査会裁決増額八万六千円および公債償還に四万円を要したるもの。

第二節 事業費の決算

七箇年度の事業費決算

本節において事業完成までの七箇年度間の歳入歳出の決算表を調製して左に掲載するが、大正十四年度に歳入の無いのは、東郊連絡線追加事業に伴い継続年期を延長せる結果、大正八年度より大正十二年度に至る繰越金をもつて事業費に充てた関係であり、剰余金については後行において説明するがごとく処理されている。

自大正八年度
至十四年度 名古屋都市計画第一期事業費歳入歳出決算表

歳入

科目	予算総額	各年度				別	計
一、国庫補助金	一、三三九、一〇〇、〇〇〇 _円	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度 _円	一、二九九、一〇〇、〇〇〇 _円	
二、市債	五、八四〇、〇〇〇、〇〇〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	五、八四〇、〇〇〇、〇〇〇	
三、繰入金 (電軌軌道事業) (費上り繰入金)	九四三、二七一、〇〇〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	九四三、二七一、〇〇〇	
四、雑収入	一、五九、九六四、八三〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	一、八八九、八〇五、四二〇	
五、過年度収入	三、七、六七、二五〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	三、七、〇〇九、五二〇	
六、特別税	一、一八八、五七、三三〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	一、一八八、〇三八、七七〇	

歳出

合 計	九、四四九、八五五・〇〇〇	大正八年度 六、四四八、五〇〇	大正十年度 三、四七九、六八〇	大正十二年度 三、八四三、二二〇	大正十四年度	九、三九〇、二二五・ 一九〇
	九、四四九、八五五・〇〇〇	九年度 一、九〇〇、八八八・四六〇	十一年度 三、三三三、九三二・八八〇	十三年度 五、〇三三、七四四・五五〇		

科 目	予算総額	各 年 度					別	計
一、都市計画費	七、五三三、九七七・七七〇	大正八年度 四、四四三、三〇〇	大正十年度 二、九三三、八三三・四四〇	大正十二年度 三、〇八八、九六六・六〇〇	大正十四年度 三、〇三三、三三三・三三〇		七、五二七、八一四・ 一三〇	
		九年度 一、一五〇、三九一・四四〇	十一年度 一、〇〇一、六四四・三七〇	十三年度 八、五三三、〇三〇				
二、雑 給	一、四八三、三三〇	大正八年度 一、二六七、五〇〇	大正十年度 三、〇〇三、二九〇	大正十二年度 元、〇四八・五〇〇	大正十四年度 一、一〇一、七四〇		一、二七、一七二・ 七五〇	
		九年度 一、六四八、四四〇	十一年度 三、四三三、三三〇	十三年度 三、〇五三、一三〇				
三、需用費	三、八六六、九九〇	大正八年度 二、七三三、〇〇〇	大正十年度 六、〇〇三、六六〇	大正十二年度 四、五七三、三六〇	大正十四年度 一、〇六六、六六〇		四、五、二五四・二六〇	
		九年度 一、〇、五七七・九五〇	十一年度 四、八〇〇、五八〇	十三年度 一、八六六、四六〇				
四、庁舎補修費	一九、九九四、九一〇	大正八年度 一、九一四、九一〇	大正十年度 一、九一四、九一〇	大正十二年度 一、九一四、九一〇	大正十四年度		一九、九九四、九一〇	
		九年度	十一年度	十三年度				

五、道路橋梁費	七、四七、一九、五七〇	大正八年度 九年度 一、四三、〇八、〇〇〇	大正十年度 一、八五七、三三、四〇〇 十一年度 九、〇六、〇三〇	大正十二年度 一、九〇、〇五、八〇〇 十三年度 七、四、一四、三九〇	大正十四年度 一〇、七、五五、四六〇	七、一七五、八〇一、 二七〇
六、公債費	一、三六、六八、〇七〇	大正八年度 九年度 一、九、五四、〇〇〇	大正十年度 三、四、五九、四五〇 十一年度 三、六、八四、六〇〇	大正十二年度 三、九、五五、五〇〇 十三年度 五、〇〇、〇八、六四〇	大正十四年度	一、三九六、五九七、 七一〇
七、雑支出	四、五七、九六〇	大正八年度 九年度 一、四、三、二一〇	大正十年度 二、〇四、七五〇 十一年度 六、六、二七〇	大正十二年度 八、〇〇、二一〇 十三年度 七、五、二一〇	大正十四年度 一、五五、七五〇	五、三八五、九九〇
八、予備費	八四、六九、三二〇	大正八年度 九年度	大正十年度 十一年度	大正十二年度 十三年度	大正十四年度	
合計	八、九二九、八五、〇三〇	大正八年度 九年度 一、三三、三九四、〇〇〇	大正十年度 三、一、四〇、四八、〇四〇 十一年度 一、三、六五、一八、五五〇	大正十二年度 三、四、元、二、八五、三〇〇 十三年度 一、三、六、六、五、八六〇	大正十四年度 三、二、一、八、六、一、四〇〇	八、九二九、七五七、 八三〇

七箇年間の実行予算

次に前掲の決算に依拠するところの実行予算の市会決議をとりまとめ、一覽的に掲ぐれば左のごとし。

各年度の予算決議表

議案番号	件名	市会提出年月日	市会議決年月日	摘要
大正八年第一二一號	大正八年度名古屋市区改正費歳入歳出 予算	大正 八・一二・ 八	大正 九・ 三・二一	予算総額一、九一〇、 四六五四二〇 匁
九年第五六號	大正九年度名古屋市都市計画費歳入歳 出予算	九・ 三・ 九	九・ 三・三一	予算総額一、九九〇、 四七一四七六 匁
九年第一〇八號	大正九年度名古屋市都市計画費歳入歳 出追加予算	九・ 八・二八	九・ 九・二九	追加額七〇〇 匁
十年第二三號	大正十年度名古屋市都市計画費歳入歳 出予算	一〇・ 一・ 七	一〇・ 二・二五	予算総額二、二六五、 二四一七 匁
十年第一三五號	大正十年度名古屋市都市計画費歳入歳 出追加予算	一〇・ 九・三〇	一〇・一〇・ 八	追加額一、八五〇 匁
十一年第二三號	大正十一年度名古屋市都市計画費歳入 歳出予算	一一・ 一・ 四	一一・ 二・二八	予算総額三、一三〇、 二二五四四〇 匁
十二年第三〇號	大正十一年度名古屋市都市計画費歳入 歳出追加予算	一一・ 二・ 七	一一・ 二・二八	追加額七八五、九三八 匁
十二年第三一號	大正十二年度名古屋市都市計画費歳入 歳出予算	一二・ 二・ 七	一二・ 二・二八	予算総額一、七〇七、 九一七四 匁
十三年第三二號	大正十二年度名古屋市都市計画費歳入 歳出追加更正予算	一二・ 二・二一	一二・ 三・一四	追加額一、六八三、五 九八四九三 匁
十三年第三三號	大正十三年度名古屋市都市計画費歳入 歳出予算	一三・ 二・二一	一三・ 三・一四	予算総額九四二、三一 四四五二 匁
十四年第二二號	大正十三年度名古屋市都市計画費歳入 歳出追加更正予算	一四・ 二・二四	一四・ 三・二三	追加額一、一四八、二 一四四七〇 匁

大正十四年第七号	大正十三年度名古屋都市計画費歳入 歳出追加予算	大正一四・二・二四	大正一四・三・二三	追加額三、五八五、〇 一〇四
十四年第一〇号	大正十四年度名古屋都市計画費歳入 歳出予算	十四・二・二四	十四・三・二三	予算総額九、八六三、 八五九四
十四年第六七号	大正十三年度名古屋都市計画費歳入 歳出更正予算	十四・三・二〇	十四・三・二五	歳入変更なきも歳出一 六一、三五〇四五八 減
十四年第六八号	大正十四年度名古屋都市計画費歳入 歳出追加予算	十四・三・二〇	十四・三・二五	追加額一六一、三五〇 四五八
十四年第一四九号	大正十四年度名古屋都市計画費歳入 歳出更正予算	十四・二・二一	十四・二・二七	九五二、二五四四減

剰余金の処理内容 既掲決算表において明かであるとおり、歳入九百三十九万二百十五円十九

銭・歳出八百九十二万九千七百五十七円八十三銭・差引四十六万四千四百五十七円三十六銭の剰余金を
みることなつたので、これを左のごとく処理されている。

一、金三十五万円を大正十四年十月二十二日、地第五百四十三号承認により運河事業費に繰入す。

二、事業費残(予定支出額合計より決算支出額合計を控除せるもの)金六万八千八百五十六円およ
び収入超過金四万三百六十二円十六銭(決算収入額合計より予定収入額合計中十万円を控除
せる残額を差引せるもの)計金十萬九千二百十八円八十三銭は都市計画第二期道路事業費へ
充当す。

三、差引なお残金千二百三十八円五十三銭は、大正十四年度実行予算公債償還費計上額金三百七
十五万六千四百四十四円、この支出額三百七十五万七千六百七十八円五十三銭となるので、そ
の不足額に補填す。

第六章 特別負担金制度

第一節 受益者負担の規定

特別負担金制度の趣旨

道路法および都市計画法制定以前における道路港湾河川事業による費用の負担者は行政官庁あるいは行政庁が負担するのが従来の方法であつた。しかるに各都市とも道路港湾河川等の公共的事業施行により漸次財源の逼迫をきたし、ほかにめぼしい財源捻出の手段もなく、ここにおいて公事業により土地所有者およびその他が著しく利益をうける、この不勞所得の事実が明かとなるにおよんで、為政者が受益者負担に着手するようになった。換言すれば各種事業により不当利益があるにも拘らず、国家または行政庁のみが、その費用全部を負担することは——その財源を租税に賦課することになつて不公平きわまるともいえるわけである。とりわけ大正中期以後国費、地方費とも年々膨脹するのみで、利益ある物件にはほとんど課税せられ、新財源をもとむる途無く従つて利益あるところには、必ず公課なければならぬ原則に基き、すなわち都市計画法および道路法に受益者負担制度なるものが設けられるに至つたのである。

今日では受益者負担制度の趣旨は世間に徹底せられ、これを否認せんとするものがない。とりわけ道路改良等によりその沿道者は第一に建築線敷地造成の利益をうけ、第一に附近土地開発利用の利益をうけ、第三に地価の昂騰による利益を受くるなどその受益するところ尠くない。され

ばその受益者にその利益を受くる限度において道路新設拡築等に要する費用の一部または全部を分担せしむることは、当然のことであり、なお名古屋市の財政的方面よりこれをみるも、受益者負担金収入を事業費財源に供することは、きわめて適切な措置といえるだろう。受益者負担は道路法第三十九条および都市計画法第六条第二項にそれぞれ明記せらるるところである。従つて受益者負担規定は道路法に基くものと、都市計画法に基くものとに分けられるが、本市における都市計画事業に関する受益者負担の件は、實に大正十三年十一月八日に公布したのは、そもそもその始まりであつた。以下都市計画法による受益者負担について説明することとする。

指定の内務省令公布　すなわち都市計画法第六条第二項は「内務大臣は勅令の定むる所に依り都市計画事業に因り著しく利益を受くる者をして、その受くる利益の限度に於て前項の費用の全部または一部を負担せしむることを得」と規定し、その勅令たる「都市計画法施行令」第九条第四号は、さらにその指定を委任し、内務大臣はその委任に依り大正九年九月、實に左の省令を公布されたのである。

内務省令第二十八号（大正九年九月六日）

都市計画法施行令第九条第四号の規定に依り費用負担者指定

都市計画法施行令第九条第四号の規定に依り指定すること左の如し。但第一号期間に付ては事業着手の時より之を起算す。

一、都市計画事業として道路若くは広場の新設拡築又は路面の改良を為したる場合に於

て、その道路若くば広場の両側に於て内務大臣の定むる区劃内に在る有租地所有者、但賃権の目的たる土地に付ては賃権者十年より長き期間の定ある地上権、永小作権及賃借権の目的たる土地に付ては地上権、永小作人及賃借人。

二、前号の区劃内に在る無租地にして公用又は公共の用に供せらたるものに付ては地上権、永小作人及賃借人。

負担方法・負担区劃指定の経緯

しかし都市計画法施行令第十条「都市計画法第六条第二項の規定に依り負担せしむる費用の金額およびその負担方法に付ては関係市、町、村の意見を聴き都市計画委員会の議を経て内務大臣これを定む。」とあり、本令中いわゆる「受益者に負担せしむる費用の金額およびその負担方法」および前記省令「負担区劃」等を決定すべき内務省令の發布を要するべきであつたが、当時都市計画施行都市たる六大都市は、いずれも経済上の状況、および文化發達の程度を異にするので劃一的に省令を規定しがたき事情にあつたのである。

従つて名古屋市の実情に適應する規定を調査審議し、省令の公布方をすでに大正十二年八月十一日上申するところあり、終に内務省令第二十五号の公布をみるに至つた。その上申書は左記のとおりである。

名経発 第三百四十号 (大正十二年八月十一日)

都市計画事業費受益者負担規程の儀に

付上申……………(内務大臣 水野鎮太郎宛)

本市都市計画事業中道路の新設拡築事業に因る費用の負担に関する規程別紙の通り調査候に付ては右に依り都市計画法施行令第十条に基き受益者に負担せしむる費用の金額及其負担方法並に大正九年九月内務省令第二十八号に依る負担区劃の御指定等至急御制定相成度此段上申候也。

名古屋市長 川 崎 卓 吉

以 上

この草案の掲載を省略するが、内務省当局ではあらゆる角度から検討の上、大正十三年一月十六日付をもつて省令制定に関する原案を内示し、名古屋市長の意見を照会して来たので、本市の意のあるところを上申した。その後内務大臣は都市計画愛知地方委員会に附議した上、左に採録するとおり公布をみたのである。

内務省令第二十五号（大正十三年十一月八日）

名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担に関する件左の通り定む。

第一条 名古屋市ハ都市計画事業トシテ市長ノ執行スベキ道路若クハ広場ノ新設又ハ拡築

ニ要スル費用ニ充ツルタメ、本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負担セシムベシ。

第二条 大正九年九月内務省令第二十八号ノ区劃ハ道路ノ両側ニオイテ各ソノ境界線ヨリ

道路ノ幅員ノ七倍、広場ノ両側ニオイテ各ソノ境界線ヨリ之ニ接続スル道路幅員ノ七倍

ノ地域トス。

第三条 前条ノ区劃内ノ受益者ノ負担額ハ道路若クハ広場ノ新設ノ場合ハソノ工事費ノ十

分ノ四拡築ノ場合ハ工事費ノ十分ノ三トス。

道路拡築ノ場合ニ於テソノ拡築スベキ部分ノ平均幅員カ旧道路ノ平均幅員ノ三倍以上ナルトキハ前項ノ適用ニ関シテハ之ヲ道路新設ト看做ス。

前項ノ平均幅員ハ第四条第二項第一号ノ区分ニ之ヲ計算ス。

第四条 各受益者ノ負担金額ハ左記各号ニ依リ之ヲ定ム。

一、各路線及広場ヲ土地ノ状況ニ依リ適當ニ区分シ、ソノ区分ニ依リ第二条ノ区劃ヲ一箇又ハ數箇ノ負担区トシ、該当区分内ノ工事費ニ付ソノ区ノ負担額ヲ定ム、但橋梁費ニ付テハ別ニ負担区ヲ定ムルコトヲ得。

二、前号ノ負担区ハ利益ヲ受クル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帯トシ、各地帯ニ前号ノ負担額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス。

三、各路線若クハ広場ニ接スル地帯内ニ在リテハソノ地帯ニ配分セラレタル負担額ノ三分ノ一ヲ土地ノソノ路線若シクハ広場ニ接スル部分ノ長ニ比例シ、ソノ三分ノ二ヲ土地ノ面積ニ比例シ、ソノ他ノ地帯内ニ在リテハ、ソノ地帯ニ配分セラレタル負担額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ニ配分ス。

前項第一号ノ負担区第二号ノ地帯及率ハ市長之ヲ告示ス。

第五条 同一ノ土地ニシテ重複シテ道路若クハ広場ノ新設又ハ拡築ノ費用ヲ負担スヘキ關係ニ該当スルモノニ付テハソノ負担ノ一部ヲ免除スルコトヲ得。

第六条 河川・溝渠並行道路ソノ他土地ノ状況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ、内務大臣ハ前四条ノ規定ニ拘ラス、別ニ負担区劃及負担金額ヲ定ムルコトヲ得。

第七條 負担金ハ工事費予算額ヲ以テソノ負担区ノ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム、但工事着手後二年ヲ超エザル期間ニ於テ之ヲ分納セシムルコトヲ得。前項ノ負担金カ工事費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負担金額ニ比シ、超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス、但市長ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此限リニ在ラズ。

工事着手ノ日ハ市長之ヲ告示ス。

第八條 道路若クハ広場ノ新設拡築ニ要スル費用又ハ土地ヲ寄附シタル者ニ対シ、ソノ寄附額ノ範圍ニ於テ本令ニ依ル負担ヲ減免スルコトヲ得、市長力適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ対シテ亦同シ。

第九條 本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム。

附 則

大正八年八月名古屋市告示第六十四号ノ工事ニ付テハ本令施行日ヲ以テ工事着手ノ日ト看做ス。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

内務省令第六号（大正十四年四月六日）

大正十三年十一月内務省令第二十五号名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担ニ関スル件第六條ニ依リ負担区劃及負担金額左ノ通り定ム。

第一条 大正十三年十一月内務省令第二十五号第二条ノ負担区劃内ニ河川・運河・溝渠・鉄道等
土地ノ利用ヲ区分スベキ地物アルトキハ之ヲ以テ負担区劃ノ限界トス。

第二条 効用同等以上ト認メラルベキ並行道路カ道路ノ幅員ノ十四倍以内ノ地域ニアリタルトキハソノ道路トノ間隔ノ中央線ヲ以テ負担区劃ノ限界トス。

前条ノ規定ニ依リ負担区劃ヲ定ムベキ場合ニアリテハソノ負担区劃内ニ限り前項ノ規程ヲ適用ス。

第三条 街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハソノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線ヲ以テ道路境界線ト看做ス。

第四条 前三条ノ場合ニ於ケル一坪当負担金ハ大正十三年十一月内務省令第二十五号第二条乃至第四条ニ依ル一坪当負担金ト同額トス。

第五条 土地ノ形状著シク不整ニシテ宅地トシテ利用シ難シト認メラルモノニ付テハ、ソノ利用シ難シト認メタル部分ニ付負担ノ一部ヲ免除スルコトヲ得。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

五大幹線に負担金徴収

しかるに本令第七条分納の規定中「工事着手後二年」云々の期間は五大幹線道路受益者負担金に
関しては事実上、その予期せる立法上の恩典は僅少なるのみならず(負担額の決定遅延せるによる)
将来においてもこれを不適當と認めざるを得なかつたので、時の田阪(千助)市長より左の上申書を

内務大臣に提出し、その期間の延長を凶らんとしたのは大正十三年九月三日となつてゐる。

名経発第六十六号（大正十三年九月三日）

大正十三年十一月内務省令第二十五号中

改正の儀に付上申……………（内務大臣 若槻礼次郎宛）

大正十三年十一月内務省令第二十五号名古屋市都市計画事業道路広場新設拡張受益者負担に関する件第七条第一項但書中工事着手後「二年」とあるを「三年」と御改正相成候様致度此段及上申候也。

【理由】右但書の「工事着手後二年を超えざる期間に於て之を分納せしむることを得」とあるは、即納主義に対する例外とし特殊の事情ある義務者に対し、その利益の爲め二ヶ年の分納期間を与へんとする精神と解すべく、大正十二年八月名経発第三四〇号上申の添付せる本規定並按はこの趣旨に出でたるものなり。然るに客年十一月本令發布後大正八年八月本市告示第六四号の工事に対し之を適用すべく、その規定に基き諸般の調査測量を行ひ之が実施に努めつゝあるも、本令發布後約十ヶ月を経過せる今日今なほ徴収の準備時代を脱し得ざる実状に在り。此実績に徴するときは単に該事業関係のみに限らず、将来のものとも雖も工事着手後約一ヶ年は之を徴収準備の所要期間と見るを相当とするを以て、更に一ヶ年を延長して三ヶ年となし、以て当初の精神たる二ヶ年分納の実を完ふせんとするものなり。

こうして大正十五年一月十八日付、内務省令第一号をもつて上申どおり、受益者負担規程第七条中「二年」を「三年」に改められ、この日より施行せられたのである。

路面改良・運河事業にも実施 しかるにまた一方において既掲内務省令第二十八号中「その道路若くは広場両側」とあるのはこれが適用の上、支障あり、また本市が他に企画せる運河受益者負担に関する場合を脱漏していたので、これが修正を要することとなり、その筋へ上申した結果、左のとおり省令の改正をみたのである。

改正条項(内務省令第二十六号大正十四年十一月二十八日)

第一号中「若くば広場の新設拡築又は路面の改良を為したる場合に於てその道路若くば広場の両側」を、「広場の新設拡築若くば路面の改良又は河川、運河の新設改修を為したる場合に於てその道路、広場、河川若くば運河の附近」に改む。
公布せられ即日施行されたのである。

第二節 負担区地帯および負担率

負担区地帯および負担率設定

受益者負担に関する内務省令の公布によつて最重要問題は片付いたわけであるが、これよりさき既に名古屋市当局は五大幹線道路に関する負担金について調査研究を進めていたので、これが結了をまつて大正十四年十一月左記のとおり諸規程を公示する運びとなつた。年を關するに従つて受益者負担については関心も薄らぎつつあるうが、関係者の理解が深められ、その規定が円滑に運用せられている。しかしその当時としては劃期的制度だけに一般市民の注視をひいたのみならず、果然五大幹線沿道関係者が異議を唱え、喧噪をきわめ重大な難問題化せしめた感があつた。

名古屋市告示第百二十九号(大正十四年十一月五日)

大正十三年十一月内務省令第二十五号名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担に関する件、第四号に依り大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事および大正十三年十月官報第三千六百三十七号公告に依る追加事業の負担区、地帯および負担率を左の通

り定む。

一、負担区 各路線の負担区を左の通り分つ。

第一号線

第一負担区 自府県道名古屋桑名線(江川筋)至市道蛭子町線(金沢町筋)および同線より市道桑

名町支線第五号に延長したる線間 両側

第二負担区 自市道蛭子町線(金沢町筋)および同線より市道桑名町支線第五号に延長したる

線至国道十二号線(本町筋)間 両側

第三負担区 自国道十二号線(本町筋)至市道南大津町線間 両側

第四負担区 自市道南大津町線至市道高岳南線および東部連絡線間 両側

広場負担区 中区大池町七丁目地先広場 両側

橋 梁 (水主橋、岩井橋、記念橋)自第一負担区および広場負担区

第二号線

第一負担区 自市道公園線至市道千早線間 両側

第二負担区 自市道千早線至府県道名古屋千種停車場線(広小路筋)間 両側

広場第一負担区 東区東新町地先広場両側の内府県道名古屋千種停車場線(広小路筋)道路境

界線より奥行二十五間の区域。

広場第二負担区 東区東新町地先広場両側の内広場第一負担区境界線より以北の区域。

第三号線

第一負担区 自鉄道中央線至市道公園線間 両側

第二負担区 自市道公園線至市道南大津町線間 両側

第四号線

負担区 自国道十二号線および市道路伝馬町線支線至第一号(江川筋)菊井町間 両側

第五号線

第一負担区 自府県道名古屋千種停車場線(広小路筋)至市道蒲焼町線および同線を延長した

る間 両側

第二負担区 自市道蒲焼町線および同線を延長したる線至市道本重町間 両側

第三負担区 自市道本重町線至市道菅原町線間 両側

第四負担区 自市道菅原町線至市道片端線間 両側

広場負担区 東区南外堀町十一丁目地先広場 両側

一等大路第三類第四号路線ノ一部(東郊連絡線)

第一負担区 自第一号線広場接続地点至鉄道中央線間 両側

第二負担区 自鉄道中央線至御器所町字西浦間 両側

二、地帯

前項負担区に於ける負担区劃を新設拡築道路広場の境界線より順次左の方法に依り三個の地帯に分つ。

第一地帯 新設拡築道路広場の境界線より各道路幅員の二倍に相当する地域。

第二地帯 第一地帯の外側線より各道路幅員の二倍半に相当する地域。
第三地帯 第二地帯の外側線より各道路幅員の二倍半に相当する地域。

三、負担率

前項各地帯の負担率左の如し。

第一地帯 負担区負担額の百分の六十

第二地帯 負担区負担額の百分の二十五

第三地帯 負担区負担額の百分の十五

名古屋市告示第三百三十号（大正十四年十一月五日）

大正十三年十一月内務省令第二十五号名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担ニ関スル件第九条ニ依リ必要ナル事項左ノ通り定ム。

第一条 土地ノ位置、面積オヨビ形状ハ公簿オヨビ公簿附属図ニ依ル、但負担区オヨビ地帯ノ境界線ニ跨リタル土地ナラビニ新設拡築ノ道路オヨビ広場ニ接スル間口間数ハ実測シテ之ヲ定ム。

第二条 大正九年九月内務省令第二十八号第一号但書オヨビ同第二号ニ該当スル土地ニ付テハソノ契約面積ニ依ル。

第三条 工事費トハ土地代、物件移転料、築造費オヨビ之ニ伴フ諸係費ヲ謂フ。

第四条 大正八年八月名古屋市告示第六十四号ノ工事中大正十三年十一月内務省令第二十

五号オヨビ大正十四年四月内務省令第六号第一条ニ依ル、負担区劃ノ限界トスベキ土地ノ利用ヲ区分スル地物ヲ左ノ通り定ム。

一、第一号線広場ニ在リテハ中央線鉄道用地。

一、第三号線ニ在リテハ、中央線鉄道用地オヨビ第二号線以西新堀川ニ至ル区域南側ニ存在スル新堀川上流支線。

一、第五号線広場ニ在テハ外濠。

第五条 同一土地ニシテ重複負担ニ該当スル場合ニ在テハソノ輕キ負担ヲ免除ス。

第六条 負担義務者ヨリ分納ヲ申請シタルトキハ特別ノ事情アリト認ムル者ニ限り左ノ条件ヲ附シ許可スルコトアルベシ。

一、年八朱ノ割ヲ以テ利子ヲ附スルコト。

二、本市ニ住所ヲ有スル能力者ニシテ土地マタハ家屋ヲ有シ市長ニ於テ適當ト認ムル連帯保証人二名以上ヲ附スルコト。

前項保証人ニ代ルニ国庫証券、地方債証券、勸業銀行債券、興業銀行債券、農工銀行債券ヲ以テ担保トナスコトヲ得、ソノ価格ハ許可ノ際之ヲ指定ス。

第七条 負担金ノ分納ヲ許ス場合ニ於テハ毎年二、五、八、十一月ノ四回ニ分チ各月末日之ヲ徴収ス、但初回ニ限り之ヲ徴収スルコトヲ得。

徴收事務取扱の規定

間もなく十一月十八日に至つて左のごとく負担金徴收事務取扱を庁中一般および区役所に発

したのである。

名古屋市訓令第八号(大正十四年十一月十八日)

受益者負担金徴収事務取扱

第一条 受益者負担金徴収ニ関スル事務ハ法令ソノ他特別ノ規定ニ従フノ外、尚本規程ニ依リ之ヲ取扱フベシ。

第二条 区役所ハ受益者負担金原簿ソノ他必要ナル帳簿ヲ設備シ、負担金徴収ニ関スル要件ヲ登記シ収納ノ基礎トナスベシ。

前項ノ要件ソノ他ニ異動ヲ生ジタルトキハソノ事由ヲ附記シ加除更正スベシ

第三条 前条ノ受益者負担金原簿ハ市ヨリ通知シタル負担金内訳書ヲ以テ之ニ充用スルコトヲ得。

第四条 区役所ハ負担金徴収期日ニ至リタルトキハ受益者負担金原簿、マタハ分納台帳ニ依リ調定決裁簿ニソノ徴収額ヲ登記調定シ納額告知書ヲ調製スベシ。

第五条 納額告知書ニハソノ内訳書ヲ添付シ納期一ケ月前ニ発付スベシ、但分納ニ係ルモノハコノ限りニ在ラズ。

第六条 区役所ハ受益者負担金分納ノ申納ヲナシタルモノアルトキハ、担保物マタハ保証人ノ適否ヲ調査シ、副申書ヲ添へ速カニ市長ニ進達スベシ。

第七条 区役所ハ受益者負担金分納許可ノ指令アリタルトキハ、直チニ之ヲ本人ニ交付シ担保物提供ノ者ニ対シテハ担保物提供書オヨビ担保物ニ納付書ヲ添へ市収入役ニ提出セ

シメ、保証人ヲ附スル者ニ対シテハ保証書ヲ徴シ分納台帳、担保物台帳オヨビ収納簿ヲ整理スベシ。

第八条 市収入役ハ負担義務者ヨリ担保物提供書オヨビ担保物ヲ提出シタルトキハ保管証書ヲ交付シ、同時ニ区役所ニ通知スベシ。

区役所ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直チニ担保物台帳ノ整理ヲナスベシ。

第九条 負担金分納ノ許可ヲ受ケタル者之ヲ完納シタルトキハ請求ニ依リ、担保物保管証書ニ記名捺印セシメ之ト引換ニ保管物ヲ返還スベシ。

第十条 区役所ハ負担金完納ニ至ラザルモ分納金ヲ納期日内ニ納付シタル者ニ限り担保物ヲ時価ニ換算シ、既納額ノ範囲内ニ於テ一部ヲ還付スルコトヲ得。

前項還付ニ関スル手續ニ付テハ第八条オヨビ第九条ノ規定ヲ準用ス。

第十一条 負担金分納ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各号ニ該当スルトキ、マタハ負担義務者ノ負担能力若クハ連帯保証人ノ保証能力欠如ノ虞アリト認めタルトキハ、区役所ハ速カニソノ事實ヲ具申スベシ。

一、負担義務者マタハ連帯保証人破産ノ宣告ヲ受ケタル者アルトキ、但法人ナルトキハ解散シタルトキ。

二、指定ノ期限迄ニ負担金オヨビ利子ヲ納付セザルトキ。

三、担保物ノ毀滅ソノ他ニ因リ更ニ担保ヲ供スベキ場合、マタハ増担保ヲ供スベキ場合ニ於テ催告スルモ之ヲ提供セザルトキ。

第十二条 区役所ハ分納ノ許可ヲ取消サレタル者アルトキハ、直チニ指令ヲ本人ニ交付シ未納ノ負担金ハ一時ニ之ヲ徴収スベシ。

第十三条 区役所ハ負担金分納ノ許可ヲ受ケタル者負担金オヨビ利子ヲ期限内ニ納付セザルトキハ、督促状ヲ發シ依テ納付セザル場合ハ左記各号ニ依リ取扱フベシ。

一、保証人ヲ附シタルモノニ付テハ保証人ニ対シ通知ヲ發シ納付セシムベシ、但指定ノ期限迄ニ納付セザルトキハ、先ツ負担義務者ニ対シ滞納処分ヲ行ヒ、仍テ不足アルトキハ調書ヲ直チニ市長ニ提出スベシ。

二、担保物ノ提供アル者ニ付テハソノ担保物ヲ処分シ、仍テ不足アルトキハ一般財産ニ対シ滞納処分ヲ行フ。

第十四条 区役所ハ調定決裁簿オヨビ収納簿ニ基キ毎月分ノ徴収状況ヲ調査シ、翌月五日限り市長ニ報告スベシ。

第十五条 帳簿ソノ他ノ様式ハ別紙定ムル所ニ拠ル。

第十六条 受益者負担金徴収ニ関シ、本規程中別ニ定メナキ事項ニ付テハ明治四十五年三月訓示第六号市税ソノ他諸収入徴収事務取扱規程ヲ準用ス。

第一号様式 負担金内訳書

第二号様式 受益者負担金オヨビ利子収納簿

第三号様式 大正 年度受益者負担金

第四号様式 大正 年度受益者負担金利子

第三号様式 受益者負担金分納額告知書 用紙適宜 紙面縦六寸、横九寸

第四号様式 受益者負担金分納額告知書 用紙適宜 紙面縦六寸、横九寸

第五号様式 分納申請書(ソノ一)

第六号様式 分納申請書(ソノ二)

第七号様式 受益者負担金分納ニ関スル副申書記載事項(ソノ一)

第八号様式 受益者負担金分納ニ関スル副申書記載事項(ソノ二)

(以上様式掲載省略)

第九号様式

指令士第 号 (ソノ一)

住 所

負担義務者 氏

名

住 所

連帯保証人 氏

名

住 所

連帯保証人 氏

名

大正 年 月 日付納額告知書第 号ニ依ル受益者負担金何円ニ対スル分納申請ノ件
左記条件ヲ附シ許可ス。

大正 年 月 日

名古屋市長

氏

名 圖

許 可 条 件

第一条 分納期間ハ自大正 年 月 日至大正 年 月 日迄トス。

第二条 分納金額納期オヨビ分納ニ対スル利子ハ末記ノ通りトス。

第三条 大正 年 月 日付納額告知書第 号ハ之ヲ取消ス。

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキマダハ市長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ保証人

ヲ変更セシメ、マダハ分納ノ許可ヲ取消シ未納ノ負担金ハ一時ニ之ヲ徴収スルモノトス。

一、負担義務者マダハ連帯保証人破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ(法人ナルトキハ解散シタル

トキ)

二、指定ノ納期迄ニ負担金オヨビ利子ヲ納付セザルトキ。

第五条 本指令受領後五日以内ニ保証書ヲ提出スベシ。

記

分	納	期	分	納	額	利	子	納	付	額	摘	要
第 回	大 正	年	月	日								

第十号 様式 受益者負担金分納許可指令書(ソノ二)

第十一号 様式 保 証 書

第十二号 様式 担保提供書

第十三号様式 受益者負担金納付済供覧書

第十四号様式 受益者負担金分納台帳(表)

第十五号様式 受益者負担金分納台帳(裏)

第十六号様式 担保物還付請求書

第十七号様式 各月受益者負担金徴収状況報告

(以上様式掲載省略)

こうして大正十五年七月八日付をもつて、大正六年十一月二日達第四百四十二号、区役所分掌事務事項中に「受益者負担金徴収に関する件」の一項を加えて、本格的に負担金徴収の準備を進めたのである。

第三節 負担金に関する重要調査

負担金ならびにその計算の基礎

受益者負担に関する諸規程によつて、その負担者、負担方法、負担率等の確定をみたわけであるが、執行責任者ともなれば、ただそれだけで済まされない市当局は関係職員を督励して五幹線道路の実測調査を仔細にこれを行い、大正十四年十二月十日付をもつて各負担義務者に対し負担額等の通知を發したのである。これがいうまでもなく名古屋市における都市計画事業に関する最初の受益者負担金の徴収であつた。その経過をみれば受益者負担金調査は大正十三年四月中頃より同年九月末頃に至るまで孜々として行い、次いで各負担区域における土地台帳ならびに地籍図調

査をなし、同十四年にいたつて左表のごとく実測調査を完了しているといえ、至極簡単であるが、ここまで漕ぎつけるまでには、市当局の寧日なき勉強ぶりであつたがために、幾多の苦心さは常識的の世間人の想像も及ばぬものがあつたといわれていることをここに特記して置きたい。

五幹線道路に関する実測の経過

路線名	実測		製図	
	着手年月日	終了年月日	着手年月日	終了年月日
第一号線	大正十四年二月九日	大正十四年十月十二日	大正十四年二月十五日	大正十四年十月十三日
第二号線	十四年二月九日	十四年四月四日	十四年二月十一日	十四年四月十三日
第三号線	十四年三月十八日	十四年四月一日	十四年三月二十四日	十四年四月七日
第四号線	十四年三月三日	十四年三月七日	十四年三月四日	十四年三月十日
第五号線	十四年一月二十六日	十四年二月二日	十四年二月七日	十四年二月七日

いうまでもなく実測ならびに製図には技術者をしてこれに当らしめ、間口間数の確定、地帯坪数の調査をなし、土地台帳ならびに地図の調査については関係吏員をして、税務署および登記所に就かしめ、大正十三年十一月八日現在における沿道土地所有者の住所氏名、坪数、地目の調査をなさしめてゐる。なお負担金計算に関しては、これが減免に要する不整形地調査は逐一実地についてこれを行つたものである。

そして右調査完了をまつて前述のごとく負担地帯、負担率等の必要な事項を告示し、負担額の決

定通知を発送したわけであるが、負担金額および負担金計算の基礎等を将来の参考資料として左に掲げておく。

各路線受益者負担金表

第三号線	第二号線	第一号線	路線名		負担区名	区	間	第一地带						
			間口	間当				面積	負担坪当	面積	負担坪当	面積	負担坪当	
一	一	一	江川線	金沢町	金沢町	金沢町	間口	二・三八〇	面積	六・三三三	面積	三・二〇九	面積	一・八三三
							間当	一五八・三三二	負担坪当	八・八〇二	負担坪当	四・三四四	負担坪当	二・五七四
二	二	二	金沢町	本町	本町	本町	間口	九七・一九二	面積	五・四二五	面積	二・六五一	面積	一・五五八
							間当	八一・四九三	負担坪当	四・五四五	負担坪当	二・二二六	負担坪当	一・二九七
三	三	三	南大津町	通	南大津町	南大津町	間口	一四・四四二	面積	五・四八〇	面積	一・八〇二	面積	・八七
							間当	一三三・〇五九	負担坪当	二・七七	負担坪当	一・三八八	負担坪当	・八三三
四	四	四	南大津町	通	南大津町	南大津町	間口	四三・二六九	面積	三・八二八	面積	一・九一四	面積	一・一四八
							間当	一四三・〇三三	負担坪当	八・二三六	負担坪当	二・二九六	負担坪当	・九三三
五	五	五	広場	南	南	南	間口	二九・〇三六	面積	二・〇四六	面積	・六七七	面積	・二九六
							間当	一四三・〇三三	負担坪当	八・二三六	負担坪当	二・二九六	負担坪当	・九三三
六	六	六	広場	北	北	北	間口	二・〇四六	面積	二・〇四六	面積	・六七七	面積	・二九六
							間当	一四三・〇三三	負担坪当	八・二三六	負担坪当	二・二九六	負担坪当	・九三三
七	七	七	中央線	老松町	老松町	老松町	間口	二・三六九	面積	二・〇九九	面積	一・〇四九	面積	・六二九
							間当	一三三・七七一	負担坪当	三・二一九	負担坪当	一・五五九	負担坪当	・九三五

第四号線	全	江川線—押切線	三五〇五〇	三・二五二	一・六二五	・九七五
第五号線	一	広小路通—蒲焼町	四〇一・八五	三・八五六	一五・九二八	九・五五六
	二	蒲焼町—東本重町	一〇〇・一五七	七・七〇四	三・八五三	二・三二一
	三	東本重町—東桜町	八六・三七七	六・六四一	三・三三〇	一・九九二
	四	東桜町—片端線	七六・六九七	五・九四九	二・九七四	一・七八四
広場	広場	四二・七六六	一・四七二	・三三一	・二二三	

〔備考〕 橋梁負担金は第一号線各負担区に合算す。

受益者負担金計算の基礎(その一)

—工事費および負担額—

路線名	区負担名	土地代	物件移転料	築造費	諸係費	計	負担金総額
第一号線	一	四六四、三五七・三〇 ^円	三三、三八・三〇	七四、九六・六〇 ^円	三、八四・八〇 ^円	六四、三六・〇〇 ^円	三二七、三三〇 ^円
	二	三三七、九九五・五〇	六、八元・八〇	三三、六七・六〇	一三、四三・七〇	四六、九二・〇〇	一八四、七四・〇〇
	三	三〇七、五四七・五〇	二四、七七・二〇	一、六七〇・四〇	一、〇六・九五	三六、〇〇・〇〇	一七、八〇・一〇〇
	四	六三、〇五六・〇〇	一七、〇〇・七〇	五、五七・九〇	三、六六・七〇	八七、九七・〇〇	六、八三・七〇
	広場	三四六、二六・三〇	三九、四二・八〇	一八、九〇・六〇	九、二二・四〇	三六、二二・〇〇	一三、五八・八〇
橋梁	—	—	七七、〇〇・五〇	三、六〇・四〇	八〇、六〇・〇〇	三三、〇七・一〇〇	
計	一、九七五、二二・九〇	七七、三八・六〇	九七、八四・〇〇	一一、八〇・六〇	三八六、六二〇・〇〇	一、六八八、二七・七〇	

計	第五号線					第四号線	第三号線		第二号線						
	計	広場	四	三	二	一	全	計	二	一	計	広場二	広場一	二	一
四、一九五、六三、五九〇	一、一三五、五三、七七〇	三、四七五、〇〇〇	三、三六、七三、九五〇	三、五七、八二、九三〇	一、〇八、一三六、五九〇	四、二七、九八四、〇〇〇	九八、九三六、七六〇	三、八、〇九一、二六〇	三、八、〇九一、二六〇	五、九、六三四、一四〇	五、九七、九一四、二五〇	三、六、〇七五、一〇〇	九、三、三二七、七五〇	三、四、五三三、〇〇〇	一、五三、三三七、〇〇〇
一、五七〇、三三、五〇七	三、四七五、五九六、九九〇	七、七、九六六、五〇〇	一、六、八八三、三〇〇	一、〇、二七六、三四〇	六、一、五七六、三四〇	四、四、七五、一六〇	五〇、七四七、一六〇	一、四、一七六、六六〇	一、四、一七六、六六〇	六、五、八五、三五〇	三、五、四四〇、四八〇	三、八、九七、〇三〇	二、一、五二七、三三〇	一、六、八三、二一〇	七、四、二七四、三三〇
一、一三三、四七、七九〇	五、五、五〇九、九五〇	二、三、三八、二〇〇	三、四、九九、五六〇	一、五、六八、〇九六	五、一、三四、九七〇	五、四、四七、四四〇	七、六、四九、一八〇	四、四、八二六、三六〇	四、四、八二六、三六〇	二、一、三三、三三〇	三、五、三三九、六六〇	三、一、七六、八五〇	三、三、二九、一五〇	八、三、八三、三四〇	二、六、四一、二七〇
二、六、六六、六〇〇	四、六、〇三三、二二〇	一、一、〇五、九〇〇	一、五、四七、五四〇	二、一、二七、七〇八	四、三、五五、四九〇	一、四、〇六、二〇〇	四、七、九、九三〇	一、五、四三六、四三〇	一、七、七六、三七〇	二、三、三三、三五〇	三、六、三三九、九三〇	一、三、五、三七〇	三、二、四、四五〇	一、四、六六六、九三〇	七、三、五、一九〇
七、一九五、九六、〇〇〇	一、六、九、〇七三、〇〇〇	三、六、〇八、一〇〇	五、八、九九、九〇〇	三、六、七、〇〇〇	一、四、六、一、〇〇〇	四、六、三、三五、〇〇〇	一、六、〇、五、一〇〇	五、三、〇、〇五、〇〇〇	六、〇、九、八六、〇〇〇	七、九、七、五五、〇〇〇	九、〇、九、四九、〇〇〇	四、〇、〇三、〇〇〇	一、一〇、三、六六、〇〇〇	五、〇、三、三三、〇〇〇	二、四、七、三六、〇〇〇
二、二、六、九一、〇〇〇	六、三、三、一八、九〇〇	一、四、四、三三、四〇〇	三、二、一、五、九六、八〇〇	一、五、四、八、二六、八〇〇	七、六、四、四四、〇〇〇	一、九、九、九一〇、〇〇〇	六、四、八、三〇、四〇〇	三、二、一、〇、一、一〇〇	三、四、三、九三、二〇〇	三、三、九、三三、〇〇〇	三、六、一、五、七、六〇〇	一、二、一、二、八、〇〇〇	四、四、一、四、五、一〇〇	三、〇、一、八、八、四〇〇	九、八、九、五、二、一〇〇

受益者負担金計算の基礎（その二）

——第一地帯負担金——

第一号線

負担区名	負担金	間口負担			面積負担		
		間口負担金	間口間数	間口一間当	面積負担金	面積	面積坪当
一	一八八、三三三・四四〇 ^甲	六三、七四四・四四〇 ^甲	七二・七三 ^間	八・二天 ^甲	二三五、四八八・九六〇 ^甲	三五〇九・四〇 ^坪	四・九九 ^甲
二	一一〇、八八八・六四〇	三六、九五三・八八〇	二七・四五	一三三・六九九	七三、九五七・七六〇	九八九三・八	七・四六九
三	一一五、四八六・一一〇	三五、一六二・四四〇	四八・四・六六	七・五九九	七〇、三四・八〇	一七二四四・五	四・〇二
四	一八八、二二・六〇	五三、七七・五四〇	九八・三三	五・八五〇	一〇五、五四・八八〇	三、八五三・九六	三・二二
広場	七五、九〇・〇〇	二五、三〇三・三三〇	二〇・四五	一〇・九九	五〇、六六・七七〇	一一、三〇三・二〇	四・四七
橋梁	一四、五八八・三三〇	六四、八四九・四四〇	二、六三・五二	三四・六四	二九、六八・八八〇	九七、七四・八	一・三三
計	八三三、三六八・三三〇	二七七、七六二・七七〇	五、三三三・三	—	五五五、五五五・四八〇	一九四、五四・一六	—
一	五九、七〇・七三〇	一九、九〇・四四〇	六・七・三〇	三三・〇九	三九、五〇・四八〇	一四、五五・六〇	二・七七
二	一一〇、七七三・〇四〇	四〇、二五七・七六〇	九三・五	四三・二九	八〇、五二五・三六〇	二二、三六〇・四	三・八八
広場一	三六、四七・三三〇	八、八二九・四四〇	六〇・八八	一四三・〇三	一七、六八・〇八〇	三、四三・八七	八・三三
広場二	一〇、三三七・六〇	三、四四二・五〇	一一・六〇	三九・〇六	六、八八五・三三〇	三、五四・七九	二・〇四
計	三二六、九八八・五六〇	七三、三九五・三〇	一、七九・三三	—	一四四、六六九・〇四〇	四、六八・三〇	—

第二号線

受益者負担金計算の基礎 (七の三)

— 第二地帯・第三地帯負担金 —

路線名	負担区名	第一地帯			第二地帯		
		面積負担金	面積積	面積坪当	面積負担金	面積積	面積坪当
第一号線	計 橋梁 広場 四 三 二 一	六、四三〇・六〇〇	三、一七三・一〇	二、四九九	四七、〇五・三〇	三、一七三・一〇	一、四九九
		四六、九一・一〇〇	一三、三六七・五	三、七三四	二七、七四・六〇	一三、三六七・五	二、二四〇
		四三、九三・五〇	一一、三〇〇・七〇	二、〇八一	二六、七四・〇〇	一一、三〇〇・七〇	一、三〇〇
		六五、九六・一七五	四一、〇六七・四	一、六〇六	五九、五七・九五	四一、〇六七・四	一、六〇六
		三、六九・三〇〇	三六、五三・三〇	一、一九三	一八、九七・五〇	三六、五三・三〇	一、一九三
		八、〇〇・八〇〇	一三、八六・九〇	・六二〇	四八、六七・〇〇	一三、八六・九〇	一、四五六・〇・六
		三、四七・三六・四五	三六、五七・二・八〇	—	二八、三三・〇五	三六、五七・二・八〇	一、三三二
		三、四七・三六・八〇〇	一七、八四・五〇	一、三六八	一四、八四・二・六〇	一七、八四・五〇	一、八三三
		五、〇三三・一〇〇	三六、六五・四〇	一、九二四	二〇、九三・三〇	三六、六五・四〇	一、二四八
		一一、〇三・四〇〇	四八、八〇・七〇	二、三九六	六、六二・一・六〇	四八、八〇・七〇	一、九三三
四、三〇三・一〇〇	六、三三・七〇	・六七七	二、五九・一・三〇	六、三三・七〇	・九三三		
九〇、九九・四〇〇	五五、二五・七三	—	五四、三九・六四〇	五五、二五・七三	・二九六		
第二号線	計 広場二 広場一 二 一	七、九九五・五〇〇	七、九九九・二一	一、〇四九	四、六五・三〇〇	七、九九九・二一	・六三九
		五、〇〇五・三〇〇	三三、九六七・一一	一、五五九	三三、八〇三・一〇	三三、九六七・一一	・九三五
		六〇、九六〇・八〇〇	四一、五六・三三	—	三六、五六・四〇〇	四一、五六・三三	—
		—	—	—	—	—	—
第三号線	計 二 一	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—

計	第五号線					第四号線	
	計	広場	四	三	二	一	全
六七三、八六一・〇三五	一六、〇四七・〇〇〇	三、六八八・一〇〇	五、八九八・一〇〇	六、七〇四・一〇〇	一四、六二〇・〇〇〇	四、三三五・〇〇〇	二六、〇五五・一〇〇
四一九、六六三・七	四七、一三三・三三	一〇、八七二・〇	一七、七六三・八	二、六五三・六五	三、七九二・五	三、〇七二・〇	九、九六七・一〇
—	—	—	—	—	—	一五、九八	一、六三五
四〇三、七六六・六五	九四、八八六・六〇	二、一六四・八〇	三、七九三・五〇	三、三三三・五〇	八、七六六・〇〇	二八、九三五・一八〇	九、七三三・〇〇
四五六、四八三・四七	五、七六七・六	一七、五八〇・〇	一七、六三三・八	二、六五三・六五	三、七九二・五	三、〇七二・〇	九、九六七・一〇
—	—	—	一、六四	一九九三	三、三二	九、五五六	・九七五

東郊連絡線の負担金

追加事業の東郊連絡線に関する負担金調査については、第一負担区に対し大正十四年四月、第二負担区に対し同十五年七月それぞれ実測と製図を完了した。この間各負担区域における土地台帳並に地籍図の調査を行い、この結了をまつて第一負担区に対しては、大正十五年四月十九日付、第二負担区に対しては同年七月二十二日付をもつて各義務者へ負担金額の通知を發している。

工事着手の認定日 次に工事着手認定日をみななければならぬ。五大幹線に関しては内務省令これを確定せるも、その附則をもつて同工事に限り省令施行の日、すなわち大正十三年十一月八日をもつてその日としている。

東郊連絡線については、省令第七条第三項をもつて一般工事着手の日は名古屋市長これを表示すとあつて、市長に委任せられていたので、市長(田阪千助)はすなわち大正十三年十二月六日をもつて、その日となし左に掲げるとおり告示したのである。

名古屋市告示第七十七号(大正十三年十二月二十七日)

大正十三年十月六日官報第三六三七号を以て内閣の認可に係る名古屋市都市計画事業として執行すべき一等大路第三類第四号路線(中区御器所町字小針一番地の二より字島西浦三十七番地に至る区間)の工事着手の日は大正十三年十二月六日とす。

右大正十三年十一月八日内務省令第二十五号第七条第三項に依り之を告示す。

その理由とするところは、けだし同路線は急施を要すべき事業であつたので、事業認可と同時に工事着手の予定を以て、大正十三年二月二十五日より事業用地の実測をなし、五月六日より地上物件調査に着手し、準備中のところ十一月八日内閣の認可指令を得たので、翌十二月六日用地買収と地上物件移転交渉を開始し、同月十八日土工に着手することとなつたので、交渉開始の日たるすなわち十二月六日をもつて、その日と決定したのであつた。なおその日現在による沿道用地の実測、製図調査等を行ったが、これが負担金および負担金計算基礎を掲ぐれば左のとおりである。

東郊連絡線受益者負担金表

負担区名	第一		第二	
	間口負担間口一間当	面積負担坪当	面積負担坪当	面積負担坪当
二一	二八・二四七 ^円	一〇・六〇四 ^円	四・六九一 ^円	二・〇九五 ^円
	三七・二四五	二・八九	一・四六六	一・〇一六

東郊連絡線負担金計算の基礎

(一) 工事費および負担額

負担区名	土地代	物件移転料	築造費	諸係費	計	負担総額
一	一〇八、八〇八・九四〇	二六、七四七・八九〇	四、六八五・七〇〇	四、二〇七・二八〇	一四四、四五〇・〇〇〇	五七、七八〇・〇〇〇
二	六八、二七・〇〇〇	三三、三三三・八〇〇	三、六七〇・六〇〇	三、四四・五四〇	一〇七、五七六・〇〇〇	四七、〇三〇・四〇〇
計	一七六、九三五・九四〇	五〇、一七一・七〇〇	二七、三五六・三〇〇	七、六三一・八二〇	二六二、〇三六・〇〇〇	一〇四、八八〇・四〇〇

(二) 第一地帯負担金

負担金	間口負担		面積負担	
	金額	間口	金額	面積
三四、六六八・〇〇〇	一一、五五六・〇〇〇	八三・六五	一三八・二四七	二、二七・四四
二八、二八・二四〇	九、四〇六・〇八〇	二五・五四	三七・二四五	六、六七・九五
六二、八六六・二四〇	二〇、九六二・〇八〇	三三六・一九	四二、九二四・二六〇	八、八五・三九

(三) 第二・第三地帯負担金

第二地帯負担			第三地帯負担		
金額	面積	坪当	金額	面積	坪当
一四、四四五・〇〇〇	三、〇七九・〇四	四・六九二	八、六六七・〇〇〇	四、一三五・一九	二・〇九五
一一、七五七・六〇〇	八、〇一五・〇四	一・四六六	七、〇五四・五六〇	六、九四〇・七一	一・〇二六
三六、二〇三・六〇〇	一一、〇七〇・〇八	—	一五、七七一・五六〇	一一、〇七五・九二	—

全路線の負担金調定額

以上の如くであるが、なお全路線の受益者負担金調定額を路線別に表示すれば左のごとし。

五幹線受益者負担金調定額

路線名	算出額			差引額	告知書配布数
	定額	重複免除額	省令第六号第五 条による免除額		
第一号線	1,039,844.296 ^円	50,244.293 ^円	10,399.853 ^円	979,200.150 ^円	99人
第二号線	285,511.070 ^円	346,681.3元	3,296.955 ^円	343,604.115 ^円	555人
第三号線	18,823.963 ^円	14,501.557 ^円	2,436.285 ^円	15,826.431 ^円	301人
第四号線	59,996.555 ^円	—	335.444 ^円	59,661.111 ^円	179人
第五号線	555,797.573 ^円	2,642.557 ^円	877.885 ^円	552,277.131 ^円	541人
計	3,133,357.457 ^円	101,966.495 ^円	17,265.822 ^円	3,004,125.140 ^円	2,575人

【備考】本表は当初額を掲げたもので、その後の異動を省略す。

東郊連絡線受益者負担金調定額

負担区	算出額			差引額	告知書配布数
	定額	重複免除額	省令第六号第五 条による免除額		
第一負担区	40,332.622 ^円	3,577.653 ^円	—	36,754.969 ^円	25人
第二負担区	98,884.84 ^円	—	100.93 ^円	98,783.91 ^円	1人
計	49,217.462 ^円	3,577.653 ^円	100.93 ^円	45,538.876 ^円	26人

【備考】重複免除額は第一号線第四負担区および広場負担と重複せる部分である。

これで受益者負担に関する調査から、その徴収の決定までの経過をほぼ了したので後行の章において負担金徴収に対し、訴願を強行された問題に触れることとする。

第七章 負担金滞納および訴願

第一節 土地收用法適用に関する異議

五幹線と東郊連絡線道路用地買収のうち、土地收用法適用の余儀なきに至つたことは、既に述べたごとくであるが、これにつきなお若干の記述を要する点に触れておきたい。用地收用に関する異議申立の主なる争点をあげると、名古屋市の買収金額は低廉すぎるから、これを時価相当の補償金額に更正せよとの要求に基くものであつた。もつともその中に一、二は土地收用審査会の裁決補償額をもつて解決をつげたものもあつた。

しかし大部分はなおそれを不当不満として通常裁判所に出訴し、係争が永らく続けられた。まずその申請補償額、裁決補償額等を掲げて見れば、当時の動きを察知することが出来るだろう。

土地收用關係一覽(地目全部宅地)

個所	坪数	申請補償額		裁決補償額		差額	所有者	備考
		単価	金額	単価	金額			
中区新栄町三丁目一三ノ一	九〇・七六	三三	三、〇〇〇・〇〇〇	五七	五、一〇〇・〇〇〇	二、〇九六・〇〇〇	鈴木長治	收用の時期 大正一三・五四
同区同町三丁目一三ノ二	一五・一七	三三	五、〇三三・三五〇	五七	八、七〇〇・七〇〇	三、六六七・三五〇	同 人	レ
東区東新町一五ノ一	七・三五	三三	九、五五〇・七五〇	三三	二、四一五・〇〇〇	六、一三五・七五〇	井上徳三郎	收用の時期 大正一三・四・三四
中区新栄町三丁目一四ノ一	八・三三	一六九	一四、〇二〇・〇〇〇	四〇〇	三、四二六・〇〇〇	一〇、五九四・〇〇〇	同 人	レ

東区東新町一 六ノ一	一七・三	一七	一四、八七五・三〇	一七〇	二、六二・一〇〇	六、七七・八九〇	高木仁右衛門	收用の時期 大正一三・四・四
同区同町一七 ノ一	一三・八五	九〇	一、〇六五・五〇〇	一一〇	一四、七四三・〇〇〇	三、六五・五〇〇	同 人	〃
中区上前津町 六六ノ一	一八〇・八四	三三五	四〇、六八九・〇〇〇	五〇〇	九〇、四三〇・〇〇〇	四九、七二・〇〇〇	尾三商業銀行	〃
同区春日町三 七ノ二	三・六四	三三五	五九四・〇〇〇	五〇〇	一、三三〇・〇〇〇	七六・〇〇〇	同 行	〃
同区大池町一 丁目六八	三六・四七	一五三	五、五三三・四四〇	三四〇	一、三九九・八九〇	六、八五・六六〇	山本殖産会社	〃
同区同町一丁 目六七ノ一	六四・七一	一五三	九、八三五・九三〇	三四〇	三、〇〇一・四四〇	三、六五・四八〇	同 社	〃
東区大津町三 丁目三ノ二	四六・三四	一一七	五、四二〇・〇〇〇	一五〇	六、九三三・〇〇〇	一、五五・九三〇	渡辺 信雄	收用の時期 大正一三・五・五
同区同町四丁 目八	五三・七六	八六	四、三七・三〇〇	九〇	四、七四八・四〇〇	二、〇〇・〇〇〇	立松 くわ	〃
同区朝日町三 丁目六	四〇・一五	一六三	六、五〇四・三〇〇	三三五	九、四三三・三〇	二、九三・九五〇	後藤 平七	〃
同区同町四丁 目三	三三・三三	三五九	一、二四七・四七〇	六〇〇	一八、七九八・〇〇〇	七、五〇・三三〇	杉浦甲子之助	〃
同区同町四丁 目四	三七・八一	三五九	九、九八三・七九〇	六〇〇	一六、六八六・〇〇〇	六、七〇・三二〇	同 人	〃
同区同町四丁 目五	四二・八	三五九	一五、一〇六・七三〇	六〇〇	三五、二四八・〇〇〇	一〇、四一・二六〇	同 人	〃
中区大池町七 丁目一六二	三・〇〇	一一三	三九三・〇〇〇	一七五	五、三五・〇〇〇	一三三・〇〇〇	服部 増藏	收用の時期 大正一三・八・五
同区同町七丁 目一八	三二・九七	一一三	四〇、九九〇・〇七〇	一七五	五四、七六八・七六〇	二、七〇・六八〇	同 人	〃
同区同町七丁 目二四ノ一	六・九七	一一三	九、一三〇・四〇	一七五	一、二九・七六〇	三〇六・六六〇	同 人	〃
同区同町七丁 目一五	一〇三・五一	一一七	一三、四五七・七〇	一七五	一八、二四二・五〇	四、九六・四八〇	後藤 平七	收用の時期 大正一三・二〇・五
同区同町七丁 目一六ノ一	三・〇三	一一七	三、六三・五四〇	一七五	五、八・五〇〇	一四四・九六〇	同 人	〃

中区西日置町 山王一〇ノ一	一六、四八六	七三	九、八六六・五六〇	八〇	一〇、九八八・四〇〇	一、九八八・四〇〇	岩田 靖一	大正一三・八・三〇 双方承諾
同区岩井町六	二四、九四〇	六〇	一三、八六六・四〇〇	六六	一四、八六六・四〇〇	一、八六六・四〇〇	大橋 戌三郎	大正一三・九・六 双方承諾
西区明道町一 六ノ六	二七、七八	三〇	八、三三四・〇〇〇	三六	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	吉川 栄太郎	大正一三・九・六 双方承諾
同区同町一八 ノ四	五三、三三	八	四、七七六・〇	九五	四九六・〇〇	七、三三〇	同 人	大正一三・八・三〇 双方承諾
中区松枝町三 丁目二六ノ三	一六、七三	四五	五、三三三・四〇〇	五五	五、八三三・〇〇〇	五、八三三・〇〇〇	梅沢 辰蔵	大正一三・八・三〇 双方承諾
同区同町三丁 目二四ノ三	八四、九六	四五	三、八三四・一〇〇	五〇	四、四九〇・〇〇〇	四、三四〇・〇〇〇	同 人	大正一三・八・三〇 双方承諾
同区同町三丁 目二三ノ八	七、四三	四五	三、二四三・五〇〇	五〇	三、五七二・五〇〇	三、五七二・五〇〇	同 人	大正一三・八・三〇 双方承諾
同区同町三丁 目二三ノ七	八九、二三	五九	三、四七五・六六〇	四三	二、八三三・一〇〇	三、五六六・八〇〇	同 人	大正一四・八・三〇 双方承諾
中区御器所町 小針一ノ五	一、〇〇〇	一五〇	一、九五〇・〇〇〇	二〇〇	二、六〇〇・〇〇〇	六、五〇〇・〇〇〇	後藤 平七	大正一四・八・三〇 双方承諾
同区同町小針 一ノ六	二、九九	一五〇	一、九四八・五〇〇	二〇〇	二、五九六・〇〇〇	六、四九〇・五〇〇	同 人	大正一四・八・三〇 双方承諾
同区同町竹ノ 九二	三三、〇九	一五〇	三、四三三・五〇〇	二〇〇	四、六八八・〇〇〇	一、一五四・五〇〇	同 人	大正一四・八・三〇 双方承諾
計	二、三三三・七三	一	三、八七三・九七	一	四、六七三・三〇	一、〇〇六・三五〇	同 人	

次に前記取用審査会の裁決額を不当なりとして出訴せるもの、および判決の結果を掲げてみれば左のとおりである。

土地收用判決一覽 (△印は裁決補償額より判決額少ないもの)

取用地 (地目全部宅地)	町名地番	坪数	第一 審		判決額対補償額差額		所有者	摘要
			原告の要求 坪当金額	判決 坪当金額	判決額対補償額差額	判決額対補償額差額		

新栄町三丁目一三ノ一	九四・七六	一、〇〇〇・〇〇〇	六、七〇〇・〇〇〇	四、〇一〇・〇〇〇	四、〇一〇・〇〇〇	二、二六五・〇〇〇	第二審繫属中
同 町三丁目一三ノ二	一五・一七	一、〇〇〇・〇〇〇	九、八〇〇・〇〇〇	六、五〇〇・〇〇〇	六、四四七・二五〇	二、六五四・七五〇	〃
東新町一五ノ一	七三・二五	七五〇・〇〇〇	二五、七〇〇・〇〇〇	九、八〇〇・〇〇〇	一九、七〇四・二五〇	一、三二八・〇〇〇	〃
新栄町三丁目一四ノ一	八三・三三	八〇〇・〇〇〇	五〇〇、九三七・五〇〇	二九、〇〇〇・〇〇〇	二九、〇〇〇・〇〇〇	一、三八五・〇〇〇	〃
東新町一六ノ一	二七・一三	八〇〇・〇〇〇	六八、三三三・四〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇〇	二七、五七九・九〇〇	六、六六四・〇〇〇	〃
同 町一七ノ一	二二・八五	四四、四九五・五〇〇	四四、四九五・五〇〇	四〇、六一〇・〇〇〇	三五、八〇七・三九〇	一、九〇九・〇〇〇	〃
上前津町六六ノ一	一八〇・八四	一、〇〇〇・〇〇〇	一八〇、八四〇・〇〇〇	一四四、六七〇・〇〇〇	一〇三、九九二・〇〇〇	五〇、三五五・〇〇〇	第二審判決の結果供託金 五〇、四五七回及利息六、 七五二回余支出の上解決す
春日町三七ノ二	二・六四	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	二、一一〇・〇〇〇	一、五八〇・〇〇〇	七九二・〇〇〇	〃
大池町一丁目六八	三六・四七	六〇〇・〇〇〇	二、八八三・〇〇〇	二、一九九・〇〇〇	六、八五九・〇〇〇	二、二六五・〇〇〇	第二審繫属中
同 町一丁目六七ノ一	六四・七一	六〇〇・〇〇〇	六、八八六・〇〇〇	三、〇〇一・〇〇〇	二、二六五・〇〇〇	〃	
大津町三丁目三ノ二	四六・二四	三〇〇・〇〇〇	九、三四八・〇〇〇	五、五四八・〇〇〇	一、六七二・〇〇〇	一、六七二・〇〇〇	判決を認めたるも更に相 手方より訴訟提起のもの 裁決額通り判決し、第二 審繫属中
朝日町三丁目六	四〇・一五	八〇〇・〇〇〇	三三、一〇〇・〇〇〇	九、四三三・五〇〇	二、九〇三・五〇〇	〃	
同 町四丁目三	三二・三三	七六八・〇〇〇	三四、六〇〇・〇〇〇	二〇、三三四・〇〇〇	九、二一六・五〇〇	第二審繫属中	
同 町四丁目四	三七・八一	九六〇・〇〇〇	二六、九九七・六〇〇	二〇、〇三〇・〇〇〇	一〇、〇九九・二〇〇	〃	
同 町四丁目五	四〇・三六	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇、四九六・〇〇〇	三三、六六四・〇〇〇	一八、五五七・二八〇	〃	
大池町七丁目一六ノ二	三三・〇〇	八〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	一、四〇七・〇〇〇	〃	
同 町七丁目一八	三三・九七	八〇〇・〇〇〇	三、七六六・〇〇〇	一、八七二・〇〇〇	一、四六八・九三〇	〃	
鈴木長治			三、三三三・〇〇〇				
同 人			六、四四七・二五〇				
井上徳三郎			二、六五四・七五〇				
同 人			一九、七〇四・二五〇				
高木仁右衛門			一、三二八・〇〇〇				
同 人			二、六六四・〇〇〇				
尾三商業銀行			一、五八〇・〇〇〇				
同 行			九、八八八・〇〇〇				
山本殖産会社			一、五八〇・〇〇〇				
同 社			六、八五九・〇〇〇				
波辺信雄			二、二六五・〇〇〇				
後藤平七			一、六七二・〇〇〇				
杉浦甲子之助			二、九〇三・五〇〇				
同 人			九、二一六・五〇〇				
同 人			一、五六六・〇〇〇				
同 人			一〇、〇九九・二〇〇				
同 人			三、三七七・〇〇〇				
同 人			一八、五五七・二八〇				
同 人			八、四一六・〇〇〇				
同 人			一、四〇七・〇〇〇				
同 人			一、三七五・〇〇〇				
同 人			一、四六八・九三〇				
同 人			三、三三三・〇〇〇				

大池町七丁目二四ノ二	六・七七	八〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	三,六八九〇	服部 増蔵	第二審繫属中
同町七丁目一五	一〇三・五	五,七六〇,〇〇〇	四,一八〇,〇〇〇	三,九六三・三五	後藤 平七	〃
同町七丁目一六ノ一	三・〇	九,八八八,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	四八,九六〇・〇〇	同 人	〃
岩井町六	二四・九四	八八〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,四四八・四〇	大橋 成三郎	〃
松枝町三丁目二六ノ三	二六・七三	二,五七〇,〇〇〇	一,八三三,〇〇〇	一,八三三・五〇		裁判額通り判決し、第二審繫属中
同町三丁目二四ノ二	八四・九八	五,〇〇〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	一,八六八・六〇		
同町三丁目二三ノ八	七・四三	四,〇一九三,〇〇〇	一四,一八六・四〇	五,六三六・六〇	梅沢 辰蔵	〃
同町三丁目二三ノ七	八九・三	三,〇〇〇,〇〇〇	五,八三三,〇〇〇	四,二四九・九〇	同 人	〃
御器所町小針一ノ五	一三・〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	四,四九〇,〇〇〇	三,五七一・五〇	同 人	〃
同町小針一ノ六	一三・九	三,〇〇〇,〇〇〇	三,七七一,五〇〇	三,五六一・五〇	後藤 平七	判決未了
同町小針九二	三三・〇九	三,〇〇〇,〇〇〇	三,八三三・一〇	三,五六〇・四〇	同 人	〃
計	二,〇四・九九	一,三三〇,三九八・八〇	二,一八一,〇五〇	五〇八,三三六・六〇		判決に係る分申請額二六三,七五三四八九九三九、同上裁判額額四三九、七五八四二五

【備考】(1)本表は昭和二年七月末日現在調による。(2)本表以外第一号線(箇所中区大池町六丁目十四番ノ一、宅地八十一坪二五)に關し、当時河原外喜男より所有権取得登記抹消申請の訴訟提起されたるも、これは土地取用法に關係なきものにつき掲載省略。

第二節 受益者負担金滞納問題

反対者の主張する要点

内務省令によつて必要な事項の公示を終つた名古屋市は大正十四年十二月十日付をもつて五幹線道路事業に関する受益者負担金額をその義務者に対し各通知を發し徴収の手續をとつた。既に負担金徴収の不当を鳴らして議論を盛りあげんとする徴が見えていたので、果然猛烈なる反對運動が起り、終に訴訟沙汰に及んだ。もつともその訴願は理由なきものとして排斥せられたけれども、何等これに屈服するところなく、訴願者は行政訴訟を提起する果敢振りを示した。そして昭和二年三月二十五日に至つて行政裁判所より本市に右の通知が來た。それより係争が二十数年続けられたので後行において述べることとする。

五大幹線事業が名古屋建設するための一大要事として史記に特筆大書される意義を持つ所の大事業であつただけに万事無事安穩を望めなかつたにせよ、有力人物がその陣に参加して紛議を生じたことはまことに遺憾な事実であつた。

贅言を要するまでもなく今日では受益者負担制度に関する一般の認識が深められ、都市全体の共榮的發展の傾向がみられるけれども、三昔、四昔においては該制度に関する認識を欠くもの尠からず、いずれの大都市においても意外な摩擦を生じ事業遂行を困難ならしめた実例をみる、名古屋市もこの例に漏れず負担金課徴の執行上に幾多の議論の生ずることは免れがたいだろうとは予想していた。果してそれは区々たる個々の法文の解釈や適用上に関する枝葉末節の事件ではなかつたのである。

五大幹線街路事業がほとんど完遂後において遡及して受益者負担金を課徴するがごときは不当千万であるのみならず、何等受益の事実がないというのが訴願者の主張であつた。そしてその

主張がかなり根強きものがあつて、あくまで最後まで頑張り通そうとしただけに、もしそれ本市側が敗れたとするならば、都市計画事業の根底を動揺せしむる結果となるので、問題が喧嘩をきわめればきわめるほど、市理事者が緊張せざるを得なかつたとのことである。

そこでその論点を明確ならしめて資料に供して置く。本件は大正十三年十一月内務省令第二十五号附則に「大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に付ては本令施行の日を以て工事着手の日と看做す。」とある。これは法律上における既往不遡及の原則に反するのみならず、また工事費は既に予算により他の財源をもつて終局的に支弁せられている。然るにも拘らず今に至つて受益者負担金を徴収するとは甚だ不当である。またその財源を公債その他借入金等をもつて既に支弁したる後において既発公債や一時借入金等の償還のため、負担金を徴収するがごときは甚だ怪しからぬばかりでなく違法であるとは、その要点であつた。

負担金に関する市長の声明

さりながら斯うした論議はそのとき事新らしく発生したわけでない、大正十三年九月内務省令公布前、これに対する意見を踏つた都市計画愛知地方委員会において相当論議尽されたものである。また同十四年三月三日都市計画費予算審議の名古屋市会において課題としてとりあげ委員附託とし、この委員会は是非の議論活発をきわめ、京都・神戸・両市における訴願の結果調査のために出張するなど、散々もみにもんだことは事実であつた。しかし前記の地方委員会では負担金に関する規程の是認を了し、また市会本会議において委員会の報告どおり受益者負担金徴収を議決し、これを当該歳入予算に組入計上したのであつた。要するに負担金徴収可否の問題は終幕となつ

ていた。然るに再び賛否の論が燃え上り、一般市民の注目を集め漸く世論沸騰をきわむる情勢となつて来た。そこで時の田阪千助市長は大正十四年三月十三日に左記の声明書を發表して市民に誤解せざるよう希望するところがあつた。

受益者負担金問題について（全文）

近く徴収せんとする受益者負担金問題に付ては昨今盛んに論議せられ、賛否の両説漸く高調せらるるを聞くが、何分新らしき制度であるため、その内容精神が一般に徹底して居らぬ様に思はるので、ここに氣付いた点だけを述べて見たいと思う。本制度の根本觀念は事業施行の結果、いながらにして利益を受くる所謂不当利得者に対し、その費用の一部を負担せしむるにあるので、すなわち人類共存の意義から、また社会的機会均等の精神に鑑み正義公平の原則に立脚するもので、この根本理由に対しては恐らく何人も異論はあるまい。ただ反対論として行はれて居るのは、主として五幹線道路に対する遡及課徴の点にある様で、甚しきは市長の責任論までも附加されて居るようであるが、この觀察は単に本制度執行の外形のみを見て、その根本に触れざる欠陥がある。

元來都市計画事業は国の事業であつて、市長は国の行政機関として之が執行の衝に當ると共に、受益者負担金の課徴また均しく行政序たる資格に於て、国の法令を執行するもので全く国家権力の作用である。しかして本市に対する受益者負担規定は客年十一月八日内務省令第二十五号を以て公布せられ、その第一条に「本令の定むる所に依り受益者をして負担せしむべし。」とあつて、絶対的規程である。云うまでもなく本令は単独なる省令で

なくして、都市計画法に基きその授權に依る處の国の行政命令であつて、下級行政庁たる市長は、この行政命令に対し之に服し之が勵行に励むべきは当然の責務である。

次に遡及課徴を不可とする議論は一応尤もの様であるが、之も前の二十五号省令附則に「大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に付ては本令施行の日を以て工事着手の日と看做す。」と規定されて居る。すなわち法の擬制を以て、實際着手の日は以前であつても、均しく客年十一月八日本令発布の日に着手したるものとして、五幹線工事に對しても負担せしむべきことを明らかに規定してあるので、市長としては之に對して彼是議論するの余地がない。元來立法作用として法の遡及効を認むることを妨げずとは、學界の定説で殊に事公益上の必要に出ずる場合は尚更のことである。況んや均しく都市計画に基ずく施設でありながら、僅かなる時の前後に依つて、一は之を課し一は之を課せずとせんか、これ本制度の根本觀念たる正義公平の原則に反するもので、その結果は本制度の将来に累すべきを恐るるものである。

また五幹線道路は殆んど完成し支出も終了せんとして居る以上、今日負担金の根本たる「その工事費」なる本体なし、仮に公債ありとするも、公債は工事費にあらずと論ずる向もあるやなしと、五幹線工事費の過半すなわち五百八十四万円は当初財源に充たざるため止むなく起債に依り支弁したるもので、これまでに市民一般の負担したるものは、百十八万五千七百のみで五百八十四万円と之に對する利子とが今後市民の負担に俟たなければならぬ。すなわち工事費の大部分が借金となつて残つて居る。然るに借金は借金にして工事

費にあらずと云うのは少しく曲論ではあるまいか。

尚この五幹線の受益者負担金を中川運河の財源に充つることを以て「その工事費に充つるための負担」の趣旨に反すとの議論もある。併し之は敢て「運河の費用に充つるための負担」でなくして、飽くまで五幹線道路の費用に充つるために課徴するので、ただ運河の財源に供するのは財政上一時の運用である。前にも云う通り之を課徴するのは国家行政権の作用として行政庁たる市長之を執行するのであるが、その課徴したるものは公共団体たる市に帰属する処で、市は自己の収入に帰属したるものを、財政上の都合に依り之を一時運用するので、すなわち国の行政庁に於て「課徴」し公共団体たる市に於て之を「運用」するこの両者の觀念を混同すべきでない。

次に五幹線工事費に対する實際負担の程度に付ては、その一坪当り何十円と云う様な莫大な負担が課せらるるかの説が行はれて居るとの事を聞くが、それは大なる間違いである。勿論確實なる負担額は市長の定むる細則に依つて愈々徴収を実施する場合でなければ分明的ないが、仮に負担の地帯すなわち道路幅員の七倍の地域を道路に沿つて三つに割ることとし、道路に接した部分を第一地帯、次を第二、第三と分けてその各地帯に於ける大略の負担の見当を付けて見ると大体左の振り合である。併し之は實際課徴の場合は部分部分の費用の高低に依つて前の縦割の地帯の外、横割の負担区も出来るのであるから、その区に依つて多少の増減を見るは免れぬので、ただここには大摺みに全線の平均を割り出したものである。

路線名	負担額	間口一間当	第一地带坪当	第二地带坪当	第三地带坪当
第一号線(岩井町線) 新設分	十分ノ四	約一三三・〇〇〇 ^円	六・八〇〇 ^円	三・四〇〇 ^円	二・〇〇〇 ^円
同線 拡築分	十分ノ三	八五・〇〇〇	四・七〇〇	二・三〇〇	一・四〇〇
第二号線(高岳線)	十分ノ四	四一・〇〇〇	三・七〇〇	一・八〇〇	一・一〇〇
第三号線(千早線)	十分ノ四	三一・〇〇〇	二・八〇〇	一・四〇〇	・八〇〇
第四号線(明道線)	十分ノ四	三五・〇〇〇	三・二〇〇	一・六〇〇	・九〇〇
第五号線(大津線)	十分ノ四	一〇九・〇〇〇	八・四〇〇	四・二〇〇	二・五〇〇
東郊連絡線	十分ノ四	六〇・〇〇〇	四・九〇〇	二・四〇〇	一・四〇〇

〔備考〕 間口一間当とは新設拡築したる道路に直接する部分一間当負担なり。

大体以上の通りで決して風評されて居る様な巨額のものでない。要之議論は如何様にもつくが、わが名古屋市は今や振興の氣運漲り、所謂大名古屋市建設の首途に立つて居るので、彼の道路網、運河網、公園等の都市計画施設を始め学校、電車、上下水道、屎尿処分その他施設改善すべき事項極めて多く、これ等は何れも市民の自覚と協力に俟たなければならぬのである。市民はこの際愛市の觀念を高潮し国家公共のため、市のため、また子孫のため、わが名古屋市建設の偉業を自己の双肩に担うの決心、覚悟を以て宜しく大所高所に着眼し、共存共栄の精神を發揮してその本分を尽くされんことを切望して止まないものである。

反対者市役所に殺到騒ぎ

然るに少しもその効果が認められなかつたらしく、隠然として固く結成せられていた受益者負担金不納同盟会なるものは、いよいよ結束を固くし、果然活発なる実行運動を開始し、次に示すごとき大騒ぎもあつた。

ある日のごときは反対者は大挙して市役所に押し寄せ、土足のまま二階廊下につめかけた一団は田阪市長に面談を要求しながら怒鳴り散す、そして中には「市長を葬むれ」と叫ぶ声すらあつたほど物凄く一時形勢不穏なものがあつた。斯うした負担金不納運動が火塊と化したため、その納期は大正十五年一月十五日限りとなつていたが、この期日までに納入せるもの極めて少数にして、負担義務者二千五百余人のうち僅に二百人に過ぎなかつた。また負担金徴収総額二百万円余に対し僅々数万円の納入をみたのみであつた。この間の動きを書き尽すことは出来ないが、負担金問題が深刻であつたことが窺われる。

不納同盟会の猛活動 当時中区記念橋西際、長松院に事務所を置いた不納同盟会は負担金反対者の加入を、しきりに呼びかけ「若シ同盟ニ加入セズ又訴訟提起モセズシテ市ノ告知書トホリ納入スルモノハ、ヤガテ訴訟ノ結果、勝訴トナルモコレガ利益ニ均霑スルコトガ出来ヌ。又既納ノ負担金ハ還付セラルルモノデハナイ、納入損トナルバカリダ。……」と強調したことは同志糾合に躍起となつた消息を物語るものである。

それはそれとして当時本市都市経営調査臨時委員の公職者にして、この不納運動を煽りたてたり、あるいは市会および調査委員会において激越なる負担金反対論を繰返し、いわゆる市長いじめ

をなすものすらあつたと伝えられるほど——かかる險惡な情勢化に追いこめられるようになった。

市長再び声明書を発表

そこで田阪市長は左に全文を掲ぐる再声明書を發して納入上に誤解なきようにと注意の喚起に努めたのである。

受益者負担金問題に対する声明(全文)

都市経営調査臨時委員会の席上、委員より「例の五幹線道路受益者負担の問題に付ては、反対側に於て遡及徴収を不当とし、行政訴訟を提起すべく既に事務所を設け、しきりに同志の糾合に努めつつあり。行政訴訟の結果は果して如何なる判決を見るべきか、もとより予断すべからざるも、万一反対側の主張貫徹する如き場合ありとせば、当初より反対側に加せず、負担金の徴収に応じたる者に対し市は如何なる処置に出すべきか、この際予めその方針を披瀝し置かれたし。」との要求に対し市長は左の声明をなしたり。

受益者負担金の課徴は曩に声明したる如く国の行政作用にして、市長は法令上之を執行すべき地位に置かるるものなるを以て、如何に反対論高潮し如何に苦情続出するも、之に対し市長として別に施すべき余地なく之に不服ある者はただ訴願訴訟の一途あるのみ、故に市と市民との間に於て法廷に相争ふ如きは誠に悲しむべき現象なるも制度の上にて於ける自然の成行は如何とも致し難し。而して不服として論議せらるる点は、本制度設定迄に幾多の機関に於て、充分討議考覈を悉し、確乎たる論拠に立脚せるものなるを以て、この論拠は如何なる場合に於ても決して覆さるる如きことなきを信ずるも、仮りにこの所信に反する

結果を来したる場合ありとして考ふるに判決の羈束力は訴訟当事者たる原告、被告関係の行政庁、参加人以外に及ばず、また違法処分の根源たる行政命令は敢てその効力を妨げられざるを原則とするを以て、判決の効力は訴訟に参加せざる者に及ばざる筋合なるも、かくては不服者のみ負担を免がれ柔順に本制度に服したる者のみ負担するの奇観を呈し、負担の公平を眼目とする制度の精神に反するのみならず、實際問題として甚しく情理に適はざることとなるを以て、この場合に於ては叙上の原則に拘はらず、訴訟当事者たる否とに論なく一視同仁の処置に出づべき方針なることを宣明す。

尚本問題に付ては訴訟参加の有利を述べ加入を勧説しつつありて、加入者よりは一坪幾何かの費用を徴しつつありと聞くも、市長において叙上の方針を以て臨む以上、この際一部の反対運動に附和雷同するも、ただ徒らに無益の費用を負担するの結果をまねくに過ぎざるをもつて、関係区域内の市民諸君にはあくまで冷静なる態度を持せられんことを切望するものなり。

納入を奨める注意書配付

しかるに反対者は毫も声明書の趣旨を了解するところなく、あるいは不納同盟会の宣伝放送に眩惑せられたものか、とにかく負担金納入の手續をなすものはきわめて少なかつた。市政の運営にあたるものとしては、全く遺憾なこととして市当局は「たとえこの決定に不服があつても一応負担金を納入したる上、その当否を争うべきである。」……との注意書をもその義務者に配付して過誤なきことを希望している。また以て市政運用上の不祥として心配させたことはいうまでもな

い、注意書は左のとおりである。

五幹線道路受益者負担金徴収について

五幹線道路受益者負担金問題に付ては、予て賛否の議論ごろごろたるものありしが、市においては本制度の精神に鑑み、諸般の調査を行い細則ならびに地区地帯を定むる等、着々徴収の手配を進め、いよいよ十二月十日付を以て納額告知書を配布したり、而してその納期は来る十五年一月十五日限りなるも、細則第六条に依り分納を申請するものに対しては事情に依り、二箇年以内の分納を許すこととなるべく、尚その分納に依る納期はなるべく諸税の納期とかち合はぬ様、毎年二月、五月、八月、十一月の四期に分ち即ち、二箇年八回に分納せしむる方針なり。

本問題の是非の論議に対しては従来幾度か声明しあるを以て、今更之を繰返すことをなさざるも、とにかく国の法令に遵ひ市長が国の行政庁として之を徴収するものなるを以て、一旦納額告知書の交付を受けたる以上、若し納付の義務を怠るときは国税徴収法の準用に依り処分せらるることなるを以て、假令之が納付に不服ある者でも一応之を納付したる上、あくまで不服なるに於ては法の規定に依り訴願、訴訟の途に出づるより外はない。

次に負担金は即納主義にして分納は義務者の利便を凶る特別の処置なるを以て、訴願、訴訟を提起せんとする不服者に対しては当然分納の便宜は与えられない。尚一部には関係者より費用を徴し訴願、訴訟を提起すべく手配中の者あるやにて、之は誠に悲しむべき現象なるも自然の成行にて如何とも致し難し、ただこの場合その最後の解決は他の都市の例に

見るも多くの歳月を要することなるべく、そしてその結果万一不服者の勝利に帰したりと仮定せば、この際忠順に納付の義務を果したる者に対し、市は如何なる態度に出づべきかは昨今日々質問せらるる処なるも、この事は曩にも市長より声明せられたる通り訴訟当事者たると否とに論なく、一視同仁の処置に出で既納の負担金は之を還付せらるる筈なるを以て、関係者各位はこの際一部の反対運動に乗ぜられ、ただ徒らに無益の費用を負担するの愚を避け、あくまで冷静なる態度を持し円満にその義務を果されんことを切望す。

滞納処分執行の予告

またしても右に対する反撥は強く不納同盟会は益々活発に反対運動に邁進したので、著しく活気を呈するに至つた。そして納額上、甚だ面白からざる結果をみるようになって来たので、市当局はやむを得ず大正十五年一月二十日付をもつて、なお納入なき場合、遺憾ながら法規にもとづき督促の手統をとり、滞納処分を執行する旨の予告を發して、これが円満な納入方を勸奨したのである。しかるに形勢は少しも好転する模様なく、この現状に市当局は定めし憤懣を感じたであらう。

間もなく同年一月二十三日、同月二十六日の両日をもつて負担義務者千六百余名連署して、その筋へ訴願および訴訟手統上のため、一時負担金徴収猶予の申立をなすに至つた。かくして到底円満解決の見込を失つたので、市側としてまことに遺憾ながら同年一月二十七日付をもつて、都市計畫法第二十四条の明文によりて督促状を發したのであつた。

この間既に述べたごとく屢々声明したとおり、速かに納入すべきものは納入を了し、異議あらば訴訟の途に出づる等、関係法規の許す範囲において措置をなすことを相当とする旨を談示し、

徴収猶予を許容出来がたきことをも明示したのであつた。しかるに事實は苛烈な反対方向に進められ、納入成績は全く不良にして問題にならず、やむを得ず一月三十一日および二月一日の両日にわたり市役所、東・西・中の三区役所の吏員が手わけして負担額五百円以上の者を歴訪して納入の督促をなし、しかも万一納入なきにおいては滞納処分を執行するほかなき旨を説明した。しかるの中には反駁弁疏するものもあつた。このとき最早一日も不納を忽緒に付し能わざる段階にあつたので、間もなく派遣吏員は各々部署を定め滞納処分に着手することとなり、まず不動産を有するものについては各登記所につき、その物権設定の有無を調査し、その設定なき者に対しては、ただちに差押登記をなすなど、執行手続を了したのであつた。

ここにおいて滞納者側においてその非なるを自覚するもの現れ、また猛烈に市当局の措置を憤慨せるものも、右強制手段は他の者に対する一大驚威となつたものか、これが任意納入または分納願出となり、また被差押者はこの解除を申請すると、同時にこれまた現金納付、または分納申請をなすに至つた。その結果大正十五年四月七日現在において分納金額実に七十万八千八百十四円、人員五百八十名を示し、他は殆んど現金納付を了した。こうしてさしも大喧嘩をきわめた受益者負担金滞納問題だけは解決をみたのであるが、今から回想すれば市側にとつては爆風の時代である。

第三節 訴願および判決

第一項 負担者義務の訴願大要

受益者負担金滞納問題が曲りなりにも一応解決をつげたものの、これが賦課の当否については、

依然として異議ありと主張した負担義務者は終に大正十五年一月三十日付をもつて弁護士岩田宙造ほか二名を代理として訴願を提起するに至つた。これに対し名古屋市側は答弁をなし判決をまつていたところ、同年十一月二十二日にいたつて本市当局の予期せるとおり訴願人の主張を採用せられず「受益者負担金徴収処分ハ之ヲ取消スベキ限リニ非ズ」との判決があつた。左に訴願書答弁書・裁決書等の大要を採録するであらうが、なお一般的訴願以外に一、二他の理由による訴願提出もあつた。しかし殊更ここに摘録する必要もないので、これを省略する。

訴 願 書

(大正十五年一月三十日愛知県知事山脇春樹宛)

名古屋市中区丸田町一丁目五番地

訴願人総代人 宮 田 辰 次 郎

同 市東区東本重町三丁目十四番地

訴願人総代人 伊 藤 幾 次 郎

同 市中区大池町一丁目二十三番地

訴願人総代人 小 原 清 吉

東京市麹町区八重洲町一丁目一番地 弁護士

右訴願人代理人 岩 田 宙 造

名古屋市東区東外堀町二丁目 弁護士

右訴願人代理人 大 喜 多 寅 之 助

東京市麹町区八重洲町一丁目一番地 弁護士

右訴願人代理人 加 島 五 郎

名古屋都市計画事業費受益者負担金

違法徴収処分取消請求の訴願

事 実 (省略)

訴願の趣旨 (省略)

不服の理由

第一点 受益者負担金は法律に規定せられたる特定の用途に充つる為めにのみ徴収するものなるを以て、徴収当時に於て将来支弁すべき該特定用途の現存することを要し、特定せられたる用途が既に他の財源に依り支弁せられたる以上、負担金は最早之を徴収することを得ざるものとす。

而して本件名古屋都市計画事業は夙に大正六年度追加予算を以て都市計画改良調査費を設定したる当時より之が準備を進め、同年九月十一日内務省令第十七号を以て名古屋市も亦大正七年法律第三十六号に依る市に指定せられて東京市区改正条例の準用を受くるに至り、大正八年五月二十六日名古屋市区改正委員会を開催し、同会決議並に内閣の認可を経て同年八月二十三日名古屋市告示第六十四号を以て本件名古屋市第一期市区改正の範囲を指定し、次で市長は同年十二月八日右工事費に要する費用の収支に関する予算案を市会に付議し、翌年二月二十一日右予算は可決せられたり。而して右予算案に依れば支出工事費金八百二十八万六千九百十四円三銭に對する財源として(一)電気鉄道経営者寄附金一百二十二万七千余円(二)前年度繰越金一万一千余円(三)雑収入七百余円(四)市債五百八十四

万円(五)特別税一百二十二万余円を収入に計上せり。而して右工事は第一号線の広場拡築設計部分を除き、大正九年八月より同十三年五月上旬迄に悉く竣工し、該工事費も右予算(其後実施前多少変更せられたり)の実施に因る収入を以て悉く支弁せられたるものなり。故に右予算を実施し決算済となれる後に至り、右工事費支弁の爲めと称し訴願人等に対し本件負担金を徴収するは違法なり。

第二点 第一点所論の如く予算実施後は負担を命すべき工費なし、若し今日に於て訴願人等に対し本件受益者負担金を徴収するは、前記予算中支出財源を変更し、収入の部に本件負担金徴収額を追加するものなりと爲すに在らむか、是亦不当なり。蓋し予算の変更は其歳入出が未だ確定せず予算として存在する場合に於てのみ之を爲し得ることに止まり、該會計年度経過し、既に現実なる収入及支出を実行したる後に至りては最早該予算の更正追加等其変更を爲さむとするも不可能なり。従て前記の如く他の財源を以て支弁し終れる工事費予算を決算後に至り変更し、本件負担金を以て該予算支出費を支弁するものと説明せんとするも絶対に其余地なし。

第三点 本件名古屋市第一期都市計画は東京市区改正条例に準拠したるものにして、名古屋市長が右工事費予算案を市会に付議したる大正八年に於ては未だ都市計画法施行せられず、而して東京市区改正条例には都市計画法第六条第二項の所謂受益者負担金を徴収し得べき規定なく、工事費は悉く公共団体たる市の負担となしたるを以て、当時右予算案を付議せしめられたる市会が工事費に充当すべき財源の一部を市債に依るべきことと可決

したるも、其市債償還の財源は之を一般市税に求むべきことを予定したるや勿論にして現に今日に至るまで、右市債利子は之を一般市税に依り償還し來れるものにして、將來も右市債の元利償還財源は之を一般市税に求むべきことを予定し居れるものなり。

故に一旦右市債を以て工事費を支弁したる以上、工事費としては終局的に支弁せられたるものにして、其財源となりたる市債を償還することは、之を以て工事費を支弁するものと言ふべからず。従て工事費支弁の爲めにのみ許され、受益者負担金を右市債償還の目的を以て徴収することの違法なるは極めて明白なり。況や市長は訴願人等に対し徴収すべき本件負担金を訴願人等の負担区に対する工事費とは、全然没交渉なる中川運河開鑿工費財源に充当せんとするにあるを以て、本件負担金徴収処分は違法なるや言を俟たず。

第四点 名古屋市長は大正十三年内務省令第二十五号附則「大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に付きては本令施行の日を以て、工事着手の日と見做す。」との規定を根拠とし、訴願人等に対し事実右工事完了の後に至り遡及して本件負担金を徴収するも違法に非ずと爲すものの如し、然れどもこれ右附則の解釈を誤れるものなり。(以下省略)

第五点 都市計画法第六条第二項の受益者負担金は都市計画事業に依り現実に利益を受くる者をして、其利益の限度に於てのみ之を賦課し得るものなるのみならず、其財源は公平することを要すること固より論なし。然るに本件負担金は該事業に因り、却て損害を被りたる者にも之を賦課し、然らざるものに在りても、著しく賦課の均衡を失ひたる不当の甚しきものあり、其事例は枚挙に遑あらざるも今其顯著なるものを挙げれば左の如し。

(イ) 丸田町は従来東西線たる松元町矢場町方面より東方愛知病院方面に通ずる近道にして交通頻繁小売商店の爲め、適當の場所なりしに千早線開通以來頓に通行人を減じ、却て地価を減損したり。

(ロ) 元長道筋裏門前町土地は、岩井町線より約二十五間を距てたる南方東西の道路に面し、其道路は以前は御器所方面より大須方面へ通ずる重要道路なりし爲め、行通する者甚だ多く股賑なる土地なりしも、岩井町線完成後に於ては裏町となり、甚しく衰退したり。加うるに寺院民有土地は寺院境内地にして之を利用するの途に乏し。(以下省略)

第六点 本件第一期都市計画事業の執行に当り改正地区内の土地の権利を買収する際當時の市長佐藤孝三郎は受益者負担金は之を徴収せざる旨市会に言明し、又市長代理として直接土地所有者等と買収交渉の任に当りたる時の名古屋市計画部經理課長馬場取治は、各線土地所有者を集め、将来受益者負担金を賦課せらるる如き不利益なきことを前提とし、残地あるものに対する買収価格は残地なき者に対する価額より低廉なるも、残地の価格増加に依り自然補償せらるる結果となることを理由として、買収に應ずべきことを勧誘し、残地ある土地所有者の大多数は爲めに低廉なる価額にて買収に應ずるに至れるものなり。然るに今日に至り驟然前言を食み高率なる負担金を賦課せらるるは、被収用者を欺きたるものと謂うも誣言に非らず、是等の土地所有者に対しては結局二重に負担を強ゆるものにして、甚しき不当の処分たるを免れず。

証 據 書 類 (掲載省略)

添付書類（掲載省略）

一、委任状 千五百九十六通
右訴願提起仕候也

第二項 名古屋市の弁明書

既記の訴願書に対し、名古屋市は大正十五年二月八日付をもつて愛知県知事宛に長文にわたる弁明書を提出したのである。

弁明書
（大正十五年二月八日・愛知県知事山脇春樹宛）

訴願人は本件受益者負担金賦課に関し、大正十四年十二月十日名古屋市が為したる処分に対し不服ありとして訴願を提起せり。其理由の

第一点 受益者負担金は法律に規定せられたる特定の用途に充つる為めにのみ徴収するものなるを以て、徴収当時に於て将来支弁すべき該特定せられたる用途が既に他の財源に依り支弁せられたる以上、負担金は最早之を徴収することを得ざるものなりとの論旨の下に大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事は、第一号線の広場拡張設計部分を除き悉く竣工し、該工事費も予算の実施に因る収入を以て悉く支弁せられたるものにして、決算済となれる後に至り、右工事費支弁の為めと称し訴願人に対し負担金を徴収するは違法なりと謂うに在り。然れども本件受益者負担金の徴収は訴願人の「特定用途充当」の意義と何等齟齬する所なし。即ち該工事費は決して終局的に支弁せられたるものに非らずし

て、訴願人の指せる如く工事費の大部分たる五百八十四万円は当時市民の負担関係を顧慮し、一時に負担せしむるの適当ならざるを思ひ之を市債に仰ぎ以て、市民の負担を将来に保留したるものにして、之が償還は均しく該事業に要したる費用の支弁に外ならず。而して該市債は今後市民の負担に俟つべきもの、

尚五百七十六万円を算し訴願への所謂「将来支弁すべき特定用途現存」するものにして、訴願人が本負担金徴収当時全然支弁の途なきに不拘之を徴収するものとするは誤解なり。訴願人の主張は市債の償還は工事費の支弁にあらずと云うに在られるも、受益者負担金は単に当該工事費の直接充當にのみ局限せらるべきものにあらずして、之を市債の償還財源にも充當し得るの精神なることは、大正十三年内務省令第二十五条、大正十三年内務省令第七号、大正十一年内務省令第十七号に於て、何れも二年乃至五年間の分納を認めたと、工事精算後に於て不足金の徴収を認めたとに徴し、極めて明白にして一点疑義の余地を存せず。加之都市計画法施行令に基き公布せられたる大正十三年十一月内務省令第二十五号附則に於て「大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に付ては本令施行の日を以て工事着手の日と看做す。」と規定し、本件工事に對し受益者負担金を課すべきことを特に明確に定めたるものにして、之に基き本件の処分は何等の違法あることなく、訴願人の主張は全然理由なきものとす。

第二点 訴願人は「予算実施後は負担を命ずべき工費なし、或は前記予算中支出財源を変更し、収入の部に於て本件負担金徴収額を追加するものなりと為すに在らんか、是亦不当

なり。」と論ずるも予算実施後に於ける負担の解釈に付ては前段に述べたるを以て、茲に再説せず、又予算の変更云々は全く訴願人の仮定的独断にして、之に該当の事実なく従て本件負担金の徴収に何等關係なきを以て敢て茲に弁明せず。

第三点 訴願人は「本件名古屋都市都市計画事業費予算を市会に附議したる当時は、未だ都市計画法施行せられず、従て受益者負担金を徴収し得べき規定なかりしを以て、市債償還財源は之を一般市税に求むべきことを予定したるや勿論にして現に今日に至る迄、右市債利子は之を一般市税に依り償還し来れるものにして、将来も右市債の元利償還財源は之を一般市税に求むべきことを予定し居れるものなり。」と、主張するも之誤れり、訴願人の謂うが如く本件の工事は当初東京市区改正条例に準拠したるものなるも、都市計画法は右工事費予算を市会に提案する以前、即ち大正八年四月に公布せられ、同九年一月より施行せられ、同時に本事業は同法の規定に依り内閣の認可を受けたる都市計画事業と看做されたるものにして、従て市債償還財源の如きも、同法に依る収入を予定し公債条例には「特別税其他の収入」と記載せるも之が財源として国庫補助金並都市計画法に依り下附せられたる河岸地より生ずる収入及本件受益者負担金等の収入を予見したる事は、該予算案の審議に當り時の佐藤市長の言明に依り明白なり。其後受益者負担に関する制度設定の爲め、大正九年以降主務吏員を数次他都市に派遣して其実例を調査し、之を参照して成案を得、主務省に意見を上申して、茲に本制度の確定を見るに至りたるものにして、一般市税を以て市債の償還財源に予定し、又充當したりとなす、訴願人の主張は全然事実を無視したる謬論なり。

尚訴願人は、「一旦市債を以て工事費を支弁したる以上工事費としては、終局的に支弁せられたるものなり。」となすも、其当らざることは第一点に於て述べたるが如し。

次に訴願人は本負担金の一部を中川運河開鑿工事の財源に向くるを非難するも、本負担金は大正十三年内務省令第二十五号第一条「名古屋市は都市計画事業として市長の執行すべき道路若は広場の新設又は拡築に要する費用に充する為め、本令の定むる所に依り受益者をして費用を負担せしむべし。」の規定に依り道路広場の受益者負担金として適法に課徴し之を市財政上の都合に依り一時中川運河事業費財源の一部に運用充當するに過ぎず。該運用金は他日更に運河経済より本事業公債の償還財源に返還せんとするものなり、然るに之を指して違法と為すは法令に根拠なく、又財政運用の理を解せざるものなり。

第四点 訴願人は本負担金の徴収を以て内務省令第二十五号附則の解釈を誤れるものとなし、

(イ)〔上略〕仮りに訴願人の主張を正しとせんか、其着手の日は同省令第七条の規定に依り市長之を告示することに依りて確定することを得べく故に附則を設くる必要なし、然るに特に之を設けたる所以のものは、既に大部分竣工の状態に在りたる該工事に対して、第七条を適用することを得ざるを以て、茲に擬制的に着手の日を確定し、以て該事業の全部に対し負担金を課すべきこと明確ならしめたるものなることは理義極めて明白なり。

(ロ)〔上略〕即ち本件の工事は大正八年度より同十四年度に至る継続事業にして、其一部分は未だ竣工に至らざることは訴訟人も認むる所なり。而して若し訴願人の前段に主張す

る如く単に将来の分に対してのみ、負担金を課するとせんか、均しく同一都市計画事業なるに拘らず、一は之を課せられ一は之を免るるが如き奇観を呈し、却て本制度の精神たる正義公平の原則を没却するに至るべし。之即ち二十五号省令に特に附則を設けたる所以なるを知るべきなり。又工事施行に因る利益は、決して現実に工事に着手せる当時のみに局限せらるべきものにあらずして、其土地に及ぼす社会上、経済上の利益は必然的に将来に持続するものなるを以て、「現実に着手せる当時の所有者のみ利益を収め、附則に依る着手当時の所有者は利益を得ざるもの尠からざるべし。」との推論亦實際を知らざるものなり。次に都市計画の発表と共に投機売買行はれたるもの甚だ多しと云うは眞実にあらず、従て訴願への主張は全く其理由なし。

(ハ) 訴願人は、大正十三年十一月八日を以て工事着手の日と看做し受益者負担金を課せらるるは、特別税と受益者負担金と二重の負担を課せらるるものとなし、其不法を云為するも之其實際に暗く、且つ受益者負担制度の精神を全然理解せざるものなり。蓋し受益者負担は特別税の如き一般的負担以外の特別負担なるを以て、如何なる場合を論ぜず、其一方を負担するの故を以て、他の一方の負担するの故を以て、他の一方の負担を免ぜらるべき理由なし、之固より当然の事理に属す、然るに之を指して不法なるに二重負担となすは妄論なり。尚此誤りを前提とし、省令第二十五号第七条と附則との矛盾を指摘せるも、右附則は前に述べたる如く該工事施行の実状に適せしめんが為め、第七条の原則に対し特に除外例を規定したるものにして、之を違法と為すは其精神を無視したるものなり。

訴願人は本項の終りに於て更に内務省令第二十五号附則は工事未了部分に對してのみ適用すべき規定なることを繰返すも、之に對しては既に弁明を悉したりと信ずるを以て敢て茲に反覆せず。

第五点〔上略〕然れども都市計畫法は其第六条第二項に於て「勅令の定むる所に依り、都市計畫事業に因り著しく利益を受くる者をして、其受くる利益の限度に於て前項の費用の全部又は一部を負担せしむることを得。」と規定し、著しく利益を受くるものなりや否や、又受くる利益の限度なりや否やの点に付ては、施行令第九条第四号、大正九年内務省令第二十八号及大正十三年内務省令第二十五号を以て一定の範圍を定め、其範圍内に属する者は著しく利益を受くるものと認め、受益負担の義務あることを規定し、又受益負担に一定の限界を定めて、之を以て受益の限度を越えざるものなることを推定的に定めたるものなり。從て之等の勅令、省令に基き市長が発したる受益負担の処分は適法なり、而して訴願人は幾多の事例を列挙して処分の不当又は不公平を訴うるも何れも其理由なし。

第六点 訴願人は「本件事業用地を買収する際當時の市長佐藤孝三郎は受益者負担金は之を徴収せざる旨、市会に言明したり。」と謂うも、之全く事實を顛倒したるものにして、當時佐藤市長は受益者負担金を徴収すべきことを市会に言明し、自来引続き本制度の設定に努め來りたることは、第三点に述べたるが如し。「又時の都市計畫部經理課長馬場收治は各線土地所有者を集め将来受益者負担金を課せらるる如き不利益なきことを前提とし、残地ある者を勧誘したり。」と謂うも市の方針は当初より蔽として一貫し來りたるものにして

絶対に斯かる事実あることなし。訴願人が斯かる虚構の事実を前提として処分の不当を叫ぶは誣罔の甚しきものなり。

添付書類 一、大正八年八月名古屋市告示第六十四号一通 二、名古屋市条例第七号名古屋市市区改正事業公債条例一通 三、大正九年名古屋市会々議録抜萃一通
右弁明候也。

名古屋市長 田 阪 千 助

内容は説明するごとく本市側は訴願人の主張するような事實は絶対にない、それは虚構の事實を前提としたものだと、きびしく論断している。

第三項 愛知県知事の裁決

訴願に対する愛知県知事の裁決書は大正十五年十一月二十二日付下付されたが、このとき山脇知事は去り柴田(善三郎)知事時代であった。その大要を抄録すれば左のごとし。

裁 決 書

名古屋市西区和泉町一丁目十三番地

訴願人 木 村 は ま

外千六百四十名

〔上略〕

第一点 受益者負担金は法律に規定せられたる特定の用途に充当する為めのみ徴収

するものなるを以て、徴收當時に於て将来支弁すべき該特定用途の現存することを要し、特定せられたる用途が既に他の財源に依り支弁せられたる以上、受益者負担金は最早之を徴收し得ざるものとす。然るに本件都市計画事業は東京市区改正条例の準用に依るものにして、名古屋市区改正委員会の議決並内閣の認可を経て、大正八年八月名古屋市告示第六十四号を以て告示し、次て同九年二月名古屋市会に於て本事業費収支に關する予算を可決したり。而して其内容は支出工事費に對する財源として（一）電気鉄道經營者寄附金（二）前年度繰越金（三）雑収入（四）市債（五）特別税を以て収入に計上し、該工事は第一号線の広場拡張設計部分を除き、大正九年八月より同十三年五月上旬迄に悉く竣工し、工事費も右予算の実施に因る収入を以て悉く支弁せられたるものなり。故に其予算を実施し決算済となる後に至り該工事費支弁の爲と稱し、訴願人等に對し受益者負担金を徴收するは違法なり（以下第二点、第三点、第四点、第五点、第六点共訴願要旨を掲げたもので省略す）

以上の理由に依り本件都市計画事業費受益者負担金徴收は違法の処分なるを以て、之を取消し、尚本訴願確定に至る迄其徴收処分の執行を停止すべしとの裁決ありたしと謂うにあり、

右に對する名古屋市長弁明の要旨は

第一点、第二点、第三点、第四点、第五点、第六点（以上既掲の要領通りにつき省略）と謂うにあり、

右の内名古屋市西区明道町五番地片岡きく財産管理者浅野安次郎は、財産管理者たる立

証書類を、同市中区宮出町五十八番地広徳寺住職吉岡祖禪は、檀徒総代の同意書を、同市中区前塚町三十二番地万福寺管理者駿一親権者夫馬君枝及同市東区蒲焼町三丁目六番地真福寺管理者橋瑞秀は、寺務管理者たる立証書類を、同市東区東袋町三丁目四番地教泉寺管理者高岡まさは、寺務管理たる立証書類及檀徒総代の同意書を、同市中区門前町七丁目日本派本願寺名古屋別院輪番北畠玄融は、信徒総代の同意書を何れも添付せず、訴願法第六条第二項の要件を具備せず、適法の手続に違反するを以て、同法第九条第一項に依り之を却下し、爾余は之を受理し審査を遂ぐるに、

第一点 抑も受益者負担金を賦課徴収するが為には法律所定の事業の存在を要するは論なし、然れども其徴収金は必ずしも該工事に対し、直接充当せざるべからざる法令上の根拠なく、又斯く解せざるべからざる理論上の理由なし。即ち事業執行者は或は事前に之を徴収し、以て直接に該工事費を支弁すべく、或は事後に徴収することとし、之を償還財源としたる市債を以て該工事費を支弁することあるべく、其何れの方法に依るべきかは、市財政の実状に応じ決すべきものとす。而して受益者負担金は都市計画法第六条第二項同法施行令第九条第四号に依り受益者の指定を内務大臣に委任し、又同法施行令第十条を以て負担せしむる費用の金額及其負担方法は関係市長の意見を聞き都市計画委員会の議を経て内務大臣之を定むるものなるが故に、是等の条件具備せざるに之が収入を予定し、以て予算に掲上するは予算の執行力を減殺し、従て事業実施上不安を伴うを免れず。

然るに内務大臣が都市計画施行令第九条第四号に基き受益者を指定したるは、大正九年

九月にして同令第十条に依る負担金額及負担方法を定めたるは、大正十三年十一月及同十四年四月なるを以て、予算設定当時受益者負担金の収入を掲上せざりしは、以上の経過に徴し、已むを得ざる所なり。若し夫れ予算に収入として、掲上せざりしものを事業執行後に於て徴収するは違法なりとの論点に至りては、受益者負担金の課徴を以て全然予算にのみ根拠を置く誤謬より出づるものにして、本負担金の如く拠るべき法規あるものの之に基きて為したる徴収処分は假令予算に之が収入の掲上なく、且つ当該予算の執行後に属するも何等の違法の点なし。況んや本件負担金徴収に際しては予算に掲上し、且つ本負担金は該工事費を支弁したる市債の償還財源に充つるものにして、即ち結局訴願人等が受益したる都市計画事業の費用に充当するものなるに於てをや。

第二点 公共団体の予算は当該会計年度経過後に至り其変更を為し得ざること亦論なし、然りと雖も本件受益者負担金は経過せる年度の予算を変更して当該年度の収入と為したるものに非らず。即ち名古屋市都市計画事業特別会計予算は事業費の財源と為したる市債の償還を完了する迄は、将来に涉りて年々予算の設定を要し、而して本件負担金収入は該市債償還の財源に充当する年度の予算に収入として掲上するものにして、訴願人が之を以て年度経過後に於ける予算の変更なりと主張するは事実を誤認せるものなり。

第三点 東京市区改正条例の準用に依り内閣の認可を受けたる本件事業は都市計画法第三十条の規定に依り都市計画事業と看做されたるものを以て、本件工事費に充当するため都市計画法に基く受益者負担金を課徴し得ることは当然の事理に属す、又本件事業公債

条例第十一条中「特別税其他の収入」と定め、以て市税にのみ其財源を求むるものに非ざること、を明かにし、且つ当該予算案の審議に当り市長は「利益を受くる地主等に特別の負担を命ずる(中略)之は特別の利益を受けるから負担を命ずるので金額も稍多い率は定まつて居りませぬ、斯様な各種の財源か出来る見込がありますから茲に提案致しました。」云々と説明し、本事業費の財源中受益者負担金の収入の意思明確なる以上は、直接に字句數額を以て受益者負担金幾何と表示せられざるを理由として事業費を支弁したる市債償還の財源は一般市税に求むるものなりとし、又現に市債の償還を一般市税に依り支弁し居れるを理由として、将来も亦一般市税を以て償還資源と為す予定なりと論ずるは、固より市債償還の爲には都市計画法特別税若くは受益者負担金等単独なる財源に求むるは、財政経理上不可能なるが故に是等各種の収入を集合し、以て充当することは当然にして、市公債条例亦之に備えたること前述の如し。又本負担金を中川運河開鑿工事費に充當せんとすることを非難するも、右は單に市政経理上の都合に依る一時の運用に過ぎずして、他日該運河事業経済より戻入し、本事業公債の償還に支障なからしむるの計画確立せるものなるを以て、従て本負担金を全然他の目的に消費するものなりとの主張は理由なし。

第四点 大正十三年十一月内務省令第二十五号附則の規定は工事未了の部分に対してのみ適用せらるべきものと解すべき何等の根拠を有せず、即ち

(イ) 尚将来支弁すべき工事費の現存又は土地所有者が之に依り著しく利益を受くべき事業の現存するや、否やに關しては第一点所論の如く市債を以て支弁せる場合に於て、該市

債の償還を要する期間内は依然間接に工事費支弁の義務現存するものと解するを相当とするを以て、訴願人の如く既に工事費を支弁し終りたるものと謂うを得ず。

(ロ) 都市計画事業に因る社会上、經濟上の利益即ち交通、衛生、産業上の利便は勿論土地の品位向上価格の昂騰等の利益は必然将来に持続すべく、従て工事完了以後其将来に涉りて事業に因る利益なしと謂うことを得ず、故に訴願人の主張の如く工事未了の部分に対してのみ、受益者負担金を課徴するものとせむか、本質上該負担金を課せらるべき事業に対し、其竣否の時期相前後するが爲に一は課せられ、他は免るるが如き正義公平の原則に背反するの結果を生ずべきを以て、本令施行前に決定したる大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に対しては、既に竣成せると否とに拘らず、之が受益者をして同一負担に任せしむるの精神を以て附則を設けたるものと解すべきなり。

(ハ) 市税と受益者負担金とは其賦課に付、各別個の規定に基くものなるを以て、本事業の財源を求むるに当り一部を市税を以てし、他の一部を受益者負担金を以てすることは何等違法の点なく、加之本事業費は全部市税を以て支弁し了りたるものに非ずして、其大部分は市債に仰ぎ現に之が償還中に属するを以て、従て之が還了に至る迄は市民の負担は尚継続すべく、而して市債の償還亦結局事業費の支弁と異なるなきこと、第一点所論の如し、故に之を以て二重の負担を課するものとして、其違法を攻撃するが如きは理由なし。

第五点 都市計画法第六条第二項には、勅令の定むる所に依り都市計画事業に因り著しく利益を受くる者をして、その受くる利益の限度に於て前項の費用の全部又は一部を負担

せしむることを得。」と規定し、著しく利益を受くる者なりや否や、又受くる利益の限度なりや、否やの点に關しては、都市計画法施行令第九条第四号及大正九年内務省令第二十八号並に之に基きて公布せる大正十三年内務省令第二十五号、同十四年内務省令第六号を以て、受益に關する一定の範圍限界を定め、其範圍内に属する者を以て、著しく利益を受くるものにして、且つ所定の限界内に於ける負担は以て受益の限度を越えざるものと定めたるものなり。名古屋市長は是等勅令、省令に基き負担金の徴収を爲したるものにして、従て該処分は何等違法又は不当の点あることなし。而して訴願人が數箇の事例を挙示して市長の処分の不当、不公平を主張するも道路の改修に依り沿道の土地が社会上、經濟上特殊の利益を享受するものなることは、第四点説述の如くなるを以て訴願人の主張はその理由なし。

第六点 本件都市計画事業の執行に關する財政計画は第三点に於て述べたるが如く受益者負担金を課徴することは、其当時より予定したる所にして、従て用地買収に當りて市長が之を徴収せざる旨言明したりと謂うが如き事實を認むるに由なし。又直接買収の任に當りたる名古屋都市計画西部經理課長が市の既定方針に反し、受益者負担金を課せざる理由の下に用地を低価に買収したりと認むる事實なし。即ち該負担金不賦課の公約ありと認むべき根拠全然なく、訴願人の主張は何れもその理由なし。

以上の理由に依り裁決すること左の如し。

大正十四年十二月十日名古屋市長の爲したる名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担金徴収処分は之を取消すべき限りに非ず。

大正十五年十一月二十二日

愛知県知事 柴 田 善 三 郎

かくして市民の注目をひいた訴願問題は一応ケリがついたのであるが、負担問題は未だ解消されたものではない。後行において記述するがごとく訴願人は最後の手段として行政訴訟の手を打つたのである。

第四項 愛知県知事の答弁書

原告側の裁決取消請求訴状

五大幹線道路事業受益者負担金に関する訴願は、その理由なきものとして排斥せられた理由はきわめて明瞭であつた。しかし訴願人はこれをも不当の裁決として昭和二年一月二十四日付、行政訴訟を提起した。この旨を愛知県内務部長より同年四月二十日付、名古屋市長に通牒があつた。本市が万一にもこの訴訟において被告愛知県知事の敗訴となるがごとき場合は、すなわち既掲の裁決は取消されるのみならず、名古屋市のなしたる負担金徴収処分も、また取消されるといふ破滅に陥るのである。

名古屋市の参加に許可 これこそ、まさに名古屋市にとりて重大なる利害関係を有するだけに、当然本行政訴訟に参加すべき必要を認め、五月十日市参事会の議決(昭和二年市参事会議定案、第二十五号)をもとめたのち、ただちに参加方を行政裁判所に申請手続をとつたところ、同月十二日付をもつて参加許可の通知に接したのである。ついで同月十七日、口頭審問のため行政裁判所へ出頭方呼出しに接したので、市長は参加代理人に本市主事須藤林七、弁護士仁井田益太郎、同小野寺昌雄

の三名を選任し、後になお弁護士榛村專一を加う。その対策を講じた。しかるに本審問は当事者の都合により同年九月十七日に延期せられた。

あたかもその当時神戸市においても、京都市においてもほぼ同一事由による行政訴訟が提起せられた。かたがた本件の判決をみるまでには、おそらく相当の歳月を要するだろうと観測された。それにしても、その後田阪市長退陣し、次いで大岩(勇夫)市長から県(惣)市長となり、ついに佐藤(正俊)市長時代となつても、未だ何等の判決が下されざること約二十年におよぶ。如何に本問題は名古屋市および市民の重大関心事であつたかが推量することが出来るので、左に訴状ならびに愛知県知事の答弁書を掲げておく。

訴

状

(昭和二年一月二十四日・行政裁判所長窪田静太郎宛)

(原告、訴願人代理人氏名既掲のとおりにつき省略)

被告 愛知県知事 柴田善三郎

受益者負担金違法徴収処分に対する

裁決取消請求の訴

一 一定の申立

一 被告が原告等に対し大正十五年十一月二十二日付、並に同年同月二十六日付を以て為したる「大正十四年十二月十日名古屋市長の為したる名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担金徴収処分は之を取消すべき限に非ず」との裁決は何れも之を取消す、訴訟費用は被告の負担とすとの御判決奉仰候。

尚本訴確定に至るまで名古屋市長が原告等に対する前記負担金徴収処分_の執行は之を停止すべしとの御命令相成度候。

事 実

一、(省 略)

二、然るに其後に至り名古屋市長は名古屋都市計画事業道路、広場新設拡築第一期事業費受益者負担金として、原告等に対し大正十四年十二月十日付告知書を以て添付目録表示の金額の納付を命じ、原告等は、大正十四年十二月十日より同月二十日に至る間に於て各自其送達を受けたり。

三、仍て原告等は右受益者負担金徴収処分を違法と為し、その取消を求むるため愛知県知事に対し訴願を提起したる処、同知事は大正十五年十一月二十二日付(但原藤たみ、森田五三郎両名に対しては同月二十六日付)を以て原告等の請求を排斥する裁決を為し、該裁決書は何れも大正十五年十一月二十四日より同年十二月三日の間にその送達を受けたり。

理 由

第一点、第二点、第三点、第四点、第五点、第六点(前掲訴願書におけるものと殆んど同様につき省略)

立 証 方 法 (項目掲載省略)

右訴提起仕候也。

付属第一号表 受益なき地区の表示

所屬幹線	町名	丁目地番又は番戸	備考
第一号線	西脇町	全	番地欄全部とあるは原告等所有負担地区全部の義なり、以下同じ 番地欄の「番地」は略記す、以下同じ
	西日置町	一六	
	旅籠町	全	
	金沢町	全	
	門前町	一丁目、四丁目乃至八丁目全部	
	春日町	四三、六一、七七	
	飴屋町	全	
	東川端町	五丁目、七丁目全部	
	西川端町	六、七、八丁目全部	
	岩井町	一八、三	
	元田町	一丁目全部	
	小林町	五四	
	上前津町	全	
	裏門前町	二、三、四、五丁目全部	
	吾妻町	全	

第二号線

第三号線

松	月	東	南	池	宮	南	西	東	板	九	松	前	鶯	古	榎	梅	花
島	見	陽	銀	田	出	五	境	陽	橋	田	枝	塚	谷	郷		園	園
町	町	町	治	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
			屋														

八、一七	四〇	全部（一丁目乃至八丁目）	東陽町と接する町の部分	全部	一六、四〇	三一、四〇	全部	全部（一丁目乃至八丁目）	二丁目 全部	三、四、五丁目全部、六丁目二	一丁目四、一三	々	々	々	々	々	々
------	----	--------------	-------------	----	-------	-------	----	--------------	--------	----------------	---------	---	---	---	---	---	---

袋地なり

第五号線											第四号線																						
中	京	伊	呉	針	小	新	千	那	菊	明	上	西	東	板	千	西	市																
場		勢	服	屋	市	道	藏	古	井	道	高	川	川	橋	早	境	町																
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町		
一	全	二	〃	〃	〃	全	八三	一三	〃	全	五	全	二	一	二	三	一	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	
丁目	丁目	丁目					六、八、	六、八、			六、七、		三、三、	丁目																			
一六、		一〇					六、八、	六、八、			一、二、		五、五、	三五、																			
以東	部	部				部	部	部		部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
全部																																	

(以上)

五項目にわたるその理由

右に対する愛知県知事の答弁書の概要を摘記すれば次のとおりである。

昭和二年第二二号受益者負担金違法徴収処分

に関する裁決取消請求に関する事件答弁書

被告 愛知県知事 柴田善三郎

一定の申立

原告の請求相立たす訴訟費用は原告の負担とすとの御判決相成度。

事実

名古屋都市計画道路広場新設拡築事業は東京市区改正条例の準用に依り名古屋市区改正の設計として内閣の認可を得。大正八年八月十三日名古屋市告示第六十四号を以て告示したるものなるが、大正九年一月一日より都市計画法施行せられたるを以て、同法第三十条に依り都市計画事業と看做され、その事業費八百二十八万六千九百四十四円三銭の財源は(一)市債五百八十四万円(二)特別税百二十二万六千二百六十七円七十銭(三)電気軌道経営者寄附金百二十二万七千四百七十三銭(後に至り電気事業経済より繰入に変更)(四)前年度繰越金一万一千四百九十四円九十五銭(五)雑収入七百四十四円八十三銭、総計八百三十三万二千七百七十三円六十一銭を以て之に充つることとし、大正八年度より十一年度に至る四箇年度に亘る継続事業として大正九年二月二十一日の市会に於て之が予算を可決し、大正八年度は事業に着手し、自来継続年度の延長に伴ひ年度割並に予算を変更すること数回に及び本事業

業全部の竣成したるは大正十五年三月三十一日なり。

大正十三年十一月八日内務省令第二十五号を以て名古屋都市計画道路新設拡築受益者負担に関する件公布ありたるにより名古屋市長は同省令附則に基き、都市計画事業として執行したる前記事業に因り著しく利益を受けたる原告等に対し、大正十四年十二月十日付を以て、名古屋都市計画事業受益者負担金の納額告知書を発行して各受益者に対し之を送達せり。然るに原告等は右市長の処分に対し不服ありとして、大正十五年一月三十日及同年二月七日付を以て、之が取消に対する訴願を提起したるに依り、木村はま外千六百四十名に対しては大正十五年十一月二十二日付、小藤なみ(原告は訴状に原藤たみと記載せるも小藤なみの誤記ならん)森田五三郎兩名に対しては同月二十六日付を以て、名古屋市長の爲したる名古屋都市計画事業道路広場新設拡築受益者負担金徴収処分は之を取消すべき限りにあらずと裁決を爲したり。

理由

第一点 原告は法律に規定せられたる特定用途に充つる爲に非ざれば、受益者負担金は之を徴収し得ざるものなることを論拠として、名古屋都市計画道路広場の新設拡築第一期事業は既に竣工し、該工事費も亦予算の實施に因る収入を以て、悉く支弁せられたるものなるが、故に右予算を實施し決算済となれる後に至り。右工事費支弁の爲と称し受益者負担金を徴収するは違法なりと主張するも、本件都市計画事業は東京市区改正条例の準用に依り名古屋市区改正の設計として、内閣の認可を受け、大正八年八月名古屋市告示第六十四号

を以て告示し、大正九年一月一日より都市計画法の施行と共に、同法第三十条の規定に依り都市計画事業と看做されたるものにして、同法施行令第九条第四号に基き公布せられたる大正十三年内務省令第二十五号附則(大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に付ては本令施行の日を以て工事着手の日と看做す)の規定に基き課徴したるものにして、本件工事費は未だ終局的に支弁せられたるものに非ず。即ち該工事費の大部分たる五百八十四万円は当時財政の都合上、之を市債に求め以て市民の負担を将来に保留したるものにして、之が償還は該事業に要したる費用の支弁に外ならず。

而して該市債は今後市民の負担に俟つべきもの、尚五百七十六万円を算し、原告の所謂徴収當時に於て将来支弁すべき該特定用途の現存するものなり。尚原告は他の財源に依り支弁せられたる以上、最早之を徴収することを得ざるものと主張するも、受益者負担金は単に當該工事費の直接充當にのみ局限せられるべきものに非ずして、之を市債の償還財源にも充當し得るの精神なることは、疑を容るるの余地なきを以て、該工事の執行者は或は事前に之を徴収して直接該工事費を支弁すべく、或は事後に徴収することとし、之を償還財源と爲したる市債を以て、該工事費を支弁することあるべく、其何れの方法に依るべきかは市政の実状に應じ決すべきものとす。尚原告は都市計画事業に依る利益は該工事に因る地価の騰貴に外ならぬ。而して其地価の騰貴は工事実施の確定又は着手當時に実現するものにして、従て負担金を課すべき受益者は、其地価騰貴の時に於ける土地所有者なることを前提として、都市計画事業の執行に要する費用が未だ他の財源に依る収入を以て支弁せら

れずして現存する時期、即ち工事着手時に於て其徴収を決定すべきものなりと主張するも、工事施行に因る利益は決して現実に工事に着手せる当時のみに局限せらるべきものにあらざりて、其土地に及ぼす社会上、経済上の利益は必然的に将来に持続するものなるを以て、現実に工事に着手せる当時の土地所有者のみ利益を得。工事着手の日と看做されたる時の土地所有者は利益を享受せずと認むべき理由なし。

第二点 原告は予算実施後は負担金を徴収すべき工事費の存在するものにあらざるを以て、従て其予算中其財源として予定せざりし受益者負担金を徴収するには、右予算中財源を変更して収入の部に於て追加し得るにあらざれば、負担金を徴収し得べきものに非ずと断定し、本件に於ける如く該会計年度経過し、既に現実に収入支出を実行したる後に至りては該予算変更の余地なきを以て、本件負担金を以て予算を変更して実行せるものと解するを得ずと主張す。然るに本件受益者負担金は経過せる年度の予算を変更して当該年度の収入と為したるものに非ず。即ち名古屋都市都市計画事業特別会計予算は事業費の財源と為したる市債の償還を完了する迄は、将来に涉りて年々予算の設定を要し、而して本件負担金収入は該市債償還の財源に充当する年度の予算に収入として掲上するものにして、原告が之を以て年度経過後に於ける予算の変更を為し得るに非ざれば、受益者負担金を徴収し得ざるものなりとの主張は全く事実を誤認せるものに其理由なし。

第三点 原告は本件事業は東京市区改正条例に準拠したるものにして、該工事費予算案を名古屋市長が市会に附議したる大正八年当時は未だ都市計画法実施せられざりしを以

て、市会に於て可決せる市債償還財源は同法に依る受益者負担金収入を予定せずして、電気事業寄附金の外は主として特別税に求むべきことを予定したるものなりと主張するも、都市計画法は本件工事費予算を市会に提案する以前（大正八年四月）に公布せられ、大正九年一月より施行と、同時に本件事業は都市計画法第三十条の規定に依り都市計画事業と看做されたるものにして、従て市債償還財源の如きも同法に依る収入を予定し、公債条例第十一条中「特別税其他の収入」と定め、以て特別税のみにその財源を求むるものに非ざることを明かにし、且つ当該予算案の審議に当り、名古屋市長の説明に依り本事業費の財源中受益者負担金の収入を予定し居れることを想察し得べく、而して右市当局者の意思明確なる以上は、直接に数额を以て、受益者負担金幾何と表示せられざるを理由として、事業費を支弁したる市債償還の財源は之を特別税に求めたるものなりと論ずるは独断なり。又原告は一旦右市債を以て工事費を支弁したる以上、工事費としては終局的に支弁せられたるものにして、其財源と為したる市債を償還する目的を以て、受益者負担金を徴収するは違法なりと主張するも、本件都市計画事業に要したる工事費は決して終局的に支弁せられたるものに非ざることは、第一点に説述したる如く之が償還は均しく該事業に要したる支弁に外ならず。従て其償還財源に充当する目的を以て、本件受益者負担金を徴収したる名古屋市長の処分は何等違法に非ず、原告の主張は何れも其理由なし。

第四点 原告は名古屋市長は大正十三年内務省令第二十五号附則の解釈を誤れるものなることを論拠として、

(イ) 右内務省令は尚将来支弁すべき工事費が現存する場合及土地所有者等が由て以て、著しく利益を受くべき事業が現存する場合に於てのみ適用せらるべきものなりと主張するも、将来支弁すべき工事費の現存又は土地所有者が之に依り著しく利益を受くべき事業の現存するや、否やに關しては既に第一点に於て述べたる如く市債を以て支弁せる場合に於て、該市債の償還を要する期間内は依然間接に工事費支弁の義務現存するものと解するを至当とするを以て、既に工事費を支弁し終れりと謂うを得ず。

(ロ) 現実に工事が着手せられたる時の土地所有者等は工事に因る利益を予想したる代価を以て土地を売却して、其利益を収得し、工事着手の日と看做されたる時の土地所有者等は其利益を得ざるもの尠からざるを以て、工事完了の後に至り、任意の時期を指定して工事着手の日と看做し、受益者負担金を徴収し得べきものに非ずと主張するも、都市計画事業に因る社会上、経済上の利益は即ち交通、衛生、経済、産業上の利便は勿論土地の品位、向上、価格の昂騰等の利益は必然将来に持続すべく、従て工事完了以後其将来に涉りて事業に因る利益なしと謂うことを得ず。故に原告の主張の如く工事未了の部分に對してのみ、受益者負担金を課徴するものとせむか、本質上該負担金を課せらるべき事業に對し、其竣否の時期相前後するが為に一は課せられ、他は免るるが如き正義公平の原則に背反するの結果を生ずべきを以て、本令施行前に決定したる大正八年八月名古屋市告示第六十四号の工事に對しては、既に竣成せると否とに拘らず之が受益者をして同一負担に任せしむるの精神を以て附則を設けたるものと解すべきなり。

第五点 原告は受益者負担金は都市計画事業に依り現実に利益を受くるものにして、其利益を受くる限度に於てのみ、之を賦課し得るものなるに本件負担金は該事業に依り毫も利益を受くることなく、甚しきに至りては却て損害を被りたる者に対しても、尚之を賦課したるは不当なりとして該事例を例示するも、都市計画法第六条第二項には「主務大臣必要と認むるときは勅令の定むる所に依り、都市計画事業に因り著しく利益を受くる者をして其受くる利益の限度に於て前項の費用の全部又は一部を負担せしむることを得」と規定し著しく利益を受くる者なりや、否や又受くる利益の限度なりや、否やの点に關しては都市計画法施行令第九条第四号「前各号の外都市計画事業に因り著しく利益を受くる者にして内務大臣より指定せられたるものあるとき」及大正九年内務省令第二十八号並に之に基きて公布せる大正十三年内務省令第二十五号、大正十四年内務省令第六号を以て受益に關する一定の範圍限界を定め、其範圍内に屬する者を以て、著しく利益を受くるものにして、且つ所定の限界内に於ける負担は以て受益の限度を越えざるものと定めたるものなり。名古屋市長は是等勅令、省令に基き負担金の徴収を為したるものにして、從て該処分は何等違法の点なく道路の改修に依り沿道の土地が交通、衛生、經濟上の価値を増大し、特殊の利益を享受するものなることは、明白にして大正七年第五十八号行政裁判所判例においても之を認むる所なり。

第六点 原告は本件事業用地買収当時名古屋市長は受益者負担金は之を徴収せざる旨言明し、又當時の都市計画部經理課長は土地所有者に対し、将来受益者負担金を課するが如

きことなきを前提として、低価を以て土地を買収したるを以て、今さら負担金を課徴するは被収用者をあざむきて二重に負担を強ゆるの違法なる処分なりと主張するも、第三点に於て述べたる如く市債償還財源の如きも同法に依る特別税其他収入を予定したるところにして、従て用地買収に当りて市長が之を徴収せざる旨言明したりと謂うが如き事実を認むるに由なく、又直接買収の任に当りたる名古屋市都市計画部經理課長が市の方針に反し、受益者負担金を課せずと称し、被収用者を欺きて用地を低価に買収したりと認むべき事実なし、すなわち該負担金を賦課せざる旨の公約ありたりと認むべき根拠なく原告の主張は何れもその理由なし。

立 証 (項目掲載省略)

以上の理由に依り原告の申立は失当なりと思料候に付右答弁書提出候也。

塚本市長時代に和解成立 以上のごとくして本問題は長くほとんど忘却の淵に投ぜられてい
るがごとき状態にあつたが、昭和二十二年四月八日塚本三が公選初代市長に就任後において両者
の間に円満和解が成立し、ここにおいて複雑多岐をきわめた大事件がはじめて大団円をつげたわ
けだが、そのときは関係者のうち既に故人となつていたものが少なくなかつた。そうしたことよ
りも戦後のわが国における諸制度の大変革に伴い行政裁判所もまさに廃止せられんとしたので、
俄然和解のいとぐちがみだされ両者側代表の交渉短日にして文字どおり急速に解決を見るに至
つたのである。

第八章 都市計画事業および一般土木事業の経費

第一節 都市計画事業の恒常的財源

名古屋市における都市計画事業は大正八年度設定以降三十数年の歴史を有している。そしてこの事業費なるものは特別経済によつて経理されて来た。終戦後には著しい変化をみていることは後巻に譲るが、終戦前までには特記すべき程の変化はなかつたが、一口に都市計画事業費といつても街路事業のみに限らぬ運河事業、路面舗装事業、公園事業等幾種もふくまれていゝことはいふまでもない。この都市計画費創設以来、大正の末年までにおける諸財源のうち、恒常的財源たる特別税都市計画税の賦課率および同税の収入状態を尋ねて、これを表示すれば左のごとくである。

都市計画特別税賦課率（本税一口に対する賦課率）

科 目	制 限 率	大正八年度	大正十年度	大正十二年度	大正十四年度
		大正九年度	大正十一年度	大正十三年度	大正十五年度 <small>昭和九年</small>
地 租 割	地 租 百 分 ノ 一 二 ・ 五	〇〇七五 _厘 〇九〇	〇三三 _厘	〇二一 _厘	〇〇九八 _厘 〇八二
国 税 營 業 税 割	營 業 税 百 分 ノ 二 二	二〇三 _厘 二〇三	〇四五	〇三八	二六三 _厘 一五五

種別	家屋	營業	雜種
稅	稅	稅	稅
果稅十分ノ四	果稅十分ノ四	果稅十分ノ四	果稅十分ノ四
二・二 九四二〇	二・二 九四二〇	二・二 九四二〇	二・二 九四二〇
二・二 〇九七	二・二 〇九七	二・二 〇九七	二・二 〇九七
〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
二・二 八九六	二・二 八九六	二・二 八九六	二・二 八九六

都市計画特別稅額並に收納額 (自大正八年度至大正十五年度)

種目	區分		種目	
	賦課額	收入額	未納額	欠損額
地租	賦課額	收入額	未納額	欠損額
	三三、九三一・〇三	三三、九二七・七一	三・七三	〇・四一
割	賦課額	收入額	未納額	欠損額
	一九、〇九五・五二	一九、〇九四・四四	一・〇八	
未納額	賦課額	收入額	未納額	欠損額
	一二、二〇七・九八	一二、一九八・八五	八・七九	三・三四
欠損額	賦課額	收入額	未納額	欠損額
	五四、三三七・五六	六二、九三六・六四	五八・八六	二・六四
賦課額	賦課額	收入額	未納額	欠損額
	七〇〇・九三	七〇〇・九三	七〇〇・九三	七〇〇・九三

家屋税					国税営業税割					特別地稅未納		
賦課額	収入額	未納額	欠損額	払戻未済額	賦課額	収入額	未納額	欠損額	払戻未済額	賦課額	収入額	未納額
七九、三三八・六五	七九、三三〇・二二	二七・三五	一〇・八		一七〇、二二・九四	一六八、五四二・八二	一、一六二・二六	四一六・八六				
五一、四八二・七三	四六、九五一・四〇	五一、四八二・七三	四六、九二九・四四	五一、四七一・八二	九三、二七八・三〇	九二、九一八・三三	二七七・九六	八二〇・一				
三〇、九九〇・九五	三〇、九四一・九一	四八・七二	三三		六八、四三〇・二〇	六八、三六六・六六	一一二・八四	四一・七〇				
一三六、五〇九・八七	二四四、七九三・二三	二四三、八九七・八九	一三六、〇一九・七一	八八・一・六四	三〇九、二九八・〇〇	三〇七、一九九・六一	三一、五二三・九八	五七四・四七				
一一六・五六	一三三・七〇											

欠損額	一、〇四四・九六	四〇八・二〇	一〇一・四三	一、〇一九・八〇
払戻未済額	二・〇〇一	二二〇・五五		二六〇・三六

〔備考〕 (1) 賦課額は調査額より調査内還付金を控除したるものを掲ぐ。(2) 収入額は決算額を掲げた。

いうまでもなく都市計画画税は都市計画法第八条によつて賦課徴収を認められている。参考のため、その条文を摘記すれば左のごとし。

都市計画法(抜萃)

第八条 公共団体へ第四条又ハ第六条ノ費用ニ充ツル為メ左ノ特別税ヲ賦課スルコトヲ得、但府県費ヲ市ニ分課スル場合ニ於テ市ガ営業税、雑種税又ハ家屋税ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其税率ヲ定ムベシ。

- 一、地租割、地租百分ノ九以内
- 二、営業収益税割、営業収益百分ノ二十二以内
- 三、営業税、雑種税又ハ家屋税、各府県税十分ノ四以内
- 四、特別地租、賃貸価格千分ノ三・四以内
- 五、其他勅令ヲ以テ定ムルモノ

営業収益税割ノ賦課ニ付テハ営業収益税法第十条、第二項ノ規定ニ依ル資本利子税額ノ控除ヲ為サザルモノヲ以テ営業収益税額ト看做ス。

然るに昭和十五年法律第六十号、地方税法第九十二条により都市計画法第八条特別税に関する規定が削除されたのである。

しからば前掲の収入は何事業に充当せられたか、その大部分は第一期道路事業費に充当していることは、既に悉く尽されたところによりて明瞭である。しかし同事業が完遂される頃には覚王

山線街路新設拡築事業が施行されつつあつた。かつ執行機関もかなり拡大されているなど總ての規模が大きくなつていたので、特別税全収入が第一期事業費のみに振り向けられたわけではないが、覚王山線街路については後巻において記述する。

第二節 都市計画事業に依らざる土木事業の経費

各年度の一般土木費額

名古屋市々域内における市道は勿論国道および県道は道路法の規定するところによりすべて市長はその管理者となつている。

道路法第十七条但書の規定に依る市の指定

.....
(大正八年十一月五日公布
勅令第四百六十一号)

道路法第十七条但書の規定に依り左の市を指定す。

東京市 京都市 大阪市 横浜市 神戸市 名古屋市

本令は道路法施行の日より之を施行す。(註大正九年四月一日より施行)

故に都市計画事業により街路の維持修繕をも行つてきたが、交通保安もしくは産業上の利便をはかり都市計画街路の効果を全からしむるためには、これが補助街路の完備する必要がある。道路の維持修繕はもとより都市計画事業によらざる土木事業として多数の道路新設および改修を施行していることを知つて置かねばならない。既に掲げた南外堀川西線、南外堀川東線、葵線等は道路改修継続事業の特別経済によつたが、これ等を除き笹島街道、御旅所横町、禰宜町道路、広井町

南北道路、東部道路等—等の改修および橋梁架設工事などは、いずれも普通経済支弁による即ち一般土木事業として施行したものであつた。

そこで市制施行以来、大正末期まで、この間における普通経済の各年度歳出決算面による一般土木費額をとりあげてみれば左表のとおりである。エスカレーター式の増加とはいえないが、大体において逐年漸増を示している。これは主として地域の拡張に伴う増加とみられる、とりわけ大正十年度において著しく膨脹をみるに至つたのは説明するまでもなく、隣接十六箇町村編入による道路面積の増加によるものである。さりながらその膨脹の速度は全歳出のそれに比較しては緩漫にして、明治大正年間において一般土木事業のために投ぜられた費額は決して注目すべきものではない。そして大正五年度以後において市経済の急増は主として歐洲大戦による物価騰貴の影響に基くものであることを考慮に容れるならば、一般土木費額の本市普通経済歳出中に占むる地位は左程のものではなかつたことを知る。これは要するに特別経済としての財源を持つ都市計画事業費に多くを投ぜられるようになり、これに精力を傾けたといえるだろう。

三十八年間の普通経済歳出決算における土木費額調

年 度	経 常		臨 時		全科目の合計
	土 木 費	計 (全科目)	土 木 費	計 (全科目)	
明治二十二年	三三・六元	三、二六・八六	—	二一・九六	二、三〇四・七六五
二十三年	八、七六・六五	五、七二・九三	—	三六・九六	五九、九四六・九〇〇

明治二十四年	四、九三・八五	六〇、九〇三・七六九	—	—	六〇、九〇二・七六九
二十五年	一、八三三・三九七	五、三七八・三四四	—	—	五六、三七八・二四四
二十六年	八、〇〇九・六六六	八〇、八九三・〇五四	—	三四、九五五	八一、二〇八・〇〇四
二十七年	七、〇五一・七五九	六五、三四一・四五六	四九五・三〇〇	三七、四四六・四三三	九二、六八八・八八九
二十八年	八、八八三・三四八	七六、六五七・九六八	一、七九七・六一五	三五、二一三・〇	一〇一、七六九・一九八
二十九年	一三、八七七・八九九	九五、四六二・三三三	二、〇三三・三〇一	一八、三三七・九三三	一一三、七〇〇・一五五
三十年	一一、五四四・七五九	一〇五、七六三・三四五	—	四七、九五一・八九六	一五三、七一五・二四一
三十一年	一三、八五六・〇六六	二二九、三五・九八二	七五、五〇〇・九二四	九三、八一〇・〇八九	三二二、一一二六・〇七一
三十二年	二八、三五二・〇二七	三六四、〇六〇・六五〇	九二、五〇八・六九四	一八六、一五・五五九	四五〇、二一三・二二九
三十三年	二一、四〇〇・三四四	二九四、一三二・七三五	四四、七三六・四五二	三三九、四四〇・〇七九	五四三、五六二・八一四
三十四年	一六、四八七・五三三	三八八、三二二・五六四	四三、三三〇・三五三	三四二、一七七・〇〇〇	六三〇、四八九・六二四
三十五年	二一、〇一九・四三六	四六八、五九九・五四八	一五、三六六・八三三	二二七、七七七・〇九六	六七六、〇一六・六二六
三十六年	二二、五四九・八八二	四六三、五九三・〇二二	九、四〇六・六八〇	三二二、八五六・八五三	七八五、四四九・八六四
三十七年	一一、三七八・八五五	三九九、一七三・九六八	九、一六四・八五	一四、〇八二・〇〇七	五四〇、二五五・九四五
三十八年	三三、七六六・九五四	四六、三三〇・八四四	九五、九七五・四三三	三二二、〇〇三・〇二二	六八二、六三三・二九六

三十九年	三五、六七五・六三二	六二五、八三二・七一九	一六九、九三三・六五	三六四、八二二・五五	一、〇〇七、四二五・八二六
四十年	三三、九八・六五〇	九五八、〇六六・三七八	一三、一二・七九〇	五八、〇三〇・〇五	一、五二六、一〇六・四一三
四十一年	三九、七二六・七七〇	一、三三〇、八八三・九〇一	九七、〇〇六・四九〇	四八、四八七・五七七	一、六〇九、三七一・二九八
四十二年	三三、三三八・三〇〇	一、〇〇一、五五三・九六六	二四、〇一〇・五九〇	七三、九九九・五五五	一、七九五、五五三・四六一
四十三年	三九、六六六・六六〇	九四四、一七五・四四五	五〇、四〇三・三五三	五三、三七・五九九	一、四八二、四四六・九七四
四十四年	三八、一九一・五五〇	一、〇六八、四六二・二〇六	二七、三七七・六七〇	七三、六〇八・九〇〇	一、七八二、〇七一・二二六
四十五年 <small>(大正元年)</small>	三七、三六・三九〇	六九三、五三三・九四三	四九、六二八・〇七〇	八九四、七七・五九九	一、五八七、九五一・五一二
大正二年	四一、二七・三二〇	七三四、六七・六四五	三七、七四九・三八〇	八八七、五四八・〇二二	一、六一二、一八五・六五七
三年	三五、六六・〇〇〇	六九九、九四〇・五四九	一六、四九四・六七〇	八九九、一九・五七五	一、五七九、一三二・二二二
四年	四七、〇〇・三六〇	七四五、七五五・五五	五、〇七四・八七〇	七二、〇五九・五六五	一、五〇七、八一五・〇八〇
五年	三九、四七〇・〇六〇	七四六、七九三・一五七	七、三〇七・四四〇	八三五、八六・一五〇	一、五八二、六一九・三〇七
六年	五一、四六・七八〇	九三〇、五〇・六八五	四〇、二四・六七〇	九六二、〇三・四七〇	一、八八二、七二四・一五五
七年	七、九一、八〇〇	一、三、七七・五七五	四四、三九三・七六〇	一、三、三六〇・八三三	二、二四六、〇五八・三七八
八年	九九、〇四〇・四三〇	一、四五〇、二九・九九五	四八、二五・〇〇〇	一、六四、七二〇・四七五	三、一三四、九三〇・四八八
九年	一九八、四七九・六四〇	三、二八八、三七・三四五	六二、七九四・五五〇	一、九五九、五九〇・六四三	四、二四七、八一七・八八七

大正十	三、〇四、六四七・七〇〇	三、五四、六一七・七〇〇	四、八三、〇九〇	一、六七、六三三・一〇〇	五、二二、八二四・二二二
十一年	一、六六、〇〇〇・〇一〇	一、五六、九三二・三五〇	一、六六、〇〇〇・〇一〇	一、五六、九三二・三五〇	五、八二、八七三・二九五
十二年	五、三三、一〇七・九一〇	四、七〇、七六六・七六〇	四、四四、八四〇・六六〇	三、三四、三三四・三四〇	七、〇五、一五四・〇〇〇
十三年	六、九三、八三九・五三〇	五、四九、七三六・六七〇	一、三三、五五五・九六〇	三、六五、三〇四・四六〇	八、二一、三九四・一三〇
十四年	六、五九、七二七・三三〇	五、五五、七二二・六六〇	一、四四、二四四・六六〇	三、三三、八六六・四三〇	九、二一、七六五・八一〇
十五年	六、六八、三三三・三〇〇	五、九六、三六八・八三〇	一、七六、五四七・三〇〇	四、八三、〇四四・〇九〇	一、〇〇、七九九、二七〇・九一〇

〔備考〕(1)各年度とも決算額を掲ぐ。(2)土木費中には公園費をふくまず。(3)全科目の合計額には摘出せる土木費をふくむ。

昔の物価表

わが国の物価指数のなかで最も古い年次の作成を行ったものは、貨幣制度調査会で同会が作成した物価指数は明治六年から同二十七年にわたっている。ついで古いものは日本銀行の物価指数で明治二十年一月を基準とするものである。とにかくこれらの物価指数を適当につなぎ合せてみると、明治六年から大正末年までの約五十四年にわたる物価指数は明治六年を一〇〇とする指数は大正末年には四五六となつてゐる。

ところで明治四年十一月中旬における「名古屋物価表」なるものをみると左のとおりである。(特に金額を記さぬものは、いずれも金一円に対するものであり、中品を除く)

米—二斗九升・麦—二斗八升・塩—四十二貫目・味噌—十二貫五百目・醤油(溜り)—一斗三升五合・酒—一斗・油—二升五合・炭—三十貫目・薪—八十貫目・綿—九百五十目・餅米—二斗七升・大豆—二斗六升・黑豆—二斗四升・黍—四斗・粟—五斗・小麦粉—六貫目・蕎麦粉—六貫目・苳—五十枚・白砂糖—七斤半・黒砂糖—十三斤・味淋—六升二合・松魚筋—一貫目・煙草—二斤半・茶—十二貫目・芋—七十二貫目・金百目—百三十四・銀—貫目—百三十四・瓦千枚—七十五錢・牛—一斤—十錢・数の子—升—八錢・蜜柑—箱—三十三錢・美濃紙—束—八十錢・唐紙—本—二四五十錢

これを見ては今を距る八十数年前の市況の一斑や役所の模様や官員達の面影や、さては世相等を頭の中に描き出してみると、月並な感想だけでも、今昔の感を深くさせられることが多い。

第九章 関 係 機 関

第一節 都市計画関係官制および職制

都計地方委員会の改変

以上数章にわたつて叙述して来た都市計画第一期事業の完成には財資の必要なことはいうまでもないが、また一面においてそれが関係機関が相倚りそのよろしきを得たる功に俟つべきものである。ここに各機関の基づく官制および職制の概要について触れたのち、関係機関の変遷を尋ねてみることにする。

大正九年一月一日都市計画法の施行と同時に、東京市区改正条例廃止せられ、同条例準用による名古屋市区改正委員会も改組された。なお市区改正によつて施行して来た五幹線道路事業は都市計画法の適用をうけることになつた。この点がやや反覆のきらいがあるが、都市計画委員会官制により愛知県知事は都市計画名古屋地方委員会々長に、名古屋市長は委員に就任し、また名古屋市會議員にして市区改正委員在職中の者はそれぞれ都市計画地方委員に任ぜられたものとみなされた。なお従来 of 市区改正委員会職員に対しては、改めて都市計画地方委員会職員に任命せられたのである。ついで同九年七月一日内務省監察官外十七名が委員を命ぜられ、越えて同十一年五月十九日に至つて委員会機構一部の改正あつて「都市計画愛知地方委員会」と改称せられ、終戦時頃におよんだのである。

都市計画委員会官制(大正八年十一月二十七日
勅令第四百八十三号)

第一条 都市計画委員会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ法律勅令ニ依リソノ権限ニ属セシメラレタル事項ソノ他都市計画上必要ナル事項ヲ調査審議ス。

第二条 都市計画委員会ハ都市計画ニ関スル事項ニ付、関係各大臣ノ諮問ニ応ジ又ハ関係各大臣ニ建議スルコトヲ得。

第三条 都市計画委員会ハ都市計画中央委員会オヨビ都市計画地方委員会トス。

第四条 都市計画中央委員会ハ内務省ニ之ヲ置ク、都市計画地方委員会ハ都市計画法第二条ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ包括スル府県毎ニ之ヲ置キ府県ノ名ヲ冠ス。但東京地方委員会ハ内務省ニ之ヲ置ク。

第四条ノ二 都市計画委員会ノ議決ヲ経ベキ事項ハ内務大臣之ヲ都市計画委員会ノ議ニ付ス。但都市計画地方委員会ニ対スル輕易ナル事項ノ付議ハ之ヲ地方長官又ハ市長ニ委託スルコトヲ得。

第五条 都市計画委員会ノ議決ヲ経ベキ事項ニシテ専ラ一地方ニ関スルモノニ付テハ、ソノ地方委員会ノ議決ヲ以テ都市計画委員会ノ議決トシ、ソノ事項ニ付テハ中央委員会ノ議決ヲ以テ都市計画委員会ノ議決トス。但地方委員会ノ議決ヲ経タル事項ニシテ内務大臣更ニ審議ノ必要アリト認ムルモノニ付テハ之ヲ中央委員会ノ議ニ付シ、ソノ議決ヲ以テ都市計画委員会ノ議決ト看做ス。

内務大臣ハ委員会ノ議決ヲ経タル事項ニ付必要アリト認ムルトキハ之ヲ再議ニ付ス

ルコトヲ得。

第六條 中央委員会オヨビ地方委員会ハ會長オヨビ委員ヲ以テ之ヲ組織ス。

(以下省略)

都市計画部から土木部へ

本市では都市計画法実施と同時にこれが特殊機関設置の必要を認め審議の結果、大正九年四月一日に従来の土木課を廃止すると同時に、都市計画部を設け一般事務と区分したのは、佐藤(善)市長時代である。ついで大喜多市長を経て川崎市長時代にいたつて、本市の都市経営基本ならびにこれが財源に関する事項調査を目的とする機関の必要なるを認め、大正十二年二月二十二日都市経営調査臨時委員を設置した。

その後田阪市長時代において、同十四年四月七日に市役所処務規程改正の際、土木部を新設し、これを経理課「道路課」運河課「建築課」の四課とした。同時に廃止せる旧都市計画部において処理せし分掌事務を専ら経理、道路、運河の三課をして当らしめたのである。斯うした組織によりて、即ち第一期都市計画事業および一般土木事業の執行に当り、その貫達をみたのは実にこれら諸機関の努力献替に負うところあるや、これまた言を俟たざるところである。ただかかる組織編成の現には難関に逢着せる場合もあつたらうが、ここに特に注意を払いたい点は、土木行政中最も重要な地位を占めていたのは都市計画の管掌であつたのである。

土木課事務処理規定

(大正三年七月十日
設定・達第二十九号)

第一條 市役所処務規程第一條ニ依リ土木課ニ左ノ係ヲ置ク。

庶務係 土木係 營繕係

第二条 各係主任オヨビ係員ノ配屬ハ市長ノ許可ヲ受ケ課長之ヲ定ム。

第三条 係主任ハ課長ノ指揮ニ依リ其係ノ事務ヲ執行ス。

係主任故障アルトキハ課長ハ其代理者ヲ指定ス。

第四条 各係ノ主宰事務ヲ定ムルコト左ノ如シ。

庶務係

一、文書ノ受発並ニ保存編纂ニ関スル事項。

二、予算ノ調査収支及決算ニ関スル事項。

三、電柱、瓦斯管、軌道、街灯、並木其他公有地ニ在ル建造物、埋造物ニ関スル事項。

四、火防及水防ニ関スル事項。

五、地理及地籍ニ関スル事項。

六、官有地及公有地及公有水面ニ関スル事項。

七、公園及名所古蹟ニ関スル事項。

八、土地収用ニ関スル事項。

九、土地營造物及物件ノ売買、貸借、交換、贈与、受贈、使用等ノ処分並ニ登記ニ関スル事項。

一〇、物品及工事用材料ノ保管出納ニ関スル事項。

一一、統計及報告ニ関スル事項。

一二、課中他係ノ主宰ニ關セザル事項。

土木係

一、道路、橋梁、港灣、河川、溝渠、用患水路、運河、樋管、堤壩、公共物揚場、並木敷、公園等ノ興廢、維持、保存、並ニ工事作業ニ關スル事項。

二、公用ニ供シタル土地ニ存在スル公私工作物ノ調査監督ニ関スル事項。

- 三、交通運輸、水利、治水設備ノ調査ニ関スル事項。
- 四、土地水面ノ測量及調査ニ関スル事項。
- 五、樹木ノ植付及培養ニ関スル事項。
- 六、土木工事所用材料ノ検査ニ関スル事項。
- 七、主掌事務ノ予算下調ニ関スル事項。

營 繕 係

- 一、建築及營繕ノ工事業ニ関スル事項。
- 二、建造物ノ調査ニ関スル事項。
- 三、建築及營繕工事所用材料ノ検査ニ関スル事項。
- 四、主掌事務ノ予算下調ニ関スル事項。

第五條 課長ハ前條ニ拘ハラズ課員ヲ指定シテ主掌以外ノ事務ヲ処理セシムルコトヲ得。

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス。

各課長並ニ係主任代決事項（大正四年五月八日依命通牒）

各課長並ニ係主任一般ニ亘ル代決事項

- 一、市民呼出ノ件。
- 一、課、係員市内出張並ニ乗車許可ノ件。
- 一、官公署ノ照会ニ基キ区ニ移牒ノ件。
- 一、官公署間附屬往復並ニ添附洩書類進出ノ件。
- 一、特ニ意見ヲ附スルヲ要セザル願届等進達及指令伝達ノ件。
- 一、主管事務ノ取扱及照会ニ対スル回答ノ件。

土木課長代決事項

- 一、常設工夫進退命免ノ件。
- 一、工事材料品出納命令ノ件。
- 一、消防ニ対スル断水通知ノ件。
- 一、市費負担ニ係ル道路、堤塘、並木敷、溝渠等ノ境界及地積調査ノ件。
- 一、職工工夫以下忌引欠勤届ノ件。

都市計画部処務規程（大正九年四月一日達第三十号）

第一条 市役所ニ都市計画部ヲ置ク。

部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ。

部長ハ市長ノ命ヲ承ケテ都市計画ニ関スル事務ヲ掌理シ部員ヲ指揮監督ス。

第二条 都市計画部ニ左ノ二課ヲ置ク。

經理課 工務課

第三条 課ニ課長ヲ置ク。

課長ハ主事又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ。

第四条 課長ハ上司ノ命ヲ承ケソノ課ノ事務ヲ処理シ課員ヲ監督ス。

第五条 部長故障アルトキハ課長中ノ上席者部長ノ事務ヲ代理ス。

課長故障アルトキハソノ課ノ上席者ソノ事務ヲ代理ス。

第六条 事務分掌左ノ如シ。

- 一、文書ノ收受發送編纂保存オヨビ審査ニ関スル事項。
- 二、部員ノ進退賞罰給與其他身分ニ関スル事項。
- 三、予算ノ調製オヨビ收支計算ニ関スル事項。
- 四、物品ノ出納保管ニ関スル事項。
- 五、統計オヨビ報告ニ関スル事項。
- 六、土地建物其他物件ノ取得移転処分オヨビ整理ニ関スル事項。
- 七、其他ノ課ノ主管ニ属セザル事項。

工 務 課

- 一、都市計画関係地内建築物オヨビ物件施設ノ許否等ニ関スル事項。
- 二、都市計画区域オヨビ各種地域ニ関スル事項。
- 三、工事設計ニ関スル事項。
- 四、工事施行ニ関スル事項。
- 五、測量オヨビ調査ニ関スル事項。
- 六、計画ニ関スル事項。

第七條 課長以外ノ部員ノ事務分掌ハ部長之ヲ命ズ。

第八條 本規程ニ定ムルモノノ他市役所処務規程ヲ準用ス。

都市計画部各課事務分掌細則 (大正九年七月五日
達第四十二号)

第一条 市役所処務規程第一条ニ拠リ都市計画部經理課、工務課内ニ左ノ係ヲ置ケ。

經理課

庶務係 地理係

工務課

調査係 工事係

第二条 各係主任及係員ノ配属ハ部長ノ承認ヲ得テ課長之ヲ定ム。

第三条 係主任ハ課長ノ指揮ニ依リ其係ノ事務ヲ執行ス。

係主任故障アルトキハ課長ハ其代理者ヲ指定ス。

第四条 各係ノ主管事務ヲ定ムルコト左ノ如シ。

經理課内

庶務係

一、文書ノ收受発送並ニ編纂保存及審査ニ関スル事項。

二、部員ノ進退賞罰給与其他身分ニ関スル事項。

三、公印ノ管守及機密ニ関スル事項。

四、出勤簿其他庁中ノ規律ニ関スル事項。

五、予算ノ調製及収支計算ニ関スル事項。

六、土地使用料ノ徴収ニ関スル事項。

七、工事ノ請負並ニ職工人夫ノ供給契約等ニ関スル事項。

八、物品及工事用材料ノ購入並ニ出納保管ニ関スル事項。

九、不用物品ノ処分ニ関スル事項。

一〇、統計及報告ニ関スル事項。

一一、他係ノ主管ニ關セザル事項。

地 理 係

- 一、土地買収並収用ニ関スル事項。
- 二、不動産登記ニ関スル事項。
- 三、地上物件移転費ノ調査及移転取得処分及整理ニ関スル事項。
- 四、地理地籍ニ関スル事項。
- 五、土地区劃整理地ノ売却並ニ貸付ニ関スル事項。
- 六、地帯収用地及国有土地ノ下付並ニ供用ヲ受ケタル土地等ノ管理ニ關スル事項。

工 務 課 内

調 査 係

- 一、都市計画区域及各種地域地区ニ関スル事項。
- 二、諸般ノ計画ニ関スル事項。
- 三、都市計画關係地内建築物及物件施設ノ許否等ニ関スル事項。
- 四、測量及調査ニ関スル事項。

工 事 係

- 一、工事ノ設計ニ関スル事項。
- 二、工事ノ施行ニ関スル事項。

第五條 課長ハ事務ノ緩急並ニ繁閑ニ從ヒ前条ニ拘ハラズ係員ヲ指定シテ主管以外ノ事務ヲ処理セシメ又ハ兼務ヲ命ズルコトヲ得。

第六條 各係ノ執務系統其他必要ナル事項ハ課長之ヲ定ム。

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス。(註大正九年七月五日ヨリ施行)

名古屋市役所處務規程(抄)(大正十年四月七日改正・達第十八号)

第 一 章

第五篇 第九章 第一節 都市計画關係官制及職制

第一条 市役所ニ左ノ部及課ヲ置ク、但必要ニ応ジ課ニ係ヲ置クニトゾ得。

上 木 部

経理課 道路課 運河課 建築課

第三条 部ニ部長、課ニ課長ヲ置ク。

部、課長ハ主事、技師ヲ以テ之ヲ充ツ。

第四条 部長及課長ハ市長ノ命ヲ受ケテ其部課ノ事務ヲ掌理シ部課員を監督ス。

部長及課長故障アルトキハ其部ノ上席課長又ハ其課ノ次席者ヲシテ代理セシム。

第二章 事務分掌

第六条 部及課ノ分掌事項左ノ如シ。

(前略)

上 木 部

経理課

一、土地建物其他物件ノ取得移転処分整理ニ関スル事項。

二、受益者負担ニ関スル事項。

三、地理及地籍ニ関スル事項。

四、道路、橋梁、河川、溝渠、溜池、用悪水路、運河、樋管、堤塘、公共物揚場等占用使用ニ関スル事項。

五、都市経営調査臨時委員会ニ関スル事項。

道 路 課

一、道路、橋梁、河川、溝渠、溜池、用悪水路、樋管、堤塘、公園等ノ調査設計並ニ工事施行維持保存ニ関スル事項。

二、都市計画地域内建築物其他施設ノ調査ニ関スル事項。

三、耕地整理及区劃整理ニ関スル事項。

四、水、火防ニ関スル事項。

五、電柱、瓦斯管、軌道、街灯及街路樹ニ関スル事項。
六、道路撒水ニ関スル事項。

運 河 課

一、運河及附帯事業ノ調査設計並ニ工事施行ニ関スル事項。

建 築 課

一、建築物ノ調査設計並ニ工事施行ニ関スル事項。

二、建築物ノ維持保存ニ関スル事項。

都市経営調査臨時委員設置規程 (大正十二年二月二十二日 告示第二十二号)

第一条 本市都市経営基本並ニ之ガ財源ニ関スル事項ヲ調査スル為メ臨時委員ヲ置ク。

第二条 委員ノ定員ヲ八人トシ市会ニ於テ市會議員中ヨリ之ヲ選舉ス。

第三条 委員ノ任期ハ二箇年トス、但再選スルコトヲ得。

第四条 委員中欠員アルトキハ補闕選舉ヲ行フ。

前項委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス。

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

その後大正の末年頃からその必要を認められぬようになり、廃止を主張する声もかなり強くなつて来たので、大岩市長時代に至つて昭和四年十月二十五日執行の普選法による初回の市會議員總選挙が切迫したのを機として、同四年八月十五日をもつて廃止したのである。

第二節 委員・議員および関係吏員

本節において本事業完成に関与せる委員および市会議員の顔触をたづねてみるが、これを(一)本事業決定に関係ある名古屋市区改正委員(二)都市計画法施行に伴う都市計画愛知地方委員(三)市制第八十三条による都市経営調査臨時委員および(四)市議員に分つことが出来る。以下区分して列記することとするが、執行機関については後行の節にゆづる。

都市計画愛知地方委員(官制第八条第三項該当者をのぞく)

会 長		就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	官 職 名	氏 名
大正	九・一・一	大正	一〇・五・二七	愛知県知事	宮尾 舜治
"	一〇・五・二七	"	一二・六・一六	々	川口 彦治
"	一二・六・一六	"	一三・六・一一	々	太田 政弘
"	一三・六・一三	"	一五・九・二八	々	山脇 春樹
委 員					
大正	九・一・一	大正	一〇・七・二二	名古屋市長	佐藤 孝三郎

大正	九・七・一	大正	二二・二・一九	名古屋鉄道局長	村井二郎
"	一二・二・一九	"	一三・七・一	"	福富正男
"	一三・七・一	"	一三・一二・三	"	青木治郎
"	一四・一・一三	昭和	二・六・二一	陸軍歩兵大佐	久保田敬一
"	一〇・八・二〇	"	二・六・二一	"	篠田次助
昭和	二・八・二五	"	二・一二・一	"	秦真次
"	二・一二・六	"	三・一二・一五	"	守房太郎
"	三・一二・一五	"	四・七・四	"	工藤豪吉
大正	九・七・一	大正	一〇・六・三	愛知県内務部長	小幡豊治
"	一〇・九・一六	"	一一・一〇・一六	"	戒毛基雄
"	一〇・一一・三	"	一三・七・二三	"	加勢清雄
"	一三・八・一六	"	一三・一〇・二	"	坂本森一
"	一三・一〇・一六	"	一四・九・一七	"	三沢寛一
"	一四・一〇・三	"	一五・一〇・二五	"	二本木千一年
"	九・七・一	"	一〇・二・一二	愛知県警察部長	新開諦観
"	一〇・五・一七	"	一〇・一〇・二八	"	古宇田晶
"	一〇・一一・一六	"	一二・五・一七	"	宮本貞三
"	一二・五・三一	"	一三・七・二三	"	岡正雄

大正 九・七・一 大正一〇・五・一七 名古屋商業会議所副会頭
 九・八・二四 " 一五・五・六 衆議院議員
 鈴置倉次郎

" " " 大正一〇・九・一九 名古屋高等工業学校教授
 清水市太郎

" 九・一・一九 名古屋高等工業学校校長
 鈴木楨次郎

" 一〇・九・一九 (不詳)
 森彦三郎

" 一一・三・二五 (不詳)
 加藤重三郎

" 一三・六・二三 (不詳)
 服部弥八郎

" 一三・九・二四 (不詳)
 田中善立

臨時委員

大正 九・八・二四 大正一〇・八・二〇 逓信局副事務官
 岡田栄五郎

" 九・一一・二三 " " 技師
 渡辺房次郎

" 一〇・八・二〇 " 一三・一一・二四 技師
 西脇吉次郎

" 一一・四・一二 (不詳) 名古屋高等工業学校教授
 土屋純一

" 一三・六・二三 (不詳)
 福谷元次

" " (不詳)
 今西卓

常務委員

(職名は前掲の通りにつ
き再記の煩を避ける)

大正	九・一一・九	大正	一〇・七・二
〃	〃	〃	一二・一一・六
〃	〃	〃	一二・二・一九
〃	〃	〃	一〇・六・三
〃	〃	〃	九・一一・一九
〃	〃	〃	一一・二・二
〃	〃	〃	一二・九・二四
〃	〃	〃	一一・一〇・一六
〃	〃	〃	一三・六・一六
〃	〃	〃	一三・六・一〇
〃	〃	〃	一三・七・二三
〃	〃	〃	一三・七・一
〃	〃	〃	一三・九・九
〃	〃	〃	一三・九・二四
〃	〃	(不詳)	
〃	〃	大正	一三・一一・三
〃	〃	〃	一三・一〇・二
〃	〃	〃	一三・九・二二

佐藤	孝三郎
中西	四郎
村井	二郎
小幡	豊治
武田	五一
大喜多	寅之助
藍川	清成
森彦	三
成毛	基雄
富田	彦吉
川崎	卓吉
加勢	清雄
福富	正男
畠山	敏行
長谷川	進次郎
鶴飼	賢一
青木	治郎
坂本	森一

都市経営調査臨時委員

大正一三・九・一二	大正一四・一〇・二五	土井宗三郎
昭和二・八・一	昭和二・八・一	田阪千助
大正一四・三・二三	大正一四・六・二一	久保田敬一
大正一四・九・一七	大正一四・九・一七	三沢寛一

就職年月日	退職年月日	氏名	備考
大正一二・六・五	大正一三・一〇・五	伊藤光彦	
"	"	後藤捨五郎	
"	"	奥田四郎	
"	"	田中喜助	
"	"	植木正通	
"	"	水野利三郎	
"	"	広瀬惣兵衛	
"	"	鈴木七左衛門	
大正一三・一〇・六	大正一四・一〇・二四	平手鈴吉	大正一四・六・五再選
"	"	加藤清作	
"	"	尾崎才市	

山本権十郎	三輪為吉	議長	大岩勇夫
加藤重三郎	渡辺久三郎		磯貝浩
副議長、名譽 職、参事会員	吉村喜兵衛		今井清吉
竹内兼吉	村手健次郎		種野弘道
名譽職 参事会員	村瀬健次郎	名譽職 参事会員	白石房次郎
青木録次郎	青井恒次郎		加藤宗太郎
白木周次郎	伊藤勘兵衛		宮部鈴三郎
名譽職 参事会員	青木兵二郎		加藤梅太郎
井深基義	尾崎才市		長谷川糾七
斎藤善三郎	加藤錠瓦郎		伊藤光彦
熊谷常光	藤田鉞太郎		清水寛
名譽職 参事会員	今堀辰三郎	議長	大喜多寅之助
藍川清成	猪村鎌吉		水野専之助
小山松寿			
清水貞雄			
伊藤金太郎			
山田正達			

市会議員【その三】(大正十年十月就職の議員)

名譽職 参事会員	青井恒次郎	名譽職 参事会員	宮部鈴三郎	鈴木七左衛門
織田了		名譽職 参事会員	伊藤助兵衛	伊藤曜
江口弥一郎		田中喜助		鈴木竹四郎

市会議員【七の三】（大正十四年十月就職の議員）

名譽職
参事會員
菅 武 時

後藤 捨五郎
後藤 太助

加藤 一夫
横山 一格

高木 駒太郎
熊谷 治男

副議長
白木 周次郎
宮部 鈴三郎

高田 松治郎
服部 崎市

木村 敏雄
桑山 仙次郎

伊藤 勘兵衛
小林 鎮雄

名譽職
参事會員
高村 又次郎
浦部 章三
田中 喜助

鈴木 虎之助
江藤 清澄
鈴木 七左衛門

荒川 伸也
笹原 辰太郎

伊藤 藤曜
広瀬 惣兵衛

青井 恒次郎
星野 鉄二

福田 三吉
永井 金松

松尾 守隆
伊藤 光彦

鈴木 金一
橋本 金一

田島 常吉
須永 伊之助

酒井 鉄太郎
吉村 喜兵衛

名譽職
参事會員

塚本 三

名譽職
参事會員

加藤 重三郎

名譽職
参事會員

青山 鉞四郎

副議長

竹内 兼吉

大岩 勇夫
小林 茂
山科 賢次郎

林 繁成

加藤 諒五郎

戸田 末吉
石川 久兵衛

赤座 大治郎
浅井 瀬逸

高田 勘三
小林 清作

後藤 利兵衛
前川 照王

富田 彦吉
高桑 善六

伊藤 銀藏
都島 丈太郎
足田 義助

名譽職
水野 利三郎
今堀 辰三郎

福田 好太郎
磯 貝 浩

第三節 執行機関

市長と市会とは互に相對峙し、市會議員の數も多く、かつ市長は行政權の行使に當つても、多くの場合、市会の議決もしくは承認を経ることを必要とする。剩え常設或は臨時委員會も數多設置されて市政の運用に參画している。従つてその組織は逐年複雑化しているが、ここでは第一期都市計畫事業計畫より実施に移り完成をみるまで、その間の事業執行機關として市長および關係吏員を左に掲げるとおり佐藤(孝)市長から四代に跨つていのである。

第一期都市計畫事業關係理事者

職名	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
市長	佐藤 孝三郎	大正 六・七・二	大正一〇・七・一	
	大喜多 寅之助	" 一〇・七・二	" 一一・二・二	
	川崎 卓吉	" 一一・四・一	" 一三・六・一	
	田阪 千助	" 一三・九・二五	昭和 二・八・一	
助役	浅井 正名	大正 六・二・八	大正二〇・七・二二	
	後藤 秀治	" 八・九・二	" 一〇・九・七	
	山崎 林太郎	" 一〇・八・三〇	" 一一・四・一五	

第六篇 雜

纂

第一章 予算市会における市長の

予算説明演説

第一節 土木事業関係の説明要旨

第一項 明治および大正中期末までの傾向

市会開設以来の議事振

名古屋市会の開設を見たのは、明治二十二年十一月十五日である。それより大正十五年(昭和元年)にいたる約三十七年間に市会本会議を開くこと実に九百九回におよぶ。この度数を掲げてみれば左のごとし。

明治二十年…三回(ウ)・二十三年…十五回・二十四年…二十四回・二十五年…二十四回・二十六年…二十五回・二十七年…二十五回・二十八年…二十六回・二十九年…二十二回・三十年…二十一回・三十一年…二十八回・三十二年…三十七回・三十三年…三十四回・三十四年…三十四回・三十五年…二十四回・三十六年…二十四回・三十七年…二十四回・三十八年…二十七回・三十九年…二十七回・四十年…三十回・四十一年…二十六回・四十二年…二十八回・四十三年…二十八回・四十四年…三十七回・大正元年…二十七回・二年…二十七回・三年…二十九回・四年…十六回・五年…二十四回・六年…三十二回・七年…二十三回・八年…二十四回・九年…二十回・十年…二十八回・十一年…十四回・十二年…十六回・十三年…十八回・十四年…十七回・十五年(昭和元年)…十四回

この間提出案件数は年を逐うて多くなり、かつその内容も複雑多岐となり、いかに本市政の多端なるかを思わしむるものがあるが、毎年一月下旬または二月に開く予算市会(旧市制による)は、いままでもなく市政上の最重要なるその年度の総予算ならびに関係案件等を審議されるだけに、この

市会または通常市会開幕の劈頭において市長は予算説明とともに施政方針を述べることを行例となつてゐる。

しかし市会創設以来、大正の中期頃までの予算市会における歴代市長の予算説明演説はきわめて簡単至極にして特筆大書すべきものを見出されない。それは少くとも明治三十二年七月一日施行された改正府県制公布までの道路等の土木事業の多くはほとんど県側において施行或は委託された関係であつたかも知れないのみならず、その年の情勢によるものか、市長または助役よりも何等の説明をも予算編成方針をも全然示さざる事例もあるのである。

これを学校費、道路、勸業、貯蓄民費の五項目を主要として掲げた県政とは甚だ異なるものがある。また議案審議の状況においても概して平穩がちで注目すべき点が少ない。これがもし愛知県会だつたら熱心に質疑応答、意見の開陳、修正の可否に關して活発な発言をなされ、その議事振の真剣さを容易に推知することが出来る。それとは甚だおもむきが異なるわけだ、ただ挿話的事例の一つとして、明治四十一年二月二十八日の予算市会開幕の劈頭において加藤(近)市長の予算説明中にいわく、「土木費に一万一千円を増加したのは、街灯費において二千円ばかり増加した。……要するに明治四十一年度の本市經常費としての増額総計は十万五千円余に達する。それから臨時費に五万円あるが、これは開府三百年祭の記念会に補助する金額である。」とすこぶる簡単に片づけられてゐる。

市制による市会開設以前の名古屋区會議事状況には確的な資料を有たぬが、当時の区會議員と、市会草創時代の議員と、当時の公職者としては誠心誠意施政に寄与せんとする気概に溢

れていたことは断片的史料によつて感得せられるのである。

要するに今を距る三十数年前における本市の土木事業計画および諸施設は飛躍的發展を遂げた最近の状況から見ても異様の感がするだけである。従つて大正五年度の予算市会以後における市長の予算説明演説から土木事業關係を摘録して後來研究の資に供することとする。予算市会をのぞくわゆる追加予算市会において審議された土木事業案の状況については既に記述するところで反覆を要しないのである。

阪本市長の説明演説

大正五年二月一日の大正五年度予算市会における阪本市長は次のごとく述べている。

臨時部における新規事業としての動物園費は市会の建議に基いて本年度から動物園を建設したい考で五万三千円を計上した。……要するに前年度予算と同様に平々凡々で、いわゆる消極方針を踏襲している。何時までも消極方針を踏襲すべきや否や、お互に研究すべきであらうと思ふ。

きわめて簡単にして全くこの程度にすぎない単純なものであつた。

大正六年度予算市会と職務管掌 大正六年度予算市会は大正六年二月一日より開いたが、市長職務管掌の愛知県理事官山本武五郎は参与席につき簡単な開会の辞を述べたのみで、予算説明に触れなかつた。

大正七年度予算説明演説

次に佐藤(孝)市長の予算市会における説明演説の要点を掲げる。

大正七年二月一日の市会において、市区改正については都市改良調査会の研究調査を俟つて道路計画の完成、師団移転問題の解決、中川運河開鑿の完成をはかり名古屋港の利用を充分ならしめたい。中川運河はしばしば繰返されている問題であるから、どうしても開鑿することが最も大切であろう。ほとんどこれは輿論の一致している所であろうと思う。

と施設方針の一端を述べたのち、土木費関係の説明に移りいわく、臨時部における土木費に稲永新田海岸、堤塘改築、螺貝橋はじめ三橋梁の架換費、景雲橋、明道橋の修繕費、道路改良費として広井町、島崎町、天王崎町道路改良費三万六千三百二十二円である。

大正八年二月三日の市会において「御承知のとおり大戦乱の平和第一年に当り戦後の経営に着手すべき最初の年に当る。この意味において大正八年度予算の上において右の意味を表わしている。戦乱は四箇年にわたり、ために社会事物の変化において五十年、百年の変化を一時にきたした有様である。故にこれに対応する策に適当な方針を定めて進んで行かねばならぬが、微力なる本市においては充分な事が出来ないのは遺憾である。……道路橋梁、運河など差迫つた問題もあるが断片的施設では充分効果をあげる事が出来ない。早晩出来る市区改正委員会において統一的方法を講じ、その一端として最も緊急の道路改修をなすつもりである。」

大正九年二月二日の市会において「商工業を市是とする本市は世界変動の大勢に順応して市の発展を図るべく施設経営を要する事柄は多事多端である。しかし財源をみると市税は重くなり、殊に物価は非常に騰貴をいたし之が調節に余程の考慮を要するのである。」
一般的簡単な説明にして土木費関係予算説明については触れていない。

大正十年二月五日の市会において「予算編成にあたり最も留意したのは負担の点である。しかし世界の大勢を考えれば、あたかも戦後経営の時代に属している。故に市民教育の向上、或は生活の安定、或は実業の振興——こういう事柄は忽せにすることが出来ないが、事の緩急を計り緊急やむを得ざるものを取り、その他は事業の緊縮を致し経費の節減をはかる方針の下に予算を編成したのである。」

特別会計の都市計画経済は大変緩和が出来た。最も都合のよい事は国庫補助が昨年末決定したので、特別税の国税附加税を要しないことになつた。……故に一般会計とこの特別会計と彼是差引結局市民の負担において前年度に比し、八万円の減少をみる結果となつたのである。

山崎助役の予算説明　大正十一年度予算市会第一日は、大正十一年二月七日開幕しているか、大喜多市長はこの月に退陣し、後任市長が急に定まらず市長代理の山崎（林太郎）助役より簡単に予算説明を述べ特別会計歳入予算にふれて都市計画特別税において前年度に比し、十一万円以上の負担増加となつた旨を述べている程度である。

第二項　大正中期以後における傾向

川崎市長の説明演説

大正十二年度予算市会第一日は大正十二年二月七日に開いたが、この日川崎（真吉）市長は次のごとく述べている。

大名古屋をして名実ともに大名古屋たらしめたい。市民の福利増進すべき各般の施設方策

について鋭意研究している。……都市経営の事業は頗る複雑であり、また範囲は頗る広汎である。ことにこの都市建設の根本方針については最も慎重なる調査を要するので、之を重ねたのちでなければ計画をたてる事が出来ない。また事業に伴う財政の処理についても充分調査研究を要するので、いわゆる漸進主義によつて漸次計画を進めたい考である。

土木工事については——市内道路は百六十三里に過ぎなかつたが、一昨年の市域大拡張の結果四百四十五里を増加し、現在では六百八里に達している。従つて道路橋梁の維持管理費の増加を免れないので、前年度に多分三十五万円位かと思つたが、十二年度において九十四万三千余円を計上したのである。その主なるものは路面改良工事、橋梁の架設工事、樋管工事である。大津町角から柳橋に至る「アスファルト」路面舗装工事は路面改良工事として、その中にふくまれているのである。

都市計画事業費は大正八年度から大正十一年度に至る四箇年継続で、経費八百二十八万円で第一期の工事を完了する予定であつたが、実際の事業は大正九年から開始した事になつて居る、そして今般一箇年延長して大正十二年度に完了することになつた。十二年度に都市計画特別税の附加税を中止したのは、当初の財政計画に予定した国庫補助が十二年度にあるので、国庫補助を事業費に充当する結果、附加の必要がないことになつたのである。

大正十三年二月廿五日の市会において「大都市の経営は非常に複雑多岐である。ことに関東大震災に鑑みて将来大都市建設につき慎重なる調査をなし、そして果敢なる実行ということ

を信条としなければならぬと存ずる。現代都市の状況はいずれの国においても著しきものあ

り、人口は五年にして倍加する都市もあり、十年または二十年にして倍加する都市はその例が多く、数量的發展が極めて迅速急激であることを通有性としてゐる。わが名古屋市も恐らくその通有性に漏れないであらう、この見地から本市の現況と将来を考慮して、本市の促進を期したいものは、地帯の設定、道路網、運河網の実現、電車軌道の延長及整理、路面舗装工事、下水道の延長および浄化放流による屎尿処分の解決、堀川並に江川筋整理、上水道拡張、公園並に運動場の設備、公会堂の建設、小学校の二部教授撤廃、義務教育延長の準備、中等および特殊教育機関の完備、社会事業施設、産業の奨励等と云ふことである。これ等の事を完全に施設経営しようとするれば恐らくその経費數億に達するであろう。またその実行完成に今後十数年の歳月を要すると思う。そのうち今日までに既に調査を了し、現に調査中にかかる事業に要する費用は大体總額二億三千万円を要するのである。」

と将来に対する方針および抱負などを述べたのち、やがて土木事業關係については左のごとく言つてゐる。

各区に土木管区事務所を設け、更にその下に工区を設ける。すなわち東区に四、西区に四つ、中区に五つ、南区に七つ、合計二十工区に分轄して、従来の工事は直営主義であつたのを、今後請負と直営の二方法により工事の進行を期したい。道路、橋梁、樋管、堤塘費は前年度より二十一万五千余円増し、更に新市部道路修繕は従来少額に失する嫌いがあるので、修繕費に於て三万三千余円増加した。旧市内道路中交通頻繁なる箇所の一部の屈曲があり、ために不歩交通の障礙となつてゐるものがある。又新市部の道路にも一部改修により大なる便利となる道路も少くない。

斯様な場所を今回第一期事業として、十二箇所を選定して三箇年継続で経費七十六万七千余円をもつて実施計画をたてたが、工費の内十九万九千余円は指定寄附金を得る見込である。

都市計画事業で鶴舞公園前の第二号線の南端より東郊線に至る道路を開修して、軌道の敷設連絡を図ることは、名古屋市の南北を貫通する軌道が出来るので、交通上最も必要と認め、之に要する経費三十五万余円を以て第一期都市計画事業に追加して施行致したい。それから大運動場の設備であるが、之は市民の体育を奨励し質実剛健にして醇厚中正の精神を涵養する上においても亦対外的活動をなす上にも、わが市に大運動場の設備を必要と認める。又市会の御意見もあるので、二箇年継続事業として工費二十五万円を以て計画して居る、そのうち十三年度費用は五万円という事になっている。

一面歳入には制限あり、殊に大正十三年度では市税負担の増加を避けたい方針でこの点に頗る苦心をした結果、特別会計都市計画費にありては、事業費と公債償還のため、十七万余円の特別税を賦課するけれども一般会計においては市税の増率は更にこれを行いませぬ。

田阪市長の説明演説

次いで田阪(千助)市長の予算市会における予算説明をとりあげて、議場における市長の態度を想起して見る。

大正十四年二月二十三日の市会において「歳入の市税負担において之を引きあげて、負担を増加しないという主義を採り、使用料の一部を引上げたけれども、市税の負担の点については全く前年度の程度に止めた。従来道路の築造拡張、舗装等の工事につき都市計画事業に属する工

事以外においては悉く之を市費支弁として居たが、負担の公平を期する上からしても、当然この工事に依り利益を受くる受益者にも相当の負担を課して、之をその財源の一部に充当する事が適当と認めて、その相当額を計上して置いたのである。

土木方面の道路橋梁では経常臨時を合せて前年度に比し、一万六千四百円を増加計上した。これは主として道路の改修、橋梁の架換に要するものである。……次いで連河で新堀川と堀川公共物揚場とを管理して居るが、新堀川の汚水排泄と悪臭の防止に就ては地元からの種々の希望もあり、私共も認めて調査研究して居るが遺憾ながら今なお名案を得ませぬ。

本年における新堀川の液深区域は記念橋、堀留間を致す見込であり、公共荷揚場は堀川、新堀川共二、三の人により独占せられて居る弊があるので、物揚場としての公共的効用を阻害する事が多い。之を防ぐために専任監督員を置き、その独占を取締ると共に一面掃除夫を置きその能率を増進したい。次に運動場の設置で、昨年予算決定後、敷地を物色し、その取得に努めたが、未だ決定を見ざるため着工出来ない有様である。しかし是非本年度において完成致したいが、計上してあつた用地買収費は差当り、これを必要としない見込であつて、予算更正案を同時に提出致した次第である。」

大正十五年二月十二日の市会において「異数の発展に対応して本市として為すべき、また為さざるべからざる施設も亦多岐多様である。すなわち都市計画の遂行、教育機関の完備、社会事業、保健衛生、その他文化的施設の充実を期したいと堅く信じている。併しながらわが国財界の状況は近時やや良好の曙光を認むるに至つたが、未だ俄かに安心する事は出来ませぬ。政府に

においても依然緊縮方針をとつて居る、従つて本市においても亦この方針に則り出来得る限り、消極的方針に出で緊縮を旨として予算を編成した次第である。茲に消極と申し緊縮と申すのは、大体において新事業の査定及経費増加の抑制に過ぎないということである。」

ついで歳入予算に移り各種手数料、授業料等の増徴および繰越金、県補助金、寄附金それから土木費負担金約二万九千円等数字的に説明しているが、土木費および都市計画事業関係については、とりあげて記すべき程のことを言及していないのである。

要するに歴代市長の肚は大胆にやればさまざまなすべきことがあるも、そこまでは敢てしたくない「市経済の膨脹はなるべく之を避けよう」とするにあつた。そして土木事業に関する限り消極的な心組での予算審議は——各款項事業については委員会において市長の施政に対し詳細な質疑を發し、きわめて慎重な進行振りを示したかも知れないが、市会本会議は大体において無事議了している、またその当時における議員の風格をも知ることが出来ると思ふ。

第二節 市政懇談会に土木事業の状況報告

川崎市長の創意とその意義

市政はいかに運行されつつあるか、市政に参与する市會議員その他一部少数をのぞいては、市がいかなる方針のもとに、いかなる事業施設が何程の経費をもつて經營されているか、この事実をよく知つているものが少ないのである。あえて全市民に自治生活の市民をして心得すべきことを望むことは望みがたいところである。しかし単に議員選挙や納税のみにあらずして、一般市政の

内容を知悉し、市政に対して了解を有ち、公平無私な批判の心証を得ることが最も必要である。かくしてこそ真に地方自治の振興をはかり、市政の健全なる発展を期し得るのである。

この見地から川崎市長は就任後——大正十二年五月二十五日、全市の各町総代、衛生組合長、青年団長等一千三百余名を、東本願寺別院にまねき市政懇談会を開催した。演壇に立つた川崎市長は本市の現状ならびに将来の方針を論述したるのち、市政の梗概と市財政の概要について縷々説明して、わが市政の重要なこと、愛市觀念の普及啓発を図るとともに市政の向上発展に挺身せむとする旗幟を明示して協力を希望したのである。右演説のうち土木事業関係について次のごとく述べている。

本市は各種事業経営のために、明治四十二年以降大正十一年度に至る十四箇年間に起債を發行せる総額三千二百四十二万九千五百円であつて、大正十二年四月一日現在、未償還額三千一万九千五百六十五円を示している。この外に都市計画事業費、小学校建築費、電気軌道事業建設費等のため、起債の許可をうけ公債發行の手続未済の分六百二十五万五千円残つているから合計すると、三千六百三十七万四千五百六十五円となるのである。是等の公債は如何に使用せられたかといえ、上下水道には八百九十二万六千円、住宅建設に五十九万三千五百円、城東病院および塵芥焼却所建設に七万四千五百円、小学校増改築に二百二十万五千四百円、都市計画事業に四百五十六万五千円、電気軌道事業に一千六百六万五千円を使用し、または使用しつつあるのて、これがため、市は年々元利償還のため支出する金額は実に莫大なる金額であつて、大正十二年度において約二百七十万円を仕払はなければならぬのである。

市域拡張前後の道路総延長

さて本市における土木事業は隣接十六箇町村合併後、とんにその範囲が膨脹し、市長の管理に属するものの延長を言えば、国道一万二千四百五十間、県道三万一千四間、市道二十七万一千五百十九間、合計百三十一万四千九百七十三間である。これを里数に換算すれば六百八里となる。恰度東北の青森から九州の鹿児島に至る里数よりもなお速い。あに驚かざるを得んやである。これを合併以前の百六十三里に比較すれば、実に四百四十五里の増加となるのである。その他耕地整理により開設したる道路にして法律上の手続を経ざる道路が大部分多いようである。故にこれらの道路が全部市長の管理に移るにおいては、その延長は思い半に過ぐるであらうと思ふ。しかもこの道路は修繕が行き届いて居ない、従つて交通上の能率を阻害すること少なくないことと考へるのである。けれどもかくのごとき長距離に渉る全部の道路を修繕するには莫大なる経費を投ぜざれば到底完全を期し得られない。従来とても相当の修繕費を投じているのであるが、その効果が割合に少ない。昔から焼石に水というたとえがあるが、少額の経費をもつてしては全くそのとおりである。

路面改良を漸進的に施行　そこでいづれの道路も一齊に補修工事を施行して完全に立派にするという事は、財政上不可能であるから、まず以て最も曠廢した路線につき交通關係を充分に考慮し、漸次路面の改良を図るよりほかに方法がないのである。この方針から本年度（註大正十二年度）においては鍋屋上野線外二十一線の修繕工事を施行せんとする計画で、予算五万三千七百円を計上したのである。また市内における橋梁はその構造区々であるが、大小総計千四百二十

箇所になつて居る。これまたその数において非常に多いのである。これが修繕費として計上した予算は三万四百余円で最も破損の多い千種橋外十五箇所を修繕する予定である。その他道路橋梁の臨時応急修繕費として、十九万六千余円を計上したのである。橋梁も大部曠廢して居るが、これが修繕費として、一万五千余円を計上し、及瀬川外二箇所およびその他の小破修繕に充当する予定である。

撒水不充分で紅塵万丈　また車馬道の撒水のごときも現在は幹線だけは市費でやつているが、交通頻繁のため埃は非常に多い、いわゆる紅塵万丈であるので、衛生上よりいふも甚だ遺憾至極であるから、撒水回数を増加する方法を講じたいと思う。それには市直営とするよりほかに、現在においては経費二万八千八百余円を支出しているのである。その他樋管、堤塘費二万三千六百余円、用悪水路費六千八百余円、新堀川浚渫費一万六千九百余円であつて、以上経常費に要する費用および人件費をふくむときは、その金額五十二万一千余円となるのである、これを前年度の予算に比較すれば十五万余円の増加となつている。

街路橋梁の街灯及瓦斯灯　また市内における街路橋梁に点灯している街灯費は二万一千七百余円であつて、橋梁には五十燭乃至千燭の電灯を取付けている。また街路には二百八十二基の瓦斯灯を取付けてある、その他街灯と称して町名を表示せる三角灯は七百二十個に上つてゐるのである。

主なる新規計画事業

土木事業として本年度(註大正二十二年)の新規計画に属する主なるものを申せば、尾頭橋、中ノ割橋、

柴田橋、田光橋、荒子川二ツ橋、愛知橋改築工事。惣兵衛橋、田面橋、岡部橋、大蟻郷橋、南押切橋、江西橋架換工事、国道第二号および第十二号線、下広井町線、下種停車場線、桑名線中路面改良工事、大津町、柳橋間、アスファルト路面改良工事、禰宜町線幅員拡張工事、枇杷島勝川線、枇杷島名古屋港線道路改修工事、東山および鍋屋上野地内道路改修工事。新堀川護岸工事、猫ヶ洞樋管伏替工事、友瀬川、露橋樋管架換工事、本星崎町伏越路面及樋管改築工事。八熊町樋管架換工事。野立町地内堀川樋管改築工事、法華町地内西井筋伏越改築工事、岩塚町地内新屋敷樋管改築工事、日比津伏越改築工事等であつて、この総工費三十九万四千五百余円を要するのである。

以上のうち大津町、柳橋間のアスファルト路面改良工事は市会においては名古屋駅前より新柴町に至る区間および大津町角より上前津に至る区間の歩道のみ、アスファルト舗装工事を施行することに修正されたのである。

道路舗装工事については、現に東京市のごときは主要道路は木塊舗装をその他はアスファルトを採用しているが、経費の関係、土質の関係、氣候の関係その他につき学理上、技術上の点より各市一様に行かぬのであるが、本市は先ずもつてアスファルト舗装工事を施工せんとする計画をたて、経費約二十万円を要する計算である。そしてこのアスファルト工事は、漸次他の路線にも及ぼしたいと考へて居るのである。しかし市財政上の関係もあり、勞々工事費の一部は道路法によつて、この改良工事によつて利益を受くる者の負担いわゆる受益者負担としたい考へて目下攻究中である。東京、大阪両市のごときはすでに実行しているのである。

そして東京においては至極良好の成績をあげているが、これは東京の道路は非常に頽廢した

ために、まるで泥の海である、世界一の悪道路であるという非難の声が高く、その改良は実に朝野の大問題となり、畏くもその事業費中に帝室より御内帑金の御下賜があつたという関係もあつたためではあるうけれども、一面東京市民が克くその事業の意義を了解し、その完成を期待せる結果によるものごとくである。

本市の道路は現在において未だいわゆる泥海という程度に曠廢せざるも、もしこのまま推移するにおいては、或はそうならぬとも限らぬのである。これは前申上げた受益者負担金等の方法によつて、なるべく速かに改良致したいと思う。どうかその際には市民が克くこれを了解せられて予期の成績を挙ぐるように致したいと思うのである。

漸く市民の関心たかまる　市制施行以来、三十有五年を閲した大正十二年度前後における本市土木事業施設状況をわれ等に示している。

ちなみに右市政懇談会は名古屋市最初の試みとして開催したもので、実にこれを皮切りとして、昭和八年まで開催すること八回におよんで打ち切られたが、第二回目から多数会同することは自然混雑と不便を醸し、懇談に徹底を欠く憾みがあつたので、各区ごとにこれを開催し、市長のほか局長等の幹部が出席し、各所管事項についてそれぞれ報告して漸次市民の関心を誘発して行くのであるが、川崎市長の企図せるこの懇談会は市政に対する一般の関心をたかめることにおいて劃期を意味するものと言ひ得るものであつた。そして土木行政に対する政策面が積極性を帯びて来つたことを物語つてゐる。

第二章 市政界における諸問題の激化

第一節 玉屋町道路拡張計画の否決

上來長々と述べたるごとく幾多の事業施設が漸進的に実施せられてきたが、これを対市会関係についてみれば、すべてが必ずしも順調なる議決や円満なる議事を経て執行されたものではない。ときに侃々諤々舌端火を吐き議場大混乱の騷擾をまき起したる事例がないでもない。もとより筆者は問題の是非如何について彼是論評しようとするものではないけれど、市政界における党派の対立が尖鋭化し、大衆に阿附迎合して党勢の拡張に資せんとするためか、市民の利害体藏に関する問題を、たくみに捉えて功名を博せんとする、すなわち政略上の目的を達せんとするもの、或は漫に架空論を唱えるもの、或は財政を苦にする消極論一点張や、政治の経験に富み掛引きに練熟したる行われざるの空論を唱え、或はなきに優り、あるも賞讃に値すものではないとかあいまいな意見が錯綜したことが、その経緯に窺知される。さりながら他、面市民大衆の輿論の反映ともみられる重要問題や非難に対しては亦一半の責務は市理事者の疎漏にもあつたことも争はれないように思う。とにかく市会において難航に難航を続けた主なる問題をとりあげて一瞥することとする。

市内の中心地帯の玉屋町三丁目今の御幸本町通り広小路附近から南へ十三間一を、東側に幅一間五を拡張して八間幅道路とする改修案を明治三十三年十月一日の市会に提出した。これに異

論続出したあげく否決された。議題に供したとき祖父江道雄議員より「この国道改修は県費をもつてなすべきものである、しかるに市費を以てすることの理由がどこにあるのかのみならず、急施の必要を認められぬ。」と否決論を唱えた。

これに対し志水(直)市長、岡部(善之助)助役より「国道であつても必ず県が改修すべきものだ」と限らぬ。新設ならば格別改修のごときは、本市において改修するも差支えない。不幸ながら今度の火災(註：家屋三言焼失)を機として改修したい。」と応酬して議決を希望したけれども反対意見の発言が尽きない。山田才吉議員より「火災ごとに一部の改修をなすとすれば道路が不体裁となるばかりじやないか。」とこき卸せば、これに困島博議員の賛成発言あつた。次いで鈴木摠兵衛議員より委員附託を唱え、加藤重三郎は参事会員として原案に対する弁明かたがた委員附託説に賛意を表した。

しかるに困島議員は再び起つていわく「市参事会員が調査を要するがごとき意見を述べるとは納得出来ない、甚だ氣に喰わぬ。」と難詰したのち、祖父江議員より否決賛成の発言あつてこれを促したが、採決の結果即決同意の起立者少数にして敗れ委員附託となつた。

かくしてやがて本会議において鈴木(摠)委員長長の報告どおり異議なく否決し去つた。理由は改修を要するならば、もつと積極的のものでなければならぬに局部的な姑息な計画は好ましくないとしたのであつた。この否決案は三十三年度第四十号案であり、これに関連する三十三年度・三十四年度両議案もまた否決された内容を悉知しがたいが、否決の理由を突込めば道路改修のため市民の負担が増徴されるおそれあることにあつたらしい。

第一節 春庵横町道路設計変更問題

再改修申請逆戻の要目

第十回関西府県連合共進会の開催をめざして竣工をつげた公園東部線改修に絡む春庵横町道路設計変更問題が発生した。即ち新栄町(今の電車交叉点)より鶴舞公園北入口に達する東部線道路が明治四十二年十月出来上つたので、市参事会員は同月八日立会つて検査を行つたが、その途中春庵横町地内において路線の真直ならざる部分を発見して果然再改修を要求する声があがり、終に市政の重大問題と化したばかりでなく、市民より痛烈極まる痛罵を浴びせられるに至つた。

もとより公園に至る道路改修は愛知県知事の許可指令どおり施工されたのは事実であるが、その間春庵横町地内より白山町に至るまで、ややS形に施行したのは当初の既決計画に反したものであり、それは市会一部の横暴な勢力に左右された市当局は勝手に設計変更せるものである。かかる市吏員は公吏たる資格がない、ひいてはこれが一般市民の信頼を失い市政の運営に支障を生ぜしむるから断じて看過することが出来ぬとて、市長糺弾の火の手が猛烈化するばかりであつた。この容易ならざる形勢に驚いた時の加藤(重三郎)市長は再改修すべき必要を認め、明治四十二年十月二十日付をもつて深野(三三)知事宛に公園道路東部線改修工事一部変更許可申請手続をとるに至つた。その理由書に左のごとく記している。

公園道路東部線改修工事ハ曩ニ許可ヲ得タル設計ニ基キ既ニ工事ヲ竣ヘタルモ春庵横町・白山町間測点四十八間七分ヨリ百四十三間二分ニ至ル距離ニ二箇ノ曲線ヲ存シ、人家連

担ノ場所ニシテ沿道家屋建築上、将来ノ不便ト外觀上ニ鑑ミ該迂曲折部分ヲ緩和セントシテ改良工事ヲ施サントスルニアリ。

然るに間もなく愛知県当局より左記の通牒をうけ改良工事と称する再改修問題はいよいよ難航のやむなきに至つた。

土第五六二三号

公園道路改修工事一部変更ノ件、別紙ノ通り申請相成候処、右ハ来年開会スベキ府県連合共進会閉会迄ハ何分ノ詮議難相成候条、右終了ノ後ニ於テ更ニ申請可相成候、依命此段通牒候也。

明治四十二年十一月十九日

内務部長 高橋要治郎

名古屋市長 加藤重三郎宛

敵々痛罵する議論沸騰 十一月二十六日の市会に右の旨を報告するや、果然活発な議論が出した。田村観助議員より「かかる報告を受けたのは意外千万だ。市理事者に一任するだけではないかぬ、この際過日議長の手許に提出して置いた建議案を諮つてもらいたい。」と唱え、ついで石黒警議員より発言あり、市当局は県当局の請求により設計一部変更の理由書を提出したと答えた。再び起つた石黒議員より「当初から屈曲したものを申請し、許可を得たものとすれば改良工事をなすことはどんなものだろうか。共進会後に許すが、その前に許さないとはい解し難い。」と発言あり、続いて青山鉞四郎議員は「何事につけても能く働き能くお取廻しになる市長がこの件に何等かの関係ありや否や。」と追究した。これに対し加藤市長は「おたづねの主旨を解しかねるが、市

長としては無論関係がある。」と応酬したのち、なお青山田村両議員と市長との間に問答があつた。つぎに鈴木摠兵衛議員より「許可するとも否認するとも意味はどつちでもとれるが、之をどう取廻すか、市長と知事との間に交渉のあるべき筈である。」この質問に対し市長は「今やると共進会後にやると大変経費が違ふけれど、監督官庁と被監督者との意思が一致しない、県庁で決した意見をどうする訳にもまいらぬ。」と答えたが、鈴木(摠)議員は甚だ不満として「市長はどう考えるか、腹案があるであらう。」と言ひ放つた。

続いて安東敏之議員より市長において善後策を講ぜよと要求し、田村議員は「かかる通牒をうけた市理事者こそ無能だ。」と痛罵すれば、榎戸(和吉)助役は「県としてはむしろ適當の時期を共進会後だと言つている。」と了解を求めんとしたが、発言者がつきないので、市長は「県当局に反抗しても仕方がない、県と喧嘩するとも仕様があるまい。」多く答えるを避けたので、追究せんとする発言が起り市長は「見解を異にしたのでやむを得ない。」と突き放さんとしたので、青山議員より「定見なくして盲従したものと承知してよいのか。」と不満の色が濃厚であつたが、市長は「然りである、認可されないことには何んとも仕方がない。」と答えた。

原設計実施請求の建議

ここにおいて左記の建議案を上程し、満場一致をもつて可決して市長を鞭撻したのであつた。

建

議 (名古屋市長 加藤重三郎宛)

本市東部公園に達すべき春庵横町と称する道路改修に付、曩に本市会は該施設に關する線路の件は理事者に一任したるも、現下該道路既成の工事に徴すれば屈折迂曲遺憾なき能

はずと信ず。

依つて本会は理事者に向つて本会が当初の輿望に副うべき直線道路に改修せられんことを望む。

右建議候也。(提出者 田村親助・賛成者十四名)

このとき青山議員より「ただちに再申請するか、それともこの市会を無視するか。」と市長に明答をせまつたので、市長は左のごとく答えている。

理事者として申請することが出来ない。市参事会にかけて申達しても既に認可せられないというのに、直ちに申請出来ない。實際諸君のお疑いは無理である、お推察を願いたい、市理事者は板挟みになるばかりである。

陳弁につとめたけれども、なお不満とするもの多く青山、小山、松寿両議員より市長に皮肉を浴びせた発言があつたのである。

質問書と市長の答弁書 当時市当局が再改修を実施せんとした、その所要費は明治四十二年度一般会計歳出予算臨時費土木費中道路改修費から

春庵横町・白山町間九十四間七分(幅員八間)

工事費七〇五円六〇 暗渠費二〇九円三〇 敷地買収費三、六六〇円七〇 地上物件移転

補償費二、〇六四円四〇 雑費一〇〇円 計六、七四〇円

支弁する肚であつた。しかし共進会が明治四十三年六月閉会後になつても、再改修はなかなか実施される運びに至らなかつた。

従つて問題は片づかず市会はときどき辛辣な質問を繰返したようだが、越えて四十四年三月二十八日の市会に至つて左の質問書を可決して加藤市長に文書をもつての答弁書を要求するところがあつた。

質 問 書 (名古屋市長 加藤重三郎宛)

本市東部公園に達すべき春庵横町線と称する道路の迂曲屈折に関し、去る明治四十二年十一月二十六日の本市会に於て直線道路に改修すべしとの建議は満場一致を以て可決確定し、理事者は明治四十三年度予算中に之が改修工費を計上し本市会また之が協賛を与へたるにも不拘年度逼迫の今日に至るも、尙未だその施設に着手せざるは理事者が本市会の決議を無視し誠意を欠くものと認めざるを得ず、理事者は如何なる理由の下に本市会の決議を履行せざるや明確なる答弁あらんことを望む。

右及質問候也。

明治四十四年三月二十八日

名古屋市長 井上茂兵衛

このとき提出者の田村観助議員より強硬なる提出理由の弁明あり、これに石黒警議員より賛成意見の発言があつた。ここにおいて翌二十九日加藤市長より答弁書があつたので、日程議事終了直後、井上議長は書記をして朗読報告せしめた。

答 弁 書 (市会議長 井上茂兵衛宛)

一、中区春庵横町道路一部改修工事は実測の上、曲線の箇所付、本県と交渉中なれども未だ解決を告げず、また関係者と数回交渉を重ねたるもこれまた急速解決すること不能。

一、南区稻永新田字東大手樋管改築工事は井筋関係町村に於て本樋管の位置変更を希望するも樋管の位置なきため、愛知郡役所と交渉中なれども急速解決すること不能。

右工事は前記の理由に付執行未了なるにより、明治四十四年度に於て更に予算の決議を求めんとす。

右及報告候也。

明治四十四年三月二十九日

名古屋市長 加藤重三郎

市長の素気ない再答弁書

市会は依然として甚だ不満として、翌三月三十日に四十四年度予算を議了直後に、全員協議会を開いて市長を難詰したが、執権にも再答弁を要求した。しかるに市長の再答弁書は左のごとく素気ないものであつた。

再 答 弁 書 (市会議長井上茂兵衛宛)

中区春庵横横町筋道路一部改修に關しては明治四十四年三月二十九日報告の通り。

右及答弁候也。

さらに追ひ打をなさんとする空気もあつたが、市会はしばらく沈黙して見送るのやむなきに至つた。そして七月三日にいたるや、加藤市長は退陣したので、阪本(珍之助)市長時代に移つたのである。

終にS形道路となつた儘 阪本市長は加藤前市長時代の執行未了工事に關する調査の結果、その後地価および家屋等の値上りなどのため、再改修を断行せんとすれば当初予算の倍額以上を要

するのみならず、さしづめ断行の必要もあるまいとの理由をもつて見合せ終に再改修の意図を示さなかつた。それが遂にその儘となつてしまつた。問題の位置は古老だつたら誰おそらくも知るとおり中区東田町二、三丁目附近の電車軌道が蛇のごとく敷設せられてゐる屈曲道路が物語つてゐる。この軌道を横断する東西の東田町通は路幅狭隘、かつ一般交通上甚だ危険の虞があるので、市交通局は長年の間、特に信号手を常置したのである。

どうしてかかる不快な事件が発生したのであろうか。当時の実状を悉知する元市職員の語るところによれば、「あの道路改修にあたり用地買収と立退を余儀なくされた地主および家屋所有者中には、これを避けることによつて私利をはからんとする我慾者があつて金銭および他の利益を一部の市会議員に提供して魔手を伸した。そしてかかる醜関係に絡んだ議員の内面的圧迫がかなり甚だしかつたのと、また現場監督吏員にも某地主の饗応をうけたものあつた。これがため議員の圧迫を断乎として峻拒することが出来ずして、遂に既定の計画に背くの設計実施をなすに至つた」ものと言われている。

第三節 大池土地事件の大波紋

土地思惑買の議長問責

佐藤(孝)市長時代において市区改正事業(第一期都市計画事業)に絡む大池事件なるものが発生し、時の市会議長大岩勇夫を問責する喧々たる議論が活発に展開された。それは即ちいやしくも議長の要職に在る現議長が市区改正道路敷地に当る大池(埋立地)をひそかに買い取つて思惑をした

ことが公職者としてはあるまじき行為である。また神谷(吉五郎)市庶務課長がたとい大岩議長に利用せられたとしても、いやしくも吏道に反する行為であつて、共に許さるべきものではないとて、鳴り物入りの議論をもつて糺弾したもので、これが日を逐うて激化を見たのである。

そして結局、大岩議長は大正八年六月十四日に至つて、「市政多事重要ナル機ニ際シ議長ノ重職ニ在ル小生ノ不明不徳ヨリ種々ノ疑惑ヲ生セシメ累ヲ市政ニ及ボシ候ハ誠ニ申訳ナキ義ニ御座候。」……と辞任届を提出し、その椅子から退くのやむなきに至つた。

六月二十一日開会の本市会は既に大岩議長が辞任後であつたが、大池土地事件の摘発者といわれる三輪喜兵衛議員は劈頭、該事件を糺明し、大岩議員糺弾の舌鋒鋭く左のごとく論難した。

私こそ大池事件の摘発者である。大岩前議長と佐藤市長とは如何にしてその責任を自覚して、いかに処決するつもりであるか。いやしくも市民の儀表たる地位に在つた大岩君が市区改正調査委員たる大岩勇夫君がこの土地について思惑買ひをしたのである。神谷庶務課長が結託せるを表明している。法律上の制裁こそないが、まことに言語同断の至りであつて徳義上容赦ならぬことである。大岩君が機密を知れる神谷庶務課長を利用して、まるで火事場泥棒のごとき事をして私利を壟断するがごときは実に人非人と申すか、人面獣心と申すか不都合千万である。もしそれ大岩君にして内心一片の良心を有するならば、大池の土地に利息や費用があるならば、それを引いてその地所を戴恩会か市に提供したならば、誤解を氷解し得るのみならず、光風齊月の名譽と位置を保つてであらう。然るに利慾邪念の叢雲は大岩氏の良心の光を遂に覆つたのである。佐藤市長は部下の神谷課長が地所を買う名義人である事は投機的嫌いなしと云

うも、仲間が市会議長なることを知つたならば、何故に市長が神谷君を叱りつけなかつたのか。
佐藤市長の明快な言明 憤激のあまりか、荒々しく市長をも難詰したので、佐藤市長は憤然として発言をもとめ、沈黙を破つた言明にいわく、

不肖名古屋市長は二十年来官公吏の生活をして居るが、未だかつて一厘半銭の金銭をも私した事は有りませぬ。然るにこの神聖なる議場において、しかも立派な紳士の口から斯様な事を聞くに至りては実に意外千万である。私に關する点は市長がある機密をある議員に漏し若くば庶務課長に漏して利益を得た。……市長が利益を得るために大切な機密を漏して居るかういふ点である。然るに大池事件は神谷吉五郎の名において實際の買受人は大岩氏で、同氏の依頼に依つて名義人となつた事は本人の陳情書で明瞭であるのである。書類によると買入日は一月中旬戴恩会において公入札に附したようであるが、価格が相違したので中止となつた。その後大岩氏は随意契約で申込み二月五日契約書が交換されて居る。そうすると道路拡張問題となつたのは停車場改築案の発表後二十八日である。神谷課長の事は服務規律の上において如何なる処分を要するか、この点が論ずべきことと思ふ。これについての私に關する責任如何は明瞭となつたことと存ずる。

大岩議長辞任直後の陳弁

この明答が終ると大岩前議長はたつて次のごとく陳弁している。

大正七年地所を売つた、そのため多少の遊金が出来たので、地所を買つて置きたいと思ひ佐枝因忠という口入師に依頼したのであるが、その線は将来ある時機には必ず發展するものと思つ

て居た。結局二十四円五十銭位なら買つて見たいと思ひ佐枝氏に交渉せしめたのである。……如何にも自分等が御承知の地位で神谷を介して買主として売買の手續をすると云う事は甚だ不届千万であつたが、若しこの間に一点悪意があつて市と結託して大池の土地を買おうと云う悪意があつたならば、神谷を用い無かつたのである。……私の財産公開と代金支払方法を明かにすれば、世間の疑いを解く事が出来るが、今日の境遇はそれが出来ぬのを遺憾に思う。御洞察をたまわりたい。

なかなか多時におよんで陳弁をくりかえしたが、さらに三輪議員より反駁を加えたのち、伊藤勲兵衛清寛兩議員より追ひ打し、大岩前議長をあくまで責めたてんとする雰囲気醸成するとき発言があつたので、超満員の傍聴席は喧噪を極めた。やがて神谷庶務課長より「自分の名義をもつて土地を買い入れた当時は門前町以東を改修せず、現在の儘にして置く計画であつたので疑もはれたことと思う。また大岩氏の弁明によりよく御了解がついたことと存ずる。」と陳弁につとめるところあつたのち、加藤鎌五郎議員より市政における責任を如何にするつもりかと、市長を強く難詰した。これが市長の感觸を刺戟してか、市長はただちに弁駁したが、再び加藤(鎌)議員より市長を問責する発言があつたので、市長も再びたつて応酬するところあつて午後五時十五分休憩。やがて再開するや大喜多(寅之助)新議長は「今日の市政について総ての人々が憂いてゐる所であるが、これでいささかながら革新の曙光を認むべきものがある。」と散会を宣した。この日の市会は全然日程議事に入らずして波乱万丈の大池土地事件に終始したのであつた。

院外運動の大舌戦展開 以上はその概略にすぎないが、政略的にも利用せられた傾向があり、単

に議場を大いに賑わしたのみならず、既に五月頃から大岩議長を槍玉にあげての市政批判の火ぶたが切られて約三箇月にわたつて院外運動も活発に行われ、市内各所に大池事件をとりあげての綱紀肅正演説会が開催される。またこれに対抗しての市政擁護演説会なるものが催されるといふ舌戦をみたのであつた。

事は何も都市計画道路事業のみに限らぬ、およそ土地にたがりある事業計画の執行に当り往々思い及ばぬ事態が突発し、意外に迷惑千萬な故障に妨げられる。とりわけ土地の思惑が隠然として行われがちという名古屋に在りては、特に市政や県政の運営に当る官公吏と議員達がその責任の重かつ大なることを自覚、反省し欠陥なき公正を期すべき深慮を促すべきであるうとは有識者の声であつたことを附記しておきたい。

第四節 大津町線道路の屈曲修正問題

五幹線道路の新設拡張案を市会に提出されたのは大正八年十二月八日であるが、これよりさき五月下旬、内務省において開かれた市区改正委員会の終つたのち、その計画路線中、大津町線道路(第五号線)が日本銀行名古屋支店の西南角において街角が屈曲することになつた事実が甚だ遺憾千万だという声が抬頭し、これが急速度をもつて市会の内外にやかましく終に市政界の重大問題として採りあげられた末、八月十四日の市会において左記意見書の提出をみたのである

意 見 書 (内務大臣 床次竹二郎宛)

名古屋市区改正調査委員会は曩に大津町線道路改修案を審議せらるるに当り、日本銀行

名古屋支店の移転改築を至難なりとし、同道路を曲折することを議決せられたり。然るに同道路は市の美観区域の中樞地点にして市交通公益上の最要路たり、されば右銀行支店存在の故を以て道路を曲折せしむるは市区改正の本義に悖り、市百年の大計を慮る所以にあらずと認む。依つて更に適當なる直線の修正案を具して名古屋市区改正調査委員会に附議されんことを望む。

右市制第四十六條に則り意見書提出候也。(提出者清水貞雄・種野弘道・渡辺龜夫・賛成者尾崎才市はじめ十八名)

清水議員より提出理由を述べたのち、伊藤勘兵衛議員と佐藤市長との間に第三号線千早線に関する質疑応答あり、次に村手健次郎議員の意見書賛成の発言があつた。これに対し加藤重三郎議員より委員附託の動議を提出すれば、統いて種野議員は即決を主張した。しかし、採決の結果委員附託となつた。

調査委員 (十一名) (○印委員長)

○井深基義	磯貝 沿	伊藤勘兵衛	渡辺 龜夫	加藤重三郎
種野弘道	村手健次郎	熊谷常光	山本権十郎	後藤新十郎
清水貞雄				

委員会は賛否両論対立したまま容易に決せずして停頓に停頓をかさね漸く市会に結果を報告されたのは、十二月二十六日であつた。

井深委員長より「既に内閣の認可を経たるものは動かすべからざるものである。然るに市会

が修正要望の意見書を提出することは世間の物笑をうける結果となるので反対意見があつたが、結局提出しても差支えないということに終結をした。」報告あつたとおり、あつさり満場異議なく可決したのち、内務大臣宛に右意見書を提出したことはない。しかし翌大正九年二月二十一日の市会日程前において、大喜多議長より前記意見書に対し内務大臣より今日の場合その必要を認めぬ旨の通牒のあつた旨を報告する所があつた。

しかしどうしても大津町線の屈曲は市民の疑惑をまねき悪例をのこす虞ありとて、再び左記の意見書を議決して之をその筋に提出したのである。

再 意 見 書 (内務大臣床次竹二郎宛)

曩に名古屋市区改正委員会に於て議決せられたる本市五大幹線中第五号線(大津町線)の起点は市の中枢にして交通頻繁最も股盛を極むる要路なるが、故に交通の整理路劃の美観は本路線に欠く可らざる二大要素なり。然るに南大津町の接続地点に於て屈折するは本路線開設の基因を無視し、且つ衆人の恨跡永へに絶へず、蹶つて日本銀行名古屋支店の巍然として股かざるを觀れば思想上の悪印象計り知る可らざるものと認む。依つて之が直線に変更せられんことを冀望す。

右市制第四十六条に則り意見書提出候也。(提出者伊藤勳兵衛始め二十五名)

なお後行に掲げる尾張電軌の千早線乗入問題に関する意見書をも議決したのであるが、前掲意見書を議題に供した際、種野弘道議員より「日本銀行支店を切れば、美観を損じて見苦しくなる」というが、決してそんなことはない、一寸屋根さえ直せば新築同様の体裁となる。補償費用二十七万

円を認めることが出来るから一直線にすることを希望する切なるものがある。」と提出理由を弁明すれば、これに加藤鏝五郎議員より賛成意見の発言があつたのである。

それから早くも三十数年の歳月が夢のごとく流れた。今こそ戦災のため日本銀行名古屋支店は桜通に移転し、当時の支店全景をみる事が出来ないが、その頃には赤煉瓦建ても威容を誇るものだけに大津町線修正問題の槍玉にあげられたわけである。

ここに筆を元に戻し前記市区改正委員会開催の際、出席者三十名のうち本市会議員の委員は、加藤重三郎・青山鉞四郎・磯貝浩下・出民義・大喜多寅之助・長谷川糾七・三輪喜兵衛・藍川清成・鈴木總兵衛(以上九名)

論点となつた点を尋ねてみれば、(一)葵町線および高岳線と僅か数町を距るところに併行して大津町線を設けることは如何なるものか。(二)第一号線(岩井町線)の路幅十八間は広きに失するではないか。(三)市の北部と西部に道路の乏しきは如何なる理由によるか。(四)千早線における官設鉄道中央線踏切における連絡を如何にするか。(五)日本銀行支店際の屈曲は如何なる理由によつたものか。(六)名古屋駅の拡張関係を如何にするか。

日銀支店建物の一部を剪除することが問題となつた。しかしその後委員会内部において該建物の一部剪除の修正は都市美観上遺憾にたえないとて現状維持論が大勢を占めるようになった。よつて思い切つて支店を移転すればよいが、それには移転補償費に六十余万円の支弁を要するなど、要するに経費の關係上不徹底となつたわけである。かかる経緯が外部にとりあげられ、しかも端なくも反市長派の利用する所と相俟つて論難の焦点化したとも伝えられる。

第五節 尾張電軌の千早線乗入問題

尾張電軌が特許権所持

前節に少し触れたとおり、大津町線屈曲修正問題の際、尾張電気軌道株式会社は千早線(五幹線)道路のうち乗入計画が重大問題となつた。この乗入は終に目的を達し得なかつたが、当時異状に市政界を刺戟し、日刊新聞もまた特に大きくこれを報道したので、この経緯をも後來の参考のために記述しておきたい。

千早線道路における軌道敷設権は尾張電気軌道会社にあり、名古屋市が市区改正事業として千早線新設計画に当り本市対名古屋電気鉄道株式会社の報償契約の關係上、同社を無視することが出来ない。尾張電軌の千早線乗入に異議なきや否やの旨を照会した。これに対し市街電車経営の名古屋電鉄側では尾張電軌が自から道路を新設して軌道を建設するならば異議がない旨を回答して來たのである。

その後に至つて名古屋市は更に名古屋電鉄に対し、千早線道路建設計画につき尾張電軌に対し、利便を与えるが、これに異議なきや否やの照会を發した所、これにも異議なき旨の回答があつたのである。然るに、いよいよ千早線計画が本格化し、既述のごとく第三号線とし市区改正委員会の議を経て確定的計画となるや、名古屋電鉄は自社の不利益となることを覺知し、報償契約の条項を楯にとり異議を唱へたので、俄然ややこしい問題化するに至つた。要するに千早線乗入問題といえ、すなわち名古屋電鉄の尾張電軌の乗入反対を中心として展開されたのである。

議論沸騰の末委員附託 前記計画の具体案四件が大正八年十二月六日の市会に上程されると、

極めて重大性の案件だと劈頭発言をもとめた今井清吉議員は物価暴騰により市民生活が脅威をうけつつある事実を指摘して「市政においても人生の第一義は市民をして生活の脅威を脱せしめ衣食住の安定を計ることが最大義務である。故にこの前には如何なる事業も権威が無い。」財政的見地から反対意見を強調した。これに対し佐藤(孝)市長は応酬していわく、

財源としては勿論大部分を市債にもとめるけれども、市債以外の財源は市区改正条例に許されている特別税に課税する、外に電鉄会社の寄附金と国庫補助がある。幸い内務当局は国庫補助に対し非常に尽力せられ、大体において約三分の一見当を以て予算編成せられたと聞いている。物価騰貴の今日着手するのは、どうかという質問だが、これを今日にせずして延期することは出来ぬ、やむを得ぬ次第である。

次に青井恒次郎議員より尾張電軌が既に千早線の用地買収を了しているから、同社自から道路を開設すべきだと主張した。続いて伊藤勘兵衛議員より本市対尾張電軌関係について質問あつたので、佐藤市長は千早線は八事築地に達するを第一の目的とし、東部と市街地との利便を図るためだと説明して「御承知のとおり市の人口稠密し住宅類りに欠乏する有様であるから郊外に発展しなければならぬ。故に尾張電車と市中との連絡を一層充分にいたしたい。」と答えたが、なお青井議員より甚だ不満とする再発言があつてから長崎敏音技師は「五幹線は市区改正委員会で決定したものであり、千早線の開発は市の利益を得る上から相当であり、かつ早く開設した方がよからうというので路線に加えた次第である。」と答弁した。

このとき「乗入線はどうだ。」と呼ぶものあつて、青井・伊藤(勲)両議員よりまだ市当局の答弁に納得できぬとて、市区改正委員会に出席せるものから、千早線選定の理由を聴きたいとの要求があつたけれども、長崎技師は本市の発達上必要ある道路をなるべく実施することにとつとめたいと突つ張つた。なお伊藤(勲)議員よりたくみなる皮肉を浴せた発言があつたが、浅山(正名)助役より応酬したのち、青山鉞四郎・加藤重三郎両議員の動議どおり異議なく全員委員附託となし、大正八年を送ることとなつた。一括委員附託となつた第百十九号・第百二十号・第百二十一号・第百二十二号案の四件である。(名古屋市会史第四巻參看)

終に多数を以て修正可決

越えて大正九年一月十三日市会において、伊藤(勲)議員より尾張電軌の千早線乗入を難詰すれば、続いて発言の尾崎才市議員は乗入線と名古屋電鉄との報償契約の取扱方その他につき質すとこゝろあり、長崎技師より答えていわく「尾張電軌は八間幅の特許を有し、その期間が経過していない。寄附金は尾張電軌と名古屋電鉄の両社で名古屋電鉄側は新設道路に対し略ぼ三間に相当する工費を負担する。尾張電軌は三間六分六厘に相当する負担をなすことになる、この額二十六万九千五百五十四円という具合になつてゐる。」と答弁につとめた。然るになお伊藤(勲)、尾崎両議員と浅山助役・長崎技師との間に乗入線および対名古屋電鉄報償契約に関する押問答があつてから、鈴木摠兵衛議員より「尾張電軌の乗入道路は急いでやるべきものではない、強いて決行することはよろしくない、議決を延期したい。」婉曲なる反対を唱え、市当局にも論難を浴びせてから原案反対意見を明かにしたので、長崎技師より応酬の発言があつた。

次いで村瀬健次郎議員より各路線の計画調査が杜撰極まるものだ、市理事者を難詰する辛辣な発言があつたので、やや興奮気味となつた佐藤市長は黙しがたく、「計画案は市区改正委員会において慎重審議の上、決定したものである。最初委員会に提出したときは、予算四百四十五万円と存ずるが、その決議後にいたり物価騰貴のため八百二十万円という予算になつたことはやむを得ない。原案は訓令に基くものであることを御承知願つて置きたい。」応酬したが、議員の発言は尽きずして加藤(重)議員より皮肉つていわく、「理事者の財源についての勇氣に私は感服のほかない、無鉄砲な随分思ひきつた提案だ、よろしく審議する時が来た。名古屋電鉄が何故に千早線に軌条を敷設することが出来ないか。」と、暗に名古屋電鉄側を支持するところがあつたのである。しかし浅山助役は「尾張電軌につき名古屋電鉄から、特許線に限つてはやむを得ぬ」という書面をとつているからである。如何に名古屋市が名古屋電鉄に対し敷設権を認めたところで、軌道条例による特許命令がなければ軌道敷設が出来ないのである。」と縷々説明にとめたのち、なお加藤(重)山本権十郎・鈴木(惣)伊藤(勲)種野磯貝浩議員から交々質疑の発言あり、市長浅山助役・小出釵三主事よりそれぞれ答えたが、結局磯貝議員の発言とおり尾張電軌の千早線乗入と対名古屋電鉄報償契約との関係のみにつき、特別調査をなすことに異議なく委員附託となつた。

かくて二月二十一日の市会において千早線問題に関する意見書を議題に供した左のごとし。

意 見 書 (内務大臣床次竹二郎
愛知県知事宮尾舜治宛 各通)

曩に名古屋市区改正委員会に於て議決せられた本市五大幹線中第三号線(千早線)は官設鉄道中央線の横貫に依り交通の不便甚大なり。如斯は既存の路線に鑑みるも衆人の齊し

く困惑痛苦に堪えざる所にして何れの都市に於ても横貫鉄道回避に百方腐心しつつあり。加之本市第一期道路計画は行き詰り路線貫通の目的なるに市の中間を以て終点とするが如きは啻にその目的に恰当せざるのみならず、本線は尾張電軌株式会社が既に電鉄敷設特許権を得たるを以て、同会社に於て開設するが当然にして市費を以てなすべきものにあらず、且つ現在の交通状態より觀察するも不急の路線なりと認む依つて之が廃止を冀望す。

右市制第四十六条に則り意見書提出候也。(提出者種野弘道始め二十四名)

この時も青井議員より「尾張電軌が自己の費用をもつて道路を開設するが当然だ。それを市が開設するのは甚だ当を得ぬ。」と論難する所あつて意見書を異議なく議決している

名古屋電鉄側に有利な結果　ここでさきに委員附託となつた四案件(市区改正費継続年期および支出方法等)を一括上程し、加藤(重)委員長の報告をもとめた。

委員会を開くこと十二回に及んで審議したが、大津町線を真直にしたいとは全員の意思であつた。岩井線については十八間幅は広過ぎる十五間にせよ、あるいは十八間を適當と認むるとの二つの意見に分れた。千早線は急を要するものではない、殊に中央線があつて未成品であるから不急であると云う意見が多数あつた。この結果尾張電軌からうける三分の一の寄附金を予算から削除することに決定した。事業の順序は高岳延長線、明道線、岩井線、大津町線ということになつたのである。

終るをまつて清水貞雄議員は岩井、大津町、明道町の三線こそ多年の懸案であるが、高岳、千早兩線は寢耳に水の線であると、市理事者をこき卸して八箇年継続事業に修正せんとする少数意見を主

張した。この間屢々激越に亘つて論難を加えたので、市長より弁駁していわく、

市区改正委員会の規定に基き相当の順序を経て決定したことは御承知のことと思う。市民の負担については清水議員以上に苦心している、負担は負担の易き方法をもつて道路を出来るだけ早く開きたいもので決して大きな負担ではあるまい、今日決定してたゞちに執行したいと云う考えである。

この間「わかつとる」或は「えいじやないか必要ない。」などヤジを飛ばし、或は皮肉を飛ばすもの、また「謹聴々々」と呼ぶもの騒然たるうちに、市長が所信を開陳し終れば發言を要求するもの多く、渡辺竜夫議員より「市民が負担に堪えず延期の意見もあつたが、佳節日を曠しうする事は迷惑千万である。岩井線といい大津町線と言ひ実に重大だ。施行順序については市民の声をよく忖度して意のあるところを斟酌して貰いたいという事を附加して原案に賛成する。」と、採決を促したので議場またまた喧噪を極め、これが鎮まつたのち加藤(鑓)議員は参事会において数名の同志と共に延期説を主張したが、少数のため敗北したとて、再びこの少数意見を主張し、渡辺議員は再び採決を促せば、またまた議場騒然として混乱状態に陥ちたが、採決の結果、決議の延期説少数にして敗れ二読会に移した。加藤(重)議員より寄附金の二十六万円を削除し、この分を公債において増額修正する意見を提出し、次いで三輪喜兵衛議員より第二期事業計画において名古屋駅前より都心へ至る直通街路新設すべしという希望を附加して委員長報告に賛成する旨を述べたが、採決の結果大多数をもつて委員長報告どおり修正可決確定、こうして五幹線道路新設拡張問題は終幕となつたのであつた。

第六節 市費の道路撒水

炎天の夏は勿論、道路の塵埃が吹きまくる風の日などには各戸毎に又は町内において道路撒水をなすことは昔から行われていたことだが、これは一般的に行われていなかつた。また名古屋市が市費をもつて道路撒水を初めて実施したのは何時頃であるか、これを知り得ることが出来ない

が、名古屋市医師会史によれば明治二十七年頃に至つて市費をもつて漸く道路撒水を行うことになつたようである。

昔日の名古屋には糞横町の仇名があつたほど塵芥の多い不衛生な道路もあつて、黒死病ペストが流行るだろうと洗足を禁止して罰金の制裁しなければならぬと大騒ぎした当時のことである。明治二十七年八月、日清戦争勃発するや、多数の軍隊を動かす、その隊中にいろいろ伝染病を発生し、ひいて一般に伝播するがごとき例もあつたので、これに鑑み愛知県は訓令をもつて名古屋市をして伝染病予防を宣伝せしめた。おりから清国および香港において劇烈惨酷な悪疫ペストが大流行



明治末期時代の撒水車

し、出征軍人中には伝染病に罹かり帰来するものがあつた。

すでに本県知事の訓令が発せられていたので、名古屋市医師会はペスト悪疫に対する予備策を講じ、万一病魔来襲の際に処すべき消毒法を謀る、その他のため定期会を開催(明治二十七年の月日不詳)した。このとき消毒および防遏法の施行は迅速にして機を誤らぬ措置をとることになつたが、「市内の道路が塵埃土砂の飛颯紛乱甚だしく公衆衛生上非常の害因となることが多い。炎天および風日における道路撒水法はこの害因を避くべき唯一の予防法である。」とて名古屋市長に対して左のごとく道路撒水の実行を要望するところがあつた。

名古屋市医師会の建議事項(名古屋市長柳本直太郎宛)

一、車馬道の撒水法に対しては更にその設計を拡張し、完全なる撒水の目的を達すべき方法を実行すること。

二、街路取締規則第二十四条の規定に対しては、第二十八条の各項に従つて各町等しく撒水を怠る可からざるの趣旨を市長に諭達せられ、併せて衛生組合長をして各町の撒水を監督奨励せしむること。

三、同規則第二十五条の禁令に対しては、更に市民の注意を喚起すべき諭達を發せられ、併せて警察官吏をして該規則を厳密励行せしむること。

こうした医師会の働きかけにより名古屋市当局は市街地の各町に対し道路撒水の励行を促し、同時に市費をもつて主要道路の撒水を行うこととなつた。

当時は勿論竜吐水の口のように噴き出す上水道の施設もなく、井戸水か又は溝渠の流水を使用

した。当時はすでに述べたごとく、到る処に溝渠が散在していたが、撒水をなすもの少なく、たとい実行せる場所においてもなお撒水および掃除を等閑視し、しばしば禁定を犯す者があつた。もつとも本町通や門前町辺の金持の商家では明治十二年に庭に泉を作り、裏井戸から地下を銅管にて通し、泉より水の涌出るごとく設備せるものあつて、早くからときどき店先き道路の撒水を励行していた、しかしこれは例外であつた。市費にかかる撒水は人夫を常備して車馬道のみに限られていた。ここに掲げた明治末期時代のごとき撒水車を使用したかは分明しないが、本市におけるその設計甚だ不完全にして未だ満足することが出来なかつたといわれている。

第七節 関係事項の建議および意見書

市会が市政上の重要問題につき慎重研究の上、その必要を認められた場合、すべてこれを市理事者始め関係当局に対し建議および意見書を提出し、さらにその目的達成のために協議会を開いたり、或は実行委員を挙げて機宜の運動をなすがごときは市制施行以来これを認め得る所であるが、この傾向の盛んとなつたのは大岩市長時代であつた。とにかく本市会が決議をもつて、その意思を表明して実行乃至促進を望むことは市理事者と相共に各種の事業施設の発達を期せんとする熱意のあらわれであつて、その真摯なる態度に敬意を表せざるを得ない。

さりながら一面ややもすれば、土木事業および都市計画事業に関する建議、意見書は政略的に取扱われたことが絶無ではなかつたと思われる。それがためその重要性は往々裏切られたことは無かつたとはいえないだらう。既にその都度掲記せるものを除き、左になお関係事項の建議およ

び意見書を掲げて後來の参考に供することにしたい。

庄内川治水調査に関する建議(明治四十四年五月十三日
名古屋市長 加藤重三郎宛)

庄内川改修に関し流域町村より年々歳々その筋へ請願をなし來たるにその筋に於ても、改修の必要を認め改修河川中その十七次に加へられたるも、今回の治水会はその改修年次を第二次に編入せられたると聞く、而して第二次工事なるに於ては何年の後に於て改修を施行せらるるものなるも、該川の現状は土砂堆積し、民家棟上に川床を頂きいるの奇景を呈し、その危険実に筆舌に尽す能はざるの状能なり、一朝不幸にして東堤の破壊せんか、わが名古屋市内堀川以西はその氾濫浸水する所となり。被害の程度は予測し得べからざるものあらん。

然るに本市は庄内川改修に關しては何等關係なきものの如く、既往に於ては流域町村に同一の行動を採らざりしは、市内の流通せざるを以て留意するに至らざりしならん。然れども不幸破堤の場合は本市の被害は他町村の及ぶ處にあらざるべし、惟うてここに至れば改修の必要は焦眉の急に迫れり、故に改修年次を変更し速かに治水を完うせられんことを、その筋へ請願するの必要あるものと認む。

依つて市当局においてもこれ等治水に關する充分の調査を遂げ本会に報告せられんことを望む。

右建議候也。

名古屋市會議長 井 上 茂 兵 衛

熱田須賀町道路改修に関する建議(明治四十四年十二月廿四日
名古屋市長 阪本鈔之助宛)

南区熱田中瀬通より熱田須賀町に至る道路は熱田海岸に達する咽喉部に属し、従つて交通頗る頻繁なるに拘はらず幅員狹隘にして人車馬の通行上、不甚少からざるにつき、之が改修の必要を認む。而して本件は明治四十四年度臨時費土木費道路改修費予算中に追加せられむことを望む。

右建議候也。

名古屋市会議長 井上茂兵衛

本町通改修に関する意見書(大正元年十二月十七日
愛知県知事 深野一三宛)

抑々名古屋市西区本町、玉屋町は本市の中心主要の街衢にして特に畏くも明治天皇陛下 屢々御通輦あらせ給ひし由緒を有す。然るにその道路幅員六間に過ぎずして交通上常に不便を感じるを以て之が改修をなすべきは市経営上の急務にして、市民の齊しく希望止まざる所なり。且つまた既定の南外堀町道路改修を終り電車開通の暁には栄町と南北連絡上、最も必要なるは言を俟たず、故に宜しく実地調査を遂げ寄附金その他の財源を求めて幅員十三間以上の改修工事施行せられ度この段意見書提出候也。

名古屋市会議長 井上茂兵衛

御黒門線道路改修に関する建議(大正二年一月十二日
名古屋市長 阪本鈔之助宛)

御黒門線を延長し岩井町を経て江川町線に連絡する延長約五百四十間道路本市栄町以

南に於て、東西を貫通したる幹線なきが故に、交通上に不便不利を感じつつありしに、往年共進会開設に伴い老松町および大池町道路開鑿より続いて御黒門筋の改修ありたるも、未だ全く東西の連絡を円滑ならしむる能はず、市当局もまた当初より之が貫通を企画せられつつありしに、今また沿道関係地主は進んで幾多の寄附願を提出せりと聞く。果して然らばこの事業にして、若し次第に遷延する等のことありては、その間自然關係上に異動を生じ、遂に取消を請うもの無きを保つ可からず、要するに本建議改修道路の成否は、直ちに本市全体の交通に多大なる便否の關係あるものと信ずるを以て、速かに本市会に発案附議せられんことを望む。

名古屋市會議長 井上茂兵衛

街路灯設備に関する意見書(大正二年二月二十五日)
名古屋市長 阪本鈔之助宛

堀川筋および新堀川筋に於ける主なる橋に点燈の設備なきが為め、交通上危険尠からざるのみならず、都市的体様を具うる上に於ても、その要ありと信ずること切なるを以て、速かにその施設せられんことを望む。

名古屋市會議長 井上茂兵衛

北広見線及小林町線改修に関する意見書(大正五年八月十四日)
名古屋市長 阪本鈔之助宛

今や名古屋市外に於ける電鉄は市の周囲就中市の北部は縦横線共に發達開通したるが

如きも、市の中心部殊に広小路以南に至りては東西に大縦貫線あるも、この二線を連絡すべき横断線の開通を見ず、只僅に公園線の門前町に至れるあるも途中行止り線にして大津町線の如きまた栄町以北に対して同様行止り線なり。是恰も半身不隨の觀を呈するものにして、市の中心部殊に広小路以南に於ける名古屋市の發展上、深く遺憾とする所にして、都市経営の大方針より見るもその当を得たりと云うべからず。故に是等の市区改正予定線の半成線は勿論あるいは然らざるも北広見線および小林線の如き相当寄附をなしつつあるものは、この際速かに之を提案し、その改修を断行して以て電鉄敷設に便せられんことを。

右市制第四十六条に依り意見書提出候也。

名古屋市長 井 上 茂 兵 衛

第八節 参考の關係法令

道路法制の沿革について

以上敘したる本文記事における当該事業を直接規律する法令を始め規程等は必要あるごとに、その条項を摘録して来たが、なお参考のため關係法令を掲載するが、特に道路法制の沿革について敘して置きたい。

幾度も繰返すことだが、道路行政の統一法規として道路法が制定されたのは大正八年四月のこととて、この以前においては道路についての総ての事項に関して一貫した規則がなかつたために、行政を実施する上に不便があつたのみならず、脈絡した道路の貫達を期待することが出来ぬ遺憾事

が少なくなかつた。このような実情に鑑み内務省において種々の角度からこれが調査研究を行つたのである。一応これらの調査を終つて明治二十一年十一月には「公共道路条例」および「街路新設条例」を立案し、これを閣議にのせたのである。しかし決定するに至らず、越えて同二十三年十二月右二案を併合して「道路法案」を起草して第一回帝國議會に提出すべく、再び閣議に附したけれどもまた決定する所なかつた。

さらに明治二十六年六月「道路法案」について地方長官の意見を徴し、同二十八年三月これを土木会および土木監督署長に諮問し、その意見を参酌して前案に多少の修正を加え、終に同二十九年二月第十回帝國議會に提出して、衆議院に上程するに至つた。しかし特別委員会を漸くにして通過したこの案も、本會議において立法事項を命令に委任したものが余りに多過ぎるといふ理由で否決されねばならなかつた。自來政府においては調査を精密にし、さらに一の法案を作成して明治三十二年八月閣議を経て第十四回帝國議會に提出した。貴族院特別委員会は審議をかさねたが、国道に関する費用の支弁その他に関して政府当局との間に意見の相違があつて、終に審議を終らずして握りつぶしにした。ついで明治三十五年十一月、再び土木会に諮問し、さらに修正案を得て第十七回、第十八回帝國議會に提案すべく準備したが、不幸解散のためにその事に至らずして終つた。同四十三年八月には従前のものと全く異つた「道路法案」を起草し、内務省内「道路協會」に諮問し、翌四十四年には新たな成案を得たけれども、これは議會に提出されず大正六年まで見送りとなつた。同年の第四十回帝國議會に提案すべく閣議に上つた時は、道路の占用に關し通信省との意見が一致せず、またまた見送られた。翌大正七年に至つてようやく論題となつた諸種の故障が除か

れたので、第四十一回の議会に附議することとなつた。この提案は両院において格別な論議もなく原案どおり両院を通過成立したので、茲に法律第五十八号として大正八年四月十一日に公布せられる運びに至つたのである。明治二十一年「公共道路条例」を起草してから、実に三十有二年を閲して茲に始めて道路に関する統一的法律の制定を見ることが出来たわけである。

前述のごとく道路法制定に至るまでは、長年月を費やしたのであるが、この間における道路の改良発達に対する官民の熱意は決して薄いものではなかつた。これを愛知県および名古屋市の例によつて見るとすれば、すでに敘述する所によつて、ほぼその傾向を物語つてゐる。

道 路 法 (大正八年四月十一日公布、法律第五十八号)

第一章 総 則

第一条 本法ニ於テ道路ト称スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政庁ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ為シタルモノヲ謂フ。

第二条 左ニ掲グルモノハ道路ノ附属物トシ道路ニ関スル本法ノ規定ニ従フ、但命令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得。

一、道路ヲ接続スル橋梁及渡船場

二、道路ニ附属スル溝、並木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三、道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場

四、前各号ノ外命令ヲ以テ道路ノ附属物ト定メタルモノ

第三条 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト称スルハ前条第一号ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ。

本法ニ於テ渡船場ト称スルハ渡船ヲ包含ス。

第四条 本法ニ於テ他ノ工作物ト称スルハ堤防、堰堤、護岸、鉄道用橋梁其他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ。

第五条 本法ニ於テ道路ニ関スル工事ト称スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ関スル工事ヲ謂フ。

第六条 道路ヲ構成スル敷地其他ノ物件ニ付テハ私権ヲ行使スルコトヲ得ス、但所有権ノ移転又ハ抵当権ノ設定若ハ移転ヲ為スハ此限りニ在ラズ。

第七条 道路、沿道又ハ道路ノ附属物ニ関スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附属物ト為ルベキモノニ関シ之ヲ準用スルコトヲ得。

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八条 道路ヲ分子テ左ノ五種トス。

- 一、国道
- 二、府県道
- 三、郡道
- 四、市道
- 五、町村道

第九条 道路ノ等級ハ前条記載ノ順序ニ依ル。

第十条 国道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス。

一、 東京市ヨリ神宮、府県庁所在地、師団司令部所在地、鎮守府所在地又ハ枢要ノ開港ニ達スル路線

二、 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府県道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府県内ノモノニ就キ府県知事之ヲ認定ス。

一、 府県庁所在地ヨリ隣接府県庁所在地ニ達スル路線

二、 府県庁所在地ヨリ府県内郡市役所所在地ニ達スル路線

三、 府県庁所在地ヨリ府県内枢要ノ地、港津又ハ鉄道停車場ニ達スル路線

四、 府県内枢要ノ地ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地、港津又ハ鉄道停車場ニ達スル路線

五、 府県内枢要ノ港津ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地又ハ鉄道停車場ニ達スル路線

六、 府県内枢要ノ鉄道停車場ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七、 数郡市ヲ連結スル幹線ニシテ其沿線地方ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地、港津又ハ鉄道停車場ニ達スル路線

八、 地方開発ノ為必要ニシテ将来前各号ノ一二該当スベキ路線

第十二條 郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡内ノモノニ就キ郡長之ヲ認定ス。

一、 郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線

二、 郡役所所在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線

三、 郡役所所在地ヨリ郡内枢要ノ地、港津又ハ鉄道停車場ニ達スル路線。

四、 郡内枢要ノ地ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地、港津又ハ鉄道停車場ニ達スル
路線

五、 郡内枢要ノ港津ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地又ハ鉄道停車場ニ達スル路
線

六、 郡内枢要ノ鉄道停車場ヨリ之ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地又ハ港津ニ達スル路
線

七、 数町村ヲ連結スル幹線ニシテ其沿線地方ト密接ノ関係ヲ有スル枢要ノ地、港津又ハ
鉄道停車場ニ達スル路線

八、 地方開発ノ為必要ニシテ将来前各号ノ一ニ該当スベキ路線

第十三条 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス。

第十四条 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス。

第十五条 市町村長ハ市町村ノ為特ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町
村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ為スコトヲ得。

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタル者ハ町村道
ノ路線トス。

第十六条 上級ノ道路ト下級ノ道線ト路線ガ重複スル場合ニ於テハ其重複スル部分ハ上級

ノ道路トス。

第三章 道路ノ管理

第十七条 国道ハ府県知事、其他ノ道路ハ其路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス、但勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其市内ノ国道及府県道ハ市長ヲ以テ管理者トス。

第十八条 道路ニシテ行政区劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ管理者タル關係行政庁ノ一ヲ以テ管理者ト為スコトヲ得。

道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス、但私人ヲ管理者ト為スコトヲ得ズ。

第十九条 道路ノ区域ハ管理者之ヲ定ム。

第二十条 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ為スベシ。

第二十一条 道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ関スル工事ヲ執行セシメ、又ハ道路ノ維持ヲ為サシムルコトヲ得、但河川法第十条第一項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テハ其規定ニ依ル。

第二十二条 他ノ工事又ハ行為ノ為必要ヲ生ジタル道路ニ関スル工事ハ管理者其工事執行者又ハ行為者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得。

第二十三条 前二条ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政庁ハ下級行政庁又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ関スル工事ヲ執行セシメ、又ハ道路ノ維持ヲ為サシムルコトヲ得。

第二十四条 管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ関スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ為スコトヲ得。

第二十五条 道路ニ関スル工事ノ為必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ関スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得。

第二十六条 管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋銭ヲ徴収スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得。

前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徴収期間内橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ為スベシ。
第二十七条 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋銭又ハ渡銭ヲ徴収スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得。

第二十八条 管理者ハ交通ヲ妨グザル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得。
国ノ事業ニ付テハ該官庁ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ為スコトヲ得。
前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職権ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得。

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徴収スルコトヲ得、但前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此限リニ在ラス。

第二十九条 前項第一項ノ規定ニ依ル占用ガ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルベキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其許可若ハ承認ヲ拒ミ、又ハ不相当ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得。

第三十条 管理者ハ其管理ニ属スル道路ノ台帳ヲ調製スベシ。

台帳ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三十一条 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三十二条 道路ノ管理ノ為必要ナル吏員ノ設置及其職務権限ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第四章 道路ニ関スル費用及義務

第三十三条 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル国道其他主務大臣ノ指定スル国道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ国庫ノ負担トス。

前項ノ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ関スル費用ハ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ノ負担トス。但行政区劃ノ境界ニ係ル道路ニ関スル費用ノ負担ニ付テハ関係行政庁ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ決定ス。

第三十四条 前条ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其費用ノ負担ニ付テハ前条第二項但書ノ規定ヲ準用ス。但河川法第三十条ノ規定ニ該当スル場合ニ於テハ其規定ニ依ル。

第三十五条 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ国道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其一部ヲ国庫ヨリ補助スルコトヲ得、特別ノ事由アル場合ニ於テ府県道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ。

第三十六条 第二十四条ノ規定ニ依ル道路ニ関スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用、又ハ第

二十六条ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ関スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負担トス。

第三十七条 他ノ工事又ハ行為ノ為必要ヲ生ジタル道路ニ関スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行為ニ付、費用ヲ負担スル者ヲシテ其全部又ハ一部ヲ負担セシム。

第三十八条 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三条ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ関スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同条ノ下級行政庁ノ統轄スル公共団体又ハ同条ノ私人ヲシテ其全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得。

第三十九条 道路ニ関スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ関スル工事ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得。

第四十条 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト為ルベキ事業ヲ為ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之ガ為ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其事業者ニ負担セシムルコトヲ得。

第四十一条 道路ニ関スル工事ノ為必要ヲ生ジタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付、費用ヲ負担スル者ヲシテ其全部又ハ一部ヲ負担セシムル場合ヲ除クノ外、道路ニ関スル工事ノ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシム。

第四十二条 本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依ル義務ヲ履行スル為必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負担トス。

第四十三条 道路ニ関スル費用ノ負担金ハ費用負担者ガ道路ニ関スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ為ス場合ヲ除クノ外、第三十三条第一項ノ国道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在

リテハ国庫、其他ノモノニ在リテハ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ノ収入トス。
前項ノ費用負担者ガ公共団体ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政庁又ハ行政庁タル管理者ガ道路ニ関スル工事ノ執行、又ハ道路ノ維持ヲ為ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負担者之ヲ為スモノト看做ス。

第四十一条ノ規定ニ依ル負担金ハ前二項ノ例ニ依リ国庫又ハ公共団体ノ収入トス。

第四十四条 道路ノ占用料其他道路ヨリ生ズル収益ハ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ノ収入トス。但第二十六条ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徴収スル橋銭又ハ渡銭ハ其許可又ハ承認ヲ得タル者ノ収入トス。

第四十五条 道路ニ関スル工事ノ為必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り、又ハ其土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ為サムトスルトキハ己ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外、予メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス。

第四十六条 非常災害ノ為必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ住居スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其他物品ヲ使用若ハ収用スルコトヲ得。

第四十七条 前二条ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ収用ニ因リ現ニ生ジタル損害ハ立入、使用、使役又ハ収用ノ後三月内ニ管理者之ヲ補償スベシ。

第四十八条 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ボスベキ損害ヲ予防スル為必要ナル施設ヲ為スベシ。

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其交通ノ保全ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道

ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其他ノ作為又ハ不作為ノ制限ニシテ道路又ハ其交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ。

第五十條 沿道ノ区域ハ管理者之ヲ定ム。

第五章 監督及罰則

第五十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ管理者ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其為シタル許可承認ヲ取消シ其効力ヲ停止シ若ハ其条件ヲ變更シ道路ニ存スル工作物其他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生ズベキ損害ヲ予防スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得。

一、 道路ニ関スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二、 道路ニ関スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ条件ニ違反シタルトキ

三、 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ関スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四、 道路ニ関スル工事ノ為必要アルトキ

五、 公益上必要ト認ムルトキ

前項第五号ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ関スル工事ノ費用ヲ負担スル者ヲシテ其損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムコトヲ得。

前二項ノ規定ハ主務大臣ガ第二十九條ノ規定ニ依リテ其為シタル許可若ハ承認ヲ取消シ其効力ヲ停止シ又ハ其条件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス。

第五十二条 左ニ掲グル事項又ハ其変更廃止若ハ取消ハ第一号ニ在リテハ行政庁ニ於テ、其他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官庁ノ認可ヲ受クベシ、但主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメザルノ定ヲ為スコトヲ得。

一、 国道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二、 道路又ハ沿道ノ区域ヲ定ムルコト

三、 道路ノ新設又ハ改築ヲ為スコト

四、 第二十一条乃至第二十三条ノ規定ニ依リ道路ニ関スル工事ヲ執行セシメ、又ハ道路ノ維持ヲ為サシムルコト

五、 第二十四条又ハ第二十六条ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ為スコト

六、 第二十五条ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七、 第二十七条ノ規定ニ依リ橋銭又ハ渡銭ヲ徴收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クベシ

八、 第二十八条ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徴收スルコト

九、 第三十七条乃至第四十一条ノ規定ニ依リ費用ヲ負担セシムルコト

十、 前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル処分ヲ為スコト

第五十三条 監督官庁ハ監督上必要ト認ムルトキハ前条ノ行政庁又ハ管理者ニ對シ、前条各号ニ掲グル事項又ハ其変更廃止モシクハ取消ヲ命ジ、其他命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコト

ヲ得。

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ行フベキ作為又ハ不作為ヲ管理者ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス。

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其他ノ費用ハ管理者國稅滯納処分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ徵收金ノ先取特權ノ順位竝ニ其追徵還付及時効ニ付テハ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ノ徵收金ノ例ニ依ル。

第五十六條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス。

一、許可ヲ得ズシテ道路若ハ其附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ、又ハ道路若ハ其附屬物ヲ占用シタル者

二、許可ヲ得ズシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ対シ橋錢、渡錢、其他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

三、道路ノ使用ニ対シ路錢其他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

四、詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者

五、正当ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ従ハザル者

六、第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路、又ハ前ノ附屬物ニ及ボスベキ損害ヲ予防スル為必要ナル施設ヲ為サザル者

第六章 訴願及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付、主務大臣又ハ管理者ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得。

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ。

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付、主務大臣又ハ管理者ノ為シタル違法処分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者同條ノ規定スル期間内ニ其決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間内ニ其決定ノ通知ヲ受ケザル場合ニ於テハ其期間経過後、六月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得、此場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ。

第七章 雜

則

第六十條 本法中府県、府県知事、府県庁又ハ府県道ニ関スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道庁長官、道庁、又ハ地方費道ニ関シ、市、市長、市役所又ハ市道ニ関スル規定ハ北海道及沖繩県ニ付テハ区、区長、区役所、又ハ区道ニ関シ、郡役所ニ関スル規定ハ北海道ニ付テハ支庁、島ニ付テハ島庁ニ関シ之ヲ適用ス。

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定竝ニ第三十三條乃至第三十六條、第

四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ関シ沖繩県ニ付テハ郡道ニ関シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得。

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止、其他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及処分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得。

前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄、第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノトス。

第六十三條 左ニ掲グル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ関シ之ヲ適用セズ。

一、明治四年十二月十四日布告、治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ関スル件

二、明治十一年七月二十二日達、郡区町村編制府県会規則地方税規則施行順序ニ関スル件第十二項

三、明治十二年二月二十七日達、河港道路堤防橋梁費ヲ旧慣ニ因リ支弁シ得ル件

四、陸地測量標条例第二条

五、水路測量条例第二条

六、電信線電話線建設条例第一条、第四条及第五条

七、軍用電信法第四条第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線、電話線建設条例第一条、第四

条及第五條

- 八、河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條
- 九、砂防法第八條及第十六條
- 十、私設鐵道法第四十二條
- 十一、輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條
- 十二、電氣事業法第九條
- 十三、大正三年法律第三十七號

附 則

第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第六十五條 左ニ掲グル法令ハ之ヲ廢止ス。

- 一、明治五年第三百二十五號布告
- 二、明治六年第四百十六號布告
- 三、明治六年第四百十三號達
- 四、明治九年第六十號達
- 五、明治十八年第一號布達
- 六、明治二十年勅令第二十八號

第六十六條 本法施行前爲シタル処分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵触セザル限り本法ニ依リ爲シタル処分及之ニ附シタル條件ト看做ス。

第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス。但管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其期間經過後ハ許可又ハ承認ノ効力ヲ失フベキ旨ヲ告示スルコトヲ得。

第六十八條 本法施行前爲シタル処分ニ関スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル。

道路法施行期日ノ勅令（大正八年十一月五日公布・勅令第四百五十九号）

道路法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

道路法施行令（大正八年十一月五日公布・勅令第四百六十号）

第一條 国道ノ路線ノ認定又ハ其変更若ハ廃止ヲ爲サムトスルトキハ勅令ノ定ムル道路会議ニ之ヲ諮問スベシ。但重要ナラザル変更又ハ廃止ニ付テハ此限リニ在ラズ。

第二條 府県道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ変更若ハ廃止ヲ爲サムトスルトキハ府県道ニ付テハ府県會、郡道ニ付テハ郡會、市道ニ付テハ市會、町村道ニ付テハ町村會ニ之ヲ諮問スベシ。但重要ナラザル変更又ハ廃止ニ付テハ此限リニ在ラズ。

前項ノ規定ニ依ル諮問ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル府県道ニ付テハ府縣會及市會ニ之ヲ諮問スベシ。

第三條 国道ノ路線ノ認定又ハ其変更、若ハ廃止ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スベシ。

第四條 府県道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其変更若ハ廃止ヲ爲シタルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スベシ。

第五條 市町村長道路法第十五條ノ規定ニ依リ市道町村道ノ路線ノ認定又ハ其変更若ハ廃止ヲ爲シタルトキハ地元市郡長之ヲ通知スベシ。

前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スベシ。

第六條 前三條ノ告示ニハ路線各並路線ノ起點終點及重要ナル經過地ヲ表示スベシ。

第七條 府縣庁、師團司令部、鎮守府、郡市役所、又ハ町村役場ノ所在地ヲ国道、府県道又ハ郡道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルベシ。

第八條 東京市ニ於ケル道路元標ノ位置ハ日本橋ノ中央トス。

市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外府縣知事之ヲ定ム。

第九條 道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク道路元標ノ様式ハ内務大臣之ヲ定ム。

道路元標ハ管理者之ヲ建設スベシ等級ヲ異ニスル道路ニ係ルモノナルトキハ上級道路ノ管理者之ヲ建設スベシ。

第十條 道路又ハ沿道ノ区域ヲ定メタルトキハ管理者タル行政庁ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スベシ、内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ区域

ヲ定メタルトキ亦同ジ。

第十一條 道路ノ供用ヲ開始シ又ハ廃止スルトキハ管理者タル行政庁ハ予メ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スベシ、内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ供用ヲ開始シ又ハ廃止スルトキ亦同ジ。

第十二條 道路法第二十六條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設ケルコトヲ許可又ハ承認シタルトキハ管理者タル行政庁ハ地方ノ公布式ニ依リ設置者並橋梁又ハ渡梁ノ類及徵收期間ヲ告示スベシ、同法第二十七條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設ケルトキ亦同ジ。

第十三條 左ニ掲グルモノニ付テハ橋梁又ハ渡梁ヲ徵收スルコトヲ得。

一、軍隊

二、演習中ノ軍人軍屬

三、召集令状若ハ召集傳達書ヲ所持シ、応召ノ為通行スル軍人又ハ召集令状配達人

四、簡閲点呼令状若ハ簡閲点呼傳達書ヲ所持シ簡閲点呼ニ集會スル為通行スル軍人又ハ簡閲点呼令状配達人

五、徵発ニ関スル令書配達人

六、徵発人夫及其引率人

七、徵発物件及其運搬人

八、勤務中ノ憲兵又ハ警察官吏

九、護送中ノ囚人又ハ刑事被告人及其護送人

十、水火災警防ノ為又ハ其演習ノ為通行スル当該官吏員又ハ一定ノ服装ヲ為シタル消防夫水防夫

十一、尋常小学校ニ往復ノ児童

十二、受持区内ニ勤務中ノ修路工夫

第十四條 橋梁又ハ渡梁ヲ徵收スル者ハ徵收ノ場所ニ左ニ掲グル事項ヲ傍示スベシ。

一、設置者

二、橋梁又ハ渡梁ノ額

三、徵收期間

四、橋梁又ハ渡梁ヲ徵收セザル場合

第十五條 道路台帳ヲ調製シタルトキハ管理者タル行政庁ハ地方ノ公布式ニ依リ其旨ヲ告示スベシ利害關係人ハ道路台帳ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第十六条 他ノ工作物ト効用ヲ兼スル道路ニ関シ告示スベキ事項ハ道路法第十八条第二項ノ規定ニ依リ他ノ工作物ノ管理者タル行政庁ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト為シタル場合ニ於テハ其管理者同法第十七条ノ規定ニ依リ、管理者タルベキ行政庁ニ之ヲ通知ヲ受ケタル行政庁本令ニ依リ之ヲ告示スベシ。

第十七条 第五条ノ規定ハ道路法第十五条若ハ第十八条第一項ノ規定ニ依ル道路ニ関シ第十条乃至第十二条若ハ第十五条ノ規定ニ依ル告示ヲ為ス場合、又ハ同法第十五条ノ規定ニ依ル道路ニ関シ前条ノ規定ニ依ル告示ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス。

第十八条 道路法第四十五条ノ規定ニ依ル通知ハ三日前ニ場所及日時ヲ指定シ之ヲ為スベシ。

道路法第四十五条ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ル場合ニ於テハ日出前、日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ立入ルコトヲ得ズ。

第十九条 道路ノ路線ノ認定者及道路ノ管理者ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ監督ス。

一、町村長認定者又ハ管理者ナルトキハ第一次ニ郡長、第二次ニ府県知事、第三次ニ内務大臣

二、郡長市長認定者又ハ管理者ナルトキハ第一次ニ府県知事、第二次ニ内務大臣

三、前二号ニ規定スル以外ノ者認定者又ハ管理者ナルトキハ内務大臣

第二十条 左ニ掲グル事項又ハ其変更、廃止若ハ取消ハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ。

一、市長ヲ以テ管理者トスル国道又ハ府県道ノ新設又ハ改築ヲ為スコト

二、道路法第十五条ノ規定ニ依リ二府県以上ニ互ル路線ヲ認定スルコト

三、道路法第二十四条ノ規定ニ依ル承認ヲ府県ニ対シ為スコト

四、道路法第十七条但書ノ市ノ市内道路ニ関シ道路法第三十九条又ハ第四十条ノ規定ニ依リ負担セシムル費用ノ負担方法ヲ定ムルコト

五、道路法第三十七条又ハ第三十九条乃至第四十一条ノ規定ニ依リ国ニ費用ヲ負担セシムルコト

第二十一条 左ニ掲グル事項又ハ其変更、廃止若ハ取消ハ府県知事ノ認可ヲ受クベシ。

一、道路法第十五条ノ規定ニ依リ二郡市以上ニ互ル一府県内ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二、道路法第二十四条ノ規定ニ依ル承認ヲ郡ニ対シ為スコト

三、道路法第三十七条又ハ第三十九条乃至第四十一条ノ規定ニ依リ府県ニ費用ヲ負担セシムルコト

第二十二条 前二条ニ規定スルモノヲ除クノ外道路法第五十二条ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキモノニ付テハ第一次監督官庁ノ認可ヲ受クベシ。

第二十三条 本令中府県、府県知事、府県庁、府県会又ハ府県道ニ関スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道庁長官、道庁、道会又ハ地方費道ニ関シ市、市長、市役所、市会又ハ市道ニ関スル規定ハ北海道及沖繩県ニ付テハ区、区長、区役所、区会又ハ区道ニ関シ郡、郡長又ハ郡役所ニ関スル規定

ハ北海道ニ付テハ支庁管内、支庁長又ハ支庁、島ニ付テハ島庁、管内、島司又ハ島庁ニ関シ之ヲ適用ス。

附 則

第二十四条 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

第二十五条 道路法施行ノ際認定スベキ国道ノ路線ニ関シ予メ道路会議ニ諮問シタルモノハ本会ニ依リ諮問シタルモノト看做ス。

第二十六条 道路法施行ノ際認定スベキ府県道又ハ地方費道ノ路線ニ関シ、本会公布後ニ於テ予メ府県会、又ハ道会ニ諮問シタルモノハ本会ニ依

リ諮問シタルモノト看做ス郡道、市道、区道又ハ町村道ノ路線ノ認定ノ諮問ニ付亦同ジ。

第二十七条 市道、区道又ハ町村道ノ路線ノ認定ニ付テハ道路法施行ノ際ニ限り第六条ノ規定ニ拘ラズ平面図ヲ公衆ノ縦電ニ供シ其旨ヲ告示スル

コトヲ得。

前項ノ平面図ニハ路線ノ位置並路線ノ交叉点及両端ノ地番若ハ地先地番ヲ表示スベシ、別ニ地番調書ヲ作製シ、平面図ニ添付スルコトヲ妨ケズ

第二十八条 市区町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ付本令施行前道庁長官又ハ府県知事ノ定メタルモノハ本令ニ依リ定メタルモノト看做ス。

都 市 計 画 法

(大正八年四月五日公布法律第三十六号)
(昭和十五年四月一日改正、法律第七十六号)

第一條 本法ニ於テ都市計画ト称スルハ、交通、衛生、保安、防空、経済等ニ関シ、永久ニ公共ノ安

寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為メ重要施設ノ計画ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル

町村ノ区域内ニ於テ又ハ其区域外ニ互リ施行スベキモノヲ謂フ。

第二條 都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス。

第三條 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スベキ都市計画事業ハ都市計画委員会ノ議

ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クベシ。

第四條 都市計画委員会ノ組織、権限及費用ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第五條 都市計画事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政庁之ヲ執行ス。

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、行政庁ニ非ザル者ヲシ

テ、其出願ニ依リ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得。

第六條 都市計画事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ、公共団体ヲ統轄スル行政庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ、其公共団体、行政庁ニ非ザル者ヲ執行スル場合ニ在リテハ其者ノ負担トス。

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共団体ノ負担スベキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得。

第八條 公共団体ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル為左ノ特別税ヲ賦課スルコトヲ得、但府県費ヲ市ニ分課スル場合ニ於テ市ガ營業税、雜種税又ハ家屋税ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其税率ヲ定ムベシ。

一、地租割、地租百分ノ九以内

二、營業收益税割、營業收益税百分ノ二十二以内

三、營業税、雜種税又ハ家屋税、各府県税十分ノ四以内

四、特別地税、賃貸価格千分ノ三、四以内

五、其他勅令ヲ以テ定ムルモノ

營業收益税割ノ賦課ニ付テハ營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子税額ノ控除ヲ為ササルモノヲ以テ營業收益税額ト看做ス。

特別地税ノ賦課率ハ當該年度ノ予算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ賃貸價格ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ズ。

公共団体ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共団体ノ他ノ収入ヲ以テ第四条又ハ第六条ノ費用ニ充ツルコトヲ得。

第九条 都市計画区域内ニ存スル国有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セザルモノハ第六条ノ費用ヲ負担スル公共団体ニ之ヲ下付スルコトヲ得。

第十条 都市計画区域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ。

都市計画区域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地区ノ外、土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為、特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得。

第十一条 第十六条第一項ノ土地ノ境域内又ハ前条第二項ノ規定ニ依リ指定スル地区内ニ於ケル建築物、土地ニ関スル工事又ハ権利ニ関スル制限ニシテ都市計画上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第十二条 都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公園、緑地若ハ広場ノ境域内又ハ都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区劃整理ノ区域内ニ於ケル建築物ニ関スル制限ニシテ都市計画上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第十三条 都市区域内ニ於ケル土地ニ付テハ其它地トシテノ利用ヲ増進スル為土地区劃整理ヲ施行スル事ヲ得。

前項ノ土地区劃整理ニ関シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス。

第十三条 都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区劃整理ハ認可後一年内ニ其施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共団体ヨシテ都市計画事業トシテ之ヲ施行セシム、但災害其他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スル場合ニ於テハ認可後一年内ト雖モ之ヲ施行セシメルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ公共団体ノ施行スル土地区劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ関シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第十四条 地方長官土地区劃整理ノ設計ニ関スル認可ヲ為ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クバシ。

第十五条 土地区劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム。

第十五条ノ二 土地区劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三条ノ規定ニ拘ラズ建物アル宅地又ハ墳墓地ヲ土地区劃整理法施行地区ニ編入スルコトヲ得。

第十五条ノ三 土地区劃整理ノ施行ニ因リ道路、広場、運河、公園其他ノ公共ノ用ニ共スベキモノト為リタル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ国又ハ公共団体ノ所有地ニ之ヲ編入ス。

第十六条 道路、広場、河川、港湾、公園、緑地其他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ関スル都市計画事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得。

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計画事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得。

第十七条 土地区劃整理ノ為又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノ為必要ア

ルトキハ、建築物其他ノ工作物ヲ収用スルコトヲ得。

第十八条 前二条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ関シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ徐クノ外、土地収用法ヲ適用ス。

前項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ適用ニ付テハ前条ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス。

第十九条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ第三条ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ、土地収用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス。

第二十条 土地収用法第二十二条第一項ノ協議調ハザル場合、又ハ其協議ヲ為スコト能ハザル場合ニ於テハ事業施行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ収用審査会ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得。

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ関シテハ之ヲ適用セズ。

第二十一条 第九条ノ規定ニ依リ、下付ヲ受ケタル土地及第十六条第二項ノ規定ニ依リ収用シタル土地ノ処分及管理ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十二条 都市計画事業ニ依リ生シタル营造物ノ管理ニ付、特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其管理者ヲ定ム。

第二十三条 行政執行法第五条及第六条ノ規定竝之ニ基キテ発スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令、又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ行フベキ作為、又ハ不作為ヲ行政庁ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス。

第二十四条 本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ私人ノ義務ニ

屬スル負担金、其他ノ費用ハ行政庁国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徵集スルコトヲ得。
前項ノ規定ニ依ル徵集金ノ先取特權ノ順位並其追徵還付及時効ニ付テハ行政庁ノ統轄
スル公共団体ノ徵收金ノ例ニ依ル。

第二十五条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付、行政庁ノ為シタル処分
ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得。

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ
得ズ。

第二十六条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付、行政庁ノ為シタル違法
処分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

附 則

第二十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(大正八年勅令第四百八十一号ヲ以テ大正九年一月一日ヨリ施行)

第二十八条 東京市区改正条例、東京市区改正土地建物処分規定及大正七年法律第三十六号並之ニ基キテ発シタル命令ハ之ヲ廃止ス。

第二十九条 東京市区改正条例及東京市区改正土地建物処分規定ノ適用、又ハ準用ヲ受ケタル市ハ第二条ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス。

第三十条 東京市区改正条例又ハ大正七年法律第三十六号ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受
ケタル都市計画又ハ都市計画事業ト看做ス。

第三十一条 東京市区改正条例、東京市区改正土地建物処分規定若ハ大正七年法律第三十六号、又ハ之ニ基キテ発シタル命令ニ依リ為シタル処分
ハ本法、又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ抵触セザル限り本法ニ依リ為シタル処分ト見做ス。

第三十二条 東京市区改正土地建物処分規定ノ適用又ハ準用ニ依リ、行政庁ノ為シタル処分ニ関シテハ同規則第一条第二項乃至第四項ノ仍其効力
ヲ有ス。

第三十三条 東京市区改正条例又ハ大正七年法律第三十六号大正七年勅令第百八十四号ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其下付ヲ受ケタル市
ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス、但其市ノ都市計画事業ノ終リタルトキハ此限りニ在ラズ。

前項ノ河岸地ヨリ収入スル金額ハ其市ノ都市計画事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ズ。

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ売却譲与スルコトヲ得ズ、但己ムヲ得ザル場合ニ於テ都市計画委員会ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限りニ在ラズ。

附 則 (大正十五年三月三十日・法律第三十八号)

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス、但營業収益税制ニ関スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス。
營業税法陸止法律ニ依リテ免除セラルル營業税額ハ大正十五年度分国税營業税制ノ賦課ニ付テハ免除セラレザルモノト看做ス。

附 則 (昭和六年三月三十日・法律第三十号)

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但第八条ノ改正規定ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス。

昭和六年度分ニ付テハ第八条ノ改正規定中百分ノ九トアルハ百分ノ八、千分ノ三・四トアルハ千分ノ三・二トス。

昭和六年度分ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ従前ノ地租ヲ標準トシ従前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得、此場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従前ノ地價ヲ標準トシ、従前ノ規定ニ依リ賦課スベシ。

附 則 (昭和八年三月・法律第二十二号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(昭和八年五月二日、勅令第八十三号ヲ以テ同年五月十日ヨリ施行)

(附) 昭和十五年法律第七十六号ハ昭和十六年一月一日ヨリ施工。
昭和十五年法律第六十号地方税法第九十二条ヨリ都市計画法第八条特別税ニ関スル規定ヲ削除。

都市計画法施行令 (大正八年十一月二十八日公布、勅令第四百八十二号) (昭和十五年十二月二十七日改正、勅令第九百三十八号)

第一条 都市計画法事業ハ市又ハ都市計画法第一条ノ規定ニ依リ指定スル町村ヲ統轄スル行政庁之ヲ施行ス。

第二条 市又ハ前条ノ町村ノ区域外ニ於テ又ハ区域外ニ亘リ都市計画法事業ヲ執行スル場合ニ於テ内務大臣区域外ニ於ケル事業ガ主トシテ区域外ノ公共団体ノ利害ニ関スト認

ムルトキハ、前条ノ規定ニ拘ラズ其公共団体ヲ統轄スル行政庁ヲシテ区域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトヲ得。

第三条 内務大臣都市計画事業ガ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利益ト認ムルトキハ其他特別ノ事情アリト認ムルトキハ前二条ノ規定ニ拘ラズ事業ヲ執行スベキ行政庁ヲ指定スルコトヲ得。

第四条 前三条ノ規定ハ行政官庁都市計画事業ヲ執行スル場合ニ之ヲ適用セズ。

第五条 行政庁ニ非ザル者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ル都市計画事業ノ種類及範圍ハ關係行政庁ノ意見ヲ聞キ都市計画委員会ノ議ヲ経テ内務大臣之ヲ定ム。

第六条 行政庁ニ非ザル者、都市計画事業ヲ執行セムトスルトキハ内務大臣ニ特許ヲ申請スベシ。

第七条 内務大臣ハ前条ノ特許ニ都市計画上、其他公益上必要ト認ムル条件ヲ附スルコトヲ得。

第八条 第六条ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ実施セムトスルトキハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ。

第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負担セシムルコトヲ得ズ。

一、 行政官庁ノ執行スル事業ニ因リ公共団体ガ著シク利益ヲ受クルトキ。

二、 事業地ノ公共団体以外ノ公共団体ヲ又ハ上級公共団体ヲ統轄スル行政庁ニ於テ執

行スル事業ニ因リ事業地ノ公共団体ガ著シク利益ヲ受クルトキ。

三、事業ニ因リ生ジタル营造物ガ他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ又ハ其营造物ヲ利用スルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ。

四、前各号ノ外都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ。

第十条 都市計画法第六条第二項ノ規定ニ依リ負担セシムル費用ノ金額及其負担方法ニ付テハ関係市町村長ノ意見ヲ聞キ都市計画委員会ノ議ヲ経テ内務大臣之ヲ定ム。

第十一条 都市計画法第十六条第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築改築増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ変行シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ、但命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此限りニ在ラズ。

第十二条 都市計画法第十一条ノ公園、緑地若ハ広場ノ境域内又ハ同条ノ土地区劃整理ノ区域内ニ於テ建築物ヲ新築改築又ハ増築セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ、但命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此限りニ在ラズ。

第十三条 地方長官ハ前二条ノ許可ニ都市計画上必要ナル条件ヲ附スルコトヲ得。

第十四条 風致維持ノ為指定スル地域内ニ於ケル工作物ノ新築改築増築若ハ除却、土地ノ形質ノ変更、竹木土石ノ類ノ採取其他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行為ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得。

第十四条 地方長官ハ第十一条若ハ第十一条ノ二ノ規定ニ、前条ノ命令ニ又ハ第十二条ノ条件ニ違反シタル者ニ対シ原状回復ヲ命ズルコトヲ得。

第十五条 都市計画法第十三条第一項ノ規定ニ依ル公共団体ノ土地区劃整理ノ施行ハ内務大臣之ヲ命ズ。

第十六条 前条ノ土地区劃整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地区内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負担トス。

前条ノ土地区劃整理ノ地区外ノ土地所有者又ハ關係人ニシテ其施行ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ内務大臣ノ定ムル区域ニ依リ之ヲシテ其受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得。

第十七条 公共団体第十五条ノ規定ニ依リ土地区劃整理ノ施行ヲ命ゼラレタルトキハ設計書、費用負担方法及耕地整理法ニ基ク規約ニ代ルベキ必要事項ヲ定メテ之ヲ告示シ、十日間土地所有者及關係人ノ縦覧ニ供シタル後地方長官ノ認可ヲ受クベシ。

土地所有者又ハ關係人前項ノ規定ニ依リ定メタル設計書、費用負担方法其他ノ事項ニ関シ異議アルトキハ前項ニ掲グル期間内ニ地方長官ニ之ヲ申出ゾルコトヲ得。
前項ノ規定ニ依ル異議ノ申出アリタルトキハ地方長官ハ都市計画委員会ノ議決ニ付スベシ。

地方長官ハ前項ノ議決ガ第一項ノ規定ニ依リ定メタル設計書、費用負担方法其他ノ事項ノ変更ヲ必要トスルトキハ公共団体ニ其変更ヲ命ズベシ、公共団体ガ変更ヲ為シタルト

キハ其変更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ為スベシ。

第十八条 前二条ノ土地所有者及関係人ノ意義ニ関シテハ耕地整理法ノ定ムル所ニ依ル。

第十九条 第十五条ノ土地区劃整理ノ施行ニ付テノ耕地整理法ノ準用ニ関シテハ同法第四

十二条ノ二、第四十七条及第四十八条ノ組合ハ土地区劃整理ヲ施行スル公共団体トシ、同法第四十三条第一項及第四十四条ノ耕地整理組合ノ地区ハ土地区劃整理ノ地区トス。

第二十条 土地区劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸価格ニ関シテハ耕地整理法第十二条乃至

第十三条ノ二、第十四条第二項、第十三条、第十四条ノ二乃至第十六条及第十六条ノ三乃至第十六条ノ八ノ規定ヲ準用ス、此場合ニ於テハ大正七年法律第四十三号ノ規定ニ依ル地種変更免租年期ヲ有スル土地及同法第一条第一項各号ニ掲グル土地ハ之ヲ耕地整理法第十五条第一項ニ掲グル免租年期ヲ有スル土地ト看做ス。

土地区劃整理ノ施行ニ依リ開墾、地目交換又ハ地類交換ヲ為シタル場合ニ於テハ工事完了ノトキ開墾又ハ交換シタル土地ニ対シ従前ノ地域ニ依リ地租法第九条第三項ノ規定ニ準ジ、其賃貸価格ヲ修正シ、修正賃貸価格ヲ以テ耕地整理法第十三条第二項ノ現賃貸価格トス。

第一項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ耕地整理法第十四条第二項、第三項及第十四条ノ二、第十五条、第十六条、第十六条ノ八中ノ同法第十四条第一項ノ規定ト看做ス。

第二十条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依ル耕地整理法第十三条ノ規定ノ準用ニ付テハ同条第二項但書中第十一条第二項ノ規定ニ依リ国有地ニ編入シタル土地ノ地積トアルハ、都市計画

法第十五条ノ三ノ規定ニ依リ国又ハ公共団体ノ所有地ニ編入シタル土地ノ地積トシ整理施行地区内ノ土地ノ現貨貸価格トアルハ整理施行地区内ノ土地中前条第二項ノ土地ノ従前ノ賃貸価格及其他ノ土地ノ現貨貸価格トス。

第二十条ノ三 都市計画法第十五条ノ三ノ公共ノ用ニ供スベキモノト為リタル土地トハ土地区劃整理ノ施行ニ因リ新設又ハ拡張シタル道路、広場、堤塘、溝渠、運河、河川、公共物揚場、公園又ハ緑地ノ用ニ供スベキモノト為リタル土地ヲ謂フ。

第二十条ノ四 前条ニ掲グル土地ハ左ノ各号ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ国又ハ公共団体ノ所有地ニ之ヲ編入ス。

一、 耕地整理法第十一条第一項ノ廃止シタルモノニ代ルベキモノノ用ニ供スル土地ハ国ノ所有地ニ之ヲ編入ス。

二、 前号ノ規定ニ該当スル土地以外ノ土地ハ行政庁ニ於テ土地区劃整理ヲ施行シタル場合ニ在リテハ所有地ニ、公共団体ニ於テ土地区劃整理ヲ施行シタル場合ニ在リテハ其公共団体ノ所有地ニ、其他ノ者ニ於テ土地区劃整理ヲ施行シタル場合ニ在リテハ地方長官ニ於テ土地区劃整理施行者ノ申請ニ依リ特別ノ事情アリト認めタル場合ヲ除クノ外、其土地所在市町村ノ所有地ニ之ヲ編入ス。

第二十一条 鉄道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地区劃整理、運動場、一団地ノ住宅経営、市場、屠場、墓地、火葬場、塵埃焼却場及防風、防火、防砂又ハ防潮ノ施設ハ都市計画法第十六条第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス。

第二十二條 都市計画法第十六條第二項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ハ土地區劃整理ヲ施行スル必要アル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得。

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ収用シタル土地ハ土地區劃整理ノ工事完了後ニ非ザレバ之ヲ売却シ又ハ貸付スルコトヲ得ズ。

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ売却又ハ貸付ハ左ニ掲グル者ニ対シ毎筆競争入札ニ依リテ之ヲ行フ。

一、其土地ノ附近地ガ都市計画法第十六條第一項ノ規定ニ依リ収用セラレタル場合ニ於テ其収用セラレタル附近地ノ全部又ハ一部ヲ収用ノ際所有シタル者又ハ其相続人。

二、前号ノ附近地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其附近地収用ノ際所有シタル者。

三、其土地ノ全部又ハ一部ヲ其土地収用ノ際所有シタル者又ハ其相続人。

四、其土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其土地収用ノ際所有シタル者前項ニ掲グル者一人ナルトキハ其者ニ対シ随意契約ニ依リ売却又ハ貸付スルコトヲ得。

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ売却又ハ貸付スルコトヲ得ザル土地ノ売却又ハ貸付ニ付テハ一般ノ競争入札ニ依ル。

第二十六條 一宅地ヲ為スニ足ラザル残地ハ隣地所有者ニ対シ随意契約ニ依リ売却又ハ貸付スルコトヲ得。

第二十七條 都市計画面事業ニ要スル国有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負担スル公共団体ヲシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ、其地ニ存スル国有ノ建築物ハ無償ニテ其公共団体ニ之ヲ

交付ス。

第二十八條 都市計画法第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地ハ都市計画事業ノ財源ト為スタメ基本財産トシテ管理スベシ、但特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限リニ在ラズ。

第二十九條 公共団体ハ第二十三條ノ土地ノ売却若ハ貸付ニ付、又ハ都市計画法第十六條第二項ノ規定ニ依リ収用シタル土地若ハ前二條ノ土地ノ管理方法ニ付、必要ナル規定ヲ定メ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ。

第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計画事業ニ依リ生ジタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得。

附 則

本令ハ都市計画法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正九年一月一日）

附 則 （昭和四年十二月・勅令第三百九十五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

附 則 （昭和六年四月・勅令第四十五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

昭和六年法律第二十九号附則第三條、第五條、第九條乃至第十四條及第十八條ノ規定ハ土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價格ニ付之ヲ準用ス。前項ノ場合ニ於テ第二十條第二項ノ改正規定ヲ耕地整理法附則第九條、第十條及第十八條中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス。

附 則 （昭和八年五月二日・勅令第八十四号）

本令ハ昭和八年法律第二十二号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和八年五月二日勅令第八十三号ヲ以テ同年五月十日ヨリ施行）

大正十二年勅令第二百七十六号、大正十三年勅令第三百三十五号、大正十四年勅令第三十二号、大正十五年勅令第十一号、昭和二年勅令第三十五号、同年勅令第三百五十六号、昭和三年勅令第二百二十五号、昭和四年勅令第四百七十四号、昭和五年勅令第四百七十四号、昭和五年勅令第四百十二号、昭和六年勅令第二百七十四号、昭和七年勅令第三百二十二号及昭和八年勅令第七号ハ之ヲ廃止ス。

附 則 (昭和十年五月七日・勅令第百十一号)

第二十条 第一項ノ改正規定ハ本令施行前区劃整理ノ工事ニ着手シタル土地ニモ亦之ヲ適用ス、此場合ニ於テハ耕地整理法第十五条第一項ノ規定ノ準用ニ付テハ同項中工事着手ノトキトアルハ工事着手ノ時ノ現況ニ依リトス。

市街地建築物法(大正八年四月公布、法律第三十七号) (昭和十年三月廿八日改正、法律第三十九号)

第一条 主務大臣ハ本法ヲ適用スル区域内ニ住居地域、商業地域、又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得。

第二条 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ、主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ居住専用地区ヲ指定シ、其地区内ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第三条 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ。

第四条 工場倉庫其他ニ準ズベキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ。
主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其建築ニ付特別地区ヲ指定スルコ

トヲ得。

主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業専用地区ヲ指定シ其地区内ニ於ケル工場、倉庫其他之ニ準ズベキモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第五條 第二條第一項、第三條及前條第一項ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス。

第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス、但特別ノ事由アルトキハ行政官庁ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得。

第八條 建築物ハ其敷地ガ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ、但特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限りニ在ラズ。

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ズ、但建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此限りニアラズ。

第十條 行政官庁ハ市街ノ計画上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得。

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其高サ又ハ其敷地内ニ存セシムベキ空地ニ関シテハ地方ノ状況、地域及地区ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ

勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地区ヲ指定シ、其地区内ニ於ケル建築物ニ対高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ、又ハ空地地区ヲ指定シ、其地区内ニ於ケル建築物ニ付床面積ノ敷地面積ニ対スル割合及敷地ノ疆界線ヨリノ距離ノ限度ヲ定ムルコトヲ得。

第十二条 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ関シ衛生上、保安上又ハ防空上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第十三条 主務大臣ハ火災予防上必要ト認ムルトキハ防火地区ヲ指定シ、其地区内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ関シ、必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第十四条 主務大臣ハ学校、集会場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ関シ必要ナル規定ヲ設クレコトヲ得。

第十五条 主務大臣ハ美観地区ヲ指定シ、其地区内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ関シ美観上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第十六条 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得。

第十七条 行政官庁へ建築物左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止、其他ノ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得。

一、 保安上危険ト認ムルトキ。

二、 衛生上有害ト認ムルトキ。

三、 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ。

第十八条 本法適用区域ノ設定若クハ変更、地域者ハ地区ノ指定若クハ変更其他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物ガ其後新ニ建築セラレタリトセバ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反スベキモノナルトキハ行政官庁ハ相当ノ期間ヲ指定シ、其建築物ニ付前条ニ掲グル必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共団体ヲシテ損失ヲ補償セシム。

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者、補償金額ニ付不服アルトキハ其金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得、此場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ。

第十九条 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若クハ占有者若クハ本法若クハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ二千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス。

第二十条 前条ノ規定ハ前条ニ掲グル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其法定代理人ニ之ヲ適用ス、但營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其營業ニ関シ前条ニ規定スル違反ヲ為シタルトキハ此限りニ在ラズ。

前条ニ掲グル者ハ其代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他ノ従業者其營業ニ関シ、前条ニ規定スル違反ヲ為シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ。
前条ニ掲グル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二号ヲ準用ス。

第二十一条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官庁ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得。

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得。

第二十二条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官庁ノ為シタル違法処分ニ因リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

第二十三条 本法適用ノ区域ハ主務大臣ノ指定スル市街地トス、特別ノ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ前項ノ市街地ノ外ニ互リ本法適用ノ区域ヲ指定スルコトヲ得。

第二十四条 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事申シ建築、建築工事ニ着手セザンモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非ザル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得。

第二十五条 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセザル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十六条 本法ニ於テ道路ト称スルハ幅員四メートル以上ノモノヲ謂フ。幅員四メートル未満ニ七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又ハ変更ノ計画アル場合ニ於ケル其計画ノ道路ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道路ト看做ス。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(大正九年十一月勅令第五百三十九号ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和九年四月七日・法律第四十六号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(昭和九年十二月二十四日勅令第三百三十九号ヲ以テ昭和十年二月一日ヨリ施行)
従前ノ第二十三条ノ規定ニ基キ指定セラレタル区域ハ同条ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス。

附 則 (昭和十三年三月・法律第二十九号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(昭和十四年勅令第十号ヲ以テ昭和十四年二月一日ヨリ施行)

本法施行前市街地建築物法施行令第十一条ノ規定ニ依リ指定シタル区域及其区域内ニ於ケル建築物ニ付、定メタル高ノ最低限度ハ各之ヲ本法第十一条第二項ノ規定ニ依リ、指定シタル高度地及其地区内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ト看做ス。

市街地建築物法施行令 (大正八年九月三十日公布、勅令第四百三十八号、昭和十四年一月九日改正、勅令第十一号)

第一條

建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ、但

第一号乃至第四号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認ムルモノハ此限リニ在ラズ。

一、常時使用スル原動機馬力数ノ合計三ヲ超過スル工場。

二、左ニ掲グル事業ヲ営ム工場。

イ、玩具用普通火工品ノ製造。

ロ、「アセチレンガス」ヲ用フル金属ノ工作(溶解アセチレンガスヲ用フルモノヲ除ク)

ハ、引火性溶剤ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイニング」

ニ、「セルロイド」ヲ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工。

ホ、印刷用「インキ」又ハ絵具ノ製造。

ヘ、塗料ノ吹付。

ト、亜硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白。

チ、骨炭其ノ他動物質炭ノ製造。

リ、羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白。

- ヌ、襪、襪、肩綿、肩紙、肩絲、肩毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白。
- レ、製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ヲ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ。
- ヲ、骨、角、牙、蹄、貝殼ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ。
- ワ、鋳物、岩石、土砂、硫黄、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殼ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ。
- カ、墨、懷炉灰又ハ煉炭ノ製造。
- ヨ、活字又ハ金屬工芸品ノ鑄造。
- タ、瓦、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石、坩堝又ハ珐瑯鉄器ノ製造。
- レ、硝子ノ製造又ハ砂吹。
- ソ、動力槌ヲ用フル鍛冶。
- 三、室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫。
- 四、劇場、活動写真館、演芸場又ハ觀物場。
- 五、待合又ハ貸座敷。
- 六、倉庫業ヲ営ム倉庫。
- 七、火葬場又ハ産穢物処理場。
- 八、屠場又ハ死畜処理場。
- 九、塵埃又ハ汚物処理場。
- 十、前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外、行政官庁、住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ。

第二條

建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ、但第一号又ハ第二号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認め

ルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認ムルモノハ此限りニ在ラズ。

一、常時使用スル原動機馬力数ノ合計十五ヲ超過スル工場、但日刊新聞印刷所ヲ除ク。

二、前条第二号ニ該当スルモノ、但左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ヲ営ムモノヲ除ク。

イ、容量三十リットル以下ノ「アセチレンガス」発生器ヲ用フル金属ノ工作。

ロ、馬力数ノ合計〇・二五以下ノ原動機ヲ用フル塗料ノ吹付。

ハ、原動機ヲ使用スル二台以下ノ研磨機ニ依ル金属ノ乾燥研磨。

三、前条第七号乃至第九号ニ該当スルモノ。

四、前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ。

第三條

建築物左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ、之ヲ建築スルコトヲ得ズ、但第一号、第二号又ハ第四号ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得ズト認ムルモノハ此限りニ在ラズ。

一、常時使用スル原動機馬力数ノ合計五十ヲ超過スル工場、但印刷工場、精密機器製作工場、製氷工場ヲ除ク。

二、左ニ掲グル事業ヲ営ム工場。

イ、銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造。

ロ、塩素酸塩類、過塩素酸類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属「カリウム」金属「ナトリウム」金属「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、メタノール「アルコール」エーテル「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルロース」ベンゾール「トルオール」「キシロール」「ピクリン酸」ピクリン「酸塩類」テレピン「油」又ハ石油類ノ製造。

ハ、燐寸ノ製造。

ニ、「セルロイド」ヲ製造。

ホ、「ニトロセルロース」製品ノ製造。

ヘ、「ビスコース」製品ノ製造。

ト、合成染料若ハ其中間物、顔料又ハ塗料ノ製造(漆又ハ水性塗料ノ製造ヲ除ク)

チ、溶剤ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造。

リ、乾燥油又ハ溶剤ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造。

ヌ、溶剤ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付。

ル、石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造。

ヲ、壓縮「ガス」又ハ液体「ガス」ノ製造。(製氷又ハ冷凍ヲ目的トスルモノヲ除ク)

ワ、塩素「ブロム」「ヨード」、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」「苛性」ソー

ダ「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸、着鉛、硫酸、塩類、チオ「硫酸

塩類、砒素化合物、バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン」化合物、クロロ

ホルム、四塩化炭素、ホルマリン、チルホナール、グリセリン、イヒチオール、スルホン「酸」、

「アンモン」「醋酸、石炭酸、安息香酸、タンニン」「酸、アセトアニリド」「アスピリン」又ハ「グアヤ

コール」ノ製造。

カ、蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造。

キ、油脂ノ採取又ハ加熱加工。

ク、石鹼「ブアクチス」又ハ「ペークライト」ヲ製造。

ケ、肥料ノ製造。

ソ、製紙。

ツ、製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製。

ネ、「アスファルト」ヲ精製。

ナ、「アスファルト」、「コールタール」、「ホタール」、「石油蒸溜産物又ハ其残渣ヲ原料トスル製造。

ラ、「セメント」、「石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイト」ヲ製造。

ム、金属ノ熔融又ハ精煉、活字又ハ金属工芸品ノ製造ヲ目的トスルモノヲ除ク。

ウ、電氣用「カーボン」ヲ製造。

キ、金属厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鍛打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ。

ノ、鉄釘類又ハ鋼球ノ製造。

オ、伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金属ノ圧延。

三、前号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ営ム工場。

四、第二号イ、ロ、ハ、ニ及ヨノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイト」ノ貯蔵又ハ処理ニ供スルモノ。

五、前号ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官庁衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯蔵又ハ処理ニ供スルモノ。

第三条ノ二 前三条ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ属スル建築物ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ左記各号ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ヲ為スコトヲ妨ゲズ。

一、建築物ノ敷地ヲ拡張セザルコト。
 二、建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ニ依リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト。

三、建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ変更ニ依リ増加スベキ建築床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト。

四、工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト。

五、前号ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ変更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際、現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ変更セズ若ハ之ニ些少ノ変更ヲ加フルニ依リ営ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト。

行政官庁地域ノ種別、土地ノ狀況、事業ノ種類、作業ノ方法、建築物ノ構造設備除外ノ設備又ハ装置等ヲ參酌シ、特ニ支障ナシト認ムルモノニ付テハ前項第二号乃至第四号ノ制限ヲ輕減スルコトヲ得。

第二十六条ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス。

第四條

建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートルヲ、住居地域外ニ於テハ三十一メ

ートルヲ超過スルコトヲ得ズ、但建築物ノ周囲ニ広濶ナル公園、広場、道路其他ノ空地アル場合ニ於テ行政官庁交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此限りニ在ラズ。

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高十三メートル軒高九メートルヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高八メートル軒高五メートルヲ超過スルコトヲ得ズ。前項ノ石造ニハ人造石造及コンクリート造ヲ、木造ニハ土蔵造ヲ包含ス。

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ石、人造石又ハコンクリートヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ。一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構成ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ関シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル。

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ。

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ、但切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セズ。

前二項ノ地盤面ニ高低アル時ハ行政官庁其他地盤面ヲ認定ス。

第七條 建築物各部分ノ高ハ其部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ対側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ、且其前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ八メートルヲ加ヘタルモノヲ限度トス、但住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス。

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ。

第八條 建築物ノ敷地ガ幅員同ジカラザルニ以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離ガ其道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且二五メートル以内ノ区域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テ前条ノ規定ノ適用ニ関シ其道路ヲ前面道路ト看做ス。

前項ノ規定ニ依ル前面道路ニ以上在ル場合ニ於テ其幅員同ジカラザルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス。
第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル区域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス。

第九條 道路境界線ガ建築線ト一致セザル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ関スル前二条ノ規定ノ適用ニ関シ建築線ヲ其道路境界線ト看做ス。

第十條 建築物ノ敷地左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ前三条ノ規定ニ拘ラス行政官庁別段ノ定ヲ為スコトヲ得。

- 一、公園、広場、河、海ノ類ニ接スルトキ。
- 二、前面道路ノ対側ニ公園、広場、河、海ノ類アルトキ。
- 三、其地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ。
- 四、高低ノ差著シキニ以上ノ道路ニ接スルトキ。
- 五、道路ノ終端ニ位スルトキ。

第十一條 削除。

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高二

之ヲ算入セズ。

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官庁命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得。

第十三條 本令中高ニ関スル規定ハ、煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官庁其用途ニ依リ己ムヲ得ズト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セズ。

本令中高ニ関スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セズ。

第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ対シ商業地域内ニ於テハ十分ノ八、商業地域外ニ於テハ十分ノ六ヲ超過スルコトヲ得ズ、但行政官庁特ニ指定シタル角地、其他ノ地区ニ於ケル建築物ニ付テハ此限りニ在ラズ。

第十五條 本令ニ於テ建築面積トハ建築物ノ水平断面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルベキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ、但地階ニシテ其外壁ノ高地盤面上二メートル以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サズ。

軒、庇、拵出縁ノ類ガ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト一メートルヲ超ユル場合ニ於テハ其外端ヨリ一メートルヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス。

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ。
第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一団ノ土地ヲ謂フ。

第十六条ノ二建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域又ハ地区ニ跨ル場合ニ於テ第一条乃至第三条若ハ第十四条ノ規定又ハ住居専用地区、工業地域内特別地区、工業専用地区若ハ空地地区ニ関スル制限ノ適用ニ関シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル、但特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ此限りニ在ラズ。

第十七条 市街地建築物法第十八条第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スベキ場合ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ限ル。

一、 地域、住居専用地区、工業地域内特別地区又ハ工業専用地区ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合。

二、 美観地区ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合。

三、 建築線ノ指定又ハ変更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合。

四、 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ変更又ハ除却ヲ命シタル場合。

五、 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存ゼシムベキ空地ニ関スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合。

第十八条 市街地建築物法第十八条第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル。

第十九条 前二条ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八条第一項ノ措置ヲ命ゼラレタル者之ヲ命ゼラレタル日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ為スコトヲ得。

第二十条 市街地建築物法第十八条第二項ノ公共団体トハ同法第二十三条ノ規定ニ依ル同

法適用区域ノ属スル市町村トス。

第二十一条 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査会之ヲ裁定ス。

第二十二条 補償審査会ハ第二十条ニ規定スル市街地建築物法第十八条第二項ノ公共団体毎ニ之ヲ置ク。

補償審査会ハ会長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス。

第二十三条 会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ。

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ。

一、 関係各庁高等官 四 人

二、 前条第一項ノ公共団体ノ吏員 二 人

三、 前号ノ公共団体ノ議会ノ議員 四 人

四、 学識経験アル者 二 人

前項第一号、第二号及第四号ノ委員ハ主務大臣之ヲ命ジ第三号ノ委員ハ其議会ニ於テ之ヲ選挙ス。

第二十四条 補償審査会ニ関シテハ土地収用法第二十七条乃至第三十一条、第三十七条、第三十九条、第四十条第一項、第二項、第四十二条乃至第四十五条、第六十九条、第七十二条及第八十条ノ規定ヲ準用ス。

第二十二條第一項ノ公共団体ノ二以上ニ亘ル建築物ニ関シテハ関係補償審査会合同シテ会議ヲ開クベシ。

第二十五条 市街地建築物法第十八条ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セザル

モ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス。

第二十六条 行政官庁ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セザルモ設計アル建築物ニシテ、其建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八条第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其建築ヲ許可スルコトヲ得。

第二十六条ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル為ニスル擁壁ニ対シテハ市街地建築物法第九条、第十二条、第十五条乃至第二十二条及第二十五条ノ規定ヲ準用ス。

第二十七条 市街地建築物法ハ国宝保存法又ハ史蹟名勝記念物保存法ノ適用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セズ。

第二十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル建築物ニシテ行政官庁支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第八条、第九条及第十一条ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得。

一、鳥居、形像、記念門、記念塔ノ類。

二、交通信号塔、公共便所ノ類。

三、陸橋ノ類。

四、地下停車場ノ類。

五、高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類。

第二十八条ノ二 削 除。

第二十九条 博覧会建築物、観覧場、飾門、飾塔、足代、棧橋其他ノ仮設建築物ニシテ行政官庁支障ナシト認ムルモノニ対シテハ市街地建築物法第二条乃至第六条、第九条及第十一条ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得。

第二十九条ノ二 市街地建築物法第二十六条第二項ノ規定ニ依リ道路ト看做サレタル計画ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官庁支障ナシト認ムルトキハ同法第八条、第九条及第十一条ノ規定ニ拘ラズ存続期限ヲ附シ仮設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得。

第三十条 幅員四メートル未満、二七メートル以上ノ道路ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ市街地建築物法ノ道路ト看做ス。

一、 行政官庁市街地ノ状況ニ依リ特ニ指定シタルモノ。

二、 土地区劃整理設計又ハ行政官庁ノ指定シタル建築線ニ基キ築造セラレタルモノ。
幅員四メートル以上ノ道路ノ新設又ハ変更ノ計画アル場合ニ於テ行政官庁等ノ計画ヲ告示シタルトキハ、其計画ノ道路ハ之ヲ市街地建築物法ノ通路ト看做ス。

附 則 (大正十三年十二月十三日・勅令第三百四号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

附 則 (昭和四年六月二十八日・勅令第三百十三号)

本令ハ国宝保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス。(昭和四年七月一日)

附 則 (昭和六年十二月二十六日・勅令第二百九十四号)

本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス。

附 則 (昭和九年十二月二十二日・勅令第三百四十号)

本令ハ昭和九年法律第四十六号施行ノ日ヨリ之を施行ス。

大正九年勅令第五百四十号ハ之ヲ廃止ス。

本令ハ昭和十三年法律第二十九号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス。(昭和十四年二月一日ヨリ施行)。(昭和十四年勅令第十一号)

編纂後記

「名古屋都市計画史」上巻が漸く上梓されることになつて、実に喜びにたえない。憶えば施設局が本書の編纂を企図し、これを小橋亮作氏に託したのは終戦直前であつた。当時は空襲の激化とともに食糧難、住宅の不足、衣料の貧困どれ一つとして悪条件ならざるはなしという頃であつた。そして戦後の混乱はまつたく社会状況の上に激変をきたし、インフレの進行、ヤミの横行、加えて種々の悪条件がかさなり、日々に瘦せて行くようなまことに不安な歳月が続いたが、小橋氏は殆んど一日も休まず書きつづけ昭和二十三年の春、脱稿したので、これを上梓する段階に及んだ。然るに当時なお紙飢饉の真只中であつたのみならず、当時の復興局は最緊要な戦災跡の整理や荒廢せる道路橋梁等の復旧作業に忙殺されるなどで編纂関係を他日の機会に譲るほかなかつた。自来歳を閲すること約十年、その間小橋氏は孜孜として地方政治史等の研究を続けられ、採訪せし史料も尠なからず研鑽の余、得られし所また多い。ここにおいて当建設局は再び氏の加筆を煩わしてこの編纂を企てた。公私匆忙のうち小橋氏は旧稿の補修を行い、梓に上して本巻を成すに至つたのである。

さて殆んど焼土と化した名古屋市の復旧事業は実に容易ならざるものがあつたが、不斷の努力をそそいだ結果、都市計画による諸建設事業は数年前より著しく進捗し、戦前にまさるものがある。さりながら私が昭和十三年十月技師として入市するや、土木部工務課長を拝命し、自來専心土木事業に努力しているが、入市当時は失業救済事業について失業応急事業、産業開發事業に依り、漸くそ

の施行を促進しつつあつた。従つて路面改良事業のごときは先進都市のそれに比し、かなり遜色があつた。

それが戦災を契機として活発な復興事業となり、街路築造および舗装等の技術の進歩と相俟つて今やその面目を一新して普及せられ、他の大都市と伍して何等の遜色なきまでに至つた、その発達の程は実に驚異に値するものといふことが出来よう。ただ残念なことは名古屋市において未だ都市計画事業に関し記録を系統的にまとめたものが皆無の状態であつた。そして本市の行政機構は終戦後の変転きわまりない社会状況に対応して、しばしば改変されたので、終戦時の施設局は復興局となり、これが更に建設局となつて今日に及んでいるがごとく、局内の部課組織に至つては幾度となく改変せられた。従つて局長に變遷あり、また関係職員も漸次市を去るもの、或は転職すると共に資料の亡失、毀損は到底免かるることを得ないのは明かなことである。故に今において之を輯集し記録を残すに非らざれば、他日の作成は殆んど不可能であるまいか。実にこの点に鑑み遅まきながら、この上巻の出版を企図し、一礎石たる役目を果さしめんとしたのである。

本書は永く後世に伝える記録としては、意に満たざる点もあり、完全な出来栄であるとは云い得ないが、足らざるものの補正および割愛せる写真図版の掲載を次巻編纂の機会に譲ることとした。本書に記述する都市計画事業の発達過程は、名古屋の沿革ともいうことが出来るので、地方史研究者に必要な文献となるばかりでなく——およそ郷土を知ること、をわしが国さ、お国自慢の方便のように考えるだけの時代は過ぎてゐる。あらゆる角度から郷土の見直し、土に生き土に即した「永遠の郷土」を盛り立てるために、われわれの先輩の爲したる建設事業の努力を偲び、その消

長、隆昌をも知ることが新しい郷土研究の資料ともなるものと信ずるのである。

終りに本巻の編纂に当りては関係各位の非常なる御協力を願ひ。また編集関係者、前計画課長井上幸太郎(現交通局高速鉄道建設部長)、現計画課長谷重幸諸氏に対し深く感謝の意を表すものである。

なお序いでながら新構想による都市計画事業の完成に、ひたすら専心が続けているが、財政的な制約に加えて人口の急速な膨脹は相乗的作用をもつて前進をはむ手力せ、足力せとなつてゐる。名実ともに充実した中京—名古屋建設をみるまでには、われわれはまだまだ苦難にみちた将来に向かつて行進をつづけなければならないであろうが、この上巻について中巻下巻の編纂をなす計画である。この上とも関係方面の各位に対し御協力を願つておきたい。

昭和三十三年三月

名古屋建設局長 松 本 金 吾

【附録】 名古屋都市計画史上巻年表 (自明治元年 至大正十五年)

一、本年表は主要事項や事業の目安をつけると、同時にその事業の推移を一目明瞭ならしむるため、年序を逐うて採りあげ、(明治維新前を省略)本文と相照応せしむるため作成したので、括弧内の数字は本書の頁である。

一、本年表の事項は月日順に列記したが、月中「日」の不詳の箇所は——印を以てし、又「月日」とも不明の場合はその年の最後に廻す事とした。

明治元年 (西暦一八六八年)

二月——日 従前の治水規則廃止し諸国全川処理の方法を設ける (五七)

四月——日 大政官制発布三七

五月——日 土木行政を租税会計官に移す七七

明治二年 (西暦一八六九年)

二月——日 民政部中に土木司を置く七七

六月——日 版籍奉還の結果徳川義宣名古屋藩知事仰付三七

七月二十七日 府県奉職規則制定、各府県に土木課または土木係を置く、土木課に限り課長の外、特に副長を置く七七

七月——日 民政部を民部省と改称七七
この年 江戸時代の佐屋街道廃止(一七七間町の国産役所が絞業の奨励をなす四九)

明治三年 (西暦一八七〇年)

十二月——日 徳川義宣名古屋藩知事を辞し父慶勝後任となる、この

この年 とき名古屋城を朝廷に献ず(三八)

この年 本市内に東京より人力車を取寄せて初めて販売す(二〇〇)

明治四年 (西暦一八七一年)

七月十四日 陸藩置県(二八一)

七月——日 名古屋藩は「名古屋県」と改称す(三三)土木事務を工部省に移す七七

十月——日 井関盛良名古屋県権令に任ぜらる(三三)土木事務を大蔵省に移し土木司は「土木寮」と改称七七

十一月——日 名古屋県は犬山県を合併す(三三)

十一月——日 大政官布告土木費支弁の法を定む(二八一)

十二月——日 華土族の在官以外に農工商を営むことを許す(四四)

十二月十四日 開路奨励の件布達七七

十二月末日 名古屋市街における人力車会所二箇所、出張所七十二箇所(四六)

明治五年 (西曆一八七二年)

- 二月二十六日 東京銀座、築地方面大火(百七)
 - 四月一日 名古屋は「愛知県」と改称す(三六)大小区制が布かれ名古屋は第一大区となる(三八)国道前ヶ須街道竣工(六九)
 - 十月二十八日 太政官布告道路掃除の件(百二)
 - 十一月一日 愛知県は額田県を併合し尾張、三河両国を管轄(三八)堤防法先の無願徴入禁止の件公布(五)
- この年 東京銀座通に歩車道の区別を設ける(二〇九)

明治六年 (西曆一八七三年)

- 一月十六日 太政官布告第十六号を以て各府県に公園設置の旨達示(四二)
- 二月一日 建物の張出し剪除の件公布(七)
- 五月一日 太政官布達養豚の誘掖奨励(四)
- 七月一日 道路掃除丁場相定の件公布(五)
- 八月二日 港河道路修築規則制定(七)
- 十月一日 道路家裏及水路清浄の件布達(五)県布達道路掃除丁場を定む(二〇)
- 十一月十日 民部省を廃し内務省新設、同省内に土木寮を置く(七)
- 十二月一日 太政官布達道標建設の件(二〇)

明治七年 (西曆一八七四年)

- 三月一日 愛知県布達水利を起すの件(六)
- 七月二十一日 街路取締規則公布十月一日より施行(二〇五)
- 九月一日 道路掃除等閑に附すべからざる旨布達(五九・一〇〇)
- 十一月十日 東本願寺別院内を愛知県飯庁舎となす(七五)

明治八年 (西曆一八七五年)

- 四月一日 愛知県布達道路修繕のため車留の件(二〇三)
- 五月一日 名古屋城内の一般人の通行差留(二〇四)
- 六月二十日 地方官会議召集、道路橋梁のこと議題となる(七)
- 六月一日 渡船賃額の事布達(二二)
- 七月一日 河港修繕願取調の件(六)太政官布達公用土地買上げ規則制定(二二)
- 九月二十日 内務卿より愛知県に河港道路修繕費送金の通知(二)
- 十月二十八日 普請箇所入費取調の件(六)
- 十一月二十三日 河港道路修繕方法改革の件布達(六)

明治九年 (西曆一八七六年)

- 三月一日 河港道路修繕方法の件取消(六)
 - 四月十五日 熱田駅の内旧派屋敷埋立地に内田町新設(九五)
 - 六月一日 太政官達道路の箒を廃止す(六)太政官布達道路の制(八)
 - 七月四日 県達人力車裝飾に神像を掲ぐこと禁止(二〇)
 - 七月一日 門前町有志総代安場愛知県令に公園設置計画を上願(四三)
 - 八月一日 従来の大小区制廃止し本県内を十八区に分け名古屋、熱田を以て第一区となす(三九)
 - 八月十五日 県達土木に関する諸願に区長の特印を要する件(六)
 - 十月十日 毎町村に土工惣代を定め土木事務取扱をなす事(四)
 - 十月十三日 道路堤防修築中往來留建札の件(六)
 - 十一月二日 県達人力車の疾駆は先行人を逐迫すべからず(二〇四)
 - 十二月一日 東京府は市区改正及水道改良調査に着手(百七八)
- この年 名古屋に県管の桑園三千坪開設(百五)

明治十年 (西曆一八七七年)

一月一日 各省の寮は「局」と改称、土木寮は「土木局」となる

(七七)

二月九日 県達渡船場の賃賃詳細取調心得(二二五)

二月十三日 渡船營業者よりの勘定警差出廃止布達(二二六)

四月一日 東主税町に県營の養蚕練習場設置(四五)

五月九日 県達工事変更出願施行の件(六五)

六月十日 愛知県庁は東本願寺別院の飯庁舎から久屋町の新庁舎に移転(七五) 榮町、県庁舎前間道路を国道附屬路線に編入(七五)

九月十五日 県達庄内川の通船心得方(二二・二七)

十月一日 堀川上流の新渠開鑿竣工(六六)

この年 七曲町に県營の養蚕場設置、東外堀町に桑園設置(四三)

明治十一年 (西曆一八七八年)

七月一日 郡区編制法布達十一月より毎郡に郡長を置く(三三) 大政官達道路費用の負担所屬の区分に関する規定公布(八三)

十月一日 名古屋市街を以て「名古屋区」誕生し区役所を置く(三三) この年 本市内戸数三万五千七百十七戸・人口十一万五千二百八十四人(九三)

明治十二年 (西曆一八七九年)

二月二十七日 大政官布達土木旧慣施行の件(八二)

三月一日 浪越公園(六百坪余) 開園(四三〇)

五月十二日 愛知県会創設、議員定数五十人(四〇)

五月一日 熱田、四日市両港間の航路に対する補助金廃止(四八)

六月三十日 愛知県土木支弁法布達七月一日より施行(二八三)

十二月二十六日 東京日本橋大火(四九八)

明治十三年 (西曆一八八〇年)

二月二十日 地方官会議招集河港道路修繕の事審議(八三) 安場愛知県令出席(八四)

二月一日 春日井郡を東・西春日井の両郡に分割(二八四)

四月一日 町村会法制定(四〇)

八月十八日 県令示達各郡区役所の外小使を八月三十一日限り廃し文書等はすべて郵便を以て往復すること(四一七)

十一月二十四日 愛知県有浪越公園の一部を名古屋区に無償私下(四三〇)

明治十四年 (西曆一八八一年)

十二月十四日 開路奨励の件布達(七八)

明治十五年 (西曆一八八二年)

五月一日 熱田神戸町、千年間道路改修許可(七〇)

七月一日 東京府知事は市区改正の根本計画案作成に着手(七〇)

八月三日 堀川を県費支弁河川に編入(二一八)

九月一日 愛知県は三部経済制度実施に伴い、区部、郡部土木支弁法を設定(二八三)

明治十六年 (西曆一八八三年)

三月二十五日 国貞愛知県令豊公誕生地を視察し豊国神社建設を地元有志にすゝめる(四四五)

十月一日 吉田祿在第一大区長心得から名古屋区長に任命せらる
(四三)後、名古屋区道路改修委員長を命ぜらる(四三)
この年 本市内戸数三万七千四百三十戸・人口十二万五千二百七十五人(九三)

明治十七年 (西曆一八八四年)

十一月十四日 東京府知事は山県内務卿に東京市区改正計画案とその意見書提出・内務省内に東京市区改正審査会設置す
(四七)
この年 大曾根―下飯田―上飯田―三階橋間幅二間半の新道路
開通(二八五)

明治十八年 (西曆一八八五年)

一月十八日 愛知県令国貞廉平卒去・中村の豊国神社正殿竣工した
のみで造管計画一頓挫す(四四)
この年 太政官布達にかゝる道路等級を廃し国道四十四路線告
示(六四)

明治十九年 (西曆一八八六年)

三月一日 官設鉄道名古屋、武豊間開通、仮名古屋停車場開設も(七)
四月一日 官設東海道線名古屋、清洲間開通、名古屋停車場開設
(七一)

明治二十年 (西曆一八八七年)

一月一日 現在調の名古屋区内の人口、士族数、平民数及不動産
持(四九)

二月二十一日 天皇・皇后兩陛下東本願寺別院に御駐泊(七三)
二月二十二日 名古屋鎮台の觀兵式挙行(七三)
七月二十一日 街路取締規則公布、十月一日より施行(二〇五)
接統市街地を除いた郡部にも実施(二〇九)

九月二十九日 渡船營業取締規則公布(二二七)

九月一日 名古屋電灯株式会社創立(八八)

十一月一日 東京電灯会社により東京市内に初めて点灯(九三)
この年 市内の街路の一部に初めて歩車道の区別を設ける
(一〇一)

明治二十一年 (西曆一八八八年)

三月十七日 東京市区改正条例案を元老院に提出さる(四七九)
四月十七日 市制町村制公布(四一・五三)
八月十六日 勅令第六十二号東京市区改正条例公布(四七七)
十一月一日 政府は公共道路条例及街路新設条例を立案したるも決
定するに至らず(七七一)
十二月一日 西春日井郡六郷村大曾根の一部を名古屋に編入(三八四)

明治二十二年 (西曆一八八九年)

一月一日 勅令第六十二号東京市区改正条例施行(四七九)
一月二十九日 勅令第五号東京市区改正土地建物処分規則公布(四八三)
五月一日 市制町村制実施(四一)
八月一日 笹島停車場、県庁舎前間道路を仮県道に編入し笹島街
道と称す(七六)
十一月十五日 名古屋区に市制施行(四一・五三)
十一月十五日 最初の名古屋市会成立(五二・三〇・七二)

十二月七日 中村修初代名古屋市長に就職(五二・二五九)
十二月十五日 名古屋市内に初めて電灯点火、その点灯数四百余個
(九三)

明治二十三年 (西曆一八九〇年)

二月一日 従来の三時間灯を夜十一時までの「五時間」とす(九三)
三月十四日 市会は白根愛知県知事に土木費の県費補助申請(三三三)
三月十九日 名古屋市役所開庁式挙行(五三)
十一月六日 志水忠平名古屋市長に就職(五四)
十一月十三日 愛知県訓令町村費又は私費に属する土木工事許可処分
の件(三三二)
十二月一日 政府は道路法案を起草したが、決定せずに終る(七七)

明治二十四年 (西曆一八九一年)

一月一日 名古屋市土木常設委員条例設定許可(二四一)
三月二十七日 常設委員職務権限及処務規程市会議決、六月十二日認
可(二四二)
四月十五日 愛知県達旨町村費私費に属する土木工事は郡長の許可
を経て施行の件(三四)
五月十二日 私費開設の橋梁渡津等印鑑携帯の電報配達人より賃金
請求相成ざるの件(三四)
六月十二日 名古屋市常設委員職務権限及処務規程認可(四三)
七月一日 実費弁償並に報酬支給規則設定(四三)
十一月二十八日 県税又は市町村費支弁に係る堤塘道路等の処分及収支
区分の件(三四)

明治二十五年 (西曆一八九二年)

六月二十一日 法律第四号鉄道敷設法公布・鉄道会議規則公布(九三)
十二月二十八日 愛知県令郡市長分任案件(一五五)
十二月一日 愛知県は鉄砲町国道改修委員選任した儘消滅(二八八)

明治二十六年 (西曆一八九三年)

一月二十八日 愛知県令市町村内字名改称変更等取扱方(三三七)
二月一日 政府鉄道敷設中央縦貫線、北越線等の比較決定(二九三)
三月一日 官有堤塘並木敷溝渠使用規則設定(一一三)
九月八日 愛知県令名古屋市内県道外の重要道路及著名区より停
車場に達する道路を定む(八五)
六月一日 政府は道路法案について地方長官の意見を徴す(七七)
九月二十八日 県令第二十六号市内国道道の外重要道路指定(八五)
十月一日 官有堤塘道路並木敷溝渠使用規則実施(一〇) 同使用規
則設定(一一三)

明治二十七年 (西曆一八九四年)

十月六日 名古屋市より愛知県に堀川沿岸貸下請願書提出(二九)
この年 本市内戸数四万七千八百九十戸・人口十九万一千十六
(九三)
名古屋市に公園設置臨時委員(五名)を設ける(三三)
一月一日 現在における県費支弁にかかる名古屋市内の溝渠延長
一万六千五百間余(一三)
一月十七日 臨時愛知県会において県税支弁にかゝる溝渠について
論議す(二八四)
二月二十八日 柳本直太郎名古屋市長に就職(二五四)
五月十日 本市会は東部停車場(千種駅)獲得運動継続すること決
定(二九三)市会において道路改修調査委員を設ける(九三)

七月三日 名古屋市参事会議事細則設定(二五二)
 この年 東陽館附近より東へ千種村へ至る私道路竣工(二三三)名古屋
 市医会は本市長に対し道路撤水の必要を説きこれ
 等の実施方を建議す(七六五)

明治二十八年 (西曆一八九五年)

三月十日 市会は東部道路設計変更に伴う更正予算可決(三〇〇)
 三月一日 政府は道路法案について土木会および土木監督署長に
 諮問した(三七七)
 四月二十五日 愛知県土木工事施行規則改正し市郡町村に示達す(八八)
 五月一日より施行(九)
 六月十七日 愛知県訓令土木工費総計表様式を定める(九二)
 八月二十日 名古屋市出願の堀川沿岸十箇年間無料貸下請願不許可
 の通牒(一一九)
 十一月七日 関西鉄道社線名古屋、草津間全通(九四、一〇四)愛知停車
 場開設(一一四)
 十二月二十八日 東部停車場(千種駅)位置未決定の旨愛知県内務部長よ
 り通牒(二〇三)

明治二十九年 (西曆一八九六年)

一月十日 東部停車場(千種駅)位置未決定の旨市会に報告(三〇三)
 二月二十六日 市会は東部道路改修設計変更に同意(二九七)
 二月一日 政府は第十回帝國議會に道路法案を提出したるも終に
 否決となる(三七七)
 三月二十三日 愛知郡御器所村の前津小林を市域に編入す(五五)
 六月三十日 この日現在の市内における電灯取付数八千五百九十八
 個(九三)

八月二十二日 愛知郡那古野村、古沢村一部を市域に編入(五五)
 八月一日 愛知県下に風水害被害甚大(二九八)
 九月十日 市会は柳屋町道路改修計画諮問に同意(三二五)
 九月二十八日 時任知事は名古屋市の東部道路改修に伴い県庁舎移転
 の諮問案を臨時県会に提出(二九七)
 九月一日 愛知県下に風水災被害甚大(二九八)
 十二月二十四日 県会において国県道に電気鉄道、馬車鉄道敷設に関す
 る諮問に対し反対論沸騰(一八五)

明治三十年 (西曆一八九七年)

一月十一日 愛知県訓令道路悪水路溜池出願の場合稅務署に通知の
 件(二四)道路悪水路溜池等興廢に関する件(三三七)町村費
 に係る堤塘道路の樹竹伐採の件(三三八)
 四月十五日 臨時県会に県庁舎移転新築に関する追加予算提出
 (二九八)
 四月二十一日 臨時県会に県庁舎移転新築予算修正可決(二九七)
 六月二十六日 柳木直太郎市長退任(五八四)
 七月六日 愛知県より東部道路改修敷地無償譲与する旨通牒
 (二〇四)
 七月十九日 志水直名古屋市長に就職(五四)
 十一月二十三日 愛知県会郡部会は堀川下流浚渫費否決し、市部会は同
 上流浚渫費可決したので、江木知事は郡部会に対し原
 案執行の意思表明(二八七)
 この年 本市内戸数五万六千四百四戸・人口二十四万八千九百
 十五人(九三)

明治三十一年 (西曆一八九八年)

四月十七日 愛知郡中村に豊大閣三百年祭執行(四四九)

五月六日 始めて名古屋市内電車開通(九四)

六月十三日 三ツ蔵町の監感署は千種村馬走に移転(九五)

八月十日 東部直線道路(新栄町通)改修施行許可申請書提出し、同月十八日許可指令(二〇一・二〇二)

八月十六日 午前七時より午後七時までの門前町地内本町通の車馬交通量調査(五二七)

八月二十二日 愛知郡那古野村および古沢村の一部を本市域に編入す(五五)

十月十一日 市内電話始めて開通(九四)

十一月十八日 関西鉄道社線名古屋、網島間全通(二〇四)

明治三十二年 (西曆一八九九年)

三月十六日 郡制改正に伴い郡も道路費用を分担(八五)

六月二十四日 この日招集の臨時県会において征清記念碑建設敷地を無償譲渡の件可決(三〇〇)

七月一日 全面的改正の府県制施行(七三)

七月十三日 東海道線名古屋・熱田面駅間の複線竣工(二二四)

八月一日 参事会は市長へ委任事務を決議(二五)

九月十一日 市会は彌宜町道路改修予算可決し同月二十八日同工事設計変更の建議案可決(二二)

九月二十五日 堀川河岸地共同荷揚場及河岸地取締規則設定し十月一日より施行(一八)

十二月十一日 市会は御旅所横町道路改修予算可決(二二二)

十二月二十日 彌宜町道路改修施工許可指令(二二七)

明治三十三年 (西曆一九〇〇年)

一月一日 彌宜町道路改修工事着手(二六八)

三月八日 内務省令第五号汚物掃除法施行規則公布(四一七)名古屋汚物掃除規則施行細目決定(四一九)

四月一日 愛知県土木費支弁規則施行(二八三)

七月一日 市内電話は東西各地との長距離通話開始(五四)

七月四日 江川通—上浅間町間道路改修(三三六)

十月一日 名古屋市汚物掃除規則施行(四一八)市会は玉屋町道路拡張計画に対し俄然論難を浴せ予算審議難航し終に否決す(七四二)

十一月六日 市会は広井町南北道路の改修予算可決(三三六)

十一月十九日 愛知郡千種村長より千種停車場前道路改修に関する抗議文書を受ける(三〇八)

明治三十四年 (西曆一九〇一年)

一月二十一日 中村荘保存会より中村公園敷地の寄附を受け愛知県有地となす(四四九)

三月三十一日 跨線橋明治橋開通(二九)

四月二日 御旅所横町道路改修竣工(二二四)

四月二十七日 土木常設委員職務権限及処務規程廃止(四一五)

十月二十五日 中村公園築造(二七三)

十一月十六日 この日招集せる愛知県会の中村公園に関する最初の予算可決(四四七)

十二月二十五日 広井町南北道路改修施工許可(三三八)

この年 中川沿岸関係地主等にて同運河開鑿計画を試む(三七七)

三月一日 東部直線(新栄町通)道路改修竣工(二六八)五月二十七

明治三十五年 (西曆一九〇二年)

日竣工承認通牒(一〇五)

四月十六日 高岳町、富士塚町道路改修竣工(三五九)

七月一日 市役所分課組織改正により土木関係機構拡大す。臨時建築課新設(二二)

九月一日 久屋町、県庁正門前間の里道を国道に編入(五七)

十一月十五日 官設中央線千種停車場開設(二〇三)

十一月一日 政府当局は道路法案について再び土木会に諮問し議案に提出する準備をなす(七七一)

この年 この日現在の市内戸数六万六千五百二十五戸・人口二十七万五千三百二十九人(九三)

明治三十六年(西曆一九〇三年)

一月十二日 鈴木摺兵衛市会議長に就任(二五七)

三月二十日 新規の土木常設委員規程設定により土木委員三名を置く(四四五)

三月一日 青山朗市長は深野愛知県知事に熱田街道新設計画を具申す(二五六)

四月十一日 加藤重三郎市会議長就任(二五七)

七月一日 車道としての裏門前町道路新設竣工(三四七)

明治三十七年(西曆一九〇四年)

二月十日 我国は露国に戦を宣す(二五九)

三月二十四日 第三師団の精兵壯途に就く(二五九)

五月二十三日 水主町道路新設竣工し常設土木委員検査を行う(二二〇)

明治三十八年(西曆一九〇五年)

一月十日 上遠野富之助市会議長に就任(二五七)

七月一日 精進川改修委員六名選任す(四〇三)

七月六日 精進川開鑿工事監督技師任命(四〇四)

八月十八日 精進川(新堀川)開鑿施工許可指令(三五五)

八月二十六日 精進川開鑿工事第一次請負入札に附したが落札者無し(三五六)

九月六日 精進川開鑿工事第一次請負者遠藤君蔵に決定(三五七)

九月十一日 名古屋市会は愛知県知事に堀川渡渡方を建議す(二二〇)

十月六日 精進川開鑿起工式挙行(三五五)

十月一日 日勝露敗平和克復(二二六)

十一月三十日 愛知県会市部会は熱田街道改修案否決したので深野知事再議に附す、部部会は再び否決(二四五・二四七)

十二月二十二日 県公報号外熱田街道改修事業原案執行の旨告示し、同街道を仮定県道に編入告示(二四七)

十二月二十九日 午後より天候俄然險惡、夜に入り豪雨被害多し(三七〇)

明治三十九年(西曆一九〇六年)

一月二十日 精進川工事災害風夜間断なく排水作業強行(三七四)

三月三十一日 熱田兵器製造所構内埋立の土砂納入完納するに至らずして終に打切る(三六八)

四月一日 名古屋市役所職制改正(三二)

四月十二日 青山朗市長退職(四〇)

五月四日 名古屋市助役定員を二名とする(三五五)

六月五日 大船町道路改修着工(三五九)

六月二十七日 加藤重三郎市長に就職(四〇)

六月一日 愛知県に熱田街道改修用地買収委員設置(三五二)

七月十五日 暴風雨襲来のため精進川仮堤防決潰す(三七四)

七月二十九日 精進川第一次工事竣工し検査執行(三五七)
 九月十九日 名古屋商業会議所は愛知県知事に堀川渡渡架実施及その流域取締改正方を建議す(二九九)

十一月五日 加藤市長は県道熱田街道改修路幅八間の原案を十三間に変更方を要請、深野知事が之を容れたので変更分経費を寄附する案を市会に提出、市会は同月十七日可決す(二四九)

十二月十日 市会は鶴舞公園設置予算を修正可決(四三三)
 この年 実業家雨宮敬次郎等中川運河開鑿計画を目論見る(三七九)

明治四十年(西曆一九〇七年)

一月二十六日 鶴舞公園設置の件申請し八月二十一日許可指令をうける(四三三)

三月一日 道路修繕常設工夫規則設定(四六) 熱田街道改修工事着手(六九)

六月一日 熱田町全部を市域に編入し熱田町に市役所出張所設置(五五)

七月十六日 愛知郡小碓村の一部を市域に編入(五五)

七月二十七日 榎戸利吉助役に就職(四〇二)

八月五日 名古屋商業会議所より愛知県に堀川渡渡架及改修方を具申す(二九八)

八月二十日 鶴舞公園敷地盛土作業開始(三三六)

八月二十二日 この日より五日間連続降雨のため精進川の損害甚大(二七四)

九月二十日 千種停車場前道路新設施工申請し十一月十二日認可指令(二二二)

十月一日 関西鉄道社線国有鉄道に買収せらる(四三三)

十月十八日 この日招集の臨時愛知県会において第十回開西府県連合共進会(愛知県主催)所要予算否決(二五五)

十月二十四日 夜名古屋市役所庁舎全焼(二〇四三五)

十一月二十日 深野知事は再び臨時県会を招集して前記共進会予算を再議に附したので県会は可決す(二五六)

この年 名古屋瓦斯株式会社(今の東邦瓦斯)は古渡町より会社工場前に至る幅三間の道路新設(二八九)

明治四十一年(西曆一九〇八年)

二月十日 鶴舞公園を第十回開西府県連合共進会★場に無条件貸付決定(四三九)

二月二十五日 千種停車場前道路竣工(三三)

二月二十八日 十三間幅の幹線街路敷線新設する計画案を市会は否決して新規計画を要望する決議をなす(四四四)

三月十五日 鶴舞公園敷地再盛土作業開始(三九九)

三月三十一日 再議に附せる待賓館建設及陸橋新設する予算を市会において否決(四五七)

三月三十一日 加藤市長は市会の要求を容れた公園関係道路改修を口頭を以て緊急提出(二六六)

四月一日 東・西・中・南の四区制を施行し各区に区長を置く(五五)

四月三十日 市役所処務規定設置に依り土木課は第一部に所属(二二二)

四月三十日 熱田街道改修竣工(二九九)

五月二日 県道熱田街道に電車開通(三五〇)

七月十五日 長畝(惣河戸)埋立施行申請し同月三十一日許可指令(四二〇)

八月二十一日 市会において長畔埋立計画案(上下水道布設材料置場は風致を毀損するものとして反対ありしも多数を以て

可決す(四一〇)
十一月十一日 公債支弁事業臨時委員事務概目設定(三〇一)

明治四十二年(西曆一九〇九年)

- 一月十六日 服部小十郎市会議長に就職(二五七)
- 三月一日 愛知県会市部会は東道江川南線新設予算を増額修正可決(二八〇)
- 三月十五日 精進川開鑿工事請負者の願出により契約の一部解除(三五〇)
- 三月一日 長群埋立竣工(四一〇)
- 四月十二日 精進川上流の架設橋梁名決定(三七二)
- 四月一日 公園道路上前津、公園前開鑿工し十一月竣工(二六九)
- 五月三十一日 関西鉄道愛知停車場廃止(四〇四)
- 六月三十日 精進川開鑿第一区、第二区、第四区工事竣工(二七〇)
- 六月一日 上水道布設工事創始(二四九)
- 八月一日 公債支弁事業臨時委員九名選任(四六〇)
- 八月二十日 鞠ヶ池(大池)埋立工事請負決定し九月中頃竣工(四一〇)
- 八月二十七日 精進川開鑿第三区工事請負者決定(二六九)
- 八月三十一日 高橋克守助役退職(四〇一)
- 九月二十二日 市会は南武平町道路改修計画を南久屋町道路改修に変更する件否決(二七〇)
- 九月一日 東北部道路(大曾根線)期成同盟会結成し促進運動開始(二八四)
- 十月一日 愛知郡千種村、御器所村各一部を市域に編入(五五)
- 十月十一日 名古屋市役所を新栄町二丁目の新庁舎に移転開庁(二六七)
- 十月二十日 春庵横町道路再改修問題につき設計一部変更許可申請

(三〇四) 十一月十九日愛知県知事より当分差議難の通牒(五四七)

- 十一月十日 公債支弁事業臨時委員事務概目決定(四一〇)
- 十一月十九日 鶴舞公園開設告示(四二八、四三三)
- 十一月二十六日 加藤市長春庵横町道路再改修申請に対する知事の通牒報告し市会は市長の責任追求(七四七)
- 十一月二十七日 愛知県会市部会は東柳町道路拡張の建議案可決(三八八)
- 十一月二十九日 東柳町道路拡張、納屋橋架替の追加予算を県会市部会可決(三八八)

- 十二月十七日 精進川仮入船条件を発表し入船許可(二六〇)
- 十二月三十一日 この日現在の六大都市の人口密度(四六三)

この年 鶴舞公園敷地を本市域に編入(四〇三)

明治四十三年(西曆一九一〇年)

- 一月八日 公園正門道路竣工(二六七)
- 二月八日 公園北門道路竣工(二六八)
- 二月十二日 精進川(新堀川)開鑿工事完成(二六九)
- 二月一日 堀川河岸地共同物揚場及河岸取締規則改正施行(二七〇)
- 二月二十二日 精進川完成し通水式挙行(二六九)
- 二月二十八日 名古屋市歌制定(三六二)
- 三月五日 名古屋築港埋立地を市域に編入(五五)
- 三月一日 東京よりゴム輪人力車十台を始めて移入(二二〇)
- 三月十六日 この日から六月十三日まで鶴舞公園において第十四回関西府県連合共進会開催(五五)
- 四月十二日 名古屋開府三百年記念祭執行(五五)
- 五月一日 南武平町道路改修竣工(二七七)
- 六月二十八日 公債資金管理規程設定市会議決(二五〇)

六月一日 鶴舞公園築造竣工(二七三)

八月一日 八間幅を六間幅に変更せる記念橋開通(二六七)政府当局は新規な道路法案を起草して道路協会に諮問す(二七七)

十月十四日 市会において鶴舞公園敷地の一部を愛知県に特売することに反対強くこれが案件撤回す(四三〇)

十月十八日 愛知県は鶴舞公園敷地の一部を病院並に学校建設敷地として収用する旨告示す(四三〇)

十月十九日 南久屋町道路改修竣工(二七七)

十一月二十一日 鶴舞公園敷地一部収用補償金応諾に関する案件を市会可決す(四三三)

十二月二十六日 愛知県より名古屋市に濃越公園敷地の残部を無償譲受ける(四三二)

明治四十四年 (西曆一九一一年)

一月十日 井上茂兵衛市会議長に就職(二五七)

二月四日 市会は市区改正調査会設置の建議書を加藤市長へ提出(四三三)

三月二十八日 市会は加藤市長宛の春鹿横町道路問題につき質問書を可決し文書を以ての答弁書を要求す、翌二十九日市長の答弁書提出(四四八)

三月三十一日 県道江川兩線道路竣工(二六九)

四月七日 法律第六十八号市制全面的に改正せらる(二五〇)

四月九日 官設中央線大曾根停車場開設、地元住民は開設祝賀会舉行(二八四)

五月十三日 市会は庄内川治水調査に関する建議書(本市長宛)を可決(七六七)

七月四日 阪本鈔之助市長に就職(二五四)

七月十七日 新堀川富士見橋南に用水掛橋架設竣工(三六五)

六月一日 柳橋、洲崎橋間電車開通(二八〇)

六月十日 市会は市長宛の北郷方面の道路改修に関する建議案可決(二九九)

八月四日 精進川を「新堀川」と改称(二六三)

八月一日 瀬戸電鉄は名古屋城外濠をめぐって堀川まで全通(二八五)

九月二十五日 名古屋市区改正調査会規程決定(四三三)

十月二十三日 名古屋市区改正調査会々員二十三名決定(四五四)

十一月一日 名古屋市区改正調査会は初顔合せをなす(四五六)

十二月一日 大須仁王門通に施行する名古屋市最初の路面舗装工事に対する沿道住民の寄付金決定(四二四)

十二月二十四日 市会は熱田須賀町道路改修の建議書可決(七六八)

この年 本市内戸数九万二千二百四十六戸・人口四十二万六百人(八九七)

明治四十五年 (西曆一九一二年)

(大正元年)

二月九日 堀川納屋橋架替工事着手(二七〇)

二月一日 東北部道路(東新町、長堀町、大曾根口間)改修着手(二七七)

三月一日 本市に始めて道路橋梁に関する技師を任命(二五三)市税其他諸収入徴収事務取扱規程設定(六二五)

四月一日 土木現場監督員設置・名古屋商業会議所は本県知事に堀川渡津及改修方を建設(二九八)八月二日に至り再び建議す(二九九)

五月十二日 名古屋市最初の大須仁王門通の路面舗装工事に着手、六月十五日出来あがる(四二五)

担額五八八

大正三年（西曆一九一四年）

- 一月十日 浪越公園を「那古野公園」と改称(四三)
- 五月一日 東北部道路（東新町、大曾根口間）道路新改修竣工(二七)
- 七月十日 土木課事務処理規定設定即日施行(七〇)
- 九月一日 上水道給水開始(一〇)
- 十一月一日 南外堀線道路改修竣工(三〇)

大正四年（西曆一九一五年）

- 二月二十七日 本市会は動物園設置の意見書を満場一致を以て可決す(四四)
- 三月三十日 山口町線（平田町、山口町間）道路、堀内町線道路改修予算決定(二七)
- 五月八日 本市役所各課長並に保主任代決事項定む、土木課長代決事項(七〇)
- 六月三十日 志摩町、浄心間の江川線道路改修敷地買収漸く略成立(三一)
- 十一月十二日 行幸啓道路改修費に宮内省より七方八千八百余圓の補助(三五)

大正五年（西曆一九一六年）

- 二月一日 堀川白鳥橋架換工事着手(二七)
- 十一月五日 西二葉町道路改修竣工(四〇)

大正六年（西曆一九一七年）

- 五月十五日 新出来町道路歩詰め改修竣工(三四)
- 七月十六日 名古屋停車場―泥江町―隅田町―御園門間道路改修に
ついて帝室林野局名古屋支庁長より照会状来る(三三)
- 九月三十日 横三ツ蔵町道路（内屋敷橋架設をふくむ）改修竣工(四〇)
- 十二月十七日 市会は本町通道路改修要望の意見書（愛知県知事宛）
可決(七八)
- 十二月二十八日 深野一三愛知県知事依頼免本官(三〇)

大正二年（西曆一九一三年）

- 一月十二日 市会は御黒門線道路改修に関する建議書（本市長宛）
可決(七八)
- 一月二十二日 市会は市区改正調査委員設置の建議案可決(四七)
- 二月一日 江川筋泥江町、志摩町間道路改修施行許可、この区間
仮定県道に編入(二七)
- 二月二十五日 市会は街路灯設備に関する意見書可決(七八)
- 二月二十八日 押切町五丁目より女子師範校門間道路改修竣工(三三)
- 三月三日 石原健三愛知県知事休職(三〇)
- 三月二十二日 行幸啓道路改修に関する宮内省の補助金下附(三五)
- 五月八日 東片端四丁目、平田町間道路改修許可(三〇)
- 六月十二日 西区役所は長畔埋立地の新庁舎に移転(四一)
- 五月五日 堀川納屋橋架替竣工渡橋式挙行(二七)
- 七月二十七日 榎戸利吉助役退職(四〇)
- 十月二十二日 上笹島、御園門間道路改修竣工(二七)
- 十一月十三日 この日より四日間愛知県下において陸軍特別大演習挙
行(四二)

この年 大正元年度における名古屋市民の国税、県税、市税負

一月二十三日 阪本鈺之助市長退職(四〇〇)

三月二十二日 堀川を準用河川に認定(二八)

四月十九日 市会は鶴舞公園敷地買増査定価額引直しに関する案件
可決(四四〇)

四月二十四日 市会は鶴舞公園内に動物園創設予算多数を以て可決
(四四四)

六月一日 堀川伝馬橋架換工事に着手(二八)

七月二日 佐藤孝三郎市長に就職(三三〇)

八月十四日 市会は北広見線及小林町線道路改修に関する意見書可
決(七六七)

九月十一日 松井茂愛知県知事申中川運河開鑿計画概要を発表(三七五)

十二月二十二日 山口町線道路改修(三三三)

大正七年(西曆一九一八年)

一月二十八日 市区改正調査委員設置に要する追加予算決定(四七七)

二月一日 大正七年度予算市会第一日開会(七三〇)

四月十六日 京都市、大阪市その他の市区改正に東京市区改正条例
準用する法令公布し、六月一日より施行(七五五)

四月二十日 鶴舞公園附屬動物園開園(四四二)

五月三十一日 勅令第百八十三号京都市、大阪市その他の市区改正委
員会組織権限に関する件公布(四八八)

六月一日 東京市区改正条例第十四条の規定に依る事業執行及管
造物管理に関する勅令公布(四八五)

八月八日 本市会は市区改正条例準用指定促進に関する意見書可
決(四九〇)

九月一日 本市は東京市区改正条例の準用都市に指定せられる
(四七七)

十二月六日 内務大臣宛に市区改正設計並に事業施行に関する原計

十月二十八日 画申達(四九七)

十月二十九日 佐藤市長は名古屋電気鉄道・尾張電気軌道兩社長に対
し市区改正事業費分担金要求の文書を発す(五七九・五八二)

十二月二十九日 道路改良の先覚者サミュエル・ヒルは東京商業会議所に
おいて講演(五〇四)

大正八年(西曆一九一九年)

一月一日 市区改正調査に関する職員を任命(百九)

二月三日 大正八年度予算市会第一日開会(七三〇)

二月六日 名古屋市区改正委員に内務省警保局長外二十六名任命
発表(百九六)

二月二十六日 市会は鶴舞公園敷地拡張(八幡山周圍買収)の意見書
可決(四四一)

三月一日 内務省に道路改良会設立発起人会開催(五〇五)

三月二十八日 市会において市区改正費予算の財源につき反対論と原
案賛成論とが対立す(四九三)

三月三十一日 堀内町線道路改修竣工(三三〇)

四月十一日 法律第五八号道路法公布始めて道路行政の統一をみる
(二七四・七二二)

五月七日 内務省都市計画課長より都市計画(市区改正事業)事
業に関する国庫補助の件につき内牒ある(五六七)

五月十七日 内務省都市計画課長の内牒に依り都市計画事業費に対
する国庫補助申請(五六九)

五月二十六日 内務省において三日間名古屋市区改正委員会を開き五
大幹線道路新設拡張案議定(五〇三)

六月十四日 大岩市会議長大池土地事件に関し辞任し、同月二十一
日の市会は大岩前議長をきびしく純彈す(七五二)

八月八日 名古屋市区改正事業に対する内閣の認可指令(五〇四)

八月十四日 市会は大津町線屈曲修正要望の意見書(内務大臣宛)を委員附託とし十二月二十六日に至って可決す(七五五)

九月六日 第一期都市計画事業に関する建物制限の告示(五〇六)

九月十八日 内務省都市計画課長より市区改正委員会設置予算等に関する通牒来たる(四九〇)

十月二十五日 市区改正委員会費等の追加予算を提出し市会は即決す(四九一)

十一月二十七日 勅令第四八三号都市計画委員会官制公布(七〇〇)

十二月六日 内務省令第二四号道路構造令公布・同第二五号街路構造令公布(七〇五)市会は尾張電軌の千早線乗入計画に反対を唱え委員附託となす(七六〇)

大正九年(西曆一九二〇年)

一月一日 都市計画法施行同時に六大都市に都市計画法適用される(二九一・五七七)

二月二日 大正九年度予算市会第一日開会(七〇三)

二月二十一日 増額修正せる既決都市計画五大幹線新設拡張事業費総額八百二十八万六千九百四十四円三銭となる(五八九)市会

は再び大津町線屈曲修正要望の意見書可決(五〇六)市会

は尾張電軌の千早線乗入問題につき委員長報告とあり修正可決し、千早線改修計画廃止要望の意見書可決す(七六一)

三月三日 内務・大蔵兩大臣宛に市区改正事業公債許可申請書提出(五五五)

三月一日 堀川伝馬橋架換竣工(二七三)

四月一日 道路法施行により(同法第十七条但書規定)東京・京

都・大阪・横浜・神戸・名古屋の六大都市長は市道及

国府県道路の管理者となる(六九三)本市は土木課を廃止

と同時に「都市計画部」を新設(七〇二)都市計画部処務

規程施行(七〇三)

七月五日 都市計画部各課事務分掌細則設定(七〇五)

七月十三日 市会は電鉄市営の意見書を満場一致を以て可決(五七八)

九月六日 内務省令第二十八号都市計画法施行令に依る費用負担者指定(六一一)

九月三十一日 市区改正の事業起債は更正許可指令(五五七)市会において尾張電軌の千早線乗入問題を論難し、同社の負担金を削除す(五八二)

十一月二日 市区改正事業岩井町線道路用地と地上物移転交渉を開始(五三三)

十一月十七日 明道町道路新設着工(二七七)

十一月二十七日 道路会議の結果街路改良費に対する国庫補助確定となる(五七二)

十一月三十日 許可を得たる市区改正事業公債条例公示す(五六〇)

大正十年(西曆一九二一年)

一月二十九日 内務省令第一号道路国庫補助規程公布(五三二)

二月五日 大正十年度予算市会開会(七三三)

二月二十五日 市会は鶴舞公園附属動物園拡張の建議案可決(四四七)

三月三十日 都市計画事業費に対する第一回の国庫補助(十六万三千円)交付の通牒に接す(五七三)

四月七日 名古屋市役所処務規程改正施行(七〇七)

七月九日 内閣は名古屋都市計画事業起業業者、事業の種類等公告す(五〇七)

八月二十日 市域に編入決定せる十六箇町村に対し都市計画費特別税を免除することに決定(五八八)

九月十一日 第一期都市計画第二号線東新町、東陽町間道路築造竣工(五二四)

十月八日 市会は名鉄市内線買収案可決(五七八)

十月九日 第一期都市計画第四号線道路築造竣工(五二二)

十月十五日 堀川岩井橋創架工事着手(七二二)

この年 市域に編入せる新市部における耕地・山林・池沼等の面積(三三〇)大正十年度における名古屋市民の国税、県税、市税負担額(五八八)

大正十一年 (西曆一九二二年)

二月七日 大正十一年度予算市会第一日開会(三三二)

三月二十四日 新堀川記念橋架換工事に着手(七二二)

三月三十一日 都市計画事業費に対する第二回目の国庫補助交付の通牒(五七二)

四月二十九日 第一期都市計画第二号線東陽町、大池町間道路築造竣工(五二四)

五月十九日 都市計画委員会官制の一部改正によって一都市計画名古屋地方委員会を一都市計画愛知地方委員会と改称(六九七)

八月一日 電車市営実施(百六八)

八月二日 第一期都市計画第一号線門前町、西脇町間道路築造竣工(五二二)

八月二十二日 隣接十六箇町村を本市域に編入(四四八)

九月十四日 本邦都市研究の恩人といわれるピアード博士(米国人)は東京市政調査会顧問として来朝(五一八)

十一月七日 岩井町線道路、高岳線道路設計一部変更の件認可指令(五一〇)

十一月十九日 ピアード博士は名古屋市の招きにより来名、都市問題に關する講演をなす(五一八)

十一月二十二日 市会は中村公園を愛知県より移管される件に同意す(四四八)

大正十二年 (西曆一九二三年)

二月七日 大正十二年度予算市会第一日開会(七三二)

二月二十二日 水主橋架設工事着手(五三三)都市経営調査臨時委員規程設定(昭和四年八月十五日廃止)(七〇・七〇六・七二八)

三月一日 四月に至る一箇月中の二日間における市内主要街路の交通量調査を行う(五二九)

三月三十一日 都市計画道路事業に対する第三回の国庫補助通牒・公債支弁事業臨時委員規程・同事業資金規程この日限り廃止(五一〇)

四月一日 大須観音裏の旭遊廓中村に移転開業(二二)を愛知県より中村公園を名古屋市中に正式移管(四四八)

四月七日 第一期都市計画街路事業中第五号線南外堀町十一丁目地先に広場を設ける件公告(五二二)

五月二十五日 市政懇談会を開き川崎市長は市政の現状および将来の方針を述べ(七三二)

六月四日 第一期都市計画第三号線千早町、老松町間道路築造竣工(五二四)

六月十二日 市電上前津、門前町間運転開通(五二七)

七月十六日 堀川岩井橋竣工(五三三)

八月十一日 内務大臣宛に本市都市計画事業受益者負担方法並に負

相区劃指定方を上申(六一三)

八月二十五日 江川水主橋架設竣工(五〇三)

九月一日 關東大地震(四二七)

九月十一日 堀川岩井橋創架竣工(七〇)

九月二十一日 第一期都市計画第二号線松枝町地内道路築造竣工(五二四)

十一月十三日 市電門前町、岩井町間運転開通(五二七)

十一月二十日 市電鶴舞公園、上前津間運転開通(五二七)

十二月六日 大津町線街路新設工事に着手(二七〇)

大正十三年(西曆一九二四年)

二月二十五日 大正十三年度予算市会第一日開会(五二二)

二月十四日 那古野公園残部を悉く名古屋市に移管(四三〇)都市計画第一号線西脇町、西日置町間道路竣工(五二二)

二月二十八日 都市計画事業費に対する第四回目の国庫補助交付通牒(五七三)

三月三十一日 新堀川記念橋架設竣工(五三〇)都市計画事業費に対する第五回目の国庫補助交付の通牒(五七三)

四月十一日 第一期都市計画第一号線門前町、上前津町間道路築造竣工(五三三)

五月一日 第一期都市計画街路事業中第一号線大池町七丁目地先に広場を設ける件公告(五一四)

六月十二日 川崎卓吉市長退任し九月二十五日まで後任市長決定せず(五〇九)

七月十三日 明道町線街路新設竣工(七〇)第一期都市計画第三号線丸田町地内道路築造竣工(五二四)

七月二十日 市電大津町線運転開通(五二七)

七月二十六日 第一期都市計画第五号線大津町線道路築造竣工(五二五)

八月一日 第一期都市計画第二号線の広場築造竣工(五二四)高岳線延長街路竣工(七〇)

八月十九日 第一期都市計画第一号線岩井町線街路新設竣工(七〇)

九月二十二日 堀川岩井橋創架竣工(五二〇)

十月一日 官報第三六三七号公告、本市五大幹線道路事業の受益者負担区、地帯及負担率定め(六一〇)十一月五日に至り其必要事項を本市が告示す(六一〇)

十月六日 東部連絡線街路追加及設計変更の認可指令(六一〇)

十一月八日 本市における都市計画事業に始めて受益者負担を課する旨公布(六一〇)三五大幹線この日を以て五大幹線道路事業着手の日となす(六一〇)公道地主、坪敷、地目の実地調査に着手(六一〇)

十一月十五日 東部連絡線街路新設工事着手(七〇)

十一月十八日 区役所において受益者負担金徴収事務取扱開始(六二二)

十二月二十七日 東部連絡線道路事業着手日は大正十三年二月六日とする旨を告示す(六一〇)

大正十四年(西曆一九二五年)

一月二十六日 五大幹線道路実測に着手し、十月十三日を以て終了(六二九)

三月三日 市会において受益者負担金徴収問題を取りあげたるも結局これを議決す(六四六)

三月十三日 田阪市長は受益者負担金問題について声明書発表(六四七)

三月十八日 都市計画事業費に対する第六回国庫補助交付通牒(五七四)

四月六日 本市都市計画事業受益者負担区劃及負担金額定む
(六一五)

四月七日 名古屋市は都市計画部を廃止すると同時に「土木部」
を新設し経理課・道路課・運河課・建築課の四課を置
く(七〇一)

十月十二日 覚王山線街路新設拡築工事に着手し昭和二年十月十日
竣工(二七〇)

十一月二十八日 運河新設改修とその道路、広場等にも受益者負担金を
課する旨公布即日施行(六八)

十二月十日 五大幹線に関する受益者負担金徴収の通知を発す、こ
れが都市計画事業に関する最初の受益者負担金徴収で
ある(六二八・六四五)

十二月二十五日 市電東郊線全線運転開始(五三三)

十二月三十一日 この日現在調査の本市内戸数十六万三千八百四十戸、
人口七十七万三千三十八人(三三八)

大正十五年(西曆一九二六年)

(昭和元年)

一月一日 都市計画に依る公園網は既設公園拡張と二十二箇の公
園新設決定(百二八)

一月九日 都市計画事業費に対する第七回国庫補助交付の通牒
(五七四)

一月十九日 都市計画覚王山線街路拡築工事に對する国庫補助交付
通牒あり、これで既成第一期都市計画街路事業に對す
る国庫補助総額百二十六万三千百四となる(五七五)

一月二十日 受益者負担滞納者に對し滞納処分を執行する旨の予告
を發す(六五五)

一月二十三日 二十六日兩日にわたって受益者負担義務者千六百余名
連署して一時負担金徴収猶予の申立をなす(六五五) 一月
二十七日市当局は督促状を發す(六五五)

一月三十日 受益者負担金に異議ありと主張せる負担義務者は岩田
宙造弁護士外二名を代理人として訴願す(六五七)

一月三十一日 二月一日の兩日にわたり区役所吏員は受益者負担金滞
納者(五百四以上の者)を歴訪して納入督促をなす
(六五九)

二月十二日 大正十五年度予算市会第一日開会(七三五)

三月一日 第一期都市計画事業五大幹線道路(附帯事業をふくむ)
全部完成す(五三三・五三七)

四月七日 受益者負担金分納額七十万八千八百十四円、人員五百
八十名に達す(六五九)

十月一日 都市計画中川運河開鑿着工、昭和五年十月二十五日開
通(二七三) 東海橋始四橋創架工事着手(二七三)

十月二日 陸橋千種橋創架着工、昭和二年十月十日竣工(二七〇)

十一月二日 区役所分掌事項中に「受益者負担金徴収に関する件」
の一項を加える(六二八)

十一月四日 午前六時より午後六時まで市内主要街路の交通量
(二五二)

十一月二十二日 受益者負担金に関する愛知県知事の裁決ある(六五七) 受
益者負担金に関する訴願人は昭和二年一月二十四日行
政訴訟を提起す(六七六) 本市は昭和二年五月十日参事会
の議決を経て行政訴訟に参加を申請し、同月十二日付
この許可通知を受ける(六七五)

年 号 表

年 号	改元月日	年 数 (西曆年数)	年 号	改元月日	年 数 (西曆年数)
慶 長	11.27	元 (1596) ~ 十九 (1614)	宝 曆	10.27	元 (1751) ~ 十三 (1763)
元 和	7.13	元 (1615) ~ 九 (1623)	明 和	6. 2	元 (1764) ~ 八 (1771)
寬 永	2.30	元 (1624) ~ 二十 (1643)	安 永	11.16	元 (1772) ~ 九 (1780)
正 保	12.16	元 (1644) ~ 四 (1647)	天 明	4. 2	元 (1781) ~ 八 (1788)
慶 安	2.15	元 (1648) ~ 四 (1651)	寬 政	1.25	元 (1789) ~ 十二 (1800)
承 応	2.18	元 (1652) ~ 三 (1654)	享 和	2. 5	元 (1801) ~ 三 (1803)
明 暦	4.13	元 (1655) ~ 三 (1657)	文 化	2.11	元 (1804) ~ 十四 (1817)
万 治	7.23	元 (1658) ~ 三 (1660)	文 政	4.22	元 (1818) ~ 十二 (1829)
寬 文	4.25	元 (1661) ~ 十二 (1672)	天 保	12.10	元 (1830) ~ 十四 (1843)
延 宝	9.21	元 (1673) ~ 八 (1680)	弘 化	12. 2	元 (1844) ~ 四 (1847)
天 和	9.29	元 (1681) ~ 三 (1683)	嘉 永	2.28	元 (1848) ~ 六 (1853)
貞 享	2.21	元 (1684) ~ 四 (1687)	安 政	11.27	元 (1854) ~ 六 (1859)
元 禄	9.30	元 (1688) ~ 十六 (1703)	万 延	3.18	元 (1860)
宝 永	3.13	元 (1704) ~ 七 (1710)	文 久	2.19	元 (1861) ~ 三 (1863)
正 徳	4.25	元 (1711) ~ 五 (1715)	元 治	2.20	元 (1864)
享 保	6.22	元 (1716) ~ 二十 (1735)	慶 応	4. 7	元 (1865) ~ 三 (1867)
元 文	4.28	元 (1736) ~ 五 (1740)	明 治	9. 8	元 (1868) ~ 四五 (1912) 七 月
寬 保	2.27	元 (1741) ~ 三 (1743)	大 正	7.30	元 (1912) ~ 十五 (1926) 十二 月
延 享	2.21	元 (1744) ~ 四 (1747)	昭 和	12.25	元 (1926) ~
寬 延	7.12	元 (1748) ~ 三 (1750)			

文献および資料

本書に関する事例は名古屋市史、愛知県史その他において部分的に散見し得るのみで、それを概括的にも取纏めて調査したものは、ほとんど皆無であつた。従つて本書の執筆に当り資料の調査および採訪に出かけたことはいうまでもないが、主として名古屋市役所保存文書類と筆者の所蔵する多岐にわたる資料および文献をもつて調査したものである。その数頗る多く一々掲げることは紙幅の關係上遺憾ながら省略し、ただ市役所保存の根本資料のみを左に掲げておくが、なお古い資料として、たとえば明治初期および中期時代の愛知県布達類聚、尾張の關係各郡誌、名古屋市会史等といえども殆ど手許のものであり、写真および図版も亦手許のものであることを断つて置く。次に参考に供した図書名をも掲げないが、その各編著者や作成者に深謝し敬意を表するものである。

小橋亮作

- 一、明治三十一年度、栄町通南久屋町以東道路改修敷地建物寄附取調帳
- 一、明治三十二年八月、瀬宜町通道路改修敷地建物調
- 一、明治三十三年度、御旅所横町道路改修一卷
- 一、自明治三十一年至明治三十五年、栄町通道路改修一卷
- 一、自明治三十四年度至明治三十五年度、広井南北道路改修工事回議綴
- 一、自明治三十七年度至明治三十七年度、広井南北道路書類
- 一、明治三十一年、兩年度、瀬宜町通道路改設工事回議
- 一、明治三十四年度、栄町通東端郡市境界より千種停車場に達する道路開設設計及關係一件書類
- 一、明治四十二年度、公園正門道路改修關係編冊
- 一、明治四十二年度、公園道路東部線改修工事一卷
- 一、明治三十九年度、精進川改修工事施行に関する書類（第二次工事の分）
- 一、自明治三十八年度至明治四十二年度、精進川改修工事竣工報告書
- 一、明治四十一年度、起臨時土木費道路改修回議綴

一、自明治四十一年四月至明治四十三年六月 公園道路改築関係書類

一、明治四十二年度土地に関する諸綴

一、明治四十二年庄内川水利組合関係書類

一、明治三十八年度精進川改修工事施行に関する書類(第一次工事の分)

一、明治四十年十月以降公園関係書類

一、臨時費精進川掘鑿及築土費護岸及物揚場費用水路改修費護岸修繕費書類綴

一、明治四十一年度長畝埋立書類綴

一、明治四十二年度記念橋架道橋書類編冊

一、明治四十二年度記念橋架道橋関係書類編冊

一、明治四十三年度女子師範学校敷地買収書類

一、明治四十四年熱田字六野新宮坂夜寒払下一件書類

一、明治四十四年起市区改正に関する書類綴(二冊)

一、大正元年度熱田東町字竹ヶ鼻道路新設関係書類

一、大正二年度熱田東町字五本松道路改修関係書類

類

一、大正二年女子師範学校入口道路開設関係書類

一、裏門前町地内道路改修書類

一、樋ノ口町道路歩払工事書類

一、大正四年度十二月起山口町線改修関係書類綴

一、大正四、五年度葵町線江川線南外堀町線土地収用一件書類

一、大正五年度西二葉町道路改修関係書類綴

以上のとおりである。その形態は一定せず用紙は美濃判美濃半截半紙半截等にして全部仮綴のみである。

(本書番号第 号)

名古屋都市計画史 上巻

不許複製

昭和三十三年七月一日発行

名古屋都市計画史 上巻奥付 (非売品)

編集者

名古屋市建設局

発行者

松本金吾

印刷所

株式会社 一誠社

印刷者

名古屋市中区南外堀町六丁目一丁目二十二番地
中尾 銈

発行所

名古屋市中区南外堀町六丁目一丁目

名古屋建設局

白鳥の筏

千辛萬

者詎知

岨峽良

筏日夜

びりり

浮きと

えりり

あとい

小吉種

本多山

音

音

白鳥河岸



世間華屋

鳳文

絶海無量

蘭皋

さとり

有園

松本ありり

千秦

よも

直通

水のあ

延女

あけ松本

久足

くわ

長彦

り

亀水

う

萬渚

鳴尾松

牛毛荒井
鳴尾の松の
名よりよくなる

日新まはるくえ

君之代小あゆ

子のりせーち

つゝ久末八名

浦風のきもあ

きさく程やく

心く子年あ

月

かりそ

おとこ

き

鳴尾松



人空り尾と長多百身あ

雷一 金 義 宗 義 守 種 清 全 意
二 松 毛 住 利 周 胤 治 亮 然